

株式等の振替に関する業務規程

制定 平成 20 年 8 月 15 日

目次

第 1 章 総則

第 1 節 目的等（第 1 条 - 第 5 条）

第 2 節 機構取扱対象株式等（第 6 条 - 第 11 条）

第 3 節 発行者の決定事項等の通知（第 12 条）

第 4 節 指定株主名簿管理人等、発行代理人、支払代理人及び資金決済会社（第 13 条 - 第 16 条）

第 5 節 機構加入者及び口座管理機関

第 1 款 振替口座簿の保存（第 17 条）

第 2 款 機構による口座開設手続等（第 18 条 - 第 23 条）

第 3 款 口座管理機関による口座開設手続等（第 24 条 - 第 25 条）

第 4 款 間接口座管理機関に係る機構の承認（第 26 条 - 第 30 条）

第 6 節 加入者情報に関する取扱い（第 31 条 - 第 33 条）

第 7 節 電磁的方法による通知又は請求等（第 34 条・第 35 条）

第 2 章 加入者集会及び加入者保護信託（第 36 条）

第 3 章 振替株式の振替等に関する取扱い

第 1 節 振替口座簿とその記録事項等（第 37 条 - 41 条）

第 2 節 新規記録手続

第 1 款 口座通知の取次ぎ（第 42 条 - 第 48 条）

第 2 款 新規記録手続

第 1 目 取扱開始時の新規記録手続（第 49 条・第 50 条）

第 2 目 振替株式の発行時の新規記録手続（第 51 条・第 52 条）

第 3 節 振替手続

第 1 款 振替の申請及び振替口座簿への記録等（第 53 条 - 56 条）

第 2 款 機構における振替手続の特例（第 57 条 - 59 条）

第 3 款 振替の制限の取扱い（第 60 条）

第 4 節 取得請求権付株式の取得請求に係る手続（第 61 条 - 第 64 条）

第 5 節 単元未満株式の買取請求及び売渡請求に係る手続

第 1 款 単元未満株式の買取請求に係る手続（第 65 条 - 第 69 条）

第 2 款 単元未満株式の売渡請求に係る手続（第 70 条 - 第 74 条）

第 6 節 抹消手続

第 1 款 一部抹消手続（第 75 条・第 76 条）

第 2 款 全部抹消手続（第 77 条）

第 7 節 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の取得に係る手続

- 第 1 款 取得条項付株式である振替株式の一部取得等 (第 78 条・第 79 条)
 - 第 2 款 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式の全部取得等
(第 80 条 - 第 85 条)
 - 第 8 節 株式の消却に係る手続 (第 86 条)
 - 第 9 節 株式の併合に係る手続 (第 87 条・第 88 条)
 - 第 10 節 株式の分割に係る手続 (第 89 条 - 第 91 条)
 - 第 11 節 株式無償割当てに係る手続 (第 92 条・第 93 条)
 - 第 12 節 会社の組織再編に係る手続
 - 第 1 款 合併、株式交換又は株式移転に係る手続 (第 94 条 - 第 101 条)
 - 第 2 款 会社分割に係る手続 (第 102 条 - 第 107 条)
 - 第 13 節 株主名簿に記載又は記録をすべき事項に関する申出等に関する取扱い
 - 第 1 款 特別株主の申出 (第 108 条 - 第 115 条)
 - 第 2 款 特別株主の申出の簡略化の取扱い (第 116 条 - 第 122 条)
 - 第 3 款 登録株式質権者となるべき旨の申出 (第 123 条 - 第 130 条)
 - 第 4 款 信託財産名義の取扱い (第 131 条 - 第 137 条)
 - 第 14 節 振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続(第 138 条 - 第 140 条)
 - 第 15 節 超過記載又は記録に係る義務の履行 (第 141 条 - 第 143 条)
 - 第 16 節 総株主通知に係る手続
 - 第 1 款 総株主通知 (第 144 条 - 第 152 条)
 - 第 2 款 外国人保有制限銘柄に関する名義書換拒否結果の通知 (第 153 条)
 - 第 17 節 個別株主通知に係る手続 (第 154 条・第 155 条)
 - 第 18 節 発行者による情報提供請求に関する取扱い (第 156 条 - 158 条)
 - 第 19 節 担保株式に関する取扱い (第 159 条 - 第 163 条)
 - 第 20 節 外国人保有制限銘柄についての期中公表に関する取扱い (第 164 条・第 165 条)
 - 第 21 節 配当金に関する取扱い (第 166 条 - 第 170 条)
 - 第 22 節 振替株式の取扱廃止時の取扱い (第 171 条)
 - 第 23 節 振替株式の内容の提供 (第 172 条)
- 第 4 章 振替新株予約権付社債の振替等に関する取扱い
- 第 1 節 振替口座簿とその記録事項等 (第 173 条 - 第 177 条)
 - 第 2 節 銘柄情報の通知及び変更に関する取扱い (第 178 条・第 179 条)
 - 第 3 節 新規記録手続 (第 180 条・第 181 条)
 - 第 4 節 振替手続
 - 第 1 款 振替の申請及び振替口座簿への記録等 (第 182 条 - 第 185 条)
 - 第 2 款 機構における振替手続の特例 (第 186 条 - 第 188 条)

- 第3款 振替の制限の取扱い(第189条)
 - 第5節 抹消に関する取扱い
 - 第1款 一部抹消手続(第190条・第191条)
 - 第2款 全部抹消手続(第192条)
 - 第6節 元利金支払いに係る手続(第193条 - 第205条)
 - 第7節 繰上償還に係る手続(第206条 - 第210条)
 - 第8節 振替新株予約権付社債の買入消却に関する取扱い(第211条)
 - 第9節 振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に係る手続(第212条 - 第215条)
 - 第10節 取得条項付新株予約権付社債の取得に係る手続
 - 第1款 取得条項付新株予約権付社債である振替新株予約権付社債の一部取得等(第216条・第217条)
 - 第2款 取得条項付新株予約権付社債である振替新株予約権付社債の全部取得等(第218条 - 第222条)
 - 第11節 新株予約権付社債無償割当てに係る手続(第223条・第224条)
 - 第12節 新株予約権付社債の承継に係る手続(第225条 - 第229条)
 - 第13節 信託財産名義の取扱い(第230条 - 第233条)
 - 第14節 振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続(第234条 - 第236条)
 - 第15節 超過記載又は記録に係る義務の履行(第237条 - 第239条)
 - 第16節 総新株予約権付社債権者通知に係る手続(第240条 - 第247条)
 - 第17節 担保新株予約権付社債に関する取扱い(第248条 - 第252条)
 - 第18節 社債権者集会における議決権行使等のための証明書の取扱い(第253条 - 第255条)
 - 第19節 振替新株予約権付社債の取扱廃止時の取扱い(第256条 - 第260条)
 - 第20節 振替新株予約権付社債の内容の提供(第261条)
- 第5章 振替新株予約権の振替等に関する取扱い
- 第1節 振替株式に係る規定の準用(第262条)
 - 第2節 振替新株予約権付社債に係る規定の準用(第263条)
 - 第3節 振替新株予約権の行使期間満了に伴う抹消手続(第264条)
 - 第4節 振替新株予約権の行使に係る手続(第265条 - 第268条)
 - 第5節 新株予約権無償割当てに係る手続(第269条・第270条)
- 第6章 振替投資口の振替等に関する取扱い(第271条)
- 第7章 協同組織金融機関の振替優先出資の振替等に関する取扱い(第272条)
- 第8章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い
- 第1節 振替口座簿とその記録事項等(第273条・第274条)

- 第2節 新規記録手続(第275条・第276条)
- 第3節 振替手続(第277条)
- 第4節 抹消手続(第278条)
- 第5節 振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続(第279条)
- 第6節 超過記載又は記録に係る義務の履行(第280条 - 第282条)
- 第7節 受益者登録の請求等(第283条)
- 第8節 振替投資信託受益権の取扱廃止時の取扱い(第284条)
- 第9節 振替投資信託受益権の内容の提供(第285条)
- 第9章 手数料(第286条)
- 第10章 雑則(第287条 - 第295条)
- 附則

第1章 総則

第1節 目的等

(目的)

第1条 この規程は、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「法」という。)第3条第1項の指定を受けた株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)が行う株式等(第2条第2号に規定する株式等をいう。次条第1号において同じ。)の振替に関する業務(以下「株式等振替業」という。)の実施に関し必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 株式等振替制度 株式等振替業に係る株式等の振替の仕組みをいう。
- (2) 株式等 法第2条第1項第8号及び第12号から第16号までに掲げるもの(社債等振替制度(社債等に関する業務規程第2条第1号に規定する社債等振替制度をいう。)で取り扱うものを除く。)をいう。
- (3) 振替株式 株式等振替制度で取り扱う株式(法第2条第1項第12号に規定する株式をいう。以下同じ。)をいう。
- (4) 振替新株予約権 株式等振替制度で取り扱う新株予約権(法第2条第1項第13号に規定する新株予約権をいう。以下同じ。)をいう。
- (5) 振替新株予約権付社債 株式等振替制度で取り扱う新株予約権付社債(法第2条第1項第14号に規定する新株予約権付社債をいう。以下同じ。)をいう。
- (6) 振替投資口 株式等振替制度で取り扱う投資口(法第2条第1項第15号に規定す

- る投資口をいう。以下同じ。)をいう。
- (7) 振替優先出資 株式等振替制度で取り扱う協同組織金融機関の優先出資(法第2条第1項第16号に規定する優先出資をいう。以下同じ。)をいう。
 - (8) 振替投資信託受益権 株式等振替制度で取り扱う投資信託受益権(法第2条第1項第8号に規定する投資信託の受益権をいう。以下同じ。)をいう。
 - (9) 振替株式等 振替株式、振替新株予約権、振替新株予約権付社債、振替投資口、振替優先出資及び振替投資信託受益権をいう。
 - (10) 外国人保有制限銘柄 放送法(昭和25年法律第132号)第52条の8第1項に規定する一般放送事業者(同法第2条第3号の5に規定する委託放送事業者を含む。)若しくは同法第52条の32第1項に規定する認定放送持株会社、航空法(昭和27年法律第231号)第120条の2第1項に規定する本邦航空運送事業者若しくは同項に規定するその持株会社等又は日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第1条に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。)が発行する振替株式をいう。
 - (11) 機構関与銘柄 第4章第6節(第205条を除く。)の規定により元利金の支払いが行われる振替新株予約権付社債をいう。
 - (12) 口座管理機関 第24条の規定により他の者のために振替株式等の振替を行うための口座を開設した者をいう。
 - (13) 直接口座管理機関 口座管理機関のうち、第18条の規定により機構から顧客口(第33号に規定する顧客口をいう。次号及び第21号において同じ。)の開設を受けた者をいう。
 - (14) 間接口座管理機関 口座管理機関のうち、第26条の規定により機構の承認を受けた者であって他の口座管理機関から顧客口の開設を受けたものをいう。
 - (15) 振替機関等 機構及び口座管理機関をいう。
 - (16) 加入者 第18条又は第24条の規定により振替機関等から振替株式等の振替を行うための口座の開設を受けた者をいう。
 - (17) 機構加入者 加入者のうち、第18条の規定により機構から振替株式等の振替を行うための口座の開設を受けた者をいう。
 - (18) 振替口座簿 振替機関等が作成する振替株式等の振替を行うための振替口座簿をいう。
 - (19) 直近上位機関 加入者にとってその口座が開設されている振替機関等をいう。
 - (20) 上位機関 次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 直近上位機関
 - ロ 直近上位機関の直近上位機関
 - ハ 前口又はこのハの規定により上位機関に該当するものの直近上位機関
 - (21) 直近下位機関 振替機関等が第18条又は第24条の規定により顧客口を開設した

- 口座管理機関をいう。
- (22) 下位機関 次のいずれかに該当するものをいう。
- イ 直近下位機関
 - ロ 直近下位機関の直近下位機関
 - ハ 前口又はこの八の規定により下位機関に該当するものの直近下位機関
- (23) 共通直近上位機関 複数の加入者に共通する上位機関であって、その下位機関のうち当該各加入者に共通する上位機関がないものをいう。
- (24) 資金決済会社 加入者又は発行者のために、振替株式等の新規記録(第52条第1項(第271条第1項及び第272条第1項において読み替えて準用する場合を含む。))又は第181条第1項の新規記録をいう。)又は振替新株予約権付社債の抹消(第204条第3項の抹消をいう。第30号において同じ。))及び元利払い(第204条第1項の元利払いをいう。)に伴う資金決済を行う者として、あらかじめ機構が登録した者をいう。
- (25) 払込取扱銀行 振替株式等の発行者が定めた払込みの取扱いの場所である金融機関をいう。
- (26) 株主名簿管理人 会社法(平成17年法律第86号)第123条に規定する株主名簿管理人をいう。
- (27) 投資主名簿等管理人 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第166条第2項第8号に規定する投資主名簿等管理人をいう。
- (28) 優先出資者名簿管理人 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年法律第44号)第25条第2項に規定する優先出資者名簿管理人をいう。
- (29) 発行代理人 発行者の代理人として、この規程の定めるところにより振替新株予約権付社債の新規記録(第180条第1項第8号又は第181条第1項に規定する新規記録をいう。次号において同じ。))に関する手続を行う者として、あらかじめ機構が指定した者をいう。
- (30) 支払代理人 発行者の代理人として、この規程の定めるところにより振替新株予約権付社債に係る新規記録後から抹消までの手続を行う者として、あらかじめ機構が指定した者をいう。
- (31) 機構加入者口座 機構が第18条第1項の口座開設の申請に基づき同条第3項の規定により開設するすべての振替株式等の振替を行うための口座をいう。
- (32) 自己口 振替口座簿中の加入者の口座のうち、当該加入者が振替株式等についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座をいう。
- (33) 顧客口 振替口座簿中の口座管理機関の口座のうち、当該口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替株式等についての権利を有するものを記載し、又は記録する口座をいう。
- (34) 保有欄 加入者の自己口の法第129条第3項第3号(法第228条第1項及び第235

条第1項において読み替えて準用する場合を含む。) 第165条第3項第3号、第194条第3項第3号又は第121条において読み替えて準用する第68条第3項第3号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄をいう。

(35) 質権欄 加入者の自己口の法第129条第3項第4号(法第228条第1項及び第235条第1項において読み替えて準用する場合を含む。) 第165条第3項第4号、第194条第3項第4号又は第121条において読み替えて準用する第68条第3項第4号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄をいう。

(36) 口座種別 機構加入者口座における自己口又は顧客口の別をいう。

(37) 属性区分 機構加入者口座において、機構加入者が質権者であるときの質権の目的である振替株式等その他の機構が定める振替株式等を、それ以外の振替株式等と区別するための区分をいう。

(38) 保有口 機構加入者口座の自己口に記録をすべき振替株式等(質権の目的であるものを除く。)を記録する欄(第40号に規定する欄及び第42号に規定する欄を除く。)の属性区分をいう。

(39) 質権口 機構加入者が質権者であるときに、機構加入者口座の自己口に記録をすべき振替株式等(質権の目的であるものに限る。)を記録する欄(第41号に規定する欄を除く。)の属性区分をいう。

(40) 信託口 機構加入者が信託の受託者であるときに、機構加入者口座の自己口に記録をすべき振替株式等(質権の目的であるものを除く。)のうち信託財産であるものに限り記録する欄の属性区分をいう。

(41) 質権信託口 機構加入者が質権者であり、かつ信託の受託者であるときに、機構加入者口座の自己口に記録をすべき振替株式等(質権の目的であるものに限る。)のうち信託財産であるものに限り記録する欄の属性区分をいう。

(42) 担保専用口 機構加入者口座の自己口(質権口又は質権信託口を除く。)に記録をすべき振替株式等(振替株式、振替投資口又は振替優先出資については、第116条第1項(第271条第1項及び第272条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別株主(法第151条第2項第1号に規定する特別株主をいう。以下同じ。) 特別投資主(法第228条第1項において読み替えて準用する第151条第2項第1号に規定する特別投資主をいう。以下同じ。)又は特別優先出資者(法第235条第1項において読み替えて準用する第151条第2項第1号に規定する特別優先出資者をいう。以下同じ。)の申出があったものとして取り扱うものに限る。)に限り記録する欄の属性区分をいう。

(43) 顧客口(属性区分) 機構加入者口座の顧客口に記録をすべき振替株式等を記録する欄(次号に規定する欄を除く。)の属性区分をいう。

(44) 外国人株式記録口 機構加入者口座の顧客口に記録をすべき振替株式等のうち、株主が外国人保有制限銘柄の直接外国人(第37条第2項第8号に規定する直接外国

人をいう。)であるものに限り記録する欄の属性区分をいう。

- (45) 区分口座 口座種別、属性区分及び番号の組み合わせで識別される機構加入者口座の内訳区分をいう。
- (46) 機関口座 第 141 条 (第 262 条、第 271 条第 1 項及び第 272 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。) 第 237 条及び第 280 条に規定する機構の義務を履行する目的のために機構が開設する、機構が自己のために振替株式等の振替を行うための口座をいう。
- (47) 特別株主管理簿 第 110 条各号に掲げる事項を記載し、又は記録する帳簿をいう。
- (48) 特別投資主管理簿 第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 110 条各号に掲げる事項を記載し、又は記録する帳簿をいう。
- (49) 特別優先出資者管理簿 第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 110 条各号に掲げる事項を記載し、又は記録する帳簿をいう。
- (50) 登録株式質権者管理簿 第 125 条各号に掲げる事項を記載し、又は記録する帳簿をいう。
- (51) 登録投資口質権者管理簿 第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 125 条各号に掲げる事項を記載し、又は記録する帳簿をいう。
- (52) 登録優先出資質権者管理簿 第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 125 条各号に掲げる事項を記載し、又は記録する帳簿をいう。
- (53) 信託財産名義管理簿 第 133 条各号 (第 271 条第 1 項及び第 272 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。) 又は第 232 条第 1 項各号 (第 263 条において読み替えて準用する場合を含む。) に掲げる事項を記載し、又は記録する帳簿をいう。

(業務の取扱時間)

第 3 条 株式等振替業に係る取扱時間は、この規程及びこの規程に基づき定める規則 (以下単に「規則」という。) に別に定めるところを除くほか、午前 9 時から午後 5 時までとする。

- 2 機構は、必要があると認める場合には、業務の取扱時間を臨時に変更することができる。この場合において、機構は、あらかじめ、振替株式等の発行者 (株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人が選任されている場合には、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人。次条及び第 5 条において同じ。) 発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関及び資金決済会社に対し、その旨を通知する。

(休業日等)

第 4 条 株式等振替業に係る休業日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日

(3) 1 月 2 日及び 3 日並びに 12 月 31 日

- 2 機構は、必要があると認める場合には、前項の休業日以外の臨時休業日又は同項の休業日に係る臨時業務取扱日を定めることができる。この場合において、機構は、あらかじめ、振替株式等の発行者、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関及び資金決済会社に対し、その旨を通知する。

(業務の臨時停止)

第 5 条 機構は、必要があると認める場合には、業務の全部又は一部を臨時に停止することができる。この場合において、機構は、速やかに、振替株式等の発行者、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関及び資金決済会社に対し、その旨を通知する。

第 2 節 機構取扱対象株式等

(機構取扱対象株式等)

第 6 条 機構は、株式等のうち次に掲げるもの (以下「機構取扱対象株式等」という。) であって次条第 1 項の同意を得たものを株式等振替業において取り扱うものとする。

(1) 有価証券市場を開設する金融商品取引所 (以下単に「金融商品取引所」という。)

に上場されている株式又は上場する予定の株式のうち規則で定める要件を満たすもの

(2) 日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている株式であって規則で定める要件を満たすもの

(3) 金融商品取引所に上場されている新株予約権又は上場する予定の新株予約権のうち規則で定める要件を満たすもの

(4) 前号に掲げる新株予約権以外の新株予約権であって規則で定める要件のすべてを満たすもの (以下「総額買取型新株予約権」という。)

(5) 金融商品取引所に上場されている新株予約権付社債又は上場する予定の新株予約権付社債のうち規則で定める要件を満たすもの

(6) 前号に掲げる新株予約権付社債以外の新株予約権付社債であって次に掲げるもの (次号に掲げるものを除く。)

イ 金融商品取引所に上場されていた新株予約権付社債 (その発行者が新株予約権付社債についての期限の利益を喪失している場合を除く。)

ロ 前イに掲げる新株予約権付社債以外の新株予約権付社債であり、かつ、規則で定める要件をすべて満たすものであって、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債に係る社債であるもの (以下「総額買取型新株予約権付社債」という。)

- (7) 日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている新株予約権付社債であって規則で定める要件を満たすもの
- (8) 金融商品取引所に上場されている投資口又は上場する予定の投資口のうち規則で定める要件を満たすもの
- (9) 金融商品取引所に上場されている優先出資又は上場する予定の優先出資のうち規則で定める要件を満たすもの
- (10) 金融商品取引所に上場されている投資信託受益権又は上場する予定の投資信託受益権のうち規則で定める要件を満たすもの

(発行者の同意)

第7条 機構は、機構取扱対象株式等につき取扱いを開始する場合には、あらかじめ、当該機構取扱対象株式等の発行者から書面により法第13条第1項に規定する同意を得るものとする。

2 前項の書面その他同意に関し必要な事項は、規則で定める。

(取扱開始日等の通知)

第8条 機構は、前条第1項の同意を得た機構取扱対象株式等(以下この条において「同意済機構取扱対象株式等」という。)について、その取扱いを開始する日(以下「取扱開始日」という。)を定めたときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を通知する。

- (1) 当該同意を与えた発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人若しくは優先出資者名簿管理人又は発行代理人が選任されている場合には、株主名簿管理人、投資主名簿管理人若しくは優先出資者名簿管理人又は発行代理人を含む。第10条第1号において同じ。) 当該発行者の発行する同意済機構取扱対象株式等の取扱いをする旨、取扱開始日及び記録開始日(振替株式等について振替口座簿への増加の記載又は記録を開始する日をいう。以下同じ。)
- (2) 機構加入者及び間接口座管理機関 取扱いをする同意済機構取扱対象株式等の銘柄(法第129条第3項第2号(法第228条第1項及び第235条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)、第165条第3項第2号、第194条第3項第2号又は第121条において読み替えて準用する第68条第3項第2号に規定する銘柄をいう。以下この節において同じ。)、取扱開始日及び記録開始日その他規則で定める事項

(株式等の取扱いの廃止)

第9条 機構は、特定の銘柄の振替株式等が機構取扱対象株式等に該当しなくなった場合その他規則で定める事由に該当することとなった場合には、規則で定める日において、当該振替株式等の取扱いを廃止する。

- 2 前項の規定にかかわらず、機構は、同項の振替株式等の取扱いを継続する必要があると認めるときは、機構が別に定める日まで、その取扱いを継続するものとする。

(取扱廃止日等の通知)

第 10 条 機構は、特定の銘柄の振替株式等についての取扱いを廃止することとしたときは、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を通知する。

- (1) 振替株式等の発行者 振替株式等の取扱いを廃止する旨及び取扱いを廃止する日(以下「取扱廃止日」という。)その他機構が定める事項
- (2) 機構加入者及び間接口座管理機関 取扱いを廃止する振替株式等の銘柄及び取扱いを廃止する日その他規則で定める事項

(発行者が法令等に違反した場合の措置)

第 11 条 機構は、振替株式等の発行者が次の各号のいずれかに該当した場合には、取締役会の決議に基づき、当該発行者に対し、戒告の処分を行うことができる。この場合において、機構は、当該処分を行なったときは、遅滞なく、その旨を公表する。

- (1) 法令、法令に基づく行政官庁の処分、この規程、規則又は第 292 条の規定により機構が定めるところに違反した場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、株式等振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合
- 2 機構は、振替株式等の発行者が前項各号に掲げる場合に該当し、当該発行者の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該発行者に対し、株式等振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた発行者は、速やかに、機構に対し、書面により、業務方法の改善措置に係る報告を行わなければならない。

第 3 節 発行者の決定事項等の通知

(発行者の決定事項等の通知)

第 12 条 振替株式等の発行者は、株式の分割の決定、株式の併合の決定、合併、株式交換若しくは株式移転の決定又は基準日の設定その他の規則で定める事項について、決議若しくは決定を行った場合又は生じた場合には、機構に対し、規則で定めるところにより、その内容を通知しなければならない。

- 2 前項の通知があった場合には、機構は、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、その内容を通知する。

第 4 節 指定株主名簿管理人等、発行代理人、支払代理人及び資金決済会社

(指定株主名簿管理人等)

第 13 条 振替株式等の発行者の株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人(以下この条において「指定株主名簿管理人等」という。)になろうとする者(法人であって、第 49 条第 1 項(第 271 条第 1 項及び第 272 条第 1 項において準用する場合を含む。)の通知の発出及び第 149 条第 1 項(第 271 条第 1 項及び第 272 条第 1 項において準用する場合を含む。)の通知の受理その他の事務について当該発行者に代わって機構との間の手続を行う者に限る。)は、機構に対し、規則で定めるところにより、指定株主名簿管理人等としての申請を行わなければならない。

2 前項の申請があった場合において、機構は、申請者が機構との間で株式等振替業に係る株主名簿管理人等としての業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有するものと認めるときは、指定株主名簿管理人等としての指定を行う。

3 機構は、前項の指定を行った場合には、その旨を公表する。

4 指定株主名簿管理人等は、第 1 項の申請に際し機構に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。

5 指定株主名簿管理人等は、指定株主名簿管理人等としての指定の取消しを受けようとする場合には、機構に対し、その旨を申し出なければならない。

6 機構は、指定株主名簿管理人等が次の各号のいずれかに該当した場合には、取締役会の決議に基づき、当該指定株主名簿管理人等に対し、指定株主名簿管理人等としての指定の取消し又は戒告の処分を行うことができる。

(1) 法令、法令に基づく行政官庁の処分、この規程、規則又は第 292 条の規定により機構が定めるところに違反した場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、株式等振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合

7 機構は、前項の規定により指定株主名簿管理人等としての指定を取り消す場合には、あらかじめ、当該指定株主名簿管理人等に対し、その取消しの日を通知する。

8 機構は、第 5 項の申出により指定株主名簿管理人等としての指定を取り消す場合又は前項に規定する場合には、あらかじめ、振替株式等の発行者、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、指定を取り消す指定株主名簿管理人等の商号又は名称及びその取消しの日その他規則で定める事項を通知する。

9 機構は、第 5 項の申出により指定株主名簿管理人等としての指定を取り消した場合又は第 6 項に規定する処分を行った場合には、遅滞なく、その旨を公表する。

10 機構は、指定株主名簿管理人等が第 6 項各号に掲げる場合に該当し、当該指定株主名簿管理人等の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該指定株主名簿管理人等に対し、株式等振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた指定株主名簿管理人等は、速やかに、機構に対し、書面により、業務方法の改善措置に係る報告を行わなければならない。

(発行代理人)

第 14 条 振替新株予約権付社債の新規記録(第 2 条第 29 号に規定する新規記録をいう。次項及び次条第 1 項において同じ。)に関する手続について、発行者に代わって機構との間の手続を行おうとする者(法人に限る。)は、あらかじめ、機構に対し、規則で定めるところにより、発行代理人としての申請を行わなければならない。

2 前項の申請があった場合において、機構は、申請者が機構との間で振替新株予約権付社債の新規記録に係る業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有するものと認めるときは、発行代理人としての指定を行う。

3 機構は、前項の指定を行った場合には、その旨を公表する。

4 発行代理人は、第 1 項の申請に際し機構に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。

5 発行代理人は、発行代理人としての指定の取消しを受けようとする場合には、機構に対し、その旨を申し出なければならない。

6 機構は、発行代理人が次の各号のいずれかに該当した場合には、取締役会の決議に基づき、当該発行代理人に対し、発行代理人としての指定の取消し又は戒告の処分を行うことができる。

(1) 法令、法令に基づく行政官庁の処分、この規程、規則又は第 292 条の規定により機構が定めるところに違反した場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、株式等振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合

7 機構は、前項の規定により発行代理人の指定を取り消す場合には、あらかじめ、当該発行代理人に対し、その取消しの日を通知する。

8 機構は、第 5 項の申出により発行代理人の指定を取り消す場合又は前項に規定する場合には、あらかじめ、振替株式等の発行者、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、指定を取り消す発行代理人の商号又は名称及びその取消しの日その他規則で定める事項を通知する。

9 機構は、第 5 項の申出により発行代理人の指定を取り消した場合又は第 6 項に規定する処分を行った場合には、遅滞なく、その旨を公表する。

10 機構は、発行代理人が第 6 項各号に掲げる場合に該当し、当該発行代理人の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該発行代理人に対し、株式等振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた発行代理人は、速やかに、機構に対し、書面により、業務方法の改善措置に係る報告を行わなければならない。

(支払代理人)

第 15 条 振替新株予約権付社債の新規記録後から抹消(第 2 条第 24 号に規定する抹消を

- いう。次条第3項において同じ。)までの手続(次項において「抹消等」という。)について、発行者に代わって機構との間の手続を行おうとする者(法人に限る。)は、機構に対し、規則で定めるところにより、支払代理人としての申請を行わなければならない。
- 2 前項の申請があった場合において、機構は、申請者が機構との間で振替新株予約権付社債の抹消等に係る業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有するものと認めるときは、支払代理人としての指定を行う。
 - 3 機構は、前項の指定を行った場合には、その旨を公表する。
 - 4 支払代理人は、第1項の申請に際し機構に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。
 - 5 支払代理人は、支払代理人としての指定の取消しを受けようとする場合には、機構に対し、その旨を申し出なければならない。
 - 6 機構は、支払代理人が次の各号のいずれかに該当した場合には、取締役会の決議に基づき、当該支払代理人に対し、支払代理人としての指定の取消し又は戒告の処分を行うことができる。
 - (1) 法令、法令に基づく行政官庁の処分、この規程、規則又は第292条の規定により機構が定めるところに違反した場合
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、株式等振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合
 - 7 機構は、前項の規定により支払代理人の指定を取り消す場合には、あらかじめ、当該支払代理人に対し、その取消しの日を通知する。
 - 8 機構は、第5項の申出により支払代理人の指定を取り消す場合又は前項に規定する場合には、あらかじめ、振替株式等の発行者、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、指定を取り消す支払代理人の商号又は名称及びその取消しの日その他規則で定める事項を通知する。
 - 9 機構は、第5項の申出により支払代理人の指定を取り消した場合又は第6項に規定する処分を行った場合には、遅滞なく、その旨を公表する。
 - 10 機構は、支払代理人が第6項各号に掲げる場合に該当し、当該支払代理人の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該支払代理人に対し、株式等振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた支払代理人は、速やかに、機構に対し、書面により、業務方法の改善措置に係る報告を行わなければならない。

(資金決済会社)

第16条 機構は、日本銀行の当座勘定取引先であり、かつ、日本銀行金融ネットワークシステム(以下「日銀ネット」という。)のオンライン取引先を有する金融機関等から、規則で定めるところにより、資金決済会社としての登録の申出があったときは、資金決済会社登録簿(資金決済会社を登録するための機構が備える帳簿をいう。以下同じ。)にそ

- の商号又は名称及び住所その他機構が定める事項を登録する。
- 2 機構は、前項の登録を行った場合には、その旨を公表する。
 - 3 資金決済会社は、加入者又は発行者のために、振替株式等の新規記録（第2条第24号に規定する新規記録をいう。）又は抹消に係る資金決済をDVP方式（機構が振替株式等の新規記録又は抹消に係る資金決済が日本銀行において行われたことの確認をもって機構加入者口座について新規記録又は抹消を行う仕組みをいう。以下この条において同じ。）により行う場合には、日銀ネットを利用しなければならない。
 - 4 発行時DVP払込取扱銀行（第52条第2項に規定する発行時DVP払込取扱銀行をいう。）は、第1項の登録を受けた者でなければならない。
 - 5 機構は、DVP方式による資金決済を円滑に行うために必要があると認めるときは、資金決済会社に対し、当該資金決済会社が日銀ネットを利用して行う資金決済に関し、問合せを行うことができる。
 - 6 前項の問合せを受けた資金決済会社は、資金決済を依頼した者に対する照会等の必要な措置を執らなければならない。
 - 7 資金決済会社は、第1項の申出に際し機構に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。この場合において、機構は、当該変更の内容を資金決済会社登録簿に登録する。
 - 8 資金決済会社は、資金決済会社としての登録の抹消を受けようとする場合には、機構に対し、その旨を申し出なければならない。
 - 9 機構は、資金決済会社が次の各号のいずれかに該当した場合には、取締役会の決議に基づき、当該資金決済会社に対し、資金決済会社としての登録の抹消又は戒告の処分を行うことができる。
 - （1）法令、法令に基づく行政官庁の処分、この規程、規則又は第292条の規定により機構が定めるところに違反した場合
 - （2）前号に掲げる場合のほか、株式等振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合
 - 10 機構は、前項の規定により資金決済会社の登録を抹消する場合には、あらかじめ、当該資金決済会社に対し、その登録を抹消する日を通知する。
 - 11 機構は、第8項の申出により資金決済会社としての登録を抹消する場合又は前項に規定する場合には、あらかじめ、振替株式等の発行者、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、登録を抹消する資金決済会社の商号又は名称及びその抹消の日その他規則で定める事項を通知する。
 - 12 機構は、第8項の申出により資金決済会社としての登録を抹消した場合又は第9項に規定する処分を行った場合には、遅滞なく、その旨を公表する。
 - 13 機構は、資金決済会社が第9項各号に掲げる場合に該当し、当該資金決済会社の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該資金決済会社に対し、株式等振替業に係る業務

方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた資金決済会社は、速やかに、機構に対し、書面により、業務方法の改善措置に係る報告を行わなければならない。

第5節 機構加入者及び口座管理機関

第1款 振替口座簿の保存

(振替口座簿の保存)

第17条 振替機関等は、その備える振替口座簿を適正かつ確実に保存しなければならない。ただし、作成後10年を経過したものについては、その記載若しくは記録を削除し、又はその記載若しくは記録に係る部分を廃棄することができる。

第2款 機構による口座開設手続等

(機構加入者口座の開設)

第18条 機構から振替株式等の振替を行うための口座の開設を受けようとする者(以下「機構加入申請者」という。)は、機構に対し、規則で定めるところにより、口座開設の申請をしなければならない。

2 前項の申請は、機構の取り扱うすべての機構取扱対象株式等についての記録をする機構加入者口座の開設を目的として行わなければならない。

3 第1項の申請があった場合には、機構は、当該機構加入申請者が次に掲げる基準に適合するものと認めるときは、その者のために機構加入者口座を開設する。

(1) 当該機構加入申請者が法第44条第1項各号に掲げる者(ただし、同項第13号に掲げる者については、機構が特に認める場合に限る。)又は機構が特に認める者(法人に限る。)であること。

(2) 当該機構加入申請者が機構加入者となることにより、株式等振替制度の信用が害され、又はその円滑な運営が阻害されるおそれがないこと。

(3) 当該機構加入申請者がその利用する資金決済会社を置くこと。

4 機構加入申請者は、口座開設の申請に際し、機構に対し、当該者の登記事項証明書その他の規則で定める書類を提出しなければならない。この場合において、機構は、犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)に規定する方法により、本人であることの確認を行う。

5 機構は、機構加入申請者のために機構加入者口座を開設することとした場合には、遅滞なく、当該機構加入者口座の開設を受ける機構加入申請者に対し、口座を開設する日(以下「口座開設日」という。)機構加入者口座の属性区分及び利用目的その他の規則

で定める事項を通知する。

- 6 機構は、機構加入者口座を開設することとした場合には、あらかじめ、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、当該機構加入者口座の開設を受ける者の商号又は名称及びその口座開設日その他の規則で定める事項を通知する。
- 7 機構は、新たに機構加入者となった者が生じたときは、その旨を公表する。

(口座の種別)

第 19 条 機構加入者口座には、次に掲げる種別を設ける。

- (1) 自己口
 - (2) 顧客口
- 2 法第 44 条第 1 項各号に掲げる者以外の者が開設を受けることのできる機構加入者口座は、前項第 1 号の種別に係るものに限る。
 - 3 機構加入者又は機構加入申請者は、機構に対し、機構加入者口座に複数の区分口座を設定することを申請することができる。
 - 4 前項の申請をする者は、当該申請に際し、機構に対し、規則で定める書類を提出しなければならない。
 - 5 区分口座は、機構と機構加入者との間の業務処理においては、独立した口座として取り扱う。
 - 6 機構は、区分口座ごとに、加入者情報登録簿(第 31 条第 5 項に規定する加入者情報登録簿をいう。以下この節において同じ。)に当該区分口座に係る機構加入者についての加入者情報(同条第 1 項に規定する加入者情報をいう。以下この節において同じ。)を登録する。

(届出事項に変更があった場合等)

- 第 20 条 機構加入者は、第 18 条第 1 項の申請に際し機構に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。
- 2 機構は、前項の規定により機構加入者の商号又は名称に変更があったことを知った場合には、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、その旨を通知する。
 - 3 機構加入者は、第 18 条第 3 項第 1 号に掲げる者に該当しなくなった場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。

(機構加入者口座の廃止)

- 第 21 条 機構加入者は、機構に対し、規則で定めるところにより、機構加入者口座の廃止を申請することができる。この場合において、当該申請は、その廃止の日として希望する日の 1 か月前までにしなければならない。
- 2 機構は、機構加入者が次に掲げるいずれかの場合に該当したときは、当該機構加入者

の機構加入者口座を廃止する。

(1) 前項の申請をした場合

(2) 第 18 条第 3 項各号に掲げる基準に適合しなくなった場合

- 3 機構加入者は、前項の規定により機構加入者口座が廃止される場合には、機構が当該機構加入者口座を廃止する日(以下「口座廃止予定日」という。)の前に、当該機構加入者口座に記録されている振替株式等を他の加入者の口座へ振り替えるための手続をとらなければならない。
- 4 機構は、第 2 項に規定する場合において、口座廃止予定日以後に第 82 条(第 92 条第 2 項、第 103 条及び第 106 条において読み替えて準用する場合を含む。)、第 88 条(第 271 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)、第 90 条(第 271 条第 1 項及び第 272 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。))又は第 97 条(第 271 条第 1 項及び第 272 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、当該機構加入者口座又はその加入者若しくは下位機関の加入者の口座に当該各条に規定する調整株式数に係る振替株式等についての増加の記載又は記録がされた場合には、第 2 項の規定にかかわらず、当該機構加入者口座を廃止しない。
- 5 機構は、機構加入者口座の廃止に伴い生じた損害については、責任を負わない。
- 6 機構は、機構加入者口座を廃止する場合には、あらかじめ、当該機構加入者に対し、口座廃止予定日を通知する。
- 7 機構は、前項に規定する場合には、あらかじめ、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、当該機構加入者の商号又は名称及び口座廃止予定日その他規則で定める事項を通知する。
- 8 機構加入者は、機構に対し、区分口座ごとに、その廃止を申請することができる。この場合における手続は、機構加入者口座の廃止に関する手続に準じて行うものとする。
- 9 機構は、機構加入者が機構加入者でなくなった場合には、その旨を公表する。

(機構加入者が法令等に違反した場合の措置)

第 22 条 機構は、機構加入者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該機構加入者に釈明の機会を与えたうえ、取締役会の決議に基づき、当該機構加入者の機構加入者口座の廃止又は戒告の処分を行うことができる。

(1) 法令、法令に基づく行政官庁の処分、この規程、規則又は第 292 条の規定により機構が定めるところに違反した場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、機構の振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合

- 2 前項の規定による機構加入者口座の廃止は、機構の損害賠償請求権の行使を妨げない。
- 3 前条第 3 項から第 9 項までの規定は、第 1 項に規定する処分のうち機構加入者口座の廃止の場合について準用する。

4 機構は、第1項に規定する処分を行った場合には、遅滞なく、その旨を公表する。

(機構加入者に対する業務改善の勧告)

第23条 機構は、機構加入者が前条第1項各号に掲げる場合に該当し、当該機構加入者の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該機構加入者に対し、株式等振替業に係る業務方法の改善について勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた機構加入者は、速やかに、機構に対し、書面により、業務方法の改善措置に係る報告を行わなければならない。

第3款 口座管理機関による口座開設手続等

(口座管理機関による口座開設)

第24条 機構から振替株式等の振替を行うための顧客口の開設を受けた者又は第26条の規定により機構から間接口座管理機関の承認を受けた者であってその直近上位機関から振替株式等の振替を行うための顧客口の開設を受けたもの(以下この条において「口座管理機関等」という。)は、他の者のために、その申出により振替株式等の振替を行うための口座を開設することができる。

2 口座管理機関等から振替株式等の振替を行うための口座の開設を受けようとする者(以下この条において「口座開設申請者」という。)は、当該口座管理機関等に対し、その旨の申出(以下この条において「口座開設の申請」という。)を行わなければならない。

3 前項の口座開設の申請があった場合には、当該申請を受けた口座管理機関等は、規則で定める場合を除き、当該申請をした口座開設申請者について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に規定する方法により、本人であることの確認を行わなければならない。

4 口座管理機関等は、口座開設申請者のために振替株式等の振替を行うための口座の開設をした場合には、当該口座開設申請者である加入者に対し、その旨を通知しなければならない。

(加入者との契約)

第25条 口座管理機関は、前条第1項の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。

(1) 当該加入者の口座は株式等振替制度に基づき開設されるものであって、当該加入者の口座の取扱いその他の株式等振替制度に係る事項については、当該契約に定めるところによるほか、法その他の法令並びにこの規程及び規則その他の機構が株式等振替制度に関して定める事項に従うこと。

(2) 当該加入者は、口座管理機関が行う前条第3項に規定する本人であることの確認

のために、必要な書類の提出等を行うこと。

- (3) 当該加入者は、この規程その他の機構が株式等振替制度に関して定める加入者情報の取扱いに同意すること。
- (4) 当該加入者の口座（顧客口を除く。以下同じ。）には、当該加入者が振替株式等についての権利を有するものに限り記載又は記録をすること。
- (5) 当該加入者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があった場合には、直ちに、当該口座管理機関に対し、その旨を届け出ること。
- (6) 当該加入者は、機構から当該口座管理機関に対し当該加入者の氏名若しくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨又は加入者が外国人保有制限銘柄の外国人等（外国人保有制限銘柄の発行者が放送法第52条の8第1項に規定する一般放送事業者（同法第2条第3号の5に規定する委託放送事業者を含む。）若しくは同法第52条の32第1項に規定する認定放送持株会社である場合の同法第52条の8第1項（同法第52条の28第1項において読み替えて適用する場合を含む。）若しくは同法第52条の32第1項に規定する外国人等、発行者が航空法第120条の2第1項に規定する本邦航空運送事業者又は同項に規定する持株会社等である場合における同項に規定する外国人等又は発行者が日本電信電話株式会社である場合における日本電信電話株式会社等に関する法律第6条第1項各号に掲げる者をいう。以下同じ。）である旨若しくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当該口座管理機関が管理する振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更することに同意すること。
- (7) 当該口座管理機関（法第44条第1項第13号に掲げる者を除く。）が、法第11条第2項に規定する加入者に対して、当該加入者の上位機関が取り扱う振替株式等に応じて当該加入者に対して負う法第147条第2項若しくは第148条第2項（これらの規定を法第228条第1項及び第235条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）第181条第2項若しくは第182条第2項、第212条第2項若しくは第213条第2項又は第121条において読み替えて準用する第80条第2項若しくは第81条第2項に規定する義務の全部の履行を連帯して保証すること。
- (8) 当該加入者は、外国人保有制限銘柄の外国人等であるときは、その旨を記した書類又は資料を当該口座管理機関に提示すること。
- (9) 当該加入者は、発行者に対する代表者届又は代理人選任届その他の届出を行うときは、当該口座管理機関にその取次ぎを委託すること。
- (10) 当該加入者は、前号の発行者に対する届出の取次ぎは、加入者が新たに取得した株式については、総株主通知（第149条第1項に規定する総株主通知をいう。以下第148条まで同じ。）又は個別株主通知（第154条第1項に規定する個別株主通知をいう。以下第153条まで同じ。）のときに行うことに同意すること。
- (11) 当該加入者は、振替株式の発行者が会社法第198条第1項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求（第156条第1項に規定する請求をいう。

以下同じ。)を行うに際し、当該加入者が同法第 198 条第 1 項に規定する株主又は登録株式質権者である旨を機構に通知したときは、機構が当該加入者の口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することに同意すること。

- (12) 当該加入者は、当該口座管理機関に対して届出を行った氏名若しくは名称又は住所に機構の定める振替制度内字(機構の定める文字集合の範囲内の文字をいう。以下同じ。)に含まれない文字があるときは、当該口座管理機関に対し、振替制度内字への置換えに関する必要な指示を行うこと。
- (13) 当該加入者は、当該加入者の口座に記載又は記録がされている振替株式等(差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたものを除く。)について、当該口座管理機関に対し、振替の申請をすることができること。ただし、機構の定める振替制限日(第 60 条第 1 項(第 271 条第 1 項、272 条第 1 項及び第 277 条において読み替えて準用する場合を含む。))又は第 189 条第 1 項(第 263 条において読み替えて準用する場合を含む。))に規定する振替制限日をいう。)を振替日(振替をする日をいう。)とする振替の申請をすることはできないこと。
- (14) 当該加入者が質権者である場合には、当該加入者の口座の質権欄に記載又は記録がされている質権の目的である振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、当該口座管理機関に対し、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出(法第 151 条第 4 項(法第 228 条第 1 項又は第 235 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。))の申出をいう。)をすることができること。
- (15) 当該加入者は、その口座の保有欄に記載又は記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、当該口座管理機関に対し、特別株主の申出(法第 151 条第 2 項第 1 号の申出をいう。以下同じ。))、特別投資主の申出(法第 228 条第 1 項において読み替えて準用する第 151 条第 2 項第 1 号の申出をいう。以下同じ。))又は特別優先出資者の申出(法第 235 条第 1 項において読み替えて準用する第 151 条第 2 項第 1 号の申出をいう。以下同じ。))をすることができること。
- (16) 当該加入者が信託の受託者である場合には、当該加入者は、その口座に記載又は記録がされている振替株式等について、当該口座管理機関に対し、信託財産である旨の記載又は記録をすることを請求できること。
- (17) 当該加入者が振替株式又は振替優先出資の発行者である場合には、当該加入者の口座に記載又は記録がされている当該発行者の発行する振替株式又は振替優先出資(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。)について、当該口座管理機関に対し、抹消の申請をすることができること。
- (18) 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、個別株主通知の申出(法第 154 条第 4 項の申出をいう。)をすることができること。
- (19) 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、機構に対する担保株式の届出(第 159 条第 1 項に規定する担保株式の届出をいう。以下第 158 条まで同じ。))、担保投資口の

届出（第 271 条において読み替えて準用する第 159 条第 1 項に規定する担保投資口の届出をいう。以下第 270 条まで同じ。）担保優先出資の届出（第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 159 条第 1 項に規定する担保優先出資の届出をいう。以下第 271 条まで同じ。）担保新株予約権付社債の届出（第 248 条第 1 項に規定する担保新株予約権付社債の届出をいう。以下第 247 条まで同じ。）及び担保新株予約権の届出（第 263 条において読み替えて準用する第 248 条第 1 項に規定する担保新株予約権の届出をいう。以下第 262 条まで同じ。）の取次ぎの請求をすることができること。

(20) 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、当該加入者の口座に記載又は記録がされている単元未満株式について、発行者に対する買取請求の取次ぎの請求をすることができること。ただし、当該取次ぎの請求を行うときは、当該買取請求に係る単元未満株式について、発行者の指定する口座への振替の申請をすること。

(21) 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、当該加入者の口座に記載又は記録がされている単元未満株式について、発行者に対する売渡請求の取次ぎの請求をすることができること。ただし、当該売渡請求に係る発行者への売渡代金の支払いは、当該口座管理機関を経由して行うこと。

(22) 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、当該加入者の口座に記載又は記録がされている取得請求権付株式について、発行者に対する取得請求の取次ぎの請求をすることができること。ただし、当該取次ぎの請求を行うときは、当該取得請求に係る取得請求権付株式について、発行者の指定する口座への振替の申請をすること。

(23) 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、発行者に対する口座通知の取次ぎの請求をすることができること。

(24) 当該加入者の口座に振替株式等についての記載又は記録がされている場合には、口座の解約をすることができないこと。

(25) 当該加入者が他の加入者の口座の質権欄に担保株式（第 159 条第 1 項に規定する担保株式をいう。以下第 158 条まで同じ。）担保投資口（第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 159 条第 1 項に規定する担保投資口をいう。以下第 270 条まで同じ。）担保優先出資（第 272 条において読み替えて準用する第 159 条第 1 項に規定する担保優先出資をいう。以下第 271 条まで同じ。）担保新株予約権付社債（第 248 条第 1 項に規定する担保新株予約権付社債をいう。以下第 247 条まで同じ。）若しくは担保新株予約権（第 263 条において読み替えて準用する第 248 条第 1 項に規定する担保新株予約権をいう。以下第 262 条まで同じ。）に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者若しくは新株予約権者として記載若しくは記録がされているとき又は当該加入者が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出若しくは特別優先出資者の申出における特別株主、特別投資主若しくは特別優先出資者であるときは、当該加入者は口座の解約をすることができないこと。

(26) 当該加入者の口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数（第 82

- 条(第92条第2項、第103条及び第106条において読み替えて準用する場合を含む。)
第88条(第271条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)
第90条(第271条第1項及び第272条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)
又は第97条(第271条第1項及び第272条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)
に規定する調整株式数をいう。)に係る振替株式について当該加入者の口座に増加の記載又は記録がされる場合には、当該加入者の口座を解約することができないこと。
- (27) 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、発行者に対する配当金振込指定(第168条第1項に規定する配当金振込指定をいう。以下この号において同じ。)の取次ぎの請求をすることができること。ただし、株式数比例配分方式(第166条第1項に規定する株式数比例配分方式をいう。以下第165条まで同じ。)の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項に同意すること。
- イ 当該加入者の口座に記載又は記録がされた振替株式等の数に係る配当金(第166条第1項に規定する配当金をいう。以下第165条まで同じ。)の受領を当該口座管理機関又は当該口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。
- ロ 当該加入者が口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された口座に記載又は記録がされた振替株式等の数に係る配当金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについては、当該口座管理機関に委託すること。
- ハ 当該口座管理機関は、前ロにより委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当該口座管理機関の上位機関及び当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。
- ニ 当該加入者に代理して配当金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金を受領するために指定する金融機関預金口座及び口座管理機関配当金受領口座ごとの配当金の受領割合等については、発行者による配当金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。
- ホ 発行者が、当該加入者の受領すべき配当金を、機構が前ニにより発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該口座管理機関の加入者に対する配当金支払債務が消滅すること。
- (28) 当該加入者の口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について、償還又は繰上償還が行われる場合には、当該加入者から当該口座管理機関に対し、当該振替新株予約権付社債について、抹消の申請があったものとみなすこと。
- (29) 当該加入者の口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の元利金は、当該口座管理機関が当該加入者に代わって受領し、これを当該加入者に配分すること。
- (30) 当該口座管理機関は、当該加入者との間で、当該加入者からの申出に基づき、当

該加入者の口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の利金の全部又は一部を当該加入者以外の者に配分することを約することができること。

- (31) 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、当該加入者の口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができること。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄(第37条第2項第2号に規定する銘柄をいう。次号において同じ。)に係る株主確定日(第144条に規定する株主確定日をいう。次号及び第111条第3項において同じ。)及びその前営業日又は元利払期日は当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことができないこと。
- (32) 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、当該加入者の口座に記載又は記録がされている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができること。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日の2営業日前から株主確定日までの間は当該新株予約権行使請求の取次ぎを行うことができないこと。
- (33) 当該加入者の口座に記載又は記録がされている振替新株予約権について、新株予約権行使期間が満了したときは、当該口座管理機関は、直ちに、当該振替新株予約権の抹消を行うこと。
- (34) 振替新株予約権付社債又は振替新株予約権の取扱廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券又は新株予約権証券を発行するときは、当該加入者は、当該口座管理機関に対し、発行者に対する新株予約権付社債券又は新株予約権証券の発行請求の取次ぎを委託すること。また、当該新株予約権付社債券又は新株予約権証券は、当該口座管理機関が当該加入者に代わって受領し、これを当該加入者に交付すること。
- (35) 当該加入者は、振替新株予約権付社債又は振替新株予約権の取扱廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱廃止日における当該加入者の氏名又は名称及び住所その他の情報を発行者に通知することに同意すること。
- (36) 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、法第222条第3項の書面の交付を請求することができること。
- (37) 当該加入者は、法第222条第3項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当該口座管理機関に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできないこと。
- (38) 振替投資信託受益権の発行者が機構を通じて受益者登録ができる旨を定めている場合には、当該加入者は、当該口座管理機関に対し、信託の計算期間終了日における振替投資信託受益権に係る当該加入者についての受託者に対する受益者登録の請求の取次ぎを委託すること。
- (39) 当該加入者は、当該口座管理機関に対し、法第277条に規定する書面の交付又は

情報の提供をすることを請求することができること。

(40) 当該口座管理機関は、振替株式等の一部の銘柄（第8条第2号に規定する銘柄をいう。）について取扱いを行わない場合（法第46条において準用する第14条に規定する不当な差別的取扱いに該当しない場合に限る。）には、当該加入者に対し、その旨を通知すること。

(41) 当該口座管理機関は、当該加入者が間接口座管理機関である場合において、当該加入者に対して機構から通知された事項を連絡すること。

(42) 当該口座管理機関は、自己又はその上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受ける場合には、当該加入者に対し、その旨並びに当該加入者が権利を有する振替株式等についての記載又は記録がされている顧客口を開設する直近上位機関及びその上位機関（機構を除く。）を通知すること。

第4款 間接口座管理機関に係る機構の承認

（間接口座管理機関の承認）

第26条 口座管理機関から顧客口の開設を受けようとする者（以下「間接口座管理機関承認申請者」という。）は、あらかじめ、機構に対し、規則で定めるところにより、すべての上位機関となるべき者を明示して、機構の承認を得るための申請をしなければならない。

2 前項の申請があった場合には、機構は、当該間接口座管理機関承認申請者が次に掲げる基準に適合するものと認めるときは、これを承認する。

（1）当該間接口座管理機関承認申請者が法第44条第1項各号に掲げる者であること。

（2）当該間接口座管理機関承認申請者が間接口座管理機関となることにより、株式等振替制度の信用が害され、又はその円滑な運営が阻害されるおそれがないこと。

3 機構は、間接口座管理機関承認申請者のために前項の承認をすることとした場合には、当該間接口座管理機関承認申請者及びその上位機関に対し、その承認の日その他の規則で定める事項を通知する。この場合において、当該間接口座管理機関承認申請者は、当該承認の日以後速やかに、口座管理機関（第1項の規定により明示した上位機関となるべき者のうち直近上位機関となるべきものに限る。）から顧客口の開設を受けなければならない。

4 機構は、間接口座管理機関承認申請者のために第2項に規定する承認をすることとした場合には、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、当該間接口座管理機関承認申請者の商号又は名称及びその承認の日その他の規則で定める事項を通知する。

5 他の口座管理機関から顧客口の開設を受けた口座管理機関については、その顧客口ごとに独立した間接口座管理機関として取り扱う。

6 機構は、新たに間接口座管理機関の承認をした場合には、その旨を公表する。

(間接口座管理機関の名称等の変更の届出等)

第 27 条 間接口座管理機関は、その商号若しくは名称又は住所その他機構に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに機構に対し、その旨を届け出なければならない。

2 機構は、間接口座管理機関の商号又は名称に変更があったことを知った場合には、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、その旨を通知する。

3 間接口座管理機関は、前条第 2 項第 1 号に掲げる者でなくなった場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。

(間接口座管理機関の承認の取消し)

第 28 条 間接口座管理機関は、機構に対し、規則で定めるところにより、その間接口座管理機関の承認の取消しの申請をすることができる。この場合において、当該申請は、その取消しの日として希望する日の 1 か月前までにしなければならない。

2 機構は、間接口座管理機関が次の各号のいずれかに該当した場合には、その間接口座管理機関の承認を取り消す。

(1) 前項の申請をした場合

(2) 第 26 条第 2 項各号に掲げる基準に該当しなくなった場合

3 間接口座管理機関は、その間接口座管理機関の承認が取り消される場合には、その取消し前に、当該間接口座管理機関が口座の開設を受けている直近上位機関の顧客口に記載又は記録がされている振替株式等を他の口座に振り替えるための手続及び当該顧客口の廃止のための手続をとらなければならない。

4 機構は、間接口座管理機関の承認の取消しに伴い生じた損害については、責任を負わない。

5 機構は、間接口座管理機関の承認を取り消す場合には、あらかじめ、当該間接口座管理機関に対し、その取消しの日を通知する。

6 機構は、間接口座管理機関の承認を取り消す場合には、あらかじめ、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、当該間接口座管理機関の商号又は名称及びその取消しの日その他規則で定める事項を通知する。

7 機構は、間接口座管理機関の承認を取り消した場合には、その旨を公表する。

(間接口座管理機関が法令等に違反した場合の措置)

第 29 条 機構は、間接口座管理機関が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該間接口座管理機関に釈明の機会を与え、取締役会の決議に基づき、当該間接口座管理機関の承認の取消し又は戒告の処分を行うことができる。

(1) 法令、法令に基づく行政官庁の処分、この規程、規則又は第 292 条の規定により機構が定めるところに違反した場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、株式等振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必

要であると機構が認めた場合

- 2 前項の規定による間接口座管理機関の承認の取消しは、機構の損害賠償請求権の行使を妨げない。
- 3 前条第3項から第7項までの規定は、第1項に規定する処分のうち間接口座管理機関の承認の取消しの場合について準用する。
- 4 機構は、第1項に規定する処分を行った場合には、遅滞なく、その旨を公表する。

(間接口座管理機関に対する業務改善の勧告)

第30条 機構は、間接口座管理機関が前条第1項各号に掲げる場合に該当し、当該間接口座管理機関の業務方法に改善が必要と認めるときは、当該間接口座管理機関に対し、株式等振替業に係る業務方法の改善の勧告を行う。この場合において、当該勧告を受けた間接口座管理機関は、速やかに、機構に対し、書面により、業務方法の改善措置に係る報告を行わなければならない。

第6節 加入者情報に関する取扱い

(加入者情報の通知)

第31条 口座管理機関は、規則で定めるところにより、機構が規則で定める期限までに、機構に対し、規則で定める場合を除き、次に掲げる事項(以下「加入者情報」という。)を通知しなければならない。

- (1) 加入者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 加入者が自然人である場合には、その生年月日
 - (3) 加入者が法人である場合には、代表者の役職名及び氏名
 - (4) 加入者が外国人保有制限銘柄に係る外国人等であるか否かの別
 - (5) その他規則で定める事項
- 2 間接口座管理機関は、機構に対する前項の通知を、その直近上位機関を通じて行わなければならない。
 - 3 前項の通知を受けた口座管理機関は、直ちに、その直近上位機関に対し、同項の規定により通知を受けた加入者情報を通知しなければならない。
 - 4 前項の規定(この項において準用する場合を含む。)は、同項の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
 - 5 機構は、直接口座管理機関から第1項又は第3項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、加入者情報登録簿(加入者情報その他の加入者に係る情報としてこの規程又は規則に定める事項を登録するための機構が備える帳簿をいう。以下同じ。)に通知を受けた加入者情報を登録する。
 - 6 機構は、加入者情報登録簿に登録されている他の加入者口座情報(前項及び第19条第

6 項の規定により加入者情報登録簿に登録された加入者情報をいう。以下同じ。)に係る加入者が、前項の規定により登録をした加入者口座情報に係る加入者と同一の者であると認められるときは、その名寄せを行う。

(加入者情報の変更)

第 32 条 口座管理機関は、その加入者から前条第 1 項の規定により機構に通知した加入者情報の変更に係る事項の届出を受けたときは、直ちに、規則で定めるところにより、機構に対し、機構が規則で定める期限までに、当該加入者情報の変更に係る事項を通知しなければならない。

2 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の加入者情報の変更に係る事項の通知について準用する。

3 機構は、直接口座管理機関から第 1 項又は前項において準用する前条第 3 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、その内容に基づいて、登録されている加入者口座情報を更新して名寄せをする。

4 機構は、前項の加入者口座情報と名寄せされた他の加入者口座情報があるときは、当該他の加入者口座情報に係る加入者情報を通知した口座管理機関(当該口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関である直接口座管理機関)に対し、加入者情報の変更に係る事項を通知する。

5 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた口座管理機関が当該加入者情報の変更に係る加入者の直近上位機関でないときは、当該口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、前項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

6 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

7 第 4 項及び第 5 項の通知(前項において準用する場合を含む。)を受けた口座管理機関が当該加入者情報の変更に係る加入者の直近上位機関である場合であって、当該通知の内容が加入者の口座に記載又は記録をすべき事項の変更であったときは、当該口座管理機関は、当該通知の内容に従い、当該加入者の口座の記載又は記録を変更しなければならない。

(代理人等の届出の取次ぎ)

第 33 条 振替機関等は、その加入者から次項各号に掲げる発行者への届出(以下この条において「代理人等の届出」という。)の取次ぎの請求(以下この条において単に「届出の取次ぎの請求」という。)を受けたときは、第 4 項から第 7 項までの規定及び規則で定めるところにより、発行者に当該届出を取り次がなければならない。

2 加入者は、発行者に対して次の各号に掲げる届出をする場合には、その直近上位機関

に対し、当該届出の取次ぎの請求をしなければならない。

- (1) 加入者の口座が複数の者の共有に属する場合の会社法第106条に規定する権利を行使し、かつ、同法第126条第3項の通知又は催告を受領する者(以下「共有代表者」という。)の選任に係る届出
 - (2) 代理人の選任に係る届出
 - (3) 加入者が非居住者である場合の国内連絡先の指定に係る届出(前号の代理人の選任に代えて行うものに限る。)
- 3 前項の請求を行う加入者は、当該請求において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を示さなければならない。
- (1) 前項第1号の届出の場合 共有代表者の氏名又は名称及び住所その他の規則で定める事項
 - (2) 前項第2号の届出の場合 代理人の氏名又は名称及び住所その他の規則で定める事項
 - (3) 前項第3号の届出の場合 国内連絡先の氏名又は名称及び住所その他の規則で定める事項
- 4 間接口座管理機関は、その加入者から第2項の届出の取次ぎの請求を受けたときは、その直近上位機関に対し、前項各号に掲げる事項を示して、当該届出の取次ぎを委託しなければならない。
- 5 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合について準用する。
- 6 直接口座管理機関は、その加入者から届出の取次ぎの請求を受けたとき又はその直近下位機関から第4項(前項において準用する場合を含む。)の委託を受けたときは、機構に対し、当該請求又は委託に係る第3項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 7 機構は、直接口座管理機関から前項の通知を受けたとき又は機構加入者から第2項の届出の取次ぎの請求を受けたときは、前項の加入者又は当該機構加入者に係る情報として、通知又は請求を受けた事項を加入者情報登録簿に登録し、発行者に対し、総株主通知をする日において、その内容を通知する。
- 8 第2項の届出の取次ぎの請求がされた発行者への届出は、前項の規定による通知がされたときに発行者に到達したものとみなす。

第7節 電磁的方法による通知又は請求等

(機構からの通知方法等)

第34条 次に掲げる通知、請求若しくは報告又は資料の提出は、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下この条において同じ。)であって規則で定めるものにより行うものとする。

- (1) 機構がこの規程又は規則で定めるところにより振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、機構加入者、払込取扱銀行及び受託会社（第 275 条第 3 号の受託会社をいう。以下同じ。）に対して行う通知
 - (2) 機構がこの規程又は規則で定めるところにより発行代理人、支払代理人又は資金決済会社に対して行う通知
 - (3) 機構がこの規程又は規則で定めるところにより間接口座管理機関に対して行う通知
 - (4) 振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、機構加入者、資金決済会社、払込取扱銀行又は受託会社がこの規程又は規則で定めるところにより機構に対して行う請求、通知、報告、申請、届出又は資料の提出
 - (5) 発行代理人又は支払代理人がこの規程又は規則で定めるところにより機構に対して行う通知
- 2 前項第 1 号から第 3 号までに掲げる通知は、この規程及び規則に別段の定めがある場合を除き、同項の規則で定めるところにより通知した日に相手方に到達したのものとして取り扱う。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、この規程若しくは規則で特に定める場合又は機構が相当と認める場合には、同項に掲げる通知、請求若しくは報告又は資料の提出を同項で定める以外の方法により行うことができるものとする。

（帳簿の電磁的記録による作成）

第 35 条 機構加入者又は間接口座管理機関は、振替口座簿、特別株主管理簿、特別株主管理簿に準ずる帳簿（第 117 条第 1 項に規定する特別株主管理簿に準ずる帳簿をいう。以下第 116 条まで同じ。）特別投資主管理簿、特別投資主管理簿に準ずる帳簿（第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 117 条第 1 項に規定する特別投資主管理簿に準ずる帳簿をいう。以下第 270 条まで同じ。）特別優先出資者管理簿、特別優先出資者管理簿に準ずる帳簿（第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 117 条第 1 項に規定する特別優先出資者管理簿に準ずる帳簿をいう。以下第 271 条まで同じ。）登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿及び信託財産名義管理簿を電磁的記録（電子的方式、磁気方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、株式等振替業に関する記録を確実に保存できるものをいう。以下同じ。）により作成することができる。

- 2 機構は、振替口座簿、特別株主管理簿、特別投資主管理簿、特別優先出資者管理簿、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿、信託財産名義管理簿、資金決済会社登録簿、加入者情報登録簿、第 160 条第 1 項に規定する担保株式届出記録簿、第 249 条第 1 項に規定する担保新株予約権付社債届出記録簿、第 263 条において読み替えて準用する第 249 条第 1 項に規定する担保新株予約権届出記録簿、

第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 160 条第 1 項に規定する担保投資口届出記録簿及び第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 160 条第 1 項に規定する担保優先出資届出記録簿を電磁的記録により作成する。

第 2 章 加入者集会及び加入者保護信託

(加入者集会及び加入者保護信託に関する業務規程への委任)

第 36 条 加入者集会及び加入者保護信託に関し必要な事項は、加入者集会及び加入者保護信託に関する業務規程で定める。

第 3 章 振替株式の振替等に関する取扱い

第 1 節 振替口座簿とその記録事項等

(振替口座簿の記載事項又は記録事項)

第 37 条 振替株式に係る振替口座簿(以下この章において単に「振替口座簿」という。)は加入者の口座ごとに区分する。

2 振替口座簿中の自己口には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

(1) 加入者の氏名又は名称及び住所

(2) 振替株式の銘柄(法第 129 条第 3 項第 2 号に規定する銘柄をいう。以下この章において同じ。)

(3) 振替株式の銘柄ごとの数(次号に掲げるものを除く。)

(4) 加入者が質権者であるときは、その旨、質権の目的である振替株式(以下「質権株式」という。)の銘柄ごとの数、当該数のうち株主ごとの数並びに当該株主の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項

(5) 加入者が信託の受託者(以下この節において単に「受託者」という。)であるときは、その旨及び前 2 号の数のうち信託財産であるものの数

(6) 第 3 号又は第 4 号の数の増加又は減少の記載又は記録がされたときは、増加又は減少の別、その数及び当該記載又は記録がされた日

(7) 加入者が外国人保有制限銘柄の外国人等であるときは、その旨

(8) 第 4 号の株主が外国人保有制限銘柄の直接外国人(前号の外国人等に該当する内国法人以外の外国人等をいう。以下同じ。)であるときは、その旨

(9) 差押命令等により処分の制限がされた場合においては、その旨の表示及び当該差押命令等が送達された年月日

(10) 加入者の口座に記載又は記録がされている振替株式についての権利を当該加入者が取得した日と当該振替株式について当該加入者の口座に増加の記載又は記録をした

日が異なるときは、その取得した日

(11) 振替により振替株式についての権利の移転を受けた加入者の口座に当該振替株式についての増加の記載又は記録をした日と、当該振替株式について権利を移転した加入者(規則で定める者に限る。)の口座に当該振替株式についての減少の記載又は記録がされた日が異なるときは、その減少の記載又は記録がされた日

(12) その他規則で定める事項

3 振替口座簿中の顧客口には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

(1) 前項第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 振替株式の銘柄ごとの数

(3) その他規則で定める事項

4 機構が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記録する。

(1) 振替株式の銘柄

(2) 振替株式の銘柄ごとの数

(3) その他規則で定める事項

(振替口座簿の記載又は記録の変更又は訂正)

第38条 振替機関等は、その備える振替口座簿に記載又は記録がされている事項に変更が生じたことを知った場合には、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければならない。

2 振替機関等は、その備える振替口座簿に記載又は記録がされている事項に誤りがあることが明らかとなった場合には、直ちに、当該記載又は記録の訂正をしなければならない。

(受託者による信託の記録の申請等)

第39条 受託者である加入者は、その直近上位機関に対し、当該受託者の口座(顧客口を除く。)に記載又は記録がされた振替株式について、第37条第2項第5号に掲げる事項の記載又は記録(以下この章において「信託の記載又は記録」という。)を申請することができる。

2 前項の申請をする加入者は、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 受託者の口座

(2) 当該申請に係る振替株式の銘柄及び数

(3) 第1号の口座において信託の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

3 第1項の場合においては、信託の受益者(以下この節において単に「受益者」という。)又は信託の委託者(以下この節において単に「委託者」という。)は、受託者に代位して

信託の記載又は記録を申請することができる。

- 4 受益者又は委託者は、前項の規定による申請をするときは、当該申請において、受託者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る振替株式についての権利が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならない。
- 5 振替機関等は、第1項の申請（第3項の規定により受託者に代位して行われたものを含む。）を受けたときは、第2項の規定により示されたところに従い、信託の記載又は記録をしなければならない。
- 6 機構加入者が第1項に規定する申請をする場合には、規則で定めるところにより行わなければならない。

（受託者又は受益者による信託の記録の抹消の申請等）

第40条 振替株式についての権利を固有財産に帰属させることにより当該振替株式についての権利が信託財産に属しないこととなる場合には、受託者及び受益者は、受託者の直近上位機関に対し、信託の記載又は記録の抹消を申請することができる。

- 2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。
 - （1）受託者の口座
 - （2）当該申請に係る振替株式の銘柄及び数
 - （3）第1号の口座において信託の記載又は記録の抹消がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別
- 3 第1項の受益者は、同項の規定による申請に際し、申請の原因を示し、かつ、当該申請の原因及び自己が受益者である旨を証明する資料を提出しなければならない。
- 4 機構加入者が第1項に規定する申請をする場合には、規則で定めるところにより行わなければならない。

（機構における取扱い）

第41条 この節に定めるもののほか、機構加入者の区分口座における振替株式の数の記録に関する取扱いについては、規則で定める。

第2節 新規記録手続

第1款 口座通知の取次ぎ

（発行者への直近上位機関を経由した口座の通知）

第42条 加入者は、法第131条第1項第2号の通知をするには、当該口座を開設する直近上位機関を経由してしなければならない。ただし、規則で定める場合には、この限りで

ない。

- 2 加入者は、法第 150 条第 1 項、第 4 項若しくは第 6 項又は第 156 条第 3 項の規定に基づく口座の記載又は提示をするとき（規則で定める場合を除く。）は、あらかじめ、発行者に対し、当該口座を通知しなければならない。
- 3 前項の通知をするには、当該口座を開設する直近上位機関を経由してしなければならない。

（口座通知の取次ぎの請求）

第 43 条 前条第 1 項又は第 2 項の通知（以下「口座通知」という。）をしようとする加入者は、同条第 1 項又は第 3 項の直近上位機関に対し、次に掲げる事項を示して、当該口座通知の取次ぎの請求（以下「口座通知の取次ぎの請求」という。）をしなければならない。

- （1）加入者の氏名又は名称及び住所
 - （2）加入者の口座
 - （3）前号の口座に新規記録（第 49 条第 1 項第 10 号又は第 51 条第 1 項第 10 号に規定する新規記録をいう。）をすべき振替株式の銘柄及び数
 - （4）その他規則で定める事項
- 2 機構加入者が第 1 項の請求をする場合には、規則で定めるところにより行わなければならない。

（口座通知の取次ぎ）

第 44 条 振替機関等は、その加入者から前条の口座通知の取次ぎの請求があった場合には、次項から第 5 項までの規定により、発行者に当該口座通知を取り次がなければならない。

- 2 前項に規定する場合において、同項の振替機関等が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、前条第 1 項各号に掲げる事項を示して、当該口座通知の取次ぎを委託しなければならない。
- 3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の委託を受けた口座管理機関について準用する。
- 4 直接口座管理機関は、その加入者から口座通知の取次ぎの請求を受けたとき又はその直近下位機関から第 2 項（前項において準用する場合を含む。）の委託を受けたときは、機構に対し、規則で定めるところにより、当該請求又は委託に係る前条第 1 項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 5 機構は、直接口座管理機関から前項の通知を受けたとき又は機構加入者から口座通知の取次ぎの請求を受けたときは、発行者に対し、通知又は請求を受けた事項その他の規則で定める事項を通知する。

- 6 第1項の規定にかかわらず、機構が相当と認める場合には、振替機関等は、第2項から前項までに規定する方法以外の方法であって機構が定めるものにより発行者に対する口座通知の取次ぎを行うことができる。

(発行者による確認)

第45条 発行者は、前条第5項の通知を受けたときは、その内容を確認し、機構に対し、規則で定めるところにより、当該確認結果その他の規則で定める事項を通知しなければならない。

2 前項の通知があった場合には、機構は、当該通知に係る口座通知の取次ぎの請求をした加入者の上位機関である直接口座管理機関(当該口座通知の取次ぎの請求をした加入者が機構加入者である場合には当該機構加入者)に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知する。

3 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた機構加入者が同項の加入者の直近上位機関又は当該加入者でないときは、当該機構加入者は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 第2項又は第3項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けた口座管理機関又は機構加入者は、その内容を確認し、所要の措置を執らなければならない。

(口座通知の到達時期)

第46条 第44条第1項の口座通知の取次ぎの請求がされた口座通知は、前条第1項の規定による確認がされたとき(確認結果が正常なものであった場合に限る。)に発行者に到達したものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、当該口座通知が成立後同意(法第130条第1項に規定する成立後同意をいう。以下同じ。)に係る法第131条第1項第2号の通知に係るものの場合であって、同項第1号の一定の日までに機構が当該通知に係る株式の取扱いを開始していないときは、当該口座通知及び口座通知の請求はなかったものとする。

(特別口座の開設の申出)

第47条 発行者は、規則で定める場合において、株主、登録株式質権者(会社法第152条第1項の登録株式質権者をいう。以下同じ。)又は特例登録株式質権者(会社法第218条第5項の規定による請求により同法第148条各号に掲げる事項が株主名簿に記載され、又は記録された者をいう。以下同じ。)から規則で定める日までに口座通知が到達しなかったときは、特別口座の開設の申出(法第131条第3項本文の申出をいう。)をしな

なければならない。ただし、当該株主又は登録株式質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

(取次停止期間)

第48条 機構は、必要があると認める場合には、口座通知の取次ぎをしない日を定めることができる。この場合において、機構は、あらかじめ、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、その旨を通知する。

第2款 新規記録手続

第1目 取扱開始時の新規記録手続

(新規記録手続)

第49条 振替株式の発行者は、機構に対し、成立後同意に係る振替株式について、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 当該成立後同意に係る振替株式の銘柄
- (2) 前号の振替株式の株主、登録株式質権者又は特例登録株式質権者である加入者の氏名又は名称
- (3) 前号の加入者のために開設された第1号の振替株式の振替を行うための口座
- (4) 加入者ごとの第1号の振替株式の数(次号に掲げるものを除く。)
- (5) 加入者が登録株式質権者又は特例登録株式質権者であるときは、その旨、登録株式質権者又は特例登録株式質権者の別、加入者ごとの質権の目的である第1号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数
- (6) 前号の株主の氏名又は名称及び住所
- (7) 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第4号及び第5号の数のうち信託財産であるものの数
- (8) 第1号の振替株式が外国人保有制限銘柄である場合において、加入者が外国人等であるときはその旨
- (9) 第1号の振替株式の総数及び株式の内容
- (10) 新規記録(第4項に規定する記載又は記録をいう。以下この条において同じ。)をすべき日
- (11) その他規則で定める事項

2 前項の通知があった場合には、機構は、同項第2号の加入者の直近上位機関でないときは、その直近下位機関であって同項第2号の加入者の上位機関であるものに対し、規則で定めるところにより、同項各号(第9号を除く。)に掲げる事項を通知する。

3 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合にお

ける当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

4 第1項又は第2項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けた振替機関等は、第1項第10号の新規記録をすべき日において、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める記載又は記録をしなければならない。

(1) 当該振替機関等が第1項第3号の口座を開設した者である場合 次に掲げる記載又は記録

イ 当該口座の保有欄における第1項第2号の加入者(同号の株主であるものに限る。)に係る同項第4号の数の増加の記載又は記録

ロ 当該口座の質権欄における第1項第2号の加入者(同号の登録株式質権者又は特例登録株式質権者であるものに限る。)に係る同項第5号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数の増加の記載又は記録

ハ 当該口座の質権欄における第1項第6号に掲げる事項の記載又は記録

ニ 当該口座における第1項第7号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録

ホ 当該口座における第1項第8号に掲げる事項の記載又は記録

ヘ 口の加入者(特例登録株式質権者であるものを除く。)に係る登録株式質権者管理簿への第128条第2項の規定による所要の記載又は記録

(2) 当該振替機関等が第1項第3号の口座を開設した者でない場合 その直近下位機関であって同項第2号の加入者の上位機関であるものの顧客口における当該加入者に係る同項第4号の数と同項第5号の振替株式の数を合計した数の増加の記載又は記録

5 機構は、機構加入者口座に前項の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替株式の発行者に対し、その旨を通知する。

6 第1項の通知により同項第5号に掲げる事項が通知された場合には、同号の加入者から第159条第1項に規定する担保株式の届出があったものとみなす。

(株券喪失登録がされた株券に係る振替株式の取扱い)

第50条 前条の規定にかかわらず、成立後同意に係る振替株式のうち株券喪失登録(会社法第223条に規定する株券喪失登録をいう。以下同じ。)がされた株券に係るものについては、規則で定めるところにより取り扱う。

第2目 振替株式の発行時の新規記録手続

(新規記録手続)

第51条 発行者は、振替株式を発行したとき又は発行しようとするとき(機構が特に認められた場合に限る。)は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項の通知(以下この条において「新規記録通知」という。)をしなければならない。

(1) 当該発行に係る振替株式の銘柄

- (2) 前号の振替株式の株主又は登録株式質権者若しくは特例登録株式質権者である加入者の氏名又は名称
 - (3) 前号の加入者のために開設された第 1 号の振替株式の振替を行うための口座
 - (4) 加入者ごとの第 1 号の振替株式の数 (次号に掲げるものを除く。)
 - (5) 加入者が登録株式質権者又は特例登録株式質権者であるときは、その旨、加入者ごとの質権の目的である第 1 号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数
 - (6) 前号の株主の氏名又は名称及び住所
 - (7) 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第 4 号又は第 5 号の数のうち信託財産であるものの数
 - (8) 第 1 号の振替株式が外国人保有制限銘柄である場合において、加入者が外国人等であるときは、その旨
 - (9) 第 1 号の振替株式の総数及び株式の内容
 - (10) 新規記録 (第 4 項に規定する記載又は記録をいう。以下この条において同じ。) をすべき日
 - (11) その他規則で定める事項
- 2 前項の通知があった場合には、機構は、同項第 2 号の加入者の直近上位機関でないときは、その直近下位機関であって同項第 2 号の加入者の上位機関であるものに対し、規則で定めるところにより、同項各号 (第 9 号を除く。) に掲げる事項を通知する。
- 3 前項の規定は、同項 (この項において準用する場合を含む。) の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 4 第 1 項又は第 2 項 (前項において準用する場合を含む。) の通知を受けた振替機関等は、第 1 項第 10 号の新規記録をすべき日において、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める記載又は記録をしなければならない。
- (1) 当該振替機関等が第 1 項第 3 号の口座を開設した者である場合 次に掲げる記載又は記録
 - イ 当該口座の保有欄における第 1 項第 2 号の加入者 (同号の株主であるものに限る。) に係る同項第 4 号の数の増加の記載又は記録
 - ロ 当該口座の質権欄における第 1 項第 2 号の加入者 (同号の登録株式質権者又は特例登録株式質権者であるものに限る。) に係る同項第 5 号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数の増加の記載又は記録
 - ハ 当該口座の質権欄における第 1 項第 6 号に掲げる事項の記載又は記録
 - ニ 当該口座における第 1 項第 7 号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録
 - ホ 当該口座における第 1 項第 8 号に掲げる事項の記載又は記録
 - ヘ 口の加入者 (特例登録株式質権者であるものを除く。) に係る登録株式質権者管理簿への第 128 条第 2 項の規定による所要の記載又は記録
 - (2) 当該振替機関等が第 1 項第 3 号の口座を開設した者でない場合 その直近下位機

- 関であって同項第2号の加入者の上位機関であるものの顧客口における当該加入者に係る同項第4号の数と同項第5号の振替株式の数を合計した数の増加の記載又は記録
- 5 機構は、機構加入者口座に前項の増加の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替株式の発行者に対し、その旨を通知する。
 - 6 発行者は、第1項の通知をした後に、当該通知に係る振替株式を発行しないこととなったときは、直ちに、機構に対し、その旨を通知しなければならない。
 - 7 第1項第3号の口座が機構加入者口座の信託口又は質権信託口である場合には、当該口座に係る同項第4号又は第5号の数(同項第7号の数を除く。)について当該信託口又は質権信託口の機構加入者から第39条第1項の信託の記録の申請があったものとみなす。
 - 8 新規記録通知により第1項第5号に掲げる事項が通知された場合には、同号の加入者から第159条第1項に規定する担保株式の届出があったものとみなす。

(発行時DVP方式)

- 第52条 前条の規定にかかわらず、振替株式を発行しようとする発行者の機構に対する申出がある場合であって、当該発行が募集株式の発行に係るものであること及び当該募集株式の引受けを行う者(払込みを行う者に限る。以下この章において「引受証券会社」という。)の合意があることその他規則で定める要件を満たすときは、次項から第19項までに掲げるところ(以下この章において「発行時DVP方式」という。)により新規記録(第14項、第17項及び第18項(第19項において準用する場合を含む。))に規定する記載又は記録をいう。以下この条において同じ。)を行う。
- 2 前項に規定する場合には、同項の引受証券会社(以下「発行時DVP引受証券会社」という。)は、当該募集株式の募集に係る申込期間において、機構に対し、規則で定めるところにより、当該募集株式の銘柄、決済条件(払込みすべき金額、払込取扱銀行(以下この章において「発行時DVP払込取扱銀行」という。))及び自社の資金決済会社その他の払込みに関する事項をいう。以下同じ。)及び払込期日その他の規則で定める事項(以下「新規記録情報」という。)を通知しなければならない。
 - 3 前項の通知があった場合には、機構は、直ちに、当該募集株式の募集をする発行者(以下「発行時DVP利用会社」という。)に対し、新規記録情報を通知する。
 - 4 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた発行時DVP利用会社は、機構に対し、発行時DVP払込取扱銀行の同意を条件として新規記録情報により新規記録をすべき旨の通知(次項において「承認の通知」という。)又は新規記録情報により新規記録をすべきでない旨の通知(第6項において「不承認の通知」という。)をしなければならない。
 - 5 機構は、発行時DVP利用会社から承認の通知を受けた場合には、直ちに、発行時DVP払込取扱銀行に対し、その旨及び新規記録情報を通知する。
 - 6 機構は、発行時DVP利用会社から不承認の通知を受けた場合には、直ちに、発行時

- D V P引受証券会社に対し、その旨を通知する。
- 7 発行時D V P払込取扱銀行は、第5項の通知を受けた場合には、機構に対し、決済条件の照合の一致及び発行時D V P引受証券会社が払込みを行うことを条件として新規記録情報により新規記録することについて同意する旨の通知（第9項において「同意の通知」という。）又は同意しない旨の通知（次項において「不同意の通知」という。）をしなければならない。
 - 8 機構は、発行時D V P払込取扱銀行から不同意の通知を受けた場合には、直ちに、発行時D V P引受証券会社に対し、その旨を通知する。
 - 9 機構は、発行時D V P払込取扱銀行から同意の通知を受けた場合には、直ちに、決済条件の照合を行い、発行時D V P引受証券会社及び発行時D V P払込取扱銀行に対し、その照合の結果を通知する。
 - 10 機構は、前項の照合の結果が一致した場合には、直ちに発行口（発行時D V P方式による新規記録を行うために機構が便宜的に設ける帳簿中の欄であって新規記録情報を一時的に記録するためのものをいう。以下この条において同じ。）に次に掲げる事項の記録を行うとともに、発行時D V P利用会社及び発行時D V P引受証券会社（発行時D V P引受証券会社が機構加入者でない場合には、その上位機関である機構加入者）に対し、払込期日及び振替株式の銘柄その他の規則で定める事項を通知する。
 - （1）新規記録をすべき振替株式の銘柄
 - （2）前号の振替株式についての新規記録をすべき機構加入者口座
 - （3）第1号の振替株式の数
 - （4）その他機構が定める事項
 - 11 機構は、前項の規定により発行口に記録をした場合には、発行時D V P払込取扱銀行及び発行時D V P引受証券会社の資金決済会社に対し、払込金額その他の規則で定める事項を通知する。
 - 12 機構は、払込期日において、日本銀行に対し、発行時D V P引受証券会社の資金決済会社の当座勘定からの払込金額の引落し及び払込取扱銀行の当座勘定への払込金額の入金の依頼（以下「入金依頼」という。）をする。
 - 13 発行時D V P引受証券会社は、日本銀行から前項の入金依頼に係る当座勘定引落対象通知を受けたときは、速やかに、日本銀行に対し、当該通知に係る払込依頼を行わなければならない。
 - 14 機構は、第12項の入金依頼に基づく日本銀行からの入金の通知を受けた場合には、直ちに、第10項第1号の振替株式について、同項第2号の機構加入者口座に同項第3号の数の増加の記録をする。
 - 15 機構は、前項の増加の記録をした場合には、直ちに、発行時D V P利用会社及び第10項第2号の機構加入者口座の機構加入者に対し、増加の記録をした振替株式の数その他の規則で定める事項を通知する。

- 16 発行時DVP引受証券会社が機構加入者でない場合には、当該発行時DVP引受証券会社は、第2項の通知をするときは、あらかじめ、その上位機関に対し、新規記録をすべき当該発行時DVP引受証券会社の自己口及び新規記録情報その他新規記録に必要な事項を通知しなければならない。
- 17 第15項の通知があった場合には、当該通知を受けた機構加入者は、発行時DVP引受証券会社でないときは、直ちに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる措置を執らなければならない。
- (1) 当該機構加入者が前項の発行時DVP引受証券会社の自己口を開設した者である場合 当該自己口の保有欄における通知を受けた振替株式の数についての増加の記載又は記録
 - (2) 当該機構加入者が前項の発行時DVP引受証券会社の自己口を開設した者でない場合 その直近下位機関であって発行時DVP引受証券会社の上位機関であるものの顧客口における通知を受けた振替株式の数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する当該記載又は記録の内容の通知
- 18 前項第2号の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる措置を執らなければならない。
- (1) 当該口座管理機関が第16項の発行時DVP引受証券会社の自己口を開設した者である場合 当該自己口の保有欄における通知を受けた振替株式の数についての増加の記載又は記録
 - (2) 当該口座管理機関が第16項の発行時DVP引受証券会社の自己口を開設した者でない場合 その直近下位機関であって発行時DVP引受証券会社の上位機関であるものの顧客口における通知を受けた振替株式の数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する当該記載又は記録の内容の通知
- 19 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 20 前条第7項の規定は、第10項第2号の口座が機構加入者口座の信託口である場合について準用する。

第3節 振替手続

第1款 振替の申請及び振替口座簿への記録等

(振替手続)

第53条 特定の銘柄の振替株式について、振替の申請があった場合には、振替機関等は、第4項から第9項までの規定により、当該申請において第3項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少若しくは増加の記載若しくは記録又は

通知をしなければならない。

- 2 前項の申請は、この規程に別段の定めがある場合を除き、振替によりその口座（顧客口を除く。）において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行わなければならない。
- 3 第1項の申請をする者は、当該申請において、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を示さなければならない。
 - (1) 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替株式の銘柄及び数
 - (2) 前項の加入者の口座（以下この章において「振替元口座」という。）において減少の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別
 - (3) 前号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替株式についての株主の氏名又は名称及び住所並びに第1号の数（以下この条において「振替数」という。）のうち当該株主ごとの数
 - (4) 増加の記載又は記録がされるべき口座（顧客口を除く。以下この章において「振替先口座」という。）
 - (5) 振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別
 - (6) 振替先口座（機関口座を除く。）において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替数のうち株主ごとの数並びに当該株主の氏名又は名称及び住所並びに当該株主が外国人保有制限銘柄の直接外国人であるときはその旨その他規則で定める事項
 - (7) 振替をする日（以下「振替日」という。）
- 4 前項の振替の申請（振替先欄（次項第3号に規定する振替先欄をいう。）が保有欄であるものに限る。）を行う加入者は、同項第1号の振替株式を同項第4号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、その直近上位機関に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式の株主の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができる。
- 5 第1項の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等は、振替日において、次に掲げる措置を執らなければならない。
 - (1) 第2項の加入者の口座の第3項第2号の規定により示された保有欄又は質権欄における次に掲げる記載又は記録
 - イ 振替数についての減少の記載又は記録
 - ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、第3項第3号の株主ごとの数の減少の記載又は記録
 - (2) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する第3項第1号、第4号から第7号まで及び前項の規定により示された事項

(以下この章において「振替通知事項」という。)の通知

(3) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の第3項第5号の規定により示された保有欄又は質権欄(機関口座にあっては、法第129条第5項第2号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。)における振替数についての増加の記載又は記録

(4) 前号に規定する場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における次に掲げる記載又は記録

イ 第3項第6号の株主ごとの数についての増加の記載又は記録

ロ 当該株主の氏名又は名称及び住所の記載又は記録

ハ その他規則で定める事項の記載又は記録

(5) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの顧客口における振替数についての増加の記載又は記録並びに当該直近下位機関に対する振替通知事項の通知

6 前項第2号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

(1) 当該通知をした口座管理機関の顧客口における振替数についての減少の記載又は記録

(2) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第2号の規定により通知を受けた振替通知事項の通知

(3) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

(4) 前号に規定する場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における前項第4号イからハまでに掲げる記載又は記録

(5) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの顧客口における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第2号の規定により通知を受けた振替通知事項の通知

7 前項の規定は、同項第2号(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

8 第5項第5号又は第6項第5号(前項において準用する場合を含む。)の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

(1) 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座

の振替先欄における振替数についての増加の記載又は記録

(2) 前号に規定する場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における第5項第4号イからハまでに掲げる記載又は記録

(3) 当該口座管理機関が振替先口座を開設した者でない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの顧客口における振替数についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する振替通知事項の通知

9 前項の規定は、同項第3号(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(信託の記載又は記録の同時申請)

第54条 前条第1項の振替の申請をする加入者が信託の委託者であって、当該振替の申請に基づく同条第5項第3号、同条第6項第3項(同条第7項において準用する場合を含む。)又は同条第8項第1号(同条第9項において準用する場合を含む。)の記載又は記録により同条第3項第1号の振替株式についての権利が同項第4号の口座の加入者である信託の受託者の信託財産に属することとなる場合(第3項に規定する場合を除く。)には、当該加入者は、当該振替の申請において、次に掲げる事項を示して、その旨の申請(次条及び第57条において「信託の記載又は記録の申請」という。)をしなければならない。

(1) 信託の受託者の口座

(2) 当該申請に係る振替株式の銘柄及び数

(3) 第1号の口座において信託の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

2 前条第1項の振替の申請をする加入者が信託の受託者であって、当該振替の申請に基づく前条第5項第3号、同条第6項第3号(同条第7項において準用する場合を含む。)又は同条第8項第1号(同条第9項において準用する場合を含む。)の記載又は記録により同条第3項第1号の振替株式についての権利が信託財産に属しないこととなる場合(第3項に規定する場合を除く。)には、当該加入者は、当該振替の申請において、次に掲げる事項を示して、その旨の申請(次条及び第57条において「信託の記載又は記録の抹消の申請」という。)をしなければならない。

(1) 信託の受託者の口座

(2) 当該申請に係る振替株式の銘柄及び数

(3) 第1号の口座において信託の記載又は記録の抹消がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

3 前条第1項の振替の申請をする加入者が信託の前受託者(信託法(平成18年法律第108号)第59条第1項に規定する前受託者をいう。)であって、受託者の変更に伴う当該振替の申請に基づく前条第5項第3号、第6項第3号(同条第7項において準用する

場合を含む。)若しくは第8項第1号(同条第9項において準用する場合を含む。)の記載又は記録により同条第3項第1号の振替株式についての権利が同項第4号の振替先口座の加入者である新受託者(信託法第62条第1項に規定する新受託者をいう。)に移転することとなる場合には、当該加入者は、当該振替の申請(次項において「増加記載等申請」という。)において、次に掲げる事項を示して、その旨の申請(次項及び次条において「受託者変更記載等申請」という。)をしなければならない。この場合においては、これらの申請と同時に、その変更を証明する資料を提出しなければならない。

- (1) 信託の前受託者の口座
- (2) 信託の新受託者の口座
- (3) 当該申請に係る振替株式の銘柄及び数
- (4) 第2号の口座において信託の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

4 信託法第56条第1項第1号から第4号まで若しくは第6号又は公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第8条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があった場合においては、新受託者は、前項に準じ、増加記載等申請及び受託者変更記載等申請をすることができる。

(信託に関する事項の通知及び信託の記載若しくは記録又はその抹消)

第55条 振替機関等は、加入者による振替の申請を受けた場合であって、前条第1項の信託の記載又は記録の申請があったときは、振替通知事項の通知において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 信託の受託者の口座
- (2) 当該申請に係る振替株式の銘柄及び数
- (3) 第1号の口座において信託の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

2 前項の通知を受けた振替機関等は、第53条第5項第3号若しくは第4号、第6項第3号若しくは第4号(同条第7項において準用する場合を含む。)又は第8項第1号若しくは第2号(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による記載又は記録をするときは、同時に、前項の規定により通知を受けた内容に従い、その備える振替口座簿における信託の記載又は記録をしなければならない。

3 振替機関等は、加入者による振替の申請を受けた場合であって、前条第2項の信託の記載又は記録の抹消の申請があったときは、信託の記載又は記録の抹消の申請をした加入者の口座における信託の記載又は記録がされている振替株式について信託財産である旨の記載又は記録の抹消をしなければならない。

4 振替機関等は、加入者による振替の申請を受けた場合であって、前条第3項の受託者変更記載等申請があったときは、信託の記載又は記録の抹消の申請をした加入者の口座

における信託の記載又は記録がされている振替株式について信託財産である旨の記載又は記録の抹消をするとともに、振替通知事項の通知において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 信託の新受託者の口座
- (2) 当該申請に係る振替株式の銘柄及び数
- (3) 第 1 号の口座において信託の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

5 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、第 53 条第 5 項第 3 号若しくは第 4 号、第 6 項第 3 号若しくは第 4 号（同条第 7 項において準用する場合を含む。）又は第 8 項第 1 号若しくは第 2 号（同条第 9 項において準用する場合を含む。）の規定による記載又は記録をするときは、同時に、前項の規定により通知を受けた内容に従い、その備える振替口座簿における信託の記載又は記録をしなければならない。

（振替先口座等の照会）

第 56 条 口座管理機関は、加入者による振替の申請を受けたときは、機構に対し、加入者による振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることができる。

2 機構加入者は、機構加入者口座の自己口に記録された振替株式について振替の申請をしようとする場合には、機構に対し、振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることができる。

3 加入者が振替株式の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関が当該加入者から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることができる。

4 加入者が機構加入者に対する振替株式の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、当該機構加入者が当該加入者から同意を得ているときは、当該機構加入者は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることができる。

5 第 1 項又は第 3 項の口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、第 1 項又は第 3 項の照会は、その上位機関である直接口座管理機関を経由して行わなければならない。

6 機構は、口座管理機関又は機構加入者から第 1 項から第 4 項までに掲げる照会を受けたときは、当該照会をした口座管理機関（当該口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関である直接口座管理機関）又は機構加入者に対し、振替先口座又は振替元口座に係る加入者情報が機構に登録されているか否かその他の規則で定める事項について回答する。

7 機構は、前項の回答をしたときは、当該照会に係る振替先口座又は振替元口座を開設

する口座管理機関又は機構加入者（振替先口座又は振替元口座が当該機構加入者の自己口である場合に限る。）に対し、機構が照会を受けた内容その他の規則で定める事項を通知する。

第 2 款 機構における振替手続の特例

（機構加入者による振替請求等）

第 57 条 機構加入者の機構に対する第 53 条第 1 項に規定する振替の申請又は振替通知事項の通知は、規則で定める振替請求により行わなければならない。

2 振替先口座を開設する口座管理機関に対する振替通知事項のうち、機構の設置するコンピュータ・システム及びその情報通信ネットワークにより当該口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に通知されない事項については、当該振替に係る振替請求をした機構加入者又はその下位機関であって振替の申請をした加入者の直近上位機関が当該振替先口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に通知しなければならない。

3 第 1 項の振替請求において、振替先口座として機構加入者口座の信託口又は質権信託口が示された場合には、振替請求をした機構加入者から第 54 条第 1 項の信託の記載又は記録の申請若しくは第 55 条第 1 項に規定する通知があったもの又は当該信託口若しくは質権信託口の機構加入者から第 39 条第 1 項の信託の記載又は記録の申請があったものとみなす。

4 第 1 項の振替請求において、振替元口座として機構加入者の信託口又は質権信託口が示された場合には、振替請求をした機構加入者から第 40 条第 1 項の申請又は第 54 条第 2 項の信託の記載又は記録の抹消の申請があったものとみなす。

5 第 1 項の振替請求において、振替先口座として機構加入者の保有口又は信託口（規則で定めるものを除く。）が示された場合であって、規則で定めるところにより特別株主となるべき加入者が通知されたときは、当該振替先口座において振替株式についての増加の記録がされると同時に当該振替株式について受方機構加入者（振替により増加の記録がされる機構加入者口座の機構加入者をいう。以下同じ。）から当該加入者を特別株主とする申出があったものとみなす。

6 第 1 項の振替請求において、振替先口座として機構加入者の質権口又は質権信託口が示された場合であって、規則で定めるところにより登録株式質となるべき旨が通知されたときは、当該振替先口座に振替株式の増加の記録がされると同時に当該振替株式について受方機構加入者から登録株式質権者となるべき旨の申出（第 125 条第 1 号に規定する登録株式質権者となるべき旨の申出をいう。）があったものとみなす。

7 第 1 項の振替請求において、規則で定める事項の通知がされたときは、渡方加入者（振替の申請をした加入者をいう。以下同じ。）から担保株式の届出があったものとみなす。

- 8 機構は、機構加入者による振替請求を受けたときは、規則で定めるところにより、その備える振替口座簿、登録株式質権者管理簿及び特別株主管理簿への記録並びに渡方機構加入者（振替請求を行った機構加入者をいう。以下同じ。）及び受方機構加入者への通知その他の処理をする。
- 9 受方機構加入者は、機構から前項の通知を受けたときは、直ちに、その内容を確認し、規則で定める措置を執らなければならない。

（振替の一時停止又は解除の申告）

第 58 条 機構加入者は、前条第 1 項に規定する振替請求（規則で定めるものに限る。以下この条において同じ。）について、規則で定めるところにより、当該振替請求に基づく振替の処理を一時停止する措置の申告及び当該一時停止の解除の申告をすることができる。

（指定金融商品取引清算機関からの振替請求等）

第 59 条 機構は、機構加入者のうち指定金融商品取引清算機関（金融商品取引清算機関（金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関をいう。）のうち、規則で指定する者をいう。以下同じ。）が対象取引（金融商品債務引受業（同条第 28 項に規定する金融商品債務引受業をいい、当該指定金融商品取引清算機関が同法第 156 条の 6 第 1 項の業務を行う場合にあっては、同法第 156 条の 3 第 1 項第 6 号に規定する金融商品債務引受業等をいう。以下同じ。）の対象とする債務の起因となる取引であって、当該指定金融商品取引清算機関がその業務方法書において定めるものをいう。）の決済に係る振替請求を、清算参加者（当該指定金融商品取引清算機関の業務方法書の定めるところにより、当該指定金融商品取引清算機関が行う金融商品債務引受業の相手方となるための資格を有する者をいう。）である渡方機構加入者に代わって行った場合には、当該指定金融商品取引清算機関が指定した振替日において、振替口座簿への減少の記録及び増加の記録並びに当該機構加入者及び当該指定金融商品取引清算機関への通知その他の処理をする。

第 3 款 振替の制限の取扱い

（振替の制限日）

- 第 60 条 機構は、特定の銘柄の振替株式について、振替をしない日（以下この章において「振替制限日」という。）を定めることができる。この場合において、機構は、あらかじめ、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、その旨を通知する。
- 2 加入者は、規則で定める場合を除き、振替制限日を振替日とする振替の申請又は通知をすることができない。

第4節 取得請求権付株式の取得請求に係る手続

(取得請求権付株式の取得請求の取次ぎ)

第61条 振替機関等は、その加入者から取得請求権付株式である特定の銘柄の振替株式(当該加入者の口座に記載又は記録がされているものに限る。)について会社法第166条第1項本文の規定による請求(以下この節において「取得請求」という。)の取次ぎの請求を受けた場合であって、当該請求を受けた振替機関等が開設する当該加入者の口座に記載又は記録がされている振替株式に係る取得請求であることその他規則で定める要件を満たすときは、第3項から第7項までの規定により、当該振替株式の発行者に当該取得請求を取り次がなければならない。

2 加入者は、前項の取得請求の取次ぎの請求をするときは、当該取得請求に係る振替株式について、次に掲げる事項を示すとともに、振替先口座を当該振替株式の発行者の指定する口座とし、振替日を次条第1項の規定により発行者が通知する同項第5号の日とする振替の申請をしなければならない。

- (1) 加入者の氏名又は名称及び住所
- (2) 取得請求をする振替株式の銘柄及び数
- (3) 取得の対価の受取りに関する規則で定める事項
- (4) その他規則で定める事項

3 機構加入者が機構に対して第1項の取得請求の取次ぎの請求をする場合には、規則で定めるところにより行わなければならない。

4 第1項に規定する場合において、同項の振替機関等が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、第2項各号に掲げる事項を示して、当該取得請求の取次ぎを委託しなければならない。

5 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合について準用する。

6 直接口座管理機関は、その加入者から取得請求の取次ぎの請求を受けたとき又はその直近下位機関から第4項(前項において準用する場合を含む。)の委託を受けたときは、機構に対し、規則で定めるところにより、当該請求又は委託に係る第2項各号に掲げる事項その他の規則で定める事項を通知しなければならない。

7 機構は、直接口座管理機関から前項の通知を受けたとき又は機構加入者から取得請求の取次ぎの請求を受けたときは、当該銘柄の振替株式の発行者に対し、当該通知又は請求において示された事項その他の規則で定める事項を通知する。

8 第1項の取次ぎの請求がされた取得請求は、前項の規定による通知がされたときに発行者に到達したものとみなす。

(取得請求権付株式の取得請求の取次ぎを受けた発行者による振替日等の通知)

第 62 条 振替株式の発行者は、前条第 7 項の通知を受けたときは、機構に対し、規則で定めるところにより、当該取得請求に係る取得の対価の交付日を第 5 号の振替日として、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 取得請求をした加入者の氏名又は名称及び住所
- (2) 取得請求を受けた日
- (3) 取得をする振替株式の銘柄及び数
- (4) 発行者の口座
- (5) 前号の口座に第 3 号の振替株式の増加の記載又は記録を受けるべき振替日
- (6) その他規則で定める事項

2 前項の通知があった場合には、機構は、当該取得請求に係る前条第 6 項の通知をした直接口座管理機関又は同条第 7 項の取次ぎの請求をした機構加入者に対し、前項各号に掲げる事項その他の規則で定める事項を通知する。

3 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が第 1 項第 1 号の加入者の直近上位機関でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、前項の規定により通知を受けた事項の通知をしなければならない。

4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 振替株式の発行者は、前条第 7 項の通知を受けた場合であって、同項の取得請求に応じることができないときは、機構に対し、機構の定めるところにより、その旨を通知しなければならない。

6 第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の通知があった場合における同項の取得請求に応じることができない旨の通知について準用する。

(取得に係る振替の実行と取得の対価の交付)

第 63 条 前条第 1 項、第 2 項又は第 3 項(第 4 項において準用する場合を含む。)の通知を受けた振替機関等(当該通知に係る取得請求について同条第 6 項の規定による通知を受けた場合を除く。)は、規則で定めるところにより、同条第 1 項第 5 号の振替日において、第 61 条第 2 項の振替の申請に基づく振替口座簿への記載又は記録をしなければならない。

2 前条第 1 項の発行者は、同項第 5 号の振替日において、取得請求をした加入者に対し、規則で定めるところにより、取得請求に係る取得の対価の交付をしなければならない。ただし、当該振替日において交付することができない特別の事情があるものと認められる場合には、この限りでない。

(取次停止期間)

第 64 条 機構は、必要があると認める場合には、取得請求の取次ぎをしない日を定めることができる。この場合において、機構は、あらかじめ、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、その旨を通知する。

第 5 節 単元未満株式の買取請求及び売渡請求に係る手続

第 1 款 単元未満株式の買取請求に係る手続

(単元未満株式の買取請求の取次ぎ)

第 65 条 振替機関等は、その加入者から発行者に対する単元未満株式の買取請求(会社法第 192 条第 1 項の規定による請求をいう。以下この節において単に「買取請求」という。)の取次ぎの請求を受けた場合であって、当該買取請求が次に掲げる要件を満たすときは、第 3 項から第 7 項までの規定により、発行者に当該買取請求を取り次がなければならない。

(1) 取次ぎの請求を受けた振替機関等が開設する当該加入者の自己口の保有欄に記載又は記録がされている振替株式に係る買取請求であること

(2) 当該振替株式の発行者により次に掲げるいずれかの行為(以下この款において「株式併合等」という。)が行われる場合であって、それぞれに掲げる日までに買取価格(会社法第 193 条第 1 項に規定する単元未満株式の価格をいう。以下この款において同じ。)が決定しないときは加入者から買取請求の撤回の申出があったものとみなすことについて当該加入者が同意していること

イ 当該買取請求をした振替株式についての株式の併合 金融商品取引所における権利付売買の最終日

ロ 当該買取請求をした振替株式についての株式の分割 金融商品取引所における権利付売買の最終日

ハ 合併(当該発行者が合併により消滅する会社である場合に限る。) 金融商品取引所における上場廃止日の前営業日

ニ 株式交換(当該発行者が株式交換をする会社である場合に限る。) 金融商品取引所における上場廃止日の前営業日

ホ 株式移転(当該発行者が株式移転をする会社である場合に限る。) 金融商品取引所における上場廃止日の前営業日

ヘ その他規則で定める行為 規則で定める日

(3) その他規則で定める要件

2 加入者は、前項の買取請求の取次ぎの請求をするときは、次に掲げる事項を示すとともに、当該買取請求に係る振替株式について、当該振替株式の発行者の指定する当該発

行者の口座を振替先口座とし、次条第1項の規定により当該発行者が通知する買取請求に係る株式の買取りの代金の支払日を振替日とする振替の申請をしなければならない。

- (1) 加入者の氏名又は名称及び住所
- (2) 買取請求をする振替株式の銘柄及び数
- (3) 買取代金の受取りに関する規則で定める事項
- (4) その他規則で定める事項

3 機構加入者が第1項の買取請求の取次ぎの請求をする場合には、規則で定めるところにより行わなければならない。

4 第1項に規定する場合において、同項の振替機関等が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、第2項各号に掲げる事項を示して、買取請求の取次ぎを委託しなければならない。

5 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合について準用する。

6 直接口座管理機関は、その加入者から買取請求の取次ぎの請求を受けたとき又はその直近下位機関から第4項(前項において準用する場合を含む。)の委託を受けたときは、機構に対し、規則で定めるところにより、当該請求又は委託に係る第2項各号に掲げる事項その他の規則で定める事項を通知しなければならない。

7 機構は、直接口座管理機関から前項の通知を受けたとき又は機構加入者から買取請求の取次ぎの請求を受けたときは、当該銘柄の振替株式の発行者に対し、規則で定めるところにより、通知又は請求を受けた事項その他の規則で定める事項を通知する。

8 第1項の取次ぎの請求がされた買取請求は、前項の規定による通知がされたときに発行者に到達したものとみなす。

(発行者による買取価格等の通知)

第66条 振替株式の発行者は、前条第7項の通知を受けた場合であって、当該買取請求に係る買取価格が決定したときは、機構に対し、規則で定めるところにより、当該買取請求に係る買取りの代金の支払日を振替日として、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 買取請求をした加入者の氏名又は名称及び住所
- (2) 買取りをする振替株式の銘柄及び数
- (3) 買取価格及び買取代金
- (4) 発行者の口座に第2号の振替株式の増加の記載又は記録を受けるべき振替日
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の通知があった場合には、機構は、当該買取請求に係る前条第6項の通知をした直接口座管理機関又は同条第7項の取次ぎの請求をした機構加入者に対し、前項各号に掲げる事項その他の規則で定める事項を通知する。

- 3 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が第1項第1号の加入者の直近上位機関でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるもの対し、前項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。
- 4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 5 振替株式の発行者は、前条第7項の通知を受けた場合であって、同項の買取請求をした加入者からの当該買取請求の撤回の申出を承諾するときは、機構に対し、機構の定めるところにより、その旨を通知しなければならない。
- 6 第2項から第4項までの規定は、前項の通知があった場合における同項の撤回を承諾する旨の通知について準用する。

(買取りに係る振替の実行と買取り代金の支払い)

第67条 前条第1項、第2項又は第3項(第4項において準用する場合を含む。)の通知を受けた振替機関等(当該通知に係る買取請求について同条第6項の規定による通知を受けた場合を除く。)は、規則で定めるところにより、同条第1項第4号の振替日において、第65条第2項の振替の申請に基づく振替をしなければならない。

- 2 前条第1項の通知をした発行者は、同項第4号の振替日において、買取請求をした加入者に対し、規則で定めるところにより、買取請求に係る買取りの代金の支払いをしなければならない。

(買取請求の撤回の処理)

第68条 第66条の規定にかかわらず、第65条第7項の買取請求の取次ぎを受けた発行者が株式併合等をする場合であって同条第1項第2号イからへまでに掲げる日までに買取価格が決定しないときは、当該発行者は、同号の規定に基づいてあったものとみなされる加入者による買取請求の撤回の申出を承諾し、機構に対し、規則で定めるところにより、買取請求の撤回を承諾する旨その他規則で定める事項を通知しなければならない。ただし、当該撤回の申出を承諾しない特別の事情があるものと認められる場合には、この限りでない。

- 2 前項の通知があった場合には、機構は、当該買取請求に係る第65条第6項の通知をした直接口座管理機関又は同条第1項の買取請求の取次ぎの請求をした機構加入者に対し、当該買取請求をした加入者の氏名又は住所及び当該買取請求の撤回が承諾された旨その他の規則で定める事項を通知する。
- 3 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が同項の加入者の直近上位機関でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるもの対し、同項の規定により通知を受けた事項を

通知しなければならない。

4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(取次停止期間)

第 69 条 機構は、必要があると認める場合には、特定の銘柄の振替株式について買取請求の取次ぎをしない日を定めることができる。この場合において、機構は、あらかじめ、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、その旨を通知する。

第 2 款 単元未満株式の売渡請求に係る手続

(単元未満株式の売渡請求の取次ぎ)

第 70 条 振替機関等は、その加入者から発行者に対する単元未満株式の売渡請求(会社法第 194 条第 1 項に規定する単元未満株式売渡請求をいう。以下この款において単に「売渡請求」という。)の取次ぎの請求を受けた場合であって、当該売渡請求が次に掲げる要件を満たすときは、第 3 項から第 8 項までの規定により、発行者に対し、当該売渡請求を取り次がないといけない。

(1) 当該取次ぎの請求を受けた振替機関等が開設する当該加入者の自己口の保有欄に記載又は記録がされている振替株式に係る売渡請求であること

(2) 当該振替株式の発行者により次に掲げるいずれかの行為(以下この款において「株式併合等」という。)が行われる場合であって、それぞれに掲げる日までに売渡価格(会社法第 194 条第 4 項において準用する同法第 193 条第 1 項に規定する単元未満株式の価格をいう。以下この款において同じ。)が決定しないときは加入者から売渡請求の撤回の申出があったものとみなすことについて当該加入者が同意していること

イ 当該売渡請求をした振替株式についての株式の併合 金融商品取引所における権利付売買の最終日

ロ 当該売渡請求をした振替株式についての株式の分割 金融商品取引所における権利付売買の最終日

ハ 合併(当該発行者が合併により消滅する会社である場合に限る。) 金融商品取引所における上場廃止日の前営業日

ニ 株式交換(当該発行者が株式交換をする会社である場合に限る。) 金融商品取引所における上場廃止日の前営業日

ホ 株式移転(当該発行者が株式移転をする会社である場合に限る。) 金融商品取引所における上場廃止日の前営業日

ヘ その他規則で定める行為 規則で定める日

(3) その他規則で定める要件

- 2 加入者（機構加入者を除く。）は、前項の売渡請求の取次ぎの請求をするときは、次に掲げる事項を示すとともに、次条第1項の規定により通知された売渡代金の支払いをすべき日における当該売渡請求に係る代金の発行者への支払いを取次ぎの請求をした口座管理機関に委託しなければならない。
 - （1）加入者の氏名又は名称及び住所
 - （2）売渡請求をする振替株式の銘柄及び数
 - （3）その他規則で定める事項
- 3 前項の委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、当該売渡請求に係る代金の発行者への支払いを委託しなければならない。
- 4 機構加入者が機構に対して第1項の売渡請求の取次ぎの請求をする場合には、規則で定めるところにより行わなければならない。
- 5 第1項に規定する場合において、同項の振替機関等が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、売渡請求の取次ぎを委託しなければならない。
- 6 第3項及び前項の規定は、同2項（この項において準用する場合を含む。）の委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合について準用する。
- 7 直接口座管理機関は、その加入者から売渡請求の取次ぎの請求を受けたとき又はその直近下位機関から第5項（前項において準用する場合を含む。）の委託を受けたときは、機構に対し、規則で定めるところにより、当該請求又は委託に係る第2項各号に掲げる事項その他の規則で定める事項を通知しなければならない。
- 8 機構は、直接口座管理機関から前項の通知を受けたとき又は機構加入者から売渡請求の取次ぎの請求を受けたときは、当該銘柄の振替株式の発行者に対し、規則で定めるところにより、通知を受けた事項又は請求を受けた事項その他規則で定める事項を通知する。
- 9 第1項の取次ぎの請求がされた売渡請求は、前項の規定による通知がされたときに発行者に到達したものとみなす。

（発行者による売渡価格等の通知）

第71条 振替株式の発行者は、前条第8項の通知を受けた場合であって、当該売渡請求に係る売渡価格が決定したときは、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- （1）売渡請求をした加入者の氏名又は名称及び住所
- （2）売渡しをする振替株式の銘柄及び数
- （3）売渡価格及び売渡代金
- （4）売渡代金の支払いをすべき日

(5) 売渡日(発行者による振替の申請により、売り渡す単元未満株式について、売渡請求をした加入者の口座に増加の記載又は記録がされるべき日をいう。)

(6) その他規則で定める事項

- 2 前項の通知があった場合には、機構は、当該売渡請求に係る前条第7項の通知をした直接口座管理機関又は同条第8項の取次ぎの請求をした機構加入者に対し、前項各号に掲げる事項その他の規則で定める事項を通知する。
- 3 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた直接口座管理機関は、第1項第1号の加入者の直近上位機関でないときは、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、前項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。
- 4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 5 振替株式の発行者は、前条第8項の通知を受けた場合であって、同項の売渡請求をした加入者からの当該売渡請求の撤回の申出を承諾するとき又は当該売渡請求に応じることができないときは、機構に対し、機構の定めるところにより、その旨を通知しなければならない。
- 6 第2項から第4項までの規定は、前項の通知があった場合における同項の撤回を承諾する旨又は売渡請求に応じることができない旨の通知について準用する。

(売渡しに係る代金の支払いと振替の実行)

第72条 前条第2項の通知を受けた直接口座管理機関又は機構加入者(当該通知に係る売渡請求について同条第6項の規定による通知を受けた場合を除く。)は、前条第1項第4号の売渡代金の支払いをすべき日において、発行者に対し、規則で定めるところにより、売渡代金の総額の支払いをしなければならない。

- 2 前条第1項の通知をした発行者は、当該通知に係る売渡しをする単元未満株式について、規則で定めるところにより、当該通知に係る売渡請求をした加入者の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。この場合において、同条第1項第5号の売渡日を振替日としなければならない。

(売渡請求の撤回の処理)

第73条 前条の規定にかかわらず、第70条第8項の通知を受けた発行者が株式併合等をする場合であって同条第1項第2号イからへまでに掲げる日までに売渡価格が決定しないときは、当該発行者は、同号の規定に基づいてあったものとみなされる加入者による売渡請求の撤回の申出を承諾し、規則で定めるところにより、機構に対し、売渡請求の撤回を承諾する旨その他規則で定める事項を通知しなければならない。ただし、当該撤回の申出を承諾しない特別の事情があるものと認められる場合には、この限りでない。

- 2 前項の通知があった場合には、機構は、当該売渡請求に係る第70条第7項の通知をした直接口座管理機関又は同条第8項の取次ぎの請求をした機構加入者に対し、売渡請求をした加入者及び売渡請求の撤回が承諾された旨その他の規則で定める事項を通知する。
- 3 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた直接口座管理機関は、同項の加入者の直近上位機関でないときは、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。
- 4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(取次停止期間)

第74条 機構は、必要があると認める場合には、特定の銘柄の振替株式について売渡請求の取次ぎをしない日を定めることができる。この場合において、機構は、あらかじめ、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、その旨を通知する。

第6節 抹消手続

第1款 一部抹消手続

(一部抹消申請)

第75条 振替株式の発行者は、規則で定める場合には、その直近上位機関に対し、その発行する振替株式について、次に掲げる事項を示して、一部抹消の申請(法第134条第1項の申請をいう。以下この章において同じ。)をしなければならない。

(1) 一部抹消する振替株式の銘柄及び数

(2) 一部抹消する日

(3) 一部抹消の申請により減少の記載又は記録がされる口座(顧客口を除く。以下この章において「一部抹消口座」という。)

(4) 一部抹消する事由

- 2 振替株式の発行者は、一部抹消の申請をしたとき又はしようとするときは、一部抹消する日前の規則で定める日までに、機構に対し、当該申請に係る直近上位機関及び前項各号に掲げる事項その他の規則で定める事項を通知しなければならない。
- 3 前項の通知があった場合には、機構は、一部抹消口座を開設する者でないときは、当該口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知する。
- 4 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が同項の加入者の直近上位機関でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関

であって当該加入者の上位機関であるものに対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

- 5 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 6 一部抹消口座を開設する口座管理機関は、第1項の規定による発行者による一部抹消の申請の内容と、第2項、第3項又は第4項（前項において準用する場合を含む。）の規定により通知を受けた内容に相違のないことを確認しなければならない。この場合において、相違があるときは、次条第1項の規定は適用しない。
- 7 機構加入者が第1項の申請をする場合には、規則で定めるところにより行わなければならない。
- 8 第6項の確認において相違があるときは、同項の口座管理機関は、直ちに、その直近上位機関に対し、その旨を通知しなければならない。
- 9 前項の規定は、同項の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（一部抹消の記載又は記録）

第76条 前条第2項、第3項又は第4項（第5項において準用する場合を含む。）の規定により通知を受けた振替機関等は、規則で定めるところにより、同条第1項第2号の一部抹消する日において、同項第3号の一部抹消口座（振替機関等が一部抹消口座を開設した者でないときは、同条第3項又は第4項（第5項において準用する場合を含む。）の規定により通知したその直近下位機関の顧客口）における同条第1項第1号の振替株式の数についての減少の記載又は記録をしなければならない。

- 2 機構は、機構加入者口座に前項の減少の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替株式の発行者に対し、その旨を通知する。

第2款 全部抹消手続

（全部抹消手続）

第77条 振替株式の発行者は、その発行する振替株式についての記載又は記録の全部を抹消しようとする場合には、規則で定めるところにより、機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- （1）当該振替株式の銘柄
- （2）前号の振替株式についての記載又は記録の全部を抹消する日（以下この条において「全部抹消する日」という。）
- （3）第1号の振替株式についての記載又は記録の全部を抹消する事由
- （4）その他規則で定める事項

- 2 前項の通知(以下この章において「全部抹消の通知」という。)があった場合には、機構は、当該通知に係る振替株式の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項を通知する。
- 3 第1項の通知があった場合には、機構は、規則で定めるところにより、同項第2号の全部抹消する日において、その備える振替口座簿中の同項第1号の振替株式についての記録がされている口座において、当該振替株式の全部についての記録の抹消をする。
- 4 前2項の規定は、第2項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 5 機構は、機構加入者口座において第3項の記録の抹消をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替株式の発行者に対し、その旨を通知する。

第7節 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の取得に係る手続

第1款 取得条項付株式である振替株式の一部取得等

(取得条項付株式である振替株式の一部取得)

- 第78条 取得条項付株式である振替株式の発行者が当該振替株式の一部を取得しようとする場合には、当該発行者は、会社法第107条第2項第3号イの事由が生じた日以後遅滞なく、当該振替株式について当該発行者の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。
- 2 前項の振替の申請は、当該振替によりその口座(顧客口を除く。)において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行わなければならない。

(取得条項付株式の一部取得の対価の交付)

- 第79条 発行者が取得条項付株式の一部を取得すると引き換えに当該取得条項付株式の株主に対して振替株式を交付する場合には、当該株主の口座を第51条第1項第3号の口座とする同項の新規記録通知(振替株式を発行する場合に限る。)又は当該株主の口座を振替先口座とする振替の申請(振替株式を移転する場合に限る。)をしなければならない。

第2款 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式の全部取得等

(取得の対価が振替株式である場合における取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式の全部取得)

- 第80条 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式の発行者が当該振替株式の全部を取得しようとする場合(当該振替株式を取得すると引換えに当該株主

に対して振替株式を交付する場合（規則で定める場合を除く。）に限る。）には、当該発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、第 51 条及び第 77 条の規定は、適用しない。

- (1) 当該発行者が取得する取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式の銘柄（以下この条において「取得対象銘柄」という。）
 - (2) 効力発生日（会社法第 170 条第 1 項各号列記以外の部分に規定する第 107 条第 2 項第 3 号イの事由が生じた日をいう。以下この条において同じ。）
 - (3) 取得対象銘柄についての記載又は記録の全部を抹消する日（以下この条において「全部抹消する日」という。）
 - (4) 交付する振替株式の銘柄（以下この節において「取得対価銘柄」という。）
 - (5) 対価交付比率（取得対象銘柄に対して取得対価銘柄を交付する割合をいう。以下この条において同じ。）
 - (6) 自己の保有する取得対象銘柄の記載又は記録がされている発行者の口座及び口座ごとの取得対象銘柄の数
 - (7) 取得対価銘柄を発行する場合には、発行する取得対価銘柄の数及び株式の内容
 - (8) 自己の保有する取得対価銘柄を移転する場合には、移転する取得対価銘柄の数及び当該取得対価銘柄の記載又は記録がされている発行者の口座
 - (9) その他規則で定める事項
- 2 前項の通知があった場合には、機構は、機構加入者に対し、同項各号に掲げる事項その他の規則で定める事項を通知する。
 - 3 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた機構加入者が口座管理機関であるときは、当該機構加入者は、直ちに、その直近下位機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。
 - 4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
 - 5 振替機関等は、全部抹消する日の前営業日において、次の各号に掲げる振替株式（取得対象銘柄であるものに限る。）について、全部抹消する日において増加の記載又は記録をすべき取得対価銘柄の数として当該各号に定める数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を算出しなければならない。
 - (1) 加入者の口座（顧客口を除く。以下この項において同じ。）の保有欄に記載又は記録がされている振替株式（次号に掲げるものを除く。） 当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替株式の数に対価交付比率を乗じた数（規則で定める場合には規則で定める比率を乗じた数）
 - (2) 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替株式であって特別株主管理簿又は特別株主管理簿に準ずる帳簿に記載又は記録がされているもの 当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替株式の特別株主ごとの数に対価交付比率を乗じ

た数

- (3) 加入者の口座の質権欄に記載又は記録がされている振替株式(次号に掲げるものを除く。)当該質権欄に記載又は記録がされている当該振替株式の株主ごとの数に対価交付比率を乗じた数
 - (4) 加入者の口座の質権欄に記載又は記録がされている振替株式であって登録株式質権者管理簿に記載又は記録がされているもの 当該質権欄に記載又は記録がされている当該振替株式の株主ごとの数に対価交付比率を乗じた数
- 6 前項各号に掲げる数についての増加の記載又は記録をすべき保有欄又は質権欄は、次の各号に掲げる数について、当該各号に定める加入者の口座の保有欄又は質権欄とする。
- (1) 前項第1号に掲げる数 同号の加入者の口座の保有欄
 - (2) 前項第2号に掲げる数 同号の特別株主である加入者の口座の保有欄
 - (3) 前項第3号に掲げる数 同号の株主である加入者の口座の保有欄
 - (4) 前項第4号に掲げる数 同号の加入者の口座の質権欄
- 7 第5項第2号又は第3号に掲げる数の算出をした口座管理機関が当該数についての前項第2号又は第3号の増加の記載又は記録をすべき保有欄の加入者の上位機関でないときは、当該口座管理機関は、算出後直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
- (1) 取得対価銘柄についての増加の記載又は記録をすべき加入者の口座
 - (2) 取得対価銘柄についての増加の記載又は記録をすべき数
 - (3) その他規則で定める事項
- 8 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知をしなければならない
- (1) 当該通知を受けた口座管理機関が前項第1号の加入者の上位機関でない場合 その直近上位機関に対する同項各号に掲げる事項の通知
 - (2) 当該通知を受けた口座管理機関が前項第1号の加入者の上位機関であり、かつ、増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者でない場合 その直近下位機関であって増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であるものに対する同項各号に掲げる事項の通知
- 9 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 10 第5項第2号又は第3号に掲げる数の算出をした口座管理機関が当該数についての第6項第2号又は第3号の増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であって、増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者でない場合には、当該口座管理機関は、算出後直ちに、その直近下位機関であって増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であるものに対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
- (1) 取得対価銘柄についての増加の記載又は記録をすべき加入者の口座

- (2) 取得対価銘柄についての増加の記載又は記録をすべき数
 - (3) その他規則で定める事項
- 11 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた口座管理機関が同項第 1 号の増加の記載又は記録をすべき加入者の口座を開設した者でないときは、当該口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であるものに対し、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 12 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 13 間接口座管理機関は、全部抹消する日の前営業日において、その直近上位機関に対し、全部抹消する日において当該間接口座管理機関の顧客口に記載又は記録をすべき取得対価銘柄である振替株式の数の合計数を通知しなければならない。
- 14 前項の間接口座管理機関の顧客口に記載又は記録をすべき数は、次に掲げる数の合計数とする。
- (1) 当該間接口座管理機関の加入者の第 5 項第 1 号及び第 4 号の数の合計数
 - (2) 当該間接口座管理機関が、当該間接口座管理機関が算出した第 5 項第 2 号又は第 3 号に掲げる数についての第 6 項第 2 号又は第 3 号の増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者である場合には、当該口座に増加の記載又は記録をすべき数
 - (3) 当該間接口座管理機関がその直近下位機関から第 7 項又は第 8 項第 1 号(第 9 項において準用する場合を含む。)の通知を受けた場合であって、第 7 項第 1 号の加入者の直近上位機関であるときは、当該加入者の口座に増加の記載又は記録をすべき第 5 項第 2 号又は第 3 号の数
 - (4) 当該間接口座管理機関がその直近上位機関から第 8 項第 2 号(第 9 項において準用する場合を含む。)第 10 項又は第 11 項(第 12 項において準用する場合を含む。)の通知を受けた場合であって、第 7 項第 1 号の加入者又は第 10 項第 1 号の加入者の直近上位機関であるときは、当該加入者の口座に増加の記載又は記録をすべき第 5 項第 2 号又は第 3 号の数
 - (5) 前項の規定により当該間接口座管理機関がその直近下位機関から通知を受けた当該直近下位機関の顧客口に増加の記載又は記録をすべき数
- 15 機構加入者は、全部抹消する日の前営業日において、機構に対し、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる数の通知(以下この条において「新株式数申告」という。)をしなければならない。この場合において、第 1 号の顧客口に増加の記録をすべき数の合計数については、前項の規定を準用する。
- (1) 全部抹消する日において当該機構加入者の顧客口に増加の記録をすべき取得対価銘柄である振替株式の数の合計数その他規則で定める事項
 - (2) 全部抹消する日において当該機構加入者の加入者又はその下位機関の加入者の自己口以外の口座に増加の記載又は記録をすべき取得対価銘柄である振替株式(次号に

掲げるものを除く。)の当該記載又は記録をすべき口座(顧客口を除く。)ごとの数その他規則で定める事項

(3) 全部抹消する日において当該機構加入者の加入者又はその下位機関の加入者の自己口以外の口座に増加の記載又は記録をすべき取得対価銘柄である振替株式(当該機構加入者の担保専用口に記録がされている取得対象銘柄に係るものに限る。)の当該記載又は記録をすべき口座(顧客口を除く。)ごとの数その他規則で定める事項

(4) 全部抹消する日において当該機構加入者の信託財産名義通知信託口(第131条に規定する信託財産名義通知信託口をいう。以下この章において同じ。)に増加の記録をすべき取得対価銘柄である振替株式の信託財産名義(第134条第1項に規定する信託財産名義をいう。以下この章において同じ。)ごとの数の合計数その他規則で定める事項

16 第5項第2号の規定は、前項第4号の信託財産名義ごとの数の算出について準用する。この場合において、同号中「特別株主管理簿」とあるのは「信託財産名義管理簿」と、「特別株主」とあるのは「信託財産名義」と読み替えるものとする。

17 機構は、第15項第2号又は第3号に掲げる事項の通知を受けた場合であって、同号の記載又は記録をすべき口座を開設する者でないときは、規則で定めるところにより、当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に対し、同項の規定により通知を受けた同項第2号又は第3号に掲げる事項を通知する。

18 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた口座管理機関が当該記載又は記録をすべき口座を開設した者でないときは、当該口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である口座管理機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

19 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

20 口座管理機関は、規則で定めるところにより、全部抹消する日において、次の各号に掲げる口座について、当該各号に定める措置を執らなければならない。

(1) 加入者の口座(顧客口を除く。)の保有欄又は質権欄 次に掲げる措置

イ 取得対象銘柄である振替株式の全部についての記載又は記録の抹消

ロ 第5項第1号又は第4号の数の取得対価銘柄である振替株式についての増加の記載又は記録

ハ 当該口座管理機関が、当該口座管理機関が算出した第5項第2号又は第3号に掲げる数についての第6項第2号又は第3号の増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者である場合には、当該口座の保有欄における第5項第2号又は第3号の数の取得対価銘柄である振替株式についての増加の記載又は記録

ニ 当該口座管理機関がその直近下位機関から第7項又は第8項第1号(第9項において準用する場合を含む。)の通知を受けた場合であって、当該通知により通知を受

- けた増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者であるときは、当該口座の保有欄における第5項第2号又は第3号の数の取得対価銘柄である振替株式についての増加の記載又は記録
- ホ 当該口座管理機関がその直近上位機関から第8項第2号（第9項において準用する場合を含む。）第10項又は第11項（第12項において準用する場合を含む。）の通知を受けた場合であって、当該通知により通知を受けた増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者であるときは、当該口座の保有欄における第5項第2号又は第3号の数の取得対価銘柄である振替株式についての増加の記載又は記録
- ヘ 当該口座管理機関がその直近上位機関から第17項又は第18項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けた場合であって、当該通知により通知を受けた増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者であるときは、当該口座の保有欄における通知を受けた増加の記載又は記録をすべき数の取得対価銘柄である振替株式についての増加の記載又は記録
- (2) 加入者の口座（顧客口に限る。） 次に掲げる措置
- イ 取得対象銘柄である振替株式の全部についての記載又は記録の抹消
- ロ 当該顧客口の加入者である直近下位機関から通知を受けた全部抹消する日において当該顧客口に記載又は記録をすべき数の合計数の取得対価銘柄である振替株式についての増加の記載又は記録
- ハ 当該口座管理機関がその直近上位機関から第17項又は第18項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けた場合であって、当該通知により通知を受けた増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者でないときは、その直近下位機関であって増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であるものの顧客口における当該通知により通知を受けた増加の記載又は記録をすべき数の取得対価銘柄である振替株式についての増加の記載又は記録
- 21 機構は、規則で定めるところにより、全部抹消する日において、次の各号に掲げる口座について、当該各号に定める措置を執る。
- (1) 機構加入者の自己口（担保専用口及び信託財産名義通知信託口を除く。） 次に掲げる措置
- イ 取得対象銘柄である振替株式の全部についての記録の抹消
- ロ 第5項第1号又は第4号の数の取得対価銘柄である振替株式についての増加の記録
- ハ 新株式数申告により第15項第2号又は第3号に掲げる事項の通知を受けた場合であって、当該各号の記載又は記録をすべき口座が機構加入者口座であるときは、当該機構加入者口座における当該通知により通知を受けた増加の記録をすべき数の取得対価銘柄である振替株式についての増加の記録
- (2) 機構加入者の担保専用口 取得対象銘柄である振替株式の全部についての記録の

抹消

(3) 機構加入者の信託財産名義通知信託口座 次に掲げる措置

イ 取得対象銘柄である振替株式の全部についての記録の抹消

ロ 新株式数申告により第 15 項第 4 号に掲げる事項の通知を受けた増加の記録をすべき数の取得対価銘柄である振替株式についての増加の記録

(4) 機構加入者の顧客口座 次に掲げる措置

イ 取得対象銘柄である振替株式の全部についての記録の抹消

ロ 新株式数申告により第 15 項第 1 号に掲げる事項の通知を受けた増加の記録をすべき数の取得対価銘柄である振替株式についての増加の記録

ハ 新株式数申告により第 15 項第 2 号又は第 3 号に掲げる事項の通知を受けた場合であって、機構が当該各号の記載又は記録をすべき口座を開設する者でないときは、当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関の顧客口座における当該通知により通知を受けた増加の記録をすべき数の取得対価銘柄である振替株式についての増加の記録

22 機構は、機構加入者口座に前項の記録の抹消及び増加の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替株式の発行者に対し、その旨を通知する。

23 前各項、次条及び第 82 条の規定は、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式の発行者が当該振替株式の全部を取得しようとする場合であって、当該振替株式を取得するのと引換えに当該株主に対して振替新株予約権又は振替新株予約権付社債を交付する場合（規則で定める場合を除く。）について準用する。この場合において、第 180 条、第 182 条（第 263 条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 262 条において読み替えて準用する第 51 条の規定は、適用しない。

（自己の振替株式を移転しようとする場合の取扱い）

第 81 条 前条第 1 項の発行者が、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式の全部を取得するのと引換えにその株主に対して振替株式を交付するに際し、取得対価銘柄である自己の振替株式を移転しようとする場合には、当該発行者は、その直近上位機関に対し、規則で定めるところにより、移転しようとする振替株式についての同条第 1 項第 3 号の全部抹消する日を振替日とする振替の申請をしなければならない。この場合において、第 53 条の規定は、適用しない。

2 前項の振替の申請をした場合には、発行者は、規則で定めるところにより、当該振替の申請における振替日前の規則で定める日までに、機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 移転しようとする振替株式の銘柄

(2) 移転しようとする振替株式の数

(3) 当該振替の申請における振替日

- (4) 当該振替の申請により減少の記載又は記録がされる口座（顧客口を除く。以下この条において「自己株式充当元口座」という。）
- 3 前項の通知があった場合には、機構は、自己株式充当元口座を開設する者でないときは、当該口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対し、同項各号に掲げる事項を通知する。
 - 4 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が同項の加入者の直近上位機関でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。
 - 5 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
 - 6 自己株式充当元口座を開設する口座管理機関は、発行者による第 1 項の振替の申請の内容と、第 3 項又は第 4 項（前項において準用する場合を含む。）の規定により通知を受けた内容に相違のないことを確認しなければならない。この場合において、相違があるときは、次項の規定は適用しない。
 - 7 第 2 項、第 3 項又は第 4 項（第 5 項において準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関等は、規則で定めるところにより、第 2 項第 3 号の振替日において、同項第 4 号の自己株式充当元口座（当該振替機関等が自己株式充当元口座を開設した者でないときは、第 3 項又は第 4 項（第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により通知をした直近下位機関の顧客口）において、第 2 項第 2 号の数の同項第 1 号の取得対価銘柄である振替株式についての減少の記載又は記録をしなければならない。
 - 8 機構は、機構加入者口座に前項の減少の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替株式の発行者に対し、その旨を通知する。
 - 9 第 6 項の確認において相違があるときは、同項の口座管理機関は、直ちに、その直近上位機関に対し、その旨を通知しなければならない。
 - 10 前項の規定は、同項の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（調整株式数の記載又は記録）

第 82 条 機構は、第 80 条第 20 項第 1 号イ及び同項第 2 号イ並びに同条第 21 項第 1 号イ、第 2 号、第 3 号イ及び第 4 号イの振替株式についての記載又は記録の全部の抹消に係る総株主報告（第 148 条第 1 項に規定する総株主報告をいう。以下第 147 条まで同じ。）を受けたときは、当該株主に交付されるべき取得対価銘柄である振替株式の数のうち第 80 条第 20 項又は第 21 項の規定により全部抹消する日において口座に増加の記載又は記録がされた数を減じた数（以下この条において「調整株式数」という。）を算出し、規則で定めるところにより、その直近下位機関であって第 1 号の口座を開設する口座管理機関

又はその上位機関である直接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。

(1) 調整株式数についての増加の記載又は記録をすべき口座(顧客口を除く。以下この条において「調整株式数記録先口座」という。)

(2) 調整株式数記録口座に記載又は記録をすべき振替株式の銘柄及び数

(3) 前号の数の増加の記載又は記録をすべき日(以下この条において「調整株式数記録日」という。)

(4) その他規則で定める事項

2 前項第1号の調整株式数記録先口座は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める口座とする。

(1) 調整株式数(その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)取得対価銘柄の交付を受ける株主の口座(顧客口を除く。)のうち、前項の記載又は記録の抹消をした日の前営業日において取得対象銘柄である振替株式について最も大きい数を記載又は記録をしていた口座(二以上あるときは、そのうちの規則で定める口座)

(2) 調整株式数のうち一に満たない端数の合計数(その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)取得対価銘柄を交付する発行者の口座(規則で定める口座に限る。)

3 第1項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が同項第1号の口座を開設した者でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である口座管理機関に対し、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 口座管理機関(第1項又は第3項(前項において準用する場合を含む。))の通知を受けた者に限る。)は、規則で定めるところにより、第1項又は第3項(前項において準用する場合を含む。)の規定により通知を受けた調整株式数記録日において、通知を受けた調整株式数記録先口座(当該口座管理機関が調整株式数記録先口座を開設した者でないときは、当該口座管理機関が第3項(前項において準用する場合を含む。)の規定により通知をした直近下位機関の顧客口)において、当該調整株式数記録先口座に増加の記載又は記録をすべき数の取得対価銘柄である振替株式についての増加の記載又は記録をしなければならない。

6 機構は、規則で定めるところにより、調整株式数記録日において、次に掲げる措置を執る。

(1) 前項の口座管理機関(直接口座管理機関であるものに限る。)の顧客口における当該口座管理機関に通知した調整株式数記録先口座に増加の記載又は記録をすべき数の取得対価銘柄である振替株式についての増加の記録

(2) 調整株式数記録先口座が機構加入者口座である場合には、当該機構加入者口座における第 1 項第 2 号の数の取得対価銘柄である振替株式についての増加の記録

7 機構は、機構加入者口座に前項の増加の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替株式の発行者に対し、その旨を通知する。

(株券喪失登録がされた株券に係る振替株式についての取扱い)

第 83 条 第 80 条第 1 項前段に規定する場合において、取得対象銘柄である振替株式であって株券喪失登録がされた株券に係るものがあるときは、同項の発行者は、規則で定めるところにより、当該振替株式に係る取得対価銘柄である振替株式について第 51 条第 1 項の新規記録通知(振替株式を発行する場合に限る。) 又は振替の申請(振替株式を移転する場合に限る。) をしなければならない。

(取得の対価が振替株式等でない場合における取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式の全部取得の取扱い)

第 84 条 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式の発行者が当該振替株式の全部を取得しようとする場合(当該振替株式を取得するのと引換えに当該株主に対して振替株式、振替新株予約権又は振替新株予約権付社債を交付しない場合に限る。) には、当該発行者は、機構に対し、第 77 条第 1 項の全部抹消の通知をしなければならない。

(取得の対価が振替株式である場合における振替株式でない取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部取得の対価の交付の取扱い)

第 85 条 発行者が振替株式でない取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部を取得するのと引換えに当該株主に対して振替株式を交付する場合には、当該株主の口座を第 51 条第 1 項第 3 号の口座とする同項の新規記録通知(振替株式を発行する場合に限る。) 又は当該株主の口座を振替先口座とする振替の申請(振替株式を移転する場合に限る。) をしなければならない。

2 前項の規定は、発行者が振替株式でない取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部を取得するのと引換えに当該株主に対して振替新株予約権又は振替新株予約権付社債を交付する場合について準用する。この場合において、技術的読替えその他必要な事項は、規則で定める。

3 第 83 条の規定は、前項に規定する場合において、同項の取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式であって株券喪失登録がされた株券に係るものがあるときについて準用する。

第 8 節 株式の消却に係る手続

(株式の消却のための一部抹消の申請)

第 86 条 振替株式の発行者が自己の振替株式を消却しようとする場合には、当該振替株式について第 75 条第 1 項の一部抹消の申請及び同条第 2 項の通知をしなければならない。

第 9 節 株式の併合に係る手続

(振替株式の併合に関する記載又は記録手続)

第 87 条 特定の銘柄の振替株式について株式の併合をしようとする場合には、当該振替株式の発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 当該株式の併合に係る振替株式の銘柄(以下この節において「株式併合銘柄」という。)

(2) 減少比率(株主の保有する株式の併合前の振替株式の数に対する株式の併合後の振替株式の数の割合をいう。以下この節において同じ。)

(3) 株式の併合がその効力を生ずる日(以下この節において「株式併合効力発生日」という。)

(4) その他規則で定める事項

2 前項の通知があった場合には、機構は、機構加入者に対し、同項各号に掲げる事項その他の規則で定める事項を通知する。

3 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた機構加入者が口座管理機関であるときは、当該機構加入者は、直ちに、その直近下位機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 振替機関等は、株式併合効力発生日の前営業日において、次の各号に掲げる振替株式(株式併合銘柄であるものに限る。)について、株式併合効力発生日において減少の記載又は記録をすべき当該各号に定める数(その数に一に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。)を算出しなければならない。

(1) 加入者の口座(顧客口を除く。以下この項において同じ。)の保有欄に記載又は記録がされている振替株式(次号に掲げるものを除く。) 当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替株式の数から当該数に減少比率を乗じた数を控除した数

(2) 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替株式であって特別株主管理簿又は特別株主管理簿に準ずる帳簿に記載又は記録がされているもの 当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替株式の特別株主ごとの数から当該数に減少比率をそれぞれ乗じた数を控除した数

- (3) 加入者の口座の質権欄に記載又は記録がされている振替株式(次号に掲げるものを除く。)当該質権欄に記載又は記録がされている当該振替株式の株主ごとの数から当該数に減少比率をそれぞれ乗じた数を控除した数
- (4) 加入者の口座の質権欄に記載又は記録がされている振替株式であって登録株式質権者管理簿に記載又は記録がされているもの 当該質権欄に記載又は記録がされている当該振替株式の株主ごとの数から当該数に減少比率をそれぞれ乗じた数を控除した数
- 6 間接口座管理機関は、株式併合効力発生日の前営業日において、その直近上位機関に対し、株式併合効力発生日において当該間接口座管理機関の顧客口に減少の記載又は記録をすべき株式併合銘柄である振替株式の当該減少の記載又は記録をした後の数の合計数を通知しなければならない。
- 7 機構加入者は、株式併合効力発生日の前営業日において、機構に対し、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる数の通知(以下この条において「新株式数申告」という。)をしなければならない。
 - (1) 株式併合効力発生日において当該機構加入者の顧客口に減少の記録をすべき株式併合銘柄である振替株式の当該減少の記録をした後の数の合計数その他規則で定める事項
 - (2) 株式併合効力発生日において当該機構加入者の担保専用口に減少の記録をすべき株式併合銘柄である振替株式の特別株主ごとの当該減少の記録をした後の数の合計数その他規則で定める事項
 - (3) 株式併合効力発生日において当該機構加入者の信託財産名義通知信託口に増加の記録をすべき株式併合銘柄である振替株式の信託財産名義ごとの当該減少の記録をした後の数の合計数その他の規則で定める事項
- 8 第6項及び前項第1号の顧客口に減少の記載又は記録をすべき振替株式の当該減少の記載又は記録をした後の数は、次に掲げる数の合計数とする。
 - (1) 当該口座管理機関の加入者についての第5項各号に掲げる数
 - (2) 第6項の規定により当該口座管理機関がその直近下位機関から通知を受けた当該直近下位機関の顧客口に減少の記載又は記録をすべき振替株式についての当該減少の記載又は記録をした後の数
- 9 第5項第2号の規定は、第7項第2号の特別株主ごとの数の算出又は同項第3号の信託財産名義ごとの数の算出について準用する。この場合において、特別株主ごとの数の算出については、同号中「特別株主管理簿」とあるのは「第117条第1項に規定する特別株主管理簿に準ずる帳簿」と読み替えるのものとし、信託財産名義ごとの数の算出については、同号中「特別株主管理簿」とあるのは「信託財産名義管理簿」と、「特別株主」とあるのは「信託財産名義」と読み替えるものとする。
- 10 口座管理機関は、規則で定めるところにより、株式併合効力発生日において、その備

える振替口座簿中の株式併合銘柄である振替株式についての記載又は記録がされている次の各号に掲げる口座において、当該各号に定める措置を執らなければならない。

- (1) 加入者の口座(顧客口を除く。) 第5項各号に掲げる数の株式併合銘柄である振替株式についての減少の記載又は記録
 - (2) 加入者の口座(顧客口に限る。) 当該口座に記載又は記録がされている株式併合銘柄である振替株式の数から第6項の規定によりその直近下位機関から通知された数を控除した数の株式併合銘柄である振替株式についての減少の記載又は記録
- 11 機構は、規則で定めるところにより、株式併合効力発生日において、その備える振替口座簿中の株式併合銘柄である振替株式についての記録がされている次の各号に掲げる機構加入者口座において、当該各号に定める措置を執る。
- (1) 機構加入者の自己口(担保専用口及び信託財産名義通知信託口を除く。) 第5項各号に掲げる数の株式併合銘柄である振替株式についての減少の記録
 - (2) 機構加入者の担保専用口 当該担保専用口に記載がされている株式併合銘柄である振替株式の数から新株式数申告により通知を受けた数を控除した数の株式併合銘柄である振替株式についての減少の記録
 - (3) 機構加入者の信託財産名義通知信託口 当該信託財産名義通知信託口に記載がされている株式併合銘柄である振替株式の数から新株式数申告により通知を受けた数を控除した数の株式併合銘柄である振替株式についての減少の記録
 - (4) 機構加入者の顧客口 当該顧客口に記載がされている株式併合銘柄である振替株式の数から新株式数申告により通知を受けた数を控除した数の株式併合銘柄である振替株式についての減少の記録
- 12 機構は、機構加入者口座に前項の減少の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替株式の発行者に対し、その旨を通知する。

(調整株式数の記載又は記録)

第88条 機構は、株式併合効力発生日の到来に係る総株主報告を受けたときは、当該株主の有する株式の併合後の株式併合銘柄である振替株式の数のうち株式併合効力発生日における前条第10項又は第11項の規定による減少の記載又は記録がされた後に口座に記載又は記録がされている数を減じた数(以下この条において「調整株式数」という。)を算出し、規則で定めるところにより、その直近下位機関であつて第1号の口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。

- (1) 調整株式数についての増加の記載又は記録をすべき口座(顧客口を除く。以下この条において「調整株式数記録先口座」という。)
- (2) 調整株式数記録先口座に記載又は記録をすべき振替株式の銘柄及び数
- (3) 前号の数の増加の記載又は記録をすべき日(以下この条において「調整株式数記

録日」という。)

(4) その他規則で定める事項

- 2 調整株式数記録先口座は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める口座とする。
 - (1) 調整株式数(その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。) 株式併合銘柄の株主の口座(顧客口を除く。)のうち、前項の減少の記載又は記録をした日において株式併合銘柄である振替株式について最も大きい数を記載又は記録をしていた口座(二以上あるときは、そのうちの規則で定める口座)
 - (2) 調整株式数のうち一に満たない端数の合計数(その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。) 株式併合銘柄の発行者の口座(規則で定める口座に限る。)
- 3 第1項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が同項第1号の口座を開設した者でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である口座管理機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。
- 4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 5 口座管理機関(第1項又は第3項(前項において準用する場合を含む。))の通知を受けた者に限る。)は、規則で定めるところにより、第1項又は第3項(前項において準用する場合を含む。)の規定により通知を受けた調整株式数記録日において、通知を受けた調整株式数記録先口座(当該口座管理機関が調整株式数記録先口座を開設した者でないときは、当該口座管理機関が第3項(前項において準用する場合を含む。))の規定による通知をした直近下位機関の顧客口)において、当該調整株式数記録先口座に増加の記載又は記録をすべき数についての増加の記載又は記録をしなければならない。
- 6 機構は、規則で定めるところにより、第1項第3号の調整株式数記録日において、次に掲げる措置を執る。
 - (1) 第1項の規定により通知をした口座管理機関の顧客口における当該口座管理機関に通知をした調整株式数記録先口座に増加の記載又は記録をすべき数の株式併合銘柄である振替株式についての増加の記録
 - (2) 第1項第1号の調整株式数記録先口座が機構加入者口座である場合には、当該機構加入者口座における第1項第2号の数の株式併合銘柄である振替株式についての増加の記録
- 7 機構は、機構加入者口座に前項の増加の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替株式の発行者に対し、その旨を通知する。

第10節 株式の分割に係る手続

(振替株式の分割に関する記載又は記録手続)

第 89 条 特定の銘柄の振替株式について株式の分割をしようとする場合には、当該振替株式の発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 当該株式の分割に係る振替株式の銘柄 (以下この節において「株式分割銘柄」という。)

(2) 増加比率 (株主の保有する株式の分割前の振替株式の数に対する株式の分割後の振替株式の数の割合をいう。以下この節において同じ。)

(3) 株式の分割に係る基準日 (会社法第 124 条第 1 項の基準日をいう。以下この条において同じ。) 及び株式の分割がその効力を生ずる日 (以下この節において「株式分割効力発生日」という。)

(4) その他規則で定める事項

2 前項の通知があった場合には、機構は、機構加入者に対し、同項各号に掲げる事項その他の規則で定める事項を通知する。

3 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた機構加入者が口座管理機関であるときは、当該機構加入者は、直ちに、その直近下位機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

4 前項の規定は、同項 (この項において準用する場合を含む。) の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 振替機関等は、株式の分割に係る基準日において、次の各号に掲げる振替株式 (株式分割銘柄であるものに限る。) の区分に応じ、株式分割効力発生日において当該振替株式についての増加の記載又は記録をすべき当該各号に定める数 (その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。) を算出しなければならない。

(1) 加入者の口座 (顧客口を除く。以下この項において同じ。) の保有欄に記載又は記録がされている振替株式 (次号に掲げるものを除く。) 当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替株式の数に増加比率を乗じた数から当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替株式の数を控除した数

(2) 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替株式であって特別株主管理簿又は特別株主管理簿に準ずる帳簿に記載又は記録がされているもの 当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替株式の特別株主ごとの数に増加比率をそれぞれ乗じた数から当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替株式の特別株主ごとの数を控除した数

(3) 加入者の口座の質権欄に記載又は記録がされている振替株式 (次号に掲げるものを除く。) 当該質権欄に記載又は記録がされている当該振替株式の株主ごとの数に増加比率をそれぞれ乗じた数から当該質権欄に記載又は記録がされている当該振替株式

の株主ごとの数を控除した数

(4) 加入者の口座の質権欄に記載又は記録がされている振替株式であって登録株式質権者管理簿に記載又は記録がされているもの 当該質権欄に記載又は記録がされている当該振替株式の株主ごとの数に増加比率をそれぞれ乗じた数から当該質権欄に記載又は記録がされている当該振替株式の株主ごとの数を控除した数

6 間接口座管理機関は、株式の分割に係る基準日において、その直近上位機関に対し、株式分割効力発生日において当該間接口座管理機関の顧客口に増加の記載又は記録をすべき株式分割銘柄である振替株式の当該増加の記載又は記録をした後の数（株式分割効力発生日が基準日の翌日でない場合には、当該増加の記載又は記録をすべき数）の合計数を通知しなければならない。

7 機構加入者は、株式の分割に係る基準日において、機構に対し、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる数の通知（以下この条において「新株式数申告」という。）をしなければならない。

(1) 株式分割効力発生日において当該機構加入者の顧客口に増加の記録をすべき株式分割銘柄である振替株式の当該増加の記録をした後の数（株式分割効力発生日が基準日の翌日でない場合には、当該増加の記録をすべき数）の合計数その他規則で定める事項

(2) 株式分割効力発生日において当該機構加入者の担保専用口に増加の記録をすべき株式分割銘柄である振替株式の特別株主ごとの当該増加の記録をした後の数（株式分割効力発生日が基準日の翌日でない場合には、当該増加の記録をすべき数）の合計数その他規則で定める事項

(3) 株式分割効力発生日において当該機構加入者の信託財産名義通知信託口に増加の記録をすべき株式分割銘柄である振替株式の信託財産名義ごとの当該増加の記録をした後の数（株式分割効力発生日が基準日の翌日でない場合には、当該増加の記録をすべき数）の合計数その他規則で定める事項

8 第6項及び前項第1号の顧客口に増加の記載又は記録をすべき振替株式の当該増加の記録をした後の数（株式分割効力発生日が基準日の翌日でない場合には、当該増加の記録をすべき数）は、次に掲げる数の合計数とする。

(1) 当該口座管理機関の加入者についての第5項第1号に掲げる増加比率を乗じた数、同項第2号に掲げる増加比率をそれぞれ乗じた数及び同項第3号に掲げる増加比率をそれぞれ乗じた数（株式分割効力発生日が基準日の翌日でない場合には、同項各号に掲げる数）

(2) 第6項の規定により当該口座管理機関がその直近下位機関から通知を受けた当該直近下位機関の顧客口に増加の記載又は記録をすべき振替株式についての当該増加の記載又は記録をした後の数（株式分割効力発生日が基準日の翌日でない場合には、同項の規定により当該口座管理機関がその直近下位機関から通知を受けた当該直近下位

機関の顧客口に増加の記載又は記録をすべき数)

- 9 第5項第2号の規定は、第7項第2号の特別株主ごとの数の算出又は同項第3号の信託財産名義ごとの数の算出について準用する。この場合において、特別株主ごとの数の算出については、同号中「特別株主管理簿」とあるのは「第117条第1項に規定する特別株主管理簿に準ずる帳簿」と読み替えるのものとし、信託財産名義ごとの数の算出については、同号中「特別株主管理簿」とあるのは「信託財産名義管理簿」と、「特別株主」とあるのは「信託財産名義」と読み替えるものとする。
- 10 口座管理機関は、規則で定めるところにより、株式分割効力発生日において、その備える振替口座簿中の株式分割銘柄である振替株式についての記載又は記録がされている次の各号に掲げる口座において、当該各号に定める措置を執らなければならない。
 - (1) 加入者の口座(顧客口を除く。) 第5項各号に掲げる数の株式分割銘柄である振替株式についての増加の記載又は記録
 - (2) 加入者の口座(顧客口に限る。) 第6項の規定によりその直近下位機関から通知された増加の記載又は記録をすべき株式分割銘柄である振替株式についての増加の記載又は記録をした後の数から当該口座に記載又は記録がされている当該振替株式の数を控除した数の株式分割銘柄である振替株式についての増加の記載又は記録(株式分割効力発生日が基準日の翌日でない場合には、同項の規定によりその直近下位機関から通知を受けた当該直近下位機関の顧客口に増加の記載又は記録をすべき数の株式分割銘柄である振替株式についての増加の記載又は記録)
- 11 機構は、規則で定めるところにより、株式分割効力発生日において、その備える振替口座簿中の株式分割銘柄である振替株式についての記録がされている次の各号に掲げる機構加入者口座において、当該各号に定める措置を執る。
 - (1) 機構加入者の自己口(担保専用口及び信託財産名義通知信託口を除く。) 第5項各号に掲げる数の株式分割銘柄である振替株式についての増加の記録
 - (2) 機構加入者の担保専用口 当該担保専用口についての新株式数申告により通知を受けた数から当該担保専用口に記載がされている株式分割銘柄である振替株式の数を控除した数の株式分割銘柄である振替株式についての増加の記録(株式分割効力発生日が基準日の翌日でない場合には、当該担保専用口について新株式数申告により通知を受けた数の株式分割銘柄である振替株式についての増加の記録)
 - (3) 機構加入者の信託財産名義通知信託口 当該信託財産名義通知信託口についての新株式数申告により通知を受けた数から当該信託財産名義通知信託口に記載がされている株式分割銘柄である振替株式の数を控除した数の株式分割銘柄である振替株式についての増加の記録(株式分割効力発生日が基準日の翌日でない場合には、当該信託財産名義通知信託口について新株式数申告により通知を受けた数の株式分割銘柄である振替株式についての増加の記録)
 - (4) 機構加入者の口座(顧客口に限る。) 当該顧客口についての新株式数申告により

通知を受けた数から当該顧客口に記録がされている当該振替株式の数を控除した数の株式分割銘柄である振替株式についての増加の記録（株式分割効力発生日が基準日の翌日でない場合には、当該顧客口についての新株式数申告により通知を受けた数の株式分割銘柄である振替株式についての増加の記録）

- 12 機構は、機構加入者口座に前項の増加の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替株式の発行者に対し、その旨を通知する。

（調整株式数の記載又は記録）

第 90 条 機構は、株式の分割に係る基準日に係る総株主報告を受けたときは、当該株主の有する株式の分割後の株式分割銘柄である振替株式の数のうち株式分割効力発生日における前条第 10 項又は第 11 項の規定による増加の記載又は記録をした後に口座に記載又は記録がされている数を減じて得た数（以下この条において「調整株式数」という。）を算出し、規則で定めるところにより、その直近下位機関であって第 1 号の口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。

（ 1 ）調整株式数についての増加の記載又は記録をすべき口座（顧客口を除く。以下この条において「調整株式数記録先口座」という。）

（ 2 ）調整株式数記録先口座に記載又は記録をすべき振替株式の銘柄及び数

（ 3 ）前号の数の増加の記載又は記録をすべき日（以下この条において「調整株式数記録日」という。）

（ 4 ）その他規則で定める事項

- 2 前項第 1 号の調整株式数記録先口座は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める口座とする。

（ 1 ）調整株式数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）株式分割銘柄の株主の口座（顧客口を除く。）のうち、前項の増加の記載又は記録をした日において株式分割銘柄である振替株式について最も大きい数を記載又は記録をしていた口座（二以上あるときは、そのうちの規則で定める口座）

（ 2 ）調整株式数のうち一に満たない端数の合計数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）株式分割銘柄の発行者の口座（規則で定める口座に限る。）

- 3 第 1 項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が同項第 1 号の口座を開設した者でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である口座管理機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

- 4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知を受けた口座管理機関について準用する。

- 5 口座管理機関(第1項又は第3項(前項において準用する場合を含む。))の通知を受けた者に限る。)は、規則で定めるところにより、第1項又は第3項(前項において準用する場合を含む。)の規定により通知を受けた調整株式数記録日において、通知を受けた調整株式数記録先口座(当該口座管理機関が調整株式数記録先口座を開設した者でないときは、当該口座管理機関が第3項(前項において準用する場合を含む。)の規定による通知をした直近下位機関の顧客口)において、当該調整株式数記録先口座に増加の記載又は記録をすべき数についての増加の記載又は記録をしなければならない。
- 6 機構は、規則で定めるところにより、調整株式数記録日において、次に掲げる措置を執る。
- (1) 第1項の規定により通知をした口座管理機関の顧客口における当該口座管理機関に通知した調整株式数記録先口座に増加の記録をすべき数についての増加の記録
 - (2) 調整株式数記録先口座が機構加入者口座である場合には、当該機構加入者口座における第1項第2号の数の株式分割銘柄である振替株式についての増加の記録
- 7 機構は、機構加入者口座に前項の増加の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替株式の発行者に対し、その旨を通知する。

(株券喪失登録がされた株券に係る振替株式についての取扱い)

第91条 第89条第1項に規定する場合において、株式分割銘柄である振替株式であって株券喪失登録がされた株券に係るものがあるときは、同項の発行者は、規則で定めるところにより、当該振替株式について第51条第1項の新規記録通知をしなければならない。

第11節 株式無償割当てに係る手続

(振替株式の株主に対する振替株式の株式無償割当てに係る手続)

第92条 振替株式の発行者が当該振替株式の株主に対する株式無償割当て(会社法185条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。)をしようとする場合(当該株主に割り当てる株式が振替株式である場合(規則で定める場合を除く。))に限る。)には、当該発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、第51条の規定は、適用しない。

- (1) 株式無償割当てを受ける振替株式の銘柄(以下この条において「対象銘柄」という。)
- (2) 株式無償割当てをする振替株式の銘柄(以下この条において「割当銘柄」という。)
- (3) 株式無償割当ての基準日
- (4) 株式無償割当ての効力発生日(株式無償割当てがその効力を生ずる日をいう。)
- (5) 割当比率(対象銘柄に対して割当銘柄を交付する割合をいう。以下この条におい

て同じ。)

(6) 自己の保有する対象銘柄の記載又は記録がされた口座及び当該口座ごとの割当銘柄の数

(7) 割当銘柄を発行する場合には、発行する割当銘柄の数及び株式の内容

(8) 自己の保有する割当銘柄を移転する場合には、移転する割当銘柄の数及び当該割当銘柄の記載又は記録がされている発行者の口座

(9) その他規則で定める事項

2 第 80 条第 2 項から第 22 項まで(同条第 20 項第 1 号イ及び同項第 2 号イ並びに同条第 21 項第 1 号イ、第 2 号、第 3 号イ及び第 4 号イの規定を除く。) 第 81 条及び第 82 条の規定は、前項の通知があった場合における機構及び口座管理機関における処理について、第 83 条の規定は、株券喪失登録がされた株券に係る振替株式についての株式無償割当ての取扱いについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第 80 条から第 83 条まで	取得対象銘柄	対象銘柄
	取得対価銘柄	割当銘柄
	対価交付比率	割当比率
第 80 条第 5 項、第 13 項、第 15 項及び第 20 項	全部抹消する日の前営業日	株式無償割当ての基準日
	全部抹消する日において	株式無償割当ての効力発生日において
第 81 条第 1 項	取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式の全部を取得するのと引換えに	株式無償割当てにより
	全部抹消する日	株式無償割当ての基準日
第 82 条第 1 項	第 80 条第 20 項第 1 号イ及び同項第 2 号イ並びに同条第 21 項第 1 号イ、第 2 号、第 3 号イ及び第 4 号イの振替株式についての記載又は記録の全部の抹消に係る総株主報告	第 92 条第 1 項第 3 号の株式無償割当ての基準日に係る総株主報告
	第 80 条第 20 項又は第 21 項の規定により全部抹消する日において	第 92 条第 2 項において読み替えて準用する第 80 条第 20 項又は第 21 項の規定により株式無償割当ての効力

		発生日において
第 82 条第 2 項	前項の記載又は記録の抹消をした日の前営業日	前項の株式無償割当ての基準日

(振替株式でない株式の株主に対する振替株式の株式無償割当ての取扱い)

第 93 条 発行者が振替株式でない株式の株主に対する振替株式の株式無償割当てをする場合には、当該株主の口座を第 51 条第 1 項第 3 号の口座とする同項の新規記録通知(振替株式を発行する場合に限る。)又は当該株主の口座を振替先口座とする振替の申請(振替株式を移転する場合に限る。)をしなければならない。

第 12 節 会社の組織再編に係る手続

第 1 款 合併、株式交換又は株式移転に係る手続

(合併、株式交換又は株式移転により他の銘柄の振替株式が交付される場合に関する記載又は記録手続)

第 94 条 合併により消滅する会社又は株式交換若しくは株式移転をする会社(以下この節において「消滅会社等」と総称する。)の株式が振替株式である場合において、存続会社等(吸収合併存続会社又は株式交換完全親会社をいう。)又は新設会社等(新設合併設立会社又は株式移転設立完全親会社をいう。以下この款において同じ。)が吸収合併等(吸収合併又は株式交換をいう。以下この款において同じ。)又は新設合併等(新設合併又は株式移転をいう。以下この款において同じ。)に際して振替株式を交付しようとするときは、消滅会社等は、規則で定めるところにより、機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、第 51 条の規定は、適用しない。

- (1) 当該消滅会社等の振替株式の株主に対して当該吸収合併等又は新設合併等に際して交付する振替株式の銘柄(以下この条において「合併等対価銘柄」という。)
- (2) 当該消滅会社等の振替株式の銘柄(以下「消滅会社等銘柄」という。)
- (3) 割当比率(消滅会社等銘柄の振替株式に対して合併等対価銘柄の振替株式を交付する割合をいう。以下この条において同じ。)
- (4) 合併等効力発生日(吸収合併等がその効力を生ずる日又は新設会社等の成立の日をいう。以下この条において同じ。)
- (5) 合併等対価銘柄の振替株式のうち発行に係るものの総数及び株式の内容
- (6) その他規則で定める事項

2 前項前段の通知があった場合には、機構は、当該通知に係る振替株式の銘柄について、機構加入者に対し、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項その他の規則で定める事項を通知する。

- 3 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた機構加入者が口座管理機関であるときは、当該機構加入者は、直ちに、その直近下位機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。
- 4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 5 振替機関等は、合併等効力発生日の前営業日において、次の各号に掲げる消滅会社等銘柄について、合併等効力発生日において増加の記載又は記録をすべき当該各号に定める数(その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)を算出しなければならない。
 - (1) 加入者の口座(顧客口を除く。以下この項において同じ。)の保有欄に記載又は記録がされている振替株式(次号に掲げるものを除く。) 当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替株式の数に割当比率を乗じた数(規則で定める場合には、規則で定める比率を乗じた数)
 - (2) 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替株式であって特別株主管理簿に記載又は記録がされているもの 当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替株式の特別株主ごとの数に割当比率をそれぞれ乗じた数
 - (3) 加入者の口座の質権欄に記載又は記録がされている振替株式(次号に掲げるものを除く。) 当該質権欄に記載又は記録がされている当該振替株式の株主ごとの数に割当比率をそれぞれ乗じた数
 - (4) 加入者の口座の質権欄に記載又は記録がされている振替株式であって登録株式質権者管理簿に記載又は記録がされているもの 当該質権欄に記載又は記録がされている当該振替株式の株主ごとの数に割当比率をそれぞれ乗じた数
- 6 間接口座管理機関は、合併等効力発生日の前営業日において、その直近上位機関に対し、合併等効力発生日において当該間接口座管理機関の顧客口に増加の記載又は記録をすべき合併等対価銘柄である振替株式の数の合計数を通知しなければならない。ただし、割当比率が一の場合には、この限りでない。
- 7 機構加入者は、合併等効力発生日の前営業日において、機構に対し、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる数の通知(以下この条において「新株式数申告」という。)をしなければならない。ただし、割当比率が一の場合には、この限りでない。
 - (1) 合併等効力発生日において当該機構加入者の顧客口に増加の記録をすべき合併等対価銘柄である振替株式の数の合計数その他規則で定める事項
 - (2) 合併等効力発生日において当該機構加入者の担保専用口に増加の記録をすべき合併等対価銘柄である振替株式の特別株主ごとの数の合計数その他規則で定める事項
 - (3) 合併等効力発生日において当該機構加入者の信託財産名義通知信託口に増加の記録をすべき合併等対価銘柄である振替株式の信託財産名義ごとの数の合計数その他規則で定める事項

- 8 第6項及び前項第1号の顧客口に増加の記載又は記録をすべき合併等対価銘柄である振替株式の当該増加の記載又は記録をした後の数は、次に掲げる数の合計数とする。
- (1) 当該口座管理機関の加入者についての第5項各号に掲げる数
 - (2) 第6項の規定により当該口座管理機関がその直近下位機関から通知を受けた当該直近下位機関の顧客口に増加の記載又は記録をすべき振替株式の数
- 9 第5項第2号の規定は、第7項第2号の特別株主ごとの数の算出又は同項第3号の信託財産名義ごとの数の算出について準用する。この場合において、特別株主ごとの数の算出については、同号中「特別株主管理簿」とあるのは「第117条第1項に規定する特別株主管理簿に準ずる帳簿」と読み替えるのものとし、信託財産名義ごとの数の算出については、同号中「特別株主管理簿」とあるのは「信託財産名義管理簿」と、「特別株主」とあるのは「信託財産名義」と読み替えるものとする。
- 10 口座管理機関は、規則で定めるところにより、合併等効力発生日において、その備える振替口座簿中の消滅会社等銘柄である振替株式についての記載又は記録がされている次の各号に掲げる口座において、当該各号に定める措置を執らなければならない。
- (1) 加入者の口座（顧客口を除く。） 次に掲げる措置
 - イ 消滅会社等銘柄である振替株式の全部についての記載又は記録の抹消
 - ロ 第5項各号に掲げる数の合併等対価銘柄である振替株式についての増加の記載又は記録
 - (2) 加入者の口座（顧客口に限る。） 次に掲げる措置
 - イ 消滅会社等銘柄である振替株式の全部についての記載又は記録の抹消
 - ロ 第6項の規定によりその直近下位機関から通知された増加の記載又は記録をすべき数の合併等対価銘柄である振替株式についての増加の記載又は記録（ただし、割当比率が一の場合には、当該顧客口に記載又は記録がされていた前イの振替株式の数の合併等対価銘柄である振替株式についての増加の記載又は記録）
- 11 機構は、規則で定めるところにより、合併等効力発生日において、その備える振替口座簿中の消滅会社等銘柄である振替株式についての記録がされている次の各号に掲げる機構加入者口座において、当該各号に定める措置を執る。
- (1) 機構加入者の自己口（担保専用口及び信託財産名義通知信託口を除く。） 次に掲げる措置
 - イ 消滅会社等銘柄である振替株式の全部についての記録の抹消
 - ロ 第5項各号に掲げる数の合併等対価銘柄である振替株式についての増加の記録
 - (2) 機構加入者の担保専用口 次に掲げる措置
 - イ 消滅会社等銘柄である振替株式の全部についての記録の抹消
 - ロ 当該担保専用口についての新株式数申告により通知を受けた数の合併等対価銘柄である振替株式についての増加の記録（ただし、割当比率が一の場合には、当該担保専用口に記録がされていた前イの振替株式の数の合併等対価銘柄である振替株式

についての増加の記録)

(3) 機構加入者の信託財産名義通知信託口 次に掲げる措置

- イ 消滅会社等銘柄である振替株式の全部についての記録の抹消
- ロ 当該信託財産名義通知信託口についての新株式数申告により通知を受けた数の合併等対価銘柄である振替株式についての増加の記録(ただし、割当比率が一の場合には、当該信託財産名義通知信託口に記録がされている振替株式の数の合併等対価銘柄である振替株式についての増加の記録)

(4) 機構加入者の顧客口 次に掲げる措置

- イ 消滅会社等銘柄である振替株式の全部についての記録の抹消
- ロ 当該顧客口についての新株式数申告により通知を受けた数の合併等対価銘柄である振替株式についての増加の記録(ただし、割当比率が一の場合には、当該顧客口に記録がされている振替株式の数の合併等対価銘柄である振替株式についての増加の記録)

12 機構は、機構加入者口座に前項の記録の抹消及び増加の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替株式の発行者に対し、その旨を通知する。

13 前各項、次条、第97条及び第98条の規定は、消滅会社等の株式が振替株式である場合において、存続会社等が吸収合併等に際して消滅会社等の株主に対してその振替株式に代わる振替新株予約権又は振替新株予約権付社債を交付しようとする場合について準用する。この場合において、第180条、第182条(第263条において読み替えて準用する場合を含む。)及び第262条において読み替えて準用する第51条の規定は、適用しない。

(自己の振替株式を移転しようとする場合の取扱い)

第95条 前条第1項の存続会社等が、消滅会社等の株主に対して振替株式を交付するに際し、合併等対価銘柄である自己の振替株式を移転しようとする場合には、当該会社は、規則で定めるところにより、移転しようとする振替株式についての第75条第1項の一部抹消の申請及び同条第2項の通知をしなければならない。

(親会社の振替株式を移転しようとする場合の取扱い)

第96条 第94条第1項の存続会社等が、消滅会社等の株主に対し、自己の有する合併等対価銘柄である当該会社の親会社の発行する振替株式を移転しようとする場合には、当該会社は、規則で定めるところにより、その直近上位機関に対し、移転しようとする振替株式について合併等効力発生日を振替日とする振替の申請をしなければならない。この場合において、第53条の規定は、適用しない。

2 前項の振替の申請をする場合には、存続会社等は、規則で定めるところにより、当該振替の申請における振替日前の規則で定める日までに、機構に対し、次に掲げる事項を

通知しなければならない。

- (1) 移転しようとする振替株式の銘柄
 - (2) 移転しようとする振替株式の数
 - (3) 振替の申請における振替日
 - (4) 振替の申請により減少の記載又は記録がされる口座（顧客口を除く。以下「親会社株式振替元口座」という。）
 - (5) その他規則で定める事項
- 3 前項の通知があった場合には、機構は、親会社株式振替元口座を開設する者でないときは、当該口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対し、同項各号に掲げる事項を通知する。
 - 4 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた直接口座管理機関は、同項の加入者の直近上位機関でないときは、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。
 - 5 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
 - 6 親会社株式振替元口座を開設する口座管理機関は、存続会社等による第 1 項の振替の申請の内容と、第 3 項又は第 4 項（前項において準用する場合を含む。）の規定により通知を受けた内容に相違のないことを確認しなければならない。この場合において、相違があるときは、次項の規定は適用しない。
 - 7 第 2 項、第 3 項又は第 4 項（第 5 項において準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関等は、規則で定めるところにより、第 2 項第 3 号の振替日において、同項第 4 号の親会社株式振替元口座（当該振替機関等が親会社株式振替元口座を開設した者でないときは、第 3 項又は第 4 項（第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により通知をした直近下位機関の顧客口）において、第 2 項第 2 号の数の同項第 1 号の振替株式についての減少の記載又は記録をしなければならない。
 - 8 機構は、機構加入者口座に前項の減少の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替株式の発行者に対し、その旨を通知する。
 - 9 第 6 項の確認において相違があるときは、同項の口座管理機関は、直ちに、その直近上位機関に対し、その旨を通知しなければならない。
 - 10 前項の規定は、同項の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

（調整株式数の記載又は記録）

第 97 条 機構は、第 94 条第 10 項第 1 号イ及び第 2 号イ並びに同条第 11 項第 1 号イ、第 2 号イ、第 3 号イ及び第 4 号イの振替株式についての記載又は記録の全部の抹消に係る総株主報告を受けたときは、当該株主に交付されるべき合併等対価銘柄である振替株式

の数のうち同条第 10 項又は第 11 項の規定により全部抹消する日において口座に増加の記載又は記録がされた数を減じて得た数（以下この条において「調整株式数」という。）を算出し、規則で定めるところにより、その直近下位機関であって第 1 号の口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。

- (1) 調整株式数についての増加の記載又は記録をすべき口座（顧客口を除く。以下この条において「調整株式数記録先口座」という。）
- (2) 調整株式数記録先口座に記載又は記録をすべき振替株式の銘柄及び数
- (3) 前号の数の増加の記載又は記録をすべき日（以下この条において「調整株式数記録日」という。）
- (4) その他規則で定める事項

2 前項第 1 号の調整株式数記録先口座は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める口座とする。

- (1) 調整株式数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。） 合併等対価銘柄の交付を受ける株主の口座（顧客口を除く。）のうち、前項の記載又は記録の抹消をした日において消滅会社等銘柄である振替株式について最も大きい数を記載又は記録をしていた口座（二以上あるときは、そのうちの規則で定める口座）
- (2) 調整株式数のうち一に満たない端数の合計数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。） 合併等対価銘柄を交付する発行者の口座（規則で定める口座に限る。）

3 第 1 項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が同項第 1 号の口座を開設した者でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である口座管理機関に対し、通知を受けた事項を通知しなければならない。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 口座管理機関（第 1 項又は第 3 項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けた者に限る。）は、規則で定めるところにより、第 1 項又は第 3 項（前項において準用する場合を含む。）により通知を受けた調整株式数記録日において、通知を受けた調整株式数記録先口座（当該口座管理機関が調整株式数記録先口座を開設した者でないときは、当該口座管理機関が第 3 項（前項において準用する場合を含む。）の規定による通知をした直近下位機関の顧客口）において、当該調整株式数記録先口座に増加の記載又は記録をすべき数の合併等対価銘柄である振替株式についての増加の記載又は記録をしなければならない。

6 機構は、規則で定めるところにより、第 1 項第 3 号の調整株式数記録日において、次

に掲げる措置を執る。

(1) 前項の口座管理機関(直接口座管理機関であるものに限る。) の顧客口における当該口座管理機関に通知した調整株式数記録先口座に増加の記録をすべき数の合併等対価銘柄である振替株式についての増加の記録

(2) 第 1 項第 1 号の調整株式数記録先口座が機構加入者口座である場合には、当該機構加入者口座における第 1 項第 2 号の数の合併等対価銘柄である振替株式についての増加の記録

7 機構は、機構加入者口座に前項の増加の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替株式の発行者に対し、その旨を通知する。

(株券喪失登録がされた株券に係る振替株式についての取扱い)

第 98 条 第 94 条第 1 項前段に規定する場合において、消滅会社等銘柄である振替株式であって株券喪失登録がされた株券に係るものがあるときは、同項の存続会社等又は新設会社等は、規則で定めるところにより、当該振替株式に係る合併等対価銘柄である振替株式について第 51 条第 1 項の新規記録通知(振替株式を発行する場合に限る。) 又は振替の申請(振替株式を移転する場合に限る。) をしなければならない。

(消滅会社等の株式が振替株式でない場合において存続会社等又は新設会社等が吸収合併等又は新設合併等に際して振替株式を発行しようとするときの取扱い)

第 99 条 消滅会社等の株式が振替株式でない場合において、存続会社等又は新設会社等が吸収合併等又は新設合併等に際して振替株式を発行しようとするときは、当該存続会社等又は新設会社等は、当該消滅会社等の株主の口座を第 51 条第 1 項第 3 号の口座とし、合併等効力発生日を同項第 10 号の新規記録をすべき日とする同項の新規記録通知をしなければならない。ただし、合併等効力発生日を同項第 10 号の新規記録をすべき日とすることができない特別の事情があるものと認められる場合には、この限りでない。

2 前条の規定は、前項に規定する場合において消滅会社等の株式であって株券喪失登録がされた株券に係るものがあるときについて準用する。

3 前 2 項の規定は、消滅会社等の株式が振替株式でない場合において、存続会社等又は新設会社等が吸収合併等又は新設合併等に際して振替新株予約権又は振替新株予約権付社債を発行しようとする場合について準用する。この場合において、技術的読替えその他必要な事項は、規則で定める。

(消滅会社等の株式が振替株式でない場合において存続会社等が吸収合併等に際して振替株式を移転しようとするときの取扱い)

第 100 条 消滅会社等の株式が振替株式でない場合において、存続会社等が吸収合併等に際して振替株式を移転しようとするときは、当該存続会社等は、当該振替株式について

当該消滅会社等の株主の口座を振替先口座とし、合併等効力発生日を振替日とする振替の申請をしなければならない。ただし、合併等効力発生日を振替日とすることができない特別の事情があるものと認められる場合には、この限りでない。

- 2 第 98 条の規定は、前項に規定する場合において消滅会社等の株式であって株券喪失登録がされた株券に係るものがあるときについて準用する。
- 3 前 2 項の規定は、消滅会社等の株式が振替株式でない場合において、存続会社等が吸収合併等に際して振替新株予約権又は振替新株予約権付社債を移転しようとする場合について準用する。

(消滅会社等の株式が振替株式である場合において存続会社等又は新設会社等が吸収合併等又は新設合併等に際して振替株式でない株式を交付しようとするときの取扱い等)

第 101 条 消滅会社等の株式が振替株式である場合において、存続会社等又は新設会社等が吸収合併等又は新設合併等に際して振替株式でない株式を交付しようとするとき又は存続会社等若しくは新設会社等が株式会社でないときその他の消滅会社等の株主に対してその株式に代わる存続会社等又は新設会社等の振替株式、振替新株予約権又は振替新株予約権付社債が交付されないときは、当該消滅会社等は、規則で定めるところにより、合併等効力発生日を第 77 条第 1 項第 2 号の全部抹消する日とする同項の全部抹消の通知をしなければならない。

第 2 款 会社分割に係る手続

(吸収分割会社の株式及び吸収分割承継会社の株式が振替株式である場合であって吸収分割に際して吸収分割会社が人的分割類似行為をするときの記載又は記録手続)

第 102 条 吸収分割会社(会社法第 758 条第 1 号に規定する吸収分割会社をいう。以下同じ。)の株式及び吸収分割承継会社(同法第 757 条に規定する吸収分割承継会社をいう。以下同じ。)の株式が振替株式である場合であって、吸収分割に際して吸収分割会社が、吸収分割がその効力を生ずる日において同法第 758 条第 8 号イ又はロに掲げる行為(次項及び第 104 条第 2 項において「人的分割類似行為」という。)をしようとするときは、吸収分割承継会社は、規則で定めるところにより、機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 吸収分割会社に対して吸収分割に際して交付する振替株式の銘柄(以下この条において「吸収分割承継会社銘柄」という。)
- (2) 吸収分割効力発生日(吸収分割がその効力を生ずる日をいう。以下この条において同じ。)
- (3) 吸収分割承継会社銘柄の振替株式のうち発行に係るものの総数
- (4) 吸収分割会社の名称及び新規記録をすべき吸収分割会社の口座

- (5) その他規則で定める事項
- 2 前項に規定する場合には、吸収分割会社は、規則で定めるところにより、機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
- (1) 吸収分割会社の振替株式の銘柄 (以下この条において「吸収分割会社銘柄」という。)
- (2) 吸収分割承継会社銘柄
- (3) 交付比率 (吸収分割会社銘柄の振替株式に対して吸収分割承継会社銘柄の振替株式を交付する割合をいう。以下この条において同じ。)
- (4) 吸収分割効力発生日
- (5) 人的分割類似行為の対象となる吸収分割会社の株主に対して、機構に届け出た吸収分割会社の口座から株主の口座へ吸収分割承継会社銘柄である振替株式について規則で定める振替を行うための振替の申請をする旨
- (6) その他規則で定める事項
- 3 前2項の通知があった場合には、機構は、当該通知に係る振替株式の銘柄について、機構加入者に対し、前項第1号から第5号までに掲げる事項その他の規則で定める事項を通知する。
- 4 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた機構加入者が口座管理機関であるときは、当該機構加入者は、直ちに、その直近下位機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。
- 5 前項の規定は、同項 (この項において準用する場合を含む。) の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 6 第1項に規定する場合であって、吸収分割承継会社が振替株式を発行しようとするときは、吸収分割承継会社は、吸収分割効力発生日を第51条第1項第10号の日とする同項の新規記録通知をしなければならない。
- 7 第1項に規定する場合であって、吸収分割承継会社が自己の振替株式を移転しようとするときは、吸収分割承継会社は、吸収分割効力発生日を振替日とする振替の申請をしなければならない。
- 8 第1項に規定する場合には、同項の吸収分割会社は、第2項第5号の吸収分割会社の口座を開設する口座管理機関に対し、吸収分割承継会社銘柄の振替株式について規則で定める振替を行うための吸収分割効力発生日を振替日とする振替の申請をしなければならない。この場合において、第53条及び第77条の規定は、適用しない。
- 9 第80条第5項から第22項までの規定は、第1項から第4項 (第5項において準用する場合を含む。) までに掲げる通知を受けた振替機関等について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

取得対象銘柄	吸収分割会社銘柄
--------	----------

取得対価銘柄	吸収分割承継会社銘柄
対価交付比率	交付比率
全部抹消する日	吸収分割効力発生日

(吸収分割会社の株式及び吸収分割承継会社の株式が振替株式である場合であって吸収分割に際して吸収分割会社が人的分割類似行為をするときの調整株式数の記載又は記録)

第 103 条 第 82 条の規定は、前条第 1 項に規定する場合であって、機構が同項の吸収分割の基準日(会社法第 758 条第 8 号イに掲げる行為の場合に限る。)又は全部抹消する日(同号イに掲げる行為の場合に限る。)に係る総株主報告を受けたときについて準用する。この場合において、第 82 条の規定中「取得対価銘柄」とあるのは「吸収分割承継会社銘柄」と、「全部抹消する日」とあるのは「吸収分割の基準日(会社法第 758 条第 8 号イに掲げる行為の場合に限る。)又は全部抹消する日(同号イに掲げる行為の場合に限る。)」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(吸収分割に係る株券喪失登録がされた株券に係る振替株式についての取扱い等)

第 104 条 第 83 条の規定は、第 102 条第 1 項に規定する場合において、吸収分割会社銘柄である振替株式であって株券喪失登録がされた株券に係るものがあるときについて準用する。この場合において、第 83 条の規定中「取得対象銘柄」とあるのは「吸収分割会社銘柄」と、「取得対価銘柄」とあるのは「吸収分割承継会社銘柄」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

2 第 85 条第 1 項及び同条第 3 項の規定は、吸収分割会社の株式が振替株式でなく吸収分割承継会社の株式が振替株式である場合であって吸収分割に際して吸収分割会社が人的分割類似行為をするときについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第 85 条第 1 項	取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部を取得するのと引換えに当該株主に対して	株式の株主に対して人的分割類似行為により
	当該株主の口座を第 51 条第 1 項第 3 号の口座とする同項の新規記録通知(振替株式を発行する場合に限る。)又は当該株主の口座を振替先口座とする振替の申請(振替株式を移転する場合	当該株主の口座を振替先口座とする振替の申請

	に限る。)	
第 85 条第 3 項	取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式	振替株式でない株式

(新設分割会社の株式及び新設分割設立会社の株式が振替株式である場合であって新設分割に際して新設分割会社が人的分割類似行為をするときの記載又は記録手続)

第 105 条 新設分割会社(会社法第 763 条第 5 号に規定する新設分割会社をいう。以下同じ。)の株式及び新設分割設立会社(同条本文に規定する新設分割設立会社をいう。以下同じ。)が新設分割に際して新設分割会社に交付する株式が振替株式である場合であって、新設分割に際して新設分割会社が、新設分割設立会社の成立の日において同法第 763 条第 12 号イ又はロに掲げる行為(この項及び第 107 条第 2 項において「人的分割類似行為」という。)をしようとするときは、新設分割会社は、規則で定めるところにより、機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 新設分割設立会社が新設分割会社に対して新設分割に際して発行する振替株式の銘柄(以下この条において「新設分割設立会社銘柄」という。)
 - (2) 新設分割会社の振替株式の銘柄(以下この条において「新設分割会社銘柄」という。)
 - (3) 新設分割効力発生日(新設分割がその効力を生ずる日をいう。以下この条において同じ。)
 - (4) 第 1 号の振替株式の数
 - (5) 第 1 号の振替株式についての新規記録をすべき新設分割会社の口座
 - (6) 交付比率(新設分割会社銘柄の振替株式に対して新設分割設立会社銘柄の振替株式を交付する割合をいう。以下この条において同じ。)
 - (7) 人的分割類似行為の対象となる新設分割会社の株主に対して、機構に届け出た新設分割会社の口座から株主の口座へ新設分割設立会社銘柄である振替株式について規則で定める振替を行うための振替の申請をする旨
 - (8) その他規則で定める事項
- 2 前項の通知があった場合には、機構は、当該通知に係る振替株式の銘柄について、機構加入者に対し、同項第 1 号から第 7 号までに掲げる事項その他の規則で定める事項を通知する。
 - 3 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた機構加入者が口座管理機関であるときは、当該機構加入者は、直ちに、その直近下位機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。
 - 4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
 - 5 第 1 項に規定する場合には、新設分割会社は、同項の新設分割設立会社銘柄の振替株

式について、新設分割効力発生日を第 51 条第 1 項第 10 号の日として同項の新規記録通知をしなければならない。

6 第 1 項に規定する場合には、新設分割会社は、同項第 5 号の新設分割会社の口座を開設する口座管理機関に対し、新設分割設立会社銘柄の振替株式について規則で定める振替を行うための新設分割効力発生日を振替日とする振替の申請をしなければならない。この場合において、第 53 条及び第 77 条の規定は、適用しない。

7 第 80 条第 5 項から第 22 項までの規定は、第 1 項から第 3 項（第 4 項において準用する場合を含む。）までに掲げる通知を受けた振替機関等について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

取得対象銘柄	新設分割会社銘柄
取得対価銘柄	新設分割設立会社銘柄
対価交付比率	交付比率
全部抹消する日	新設分割効力発生日

（新設分割会社の株式及び新設分割設立会社の株式が振替株式である場合であって新設分割に際して新設分割会社が人的分割類似行為をするときの調整株式数の記載又は記録）

第 106 条 第 82 条の規定は、前条第 1 項に規定する場合であって、機構が同項の新設分割の基準日（会社法第 763 条第 12 号イに掲げる行為の場合に限る。）又は全部抹消する日（同号イに掲げる行意の場合に限る。）に係る総株主報告を受けたときについて準用する。この場合において、第 82 条の規定中「取得対価銘柄」とあるのは「新設分割設立会社銘柄」と、「全部抹消する日」とあるのは「新設分割の基準日（会社法第 763 条第 12 号イに掲げる行為の場合に限る。）又は全部抹消する日（同号イに掲げる行為の場合に限る。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（新設分割に係る株券喪失登録がされた株券に係る振替株式についての取扱い等）

第 107 条 第 83 条の規定は、第 105 条第 1 項に規定する場合において、新設分割会社銘柄である振替株式であって株券喪失登録がされた株券に係るものがあるときについて準用する。この場合において、第 83 条の規定中「取得対象銘柄」とあるのは「新設分割会社銘柄」と、「取得対価銘柄」とあるのは「新設分割設立会社銘柄」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

2 第 85 条の規定は、新設分割会社の株式が振替株式でなく新設分割設立会社の株式が振替株式である場合であって新設分割に際して新設分割会社が人的分割類似行為をするときについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第 85 条第 1 項	取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部を取得するのと引換えに当該株主に対して	株式の株主に対して人的分割類似行為により
	当該株主の口座を第 51 条第 1 項第 3 号の口座とする同項の新規記録通知（振替株式を発行する場合に限る。）又は当該株主の口座を振替先口座とする振替の申請（振替株式を移転する場合に限る。）	当該株主の口座を振替先口座とする振替の申請
第 85 条第 2 項及び第 3 項	取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式	振替株式でない株式

第 13 節 株主名簿に記載又は記録をすべき事項に関する申出等に関する取扱い

第 1 款 特別株主の申出

（特別株主管理簿の備置）

第 108 条 振替機関等は、特別株主管理簿を備えなければならない。

（特別株主管理簿の保存）

第 109 条 振替機関等は、その備える特別株主管理簿を適正かつ確実に保存しなければならない。ただし、作成後 10 年を経過したものについては、その記載若しくは記録を消滅し、又はその記載若しくは記録に係る部分を廃棄することができる。

（特別株主管理簿の記載又は記録事項）

第 110 条 特別株主管理簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- （ 1 ）特別株主の申出をした加入者の氏名又は名称及び住所
- （ 2 ）特別株主の申出に係る振替株式についての記載又は記録がされた口座
- （ 3 ）特別株主の申出に係る振替株式の銘柄及び銘柄ごとの数
- （ 4 ）特別株主の氏名又は名称及び住所
- （ 5 ）特別株主の申出を受けた日
- （ 6 ）第 3 号の数について第 1 号の加入者の口座に増加の記載又は記録がされた日
- （ 7 ）特別株主の申出が第 3 号の数についての増減が生じたことによるものであるとき

は、増加又は減少の別、その数及び当該増減が生じた日

(8) 当該特別株主が外国人保有制限銘柄の直接外国人であるときは、その旨

(9) その他規則で定める事項

(特別株主の申出)

第 111 条 加入者は、その口座の保有欄に記載又は記録がされた振替株式が担保の目的で振替を受けたものである場合には、当該口座を開設する振替機関等に対し、特別株主の申出をすることができる。

2 前項の申出をする加入者は、当該申出において、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 特別株主の申出を行う振替株式についての記載又は記録がされている口座

(2) 特別株主の申出を行う振替株式の銘柄及び数

(3) 特別株主の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項

(4) 当該特別株主が外国人保有制限銘柄の直接外国人であるときは、その旨

(5) 特別株主の申出を行う振替株式について第 1 号の口座に増加の記載又は記録がされた日

3 前項第 5 号の日は、特別株主の申出を行う振替株式に係る直近の総株主通知の株主確定日又は同項の加入者による直近の個別株主通知の申出受付日以前の日とすることはできない。ただし、特別の事情があるものと認められる場合には、この限りでない。

(特別株主の申出内容の変更の申出)

第 112 条 前条第 1 項の特別株主の申出をした加入者は、同条第 2 項第 2 号の振替株式の数について減少が生じたとき(次条第 2 項の場合を除く。)は、直ちに、同条第 1 項の振替機関等に対し、特別株主の申出内容の変更の申出をしなければならない。

2 前項の申出をする加入者は、当該申出において、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 前項の申出を行う振替株式についての記載又は記録がされている口座

(2) 前項の申出を行う振替株式の銘柄及び数

(3) 特別株主の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項

(4) 減少した数及び当該減少が生じた日

(特別株主管理簿への記載又は記録)

第 113 条 振替機関等は、その加入者による第 111 条第 1 項の特別株主の申出又は前条第 1 項の特別株主の申出内容の変更の申出を受けたときは、その備える特別株主管理簿及び特別株主管理簿に準ずる帳簿に当該申出に係る第 110 条各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 2 振替機関等は、株式の併合、株式の分割、合併、株式交換又は株式移転において、第 87 条第 10 項若しくは第 11 項、第 89 条第 10 項若しくは第 11 項又は第 94 条第 10 項若しくは第 11 項により特別株主の申出に係る振替株式についての記載又は記録がされている口座において当該振替株式についての増加若しくは減少の記載若しくは記録又は抹消の記載若しくは記録がされた場合には、それに応じて、特別株主管理簿及び特別株主管理簿に準ずる帳簿に記載又は記録がされている当該振替株式に係る事項の変更の記載又は記録をしなければならない。
- 3 振替機関等は、特別株主の申出に係る振替株式についての記載又は記録がされている口座において、第 77 条の規定により当該振替株式の全部についての記載又は記録の抹消が行われた場合には、それに応じて、特別株主管理簿及び特別株主管理簿に準ずる帳簿に記載又は記録がされている当該振替株式に係る事項の抹消の記載又は記録をしなければならない。

(特別株主管理簿の記載又は記録の変更又は訂正)

- 第 114 条 振替機関等は、その備える特別株主管理簿及び特別株主管理簿に準ずる帳簿に記載又は記録がされている事項に変更が生じたことを知った場合には、直ちに、当該特別株主管理簿及び特別株主管理簿に準ずる帳簿にその記載又は記録をしなければならない。
- 2 振替機関等は、その備える特別株主管理簿及び特別株主管理簿に準ずる帳簿に記載又は記録がされている事項に誤りがあることが明らかとなった場合には、直ちに、当該記載又は記録の訂正をしなければならない。

(機構加入者による特別株主の申出)

- 第 115 条 機構加入者の機構に対する特別株主の申出又は特別株主の申出内容の変更の申出は、規則で定めるところにより行わなければならない。
- 2 機構は、その備える特別株主管理簿に記載がされた振替株式については、第 159 条第 1 項の担保株式の届出があったものとして取り扱う。

第 2 款 特別株主の申出の簡略化の取扱い

(担保専用口に記録された振替株式に係る特別株主管理事務の委託)

- 第 116 条 機構は、機構加入者口座の担保専用口に記録がされた振替株式については、増加の記録がされたときに当該口座の機構加入者から特別株主の申出があったものとして、減少の記録がされたときに当該口座の機構加入者から申出をした振替株式の数の減少に係る特別株主の申出内容の変更の申出があったものとして取り扱う。
- 2 機構は、機構加入者口座の担保専用口に記録がされた振替株式についての前項の取扱

いによる特別株主の申出又は特別株主の申出内容の変更の申出に係る特別株主管理簿に記録をすべき事項については、当該担保専用口の機構加入者（以下「申出省略機構加入者」という。）に対し、その管理に係る事務（以下「特別株主管理事務」という。）を委託する。

（委託先機構加入者による特別株主の管理）

第 117 条 機構から前条第 2 項の特別株主管理事務の委託を受けた申出省略機構加入者（第 119 条の規定より当該申出省略機構加入者が当該特別株主管理事務について他の機構加入者に再委託しているときは当該他の機構加入者。以下「委託先機構加入者」という。）は、当該特別株主管理事務に係る特別株主を管理すべき帳簿（以下「特別株主管理簿に準ずる帳簿」という。）を備え、当該委託又は再委託に係る振替株式について、機構が機構加入者による特別株主の申出又は特別株主の申出内容の変更の申出を受けたときにその備える特別株主管理簿に記録をすべき事項を、当該特別株主管理簿に準ずる帳簿に記載し、又は記録しなければならない。

2 委託先機構加入者は、前項の特別株主管理簿に順ずる帳簿を適正かつ確実に保存しなければならない。ただし、作成後 10 年を経過したものについては、その記載若しくは記録を削除し、又はその記載若しくは記録に係る部分を廃棄することができる。

（機構の請求に基づく委託先機構加入者による特別株主管理簿記録事項の報告）

第 118 条 機構が委託先機構加入者に対して当該委託先機構加入者が特別株主管理簿に準ずる帳簿に記載又は記録をすべき事項についての報告を求めたときは、当該委託先機構加入者は、速やかに、必要な事項の報告をしなければならない。

（申出省略機構加入者による特別株主管理事務の再委託の取扱い）

第 119 条 申出省略機構加入者は、その担保専用口に記録がされた振替株式に係る特別株主の上位機関でないときは、特別株主の上位機関である他の機構加入者又は特別株主である他の機構加入者に対し、当該振替株式に係る特別株主管理事務を再委託しなければならない。ただし、再委託することができない特別の事情があるものと認められる場合には、この限りでない。

（申出省略機構加入者による特別株主管理事務委託状況の報告）

第 120 条 申出省略機構加入者は、毎営業日において、機構に対し、規則で定めるところにより、その担保専用口に記録がされている振替株式についての委託先機構加入者その他の規則で定める事項（以下「特別株主管理事務委託状況」という。）の報告をしなければならない。

2 機構が認めた場合には、申出省略機構加入者は、前項の機構に対する報告を他の機構

加入者に委託することができる。

(申出省略機構加入者及び委託先機構加入者による担保受入れ及び担保差入れ状況の報告)

第 121 条 申出省略機構加入者は、毎営業日において、機構に対し、規則で定めるところにより、担保受入れ及び担保差入れの状況を報告しなければならない。

2 委託先機構加入者は、毎営業日において、機構に対し、規則で定めるところにより、担保差入れの状況を報告しなければならない。

(機構における措置)

第 122 条 第 120 条第 1 項及び前条の規定による報告があった場合には、機構は、次に掲げる措置を執る。

(1) 第 120 条第 1 項の規定により申出省略機構加入者 (当該申出省略機構加入者が同条第 2 項の規定により特別株主管理事務委託状況の報告について他の機構加入者へ委託している場合には、当該他の機構加入者) から報告を受けた事項の特別株主管理簿への記録

(2) 第 120 条第 1 項の規定により申出省略機構加入者から報告を受けた事項の委託先機構加入者への通知

(3) 第 120 条第 1 項、前条第 1 項及び同条第 2 項の規定により報告を受けた特別株主管理事務委託状況並びに担保受入れ及び担保差入れの状況の内容に不整合がある場合には、申出省略機構加入者及び委託先機構加入者へのその旨の通知

(4) 第 120 条第 2 項の規定により特別株主管理事務委託状況の報告について他の機構加入者へ委託をした申出省略機構加入者がある場合には、同項の規定により当該委託を受けた機構加入者から報告を受けた事項の当該申出省略機構加入者への通知

2 前項第 2 号の通知があった場合には、当該通知を受けた委託先機構加入者は、当該通知により通知された特別株主管理事務を委託している申出省略機構加入者の担保専用口に記録がされている振替株式 (当該委託に係るものに限る。) についての特別株主管理事務を行わなければならない。ただし、次項の規定により当該通知により通知された事項の修正がされた場合には、その修正をした後の内容における振替株式についての特別株主管理事務を行うものとする。

3 第 1 項第 3 号の通知があった場合には、当該通知を受けた申出省略機構加入者及び委託先機構加入者は、規則で定めるところにより、報告の修正等の必要な措置を執らなければならない。

第 3 款 登録株式質権者となるべき旨の申出

(登録株式質権者管理簿の備置)

第123条 振替機関等は、登録株式質権者管理簿を備えなければならない。

(登録株式質権者管理簿の保存)

第124条 振替機関等は、その備える登録株式質権者管理簿を適正かつ確実に保存しなければならない。ただし、作成後10年を経過したものについては、その記載若しくは記録を消除し、又はその記載若しくは記録に係る部分を廃棄することができる。

(登録株式質権者管理簿の記載又は記録事項)

第125条 登録株式質権者管理簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (1) 登録株式質権者となるべき旨の申出(法第151条第3項の申出をいう。以下同じ。)が行われた振替株式会社についての記載又は記録がされている口座
- (2) 登録株式質権者となるべき旨の申出が行われた振替株式の銘柄及び数
- (3) 登録株式質権者となるべき旨の申出が行われた振替株式の株主の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項
- (4) 当該加入者が転質権者である場合において、転質をした質権者が登録株式質権者であるときはその氏名又は名称及び住所
- (5) その他規則で定める事項

(登録株式質権者となるべき旨の申出)

第126条 加入者は、その直近上位機関に対し、その口座の質権欄に記載又は記録がされた振替株式会社について、登録株式質権者となるべき旨の申出をすることができる。

2 前項の申出をする加入者は、当該申出において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 登録株式質権者となるべき旨の申出を行う振替株式会社についての記載又は記録がされている口座
- (2) 登録株式質権者となるべき旨の申出を行う振替株式の銘柄及び数
- (3) 登録株式質権者となるべき旨の申出を行う振替株式の株主の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項
- (4) 当該加入者が転質権者である場合において、転質をした質権者が登録株式質権者であるときはその氏名又は名称及び住所
- (5) その他規則で定める事項

(登録株式質権者となるべき旨の申出内容の変更の申出)

第127条 前条第1項の申出をした加入者は、同条第2項第2号の振替株式の数について減少が生じたとき(次条第3項の場合を除く。)は、直ちに、前条第1項の直近上位機関

に対し、登録株式質権者となるべき旨の申出内容の変更の申出をしなければならない。

2 前項の申出をする加入者は、当該申出において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 前項の申出を行う振替株式についての記載又は記録がされている口座
- (2) 前項の申出を行う振替株式の銘柄及び数
- (3) 前項の申出を行う振替株式の株主の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項
- (4) 前項の申出を行う振替株式が、当該加入者が転質権者である場合において、転質した質権者が登録株式質権者であるものに係るときは、当該登録株式質権者である者の氏名又は名称及び住所
- (5) 減少した数及び当該減少が生じた日
- (6) その他規則で定める事項

(登録株式質権者管理簿への記載又は記録)

第128条 振替機関等は、その加入者による第126条第1項の登録株式質権者となるべき旨の申出又は前条第1項の登録株式質権者となるべき旨の申出内容の変更の申出を受けた場合には、その備える登録株式質権者管理簿に当該申出に係る第125条各号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

2 第49条第1項又は第51条第1項の通知において、加入者が登録株式質権者である旨、質権の目的である振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数の通知がされた場合には、当該加入者の直近上位機関は、当該加入者から第126条第1項の登録株式質権者となるべき旨の申出があったものとして、登録株式質権者管理簿に通知された内容を記載し、又は記録しなければならない。

3 振替機関等は、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得の対価の交付、会社分割、合併、株式交換又は株式移転において、第80条第20項若しくは第21項(第92条第2項及び第102条第9項において読み替えて準用する場合を含む。)、第87条第10項若しくは第11項、第89条第10項若しくは第11項又は第94条第10項若しくは第11項の規定により登録株式質権者となるべき旨の申出に係る振替株式についての記載又は記録がされている口座において当該振替株式についての増加若しくは減少の記載若しくは記録又は抹消の記載若しくは記録がされた場合には、それに応じて、登録株式質権者管理簿に記載又は記録がされている当該振替株式に係る事項の変更の記載若しくは記録又は抹消の記載若しくは記録をしなければならない。

4 振替機関等は、登録株式質権者となるべき旨の申出に係る振替株式についての記載又は記録がされている口座において、第77条の規定により当該振替株式の全部についての記載又は記録の抹消が行われた場合には、それに応じて、登録株式質権者管理簿に記載

又は記録がされている当該振替株式に係る事項の抹消の記載又は記録をしなければならない。

(登録株式質権者管理簿の記載又は記録の変更又は訂正)

第 129 条 振替機関等は、その備える登録株式質権者管理簿に記載又は記録がされている事項に変更が生じたことを知った場合には、直ちに、当該登録株式質権者管理簿にその記載又は記録をしなければならない。

2 振替機関等は、その備える登録株式質権者管理簿に記載又は記録がされている事項に誤りがあることが明らかとなった場合には、直ちに、当該記載又は記録の訂正をしなければならない。

(機構加入者による登録株式質権者となるべき旨の申出)

第 130 条 機構加入者の機構に対する登録株式質権者となるべき旨の申出又は登録株式質権者となるべき旨の申出内容の変更の申出は、規則で定めるところにより行わなければならない。

第 4 款 信託財産名義の取扱い

(信託財産名義管理簿の備置)

第 131 条 機構及び第 137 条第 2 項の承認を受けた信託口(以下この節において「信託財産名義通知信託口」という。)の機構加入者は、信託財産名義管理簿を備えなければならない。

(信託財産名義管理簿の保存)

第 132 条 機構及び前項の機構加入者は、その備える信託財産名義管理簿を適正かつ確実に保存しなければならない。ただし、作成後 10 年を経過したものについては、その記載若しくは記録を消除し、又はその記載若しくは記録に係る部分を廃棄することができる。

(信託財産名義管理簿の記載又は記録事項)

第 133 条 信託財産名義管理簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (1) 信託財産名義の取扱い(次条に規定する信託財産名義の取扱いをいう。)をする信託口に係る規則で定める事項
- (2) 信託財産名義として表示する名称
- (3) 信託財産名義ごとの振替株式の銘柄及び数
- (4) 前号の数についての増減が生じたときは、増加又は減少の別、その数及び当該増減が生じた日

(5) その他規則で定める事項

(信託財産名義の取扱い)

第 134 条 機構加入者は、機構に対し、当該機構加入者の信託口に記録された振替株式の全部又は一部につき、当該機構加入者口座の名義以外の名称（以下この章において「信託財産名義」という。）を総株主通知、個別株主通知又は発行者による情報提供請求に際して発行者に通知する取扱い（以下この章において「信託財産名義の取扱い」という。）の申出をすることができる。この場合において、当該機構加入者は、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 信託財産名義の取扱いの申出を行う振替株式についての記録がされている信託口に係る規則で定める事項

(2) 信託財産名義の取扱いをする振替株式の銘柄及び数

(3) 信託財産名義として表示する名称及び申出を行う信託財産名義に係る規則で定める事項

(4) その他規則で定める事項

2 機構加入者は、前項の申出を行う場合には、あらかじめ、機構に対し、規則で定めるところにより、同項第 3 号の信託財産名義に係る加入者情報に相当する事項を示して、その登録を申請しなければならない。

3 前項の申請があったときは、機構は、同項の規定により示された事項を加入者情報登録簿に登録し、加入者口座情報として取り扱う。

4 機構は、信託財産名義の取扱いに伴い生じた損害については、責任を負わない。

(信託財産名義の取扱いの申出内容の変更の申出)

第 135 条 前条の申出をした機構加入者は、同条第 1 項第 2 号の振替株式の数について増減が生じたとき（次条第 2 項の場合を除く。）は、機構に対し、信託財産名義の取扱いの申出内容の変更の申出をしなければならない。

2 前項の申出をする機構加入者は、当該申出において、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 前項の申出を行う振替株式についての記録がされている信託口に係る規則で定める事項

(2) 前項の申出を行う振替株式の銘柄及び数

(3) 前項の申出を行う振替株式の信託財産名義に係る規則で定める事項

(4) 増加又は減少の別、その数及び当該増減が生じた日

(5) その他規則で定める事項

(信託財産名義管理簿への記載又は記録)

第 136 条 機構は、機構加入者による第 134 条第 1 項の申出又は前条第 1 項の申出を受けたときは、その備える信託財産名義管理簿に当該申出に係る第 133 条各号に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- 2 機構及び信託財産名義通知信託口の機構加入者は、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、会社分割、合併、株式交換又は株式移転において、第 80 条第 20 項若しくは第 21 項（第 92 条第 2 項及び第 102 条第 9 項において準用する場合を含む。）、第 87 条第 10 項若しくは第 11 項、第 89 条第 10 項若しくは第 11 項又は第 94 条第 10 項若しくは第 11 項の規定により信託財産名義に係る振替株式についての記録がされている口座において当該振替株式についての増加若しくは減少の記録又は抹消の記録がされた場合には、それに応じて、信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている当該振替株式に係る事項の変更の記載若しくは記録又は抹消の記載若しくは記録をしなければならない。
- 3 機構及び信託財産名義通知信託口の機構加入者は、信託財産名義に係る振替株式についての記録がされている口座において、第 77 条の規定により当該振替株式の全部についての記録の抹消が行われた場合には、それに応じて、信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている当該振替株式に係る事項の抹消の記載又は記録をしなければならない。
- 4 機構及び信託財産名義通知信託口の機構加入者は、その備える信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている事項に変更が生じたことを知った場合には、直ちに、当該信託財産名義管理簿にその記載又は記録をしなければならない。
- 5 機構及び信託財産名義通知信託口の機構加入者は、その備える信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている事項に誤りがあることが明らかとなった場合には、直ちに、当該記載又は記録の訂正をしなければならない。

（信託財産名義の取扱いの包括的な申出）

第 137 条 機構加入者は、機構に対し、当該機構加入者の信託口に記録された振替株式について、信託財産名義の取扱いの個別の申出（第 134 条第 1 項の規定による申出をいう。）に代えて、当該機構加入者が信託財産名義管理簿を備えて信託財産名義ごとの数及びその増減等を管理し、当該信託口に記録された振替株式等についての総株主通知、個別株主通知及び振替口座簿記録事項通知等に係る必要な情報を機構に対して報告するための事務（以下この章において「信託財産名義管理事務」という。）を行うことの申出（以下この章において「信託財産名義の取扱いの包括的な申出」という。）を申請することができる。

- 2 機構加入者から信託財産名義の取扱いの包括的な申出の申請を受けた場合であって、当該機構加入者が信託財産名義管理事務を適正かつ円滑に行うことができることその他の機構が定める要件を満たしていると認めるときは、機構は、当該申請を承認する。

第 14 節 振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続

(発行総数と振替口座簿に記録をすべき数についての照合)

第 138 条 振替株式の発行者は、毎営業日において、機構に対し、株主名簿に記載又は記録をしている株主の有する株式(振替株式であるものに限る。)のうち振替口座簿中の加入者の口座(顧客口を除く。)に記載又は記録がされているべき数の合計数その他の機構が定める数を通知しなければならない。

2 機構は、前項の規定により通知を受けた内容について、その備える振替口座簿に記録がされている振替株式の数との整合性の確認をする。

3 機構は、毎営業日において、すべての振替株式の発行者に対し、当該発行者が発行している振替株式のうち機構の備える振替口座簿に記録がされている数を通知する。

4 振替株式の発行者は、前項の規定により通知を受けた内容について、規則で定めるところにより、当該振替株式の発行総数(消却された振替株式の数を除く。)との整合性の確認をしなければならない。

(機構加入者における振替口座簿に記録をすべき数等についての照合)

第 139 条 機構は、毎営業日において、すべての機構加入者に対し、その機構加入者口座に記録がされている振替株式の数を通知する。

2 機構加入者は、前項の規定により通知を受けた内容について、規則で定めるところにより、その備える振替口座簿に記載又は記録がされている振替株式の数との整合性(機構加入者が直接口座管理機関である場合に限る。)の確認をしなければならない。

(間接口座管理機関における振替口座簿に記録をすべき数等についての照合)

第 140 条 間接口座管理機関とその直近上位機関は、毎営業日において、前条の規定に準じた通知及び確認をしなければならない。

第 15 節 超過記載又は記録に係る義務の履行

(機構の超過記録に係る義務の履行)

第 141 条 法第 144 条の規定による振替株式の取得によりすべての株主の有する同条に規定する銘柄の振替株式の総数が当該銘柄の振替株式の発行総数(消却された振替株式の数を除く。)を超えることとなる場合において、第 1 号の合計数が第 2 号の発行総数を超えるときは、機構は、その超過数(第 1 号の合計数から第 2 号の発行総数を控除した数をいう。)に達するまで、当該銘柄の振替株式を取得する。

(1) 機構の備える振替口座簿における機構加入者の口座に記録された当該銘柄の振替株式の数の合計数

- (2) 当該銘柄の振替株式の発行総数(消却された振替株式の数及び発行者が法第 159 条第 1 項の規定により同項の通知をすることができない振替株式の数を除く。)
- 2 前項第 1 号に規定する数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記録であって当該記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、法第 144 条の規定により当該記録に係る数の振替株式を取得した者のないことが証明されたときは、当該記録がなかったとした場合の数とする。
 - 3 機構は、第 1 項の規定により振替株式を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替株式についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をする。
 - 4 機構は、振替株式について前項の規定により放棄の意思表示を行ったときは、直ちに、当該振替株式について振替口座簿の抹消を行う。

(機関口座の開設)

第 142 条 機構は前条に規定する手続を行う場合には、機関口座を開設する。

- 2 機構が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記録する。
 - (1) 振替株式の銘柄
 - (2) 振替株式の銘柄ごとの数

(口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の履行)

第 143 条 第 141 条第 1 項に規定する場合において、第 1 号の合計数が第 2 号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、その超過数(第 1 号の合計数から第 2 号の数を控除した数をいう。)に相当する数の当該銘柄の振替株式について権利の全部を放棄する旨の意思表示をする義務を負う。

- (1) 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替株式の数の合計数
 - (2) 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の顧客口に記載され、又は記録された当該銘柄の振替株式の数
- 2 第 141 条第 2 項の規定は、次に掲げる事項について準用する。
 - (1) 前項第 1 号に規定する数
 - (2) 前項第 2 号に規定する顧客口における増加又は減少の記載又は記録であって当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合における同号に掲げる数
 - 3 第 1 項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替株式を有していないときは、同項の規定による放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替株式を取得する義務を負う。
 - 4 口座管理機関は、第 1 項の規定により放棄の意思表示をしたときは、直ちに、その直

近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 当該放棄の意思表示をした旨
 - (2) 当該放棄の意思表示に係る振替株式の銘柄及び数
- 5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第 2 号に掲げる銘柄の振替株式について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。
- (1) 前項の口座管理機関の自己口における同項第 2 号に掲げる数の減少の記載又は記録
 - (2) 前号の口座管理機関の顧客口における前項第 2 号に掲げる数の増加の記載又は記録

第 16 節 総株主通知に係る手続

第 1 款 総株主通知

(総株主通知に係る株主確定日)

第 144 条 機構は、次の各号に掲げる事由(以下「総株主通知事由」という。)のいずれかが生じたときは、当該総株主通知事由に係る振替株式の発行者(第 5 号に掲げる場合にはすべての振替株式の発行者)に対し、当該各号に定める日を総株主通知に係る株主を確定する日(以下「株主確定日」という。)として、規則で定めるところにより、総株主通知をする。

- (1) 発行者がその発行する振替株式の株主の権利に係る基準日(会社法第 124 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下同じ。)を定めたとき。 当該基準日
- (2) 特定の銘柄の振替株式についての株式併合効力発生日が到来したとき。 当該株式併合効力発生日の前日
- (3) 振替機関等が第 77 条又は第 80 条の規定により特定の銘柄の振替株式についての記載又は記録の全部の抹消をしたとき。 当該抹消をした日の前日
- (4) 事業年度を 1 年とする発行者について、事業年度ごとに、当該事業年度の開始の日から起算して 6 か月を経過したとき(発行者が会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。)。 当該事業年度の開始の日から起算して 6 か月を経過した日の前日
- (5) 機構が法第 22 条第 1 項の規定により法第 3 条第 1 項の指定を取り消された場合又は法第 41 条第 1 項の規定により当該指定が効力を失った場合であって、機構の振替業を承継する者が存しないとき。 当該指定が取り消された日又は当該指定が効力を失った日の前日
- (6) 機構が特定の銘柄の振替株式の取扱いを廃止したとき。 当該取扱いを廃止した

日の前日

(7) 裁判所が会社更生法(平成14年法律第154号)第194条第1項に規定する基準日を定めたとき。当該基準日

(通知株主等)

第145条 機構は、次の各号に掲げる数について、当該各号に定める者を株主確定日における株主(登録株式質権者となるべき旨の申出をした加入者を含む。以下「通知株主等」という。)として総株主通知をする。この場合において、当該各号に掲げる数は、株主確定日における最終のものを意味するものとする。

(1) 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替株式の数(次号、第5号及び第6号に掲げる数を除く。) 当該口座の加入者

(2) 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替株式の数のうち特別株主管理簿(特別株主管理簿に準ずる帳簿を含む。以下この章において同じ。)に記載又は記録がされている数 当該特別株主管理簿に記載又は記録がされている数に係る特別株主

(3) 加入者の口座の質権欄に記載又は記録がされている質権株式の数(次号に掲げる数を除く。) 当該質権株式に係る株主

(4) 加入者の口座の質権欄に記載又は記録がされている質権株式の数のうち登録株式質権者管理簿に記載又は記録がされている数 当該口座の加入者(当該加入者が転質権者である場合において、転質をした質権者が登録株式質権者であるときは、当該質権者を含む。)及び当該登録株式質権者管理簿に記載又は記録がされている数に係る株主

(5) 機構加入者の信託口(信託財産名義通知信託口を除く。)に記載がされている振替株式であって機構が備える信託財産名義管理簿に記載がされている数(第2号に掲げる数を除く。) 機構が備える信託財産名義管理簿に記載がされている当該振替株式に係る信託財産名義

(6) 機構加入者の信託財産名義通知信託口に記録がされている振替株式の数 当該機構加入者が備える信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている当該振替株式に係る信託財産名義

(総株主通知日程案内)

第146条 機構は、総株主通知事由が生じることとなったときは、規則で定めるところにより、機構加入者及び発行者に対し、総株主通知に係る処理日程等に関する次に掲げる事項を通知する。

(1) 株主確定日

(2) 株主確定日に係る振替株式の銘柄(以下「総株主通知対象銘柄」という。)

- (3) 総株主通知事由
 - (4) その他規則で定める事項
- 2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた直接口座管理機関は、その直近下位機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。
- 3 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知を受けた口座管理機関について準用する。

(総株主報告対象株式数通知)

第 147 条 機構は、直接口座管理機関(委託先機構加入者及び信託財産名義通知信託口の機構加入者を含む。以下この条及び次条において同じ。)に対し、規則で定めるところにより、当該直接口座管理機関が行うべき総株主報告(次条第 1 項に規定する総株主報告をいう。以下この条において同じ。)の対象となる振替株式に係る次に掲げる事項を通知する。

- (1) 株主確定日
- (2) 総株主通知対象銘柄
- (3) 当該直接口座管理機関が行うべき総株主報告の対象となる機構加入者口座
- (4) 株主確定日において前号の機構加入者口座に記録されている第 2 号の総株主通知対象銘柄である振替株式の数
- (5) 株主確定日において当該直接口座管理機関が他の機構加入者に特別株主管理事務の再委託をしている場合には、当該再委託に係る第 2 号の総株主通知対象銘柄である振替株式の数(第 3 号の機構加入者口座に係るものに限る。)
- (6) 株主確定日において当該直接口座管理機関が他の機構加入者から特別株主管理事務の再委託を受けている場合には、当該再委託に係る第 2 号の総株主通知対象銘柄である振替株式の数(第 3 号の機構加入者口座に係るものに限る。)
- (7) 当該直接口座管理機関が第 3 号の機構加入者口座について行うべき総株主報告の対象となる第 2 号の総株主通知対象銘柄である振替株式の数
- (8) その他機構が定める事項

(総株主報告)

第 148 条 直接口座管理機関は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項についての報告(以下「総株主報告」という。)をしなければならない。

- (1) 前条第 7 号の振替株式に係る通知株主等の氏名又は名称及び住所
- (2) 前号の通知株主等である株主の口座
- (3) 第 1 号の通知株主等である株主の有する振替株式(株主確定日において当該直接口座管理機関若しくはその下位機関の加入者の口座に記載若しくは記録がされたもの又は当該直接口座管理機関が行う特別株主管理事務若しくは信託財産名義管理事務に

係るものに限る。)の銘柄及び数

(4) 前号の振替株式についての記載又は記録がされている口座が第1号の通知株主等である株主の口座でない場合には、当該記載又は記録がされている口座(規則で定める場合を除く。)

(5) その他規則で定める事項

- 2 口座管理機関は、その直近上位機関から当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされている振替株式につき、前項又はこの項の報告のために必要な事項の報告を求められた場合には、速やかに、当該事項の報告をしなければならない。

(総株主通知)

第149条 機構は、前条の規定により報告を受けた内容並びにその備える振替口座簿、特別株主管理簿、登録株式質権者管理簿及び信託財産名義管理簿に記載されている内容に基づき、総株主通知対象銘柄である振替株式の発行者に対し、規則で定めるところにより、通知株主等である株主の氏名又は名称及び住所並びに株主確定日において当該株主の有する振替株式(当該株主確定日に係るものに限る。)の銘柄及び数その他の規則で定める事項(以下「総株主通知事項」という。)の通知(以下「総株主通知」という。)をする。

- 2 機構は、法第147条第1項又は第148条第1項の場合(振替機関等の超過記載又は記録に係る義務の全部又は一部が不履行となっている場合に限る。)において総株主通知をするときは、規則で定めるところにより、前項の総株主通知事項に加えて、株主確定日において通知株主等である株主の有する総株主通知対象銘柄である振替株式の数のうち法第147条第1項又は第148条第1項の規定により発行者に対抗することができないものの数を通知する。

(通知株主等の情報に変更が生じた場合の取扱い)

第150条 機構は、総株主通知事項のうち規則で定める事項について、株主確定日後において変更が生じた場合には、規則で定めるところにより、当該発行者に対し、その内容を通知する。

(発行者による総株主通知請求)

第151条 振替株式の発行者は、法第151条第8項の正当な理由がある場合には、規則で定めるところにより、機構に対し、総株主通知請求(同項の請求をいう。以下同じ。)をすることができる。

- 2 前項の請求をする発行者は、当該請求において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 株主確定日
 - (2) 総株主通知対象銘柄
 - (3) 総株主通知請求を行う理由
 - (4) その他規則で定める事項
- 3 第 1 項の請求に基づいて機構が行う総株主通知については、第 145 条から前条までの規定を準用する。

(株主確定日として指定することができない期間)

第 152 条 振替株式の発行者は、総株主通知事由又は総株主通知請求 (機構に通知されているものに限る。) に係る一の株主確定日の前後の規則で定める期間内の日を、前条第 2 項第 1 号の株主確定日として指定することはできない。ただし、機構が特に認める場合には、この限りでない。

第 2 款 外国人保有制限銘柄に関する名義書換拒否結果の通知

(外国人保有制限銘柄に関する名義書換拒否結果の通知)

第 153 条 総株主通知を受けた外国人保有制限銘柄の発行者は、当該総株主通知に係る通知株主等である株主の有する振替株式の数のうち株主名簿に記載又は記録をしない (以下「名義書換拒否」という。) があるときは、規則で定めるところにより、機構に対し、次に掲げる事項 (以下「名義書換拒否結果」という。) を通知しなければならない。

- (1) 名義書換拒否が行われた銘柄
 - (2) 株主名簿に記載又は記録をしない数
 - (3) 前号の数に係る株主 (以下「名義書換拒否対象株主」という。) の氏名又は名称及び住所
 - (4) 総株主通知に係る株主確定日
 - (5) 名義書換拒否対象株主について総株主通知で通知された数
 - (6) 前号の数のうち、名義書換拒否が行われた数
 - (7) その他機構が定める事項
- 2 前項の通知があった場合には、機構は、名義書換拒否対象株主である加入者の上位機関である直接口座管理機関又は当該名義書換拒否対象株主である機構加入者に対し、同項の規定により通知を受けた名義書換拒否結果 (当該名義書換拒否対象株主に係るものに限る。) その他の規則で定める事項を通知する。
- 3 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、名義書換拒否対象株主である加入者の直近上位機関でないときは、速やかに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、同項の規定により通知を受けた事項 (当該名義書換拒否対象株主に係るものに限る。) を通知しなければならない。

- 4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

第 17 節 個別株主通知に係る手続

(個別株主通知)

第 154 条 加入者は、少数株主権等の行使をしようとするときは、その直近上位機関に対し、機構に対する個別株主通知(法第 154 条第 3 項の通知をいう。以下同じ。)の申出(同項の申出をいう。以下同じ。)の取次ぎの請求(当該直近上位機関が機構である場合を除く。)又は個別株主通知の申出(当該直近上位機関が機構である場合に限る。)をしなければならない。

2 前項の請求をする加入者は、当該請求において、個別株主通知の対象とする振替株式の銘柄(以下この節において「個別株主通知対象銘柄」という。)その他の規則で定める事項を示さなければならない。

3 機構加入者が個別株主通知の申出をする場合には、規則で定めるところにより行わなければならない。

4 振替機関等は、その加入者から第 1 項の個別株主通知の申出の取次ぎの請求又は個別株主通知の申出を受けた場合には、速やかに、当該請求に係る受付番号(加入者からの個別株主通知の申出を特定するために、加入者から個別株主通知の申出の取次ぎの請求を受けた口座管理機関(以下「申出受付機関」という。)又は機構加入者から個別株主通知の申出を受けた機構が付番する番号をいう。以下この条において同じ。)を採番し、当該請求をした加入者(以下「申出株主」という。)に対し、次に掲げる事項を記載した受付票を交付しなければならない。

(1) 申出株主の氏名又は名称及び住所

(2) 振替機関等の名称

(3) 個別株主通知の申出の取次ぎの請求を受け付けた日(以下「申出受付日」という。)

(4) 受付番号

(5) 個別株主通知対象銘柄

(6) その他規則で定める事項

5 前項に規定する場合において、同項の振替機関等が間接口座管理機関である場合には、当該間接口座管理機関は、速やかに、その直近上位機関に対し、同項各号に掲げる事項(規則で定める事項を除く。)を示して、機構に対する個別株主通知の申出の取次ぎを委託しなければならない。

6 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合について準用する。

7 直接口座管理機関は、その直近下位機関から第 5 項(前項において準用する場合を

む。)の委託を受けたとき又はその加入者から個別株主通知の申出の取次ぎの請求を受けたときは、機構に対し、規則で定めるところにより、委託又は請求に際して示された事項その他の規則で定める事項を通知しなければならない。

8 機構は、直接口座管理機関から前項の通知を受けた場合又は機構加入者から個別株主通知の申出を受けた場合(規則で定める場合を除く。)には、次に掲げる者を申出株主の有する個別株主通知対象銘柄に関する情報の報告をすべき者(以下この節において「報告依頼先機関」という。)として特定するものとする。

(1) 申出株主の口座(規則で定めるものを除く。)を開設する口座管理機関(通知対象期間(個別株主通知の対象とする規則で定める期間をいう。以下この節において同じ。)中に申出株主の口座を廃止した者を含む。)

(2) 通知対象期間中において申出株主を株主とする振替株式(個別株主通知対象銘柄に限る。)についての第160条の担保株式の届出の記録がある場合の、当該記録における振替先口座を開設する口座管理機関(通知対象期間中に当該振替先口座を廃止した者を含む。)

(3) 申出株主が機構加入者である場合であって、当該機構加入者が通知対象期間中において他の機構加入者の担保専用口に記載がされた振替株式(当該機構加入者が特別株主であるものに限る。)についての特別株主管理事務の委託を受けた場合の、当該機構加入者

(4) 申出株主が信託財産名義に係るものであり、信託財産名義通知信託口の機構加入者が備える信託財産名義管理簿に当該信託財産名義についての記載又は記録がある場合の、当該機構加入者

9 機構は、前項の特定をした場合には、規則で定めるところにより、報告依頼先機関(報告依頼先機関が機構加入者でない場合には、当該報告依頼先機関の上位機関である直接口座管理機関)に対し、次に掲げる事項の通知をする。

(1) 個別株主通知対象銘柄

(2) 申出株主の氏名又は名称及び住所

(3) 申出株主の有する個別株主通知対象銘柄に関する情報を報告すべき口座(報告依頼先機関が前項第4号の機構加入者である場合には、同号の信託財産名義を含む。以下この節において「対象口座」という。)

(4) 報告期限日

(5) 通知対象期間

(6) その他規則で定める事項

10 機構は、第8項の特定をした場合には、申出受付機関(申出受付機関が機構加入者でないときは、その上位機関である直接口座管理機関)に対し、前項各号に掲げる事項及び発行者に対する個別株主通知の予定日を通知する。

11 第9項又は前項の通知を受けた直接口座管理機関は、報告依頼先機関又は申出受付機

関でないときは、速やかに、その直近下位機関のうち報告依頼先機関若しくは申出受付機関である者又は報告依頼先機関若しくは申出受付機関の上位機関である者に対し、これらの項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

12 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

13 第9項から第11項(前項において準用する場合を含む。)までに掲げる通知を受けた報告依頼先機関及び申出受付機関は、当該通知をした直近上位機関に対し、次に掲げる振替株式について、通知対象期間における対象日(通知対象期間中の一日をいう。以下この節において同じ。)ごとの振替口座簿、特別株主管理簿又は信託財産名義管理簿に記載又は記録がされた個別株主通知対象銘柄である振替株式の数並びに対象日において増加又は減少の記載又は記録がされたときは増加又は減少の別及びその数その他の規則で定める事項(以下「個別株主報告事項」という。)の通知(以下「個別株主報告」という。)をしなければならない。

(1) 対象口座が申出株主の口座である場合には、その保有欄に記載又は記録がされた個別株主通知対象銘柄である振替株式(特別株主管理簿に他の加入者を特別株主とする記載又は記録がされたもの及び第4号に掲げるものを除く。)

(2) 対象口座が申出株主以外の加入者の口座である場合には、その保有欄に記載又は記録がされた個別株主通知対象銘柄である振替株式のうち特別株主管理簿に申出株主を特別株主とする記載又は記録がされたもの

(3) 対象口座が申出株主以外の加入者の口座である場合には、その質権欄に記載又は記録がされた個別株主通知対象銘柄である振替株式のうち申出株主が株主として記載又は記録がされたもの

(4) 申出株主が信託財産名義に係るものである場合には、信託財産名義管理簿に記載又は記録がされた個別株主通知対象銘柄である振替株式のうち当該信託財産名義に係るもの

(5) 当該報告依頼先機関又は申出受付機関の加入者の口座(対象口座を除く。)において申出株主の有する個別株主通知対象銘柄である振替株式についての記載又は記録がある場合には、当該振替株式

14 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、その直近上位機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

15 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

16 報告依頼先機関若しくは申出受付機関又は第13項若しくは第14項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けた口座管理機関が機構加入者である場合には、機構に対するこれらの項の通知は、規則で定めるところにより行わなければならない。

17 前項の機構加入者は、通知対象期間においてその備える特別株主管理簿に準ずる帳簿

に記載又は記録がされた個別株主通知対象銘柄である振替株式の数のうちに申出株主を特別株主とするものがある場合には、同項の通知において、当該振替株式についての個別株主報告事項を通知しなければならない。

18 第9項から第11項(第12項において準用する場合を含む。)までに掲げる通知を受けた口座管理機関は、第13項又は第14項(第15項において準用する場合を含む。)の規定による個別株主報告事項の通知を第9項第4号の報告期限日までに行わなければならない。

19 機構は、第8項において特定した報告依頼先機関及び申出受付機関から第13項又は第14項(第15項において準用する場合を含む。)の規定による個別株主報告事項の通知を受けた場合には、発行者に対し、規則で定めるところにより、通知を受けた内容並びにその備える振替口座簿、特別株主管理簿及び信託財産名義管理簿に記載がされている内容に基づき、通知対象期間における対象日ごとの次に掲げる事項を通知する。

- (1) 個別株主通知対象銘柄
- (2) 申出株主の氏名又は名称及び住所
- (3) 申出受付日
- (4) 受付番号
- (5) 対象日
- (6) 対象日において申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数の増加又は減少の記載又は記録がされたときは、増加又は減少の別及びその数
- (7) 対象日において申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数
- (8) その他規則で定める事項

20 機構は、法第147条第1項又は第148条第1項の場合(振替機関等の超過記載又は記録に係る義務の全部又は一部が不履行となっている場合に限る。)において個別株主通知をするときは、規則で定めるところにより、前項各号に掲げる事項に加えて、同項第6号の数のうち法第147条第1項又は第148条第1項の規定により発行者に対抗することができないものの数の通知をする。この場合において、第13項又は第14項(第15項において準用する場合を含む。)の規定により通知をする者は、通知する振替株式の数のうち発行者に対抗することができないものの数を示さなければならない。

(個別株主通知を行った旨の通知)

第155条 機構は、個別株主通知をした日において、報告依頼先機関(規則で定める者を除く。)又は申出受付機関(報告依頼先機関又は申出受付機関が機構加入者でないときは、その上位機関である直接口座管理機関)に対し、規則で定めるところにより、個別株主報告事項及び個別株主通知をした日を通知する。

2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた直接口座管理機関は、報告依頼先機関又は申出受付機関でないときは、速やかに、その直近下位機関のうち報告依頼先機関

若しくは申出受付機関である者又はその報告依頼先機関又は申出受付機関の上位機関である者に対し、前項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

- 3 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 4 第1項又は第2項(前項において準用する場合を含む。)の通知があった場合には、当該通知を受けた報告依頼先機関又は申出受付機関は、遅滞なく、申出株主に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。
 - (1) 個別株主通知をした旨
 - (2) 個別株主通知の通知日
 - (3) 当該報告依頼先機関又は申出受付機関の個別株主報告事項
- 5 前項の規定は、申出株主が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合において、機構が当該申出株主に対して行う書面の交付について準用する。
 - (1) 機構加入者
 - (2) 機構加入者の質権口又は質権信託口に記録された質権株式の株主
 - (3) 機構の備える特別株主管理簿に記録された特別株主
 - (4) 機構の備える信託財産名義管理簿に登録された信託財産名義

第18節 発行者による情報提供請求に関する取扱い

(発行者による情報提供請求)

第156条 振替株式の発行者は、法第277条後段の正当な理由があるときは、機構を經由して、振替機関等に対し、振替機関等が備える振替口座簿に記載又は記録がされている事項のうち当該発行者の発行する振替株式に係る事項に関する情報の提供を請求することができる。

- 2 前項の請求により提供される情報は、次の各号に掲げるものに区分する。
 - (1) 機構及び請求取次先機関(次条第3項に定める請求取次先機関をいう。)が備える振替口座簿、特別株主管理簿(特別株主管理簿に準ずる帳簿を含む。次号において同じ。)及び信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている事項に係るもの(以下この節において「全部情報」という。)
 - (2) 機構及び請求取次先機関(第158条第3項に規定する請求取次機関をいう。)が備える振替口座簿、特別株主管理簿及び信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている事項(規則で定める事項を除く。)に係るもの(以下この節において「部分情報」という。)
- 3 第1項の請求に係る請求取次先機関(次条第3項に規定する請求取次先機関又は第158条第3項に規定する請求取次機関をいう。)は、同項の発行者に対し、機構を通じて当該請求に係る費用を請求することができる。

- 4 前項の費用の請求を受けた発行者は、当該費用の支払いについては、機構を通じて行うものとする。

(全部情報の提供)

第 157 条 振替株式の発行者は、全部情報の提供を請求する場合には、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- (1) 請求の対象とする振替株式の銘柄(以下この節において「対象銘柄」という。)
 - (2) 請求の対象とする株主又は株主と推定される特定の者(以下この節において「対象加入者」という。)の氏名若しくは名称及び住所又はこれに相当する情報として規則で定める事項
 - (3) 請求の対象とする期間(以下この節において「請求対象期間」という。)
 - (4) 請求の理由
 - (5) その他規則で定める事項
- 2 前項に規定する場合において、同項第 4 号の請求の理由が規則で定めるものであるときは、発行者は、同項第 2 号の対象加入者の氏名又は名称及び住所の通知に代えて、対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所の一部として規則で定める事項を含む内容を通知することにより、機構に対象加入者を特定させることができる。
- 3 第 1 項の通知があった場合には、機構は、次に掲げる者を情報の提供をすべき者(以下この条において「請求取次先機関」という。)として特定するものとする。
- (1) 対象加入者の口座を開設する口座管理機関(請求対象期間中に対象加入者の口座を廃止した者を含む。)
 - (2) 請求対象期間中において対象加入者を株主とする振替株式(対象銘柄に限る。)についての第 160 条の担保株式の届出の記録がある場合の、当該記録における振替先口座を開設する口座管理機関(請求対象期間中に当該振替先口座を廃止した者を含む。)
 - (3) 対象加入者が機構加入者である場合であって、当該機構加入者が請求対象期間中において他の機構加入者の担保専用口に記載がされた振替株式(当該機構加入者が特別株主であるものに限る。)についての特別株主管理事務の委託を受けた場合の、当該機構加入者
 - (4) 対象加入者が信託財産名義に係るものであり、信託財産名義通知信託口の機構加入者が備える信託財産名義管理簿に当該信託財産名義についての記載又は記録がある場合の、当該機構加入者
- 4 機構は、前項の特定をした場合には、規則で定めるところにより、請求取次先機関(請求取次先機関が機構加入者でない場合には、当該請求取次先機関の上位機関である直接口座管理機関)に対し、次に掲げる事項を通知する。
- (1) 対象銘柄
 - (2) 対象加入者の氏名又は名称及び住所

- (3) 対象加入者の有する対象銘柄に関する情報を提供すべき口座（請求取次先機関が前項第 4 号の機構加入者である場合には、同号の信託財産名義を含む。以下この節において「対象口座」という。）
 - (4) 情報提供期限日
 - (5) 請求対象期間
 - (6) 請求の理由
 - (7) その他規則で定める事項
- 5 前項の通知を受けた直接口座管理機関は、請求取次先機関でないときは、速やかに、その直近下位機関のうち請求取次先機関である者又は請求取次先機関の上位機関である者に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。
- 6 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 7 第 4 項又は第 5 項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けた請求取次先機関は、当該通知をした直近上位機関に対し、次に掲げる振替株式について、請求対象期間における対象日（請求対象期間中の一日をいう。以下この条において同じ。）ごとの振替口座簿、特別株主管理簿又は信託財産名義管理簿に記載又は記録がされた対象銘柄である振替株式の数並びに対象日において増加又は減少の記載又は記録がされたときは増加又は減少の別及びその数その他の規則で定める事項（以下この条において「振替口座簿記録事項全部情報」という。）を通知しなければならない。
- (1) 対象口座が対象加入者の口座である場合には、その保有欄に記載又は記録がされた対象銘柄である振替株式（特別株主管理簿に他の加入者を特別株主とする記載又は記録がされたもの及び第 4 号に掲げるものを除く。）
 - (2) 対象口座が対象加入者以外の加入者の口座である場合には、その保有欄に記載又は記録がされた対象銘柄である振替株式のうち特別株主管理簿に対象加入者を特別株主とする記載又は記録がされたもの
 - (3) 対象口座が対象加入者以外の加入者の口座である場合には、その質権欄に記載又は記録がされた対象銘柄である振替株式のうち対象加入者が株主として記載又は記録がされたもの
 - (4) 対象加入者が信託財産名義に係るものである場合には、信託財産名義管理簿に記載又は記録がされた対象銘柄である振替株式のうち当該信託財産名義に係るもの
 - (5) 当該請求取次先機関の加入者の口座（対象口座を除く。）において対象加入者の有する対象銘柄である振替株式についての記載又は記録がある場合には、当該振替株式
- 8 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、その直近上位機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。
- 9 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

- 10 請求取次先機関又は第7項若しくは第8項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けた口座管理機関が機構加入者である場合には、機構に対するこれらの項の通知は規則で定めるところにより行わなければならない。
- 11 前項の機構加入者は、請求対象期間においてその備える特別株主管理簿に準ずる帳簿に記載又は記録がされた対象銘柄である振替株式の数のうちに対象加入者を特別株主とするものがある場合には、同項の通知において、当該振替株式についての振替口座簿記録事項全部情報を通知しなければならない。
- 12 第4項又は第5項(第6項において準用する場合を含む。)の通知を受けた口座管理機関は、第7項又は第8項(第9項において準用する場合を含む。)の規定による振替口座簿記録事項全部情報の通知を第4項第4号の情報提供期限日までに行わなければならない。
- 13 機構は、第3項において特定したすべての請求取次先機関から第7項又は第8項(第9項において準用する場合を含む。)の規定による振替口座簿記録事項全部情報の通知を受けた場合には、発行者に対し、通知を受けた内容並びにその備える振替口座簿、特別株主管理簿及び信託財産名義管理簿に記載がされた内容に基づき、規則で定めるところにより、請求対象期間における対象日ごとの次に掲げる事項を通知する。
 - (1) 対象銘柄
 - (2) 対象加入者の氏名又は名称及び住所
 - (3) 対象日
 - (4) 対象日において対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数の増加又は減少の記載又は記録がされたときは、増加又は減少の別及びその数
 - (5) 対象日において対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数
 - (6) その他規則で定める事項

(部分情報の提供)

第158条 振替株式の発行者は、部分情報の提供を請求する場合には、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 対象銘柄
 - (2) 対象加入者の氏名若しくは名称及び住所又はこれに相当する情報として規則で定める事項
 - (3) 請求の理由
 - (4) その他規則で定める事項
- 2 前項に規定する場合において、同項第3号の請求の理由が規則で定めるものであるときは、発行者は、同項第2号の対象加入者の氏名又は名称及び住所の通知に代えて、対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所の一部として規則で定める事項を含む内容を通知することにより、機構に対象加入者を特定させることができる。

- 3 第1項の通知があった場合には、機構は、次に掲げる者を情報の提供をすべき者（以下この条において「請求取次先機関」という。）として特定するものとする。
- (1) 対象加入者の口座を開設する直接口座管理機関
 - (2) 対象加入者を株主とする振替株式（対象銘柄に限る。）についての第160条の担保株式の届出の記録がある場合の、当該記録における振替先口座を開設する直接口座管理機関
 - (3) 対象加入者が機構加入者である場合であって、当該機構加入者が他の機構加入者の担保専用口に記載がされた振替株式（当該機構加入者が特別株主であるものに限る。）についての特別株主管理事務の委託を受けている場合の、当該機構加入者
 - (4) 対象加入者が信託財産名義に係るものであり、信託財産名義通知信託口の機構加入者が備える信託財産名義管理簿に当該信託財産名義についての記載又は記録がある場合の、当該機構加入者
- 4 機構は、前項の特定をした場合には、規則で定めるところにより、請求取次先機関に対し、次に掲げる事項を通知する。
- (1) 対象銘柄
 - (2) 対象加入者の氏名又は名称及び住所
 - (3) 対象口座
 - (4) 請求の理由
 - (5) その他規則で定める事項
- 5 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた請求取次先機関は、原則として通知を受けた日において、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる振替株式について、対象日（同項の通知を受けた日の前営業日をいう。以下この条において同じ。）の振替口座簿、特別株主管理簿又は信託財産名義管理簿に記載又は記録がされた振替株式の数その他の規則で定める事項（以下この条において「振替口座簿記録事項部分情報」という。）を通知しなければならない。
- (1) 対象口座が対象加入者の口座である場合には、その保有欄に記載又は記録がされた対象銘柄である振替株式（特別株主管理簿に他の加入者を特別株主とする記載又は記録がされたもの及び第4号に掲げるものを除く。）
 - (2) 対象口座が対象加入者以外の加入者の口座である場合には、その保有欄に記載又は記録がされた対象銘柄である振替株式のうち特別株主管理簿に対象加入者を特別株主とする記載又は記録がされたもの
 - (3) 対象口座が対象加入者以外の加入者の口座である場合には、その質権欄に記載又は記録がされた対象銘柄である振替株式のうち対象加入者が株主として記載又は記録がされたもの
 - (4) 対象加入者が信託財産名義に係るものである場合には、信託財産名義管理簿に記載又は記録がされた対象銘柄である振替株式のうち当該信託財産名義に係るもの

- (5) 当該請求取次先機関の加入者の口座(対象口座を除く。)において対象加入者の有する対象銘柄である振替株式についての記載又は記録がある場合には、当該振替株式
- 6 請求取次先機関は、その備える特別株主管理簿に準ずる帳簿に記載又は記録がされた対象銘柄である振替株式のうちに対象加入者を特別株主とするものがある場合には、前項の規定による振替口座簿記録事項部分情報の通知において、当該振替株式についての振替口座簿記録事項部分情報を通知しなければならない。
- 7 機構は、第3項において特定したすべての請求取次先機関から第5項の規定による振替口座簿記録事項部分情報の通知を受けた場合には、発行者に対し、規則で定めるところにより、通知を受けた内容及び並びにその備える振替口座簿、特別株主管理簿及び信託財産名義管理簿に記載がされている内容に基づき、次に掲げる事項を通知する。
- (1) 対象銘柄
 - (2) 対象加入者の氏名又は名称及び住所
 - (3) 対象日
 - (4) 対象日において対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数
 - (5) その他規則で定める事項

第19節 担保株式に関する取扱い

(担保株式の届出)

- 第159条 振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者は、機構に対し、当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保株式(質権株式又は担保の目的で譲り渡された振替株式(特別株主の申出のあるものに限る。))をいう。以下同じ。)に関する届出(以下「担保株式の届出」という。)をすることができる。
- 2 加入者は、担保株式の届出をしようとする場合には、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を示して、機構に対する担保株式の届出の取次ぎの請求(当該直近上位機関が機構である場合の機構に対する担保株式の届出を含む。以下同じ。)をしなければならない。
- (1) 振替元口座の加入者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 振替先口座の加入者の氏名又は名称及び住所
 - (3) 担保株式の株主である加入者の氏名又は名称
 - (4) 担保株式の銘柄
 - (5) 振替日
 - (6) その他規則で定める事項
- 3 前項の規定にかかわらず、機構加入者が第1項の届出をする場合には、規則で定めるところにより行わなければならない。
- 4 加入者から第2項の担保株式の届出の取次ぎの請求を受けた口座管理機関が間接口座

管理機関である場合には、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、第2項各号に掲げる事項を示して、当該担保株式の届出の取次ぎを委託しなければならない。

- 5 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合について準用する。
- 6 直接口座管理機関は、その加入者から担保株式の届出の取次ぎの請求を受けた場合又はその直近下位機関から第4項(前項において準用する場合を含む。)の委託を受けた場合には、機構に対し、規則で定めるところにより、第2項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 7 第2項の取次ぎの請求がされた担保株式の届出は、前項の規定による通知がされたときに効力を生じるものとする。

(機構における記録)

第160条 機構は、加入者から担保株式の届出を受けた場合には、担保株式届出記録簿(担保株式の届出の内容を記録するための機構が備える帳簿をいう。)に当該届出における担保株式の株主に係る情報として、規則で定めるところにより、通知された事項の記録(以下「担保株式の届出の記録」という。)をする。

- 2 機構は、その備える担保株式届出記録簿に記録がされている事項に変更が生じたことを知った場合には、直ちに、当該担保株式届出記録簿にその記録をする。
- 3 機構は、その備える担保株式届出記録簿に記録がされている事項に誤りがあることが明らかとなった場合には、直ちに、当該記録の訂正をする。

(担保株式の届出の記録の解除の届出)

第161条 担保株式の届出の記録における振替元口座の加入者又は振替先口座の加入者は、当該記録に係る担保株式についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保株式の数についての記載又は記録がなくなったときは、遅滞なく、機構に対し、担保株式の届出の記録の解除の届出をしなければならない。

- 2 前項の担保株式の届出の記録の解除の届出については、担保株式の届出に関する第159条の規定を準用する。

(機構における記録の抹消)

第162条 機構は、前条の規定により加入者から担保株式の記録の解除の届出を受けた場合には、当該届出に係る担保株式の届出の記録を抹消する。

(総株主報告を受けた場合における特例)

第163条 機構は、直接口座管理機関(第147条第1項の直接口座管理機関をいう。)から総株主報告を受けた場合であって次の各号に掲げるときは、当該各号に定める措置を執

る。

- (1) 当該総株主報告に基づき、担保株式の届出の記録における振替先口座に担保株式の株主の有する振替株式の記載又は記録がないことが判明したとき 当該担保株式の届出の記録の抹消
- (2) 当該総株主報告に基づき、担保株式についての担保株式の届出がされていないことが判明したとき 当該担保株式についての担保株式の届出の記録

第20節 外国人保有制限銘柄についての期中公表に関する取扱い

(外国人直接保有比率等の期中公表)

第164条 機構は、毎営業日において、規則で定めるところにより、外国人保有制限銘柄ごとに、直接外国人である株主が有する当該銘柄の振替株式の数の合計数(以下「外国人直接保有株式総数」という。)の機構の備える振替口座簿に記録された当該銘柄の振替株式の数に対する割合(以下「外国人直接保有比率」という。)その他の規則で定める事項の公表をする。

2 前項の外国人保有制限銘柄ごとの外国人直接保有株式総数は、次に掲げる数の合計数とする。

- (1) 算出日(前項の公表(以下この章において「期中公表」という。)をする日をいう。以下同じ。)において次条の規定により直接口座管理機関及び機構加入者から報告を受けた当該銘柄についての外国人直接保有株式数
- (2) 算出日の前営業日において直接口座管理機関の外国人株式記録口に記録がされていた当該銘柄の振替株式の数
- (3) 算出日の前営業日において機構加入者口座の自己口(担保専用口を除く。)に記録がされていた当該銘柄の振替株式の数のうち直接外国人である株主が有する数

(直接口座管理機関による報告)

第165条 直接口座管理機関及び機構加入者(規則で定める者に限る。)は、毎営業日において、機構に対し、規則で定めるところにより、外国人保有制限銘柄ごとに、当該直接口座管理機関の加入者又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされている当該銘柄の振替株式の数その他規則で定める当該銘柄の振替株式の数のうち直接外国人である株主が有する数(以下「外国人直接保有株式数」という。)の合計数を報告しなければならない。

2 口座管理機関は、その直近上位機関から、当該口座管理機関の加入者又その下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされた当該銘柄の振替株式につき、前項の報告をするために必要な事項の報告を求められたときは、速やかに、当該事項を報告しなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、直接口座管理機関は、その外国人株式記録口に記録がされた振替株式については、外国人直接保有株式数の合計数の報告は行わないものとする。

第21節 配当金に関する取扱い

(口座管理機関による届出)

第166条 口座管理機関は、機構加入者口座(顧客口であるものに限る。)の開設を受けたとき又は第26条第2項の規定による承認を受けたときに、規則で定めるところにより、機構に対し、株式数比例配分方式(加入者が発行者から支払われる配当金(剰余金の配当(配当財産が金銭であるものに限る。))その他の一定の日の株主に対して交付される金銭であって機構が規則で定めるものをいう。以下同じ。)の受領をその直近上位機関に委託し、発行者は当該委託に基づいて、加入者の直近上位機関が当該加入者のために開設する口座に記載又は記録がされた振替株式の数(当該発行者に係るものに限る。)に応じて当該直近上位機関に対して配当金の支払いを行うことにより、加入者が配当金を受領する方法をいう。以下同じ。)の取扱いに関する届出をしなければならない。

- 2 前項の届出をする口座管理機関は、当該届出において、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領を受託するか否かの別
- (2) 加入者の配当金の受領を受託する旨の届出をする場合には、当該配当金の受領に係る当該口座管理機関の金融機関預金口座(以下「口座管理機関配当金受領口座」という。)を開設する金融機関の名称その他の規則で定める事項
- (3) 加入者の配当金の受領を受託しない旨の届出をする場合には、その理由

- 3 機構は、口座管理機関から株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領を受託しない旨の届出があった場合において、前項第3号の理由が正当であると認められないときは、当該届出を不受理とすることができる。

- 4 機構は、株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領を受託しない旨の届出を受理したときは、すべての口座管理機関に対し、当該届出をした口座管理機関(以下「株式数比例配分方式非取扱機関」という。)の名称及び当該届出に係る顧客口その他の規則で定める事項を通知する。

- 5 口座管理機関(株式数比例配分方式非取扱機関を除く。次項及び第7項において同じ。)は、加入者からの第25条第27号に係る同意の取得、加入者に代理して受領した配当金相当額の加入者への受渡し及び配当金相当額の入金時における速やかな入金確認等について、所要の体制整備を行わなければならない。

- 6 口座管理機関は、加入者の同意がある場合には、当該加入者から委託を受けた株式数比例配分方式に基づく配当金の受領に係る事務を他の者に再委託することができる。

- 7 前項の再委託をしようとする口座管理機関は、第1項の届出の際に、機構に対し、そ

の旨及び当該再委託に係る再委託先の名称その他の規則で定める事項の届出をしなければならない。

- 8 前各項の規定は、口座管理機関が第1項又は前項の届出の内容を変更しようする場合について準用する。

(発行者によるゆうちょ銀行の口座の指定可否に係る届出)

第167条 振替株式の発行者は、株主が株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座を配当金の振込先として指定することを認めるものとしたときは、速やかに、機構に対し、規則で定めるところにより、その旨及び変更日を届け出なければならない。

- 2 機構は、振替株式の発行者から前項の届出を受けたときは、規則で定めるところにより、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、その旨を通知する。
- 3 前2項の規定は、振替株式の発行者が、株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座を配当金の振込先として指定することを認めないものとした場合について準用する。

(加入者による配当金振込指定の取次ぎの請求)

第168条 加入者は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座(振替株式の発行者が、株主が株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座を配当金の振込先として指定することを認めている場合に限る。)への振込みの方法により配当金を受領しようとする場合(当該加入者が登録株式質権者として質権株式に係る配当金を受領しようとする場合を除く。)には、その直近上位機関に対し、振替株式の発行者に対する配当金振込指定(会社法第457条第1項の場所として、加入者が金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座を発行者に対して指定することをいう。以下同じ。)の取次ぎを請求することができる。

- 2 加入者は、登録配当金受領口座方式(加入者がその直近上位機関を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座(以下「登録配当金受領口座」という。)への振込みにより、当該加入者が保有するすべての銘柄の配当金を受領する方法をいう。以下同じ。)又は株式数比例配分方式を利用しようとする場合には、その直近上位機関に対し、その旨を示して前項の配当金振込指定の取次ぎの請求をしなければならない。
- 3 第1項の配当金振込指定の取次ぎの請求をする加入者は、当該請求において、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 加入者の氏名又は名称及び住所

(2) 配当金振込指定の単純取次ぎ(次号又は第4号に該当する場合以外の配当金振込指定の取次ぎをいう。以下同じ。)を請求するときは、配当金振込指定の対象となる振替株式の銘柄及び配当金の振込先の口座(以下この節において「振込先口座」という。)として指定する金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座に関する規則で定める事項

- (3) 登録配当金受領口座方式を利用しようとするときは、その旨及び登録配当金受領口座として指定する金融機関預金口座に関する規則で定める事項
- (4) 株式数比例配分方式を利用しようとするときは、その旨
- 4 機構加入者は、第1項の配当金振込指定の取次ぎの請求を、規則で定めるところにより行わなければならない。
- 5 登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式を現に利用している加入者は、第3項第2号に規定する配当金振込指定の単純取次ぎを請求することはできない。
- 6 次に掲げる者は、株式数比例配分方式を利用することができない。
 - (1) 株式数比例配分方式非取扱機関の加入者
 - (2) 機構加入者
 - (3) 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式(当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。)の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法第223条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者
- 7 加入者から第1項の配当金振込指定の取次ぎの請求があった場合には、当該請求を受けた振替機関等は、第9項から第12項までに掲げるところにより、発行者に対し、当該配当金振込指定を取り次がなければならない。
- 8 前項の規定にかかわらず、振替機関等は、その加入者から配当金振込指定の単純取次ぎの請求を受けた場合であって、現に当該加入者の口座の保有欄に当該加入者の指定する振替株式の銘柄に係る数の記録がないとき(規則で定める場合を除く。)は、当該配当金振込指定を取り次がないことができる。
- 9 第1項の配当金振込指定の取次ぎの請求を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、遅滞なく、その直近上位機関に対し、当該配当金振込指定の取次ぎを委託しなければならない。
- 10 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合について準用する。
- 11 直接口座管理機関は、その加入者から第1項の配当金振込指定の取次ぎの請求を受けたとき又はその直近下位機関から第9項(前項において準用する場合を含む。)の委託を受けたときは、規則で定めるところにより、機構に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。
 - (1) 配当金振込指定の対象となる振替株式の銘柄(第3号の配当金振込指定方式が配当金振込指定の単純取次ぎであるものに限る。)
 - (2) 配当金振込指定を行う加入者の氏名又は名称及び住所
 - (3) 配当金振込指定方式(配当金振込指定の単純取次ぎ、登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式の別をいう。以下同じ。)
 - (4) 振込先口座又は登録配当金受領口座に係る規則で定める事項(前号の配当金振込

指定方式が配当金振込指定の単純取次ぎ又は登録配当金受領口座方式であるものに限る。)

(5) その他規則で定める事項

12 機構は、機構加入者から第1項の配当金振込指定の取次ぎの請求を受けたとき又は直接口座管理機関から前項の通知を受けたときは、当該請求又は通知における配当金振込指定方式に応じて、規則で定めるときに、発行者に対し、次に掲げる事項を通知する。

(1) 配当金振込指定を行う加入者の氏名又は名称及び住所

(2) 振込先口座又は登録配当金受領口座に係る規則で定める事項(前項第3号の配当金振込指定方式が配当金振込指定の単純取次ぎ又は登録配当金受領口座方式であるものに限る。)

(3) その他規則で定める事項

13 第1項の配当金振込指定は、前項の通知がされたときに発行者に到達したものとみなす。

14 機構は、直接口座管理機関から第11項の通知を受けた場合であって、同項第3号の配当金振込指定方式が登録配当金受領口座方式若しくは株式数比例配分方式であるとき又は機構加入者から登録配当金受領口座方式の利用を内容とする第1項の配当金振込指定の取次ぎの請求を受けたときは、当該配当金振込指定を行った加入者に係る情報として、加入者情報登録簿にその内容を登録する。

15 機構は、前項の登録を行った場合であって、当該配当金振込指定を行った加入者が当該配当金振込指定の取次ぎの請求を行った振替機関等以外の口座管理機関から口座の開設を受けているときは、当該口座管理機関に対し、当該加入者に係る配当金振込指定方式(配当金振込指定の単純取次ぎである場合を除く。)を通知する。この場合において、当該通知(当該加入者に係る配当金振込指定方式が株式数比例配分方式である場合に限る。)を受けた口座管理機関は、当該加入者から株式数比例配分方式に基づく配当金の受領の委託を受けたものとして取り扱うものとする。

(加入者による配当金振込指定内容の変更の取次ぎの請求)

第169条 加入者は、前条の規定により配当金振込指定を行った場合であって、当該配当金振込指定の内容の変更又は取消しをするときは、その直近上位機関に対し、発行者に対する配当金振込指定の内容の変更又は取消しの取次ぎの請求をしなければならない。

2 前条第2項から第15項までの規定は、前項の請求について準用する。

3 前項において準用する前条第15項前段の通知(加入者に係る配当金振込指定方式が株式数比例配分方式から他の方式への変更又は株式数比例配分方式の取消しを内容とする場合に限る。)があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、当該加入者から株式数比例配分方式に基づく配当金の受領に係る事務の委託の解除があったものとして取り扱うものとする。

(配当金支払予定額の通知)

第 170 条 振替株式の発行者は、株主ごとの配当金支払予定額の確定後、配当金支払開始日前の規則で定める日までに、規則で定めるところにより、機構に対し、株式数比例配分方式を利用して配当金を受領する株主に係る次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 配当基準日 (配当金の割当ての基準日をいう。以下同じ。)
- (2) 配当金の支払いの対象となる振替株式の銘柄
- (3) 株式数比例配分方式による配当金の支払いの対象となる株主の氏名又は名称及び住所
- (4) 前号の株主ごとの源泉徴収税額控除後の配当金支払予定額
- (5) 配当金支払開始日 (配当金の支払いを開始する日をいう。以下同じ。)

2 前項の通知があった場合には、機構は、規則で定めるところにより、株式数比例配分方式を利用して配当金を受領する株主の口座を開設する口座管理機関ごとに、当該口座管理機関がその加入者からの委託に基づいて受領すべき配当金相当額 (以下「配当金受払予定額」という。) を算出し、振替株式の発行者に対し、次に掲げる事項を通知する。

- (1) 配当基準日
- (2) 配当金の支払いの対象となる振替株式の銘柄
- (3) 口座管理機関配当金受領口座に係る規則で定める事項
- (4) 口座管理機関配当金受領口座ごとの配当金受払予定額
- (5) 配当金支払開始日
- (6) その他機構が定める事項

3 機構は、第 1 項の通知により通知を受けた同項第 5 号の配当金支払開始日前の規則で定める日において、規則で定めるところにより、同項第 3 号の株主の口座を開設する口座管理機関 (当該口座管理機関が直接口座管理機関でないときは、その上位機関である直接口座管理機関) に対し、次に掲げる事項の通知をする。

- (1) 配当基準日
- (2) 配当金の支払いの対象となる振替株式の銘柄
- (3) 配当金の支払いの対象となる株主の氏名又は名称及び住所
- (4) 前号の株主からの委託に基づいて口座管理機関が発行者から受領する配当金相当額
- (5) 配当金支払開始日
- (6) その他規則で定める事項

4 前項の通知があった場合であって、同項の通知を受けた直接口座管理機関が同項第 3 号の株主の直近上位機関でないときは、当該直接口座管理機関は、速やかに、その直近下位機関のうち当該株主の直近上位機関であるもの又はその上位機関であるものに対

し、同項の規定により通知を受けた事項の通知をしなければならない。

5 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

6 発行者は、機構から通知を受けた第2項に掲げる事項の内容に従い、口座管理機関配当金受領口座あての振込みにより、株式数比例配分方式による配当金の支払いの対象となる株主の配当金を支払わなければならない。

第22節 振替株式の取扱廃止時の取扱い

(振替機関等における振替口座簿の記載又は記録の抹消)

第171条 振替機関等は、規則で定めるところにより、取扱廃止日において、その備える振替口座簿中の取扱いを廃止する振替株式についての記載又は記録がされている口座において、当該振替株式の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

第23節 振替株式の内容の提供

(振替株式の内容の提供)

第172条 次の各号に掲げる通知があった場合には、機構は、当該通知に係る振替株式の銘柄について、規則で定める方法により、加入者が当該各号に定める事項を知ることができるようにする措置を執る。

- (1) 第49条第1項の通知 同項第9号に掲げる事項
- (2) 第51条第1項の通知 同項第9号に掲げる事項
- (3) 第52条第14項の通知 同条第2項の新規記録情報その他の規則で定める事項
- (4) 第80条第1項の通知 第80条第1項第7号に掲げる事項
- (5) 第92条第1項の通知 第92条第1項第7号に掲げる事項
- (6) 第94条第1項の通知 同項第5号に掲げる事項

第4章 振替新株予約権付社債の振替等に関する取扱い

第1節 振替口座簿とその記録事項等

(振替口座簿の記載事項又は記録事項)

第173条 振替新株予約権付社債に係る振替口座簿(以下この章において単に「振替口座簿」という。)は加入者の口座ごとに区分する。

2 振替口座簿中の自己口には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (1) 加入者の氏名又は名称及び住所

- (2) 振替新株予約権付社債の銘柄（法第 194 条第 3 項第 2 号に規定する銘柄をいう。以下この章及び第 288 条において同じ。）
 - (3) 振替新株予約権付社債の銘柄ごとの数（次号に掲げるものを除く。）
 - (4) 加入者が質権者であるときは、その旨、質権の目的である振替新株予約権付社債（以下「質権新株予約権付社債」という。）の銘柄ごとの数、当該数のうち新株予約権付社債権者ごとの数並びに当該新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項
 - (5) 加入者が信託の受託者（以下この節において単に「受託者」という。）であるときは、その旨及び前 2 号の数のうち信託財産であるものの数
 - (6) 加入者が外国人保有制限銘柄の外国人等であるときは、その旨
 - (7) 差押命令等により処分の制限がされた場合においては、その旨の表示及び当該差押命令等が送達された年月日
 - (8) 第 3 号又は第 4 号の数の増加又は減少の記載又は記録がされたときは、増加又は減少の別、その数及び当該記載又は記録がされた日
 - (9) 加入者の口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債についての権利を当該加入者が取得した日と当該振替新株予約権付社債について当該加入者の口座に増加の記載又は記録をした日が異なるときは、その取得した日
 - (10) 振替により振替新株予約権付社債についての権利の移転を受けた加入者の口座に当該振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録をした日と、当該振替新株予約権付社債について権利を移転した加入者（規則で定める者に限る。）の口座に当該振替新株予約権付社債についての減少の記載又は記録がされた日が異なるときは、その減少の記載又は記録がされた日
 - (11) その他規則で定める事項
- 3 振替口座簿中の顧客口には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
- (1) 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項
 - (2) 振替新株予約権付社債の銘柄ごとの数
 - (3) その他規則で定める事項
- 4 機構が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記録する。
- (1) 振替新株予約権付社債の銘柄
 - (2) 振替新株予約権付社債の銘柄ごとの数
 - (3) その他規則で定める事項

（振替口座簿の記載又は記録の変更又は訂正）

第 174 条 振替機関等は、その備える振替口座簿に記載又は記録がされている事項に変更が生じたことを知った場合には、直ちに、当該振替口座簿にその記載又は記録をしなければ

ればならない。

- 2 振替機関等は、その備える振替口座簿に記載又は記録がされている事項に誤りがあることが明らかとなった場合には、直ちに、当該記載又は記録の訂正をしなければならない。

(受託者による信託の記録の申請等)

第 175 条 受託者である加入者は、その直近上位機関に対し、当該受託者の口座（顧客口を除く。）に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債について、第 173 条第 2 項第 5 号に掲げる事項の記載又は記録（以下この章において「信託の記載又は記録」という。）を申請することができる。

- 2 前項の申請をする加入者は、次に掲げる事項を示さなければならない。
 - (1) 受託者の口座
 - (2) 当該申請に係る振替新株予約権付社債の銘柄及び数
 - (3) 第 1 号の口座において信託の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別
- 3 第 1 項の場合においては、信託の受益者（以下この節において単に「受益者」という。）又は信託の委託者（以下この節において単に「委託者」という。）は、受託者に代位して信託の記載又は記録を申請することができる。
- 4 受益者又は委託者は、前項の規定による申請をするときは、当該申請において、受託者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る振替新株予約権付社債についての権利が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならない。
- 5 振替機関等は、第 1 項の申請（第 3 項の規定により受託者に代位して行われたものを含む。）を受けたときは、第 2 項の規定により示された内容に従い、信託の記載又は記録をしなければならない。
- 6 機構加入者が第 1 項に規定する申請をする場合には、規則で定めるところにより行わなければならない。

(受託者又は受益者による信託の記録の抹消の申請等)

第 176 条 振替新株予約権付社債についての権利を固有財産に帰属させることにより当該振替新株予約権付社債についての権利が信託財産に属しないこととなる場合には、受託者及び受益者は、受託者の直近上位機関に対し、信託の記載又は記録の抹消を申請することができる。

- 2 前項の申請をする者は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。
 - (1) 受託者の口座
 - (2) 当該申請に係る振替新株予約権付社債の銘柄及び数

(3) 第 1 号の口座において信託の記載又は記録の抹消がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

- 3 第 1 項の受益者は、同項の規定による申請に際し、申請の原因を示し、かつ、当該申請の原因及び自己が受益者である旨を証明する資料を提出しなければならない。
- 4 機構加入者が第 1 項に規定する申請をする場合には、規則で定めるところにより行わなければならない。

(機構における取扱い)

第 177 条 この節に定めるもののほか、機構加入者の区分口座における振替新株予約権付社債の数の記録に関する取扱いについては、規則で定める。

第 2 節 銘柄情報の通知及び変更に関する取扱い

(銘柄情報の通知)

第 178 条 発行者が振替新株予約権付社債を発行する場合には、発行代理人は、機構に対し、規則で定めるところにより、振替新株予約権付社債の銘柄に関する情報として次に掲げる事項(以下「銘柄情報」という。)の通知をしなければならない。

- (1) 振替新株予約権付社債の銘柄
 - (2) 払込日
 - (3) 各社債の金額
 - (4) 発行総額
 - (5) 利率の変動の有無の別
 - (6) 利払日
 - (7) 利率
 - (8) 償還期日
 - (9) 償還価額
 - (10) 新株予約権の総数
 - (11) 新株予約権の行使期間開始日
 - (12) 新株予約権の行使期間終了日
 - (13) 新株予約権の発行価額
 - (14) 新株予約権を行使した場合に生じた端数についての取扱い
 - (15) その他規則で定める事項
- 2 前項の通知があった場合には、機構は、機構加入者、間接口座管理機関、発行代理人及び支払代理人に対し、機構が定めるところにより、その内容を通知する。

(銘柄情報の変更の通知)

第 179 条 発行代理人が機構に通知した銘柄情報の内容について、発行者が変更の決定をした場合（発行前に銘柄情報の内容について変更の決定をした場合を含む。）には、発行代理人又は支払代理人は、機構に対し、機構が定めるところにより、速やかに、その内容を通知しなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の通知があった場合について準用する。

第 3 節 新規記録手続

（新規記録手続）

第 180 条 発行者が振替新株予約権付社債を発行する場合には、発行代理人は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項の通知（以下この条において「新規記録通知」という。）をしなければならない。

- （ 1 ）当該発行に係る振替新株予約権付社債の銘柄
- （ 2 ）前号の振替新株予約権付社債の振替新株予約権付社債権者である加入者の名称
- （ 3 ）前号の加入者のために開設された第 1 号の振替新株予約権付社債の振替を行うための口座
- （ 4 ）加入者ごとの第 1 号の振替新株予約権付社債の金額
- （ 5 ）加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに前号の金額のうち信託財産であるものの金額
- （ 6 ）第 1 号の振替新株予約権付社債に付された新株予約権の目的である振替株式が外国人制限銘柄である場合において、加入者が当該外国人保有制限銘柄の外国人等であるときは、その旨
- （ 7 ）当該振替新株予約権付社債の社債管理者の名称及び当該振替新株予約権付社債に付された新株予約権付社債の内容
- （ 8 ）新規記録（第 5 項に規定する記録をいう。以下この条において同じ。）をすべき日
- （ 9 ）その他規則で定める事項

2 振替新株予約権付社債の引受けを行う者（以下この章において「引受証券会社」という。）は、発行代理人に対し、規則で定めるところにより、前項の通知を行うために必要な事項を通知しなければならない。

3 機構は、第 1 項の通知を受けた場合には、直ちに発行口（新規記録を行うために機構が便宜的に設ける帳簿中の欄であって、新規記録通知の内容を一時的に記録するためのものをいう。以下この節において同じ。）に次に掲げる事項の記録を行うとともに、規則で定めるところにより、引受証券会社及び発行代理人に対し、払込期日、振替新株予約権付社債の銘柄その他の規則で定める事項を通知する。

- （ 1 ）新規記録をすべき振替新株予約権付社債の銘柄
- （ 2 ）前号の振替新株予約権付社債について新規記録をすべき機構加入者口座

- (3) 第 1 号の振替新株予約権付社債の金額
 - (4) その他規則で定める事項
- 4 発行代理人は、引受証券会社からそれぞれの振替新株予約権付社債の払込金額が払い込まれた場合には、機構に対し、規則で定める事項を通知しなければならない。
- 5 機構は、前項の通知を受けた場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める記録をする。
- (1) 機構が第 1 項第 3 号の口座を開設したものである場合 次に掲げる記録
 - イ 当該機構加入者口座の保有欄における第 1 項第 2 号の加入者に係る同項第 4 号の金額の増加の記録
 - ロ 当該機構加入者口座における第 1 項第 5 号の信託財産であるものの金額の増加の記録
 - ハ 当該機構加入者口座における第 1 項第 6 号に掲げる事項の記録
 - (2) 機構が第 1 項第 3 号の口座を開設した者でない場合 直接口座管理機関であって同項第 2 号の加入者の上位機関である者の顧客口における当該加入者に係る同項第 4 号の金額の増加の記録
- 6 機構は、機構加入者口座に前項の増加の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者、発行代理人及び株主名簿管理人に対し、その旨を通知する。
- 7 前項の通知を受けた場合には、直接口座管理機関は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める記載又は記録をする。
- (1) 第 1 項第 3 号の口座が当該直接口座管理機関の開設したものである場合 次に掲げる事項
 - イ 当該口座の保有欄における第 1 項第 2 号の加入者に係る同項第 4 号の金額の増加の記載又は記録
 - ロ 当該口座における第 1 項第 5 号の信託財産であるものの金額の増加の記載又は記録
 - ハ 当該口座における第 1 項第 6 号に掲げる事項の記載又は記録
 - (2) 第 1 項第 3 号の口座が当該直接口座管理機関の開設したものでない場合 その直近下位機関であって同項第 2 号の加入者の上位機関である者の顧客口における当該加入者に係る同項第 4 号の金額の増加の記載又は記録
- 8 直接口座管理機関は、前項第 2 号の増加の記載又は記録をしたときは、その直近下位機関であって第 1 項第 2 号の加入者の上位機関である者に対し、その旨を通知する。
- 9 前 2 項の規定は、前項(この項において準用する場合を含む。)の通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 10 発行代理人は、第 1 項の通知をした後に、発行者が振替新株予約権付社債を発行しないこととなったときは、直ちに、機構に対し、その旨を通知しなければならない。
- 11 第 1 項第 3 号の口座が機構加入者口座の信託口である場合には、当該口座に係る同項

第4号の金額(同項第5号の金額を除く。)について当該信託口の機構加入者から第175条第1項の信託の記録の申請があったものとみなす。

(発行時DVP方式)

第181条 前条の規定にかかわらず、振替新株予約権付社債の発行が募集新株予約権付社債の発行に係るものであること及び当該募集新株予約権付社債の引受証券会社(払込みを行う者に限る。)の合意があることその他規則で定める要件を満たすときは、次項から第17項までに掲げるところ(以下この章において「発行時DVP方式」という。)により振替新株予約権付社債の新規記録(第12項、第15項及び第16項(第17項において準用する場合を含む。))に規定する記載又は記録をいう。以下この条において同じ。)を行う。

- 2 前項に規定する場合には、同項の引受証券会社(以下「発行時DVP引受証券会社」という。)は、当該募集新株予約権付社債の募集に係る申込期間において、機構に対し、規則で定めるところにより、当該募集新株予約権付社債の銘柄、決済条件(当該引受証券会社に係る払込金額、発行代理人、当該引受証券会社の資金決済会社その他の払込みに関する事項をいう。以下同じ。)及びその他の規則で定める事項(以下「新規記録情報」という。)を通知しなければならない。
- 3 前項の通知があった場合には、機構は、直ちに、当該募集新株予約権付社債の募集をする発行者の発行代理人に対し、新規記録情報を通知する。
- 4 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた発行代理人は、機構に対し、新規記録情報により新規記録をすべき旨の通知(以下この条において「承認の通知」という。)又は新規記録情報により新規記録をすべきでない旨の通知(以下この条において「不承認の通知」という。)をしなければならない。
- 5 機構は、発行代理人から承認の通知を受けた場合には、直ちに、発行時DVP引受証券会社に対し、その旨を通知する。
- 6 機構は、発行代理人から不承認の通知を受けた場合には、直ちに、発行時DVP引受証券会社に対し、その旨を通知する。
- 7 機構は、発行代理人から承認の通知を受けたときは、直ちに、決済条件の照合を行い、発行代理人及び発行時DVP引受証券会社に対し、その照合の結果を通知する。
- 8 機構は、前項の照合の結果が一致した場合には、直ちに発行口次に掲げる事項の記録を行うとともに、発行代理人及び発行時DVP引受証券会社(発行時DVP引受証券会社が機構加入者でない場合には、その上位機関である機構加入者)に対し、払込期日及び振替新株予約権付社債の銘柄その他の規則で定める事項を通知する。
 - (1) 新規記録をすべき振替新株予約権付社債の銘柄
 - (2) 前号の振替新株予約権付社債について新規記録をすべき機構加入者口座
 - (3) 第1号の振替新株予約権付社債の金額

(4) その他機構が定める事項

- 9 機構は、前項の規定により発行口に記録をした場合には、発行代理人の資金決済会社及び発行時DVP引受証券会社の資金決済会社に対し、払込金額その他規則で定める事項を通知する。
- 10 機構は、払込期日において、日本銀行に対し、発行時DVP引受証券会社の資金決済会社の当座勘定からの払込金額の引落とし及び発行代理人の資金決済会社の当座勘定への払込金額の入金の依頼（以下この条において「入金依頼」という。）をする。
- 11 発行時DVP引受証券会社は、日本銀行から前項の入金依頼に係る当座勘定引落対象通知を受けたときは、速やかに、日本銀行に対し、当該通知に係る払込依頼を行わなければならない。
- 12 機構は、第10項の入金依頼に基づく日本銀行からの入金のお知らせを受けたときは、直ちに、第8項第1号の振替新株予約権付社債について、同項第2号の機構加入者口座に同項第3号の金額の増加の記録をする。
- 13 機構は、前項の増加の記録をしたときは、直ちに、発行代理人及び第8項第2号の機構加入者口座の機構加入者に対し、増加の記録をした振替新株予約権付社債の金額その他の規則で定める事項を通知する。
- 14 発行時DVP引受証券会社が機構加入者でない場合には、当該発行時DVP引受証券会社は、第2項の通知をするときは、あらかじめ、その上位機関に対し、新規記録をすべき当該発行時DVP引受証券会社の自己口及び新規記録情報その他新規記録に必要な事項を通知しなければならない。
- 15 第13項の通知があった場合には、当該通知を受けた機構加入者は、発行時DVP引受証券会社でないときは、直ちに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる措置を執らなければならない。
 - (1) 当該機構加入者が前項の発行時DVP引受証券会社の自己口を開設した者である場合 当該自己口の保有欄における通知を受けた振替新株予約権付社債の金額についての増加の記載又は記録
 - (2) 当該機構加入者が前項の発行時DVP引受証券会社の自己口を開設した者でない場合 その直近下位機関であって発行時DVP引受証券会社の上位機関であるものの顧客口における通知を受けた振替新株予約権付社債の金額についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する当該記載又は記録の内容の通知
- 16 前項第2号の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる措置を執らなければならない。
 - (1) 当該口座管理機関が第14項の発行時DVP引受証券会社の自己口を開設した者である場合 当該自己口の保有欄における通知を受けた振替新株予約権付社債の金額についての増加の記載又は記録
 - (2) 当該口座管理機関が第14項の発行時DVP引受証券会社の自己口を開設した者で

ない場合 その直近下位機関であって発行時DVP引受証券会社の上位機関であるもの顧客口における通知を受けた振替新株予約権付社債の金額についての増加の記載又は記録及び直近下位機関に対する当該記載又は記録の内容の通知

- 17 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 18 前条第11項の規定は、第8項第2号の口座が機構加入者口座の信託口である場合について準用する。

第4節 振替手続

第1款 振替の申請及び振替口座簿への記録等

(振替手続)

第182条 特定の銘柄の振替新株予約権付社債について、振替の申請があった場合には、振替機関等は、第4項から第8項までの規定により、当該申請において第3項の規定により示されたところに従い、その備える振替口座簿における減少若しくは増加の記載若しくは記録又は通知をしなければならない。

- 2 前項の申請は、この規程に別段の定めがある場合を除き、振替によりその口座(顧客口を除く。)において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行わなければならない。
- 3 第1項の申請をする者は、当該申請において、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債の銘柄及び金額

(2) 前項の加入者の口座(以下この章において「振替元口座」という。)において減少の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

(3) 前号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替新株予約権付社債についての新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所並びに第1号の金額(以下この条において「振替金額」という。)のうち当該新株予約権付社債権者ごとの金額

(4) 増加の記載又は記録がされるべき口座(顧客口を除く。以下この章において「振替先口座」という。)

(5) 振替先口座(機関口座を除く。)において増加の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

(6) 振替先口座(機関口座を除く。)において増加の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、振替金額のうち新株予約権付社債権者ごとの金額並びに当該新株予

約権付社債権者の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項

(7) 振替日

4 第1項の申請があった場合には、当該申請を受けた振替機関等は、振替日において、次に掲げる措置を執らなければならない。

(1) 第2項の加入者の口座の前項第2号の規定により示された保有欄又は質権欄における次に掲げる記載又は記録

イ 振替金額についての減少の記載又は記録

ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第3号の新株予約権付社債権者ごとの金額の減少の記載又は記録

(2) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第1号及び第4号から第7号までの規定により示された事項(以下この章において「振替通知事項」という。)の通知

(3) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の第3項第5号の規定により示された保有欄又は質権欄(機関口座にあっては、法第194条第5項第2号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄。以下この条において「振替先欄」という。)における振替金額についての増加の記載又は記録

(4) 前号に規定する場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における次に掲げる記載又は記録

イ 前項第6号の新株予約権付社債権者ごとの金額についての増加の記載又は記録

ロ 当該新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所の記載又は記録

ハ その他規則で定める事項の記載又は記録

(5) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの顧客口における振替金額についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する振替通知事項の通知

5 前項第2号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

(1) 当該通知をした口座管理機関の顧客口における振替金額についての減少の記載又は記録

(2) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、直近上位機関に対する前項第2号の規定により通知を受けた振替通知事項の通知

(3) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替金額についての増加の記載又は記録

(4) 前号に規定する場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄

における前項第4号イから八までに掲げる記載又は記録

(5) 当該振替機関等が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの顧客口における振替金額についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する前項第2号の規定により通知を受けた振替通知事項の通知

6 前項の規定は、同項第2号(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 第4項第5号又は第5項第5号(前項において準用する場合を含む。)の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

(1) 当該口座管理機関が振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座の振替先欄における振替金額についての増加の記載又は記録

(2) 前号に規定する場合において、当該振替先欄が質権欄であるときは、当該質権欄における第4項第4号イから八までに掲げる記載又は記録

(3) 当該口座管理機関が振替先口座を開設した者でない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの顧客口における振替金額についての増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する振替通知事項の通知

8 前項の規定は、同項第3号(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(信託の記載又は記録の同時申請)

第183条 前条第1項の振替の申請をする加入者が信託の委託者であって、当該振替の申請に基づく同条第4項第3号、同条第5項第3号(同条第6項において準用する場合を含む。)又は同条第7項第1号(同条第8項において準用する場合を含む。)の記載又は記録により同条第3項第1号の振替新株予約権付社債についての権利が同項第4号の口座の加入者である信託の受託者の信託財産に属することとなる場合(第3項に規定する場合を除く。)には、当該加入者は、当該振替の申請において、次に掲げる事項を示して、その旨の申請(次条及び第186条において「信託の記載又は記録の申請」という。)をしなければならない。

(1) 信託の受託者の口座

(2) 当該申請に係る振替新株予約権付社債の銘柄及び金額

(3) 第1号の口座において信託の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

2 前条第1項の振替の申請をする加入者が信託の受託者であって、当該振替の申請に基づく前条第4項第3号、同条第5項第3号(同条第6項において準用する場合を含む。)又は同条第7項第1号(同条第8項において準用する場合を含む。)の記載又は記録によ

り同条第3項第1号の振替新株予約権付社債についての権利が信託財産に属しないこととなる場合(第3項に規定する場合を除く。)には、当該加入者は、当該振替の申請において、次に掲げる事項を示して、その旨の申請(次条及び第186条において「信託の記載又は記録の抹消の申請」という。)をしなければならない。

- (1) 信託の受託者の口座
- (2) 当該申請に係る振替新株予約権付社債の銘柄及び金額
- (3) 第1号の口座において信託の記載又は記録の抹消がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

3 前条第1項の振替の申請をする加入者が信託の前受託者(信託法第59条第1項に規定する前受託者をいう。)であって、受託者の変更に伴う当該振替の申請に基づく前条第4項第3号、同条第5項第3号(同条第6項において準用する場合を含む。)若しくは同条第7項第1号(同条第8項において準用する場合を含む。)の記載又は記録により同条第3項第1号の振替新株予約権付社債についての権利が同項第4号の振替先口座の加入者である新受託者(信託法第62条第1項に規定する新受託者をいう。)に移転することとなる場合には、当該加入者は、当該振替の申請(次項において「増加記載等申請」という。)において、次に掲げる事項を示して、その旨の申請(次項及び次条において「受託者変更記載等申請」という。)をしなければならない。この場合においては、これらの申請と同時に、その変更を証明する資料を提出しなければならない。

- (1) 信託の前受託者の口座
- (2) 信託の新受託者の口座
- (3) 当該申請に係る振替新株予約権付社債の銘柄及び金額
- (4) 第2号の口座において信託の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

4 信託法第56条第1項第1号から第4号まで若しくは第6号又は公益信託ニ関スル法律第8条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があった場合においては、新受託者は、前項に準じ、増加記載等申請及び受託者変更記載等申請をすることができる。

(信託に関する事項の通知及び信託の記載若しくは記録又はその抹消)

第184条 振替機関等は、加入者による振替の申請を受けた場合であって、前条第1項の信託の記載又は記録の申請があったときは、振替通知事項の通知において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 信託の受託者の口座
- (2) 当該申請に係る振替新株予約権付社債の銘柄及び金額
- (3) 第1号の口座において信託の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

- 2 前項の通知を受けた振替機関等は、第 182 条第 4 項第 3 号若しくは第 4 号、第 5 項第 3 号若しくは第 4 号(同条第 6 項において準用する場合を含む。)又は第 7 項第 1 号若しくは第 2 号(同条第 8 項において準用する場合を含む。)の規定による記載又は記録をするときは、同時に、前項の規定により通知を受けた内容に従い、その備える振替口座簿における信託の記載又は記録をしなければならない。
- 3 振替機関等は、加入者による振替の申請を受けた場合であって、前条第 2 項の信託の記載又は記録の抹消の申請があったときは、信託の記載又は記録の抹消の申請をした加入者の口座における信託の記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について信託財産である旨の記載又は記録の抹消をしなければならない。
- 4 振替機関等は、加入者による振替の申請を受けた場合であって、前条第 3 項の受託者変更記載等申請があったときは、信託の記載又は記録の抹消の申請をした加入者の口座における信託の記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について信託財産である旨の記載又は記録の抹消をするとともに、振替通知事項の通知において、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - (1) 信託の新受託者の口座
 - (2) 当該申請に係る振替新株予約権付社債の銘柄及び金額
 - (3) 第 1 号の口座において信託の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別
- 5 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、第 182 条第 4 項第 3 号若しくは第 4 号、第 5 項第 3 号若しくは第 4 号(同条第 6 項において準用する場合を含む。)又は第 7 項第 1 号若しくは第 2 号(同条第 8 項において準用する場合を含む。)の規定による記載又は記録をするときは、同時に、前項の規定により通知を受けた内容に従い、その備える振替口座簿における信託の記載又は記録をしなければならない。

(振替先口座等の照会)

- 第 185 条 口座管理機関は、加入者による振替の申請を受けたときは、機構に対し、加入者による振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることができる。
- 2 機構加入者は、機構加入者口座の自己口に記録された振替新株予約権付社債について振替の申請をしようとする場合には、機構に対し、振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることができる。
 - 3 加入者が振替新株予約権付社債の質入れ又は担保差入れのために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関が当該加入者から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることができる。
 - 4 加入者が機構加入者に対する振替新株予約権付社債の質入れ又は担保差入れのために

振替の申請をしようとする場合であって、当該機構加入者が当該加入者から同意を得ているときは、当該機構加入者は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることができる。

- 5 第1項又は第3項の口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、第1項又は第3項の照会は、その上位機関である直接口座管理機関を経由して行わなければならない。
- 6 機構は、口座管理機関又は機構加入者から第1項から第4項までに掲げる照会を受けたときは、当該照会をした口座管理機関（当該口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関である直接口座管理機関）又は機構加入者に対し、振替先口座又は振替元口座に係る加入者情報が機構に登録されているか否かその他の規則で定める事項について回答する。
- 7 機構は、前項の回答をしたときは、当該照会に係る振替先口座又は振替元口座を開設する口座管理機関又は機構加入者（振替先口座又は振替元口座が当該機構加入者の自己口である場合に限る。）に対し、機構が照会を受けた内容その他の規則で定める事項を通知する。

第2款 機構における振替手続の特例

（機構加入者による振替請求等）

第186条 機構加入者の機構に対する第182条第1項に規定する振替の申請又は振替通知事項の通知は、規則で定める振替請求により行わなければならない。

- 2 振替先口座を開設する口座管理機関に対する振替通知事項のうち、機構の設置するコンピュータ・システム及びその情報通信ネットワークにより当該口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に通知されない事項については、当該振替に係る振替請求をした機構加入者又はその下位機関であって振替の申請をした加入者の直近上位機関が当該振替先口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に通知しなければならない。
- 3 第1項の振替請求において、振替先口座として機構加入者口座の信託口又は質権信託口が示された場合には、振替請求をした機構加入者から第183条第1項の信託の記載又は記録の申請若しくは第184条第1項に規定する通知があったもの又は当該信託口若しくは質権信託口の機構加入者から第175条第1項の信託の記載又は記録の申請があったものとみなす。
- 4 第1項の振替請求において、振替元口座として機構加入者の信託口又は質権信託口が示された場合には、振替請求をした機構加入者から第176条第1項の申請又は第183条第2項の信託の記載又は記録の抹消の申請があったものとみなす。
- 5 第1項の振替請求において、規則で定める事項の通知がされたときは、渡方加入者から第248条第1項に規定する担保新株予約権付社債の届出があったものとみなす。

- 6 機構は、機構加入者による振替請求を受けたときは、規則で定めるところにより、その備える振替口座簿への記録並びに渡方機構加入者及び受方機構加入者への通知その他の処理をする。
- 7 受方機構加入者は、機構から前項の通知を受けたときは、直ちに、その内容を確認しなければならない。

(振替の一時停止又は解除の申告)

第 187 条 機構加入者は、前条第 1 項に規定する振替請求(規則で定めるものに限る。)について、規則で定めるところにより、当該振替請求に基づく振替の処理を一時停止する措置の申告及び当該一時停止の解除の申告をすることができる。

(指定金融商品取引清算機関からの振替請求等)

第 188 条 機構は、機構加入者のうち指定金融商品取引清算機関が対象取引(金融商品債務引受業の対象とする債務の起因となる取引であって、当該指定金融商品取引清算機関がその業務方法書において定めるものをいう。)の決済に係る振替請求を清算参加者(当該指定金融商品取引清算機関の業務方法書の定めるところにより、当該指定金融商品取引清算機関が行う金融商品債務引受業の相手方となるための資格を有する者をいう。)である渡方機構加入者に代わって行った場合には、当該指定金融商品取引清算機関が指定した振替日において、振替口座簿への減少の記録及び増加の記録並びに当該機構加入者及び当該指定金融商品取引清算機関への通知その他の処理をする。

第 3 款 振替の制限の取扱い

(振替の制限日)

- 第 189 条 機構は、特定の銘柄の振替新株予約権付社債について、振替をしない日(以下この章において「振替制限日」という。)を定めることができる。この場合において、機構は、あらかじめ、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、その旨を通知する。
- 2 加入者は、規則で定める場合を除き、振替制限日を振替日とする振替の申請又は通知をすることができない。

第 5 節 抹消に関する取扱い

第 1 款 一部抹消手続

(一部抹消申請)

第 190 条 加入者(発行者を含む。以下この条において同じ。)は、規則で定める場合には、

その直近上位機関に対し、その有する振替新株予約権付社債について、次に掲げる事項を示して、一部抹消の申請(法第199条第1項の申請をいう。以下この章において同じ。)をしなければならない。

- (1) 一部抹消する振替新株予約権付社債の銘柄及び金額
 - (2) 一部抹消する日
 - (3) 一部抹消の申請により減少の記載又は記録がされる口座(顧客口を除く。以下この章において「一部抹消口座」という。)
 - (4) 一部抹消する事由
- 2 間接口座管理機関は、その加入者から前項の申請を受けたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、同項の規定により示された事項を通知しなければならない。
 - 3 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合について準用する。
 - 4 直接口座管理機関は、その加入者から第1項の申請を受けたとき又は直近下位機関から第2項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、直ちに、機構に対し、規則で定めるところにより、当該申請又は通知において示された事項を通知しなければならない。
 - 5 機構加入者が第1項の申請をする場合には、規則で定めるところにより行わなければならない。

(一部抹消の記載又は記録)

- 第191条 前条第1項の申請又は同条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)若しくは第4項の通知を受けた振替機関等は、規則で定めるところにより、同条第1項第2号の一部抹消する日において、同項第3号の一部抹消口座(振替機関等が一部抹消口座を開設した者でないときは、同条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。))の規定により通知したその直近下位機関の顧客口)における同条第1項第1号の振替新株予約権付社債の金額についての減少の記載又は記録をしなければならない。
- 2 機構は、機構加入者口座に前項の減少の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替新株予約権付社債の発行者に対し、その旨を通知する。

第2款 全部抹消手続

(全部抹消手続)

- 第192条 振替新株予約権付社債の発行者は、その発行する振替新株予約権付社債についての記載又は記録の全部を抹消しようとする場合には、規則で定めるところにより、機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
- (1) 当該振替新株予約権付社債の銘柄

- (2) 前号の振替新株予約権付社債についての記載又は記録の全部を抹消する日 (以下この条において「全部抹消する日」という。)
 - (3) 第 1 号の振替新株予約権付社債についての記載又は記録の全部を抹消する事由
 - (4) その他規則で定める事項
- 2 前項の通知 (以下この章において「全部抹消の通知」という。) があった場合には、機構は、当該通知に係る振替新株予約権付社債の銘柄について、その直近下位機関に対し、同項各号に掲げる事項を通知する。
 - 3 第 1 項の通知があった場合には、機構は、規則で定めるところにより、同項第 2 号の全部抹消する日において、その備える振替口座簿中の同項第 1 号の振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている口座において、当該振替新株予約権付社債の全部についての記載又は記録の抹消をする。
 - 4 前 2 項の規定は、第 2 項 (この項において準用する場合を含む。) の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
 - 5 機構は、機構加入者口座において第 3 項の記録の抹消をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替新株予約権付社債の発行者に対し、その旨を通知する。

第 6 節 元利金支払いに係る手続

(元利金の請求の委任)

- 第 193 条 加入者は、その口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について、その直近上位機関に対し、元利金の請求を委任しなければならない。
- 2 前項の委任を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その直近上位機関に対し、同項の元利金の請求を再委任しなければならない。
 - 3 前項の規定は、同項 (この項において準用する場合を含む。) の再委任を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合について準用する。
 - 4 直接口座管理機関は、その加入者から第 1 項の委任を受けたとき又は直近下位機関から第 2 項 (前項において準用する場合を含む。) の再委任を受けたときは、機構に対し、元利金の請求を再委任しなければならない。
 - 5 機構は、機構加入者からの第 1 項の委任又は直接口座管理機関からの前項の再委任に基づき、元利払期日 (償還期日又は利払期日 (当該日が銀行休業日にあたる場合には、新株予約権付社債の契約において定める日。以下同じ。) が到来する機構関与銘柄のうち、機構加入者口座に記載がされている新株予約権付社債について、支払代理人に対し、第 200 条の規定により、元利金を請求する。

(償還に際しての一部抹消の申請)

- 第 194 条 加入者は、その口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債が償還

される場合には、当該振替新株予約権付社債の記載又は記録について、その直近上位機関に対し、一部抹消の申請をしなければならない。

- 2 加入者（機構加入者を除く。）は、前項の規定による一部抹消の申請に係る手続を、その直近上位機関に委任しなければならない。
- 3 前項の委任を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その直近上位機関に対し、一部抹消の申請に係る手続を再委任しなければならない。
- 4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の再委任を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合について準用する。

（元利金の受領の委任）

第 195 条 加入者（機構加入者を除く。）は、その口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について、元利金の支払いがあるときは、その直近上位機関に対し、元利金の受領を委任しなければならない。

- 2 前項の委任を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その直近上位機関に対し、同項の元利金の受領を再委任しなければならない。
- 3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の再委任を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合について準用する。

（元利払期日に係る日程案内）

第 196 条 機構は、機構関与銘柄の元利払期日が到来するときは、機構加入者及びその資金決済会社並びに支払代理人及びその資金決済会社に対し、規則で定めるところにより、元利金の支払いに係る処理日程等について、次に掲げる事項を通知する。

- （ 1 ）元利払期日
- （ 2 ）元利払期日が到来する振替新株予約権付社債の銘柄
- （ 3 ）元利払期日が到来する振替新株予約権付社債の銘柄ごとの金額
- （ 4 ）その他規則で定める事項

（担保受入れに係る申告）

第 197 条 振替新株予約権付社債を担保として受け入れている機構加入者のうち、当該振替新株予約権付社債を担保として差し入れた機構加入者又は担保として差し入れた加入者の上位機関である機構加入者に元利金を受けさせることについて機構が認める者（以下「担保受入機構加入者」という。）は、機構に対し、規則で定めるところにより、前条の規定により通知された振替新株予約権付社債のうち、他の加入者から担保として受け入れた振替新株予約権付社債について、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- （ 1 ）担保として受け入れている振替新株予約権付社債の銘柄（元利金の支払いの対象となるものに限る。）

- (2) 担保受入機構加入者の名称及びその機構加入者口座（他の加入者から担保として受け入れた振替新株予約権付社債を記録しているものに限る。）
- (3) 前号の担保受入機構加入者に同号の振替新株予約権付社債を担保として差し入れた他の加入者に係る次に掲げる事項
 - イ 当該他の加入者が機構加入者であるときは、当該機構加入者の名称及びその機構加入者口座
 - ロ 当該他の加入者が機構加入者でないときは、当該加入者の上位機関である直接口座管理機関の名称及びその機構加入者口座
- (4) 第 2 号の担保受入機構加入者が担保として受け入れている第 1 号の振替新株予約権付社債の前号の機構加入者口座ごとの金額
- (5) その他機構が定める事項

（元利払対象残高の通知）

第 198 条 機構は、第 196 条の規定により通知した振替新株予約権付社債について、機構加入者及び支払代理人に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知する。

- (1) 機構加入者の名称及びその機構加入者口座
- (2) 振替新株予約権付社債の銘柄
- (3) 機構加入者の自己口及び顧客口に記録されている振替新株予約権付社債の銘柄ごとの金額
- (4) 機構加入者又はその資金決済会社が元利金の支払いを受ける対象となる振替新株予約権付社債の金額（以下「元利払対象残高」という。）
- (5) その他機構が定める事項

（課税情報申告）

第 199 条 機構加入者は、前条の規定により通知された元利払対象残高について、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項の通知（以下「課税情報申告」という。）をしなければならない。

- (1) 課税情報申告の対象となる振替新株予約権付社債が記録された機構加入者口座
- (2) 振替新株予約権付社債の銘柄
- (3) 課税情報申告の対象となる振替新株予約権付社債の金額
- (4) 利子課税区分（以下「税区分」という。）
- (5) 国税額
- (6) 国税額を控除した後の利金請求額
- (7) その他機構が定める事項

2 口座管理機関は、その直近上位機関から当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債につき、前項又はこの項の通

知のための必要な事項の通知を求められたときは、速やかに、当該事項の通知をしなければならない。

(元利金請求額の通知)

第 200 条 機構は、前条の通知を受けたときは、支払代理人又はその資金決済会社が機構加入者又はその資金決済会社に対して支払うべき金額（以下「元利金請求額」という。）を算出し、機構加入者及びその資金決済会社並びに支払代理人及びその資金決済会社に対し、次に掲げる事項を通知する。

- (1) 元利金が支払われる振替新株予約権付社債の銘柄
- (2) 支払代理人及びその資金決済会社の名称
- (3) 機構加入者及びその資金決済会社の名称
- (4) 元利金請求額
- (5) その他規則で定める事項

(元利金の支払方法の変更)

第 201 条 支払代理人は、機構が通知した前条の元利金請求額のうち、個別承認方式（支払代理人が振替新株予約権付社債の元利金を機構加入者に支払う際に当該支払代理人が同日に当該機構加入者に支払うべき他の振替新株予約権付社債の元利金と合算せず支払う方法をいう。以下同じ。）に変更する必要がある場合には、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- (1) 元利払期日
- (2) 個別承認方式に変更する振替新株予約権付社債の銘柄
- (3) 個別承認方式に変更する旨
- (4) その他機構が定める事項

(元利金の支払方法を変更した旨の通知)

第 202 条 機構は、前条の通知を受けたときは、機構加入者及びその資金決済会社並びに支払代理人及びその資金決済会社に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知する。

- (1) 元利払期日
- (2) 個別承認方式に変更された振替新株予約権付社債の銘柄
- (3) その他機構が定める事項

(元利金請求額の再計算)

第 203 条 機構は、第 201 条の通知を受けたときは、個別承認方式に変更された振替新株予約権付社債の銘柄とその他の銘柄を区分して、元利金請求額を再度算出し、機構加入

者及びその資金決済会社並びに支払代理人及びその資金決済会社に対し、第 200 条各号に掲げる事項を通知する。

(機構関与銘柄に係る元利金の支払い)

第 204 条 支払代理人又はその資金決済会社の日本銀行の当座勘定から機構加入者又はその資金決済会社の日本銀行の当座勘定に対し、規則で定めるところにより、機構関与銘柄に係る元利金が支払われる場合には、機構は、元利払期日において、日本銀行に対し、支払代理人又はその資金決済会社の当座勘定からの元利払いの金額の引落とし及び機構加入者又はその資金決済会社への元利払いの金額の入金の依頼（以下この条において「入金依頼」という。）をする。

- 2 支払代理人は、日本銀行から前項の入金依頼に係る当座勘定引落対象通知を受けたときは、速やかに、日本銀行に対し、当該通知に係る払込依頼を行わなければならない。
- 3 機構は、支払われる元利金が振替新株予約権付社債の償還に係るものである場合には、日本銀行から前項の入金依頼に基づく入金のお知らせを受けた後、直ちに、当該振替新株予約権付社債についての記録がされている機構加入者口座において、当該振替新株予約権付社債についての記録を抹消する。
- 4 機構は、前項の規定により、振替新株予約権付社債についての記録を抹消したときは、直ちに、機構加入者、支払代理人及び発行者に対し、記録を抹消した振替新株予約権付社債の金額その他規則で定める事項を通知する。
- 5 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項のうち当該直近下位機関に係る事項を通知しなければならない。
- 6 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(機構非関与銘柄に係る元利金の支払い)

第 205 条 支払代理人から機構加入者に対し、機構非関与銘柄（機構関与銘柄以外の銘柄の振替新株予約権付社債をいう。以下同じ。）に係る元利金が支払われる場合において、当該元利金の支払いが振替新株予約権付社債の償還によるものであるときは、機構加入者は、支払代理人から元利金が支払われたことを確認し、直ちに、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 元利金が支払われた振替新株予約権付社債の銘柄
 - (2) 機構加入者の名称
 - (3) その他機構が定める事項
- 2 機構は、前項の通知を受けたときは、同項第 1 号の振替新株予約権付社債についての記録がされている機構加入者口座において、当該振替新株予約権付社債についての記録

を抹消し、機構加入者、支払代理人及び発行者に対し、記録を抹消した振替新株予約権付社債の金額その他規則で定める事項を通知する。

- 3 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた直接口座管理機関は、直ちに、その加入者の通知を受けた振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている口座における当該振替新株予約権付社債についての記載又は記録を抹消し、その直近下位機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項のうち当該直近下位機関に係る事項を通知しなければならない。
- 4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

第7節 繰上償還に係る手続

(コールオプションの行使)

第206条 発行者がその発行する振替新株予約権付社債についての振替口座簿の記載又は記録の全部をコールオプション(発行者が、その意思表示により、振替新株予約権付社債の繰上償還(振替新株予約権付社債の銘柄の払込日翌日から償還期日の前日までにおいて、発行総額(償還済みの額を除く。)を償還する償還方法をいう。以下同じ。)をすることができる権利をいう。以下同じ。)の行使により抹消しようとするときは、支払代理人は、速やかに、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- (1) 振替新株予約権付社債の銘柄
- (2) コールオプションを行使する旨
- (3) 繰上償還期日
- (4) 償還価額
- (5) その他規則で定める事項

- 2 前項の通知があった場合には、機構は、速やかに、機構加入者、間接口座管理機関、発行代理人及び支払代理人に対し、規則で定めるところにより、その内容を通知する。

(コールオプションによる繰上償還と元利金の支払い)

第207条 第193条から第205条までの規定は、コールオプションの行使により繰上償還をする場合について準用する。

(プットオプションに係る決定の通知)

第208条 発行者がその発行する振替新株予約権付社債について、新株予約権付社債権者がプットオプション(新株予約権付社債権者が、その意思表示により当該新株予約権付社債権者の有する振替新株予約権付社債について、発行者に対し、繰上償還(利払日の

いずれかの日において償還されるものに限る。)を請求できる権利をいう。以下同じ。)の行使を請求できることとしたときは、支払代理人は、速やかに、機構に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

- (1) 振替新株予約権付社債の銘柄
- (2) プットオプションの行使を可能とする旨
- (3) プットオプションの行使期間開始日
- (4) プットオプションの行使期間満了日
- (5) 繰上償還期日
- (6) 償還価額
- (7) その他機構が定める事項

- 2 前項の通知があった場合には、機構は、速やかに、機構加入者、間接口座管理機関、発行代理人及び支払代理人に対し、規則で定めるところにより、その内容を通知する。

(プットオプションの行使の取次ぎ)

第209条 振替機関等は、その加入者から発行者に対するプットオプション(当該加入者のために当該振替機関等が開設した口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債に係るものに限る。)の行使の請求(以下この節において「プットオプション行使請求」という。)の取次ぎの請求を受けた場合には、次項から第7項までの規定により、当該プットオプションに係る振替新株予約権付社債の発行者に当該プットオプション行使請求を取り次がなければならない。

- 2 加入者は、前項のプットオプション行使請求の取次ぎの請求をするときは、次に掲げる事項を示すとともに、その口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債のうち、当該プットオプション行使請求に係る金額について、プットオプション行使に係る繰上償還期日を抹消日とする第190条第1項の一部抹消の申請をしなければならない。

- (1) 加入者の氏名又は名称及び住所
- (2) プットオプション行使請求をする振替新株予約権付社債の銘柄及び金額
- (3) 前号の振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている口座
- (4) その他機構が定める事項

- 3 機構加入者が第1項のプットオプション行使請求の取次ぎの請求をする場合には、規則で定める事項を通知しなければならない。

- 4 第1項の場合において、同項の振替機関等が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、第2項各号に掲げる事項を示して、プットオプション行使請求の取次ぎを委託しなければならない。

- 5 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合について準用する。

- 6 直接口座管理機関は、その加入者からプットオプション行使の取次ぎの請求を受けた

とき又はその直近下位機関から第4項(前項において準用する場合を含む。)の委託を受けたときは、機構に対し、規則で定める事項を通知しなければならない。

- 7 機構は、直接口座管理機関から前項の通知を受けたとき又は機構加入者からプットオプション行使請求の取次ぎの請求を受けたときは、振替新株予約権付社債の発行者に対し、規則で定める事項を通知する。
- 8 第1項のプットオプション行使請求は、前項の規定により通知がされたときに発行者に到達したものとみなす。

(プットオプションの行使による繰上償還と元利金の支払い)

第210条 第193条から第205条までの規定は、プットオプションの行使により繰上償還をする場合について準用する。

第8節 振替新株予約権付社債の買入消却に関する取扱い

(振替新株予約権付社債の買入消却に係る抹消手続)

第211条 発行者は、その発行する振替新株予約権付社債を他の加入者から買い入れて消却しようとするときは、当該他の加入者からの買付けに起因して当該発行者の口座に記載又は記録がされた当該振替新株予約権付社債の全部又は一部について一部抹消の申請をしなければならない。

第9節 振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に係る手続

(振替新株予約権付社債に係る新株予約権行使請求の取次ぎ)

第212条 振替機関等は、その加入者から振替新株予約権付社債(当該加入者のために当該振替機関等が開設した口座(特別口座を除く。))に記載又は記録がされているものに限る。)に付された新株予約権の行使の請求(以下この節において「新株予約権行使請求」という。)の取次ぎの請求を受けた場合には、次項から第7項までの規定により、当該振替新株予約権付社債の発行者に当該新株予約権行使請求を取り次がなければならない。

2 加入者は、前項の新株予約権行使請求の取次ぎの請求をするときは、次に掲げる事項を示すとともに、新株予約権行使請求をする振替新株予約権付社債について一部抹消の申請をしなければならない。この場合において、第190条及び第191条の規定は、適用しない。

- (1) 加入者の氏名又は名称及び住所
- (2) 新株予約権行使請求をする振替新株予約権付社債の銘柄及び金額
- (3) 前号の振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている口座
- (4) その他機構が定める事項

- 3 機構加入者が第1項の新株予約権行使請求の取次ぎの請求及び前項の一部抹消の申請をする場合には、機構に対し、前項各号に掲げる事項その他の規則で定める事項を通知しなければならない。
- 4 第1項の場合において、同項の振替機関等が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、第2項各号に掲げる事項を示して、新株予約権行使請求の取次ぎの委託をするとともに、同項第3号の口座において同項第2号の金額についての減少の記載又は記録をしなければならない。
- 5 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合について準用する。この場合において、同項の規定中「同項第3号の口座」とあるのは「当該委託をした口座管理機関の顧客口」と読み替えるものとする。
- 6 直接口座管理機関は、その加入者から第1項の新株予約権行使請求の取次ぎの請求及び第2項の一部抹消の申請を受けたとき又はその直近下位機関から第4項(前項において準用する場合を含む。)の委託を受けたときは、機構に対し、第2項各号に掲げる事項その他の規則で定める事項を通知するとともに、当該加入者の同項第3号の口座又は当該直近下位機関の顧客口において同項第2号の金額についての減少の記載又は記録をしなければならない。
- 7 機構は、直接口座管理機関から前項の通知を受けたとき又は機構加入者から新株予約権行使請求の取次ぎの請求及び第2項の一部抹消の申請を受けたときは、当該銘柄の振替新株予約権付社債の発行者に対し、同項各号に掲げる事項その他の規則で定める事項を通知するとともに、当該直接口座管理機関の顧客口又は当該機構加入者の同項第3号の口座において同項第2号の数についての減少の記録をする。
- 8 第1項の新株予約権行使請求は、前項の規定による通知がされたときに発行者に到達したものとみなす。

(取次停止期間)

第213条 機構は、必要があると認める場合には、新株予約権行使請求を取り次がない日を定めることができる。この場合において、機構は、あらかじめ、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、その旨を通知する。

(新株予約権行使により交付される振替株式の記載又は記録)

第214条 発行者は、第212条第7項の通知を受けた場合には、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、第51条の規定は、適用しない。

- (1) 新株予約権を行使した加入者の氏名又は名称及び住所
- (2) 新株予約権の行使により交付される振替株式の銘柄

- (3) 新株予約権の行使により交付される振替株式の数
 - (4) 第 2 号の振替株式が外国人保有制限銘柄である場合において、加入者が当該外国人保有制限銘柄に係る外国人等であるときはその旨
 - (5) 新規記録をすべき日
 - (6) 第 2 号の振替株式の総数
 - (7) 第 2 号の振替株式の内容
 - (8) 第 1 号の加入者が第 2 号の振替株式についての株主となった日
 - (9) 第 2 号の振替株式を交付するに際し自己株式を移転しようとする場合には、その旨、移転しようとする数及び次項の振替の申請により減少の記載又は記録がされる口座（顧客口座を除く。以下この条において「自己株式充当元口座」という。）
 - (10) その他規則で定める事項
- 2 発行者は、前項第 9 号に規定する場合には、自己株式充当元口座を開設する口座管理機関に対し、移転しようとする振替株式についての同項第 5 号の新規記録をすべき日を振替日とする振替の申請をしなければならない。この場合において、第 53 条の規定は、適用しない。
 - 3 第 1 項の通知があった場合には、機構は、当該通知に係る第 212 条第 6 項の通知をした直接口座管理機関又は同条第 1 項の請求をした機構加入者に対し、規則で定めるところにより、新株予約権を行使した加入者の氏名又は名称及び住所並びに新株予約権の行使により交付される振替株式の銘柄及び数その他の規則で定める事項を通知する。
 - 4 前項に規定する場合であって第 1 項第 9 号に掲げる事項の通知があったときは、機構は、同号の自己株式充当元口座を開設する者でないときは、当該口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対し、同項第 2 号、第 5 号及び第 9 号に掲げる事項を通知する。
 - 5 第 3 項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が同項第 1 号の加入者の直近上位機関でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。
 - 6 第 4 項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が同項の加入者の直近上位機関でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。
 - 7 前 2 項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
 - 8 自己株式充当元口座を開設する口座管理機関は、発行者による第 2 項の振替の申請の内容と、第 4 項又は第 6 項（前項において準用する場合を含む。）の規定により通知を受けた内容に相違のないことを確認しなければならない。

- 9 振替機関等（第1項、第3項及び第5項（第7項において準用する場合も含む。）に掲げる通知を受けた者に限る。）は、第1項第5号の新規記録をすべき日において、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める記載又は記録をしなければならない。
- （1）当該振替機関等がその加入者から第212条第1項の新株予約権行使請求の取次ぎの請求を受けた者である場合 次に掲げる記載又は記録
 - イ 第1項第1号の加入者の口座の保有欄における同項第2号の振替株式についての同項第3号の数の増加の記載又は記録
 - ロ イの口座における第1項第4号及び第8号に掲げる事項の記載又は記録
 - ハ その他規則で定める記載又は記録
 - （2）当該振替機関等が前号に該当しない場合 その直近下位機関であって第1項第1号の加入者の上位機関である者の顧客口における当該加入者に係る同項第2号の振替株式についての同項第3号の数の増加の記載又は記録
- 10 振替機関等（第1項（同項第9号に掲げる事項の通知があったものに限る。）第4項及び第6項（第7項において準用する場合を含む。）に掲げる通知を受けた者に限る。）は、第1項第5号の新規記録をすべき日において、規則で定めるところにより、同項第9号の自己株式充当元口座（当該振替機関等が自己株式充当元口座を開設した者でないときは、第4項又は第6項（第7項において準用する場合を含む。）の規定により通知をした直近下位機関の顧客口）において、第1項第9号の数の同項第1号の銘柄である振替株式についての減少の記載又は記録をしなければならない。
- 11 機構は、機構加入者口座に前2項の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び発行者に対し、その旨を通知する。

（新株予約権の行使により生じた単元未満株式の買取請求の手続）

- 第215条 振替機関等は、その加入者から第212条第1項の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求（会社法第192条第1項の請求をいう。以下「単元未満株式同時買取請求」という。）の取次ぎの請求を受けた場合には、次項から第4項までの規定により、当該新株予約権付社債の発行者に当該請求を取り次がない限り、同項第1号の自己株式充当元口座（当該振替機関等が自己株式充当元口座を開設した者でないときは、第4項又は第6項（第7項において準用する場合を含む。）の規定により通知をした直近下位機関の顧客口）において、第1項第9号の数の同項第1号の銘柄である振替株式についての減少の記載又は記録をしなければならない。
- 2 加入者は、前項の単元未満株式同時買取請求の取次ぎの請求をする場合には、第212条第1項の請求の際に次に掲げる事項を示さなければならない。
- （1）単元未満株式同時買取請求を行う旨
 - （2）その他機構が定める事項
- 3 第1項の規定により単元未満株式同時買取請求の取次ぎの請求がされた単元未満株式については、その全部について当該請求をした加入者から第65条第2項の振替の申請があったものとみなす。
- 4 第65条から第69条までの規定は、単元未満株式同時買取請求について準用する。

第 10 節 取得条項付新株予約権付社債の取得に係る手続

第 1 款 取得条項付新株予約権付社債である振替新株予約権付社債の一部取得等

(取得条項付新株予約権付社債である振替新株予約権付社債の一部取得)

第 216 条 取得条項付新株予約権付社債である振替新株予約権付社債の発行者が当該振替新株予約権付社債の一部を取得しようとする場合には、当該発行者は、会社法第 236 条第 1 項第 7 号イの事由が生じた日以後遅滞なく、当該振替新株予約権付社債について当該発行者の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。

2 前項の振替の申請は、当該振替によりその口座(顧客口を除く。)において減少の記載又は記録がされる加入者の直近上位機関に対して行わなければならない。

(取得条項付新株予約権付社債の一部取得の対価の交付)

第 217 条 発行者が取得条項付新株予約権付社債の一部を取得すると引換えに当該新株予約権付社債の新株予約権付社債権者に対して振替新株予約権付社債を交付する場合には、当該新株予約権付社債権者の口座を第 180 条第 1 項第 3 号の口座とする同条第 1 項の新規記録通知(振替新株予約権付社債を発行する場合に限る。)又は当該新株予約権付社債権者の口座を振替先口座とする振替の申請(振替新株予約権付社債を移転する場合に限る。)をしなければならない。

2 前項の規定は、取得条項付新株予約権付社債である振替新株予約権付社債の発行者が当該振替新株予約権付社債の一部を取得しようとする場合であって、当該振替新株予約権付社債を取得すると引換えに当該新株予約権付社債権者に対して振替株式又は振替新株予約権を交付する場合について準用する。

第 2 款 取得条項付新株予約権付社債である振替新株予約権付社債の全部取得等

(取得の対価が振替新株予約権付社債である場合における取得条項付新株予約権付社債である振替新株予約権付社債の全部取得)

第 218 条 取得条項付新株予約権付社債である振替新株予約権付社債の発行者が当該振替新株予約権付社債の全部を取得しようとする場合(当該振替新株予約権付社債を取得すると引換えに当該新株予約権付社債権者に対して振替新株予約権付社債を交付する場合に限る。)には、当該発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、第 180 条及び第 192 条の規定は、適用しない。

(1) 当該発行者の取得する取得条項付新株予約権付社債である振替新株予約権付社債

- の銘柄（以下この条において「取得対象銘柄」という。）
- (2) 効力発生日（会社法第 275 条第 1 項各号列記以外の部分に規定する第 236 条第 1 項第 7 号イの事由が生じた日をいう。以下この条において同じ。）
 - (3) 取得対象銘柄についての記載又は記録の全部を抹消する日（以下この条において「全部抹消する日」という。）
 - (4) 交付する振替新株予約権付社債の銘柄（以下この節において「取得対価銘柄」という。）
 - (5) 対価交付比率（取得対象銘柄に対して取得対価銘柄を交付する割合をいう。以下この条において同じ。）
 - (6) 自己の保有する取得対象銘柄の記載又は記録がされている発行者の口座及び口座ごとの取得対象銘柄の数
 - (7) 取得対価銘柄を発行する場合には、発行する取得対価銘柄の数及び新株予約権付社債の内容
 - (8) 自己の保有する取得対価銘柄を移転する場合には、移転する取得対価銘柄の数及び当該取得対価銘柄の記載又は記録がされている発行者の口座
 - (9) その他規則で定める事項
- 2 取得対価銘柄の振替新株予約権付社債の発行者の発行代理人は、当該取得対価銘柄の発行条件を決定した場合には、規則で定めるところにより、機構に対し、第 178 条第 1 項の銘柄情報を通知しなければならない。
- 3 第 1 項の通知があった場合には、機構は、機構加入者に対し、同項各号に掲げる事項その他の規則で定める事項を通知する。
- 4 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた機構加入者が口座管理機関であるときは、当該機構加入者は、直ちに、その直近下位機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。
- 5 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 6 振替機関等は、全部抹消する日の前営業日において、次の各号に掲げる振替新株予約権付社債（取得対象銘柄であるものに限る。）について、全部抹消する日において増加の記載又は記録をすべき取得対価銘柄の数として当該各号に定める数（その数に各社債の金額に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を算出しなければならない。
- (1) 加入者の口座（顧客口を除く。以下この項において同じ。）の保有欄に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債 当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替新株予約権付社債の数に対価交付比率を乗じた数（規則で定める場合には、規則で定める比率を乗じた数）
 - (2) 加入者の口座の質権欄に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債 当該

質権欄に記載又は記録がされている当該振替新株予約権付社債の振替新株予約権付社債権者ごとの数に対価交付比率を乗じた数

- 7 前項各号に掲げる数についての増加の記載又は記録をすべき保有欄は、次の各号に掲げる数について、当該各号に定める加入者の口座の保有欄とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる数 同号の加入者の口座の保有欄
 - (2) 前項第2号に掲げる数 同号の新株予約権付社債権者である加入者の口座の保有欄
- 8 第6項第2号に掲げる数の算出をした口座管理機関が当該数についての前項第2号の増加の記載又は記録をすべき保有欄の加入者の上位機関でないときは、当該口座管理機関は、算出後直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - (1) 取得対価銘柄についての増加の記載又は記録をすべき加入者の口座
 - (2) 取得対価銘柄についての増加の記載又は記録をすべき数
 - (3) その他規則で定める事項
- 9 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知をしなければならない。
 - (1) 当該通知を受けた口座管理機関が前項第1号の加入者の上位機関でない場合 その直近上位機関に対する同項各号に掲げる事項の通知
 - (2) 当該通知を受けた口座管理機関が前項第1号の加入者の上位機関であり、かつ、増加の記載又は記録をすべき口座を開設したものでない場合 その直近下位機関であって増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であるものに対する同項各号に掲げる事項の通知
- 10 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 11 第6項第2号に掲げる数の算出をした口座管理機関が当該数についての第7項第2号の増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であって、増加の記載又は記録をすべき口座を開設したものでない場合には、当該口座管理機関は、算出後直ちに、その直近下位機関であって増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であるものに対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - (1) 取得対価銘柄についての増加の記載又は記録をすべき加入者の口座
 - (2) 取得対価銘柄についての増加の記載又は記録をすべき数
 - (3) その他規則で定める事項
- 12 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた口座管理機関が同項第1号の増加の記載又は記録をすべき加入者の口座を開設した者でないときは、当該口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であるものに対し、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

- 13 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 14 間接口座管理機関は、全部抹消する日の前営業日において、その直近上位機関に対し、全部抹消する日において当該間接口座管理機関の顧客口に記載又は記録をすべき取得対価銘柄である振替新株予約権付社債の数の合計数を通知しなければならない。
- 15 前項の間接口座管理機関の顧客口に記載又は記録をすべき数は、次に掲げる数の合計数とする。
 - (1) 当該間接口座管理機関の加入者の第6項第1号の数
 - (2) 当該間接口座管理機関が、当該間接口座管理機関が算出した第6項第2号に掲げる数についての第7項第2号の増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者である場合には、当該口座に増加の記載又は記録をすべき数
 - (3) 当該間接口座管理機関が直近下位機関から第8項又は第9項第1号(第10項において準用する場合を含む。)の通知を受けた場合であって、第8項第1号の加入者の直近上位機関であるときは、当該加入者の口座に増加の記載又は記録をすべき第7項第2号の数
 - (4) 当該間接口座管理機関がその直近上位機関から第9項第2号(第10項において準用する場合を含む。)第11項又は第12項(第13項において準用する場合を含む。)の通知を受けた場合であって、第8項第1号の加入者又は第11項第1項の加入者の直近上位機関であるときは、当該加入者の口座に増加の記載又は記録をすべき第6項第2号の数
 - (5) 前項の規定により当該間接口座管理機関がその直近下位機関から通知を受けた当該直近下位機関の顧客口に増加の記載又は記録をすべき数
- 16 機構加入者は、全部抹消する日の前営業日において、機構に対し、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる数の通知(以下この条において「新株予約権付社債数申告」という。)をしなければならない。この場合において、第1号の顧客口に増加の記録をすべき数の合計数については、前項の規定を準用する。
 - (1) 全部抹消する日において当該機構加入者の顧客口に増加の記録をすべき取得対価銘柄である振替新株予約権付社債の数の合計数その他規則で定める事項
 - (2) 全部抹消する日において当該機構加入者の加入者又はその下位機関の加入者の自己口以外の口座に増加の記載又は記録をすべき取得対価銘柄である振替新株予約権付社債の当該記載又は記録をすべき口座(顧客口を除く。)ごとの数その他の規則で定める事項
 - (3) 全部抹消する日において当該機構加入者の信託財産名義通知信託口(第230条に規定する信託財産名義通知信託口をいう。以下この章において同じ。)に増加の記録をすべき取得対価銘柄である振替新株予約権付社債の信託財産名義(第232条第1項第2号に規定する信託財産名義をいう。以下この章において同じ。)ごとの数の合計数そ

の他規則で定める事項

- 17 前項第3号の信託財産名義ごとの数は、信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている取得対象銘柄である振替新株予約権付社債の信託財産名義ごとの数に対価交付比率を乗じた数（その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。
- 18 機構は、第16項第2号に掲げる事項の通知を受けた場合であって、同号の記載又は記録をすべき口座を開設するものでないときは、規則で定めるところにより、当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に対し、同項の規定により通知を受けた同号に掲げる事項を通知する。
- 19 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた口座管理機関が当該記載又は記録をすべき口座を開設した者でないときは、当該口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である口座管理機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。
- 20 前項の規定は、同項（この項において準用する場合も含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 21 口座管理機関は、規則で定めるところにより、全部抹消する日において、次の各号に掲げる口座について、当該各号に定める措置を執らなければならない。
 - (1) 加入者の口座（顧客口を除く。）の保有欄又は質権欄 次に掲げる措置
 - イ 取得対象銘柄である振替新株予約権付社債の全部についての記載又は記録の抹消
 - ロ 第6項第1号の数の取得対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録
 - ハ 当該口座管理機関が、当該口座管理機関が算出した第6項第2号に掲げる数についての第7項第2号の増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者である場合には、当該口座の保有欄における第6項第2号の数の取得対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録
 - ニ 当該口座管理機関がその直近下位機関から第8項又は第9項第1号（第10項において準用する場合を含む。）の通知を受けた場合であって、当該通知により通知を受けた増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者であるときは、当該口座の保有欄における第6項第2号の数の取得対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録
 - ホ 当該口座管理機関がその直近上位機関から第9項第2号（第10項において準用する場合を含む。）第11項又は第12項（第13項において準用する場合を含む。）の通知を受けた場合であって、当該通知により通知を受けた増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者であるときは、当該口座の保有欄における第6項第2号の数の取得対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録
 - ヘ 当該口座管理機関がその直近上位機関から第18項又は第19項（前項において準

- 用する場合を含む。)の通知を受けた場合であって、当該通知により通知を受けた増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者であるときは、当該口座の保有欄における通知を受けた増加の記載又は記録をすべき数の取得対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録
- (2) 加入者の口座(顧客口に限る。)次に掲げる措置
- イ 取得対象銘柄である振替新株予約権付社債の全部についての記載又は記録の抹消
- ロ 当該顧客口の加入者である直近下位機関から通知を受けた全部抹消する日において当該顧客口に記載又は記録をすべき数の合計数の取得対象銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録
- ハ 当該口座管理機関がその直近上位機関から第18項又は第19項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けた場合であって、当該通知により通知を受けた増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者でないときは、その直近下位機関であって増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であるものの顧客口における当該通知により通知を受けた増加の記載又は記録をすべき数の取得対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録
- 22 機構は、規則で定めるところにより、全部抹消する日において、次の各号に掲げる口座について、当該各号に定める措置を執る。
- (1) 機構加入者の自己口(信託財産名義通知信託口を除く。) 次に掲げる措置
- イ 取得対象銘柄である振替新株予約権付社債の全部についての記録の抹消
- ロ 第6項第1号の数の取得対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記録
- ハ 新株予約権付社債数申告により第16項第2号に掲げる事項の通知を受けた場合であって、同号の記載又は記録をすべき口座が機構加入者口座であるときは、当該機構加入者口座における当該通知により通知を受けた増加の記録をすべき数の取得対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記録
- (2) 機構加入者の信託財産名義通知信託口 次に掲げる措置
- イ 取得対象銘柄である振替新株予約権付社債の全部についての記録の抹消
- ロ 新株予約権付社債数申告により第16項第3号に掲げる事項の通知を受けた増加の記録をすべき数の取得対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記録
- (3) 機構加入者の顧客口 次に掲げる措置
- イ 取得対象銘柄である振替新株予約権付社債の全部についての記録の抹消
- ロ 新株予約権付社債数申告により第16項第1号に掲げる事項の通知を受けた増加の記録をすべき数の取得対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記録
- ハ 新株予約権付社債数申告により第16項第2号に掲げる事項の通知を受けた場合

であって、機構が同号の記載又は記録をすべき口座を開設する者でないときは、当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関の顧客口における当該通知により通知を受けた増加の記録をすべき数の取得対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記録

- 23 機構は、機構加入者口座に前項の記録の抹消及び増加の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替新株予約権付社債の発行者に対し、その旨を通知する。
- 24 前各項（第2項を除く。）次条及び第220条の規定は、取得条項付新株予約権付社債である振替新株予約権付社債の発行者が当該振替新株予約権付社債の全部を取得しようとする場合であって、当該振替新株予約権付社債を取得するのと引換えに当該新株予約権付社債権者に対して振替株式又は振替新株予約権を交付する場合について準用する。この場合において、第51条（第262条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（自己の振替新株予約権付社債を移転しようとする場合の取扱い）

第219条 前条第1項の発行者が、取得条項付新株予約権付社債である振替新株予約権付社債の全部を取得するのと引換えにその新株予約権付社債権者に対して振替新株予約権付社債を交付するに際し、取得対価銘柄である自己の振替新株予約権付社債を移転しようとする場合には、当該発行者は、その直近上位機関に対し、規則で定めるところにより、移転しようとする振替新株予約権付社債についての前条第1項第3号の全部抹消する日を振替日とする振替の申請をしなければならない。この場合において、第182条の規定は、適用しない。

- 2 前項の振替の申請をした場合には、発行者は、規則で定めるところにより、当該振替の申請における振替日前の規則で定める日までに、機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- （1）移転しようとする振替新株予約権付社債の銘柄
- （2）移転しようとする振替新株予約権付社債の数
- （3）当該振替の申請における振替日
- （4）当該振替の申請により減少の記載又は記録がされる口座（顧客口を除く。以下「自己新株予約権付社債充当元口座」という。）

- 3 前項の通知があった場合には、機構は、自己新株予約権付社債充当元口座を開設する者でないときは、当該口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対し、前項各号に掲げる事項を通知する。

- 4 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が同項の加入者の直近上位機関でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

- 5 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 6 自己新株予約権付社債充当元口座を開設する口座管理機関は、発行者による第1項の振替の申請の内容と、第3項又は第4項(前項において準用する場合を含む。)の規定により通知を受けた内容に相違のないことを確認しなければならない。この場合において、相違があるときは、次項の規定は適用しない。
- 7 第2項、第3項又は第4項(第5項において準用する場合を含む。)の通知を受けた振替機関等は、規則で定めるところにより、第2項第3号の振替日において、自己新株予約権付社債充当元口座(当該振替機関等が自己新株予約権付社債充当元口座を開設した者でないときは、第3項又は第4項(第5項において準用する場合を含む。)の規定により通知をした直近下位機関の顧客口)において、第2項第2号の数の同項第1号の取得対価銘柄である振替新株予約権付社債についての減少の記載又は記録をしなければならない。
- 8 機構は、機構加入者口座に前項の減少の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替新株予約権付社債の発行者に対し、その旨を通知する。
- 9 第6項の確認において相違があるときは、同項の口座管理機関は、直ちに、その直近上位機関に対し、その旨を通知しなければならない。
- 10 前項の規定は、同項の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(調整新株予約権付社債数の記載又は記録)

第220条 機構は、第218条第21項第1号イ及び第2号イ並びに同条第22項第1号イ、第2号イ及び第3号イの振替新株予約権付社債についての記載又は記録の全部の抹消に係る総新株予約権付社債権者報告(第244条第1項に規定する総新株予約権付社債権者報告をいう。以下同じ。)を受けたときは、当該新株予約権付社債権者に交付されるべき取得対価銘柄である振替新株予約権付社債の数のうち第218条第21項又は第22項の規定により全部抹消する日において口座に増加の記載又は記録がされた数を減じた数(以下この章において「調整新株予約権付社債数」という。)を算出し、規則で定めるところにより、その直近下位機関であって第1号の口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。

- (1) 調整新株予約権付社債数についての増加の記載又は記録をすべき口座(顧客口を除く。以下この条において「調整新株予約権付社債数記録先口座」という。)
- (2) 調整新株予約権付社債数記録先口座に記載又は記録をすべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数
- (3) 前号の数の増加の記載又は記録をすべき日(以下この条において「調整新株予約権付社債数記録日」という。)

(4) その他規則で定める事項

- 2 調整新株予約権付社債数記録先口座は、調整新株予約権付社債数(その数に各社債の金額に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)について、取得対価銘柄の交付を受ける新株予約権付社債権者の口座(顧客口を除く。)のうち、前項の記載又は記録の抹消をした日の前営業日において取得対象銘柄である振替新株予約権付社債について最も大きい数を記載又は記録をしていた口座(二以上あるときは、そのうちの規則で定める口座)とする。
- 3 第1項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が同項第1号の口座を開設した者でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である口座管理機関に対し、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 5 口座管理機関(第1項又は第3項(前項において準用する場合を含む。))の通知を受けた者に限る。)は、規則で定めるところにより、第1項又は第3項(前項において準用する場合を含む。)の規定により通知を受けた調整新株予約権付社債数記録日において、通知を受けた調整新株予約権付社債数記録先口座(当該口座管理機関が調整新株予約権付社債数記録先口座を開設した者でないときは、当該口座管理機関が第3項(前項において準用する場合を含む。)の規定による通知をした直近下位機関の顧客口)において、当該調整新株予約権付社債数記録先口座に増加の記載又は記録をすべき数の取得対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録をしなければならない。
- 6 機構は、規則で定めるところにより、調整新株予約権付社債数記録日において、次に掲げる措置を執る。
 - (1) 前項の口座管理機関(直接口座管理機関であるものに限る。)の顧客口における当該口座管理機関に通知した調整新株予約権付社債数記録先口座に増加の記載又は記録をすべき数の取得対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記録
 - (2) 調整新株予約権付社債数記録先口座が機構加入者口座である場合には、当該機構加入者口座における第1項第2号の数の取得対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記録
- 7 機構は、機構加入者口座に前項の増加の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替新株予約権付社債の発行者に対し、その旨を通知する。

(取得の対価が振替新株予約権付社債等でない場合における取得条項付新株予約権付社債である振替新株予約権付社債の全部取得の取扱い)

第221条 取得条項付新株予約権付社債である振替新株予約権付社債の発行者が当該振替新株予約権付社債の全部を取得しようとする場合(当該振替新株予約権付社債を取得す

るのと引換えに当該新株予約権付社債権者に対して振替株式、振替新株予約権又は振替新株予約権付社債を交付しない場合に限る。)には、当該発行者は、機構に対し、全部抹消の通知をしなければならない。

(取得の対価が振替新株予約権付社債である場合における振替新株予約権付社債でない取得条項付新株予約権付社債の全部取得の対価の交付の取扱い)

第 222 条 発行者が振替新株予約権付社債でない取得条項付新株予約権付社債の全部を取得するのと引換えに当該新株予約権付社債権者に対して振替新株予約権付社債を交付する場合には、当該新株予約権付社債権者の口座を第 180 条第 1 項第 3 号の口座とする同項の新規記録通知(振替新株予約権付社債を発行する場合に限る。)又は当該新株予約権付社債権者の口座を振替先口座とする振替の申請(振替新株予約権付社債を移転する場合に限る。)をしなければならない。この場合において、同条の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

2 前項の規定は、発行者が振替新株予約権付社債でない取得条項付新株予約権付社債の全部を取得するのと引換えに当該新株予約権付社債権者に対して振替株式又は振替新株予約権を交付する場合について準用する。この場合において、技術的読替えその他必要な事項は、規則で定める。

第 11 節 新株予約権付社債無償割当てに係る手続

(振替株式の株主に対する振替新株予約権付社債の新株予約権付社債無償割当てに係る手続)

第 223 条 振替株式の発行者が当該振替株式の株主に対する新株予約権付社債無償割当て(会社法第 277 条に規定する新株予約権無償割当てにより新株予約権付社債が割り当てられるものをいう。以下同じ。)をしようとする場合(当該株主に割り当てる新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合(規則で定める場合を除く。))に限る。)には、当該発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、第 180 条の規定は、適用しない。

- (1) 新株予約権付社債無償割当てを受ける振替株式の銘柄(以下この条において「対象銘柄」という。)
- (2) 新株予約権付社債無償割当てをする振替新株予約権付社債の銘柄(以下この条において「割当銘柄」という。)
- (3) 新株予約権付社債無償割当ての基準日
- (4) 新株予約権付社債無償割当ての効力発生日(新株予約権付社債無償割当てがその効力を生ずる日をいう。)
- (5) 割当比率(対象銘柄に対して割当銘柄を交付する割合をいう。以下この条におい

て同じ。)

(6) 自己の保有する対象銘柄の記載又は記録がされた口座及び口座ごとの割当銘柄の数

(7) 割当銘柄を発行する場合には、発行する割当銘柄の数及び新株予約権付社債の内容

(8) 自己の保有する割当銘柄を移転する場合には、移転する割当銘柄の数及び当該割当銘柄の記載又は記録がされている発行者の口座

(9) その他規則で定める事項

2 前項の新株予約権付社債の無償割当を行う発行者の発行代理人は、規則で定めるところにより、機構に対し、割当銘柄である振替新株予約権付社債に係る第178条第1項の銘柄情報の通知を行わなければならない。

3 第80条第2項から第22項まで(同条第20項第1号イ及び第2号イ並びに同条第21項第1号イ、第2号、第3号イ及び第4号イの規定を除く。)、第81条及び第82条の規定は、第1項の通知があった場合における機構及び口座管理機関における処理について、第83条の規定は、株券喪失登録がされた株券に係る振替株式についての新株予約権付社債の無償割当ての取扱いについて準用する。この場合において、これらの規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表中右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

取得対象銘柄	対象銘柄
取得対価銘柄	割当銘柄
対価交付比率	割当比率
新株式数申告	新株予約権付社債数申告
調整株式数	調整新株予約権付社債数
取得対価銘柄である振替株式	割当銘柄である振替新株予約権付社債
移転しようとする振替株式	移転しようとする振替新株予約権付社債
自己の振替株式	自己の振替新株予約権付社債
自己株式充当元口座	自己新株予約権付社債充当元口座

(振替株式でない株式の株主に対する振替新株予約付社債の新株予約権付社債無償割当ての取扱い)

第224条 発行者が振替株式でない株式の株主に対する振替新株予約権付社債の新株予約権付社債無償割当てをする場合には、当該株主の口座を第180条第1項第3号の口座とする同項の新規記録通知(振替新株予約権付社債を発行する場合に限る。)又は当該株主の口座を振替先口座とする振替の申請(振替新株予約権付社債を移転する場合に限る。)をしなければならない。

第 12 節 新株予約権付社債の承継に係る手続

(合併、株式交換、株式移転又は会社分割に伴う新株予約権付社債の承継により他の銘柄の振替新株予約権付社債が交付される場合に関する記載又は記録手続)

第 225 条 合併により消滅する会社又は株式交換若しくは株式移転をする会社並びに会社分割をする会社(以下この節において「消滅会社等」と総称する。)の新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合において、存続会社等(吸収合併存続会社又は株式交換完全親会社若しくは吸収分割承継会社をいう。以下この節において同じ。)又は新設会社等(新設合併設立会社又は株式移転設立完全親会社若しくは新設分割設立会社をいう。以下この節において同じ。)が吸収合併等(吸収合併又は株式交換若しくは吸収分割をいう。以下この節において同じ。)又は新設合併等(新設合併又は株式移転若しくは新設分割をいう。以下この節において同じ。)に際して振替新株予約権付社債を交付しようとするときは、消滅会社等は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、第 180 条及び第 192 条の規定は、適用しない。

- (1) 当該消滅会社等の振替新株予約権付社債の新株予約権付社債権者に対して当該吸収合併等又は新設合併等に際して交付する振替新株予約権付社債の銘柄(以下この条において「合併等対価銘柄」という。)
 - (2) 当該消滅会社等の振替新株予約権付社債の銘柄(以下「消滅会社等銘柄」という。)
 - (3) 割当比率(消滅会社等銘柄の振替新株予約権付社債に対して合併等対価銘柄の振替新株予約権付社債を交付する割合をいう。以下この条において同じ。)
 - (4) 合併等効力発生日(吸収合併等がその効力を生ずる日又は新設会社等の成立の日をいう。以下この条において同じ。)
 - (5) 合併等対価銘柄の振替新株予約権付社債のうち発行に係るものの総数及び新株予約権付社債の内容
 - (6) その他規則で定める事項
- 2 合併等対価銘柄の振替新株予約権付社債の発行者の発行代理人は、当該合併等対価銘柄の発行条件を決定した場合には、規則で定めるところにより、機構に対し、第 178 条の銘柄情報の通知を行わなければならない。
 - 3 第 1 項前段の通知があった場合には、機構は、機構加入者に対し、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項その他規則で定める事項を通知する。
 - 4 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた機構加入者が口座管理機関であるときは、当該機構加入者は、直ちに、その直近下位機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。
 - 5 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

- 6 振替機関等は、合併等効力発生日の前営業日において、次の各号に掲げる消滅会社等銘柄について、合併等効力発生日において増加の記載又は記録をすべき合併等対価銘柄の数として当該各号に定める数（その数に各社債の金額に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を算出しなければならない。
- (1) 加入者の口座（顧客口を除く。以下この項において同じ。）の保有欄に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債 当該保有欄に記載又は記録がされている当該振替新株予約権付社債の数に割当比率を乗じた数
 - (2) 加入者の口座の質権欄に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債 当該質権欄に記載又は記録がされている当該振替新株予約権付社債の新株予約権付社債権者ごとの数に割当比率を乗じた数
- 7 前項各号に掲げる数についての増加の記載又は記録をすべき保有欄は、次の各号に掲げる数について、当該各号に定める加入者の口座の保有欄とする。
- (1) 前項第1号に掲げる数 同号の加入者の口座の保有欄
 - (2) 前項第3号に掲げる数 同号の新株予約権付社債権者である加入者の口座の保有欄
- 8 第6項第2号に掲げる数の算出をした口座管理機関が当該数についての前項第2号の増加の記載又は記録をすべき保有欄の加入者の上位機関でないときは、当該口座管理機関は、算出後直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
- (1) 合併等対価銘柄についての増加の記載又は記録をすべき加入者の口座
 - (2) 合併等対価銘柄についての増加の記載又は記録をすべき数
 - (3) その他規則で定める事項
- 9 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知をしなければならない。
- (1) 当該通知を受けた口座管理機関が前項第1号の加入者の上位機関でない場合 その直近上位機関に対する前項各号に掲げる事項の通知
 - (2) 当該通知を受けた口座管理機関が前項第1号の加入者の上位機関であり、かつ、増加の記載又は記録をすべき口座を開設したものでない場合 その直近下位機関であって増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であるものに対する前項各号に掲げる事項の通知
- 10 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 11 第6項第2号に掲げる数の算出をした口座管理機関が当該数についての第7項第2号の増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であって、増加の記載又は記録をすべき口座を開設したものでない場合には、当該口座管理機関は、算出後直ちに、その直近下位機関であって増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であるも

のに対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 合併等対価銘柄についての増加の記載又は記録をすべき加入者の口座
 - (2) 合併等対価銘柄についての増加の記載又は記録をすべき数
 - (3) その他規則で定める事項
- 12 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた口座管理機関が同項第 1 号の増加の記載又は記録をすべき加入者の口座を開設した者でないときは、当該口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であるものに対し、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 13 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 14 間接口座管理機関は、合併等効力発生日の前営業日において、その直近上位機関に対し、合併等効力発生日において当該間接口座管理機関の顧客口に記載又は記録をすべき合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債の数の合計数を通知しなければならない。
- 15 前項の間接口座管理機関の顧客口に記載又は記録をすべき数は、次に掲げる数の合計数とする。
- (1) 当該間接口座管理機関の加入者の第 6 項第 1 号の数
 - (2) 当該間接口座管理機関が、当該間接口座管理機関が算出した第 6 項第 2 号に掲げる数についての第 7 項第 2 号の増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者である場合には、当該口座に増加の記載又は記録をすべき数
 - (3) 当該間接口座管理機関が直近下位機関から第 8 項又は第 9 項第 1 号(第 10 項において準用する場合を含む。)の通知を受けた場合であって、第 8 項第 1 号の加入者の直近上位機関であるときは、当該加入者の口座に増加の記載又は記録をすべき第 6 項第 2 号の数
 - (4) 当該間接口座管理機関がその直近上位機関から第 9 項第 2 号(第 10 項において準用する場合を含む。)、第 11 項又は第 12 項(第 13 項において準用する場合を含む。)の通知を受けた場合であって、第 8 項第 1 号の加入者又は第 11 項第 1 項の加入者の直近上位機関であるときは、当該加入者の口座に増加の記載又は記録をすべき第 6 項第 2 号の数
 - (5) 前項の規定により当該間接口座管理機関がその直近下位機関から通知を受けた当該直近下位機関の顧客口に増加の記載又は記録をすべき数
- 16 機構加入者は、第 1 項第 4 号の合併等効力発生日の前営業日において、機構に対し、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる数の通知(以下この条において「新株予約権付社債数申告」という。)をしなければならない。この場合において、第 1 号の顧客口に増加の記録をすべき数の合計数については、前項の規定を準用する。
- (1) 合併等効力発生日において当該機構加入者の顧客口に増加の記録をすべき合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債の数の合計数その他規則で定める事項

- (2) 合併等効力発生日において当該機構加入者の加入者又はその下位機関の加入者の自己口以外の口座に増加の記載又は記録をすべき合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債(次号に掲げるものを除く。)の当該記載又は記録をすべき口座(顧客口を除く。)ごとの数その他規則で定める事項
- (3) 合併等効力発生日において当該機構加入者の信託財産名義通知信託口(第230条に規定する信託財産名義通知信託口をいう。以下この章において同じ。)に増加の記録をすべき合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債の信託財産名義ごとの数の合計数その他規則で定める事項
- 17 前項第3号の信託財産名義ごとの数は、信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている消滅会社等銘柄である振替新株予約権付社債の信託財産名義ごとの数に割当比率を乗じた数(その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とする。
- 18 機構は、第16項第2号に掲げる事項の通知を受けた場合であって、同号の記載又は記録をすべき口座を開設する者でないときは、規則で定めるところにより、当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に対し、同項の規定により通知を受けた同号に掲げる事項を通知する。
- 19 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた口座管理機関が当該記載又は記録をすべき口座を開設した者でないときは、当該口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である口座管理機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。
- 20 前項の規定は、同項(この項において準用する場合も含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 21 口座管理機関は、合併等効力発生日において、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる口座について、当該各号に定める措置を執らなければならない。
- (1) 加入者の口座(顧客口を除く。)の保有欄又は質権欄 次に掲げる措置
- イ 消滅会社等銘柄である振替新株予約権付社債の全部についての記載又は記録の抹消
- ロ 第6項第1号の数の合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録
- ハ 当該口座管理機関が、当該口座管理機関が算出した第6項第2号に掲げる数についての第7項第2号の増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者である場合には、当該口座の保有欄における第6項第2号の数の合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録
- ニ 当該口座管理機関がその直近下位機関から第8項又は第9項第1号(第10項において準用する場合を含む。)の通知を受けた場合であって、当該通知により通知を受けた増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者であるときは、当該口座の保有

- 欄における第 6 項第 2 号の数の合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録
- ホ 当該口座管理機関がその直近上位機関から第 9 項第 2 号(第 10 項において準用する場合を含む。)第 11 項又は第 12 項(第 13 項において準用する場合を含む。)の通知を受けた場合であって、当該通知により通知を受けた増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者であるときは、当該口座の保有欄における第 6 項第 2 号の数の合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録
- ヘ 当該口座管理機関がその直近上位機関から第 18 項又は第 19 項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けた場合であって、当該通知により通知を受けた増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者であるときは、当該口座の保有欄における通知を受けた増加の記載又は記録をすべき数の合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録
- (2) 加入者の口座(顧客口に限る。)次に掲げる措置
- イ 消滅会社等銘柄である振替新株予約権付社債の全部についての記載又は記録の抹消
- ロ 当該顧客口の加入者である直近下位機関から通知を受けた合併等効力発生日において当該顧客口に記録をすべき数の合計数の合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録
- ハ 当該口座管理機関がその直近上位機関から第 18 項又は第 19 項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けた場合であって、当該通知により通知を受けた増加の記載又は記録をすべき口座を開設した者でないときは、その直近下位機関であって増加の記載又は記録をすべき口座の加入者の上位機関であるものの顧客口における当該通知により通知を受けた増加の記載又は記録をすべき数の合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録
- 22 機構は、合併等効力発生日において、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる口座について、当該各号に定める措置を執る。
- (1) 機構加入者の自己口(信託財産名義通知信託口を除く。)次に掲げる措置
- イ 消滅会社等銘柄である振替新株予約権付社債の全部についての記録の抹消
- ロ 第 6 項第 1 号の数の合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記録
- ハ 新株予約権付社債数申告により第 16 項第 2 号に掲げる事項の通知を受けた場合であって、同号の記載又は記録をすべき口座が機構加入者口座であるときは、当該機構加入者口座における当該通知により通知を受けた増加の記録をすべき数の合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記録
- (2) 機構加入者の信託財産名義通知信託口 次に掲げる措置
- イ 消滅会社等銘柄である振替新株予約権付社債の全部についての記録の抹消

□ 新株予約権付社債数申告により第 16 項第 3 号に掲げる事項の通知を受けた増加の記録をすべき数の合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記録

(3) 機構加入者の顧客口 次に掲げる措置

イ 消滅会社等銘柄である振替新株予約権付社債の全部についての記録の抹消

□ 新株予約権付社債数申告により第 16 項第 1 号に掲げる事項の通知を受けた増加の記録をすべき数の合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記録

ハ 新株予約権付社債数申告により第 16 項第 2 号に掲げる事項の通知を受けた場合であって、機構が同号の記載又は記録をすべき口座を開設する者でないときは、当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関の顧客口における当該通知により通知を受けた増加の記載又は記録をすべき数の合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記録

23 機構は、機構加入者口座に前項の記録の抹消及び増加の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替新株予約権付社債の発行者に対し、その旨を通知する。

(自己の振替新株予約権付社債を移転しようとする場合の取扱い)

第 226 条 存続会社等が、消滅会社等の新株予約権付社債権者に対して振替新株予約権付社債を交付するに際し、合併等対価銘柄である自己の振替新株予約権付社債を移転しようとする場合には、当該会社は、規則で定めるところにより、その直近上位機関に対し、移転しようとする振替新株予約権付社債についての前条第 1 項第 4 号の合併等効力発生日を振替日とする振替の申請をしなければならない。この場合において、第 182 条の規定は、適用しない。

2 前項の振替の申請をした場合には、発行者は、規則で定めるところにより、当該振替の申請における振替日前の規則で定める日までに、機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 移転しようとする振替新株予約権付社債の銘柄

(2) 移転しようとする振替新株予約権付社債の数

(3) 当該振替の申請における振替日

(4) 当該振替の申請により減少の記載又は記録がされる口座(顧客口を除く。以下この条において「自己新株予約権付社債充当元口座」という。)

3 前項の通知があった場合には、機構は、自己新株予約権付社債充当元口座を開設するものでないときは、当該口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対し、前項各号に掲げる事項を通知する。

4 前項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が同項の加入者の直近上位機関でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関

であって当該加入者の上位機関であるもの対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

- 5 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 6 自己新株予約権付社債充当元口座を開設する口座管理機関は、発行者による第1項の振替の申請の内容と、第3項又は第4項(前項において準用する場合を含む。)の規定により通知を受けた内容に相違のないことを確認しなければならない。
- 7 第2項、第3項又は第4項(第5項において準用する場合を含む。)の通知を受けた振替機関等は、規則で定めるところにより、第2項第3号の振替日において、自己新株予約権付社債充当元口座(当該振替機関等が自己新株予約権付社債充当元口座を開設した者でないときは、第3項又は第4項(第5項において準用する場合を含む。)の規定により通知をした直近下位機関の顧客口)において、第2項第2号の数の同項第1号の合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債についての減少の記載又は記録をしなければならない。
- 8 機構は、機構加入者口座に前項の減少の記載又は記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替新株予約権付社債の発行者に対し、その旨を通知する。

(調整新株予約権付社債数の記載又は記録)

第227条 機構は、第225条第21項第1号イ及び第2号イ並びに同条第22項第1号イ、第2号イ及び第3号イの振替新株予約権付社債についての記載又は記録の全部の抹消に係る総新株予約権付社債権者報告を受けたときは、当該新株予約権付社債権者に交付されるべき合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債の数のうち第225条第20項又は第21項の規定により全部抹消する日において口座に増加の記載又は記録がされた数を減じた数(以下この条において「調整新株予約権付社債数」という。)を算出し、規則で定めるところにより、その直近下位機関であって第1号の口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。

- (1) 調整新株予約権付社債数についての増加の記載又は記録をすべき口座(顧客口を除く。以下この条において「調整新株予約権付社債数記録先口座」という。)
 - (2) 調整新株予約権付社債数記録先口座に記載又は記録をすべき振替新株予約権付社債の銘柄及び数
 - (3) 前号の数の増加の記載又は記録をすべき日(以下この条において「調整新株予約権付社債数記録日」という。)
 - (4) その他規則で定める事項
- 2 調整新株予約権付社債数(その数に各社債の金額に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)については、合併等対価銘柄の交付を受ける新株予約権付社債権者の口座(顧客口を除く。)のうち、前項の記載又は記録の抹消をした日において消

減会社等銘柄である振替新株予約権付社債について最も大きい数を記録していた口座（二以上あるときは、そのうちの規則で定める口座）に増加の記載又は記録を行う。

- 3 第1項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が同項第1号の口座を開設した者でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である口座管理機関に対し、第1項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 5 口座管理機関（第1項又は第3項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けた者に限る。）は、規則で定めるところにより、第1項又は第3項（前項において準用する場合を含む。）の規定により通知を受けた調整新株予約権付社債数記録日において、通知を受けた調整新株予約権付社債数記録先口座（当該口座管理機関が調整新株予約権付社債数記録先口座を開設した者でないときは、当該口座管理機関が第3項（前項において準用する場合を含む。）の規定により通知をした直近下位機関の顧客口）において、当該調整新株予約権付社債数記録先口座に増加の記載又は記録をすべき数の合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記載又は記録をしなければならない。
- 6 機構は、規則で定めるところにより、調整新株予約権付社債数記録日において、次に掲げる措置を執る。
 - （1）前項の口座管理機関（直接口座管理機関であるものに限る。）の顧客口における当該口座管理機関に通知した調整新株予約権付社債数記録先口座に増加の記載又は記録をすべき数の合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記録
 - （2）調整新株予約権付社債数記録先口座が機構加入者口座である場合には、当該機構加入者口座における第1項第2号の数の合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債についての増加の記録
- 7 機構は、機構加入者口座に前項の増加の記録をしたときは、当該機構加入者及び振替新株予約権付社債の発行者に対し、その旨を通知する。

（承継される振替新株予約権付社債が特別口座に記載又は記録がされている場合の取扱い）

第228条 第225条において、株式交換又は株式移転若しくは会社分割（以下この節において「株式交換等」という。）により株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社若しくは分割会社（以下この節において「完全子会社」という。）となる会社の振替新株予約権付社債（以下この節において「完全子会社等銘柄」という。）が特別口座に記載又は記録がされている場合には、振替機関等は、株式交換等により交付される株式交換完全親会社、株式移転完全親会社又は承継会社（以下この節において「完全親会社等」という。）の振替新株予約権付社債（以下この節において「株式交換等対価銘柄」という。）を当該

特別口座に記録することができない。

- 2 前項の場合において、振替機関等は、株式交換等対価銘柄を誤って特別口座に記載又は記録をした場合には、直ちにその記載又は記録を変更しなければならない。

(消滅会社等の新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合において存続会社等又は新設会社等が吸収合併等又は新設合併等に際して振替新株予約権付社債でない新株予約権付社債を交付しようとするときの取扱い)

第 229 条 消滅会社等の新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合において、存続会社等又は新設会社等が吸収合併等又は新設合併等に際して振替新株予約権付社債でない新株予約権付社債を交付しようとするときは、当該消滅会社等は、規則で定めるところにより、合併等効力発生日を第 192 条第 1 項第 2 号の全部抹消する日として全部抹消の通知をしなければならない。

第 13 節 信託財産名義の取扱い

(信託財産名義管理簿の備置)

第 230 条 機構及び第 233 条第 2 項の承認を受けた信託口(以下この節において「信託財産名義通知信託口」という。)の機構加入者は、信託財産名義管理簿を備えなければならない。

(信託財産名義管理簿の保存)

第 231 条 機構及び前項の機構加入者は、その備える信託財産名義管理簿を適正かつ確実に保存しなければならない。ただし、作成後 10 年を経過したものについてはその記載若しくは記録を削除し、又はその記載若しくは記録に係る部分を廃棄することができる。

(信託財産名義管理簿の記載又は記録事項)

第 232 条 信託財産名義管理簿には、次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (1) 信託財産名義の取扱い(次項において読み替えて準用する第 134 条第 1 項に規定する信託財産名義の取扱いをいう。以下この章において同じ。)をする信託口に係る規則で定める事項
- (2) 信託財産名義(次項において読み変えて準用する第 134 条第 1 項に規定する信託財産名義をいう。以下この章において同じ。)として表示する名称
- (3) 信託財産名義ごとの振替新株予約権付社債の銘柄及び数
- (4) 前号の数についての増減が生じたときは、増加又は減少の別、その数及び当該増減が生じた日
- (5) その他規則で定める事項

2 第 134 条から第 136 条までの規定は、振替新株予約権付社債について準用する。この場合において、第 134 条第 1 項中「総株主通知、個別株主通知又は発行者による情報提供請求」とあるのは「総新株予約権付社債権者通知（第 240 条に規定する総新株予約権付社債権者通知をいう。）」と、第 136 条第 2 項中「株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、会社分割、合併、株式交換又は株式移転において、第 80 条第 20 項若しくは第 21 項（第 92 条第 2 項及び第 102 条第 9 項において準用する場合を含む。）、第 87 条第 10 項若しくは第 11 項、第 89 条第 10 項若しくは第 11 項又は第 94 条第 10 項若しくは第 11 項の規定により」とあるのは「取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、合併、株式交換又は株式移転、取得条項付新株予約権付社債の全部取得において、第 80 条第 23 項において準用する同条第 20 項若しくは第 21 項、第 94 条第 13 条において準用する同条第 10 項若しくは第 11 項、第 218 条第 21 項若しくは第 22 項又は第 225 条第 21 条又は第 22 条の規定により」と、同条第 3 項中「第 77 条の規定」とあるのは「第 192 条の規定」と読み替えるものとする。

（信託財産名義の取扱いの包括的な申出）

第 233 条 機構加入者は、機構に対し、当該機構加入者の信託口に記載された振替新株予約権付社債について、信託財産名義の個別の申出（前項第 2 項において読み替えて準用する第 134 条第 1 項の規定による申出をいう。）に代えて、当該機構加入者が信託財産名義管理簿を備えて信託財産名義ごとの数及びその増減等を管理し、当該信託口に記載された振替新株予約権付社債についての総新株予約権付社債権者通知及び振替口座簿記録事項通知等に係る必要な情報を機構に対して報告するための事務（以下この章において「信託財産名義管理事務」という。）を行うことの申出（以下この章において「信託財産名義の取扱いの包括的な申出」という。）を申請することができる。

2 機構加入者から信託財産名義の取扱いの包括的な申出の申請を受けた場合であって、当該機構加入者が信託財産名義管理事務を適正かつ円滑に行うことができることその他の機構が定める要件を満たしていると認めるときは、機構は、当該申請を承認する。

第 14 節 振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続

（発行総数と振替口座簿に記載をすべき数についての照合）

第 234 条 機構は、毎営業日において、振替新株予約権付社債の発行者に対し、当該発行者が発行している振替新株予約権付社債のうち機構の備える振替口座簿に記載がされている数その他機構が定める事項を通知する。

2 振替新株予約権付社債の発行者は、前項の規定により通知を受けた内容について、規則で定めるところにより、当該振替新株予約権付社債の発行総数（償還があったもの、

新株予約権の消却及び新株予約権の行使があったものの数を除く。)との整合性の確認をしなければならない。

(機構加入者における振替口座簿に記録をすべき数等についての照合)

第 235 条 機構は、毎営業日において、すべての機構加入者に対し、その機構加入者口座に記録がされている振替新株予約権付社債の数を通知する。

2 機構加入者は、前項の規定により通知を受けた内容について、規則で定めるところにより、その備える振替口座簿に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の数との整合性(機構加入者が直接口座管理機関である場合に限る。)の確認をしなければならない。

(間接口座管理機関における振替口座簿に記録をすべき数等についての照合)

第 236 条 間接口座管理機関とその直近上位機関は、毎営業日において、前条の規定に準じた通知及び確認をしなければならない。

第 15 節 超過記載又は記録に係る義務の履行

(機構の超過記録に係る義務の履行)

第 237 条 法第 209 条の規定による振替新株予約権付社債の取得によりすべての振替新株予約権付社債権者の有する同条に規定する銘柄の振替新株予約権付社債の総数が当該銘柄の振替新株予約権付社債の発行総数(償還があったもの、新株予約権の消却及び新株予約権の行使があったものの数を除く。)を超えることとなる場合において、第 1 号の合計数が第 2 号の発行総数を超えるときは、機構は、その超過数(第 1 号の合計数から第 2 号の発行総数を控除した数をいう。)に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権付社債を取得する。

(1) 機構の備える振替口座簿における機構加入者の口座に記録された当該銘柄の振替新株予約権付社債の数の合計数

(2) 当該銘柄の振替新株予約権付社債の発行総数(償還があったもの、新株予約権の消却及び新株予約権の行使があったものの数を除く。)

2 前項第 1 号に規定する数は、同号に規定する口座における増加又は減少の記録であって当該記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、法第 209 条の規定により当該記録に係る数の振替新株予約権付社債を取得した者のないことが証明されたときは、当該記録がなかったとした場合の数とする。

3 機構は、第 1 項の規定により振替新株予約権付社債を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替新株予約権付社債についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をする。

- 4 機構は、振替新株予約権付社債について前項の規定により放棄の意思表示を行ったときは、直ちに、当該振替新株予約権付社債について振替口座簿の抹消を行う。

(機関口座の開設)

第 238 条 機構は前条に規定する手続を行う場合には、機関口座を開設する。

- 2 機構が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記録する。

- (1) 振替新株予約権付社債の銘柄
- (2) 振替新株予約権付社債の銘柄ごとの数

(口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の履行)

第 239 条 第 237 条第 1 項に規定する場合において、第 1 号の合計数が第 2 号の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、その超過数(第 1 号の合計数から第 2 号の数を控除した数をいう。)に相当する数の当該銘柄の振替新株予約権付社債について権利の全部を放棄する旨の意思表示をする義務を負う。

- (1) 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権付社債の数の合計数
 - (2) 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の顧客口に記載され、又は記録された当該銘柄の振替新株予約権付社債の数
- 2 第 237 条第 2 項の規定は、次に掲げる事項について準用する。
- (1) 前項第 1 号に規定する数
 - (2) 前項第 2 号に規定する顧客口における増加又は減少の記載又は記録であって当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合における同号に掲げる数
- 3 第 1 項の場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過数に相当する数の同項に規定する銘柄の振替新株予約権付社債を有していないときは、同項の規定による放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄の振替新株予約権付社債を取得する義務を負う。
- 4 口座管理機関は、第 1 項の規定により放棄の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
- (1) 当該放棄の意思表示をした旨
 - (2) 当該放棄の意思表示に係る振替新株予約権付社債の銘柄及び数
- 5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第 2 号に掲げる銘柄の振替新株予約権付社債について、その備える振替口座簿における次に掲げる記載又は記録をしなければならない。
- (1) 前項の口座管理機関の自己口における同項第 2 号に掲げる数の減少の記載又は記

録

(2) 前号の口座管理機関の顧客口における前項第 2 号に掲げる数の増加の記載又は記録

第 16 節 総新株予約権付社債権者通知に係る手続

(総新株予約権付社債権者通知に係る新株予約権付社債権者確定日)

第 240 条 機構は、振替新株予約権付社債について、振替機関等が第 218 条、第 221 条、第 225 条及び第 229 条の規定により特定の銘柄の振替新株予約権付社債に係る振替口座簿の記載又は記録の全部の抹消をする事由（以下この章において「総新株予約権付社債権者通知事由」という。）が生じたときは、当該総新株予約権付社債権者通知事由に係る振替新株予約権付社債の発行者に対し、当該抹消をした日の前日を総新株予約権付社債権者通知（法第 218 条第 1 項に規定する通知をいう。以下この章において同じ。）に係る新株予約権付社債権者を確定する日（以下この章において「新株予約権付社債権者確定日」という。）として、規則で定めるところにより、総新株予約権付社債権者通知をする。

(通知新株予約権付社債権者)

第 241 条 機構は、次の各号に掲げる数について、当該各号に定める者を新株予約権付社債権者確定日における新株予約権付社債権者（以下「通知新株予約権付社債権者」という。）として総新株予約権付社債権者通知をする。この場合において、当該各号に掲げる数は、新株予約権付社債権者確定日における最終のものを意味するものとする。

- (1) 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の数(第 3 号及び第 4 号に掲げる数を除く。) 当該口座の加入者
- (2) 加入者の口座の質権欄に記載又は記録がされている質権新株予約権付社債の数
当該質権新株予約権付社債に係る新株予約権付社債権者
- (3) 機構加入者の信託口（信託財産名義通知信託口を除く。）に記載がされている振替新株予約権付社債の数 機構が備える信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている当該新株予約権付社債に係る信託財産名義
- (4) 機構加入者の信託財産名義通知信託口に記録がされている振替株式の数 当該機構加入者が備える信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている当該振替新株予約権付社債に係る信託財産名義

(総新株予約権付社債権者通知日程案内)

第 242 条 機構は、総新株予約権付社債権者通知事由が生じることとなったときは、規則で定めるところにより、機構加入者及び発行者に対し、総新株予約権付社債権者通知に係る処理日程等に関する次に掲げる事項を通知する。

- (1) 新株予約権付社債権者確定日
 - (2) 新株予約権付社債権者確定日に係る振替新株予約権付社債の銘柄（以下この章において「総新株予約権付社債権者通知対象銘柄」という。）
 - (3) 総新株予約権付社債権者通知事由
 - (4) その他規則で定める事項
- 2 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた直接口座管理機関は、その直近下位機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。
- 3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知を受けた口座管理機関について準用する。

（総新株予約権付社債権者報告対象社債数通知）

第 243 条 機構は、直接口座管理機関（信託財産名義通知信託口の機構加入者を含む。以下この条及び次条において同じ。）に対し、規則で定めるところにより、当該直接口座管理機関が行うべき総新株予約権付社債権者報告（次条第 1 項に規定する総新株予約権付社債権者報告をいう。以下この条において同じ。）の対象となる振替新株予約権付社債に係る次に掲げる事項を通知する。

- (1) 新株予約権付社債権者確定日
- (2) 総新株予約権付社債権者通知対象銘柄
- (3) 当該直接口座管理機関が行うべき総新株予約権付社債権者報告の対象となる機構加入者口座
- (4) 新株予約権付社債権者確定日において前号の機構加入者口座に記録されている第 2 号の総新株予約権付社債権者通知対象銘柄である振替新株予約権付社債の数
- (5) 当該直接口座管理機関が第 3 号の機構加入者口座について行うべき総新株予約権付社債権者報告の対象となる第 2 号の総新株予約権付社債権者通知対象銘柄である振替新株予約権付社債の数
- (6) その他規則で定める事項

（総新株予約権付社債権者報告）

第 244 条 直接口座管理機関は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項についての報告（以下「総新株予約権付社債権者報告」という。）をしなければならない。

- (1) 前条第 5 号の振替新株予約権付社債に係る新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所
- (2) 前号の新株予約権付社債権者の口座
- (3) 第 1 号の新株予約権付社債権者の有する振替新株予約権付社債（新株予約権付社債権者確定日において当該直接口座管理機関若しくはその下位機関の加入者の口座に

記載若しくは記録がされたもの又は当該直接口座管理機関が行う信託財産名義管理事務に係るものに限る。)の銘柄及び数

(4) 前号の振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている口座が第1号の新株予約権付社債権者の口座でない場合には、当該記載又は記録がされている口座

(5) その他機構が定める事項

- 2 口座管理機関は、その直近上位機関から当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債につき、第1項又はこの項の報告のために必要な事項の報告を求められたときは、速やかに、当該事項の報告をしなければならない。

(総新株予約権付社債権者通知)

第245条 機構は、前条の規定により報告を受けた内容並びにその備える振替口座簿及び信託財産名義管理簿に記載がされている内容に基づき、総新株予約権付社債権者通知対象銘柄の発行者に対し、規則で定めるところにより、新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所並びに新株予約権付社債権者確定日において当該新株予約権付社債権者の有する振替新株予約権付社債(当該新株予約権付社債権者確定日に係るものに限る。)の銘柄及び数その他の規則で定める事項(以下この章において「総新株予約権付社債権者通知事項」という。)の通知をする。

- 2 機構は、法第212条第1項又は第213条第1項の場合(振替機関等の超過記載又は記録に係る義務の全部又は一部が不履行となっている場合に限る。)において総新株予約権付社債権者通知をするときは、規則で定めるところにより、前項の総新株予約権付社債権者通知事項に加えて、新株予約権付社債権者確定日において新株予約権付社債権者の有する総新株予約権付社債権者通知対象銘柄である振替新株予約権付社債の数のうち法第212条第1項又は第213条第1項の規定により発行者に対抗することができないものの数も通知する。

(発行者による総新株予約権付社債権者通知請求)

第246条 振替新株予約権付社債の発行者は、法第218条第5項の正当な理由がある場合には、規則で定めるところにより、機構に対し、総新株予約権付社債権者通知請求(同項の請求をいう。以下同じ。)をすることができる。

- 2 前項の請求をする発行者は、当該請求において、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 新株予約権付社債権者確定日

(2) 総新株予約権付社債権者通知対象銘柄

(3) 総新株予約権付社債権者通知請求を行う理由

(4) その他規則で定める事項

- 3 第1項の請求に基づいて機構が行う総新株予約権付社債権者通知については、第241条から前条までの規定を準用する。

(新株予約権付社債権者確定日として指定することができない期間)

第247条 振替新株予約権付社債の発行者は、総新株予約権付社債権者通知事由又は総新株予約権付社債権者通知請求(機構に通知されているものに限る。)に係る一の新株予約権付社債権者確定日の前後の規則で定める期間内の日を、前条第2項第1号の新株予約権付社債権者確定日として指定することはできない。ただし、機構が特に認める場合には、この限りでない。

第17節 担保新株予約権付社債に関する取扱い

(担保新株予約権付社債の届出)

第248条 振替の申請における振替元口座又は振替先口座の加入者は、機構に対し、当該申請により当該振替先口座に増加の記載又は記録がされた担保新株予約権付社債(質権の目的である振替新株予約権付社債をいう。以下同じ。)に関する届出(以下「担保新株予約権付社債の届出」という。)をすることができる。

- 2 加入者は、担保新株予約権付社債の届出をしようとする場合には、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を示して、機構に対する担保新株予約権付社債の届出の取次ぎの請求(当該直近上位機関が機構である場合の機構に対する担保新株予約権付社債の届出を含む。以下同じ。)をしなければならない。

- (1) 振替元口座の加入者の氏名又は名称及び住所
- (2) 振替先口座の加入者の氏名又は名称及び住所
- (3) 担保新株予約権付社債の新株予約権付社債権者である加入者の氏名又は名称
- (4) 担保新株予約権付社債の銘柄
- (5) 振替日
- (6) その他規則で定める事項

- 3 前項の規定にかかわらず、機構加入者が第1項の届出をする場合には、規則で定めるところにより行わなければならない。

4 加入者から第2項の担保新株予約権付社債の届出の取次ぎの請求を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、第2項各号に掲げる事項を示して、当該担保新株予約権付社債の届出の取次ぎを委託しなければならない。

5 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合について準用する。

6 直接口座管理機関は、その加入者から担保新株予約権付社債の届出の取次ぎの請求を

受けた場合又はその直近下位機関から第4項(前項において準用する場合を含む。)の委託を受けた場合には、機構に対し、規則で定めるところにより、第2項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

- 7 第2項の取次ぎの請求がされた担保新株予約権付社債の届出は、前項の規定による通知がされたときに効力を生じるものとする。

(機構における記録)

第249条 機構は、加入者から担保新株予約権付社債の届出を受けた場合には、担保新株予約権付社債届出記録簿(担保新株予約権付社債の届出の内容を記録するための機構が備える帳簿をいう。)に当該届出における担保新株予約権付社債の新株予約権付社債権者に係る情報として、通知された事項の記録(以下「担保新株予約権付社債の届出の記録」という。)をする。

- 2 機構は、その備える担保新株予約権付社債届出記録簿に記録がされている事項に変更が生じたことを知った場合には、直ちに、当該担保株式届出記録簿にその記録をする。
- 3 機構は、その備える担保新株予約権付社債届出記録簿に記録がされている事項に誤りがあることが明らかとなった場合には、直ちに、当該記録の訂正をする。

(担保新株予約権付社債の届出の記録の解除の届出)

第250条 担保新株予約権付社債の届出の記録における振替元口座の加入者又は振替先口座の加入者は、当該記録に係る担保新株予約権付社債についての担保解除等により当該記録における振替先口座に当該担保新株予約権付社債の数についての記載又は記録がなくなつたときは、遅滞なく、機構に対し、担保新株予約権付社債の届出の記録の解除の届出をしなければならない。

- 2 前項の担保新株予約権付社債の届出の記録の解除の届出については、担保新株予約権付社債の届出に関する第248条の規定を準用する。

(機構における記録の抹消)

第251条 機構は、前条の規定により加入者から担保新株予約権付社債の記録の解除の届出を受けた場合には、当該届出に係る担保新株予約権付社債の届出の記録を抹消する。

(総新株予約権付社債権者報告を受けた場合における特例)

第252条 機構は、直接口座管理機関(第243条第1項の直接口座管理機関をいう。)から総新株予約権付社債権者報告を受けた場合であつて次の各号に掲げるときは、当該各号に定める措置を執る。

- (1) 当該総新株予約権付社債権者報告に基づき、担保新株予約権付社債の届出の記録における振替先口座に担保新株予約権付社債の新株予約権付社債権者の有する振替新

株予約権付社債の記載又は記録がないことが判明したとき 当該担保新株予約権付社債の届出の記録の抹消

- (2) 当該総新株予約権付社債権者報告に基づき、担保新株予約権付社債についての担保新株予約権付社債の届出がされていないことが判明したとき 当該担保新株予約権付社債についての担保新株予約権付社債の届出の記録

第 18 節 社債権者集会における議決権行使等のための証明書の取扱い

(社債権者集会における議決権行使等のための証明書の交付の請求)

第 253 条 加入者は、法第 222 条第 3 項の規定により、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己口に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について、法第 194 条第 3 項各号に掲げる事項を証明した書面（以下この節において「証明書」という。）の交付を請求することができる。ただし、当該振替新株予約権付社債について、既に証明書の交付を受けた者であって、当該証明書を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りではない。

2 加入者（機構加入者を除く。）が証明書の交付の請求をする場合には、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関の定めるところにより行わなければならない。

3 機構加入者が証明書の交付の請求をする場合には、規則で定めるところにより、機構に対し、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 証明書の対象となる機構加入者の氏名又は名称及び住所
- (2) 証明書の対象となる振替新株予約権付社債の銘柄及び数
- (3) 証明書の対象となる機構加入者の口座
- (4) その他規則で定める事項

(証明書の対象となった振替新株予約権付社債の取扱い)

第 254 条 加入者は、前条第 1 項の証明書の交付を受けた場合には、当該証明書をその直近上位機関に返還するまでの間は、当該証明書の対象となった振替新株予約権付社債について振替及び抹消の申請をすることはできない。

2 間接口座管理機関は、その加入者に証明書の交付を行ったときは、速やかに、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が定めるところにより、証明書の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び数を通知しなければならない。

3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合も含む。）の通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合について準用する。

4 直接口座管理機関は、その加入者に対し証明書を交付したとき又はその直近下位機関から第 2 項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、速やかに、機構に対し、規則で定めるところにより、当該証明書の対象となった振替新株予約権付社

債の銘柄、機構加入者口座及び数その他規則で定める事項を通知しなければならない。

- 5 機構は、機構加入者から前条第3項の請求を受けたとき又は直接口座管理機関から前項の通知を受けたときは、速やかに、証明書の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び数に係る振替及び抹消の請求の受付を停止する。

(証明書の返還に係る取扱い)

第255条 加入者は、証明書を返還する場合には、第253条第1項の直近上位機関に対して行なわなければならない。

- 2 間接口座管理機関は、その加入者から前項の証明書の返還を受けた場合には、速やかに、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関の定めるところにより、返還された当該証明書の対象となる振替新株予約権付社債の銘柄及び数を通知しなければならない
- 3 前項の規定は、同項(この項において準用する場合も含む。)の通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合について準用する。
- 4 直接口座管理機関は、その加入者から第1項の証明書の返還を受けたとき又はその直近下位機関から第2項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、機構に対し、規則で定めるところにより、当該証明書の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び数その他規則で定める事項を通知しなければならない。
- 5 機構は、機構加入者から証明書の返還を受けたとき又は直接口座管理機関から前項の通知を受けたときは、速やかに、証明書の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び数に係る振替及び抹消の請求の受付停止を解除する。

第19節 振替新株予約権付社債の取扱廃止時の取扱い

(社債券の発行請求の取次ぎ)

第256条 振替機関等は、振替新株予約権付社債の取扱いを廃止する場合であって、その加入者から法第193条第2項の規定に基づく発行者に対する新株予約権付社債券の発行の請求(以下「発行請求」という。)の取次ぎの請求を受けたときは、第4項から第7項までの規定により、発行者に当該発行請求を取り次がなければならない。

- 2 加入者は、前項の発行請求の取次ぎの請求をする場合には、当該加入者の直近上位機関に対し、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 発行請求をする振替新株予約権付社債の銘柄
- (2) 発行請求をする振替新株予約権付社債の金額及び新株予約権付社債券の枚数

- 3 機構加入者が機構に対し、第1項の発行請求の取次ぎの請求をする場合には、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 振替新株予約権付社債の銘柄
- (2) 新株予約権付社債券の発行請求に係る振替新株予約権付社債の総額

- (3) 前号の新株予約権付社債券の搬送先の機構加入者の名称及び住所
 - (4) その他規則で定める事項
- 4 第 1 項の場合において、同項の振替機関等が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、発行請求の取次ぎの委託をしなければならない。
 - 5 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合について準用する。
 - 6 直接口座管理機関は、その加入者から発行請求の取次ぎの請求を受けたとき又はその直近下位機関から第 4 項(前項において準用する場合を含む。)の委託を受けたときは、機構に対し、規則で定めるところにより、当該請求又は当該委託に係る第 3 項各号に掲げる事項その他の規則で定める事項を通知しなければならない。
 - 7 機構は、機構加入者から発行請求の取次ぎの請求を受けたとき又は直接口座管理機関から前項の通知を受けたときは、速やかに、当該銘柄の振替新株予約権付社債の発行者に対し、第 3 項において示された事項又は前項において通知された事項を通知する。

(発行者による新株予約権付社債券の交付)

- 第 257 条 発行者は、前条第 7 項の通知を受けた場合には、速やかに新株予約権付社債券を発行し、同条第 3 項第 3 号の機構加入者に対し、当該新株予約権付社債券を交付しなければならない。
- 2 前項において、発行者が新株予約権付社債券を交付した場合には、当該新株予約権付社債券の交付を受けた口座管理機関は、速やかに、発行請求の取次ぎの請求を行なった加入者に対し、当該新株予約権付社債券を交付しなければならない。

(新株予約権付社債券の発行請求の取次ぎの請求をしなかった新株予約権付社債権者に係る情報の通知)

第 258 条 振替機関等は、振替新株予約権付社債の取扱いを廃止する場合であって、その加入者が発行請求の取次ぎの請求を行わなかった場合には、当該振替新株予約権付社債の新株予約権付社債権者である加入者に関する次に掲げる事項を第 2 項から第 4 項までの規定により、機構を通じて、発行者に通知しなければならない。

- (1) 加入者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 振替新株予約権付社債の銘柄
 - (3) 加入者ごとの振替新株予約権付社債の金額
 - (4) その他規則で定める事項
- 2 前項の通知は、第 256 条第 3 項から第 7 項までに規定する社債券の発行請求の取次ぎの請求又は当該取次ぎの委託と併せて行わなければならない。
 - 3 第 1 項の場合において、同項の振替機関等が間接口座管理機関であるときは、当該間

接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、第1項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

- 4 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合について準用する。
- 5 直接口座管理機関は、その加入者が発行請求の取次ぎの請求を行わなかったとき又はその直近下位機関から第1項各号に掲げる事項の通知を受けたときは、機構に対し、規則で定めるところにより、第1項各号に掲げる事項の通知を行わなければならない。
- 6 機構は、機構加入者が新株予約権付社債券の発行請求の取次ぎ請求を行わなかったとき又は直接口座管理機関から前項の通知を受けたときは、当該銘柄の新株予約権付社債券の発行者に対し、遅滞なく、規則で定めるところにより、同項において通知された事項その他の事項を通知する。

(振替新株予約権付社債券の取扱廃止に際し発行者から新株予約権付社債券が交付されない場合の新株予約権付社債権者に係る情報の通知)

第259条 振替機関等は、振替新株予約権付社債券の取扱廃止に際し、発行者から新株予約権付社債券が交付されない場合には、取扱廃止日を取扱廃止に係る新株予約権付社債権者を確定する日(以下「取扱廃止新株予約権付社債権者確定日」という。)として、当該発行者に対し、次項から第10項までの規定により、当該振替新株予約権付社債券の新株予約権付社債権者である加入者に係る情報を通知(以下「新株予約権付社債権者情報の通知」という。)しなければならない。

- 2 機構は、次の各号に掲げる数について、当該各号に定める者を取扱廃止日における新株予約権付社債権者(以下「取扱廃止日新株予約権付社債権者」という。)として新株予約権付社債権者に係る情報を通知する。この場合において、当該各号に掲げる数は、取扱廃止新株予約権付社債権者確定日における最終のものを意味するものとする。
 - (1) 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債券の数(第3号及び第4号に掲げる数を除く。) 当該口座の加入者
 - (2) 加入者の口座の質権欄に記載又は記録がされている新株予約権付社債権者ごとの質権新株予約権付社債券の数 当該新株予約権付社債権者ごとの数に係る新株予約権付社債権者
 - (3) 機構加入者の信託口(信託財産名義通知信託口を除く。)に記載がされている振替新株予約権付社債券の数 機構が備える信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている当該新株予約権付社債権に係る信託財産名義
 - (4) 機構加入者の信託財産名義通知信託口に記録がされている振替株式の数 当該機構加入者が備える信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている当該振替新株予約権付社債権に係る信託財産名義
- 3 機構は、機構加入者及び発行者に対し、規則で定めるところにより、新株予約権付社

債権者情報の通知に係る処理日程等に関する次に掲げる事項を通知する。

- (1) 取扱廃止新株予約権付社債権者確定日
 - (2) 取扱廃止新株予約権付社債権者確定日に係る振替新株予約権付社債の銘柄（以下「新株予約権付社債権者情報の通知対象銘柄」という。）
 - (3) その他規則で定める事項
- 4 前項の通知があった場合には、当該通知を受けた直接口座管理機関は、その直近下位機関に対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。
- 5 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 6 機構は、直接口座管理機関（信託財産名義通知信託口の機構加入者を含む。以下この条及び次条において同じ。）に対し、規則で定めるところにより、当該直接口座管理機関が行うべき新株予約権付社債権者報告（次項に規定する新株予約権付社債権者情報の報告をいう。以下この条において同じ。）の対象となる振替新株予約権付社債について、次に掲げる事項を通知する。
- (1) 取扱廃止新株予約権付社債権者確定日
 - (2) 新株予約権付社債権者情報の通知対象銘柄
 - (3) 当該直接口座管理機関が行うべき新株予約権付社債権者情報の報告の対象となる機構加入者口座
 - (4) 取扱廃止新株予約権付社債権者確定日において前号の機構加入者口座に記録されている第 2 号の新株予約権付社債権者情報の通知対象銘柄である振替新株予約権付社債の数
 - (5) 当該直接口座管理機関が第 3 号の機構加入者口座について行うべき新株予約権付社債権者情報の報告の対象となる第 2 号の新株予約権付社債権者情報の通知対象銘柄である振替新株予約権付社債の数
 - (6) その他機構が定める事項
- 7 前項の通知を受けた直接口座管理機関は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項についての報告（以下「新株予約権付社債権者情報の報告」という。）をしなければならない。
- (1) 前項第 5 号の振替新株予約権付社債に係る新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 前号の新株予約権付社債権者の口座
 - (3) 第 1 号の新株予約権付社債権者の有する振替新株予約権付社債（取扱廃止新株予約権付社債権者確定日において当該直接口座管理機関若しくはその下位機関の加入者の口座に記載若しくは記録がされたもの又は信託財産名義管理事務に係るものに限る。）の銘柄及び数
 - (4) 前号の振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている口座が第 1 号

の取扱廃止日新株予約権付社債権者である新株予約権付社債権者の口座でない場合には、当該記載又は記録がされている口座

(5) その他機構が定める事項

- 8 口座管理機関は、その直近上位機関から当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の口座に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債につき、前項又はこの項の報告のために必要な事項の報告を求められたときは、速やかに、当該事項の報告をしなければならない。
- 9 機構は、前項の規定により報告を受けた内容並びにその備える振替口座簿及び信託財産名義管理簿に記載がされている内容に基づき、規則で定めるところにより、発行者に対し、新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所並びに取扱廃止新株予約権付社債権者確定日において当該新株予約権付社債権者の有する振替新株予約権付社債（当該取扱廃止新株予約権付社債権者確定日に係るものに限る。次項において同じ。）の銘柄及び数その他の規則で定める事項（以下「新株予約権付社債権者情報の通知事項」という。）の通知をする。
- 10 機構は、法第 212 条第 1 項又は第 213 条第 1 項の場合において振替機関等の超過記載又は記録に係る義務が未履行の場合において新株予約権付社債権者情報の通知をするときは、規則で定めるところにより、前項の新株予約権付社債権者情報の通知事項に加えて、取扱廃止新株予約権付社債権者確定日において取扱廃止日新株予約権付社債権者の有する新株予約権付社債権者情報の通知対象銘柄である振替新株予約権付社債の数のうち法第 212 条第 1 項又は第 213 条第 1 項の規定により発行者に対抗することができないものの数も通知する。

（振替機関等における振替口座簿の記載又は記録の抹消）

第 260 条 振替機関等は、取扱廃止日において、その備える振替口座簿中の取扱いを廃止する振替新株予約権付社債についての記載又は記録がされている口座において、当該振替新株予約権付社債の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

第 20 節 振替新株予約権付社債の内容の提供

（振替新株予約権付社債の内容の提供）

第 261 条 次の各号に掲げる通知があった場合には、機構は、当該通知に係る振替新株予約権付社債の銘柄について、規則で定める方法により、加入者が当該各号に定める事項を知ることができるようにする措置を執る。

(1) 第 180 条第 1 項の通知 同項第 7 号に掲げる事項

(2) 第 181 条第 12 項の通知 同条第 2 項の新規記録情報その他規則で定める事項

(3) 第 218 条第 1 項の通知 同項第 7 号に掲げる事項

(4) 第 223 条第 1 項の通知 同項第 7 号に掲げる事項

(5) 第 225 条第 1 項の通知 同項第 5 号に掲げる事項

第 5 章 振替新株予約権の振替等に関する取扱い

第 1 節 振替株式に係る規定の準用

(振替株式に係る規定の準用)

第 262 条 第 3 章第 2 節第 1 款、第 2 款第 2 目 (第 51 条第 4 項第 1 号へ及び第 52 条を除く。) 第 6 節第 1 款、第 8 節及び第 15 節の規定は、振替新株予約権について準用する。この場合において、これらの規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表中右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

株式	新株予約権
株主	新株予約権者
登録株式質権者	質権者
登録株式質権者又は特例登録株式質権者	質権者
登録株式質権者若しくは特例登録株式質権者	質権者

第 2 節 振替新株予約権付社債に係る規定の準用

(振替新株予約権付社債に係る規定の準用)

第 263 条 第 4 章第 1 節、第 4 節、第 5 節第 2 款、第 10 節 (第 218 条第 2 項を除く。) 第 12 節 (第 225 条第 2 項を除く。) 第 13 節、第 14 節、第 16 節、第 17 節、第 19 節及び第 20 節の規定は、振替新株予約権について準用する。この場合において、これらの規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

新株予約権付社債	新株予約権
質権新株予約権付社債	質権新株予約権
新株予約権付社債権者	新株予約権者
新株予約権付社債券	新株予約権証券
取得条項付新株予約権付社債	取得条項付新株予約権
新株予約権付社債数申告	新株予約権数申告
自己新株予約権付社債	自己新株予約権
調整新株予約権付社債数	調整新株予約権数
総新株予約権付社債権者通知	総新株予約権者通知

通知新株予約権付社債権者	通知新株予約権者
総新株予約権付社債権者通知対象銘柄	総新株予約権者通知対象銘柄
新株予約権付社債権者確定日	新株予約権者確定日
総新株予約権付社債権者通知請求	総新株予約権者通知請求
担保新株予約権付社債	担保新株予約権
担保新株予約権付社債届出記録簿	担保新株予約権届出記録簿
銘柄及び金額	銘柄及び数
金額	数
振替金額	振替数

第3節 新株予約権の行使期間満了に伴う抹消手続

(新株予約権の行使期間満了に伴う抹消手続)

第264条 振替機関等は、振替新株予約権の行使期間満了日において、規則で定めるところにより、その備える振替口座簿中の当該振替新株予約権の全部についての記載又は記録の抹消をしなければならない。

第4節 振替新株予約権の行使に係る手続

(振替新株予約権に係る新株予約権行使請求の取次ぎ)

第265条 振替機関等は、その加入者から特定の銘柄の振替新株予約権(当該加入者のために当該振替機関等が開設した口座に記載又は記録がされているものであって特別口座に記載又は記録がされたものを除く。)の新株予約権の行使の請求(以下この節において「新株予約権行使請求」という。)の取次ぎの請求を受けた場合には、次項から第8項までの規定により、当該振替新株予約権の発行者に当該新株予約権行使請求を取り次がないなければならない。

2 加入者は、前項の新株予約権行使請求の取次ぎの請求をするときは、次に掲げる事項を示すとともに、新株予約権行使請求をする振替新株予約権について第263条において準用する第190条第1項の一部抹消の申請をしなければならない。

- (1) 加入者の氏名又は名称及び住所
- (2) 新株予約権行使請求をする振替新株予約権の銘柄及び数
- (3) 前号の振替新株予約権についての記載又は記録がされている口座
- (4) その他機構が定める事項

3 前項の加入者は、その直近上位機関に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使に係る払込金の振込みを委託しなければならない。

4 機構加入者が第1項の新株予約権行使請求の取次ぎの請求及び第2項の一部抹消の申

請をする場合には、機構に対し、同項各号に掲げる事項その他の規則で定める事項を通知しなければならない。

- 5 第1項の場合において、同項の振替機関等が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、第2項各号に掲げる事項を示して、新株予約権行使請求の取次ぎの委託をするとともに、同項第3号の口座において同項第2号の数についての減少の記載又は記録をしなければならない。
- 6 第3項及び前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合について準用する。この場合において、同項の規定中「同項第3号の口座」とあるのは「当該委託をした口座管理機関の顧客口」と読み替えるものとする。
- 7 直接口座管理機関は、その加入者から第1項の新株予約権行使請求の取次ぎの請求及び第2項の一部抹消の申請を受けたとき又はその直近下位機関から第5項(前項において準用する場合を含む。)の委託を受けたときは、機構に対し、第2項各号に掲げる事項その他の規則で定める事項を通知するとともに、当該加入者の同項第3号の口座又は当該直近下位機関の顧客口において同項2号の数についての減少の記載又は記録をしなければならない。
- 8 機構は、直接口座管理機関から前項の通知を受けたとき又は機構加入者から新株予約権行使請求の取次ぎの請求及び第2項の一部抹消の申請を受けたときは、当該銘柄の振替新株予約権の発行者に対し、同項各号に掲げる事項その他の規則で定める事項を通知するとともに、当該直接口座管理機関の顧客口又は当該機構加入者の同項第3号の口座において同項第2号の数についての減少の記録をする。
- 9 第1項の新株予約権行使請求は、前項の規定による通知がされたときに発行者に到達したものとみなす。

(取次停止期間)

第266条 機構は、必要があると認める場合には、新株予約権行使請求を取り次がない日を定めることができる。この場合において、機構は、あらかじめ、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、その旨を通知する。

(払込金の振込み)

第267条 機構加入者は、第265条第4項又は第7項の規定により新株予約権行使請求の取次ぎを行う場合には、規則で定めるところにより、当該新株予約権の発行者が指定した払込取扱銀行の預金口座に当該新株予約権の行使に係る払込金の振込みをしなければならない。

- 2 振替新株予約権の発行者は、機構加入者から前項の払込金の振込みがされたときは、当該払込金の総額と第265条の規定により取次ぎを受けた当該払込みに係る新株予約権

行使の総数についての照合をしなければならない。

(新株予約権行使により交付される振替株式の記録)

第 268 条 発行者は、機構から第 265 条第 8 項の通知を受けた場合には、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、第 51 条の規定は、適用しない。

- (1) 新株予約権行使をした加入者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 新株予約権の行使により交付される振替株式の銘柄
 - (3) 新株予約権の行使により交付される振替株式の数
 - (4) 第 2 号の振替株式が外国人保有制限銘柄である場合において、加入者が当該外国人保有制限銘柄に係る外国人等であるときはその旨
 - (5) 新規記録をすべき日
 - (6) 第 2 号の振替株式の総数
 - (7) 第 2 号の振替株式の内容
 - (8) 第 1 号の加入者が第 2 号の振替株式についての株主となった日
 - (9) 第 2 号の振替株式を交付するに際し自己株式を移転しようとする場合には、その旨、移転しようとする数及び次項の振替の申請により減少の記載又は記録がされる口座(顧客口座を除く。以下この条において「自己株式充当元口座」という。)
 - (10) その他機構が定める事項
- 2 発行者は、前項第 9 号に規定する場合には、自己株式充当元口座を開設する口座管理機関に対し、移転しようとする振替株式についての同項第 5 号の新規記録をすべき日を振替日とする振替の申請をしなければならない。この場合において、第 53 条の規定は、適用しない。
- 3 第 1 項の通知があった場合には、機構は、当該通知に係る第 265 条第 7 項の通知をした直接口座管理機関又は同条第 1 項の取次ぎの請求をした機構加入者に対し、規則で定めるところにより、新株予約権を行使した加入者の氏名又は名称及び住所並びに新株予約権の行使により交付される振替株式の銘柄及び数その他規則で定める事項を通知する。
- 4 前項に規定する場合であって第 1 項第 9 号に掲げる事項の通知があったときは、機構は、同号の自己株式充当元口座を開設する者でないときは、当該口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対し、同項第 2 号、第 5 号及び第 9 号に掲げる事項を通知する。
- 5 第 3 項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が第 1 項第 1 号の加入者の直近上位機関でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。

- 6 第4項の通知があった場合であって、当該通知を受けた直接口座管理機関が同項の加入者の直近上位機関でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関であるものに対し、同項の規定により通知を受けた事項を通知しなければならない。
- 7 前2項の規定は、同2項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 8 自己株式充当元口座を開設する口座管理機関は、発行者による第2項の振替の申請の内容と、第4項又は第6項(前項において準用する場合を含む。)の規定により通知を受けた内容に相違のないことを確認しなければならない。
- 9 振替機関等(第1項、第3項又は第5項(第7項において準用する場合を含む。)に掲げる通知を受けた者に限る。)は、第1項第5号の新規記録をすべき日において、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める記載又は記録をしなければならない。
- (1) 当該振替機関等がその加入者から第265条第1項の新株予約権行使請求の取次ぎの請求を受けた者である場合 次に掲げる記載又は記録
 - イ 第1項第1号の加入者の口座の保有欄における同項第2号の振替株式についての同項第3号の数の増加の記載又は記録
 - ロ 前イの口座における第1項第4号及び第8号に掲げる事項の記載又は記録
 - ハ その他規則で定める記載又は記録
 - (2) 当該振替機関等が前号に該当しない場合 その直近下位機関であって第1項第1号の加入者の上位機関である者の顧客口における当該加入者に係る同項第2号の振替株式についての同項第3号の数の増加の記載又は記録
- 10 振替機関等(第1項(同項第9号に掲げる事項の通知があったものに限る。)、第4項及び第6項(第7項において準用する場合を含む。)に掲げる通知を受けた者に限る。)は、第1項第5号の新規記録をすべき日において、規則で定めるところにより、同項第9号の自己株式充当元口座(当該振替機関等が自己株式充当元口座を開設した者でないときは、第4項又は第6項(第7項において準用する場合を含む。)の規定により通知をした直近下位機関の顧客口)において、第1項第1号の銘柄である振替株式の同項第9号の数の減少の記載又は記録をしなければならない。
- 11 機構は、機構加入者口座に前2項の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び発行者に対し、その旨を通知する。

第5節 新株予約権無償割当てに係る手続

(振替株式の株主に対する新株予約権無償割当てに係る手続)

第269条 振替株式の発行者が当該振替株式の株主に対する新株予約権無償割当て(会社

法第 277 条に規定する新株予約権無償割当てをいう。以下同じ。)をしようとする場合(当該株主に割り当てる新株予約権が振替新株予約権である場合(規則で定める場合を除く。)に限る。)には、当該発行者は、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、第 262 条において読み替えて準用する第 51 条の規定は、適用しない。

- (1) 新株予約権無償割当てを受ける振替株式の銘柄(以下この条において「対象銘柄」という。)
 - (2) 新株予約権無償割当てする振替新株予約権の銘柄(以下この条において「割当銘柄」という。)
 - (3) 新株予約権無償割当ての基準日
 - (4) 新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日
 - (5) 割当比率(対象銘柄に対して割当銘柄を交付する割合をいう。以下この条において同じ。)
 - (6) 自己の保有する対象銘柄の記載又は記録がされた口座及び口座ごとの割当銘柄の数
 - (7) 割当銘柄を発行する場合には、発行する割当銘柄の数及び新株予約権付社債の内容
 - (8) 自己の保有する割当銘柄を移転する場合には、移転する割当銘柄の数及び当該割当銘柄の記載又は記録がされている発行者の口座
 - (9) その他規則で定める事項
- 2 第 80 条第 2 項から第 22 項まで(同条第 20 項第 1 号イ及び第 2 号イ並びに同条第 21 項第 1 号イ、第 2 号、第 3 号イ及び第 4 号イの規定を除く。)、第 81 条及び第 82 条の規定は、前項の通知があった場合における機構及び口座管理機関における処理について、第 83 条の規定は、株券喪失登録がされた株券に係る振替株式の株主に対する新株予約権無償割当て(当該株主に割り当てる新株予約権が振替新株予約権である場合に限る。)の取扱いについて準用する。この場合において、これらの規定中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

取得対象銘柄	対象銘柄
取得対価銘柄	割当銘柄
対価交付比率	割当比率
新株式数申告	新株予約権数申告
調整株式数	調整新株予約権数
取得対価銘柄である振替株式	割当銘柄である振替新株予約権
移転しようとする振替株式	移転しようとする振替新株予約権
自己株式	自己新株予約権

(振替株式でない株式の株主に対する新株予約権無償割当ての取扱い)

第 270 条 発行者が振替株式でない株式の株主に対する新株予約権無償割当て(当該株主に割り当てる新株予約権が振替新株予約権である場合に限る。)をする場合には、当該株主の口座を第 262 条において読み替えて準用する第 51 条第 1 項第 3 号の口座とする同項の新規記録通知(振替新株予約権を発行する場合に限る。)又は当該株主の口座を振替先口座とする振替の申請(振替新株予約権を移転する場合に限る。)をしなければならない。

第 6 章 振替投資口の振替等に関する取扱い

(振替投資口に係る振替株式に係る規定の準用)

第 271 条 第 3 章の規定(第 4 節、第 5 節、第 6 節第 1 款、第 7 節、第 8 節、第 11 節、第 94 条第 13 項、第 95 条、第 96 条、第 100 条第 3 項、第 12 節第 2 款、第 16 節第 2 款、第 20 節並びに第 172 条第 4 号及び第 5 号の規定を除く。)は、振替投資口について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

数	口数
株主	投資主
株式	投資口
登録株式質権者	登録投資口質権者
特例登録株式質権者	特例登録投資口質権者
登録株式質権者管理簿	登録投資口質権者管理簿
特別株主	特別投資主
特別株主管理簿	特別投資主管理簿
特別株主管理簿に準ずる帳簿	特別投資主管理簿に準ずる帳簿
特別株主管理事務	特別投資主管理事務
株主名簿	投資主名簿
総数	総口数
発行総数	発行総口数
合計数	合計口数
超過数	超過口数
振替数	振替口数
事業年度	営業期間
株式併合銘柄	投資口併合銘柄
株式併合効力発生日	投資口併合効力発生日

株式分割銘柄	投資口分割銘柄
吸収合併等	吸収合併
新設合併等	新設合併
消滅会社等	消滅投資法人
存続会社等	存続投資法人
合併等効力発生日	合併効力発生日
合併等対価銘柄	合併対価銘柄
消滅会社等銘柄	消滅会社銘柄
新株式数申告	新投資口数申告
調整株式数	調整投資口数
株券喪失登録がされた株券	公示催告手続が行われている投資証券
総株主通知	総投資主通知
通知株主等	通知投資主等
総株主報告	総投資主報告
総株主通知対象銘柄	総投資主通知対象銘柄
株主確定日	投資主確定日
総株主通知請求	総投資主通知請求
個別株主通知	個別投資主通知
個別株主通知対象銘柄	個別投資主通知対象銘柄
申出株主	申出投資主
個別株主報告	個別投資主報告
募集株式	募集投資口
質権株式	質権投資口
担保株式	担保投資口
担保株式届出記録簿	担保投資口届出記録簿
配当金	分配金

- 2 第3章の規定を振替投資口について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第37条第2項第2号	法第129条第3項第2号	法第228条第1項において読み替えて準用する第129条第3項第2号
第42条第1項	法第131条第1項第2号	法第228条第1項において読み替えて準用する第131条第1項第2号

第 42 条第 2 項	法第 150 条第 1 項、第 4 項 若しくは第 6 項又は第 156 条第 3 項	法第 228 条第 1 項において 読み替えて準用する第 150 条第 1 項又は第 4 項
第 46 条第 2 項	成立後同意（法第 130 条第 1 項に規定する成立後同意 をいう。以下同じ。）に係る 法第 131 条第 1 項第 2 号	成立後同意（法第 228 条第 1 項において読み替えて 準用する第 130 条第 1 項に 規定する成立後同意をい う。以下同じ。）に係る法 第 228 条第 1 項において読 み替えて準用する第 131 条 第 1 項第 2 号
第 47 条	登録株式質権者（会社法第 152 条第 1 項の登録株式質 権者をいう。以下同じ。）又 は特例登録株式質権者（会 社法第 218 条第 5 項の規定 による請求により同法第 148 条各号に掲げる事項が 株主名簿に記載され、又は 記録された者をいう。以下 同じ。）	登録投資主質権者（投資信 託及び投資法人に関する 法律第 77 条の 3 第 4 項に 規定する登録投資口質権 者（法第 229 条の規定によ り投資主名簿（投資信託及 び投資法人に関する法律 第 77 条の 3 第 1 項に規定 する投資主名簿をいう。以 下同じ。）に記載又は記録 がされた質権者を除く。） 又は特例登録投資口質権 者（法第 229 条の規定によ り投資主名簿に記載又は 記録がされた質権者をい う。以下同じ。）
	法第 131 条	法第 228 条第 1 項において 読み替えて準用する第 131 条
第 50 条	株券喪失登録（会社法第 223 条に規定する株券喪失登録 をいう。以下同じ。）がされ た株券	法第 228 条第 1 項において 読み替えて準用する第 131 条第 1 項第 1 項第 1 号の一 定の日において公示催告 手続（非訟事件手続法（明 治 31 年法律第 14 号）第 142

		条に規定する公示催告手続をいう。)が行われている投資証券
第 89 条第 1 項第 3 号	株式の分割に係る基準日 (会社法第 124 条第 1 項の基準日をいう。以下この条において同じ。)	投資口の分割に係る基準日 (投資信託及び投資法人に関する法律第 77 条の 3 第 2 項の基準日をいう。以下この条において同じ。)
第 94 条第 1 項	合併により消滅する会社又は株式交換若しくは株式移転をする会社 (以下この節において「消滅会社等」と総称する。)	合併により消滅する投資法人 (以下「消滅投資法人」という。)
	存続会社等 (吸収合併存続会社又は株式交換完全親会社をいう。)又は新設会社等 (新設合併設立会社又は株式移転設立完全親会社をいう。以下この款において同じ。)	吸収合併により存続する投資法人 (以下この款において「存続投資法人」という。)又は新設合併により設立する投資法人 (以下この款において「新設投資法人」という。)
	吸収合併等 (吸収合併又は株式交換をいう。以下この款において同じ。)又は新設合併等 (新設合併又は株式移転をいう。以下この款において同じ。)	吸収合併又は新設合併
第 94 条第 1 項第 4 号	合併等効力発生日 (吸収合併等がその効力を生ずる日又は新設会社等の成立の日をいう。以下この条において同じ。)	合併効力発生日 (吸収合併にあつては投資信託及び投資法人に関する法律第 147 条第 1 項第 4 号の効力発生日をいい、新設合併にあつては同法第 148 条の 2 第 1 項の成立の日をいう。以下この条において同じ。)
第 113 条第 2 項	株式の併合、株式の分割、	投資口の併合、投資口の分

	合併、株式交換又は株式移転において、第 87 条	割及び合併において、第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 87 条
第 125 条	法第 151 条	法第 228 条第 1 項において読み替えて準用する第 151 条
第 128 条第 3 項	株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、会社分割、合併、株式交換又は株式移転において、第 80 条	投資口の併合、投資口の分割及び合併において、第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 80 条
第 136 条第 2 項	株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、会社分割、合併、株式交換又は株式移転において、第 80 条第 20 項若しくは第 21 項(第 92 条第 2 項及び第 102 条第 9 項において準用する場合を含む。)、第 87 条第 10 項若しくは第 11 項、第 89 条第 10 項若しくは第 11 項又は第 94 条第 10 項若しくは第 11 項の規定により	投資口の併合、投資口の分割及び合併において、第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 87 条第 10 項若しくは第 11 項、第 89 条第 10 項若しくは第 11 項又は第 94 条第 10 項若しくは第 11 項の規定により
第 141 条	法第 144 条	法第 228 条第 1 項において読み替えて準用する第 144 条
	法第 159 条第 1 項	法第 228 条第 1 項において読み替えて準用する第 159 条第 1 項
第 144 条第 1 項第 4 号	経過したとき(発行者が会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当に係る基準日	経過したとき

	を定めたときを除く。)	
第 149 条第 2 項及び第 154 条第 20 項	法第 147 条第 1 項又は第 148 条第 1 項	法第 228 条第 1 項において読み替えて準用する第 147 条第 1 項又は第 148 条第 1 項
第 151 条第 1 項	法第 151 条第 8 項	法第 228 条第 1 項において読み替えて準用する第 151 条第 8 項
第 154 条第 1 項	法第 154 条第 3 項の通知をいう。	法第 228 条第 1 項において読み替えて準用する第 154 条第 3 項の通知をいう。
第 166 条第 1 項	配当金（剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限る。）その他の一定の日の株主に対して交付される金銭であって機構が規則で定めるものをいう。以下同じ。）	分配金（投資信託及び投資法人に関する法律第 137 条第 1 項に規定する金銭の分配により投資主に対して交付される金銭をいう。）

第 7 章 協同組織金融機関の振替優先出資の振替等に関する取扱い

（振替優先出資に係る振替株式に係る規定の準用）

第 272 条 第 3 章の規定（第 4 節、第 5 節、第 7 節、第 9 節、第 11 節、第 94 条第 13 項、第 96 条、第 100 条第 3 項、第 12 節第 2 款、第 20 節並びに第 172 条第 4 号及び第 5 号の規定を除く。）は、振替優先出資について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

数	口数
株主	優先出資者
株式	優先出資
登録株式質権者	登録優先出資質権者
特例登録株式質権者	特例登録優先出資質権者
登録株式質権者管理簿	登録優先出資質権者管理簿
特別株主	特別優先出資者
特別株主管理簿	特別優先出資者管理簿
特別株主管理簿に準ずる帳簿	特別優先出資者管理簿に準ずる帳簿
特別株主管理事務	特別優先出資者管理事務

株主名簿	優先出資者名簿
総数	総口数
成立後同意	発行後同意
発行総数	発行総口数
合計数	合計口数
超過数	超過口数
振替数	振替口数
株式分割銘柄	優先出資分割銘柄
吸収合併等	吸収合併
新設合併等	新設合併
消滅会社等	消滅協同組織金融機関
存続会社等	存続協同組織金融機関
合併等効力発生日	合併効力発生日
合併等対価銘柄	合併対価銘柄
消滅会社等銘柄	消滅会社銘柄
新株式数申告	新優先出資口数申告
調整株式数	調整優先出資金
株券喪失登録がされた株券	優先出資証券喪失登録がされた優先出資証券
総株主通知	総優先出資者通知
通知株主等	通知優先出資者等
総株主報告	総優先出資者報告
総株主通知対象銘柄	総優先出資者通知対象銘柄
株主確定日	優先出資者確定日
総株主通知請求	総優先出資者通知請求
個別株主通知	個別優先出資者通知
個別株主通知対象銘柄	個別優先出資者通知対象銘柄
申出株主	申出優先出資者
個別株主報告	個別優先出資者報告
募集株式	募集優先出資
質権株式	質権優先出資
担保株式	担保優先出資
担保株式届出記録簿	担保優先出資届出記録簿

2 第3章の規定を振替優先出資について準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとす

るほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第 37 条第 2 項第 2 号	法第 129 条第 3 項第 2 号	法第 235 条第 1 項において読み替えて準用する第 129 条第 3 項第 2 号
第 42 条第 1 項	法第 131 条第 1 項第 2 号	法第 235 条第 1 項において読み替えて準用する第 131 条第 1 項第 2 号
第 42 条第 2 項	法第 150 条第 1 項、第 4 項若しくは第 6 項	法第 235 条第 1 項において読み替えて準用する第 150 条第 4 項
第 46 条第 2 項	成立後同意（法第 130 条第 1 項に規定する成立後同意をいう。以下同じ。）に係る法第 131 条第 1 項第 2 号	発行後同意（法第 282 条において読み替えて準用する第 130 条第 1 項に規定する発行後同意をいう。以下同じ。）に係る法第 282 条において読み替えて準用する第 131 条第 1 項第 2 号
第 47 条	登録株式質権者（会社法第 152 条第 1 項の登録株式質権者をいう。以下同じ。）又は特例登録株式質権者（会社法第 218 条第 5 項の規定による請求により同法第 148 条各号に掲げる事項が株主名簿に記載され、又は記録された者をいう。以下同じ。）	登録優先出資質権者（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 27 条第 3 項において読み替えて準用する会社法第 149 条第 1 項に規定する登録優先出資質権者（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 31 条第 1 項において準用する会社法第 218 条第 5 項の規定により優先出資者名簿（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 25 条第 1 項に規定する優先出資者名簿をいう。以下同じ。）に記載され、又は記録された質権者を除く。）又は特例登録優先出資質権者（同法第 31 条

		第1項において準用する会社法第218条第5項の規定により優先出資者名簿に記載され、又は記録された質権者をいう。以下同じ。)
	法第131条	法第235条第1項において読み替えて準用する第131条
第50条	株券喪失登録(会社法第223条に規定する株券喪失登録をいう。以下同じ。)がされた株券	優先出資証券喪失登録(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第31条第2項において読み替えて準用する会社法第223条の優先出資証券喪失登録をいう。)
第89条第1項	株式の分割に係る基準日(会社法第124条第1項の基準日をいう。以下この章において同じ。)	優先出資の分割に係る一定の日(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第16条第2項第1号に規定する一定の日をいう。以下この条において同じ。)
第94条第1項	合併により消滅する会社又は株式交換若しくは株式移転をする会社(以下この節において「消滅会社等」と総称する。)	合併により消滅する協同組織金融機関(以下「消滅共同組織金融機関」という。)
	存続会社等(吸収合併存続会社又は株式交換完全親会社をいう。)又は新設会社等(新設合併設立会社又は株式移転設立完全親会社をいう。以下この款において同じ。)	吸収合併(金融機関の合併及び転換に関する法律第3条第1項第2号から第6号までの規定による合併を除く。以下この款において同じ。)により存続する協同組織金融機関(以下この款において「存続協同組織金融機関」という。)

		又は新設合併により設立する協同組織金融機関(以下この款において「新設協同組織金融機関」という。)
	吸収合併等(吸収合併又は株式交換をいう。以下この款において同じ。)又は新設合併等(新設合併又は株式移転をいう。以下この款において同じ。)	吸収合併又は新設合併
第 113 条第 2 項	株式の併合、株式の分割、合併、株式交換又は株式移転において、第 87 条	優先出資の分割及び合併において、第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 87 条
第 125 条	法第 151 条	法第 235 条第 1 項において読み替えて準用する第 151 条
第 128 条第 3 項	株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、会社分割、合併、株式交換又は株式移転において、第 80 条	優先出資の分割及び合併において、第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 80 条
第 136 条第 2 項	株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得、会社分割、合併、株式交換又は株式移転において、第 80 条第 20 項若しくは第 21 項(第 92 条第 2 項及び第 102 条第 9 項において準用する場合を含む。)第 87 条第 10 項若しくは第 11 項、第 89 条第 10 項若しくは第	優先出資の分割及び合併において、第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 87 条第 10 項若しくは第 11 項、第 89 条第 10 項若しくは第 11 項又は第 94 条第 10 項若しくは第 11 項の規定により

	11 項又は第 94 条第 10 項若しくは第 11 項の規定により	
第 141 条	法第 144 条	法第 235 条第 1 項において読み替えて準用する第 144 条
	法第 159 条第 1 項	法第 235 条第 1 項において読み替えて準用する第 159 条第 1 項
第 144 条第 1 項第 4 号	経過したとき（発行者が会社法第 454 条第 5 項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。）	経過したとき
第 149 条第 2 項及び第 154 条第 20 項	法第 147 条第 1 項又は第 148 条第 1 項	法第 235 条第 1 項において読み替えて準用する第 147 条第 1 項又は第 148 条第 1 項
第 151 条第 1 項	法第 151 条第 8 項	法第 235 条第 1 項において読み替えて準用する第 151 条第 8 項
第 154 条第 1 項	法第 154 条第 3 項の通知	法第 235 条第 1 項において読み替えて準用する第 154 条第 3 項の通知
第 166 条第 1 項	配当金（剰余金の配当（配当財産が金銭であるものに限る。）その他の一定の日の株主に対して交付される金銭であって機構が規則で定めるものをいう。以下同じ。）	配当金（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 5 条第 1 項第 2 号に規定する優先的配当及び同法第 19 条第 11 項に規定する剰余金の配当により優先出資者に対して交付される金銭をいう。）

第 8 章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い

第 1 節 振替口座簿とその記録事項等

（振替口座簿の記載事項又は記録事項）

第 273 条 第 3 章第 1 節の規定(第 37 条第 2 項第 7 号、第 8 号、第 10 号及び第 11 号の規定を除く。)は、振替投資信託受益権に係る振替口座簿(以下この章において単に「振替口座簿」という。)の記載事項又は記録事項について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第 37 条第 2 項第 2 号	法第 129 条第 3 項第 2 号	法第 121 条において読み替えて準用する第 68 条第 3 項第 2 号
第 37 条から第 41 条まで	数	口数
第 37 条第 2 項第 4 号	質権株式	質権投資信託受益権
	、当該数のうち株主ごとの数並びに当該株主の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項	その他規則で定める事項

(振替口座簿に記載又は記録をする振替上場投資信託受益権の口数の単位)

第 274 条 振替口座簿に記載又は記録をする振替投資信託受益権の口数は、1 口の整数倍とする。

第 2 節 新規記録手続

(銘柄情報に係る発行者による通知)

第 275 条 振替投資信託受益権の発行者は、新たに振替投資信託受益権について信託を設定する場合であって、当該振替投資信託受益権が投資信託契約締結当初に係るものであるときは、機構に対し、規則で定めるところにより、当該銘柄に関する情報として、次に掲げる事項(以下この章において「銘柄情報」という。)を通知しなければならない。

- (1) 振替投資信託受益権の銘柄
- (2) 投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権の総口数
- (3) 受託会社(投資信託契約における受託者である会社をいう。以下同じ。)の商号
- (4) 発行者の商号
- (5) 振替投資信託受益権の最低発行単位口数
- (6) 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別
- (7) 元本の追加信託をすることができる振替投資信託受益権については、追加信託をすることができる元本の限度額
- (8) 信託契約期間
- (9) 信託の元本の償還の時期

- (10) 信託の収益の分配の時期
- (11) 信託の元本の償還及び収益の分配の場所
- (12) 受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期
- (13) 委託者又は受託者が運用の指図に係る権限を委託する場合には、当該委託者又は受託者が運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所
- (14) 前号の場合における委託に係る費用
- (15) 委託者が運用の指図に係る権限委託する場合における当該委託の内容
- (16) 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回ることとなる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示
 - イ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成 12 年総理府令第 129 号）第 13 条第 2 号イに規定する公社債投資信託
 - ロ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 13 条第 2 号ロに規定する親投資信託
- ハ 前イ及びロに掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの
- (17) その他規則で定める事項

(準用規定)

第 276 条 第 51 条の規定（第 1 項第 5 号から第 11 号まで、第 4 項、第 6 項及び第 8 項の規定を除く。）は、振替投資信託受益権の新規記録手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第 51 条	数	口数
	総数	総口数
第 51 条第 1 項	発行者は、振替株式を発行したとき又は発行しようとするとき（機構が特に認めた場合に限る。）は、	発行者は、新たに振替投資信託受益権に係る信託が設定された場合には、
第 51 条第 1 項第 1 号	当該発行	当該信託
第 51 条第 1 項第 2 号	株主又は登録株式質権者若しくは特例登録株式質権者である	信託の受益者となるべき
第 51 条第 1 項第 9 号	第 1 号の振替株式の総数及び株式の内容	第 1 号の信託の設定に係る振替投資信託受益権の総口

		数
第 51 条第 2 項	前項第 2 号の加入者の直近上位機関でないときは、その直近下位機関であって同項第 2 号の加入者の上位機関であるものに対し、規則で定めるところにより、同項各号（第 9 号を除く。）に掲げる事項を通知する。	次の各号に掲げる場合に依じて、当該各号に定める措置を執る。 （ 1 ）機構が前項第 3 号の加入者の口座を開設するものである場合 当該口座の保有欄における前項第 2 号の加入者に係る同項第 4 号の数の増加の記載又は記録 （ 2 ）機構が前項第 3 号の加入者の口座を開設するものでない場合 その直近下位機関であって同項第 2 号の加入者の上位機関であるものの顧客口における当該加入者に係る同項第 4 号の数の増加の記載又は記録及び当該直近機関に対する同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項が明らかになるものとして規則で定める事項の通知
第 51 条第 3 項	同項（この項において準用する場合を含む。）の通知	同項第 2 号（この項において準用する場合を含む。）の通知

第 3 節 振替手続

（振替手続）

第 277 条 第 3 章第 3 節の規定(第 53 条第 3 項第 3 号及び同項第 6 号並びに同条第 5 項第 1 号口及び同項第 4 号並びに同条第 6 項第 4 号並びに第 57 条第 5 項から第 7 項までの規定を除く。)は、振替投資信託受益権の振替手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる

字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第 53 条から第 55 条まで	数	口数
第 57 条第 8 項	振替口座簿、登録株式質権者管理簿及び特別株主管理簿	振替口座簿

第 4 節 抹消手続

(一部抹消手続)

第 278 条 第 190 条及び第 191 条の規定は、振替投資信託受益権の一部抹消手続について準用する。この場合において、第 190 条中「金額」とあるのは「口数」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第 5 節 振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続

(準用規定)

第 279 条 第 3 章第 14 節の規定(第 138 条第 1 項及び第 2 項の規定を除く。)は、振替投資信託受益権に係る振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第 138 条及び第 139 条	数	口数
第 138 条第 4 項	発行総数(消却された振替株式の数を除く。)	総発行口数(償還済み又は交換済みの口数を除き、追加設定により新規記録された口数を加える。)

第 6 節 超過記載又は記録に係る義務の履行

(機構の超過記録に係る義務の履行)

第 280 条 法第 121 条において読み替えて準用する第 77 条に規定する権利の取得があった銘柄の振替投資信託受益権につき、すべての加入者の有する当該銘柄の振替投資信託受益権の総口数が当該銘柄の振替投資信託受益権の総発行口数(償還済み又は交換済みの口数を除き、追加設定により新規記録された口数を加える。)を超えることとなる場合において、第 1 号の合計口数が第 2 号の総発行口数を超えるときは、機構は、その超過口数(第 1 号の合計口数から第 2 号の総発行口数を控除した口数をいう。)に達するま

で、当該銘柄の振替投資信託受益権を取得する義務を負う。

(1) 機構の備える振替口座簿における機構加入者の口座に記録された当該銘柄の振替投資信託受益権の口数の合計口数

(2) 当該銘柄の振替投資信託受益権の総発行口数 (償還済み又は交換済みの口数を除き追加設定により新規記録された口数を加える。)

2 前項第 1 号に規定する口数は、同号に規定する口座における口数の増加又は減少の記録であって当該記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、法第 121 条において読み替えて準用する第 77 条の規定により当該記録に係る口数の振替投資信託受益権を取得した者のないことが証明されたときは、当該記録がなかったとした場合の口数とする。

3 機構は、第 1 項の規定により振替投資信託受益権を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替投資信託受益権について債務の全部を免除する旨の意思表示をする。

4 前項に規定する振替投資信託受益権に係る権利は、同項の規定により免除の意思表示がされたときは、消滅する。

5 機構は、振替投資信託受益権について第 3 項の規定により免除の意思表示を行ったときは、直ちに、当該振替投資信託受益権について振替口座簿の抹消を行う。

(機関口座の開設)

第 281 条 機構は前条に規定する手続を行う場合には、機関口座を開設する。

2 機構が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記録する。

(1) 振替投資信託受益権の銘柄

(2) 振替投資信託受益権の銘柄ごとの口数

(口座管理機関の超過記載又は記録に係る義務の履行)

第 282 条 法第 121 条において読み替えて準用する第 77 条に規定する権利の取得があった銘柄の振替投資信託受益権につき、すべての加入者の有する当該銘柄の振替投資信託受益権の総発行口数が当該銘柄の振替投資信託受益権の総発行口数 (償還済み又は交換済みの口数を除き、追加設定により新規記録された口数を加える。) を超えることとなる場合において、第 1 号の合計口数が第 2 号の口数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、その超過口数 (第 1 号の合計口数から第 2 号の口数を控除した口数をいう。) に相当する口数の当該銘柄の振替投資信託受益権について債務の全部を免除する旨の意思表示をする義務を負う。

(1) 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記録され、又は記載された当該銘柄の振替投資信託受益権の口数の合計口数

(2) 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関

- の顧客口に記録され、又は記載された当該銘柄の振替投資信託受益権の口数
- 2 第 280 条第 2 項の規定は、次に掲げる事項について準用する。
 - (1) 前項第 1 号に規定する口数
 - (2) 前項第 2 号に規定する顧客口における口数の増加又は減少の記載又は記録であつて当該記載又は記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかつたものがある場合における同号に掲げる口数
 - 3 第 1 項に規定する場合において、口座管理機関は、同項に規定する超過口数に相当する口数の同項に規定する銘柄の振替投資信託受益権を有していないときは、同項の規定による免除の意思表示をする前に、当該超過口数に達するまで、当該銘柄の振替投資信託受益権を取得する義務を負う。
 - 4 口座管理機関は、第 1 項の規定により免除の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - (1) 当該免除の意思表示をした旨
 - (2) 当該免除の意思表示に係る上場投資信託受益権の銘柄及び口数
 - 5 前項の直近上位機関は、同項の通知を受けたときは、直ちに、同項第 2 号に掲げる銘柄の振替投資信託受益権について、その備える振替口座簿において次に掲げる記載又は記録をしなければならない。
 - (1) 前項の口座管理機関の自己口における同項第 2 号に掲げる口数の減少の記載又は記録
 - (2) 前号の口座管理機関の顧客口における前項第 2 号に掲げる口数の増加の記載又は記録

第 7 節 受益者登録の請求等

- (受益者登録の請求の取次ぎ)
- 第 283 条 信託の計算期間終了日における振替投資信託受益権に係る加入者について、投資信託約款等において機構が受益者による受託者に対する受益者登録の請求を取り次ぐ者である旨を規定されている場合であつて、機構が適当と認めるときは、振替機関等は、規則で定めるところにより、加入者による振替投資信託受益権に係る受益者登録の請求を受託者に取り次がなければならない。
- 2 前項の受益者である加入者については、第 3 章第 13 節第 1 款の特別株主の申出に準じた取扱いをすることができるものとする。

第 8 節 振替投資信託受益権の取扱廃止時の取扱い

(準用規定)

第 284 条 第 4 章第 19 節の規定（第 259 条を除く。）は、振替投資信託受益権の取扱廃止時の取扱いについて準用する。この場合において、同節の規定中「新株予約付社債券」及び「社債券」とあるのは「投資信託受益証券」と、「法第 193 条第 2 項」とあるのは「法第 121 条において読み替えて準用する第 67 条第 2 項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第 9 節 振替投資信託受益権の内容の提供

（振替投資信託受益権の内容の提供）

第 285 条 機構は、振替投資信託受益権の発行者から第 276 条において読み替えて準用する第 51 条第 1 項の通知を受けた場合には、規則で定める方法により、規則で定める事項を加入者が知ることができるようにする措置を執る。

第 9 章 手数料

（手数料の納入）

第 286 条 振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社、払込取扱銀行及び機構に対し次条の規定に基づく請求を行う者（機構加入者の利害関係人に限る。）は、規則で定めるところにより、規則で定める手数料を機構に納入しなければならない。

第 10 章 雑則

（振替口座簿の記載事項又は記録事項についての請求）

第 287 条 加入者は、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己の口座に記載され、若しくは記録がされている事項を証明した書面の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することを請求することができる。当該口座につき利害関係を有する者として政令（法第 277 条に規定する政令をいう。）で定めるもの（以下「利害関係人」という。）についても、正当な理由があるときは、同様とする。

2 加入者及びその利害関係人は、前項の規定による請求をする場合には、当該請求を受ける機構又は口座管理機関に対し、次に掲げる事項を示さなければならない。

- （ 1 ）請求者の氏名又は名称及び住所
- （ 2 ）請求の目的
- （ 3 ）請求の対象となる機構加入者口座又は加入者に係る口座
- （ 4 ）その他証明すべき事項を特定するに足りる事項

- 3 前項の場合において、利害関係人が当該請求をするときは、その利害関係を明らかにする書面を提出しなければならない。
- 4 機構加入者及びその利害関係人が機構に対して第1項の請求をする場合には、規則で定めるところにより行わなければならない。
- 5 前4項の規定は、第156条第1項(第271条第1項及び第272条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づいて行う請求には適用しない。

(差押命令等に関する報告)

第288条 口座管理機関は、その備える振替口座簿に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について差押命令その他の処分の制限に関する命令又は通知書の送達を受けた場合には、直ちに、その直近上位機関に対し、その旨並びに処分の制限がされた振替新株予約権付社債の銘柄、数及び金額を報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、口座管理機関がその直近下位機関から同項の報告を受けた場合について準用する。
- 3 直接口座管理機関が第1項(前項において準用する場合を含む。)の報告をする場合には、機構が定めるところにより行わなければならない。
- 4 機構は、その備える振替口座簿に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債について差押命令その他の処分の制限に関する命令又は通知書の送達を受けた場合又は直接口座管理機関から第1項(前項において準用する場合を含む。)の報告を受けた場合には、当該振替新株予約権付社債についての記録がされている区分口座において当該振替新株予約権付社債に係る振替、抹消及び元利払いが行われなくするために必要な措置を執るとともに、当該振替新株予約権付社債の発行者の支払代理人に対し、その内容を書面により通知する。
- 5 前4項の規定は、処分の制限がされている振替新株予約権付社債について処分の制限がされている数の減少があった場合について準用する。

(業務の一部委託)

第289条 機構は、株式等振替業を運営するために必要があると認める場合には、金融庁長官及び法務大臣の承認を受けて、その業務の一部を他の者に委託することができる。

(免責)

第290条 機構は、振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関及び資金決済会社が機構との間の株式等振替業に係る業務に関し損害を受けることがあっても、機構に故意又は重大な過失が認められる場合を除き、これを賠償する責めに任じない。

- 2 機構は、前項に規定するもののほか、機構の故意又は重大な過失が認められない事由

により生じた損害については、責任を負わない。

(報告及び調査)

第 291 条 口座管理機関は、法第 19 条に規定する事故が生じた場合には、直ちに、機構に対し、その旨及び次に掲げる事項の報告をしなければならない。

- (1) 当該事故が発生した営業所の名称
- (2) 当該事故を起こした取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人の氏名又は名称及び役職名
- (3) 当該事故の概要

2 口座管理機関は、前項の規定に基づき報告をした事故の詳細が判明したときは、遅滞なく、機構に対し、次に掲げる事項の報告をしなければならない。

- (1) 当該事故の詳細
- (2) 改善策

3 機構は、株式等振替業の適正な運営を確保するために必要かつ相当であると認める場合には、その理由を示して、振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関及び資金決済会社に対し、株式等振替業に関し必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。

4 機構は、第 1 項に規定する場合その他株式等振替制度の円滑な運営を図るために必要があると認める場合には、機構加入者及び間接口座管理機関が備える振替口座簿、特別株主管理簿、特別株主管理簿に準ずる帳簿、特別投資主管理簿、特別投資主管理簿に準ずる帳簿、特別優先出資者管理簿、特別優先出資者管理簿に準ずる帳簿、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿及び信託財産名義管理簿を閲覧することができる。

(所要事項の決定等)

第 292 条 機構は、株式等振替制度を適正かつ確実にを行うため、この規程に定めるもののほか必要な事項につき規則を定め、又は必要な措置を講ずることができる。

(制度の廃止)

第 293 条 機構は、株式等振替制度の存続の必要がないと認める場合には、6 か月の予告期間をもってこれを廃止することができる。ただし、法第 22 条第 1 項の規定により法第 3 条第 1 項の指定を取り消された場合には、この限りでない。

(規程の改正)

第 294 条 機構は、株式等振替制度の円滑な運営を図るために必要があると認める場合に

は、金融庁長官及び法務大臣の認可を受けて、この規程（加入者保護信託に係る規定を除く。）を改正することができる。

- 2 機構は、株式等振替制度の円滑な運営を図るために必要があると認める場合には、金融庁長官、法務大臣及び財務大臣の認可を受けて、この規程（加入者保護信託に係る規定に限る。）を改正することができる。

（準拠法及び合意管轄）

第 295 条 株式等振替制度に関する機構と振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社又は受託会社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とする。

- 2 株式等振替制度に関する機構と振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社又は受託会社との間の権利義務について紛議が生じた場合の争訟については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。ただし、機構は、管轄が認められる国外の裁判所において振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社又は受託会社に対し訴訟を提起することを妨げられない。

附則

（施行期日）

第 1 条 この規程は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）附則（以下「決済合理化法附則」という。）第 1 条本文に規定する同法施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（振替口座簿への転記手続）

第 2 条 施行日において、機構が保管振替機関（株券等の保管及び振替に関する法律（昭和 59 年法律第 30 号）（以下「旧保振法」という。）第 2 条第 2 項に規定する保管振替機関をいう。以下同じ。）として取り扱っていた株券（以下「保管振替株券」という。）に係る株式につき発行者から旧保振法第 6 条の 2 の同意を得ており、当該発行者から施行日の一月前の日（以下「同意期限日」という。）までに当該保管振替株券に係る株式につき法第 13 条第 1 項の同意を得ていた場合において、参加者（株券等に関する業務規程（以下「旧規程」という。）第 2 条第 2 号の参加者をいう。以下同じ。）が当該株式につき機構の直近下位機関であるときは、機構は、規則で定めるところにより、当該参

加者（以下この条において「特定参加者」という。）の参加者自己分の質権者として参加者口座簿（旧規程第 24 条第 1 項に規定する参加者口座簿をいう。以下同じ。）に記載がされていた者（機構を除く。以下この条において「特定質権者」という。）のために振替株式の振替を行うための口座を開設する。

- 2 機構は、施行日において、振替口座簿の特定参加者のために開設した口座又は特定質権者のために前項の規定により開設した口座に、その参加者口座簿に記載がされていた当該特定参加者又は当該特定質権者に係る旧保振法第 17 条第 2 項に掲げる事項、旧保振法第 37 条の規定により記載がされていた事項及び法第 129 条第 3 項第 6 号に掲げる事項を記録する。
- 3 特定参加者は、規則で定めるところにより、施行日において、その顧客及び当該顧客の預託株券（旧規程第 2 条第 6 号に規定する預託株券をいう。）に係る株式の質権者として顧客口座簿（旧規程第 30 条第 1 項の顧客口座簿をいう。以下同じ。）に記載又は記録がされていた者（当該特定参加者を除く。）のために振替株式の振替を行うための口座を開設しなければならない。
- 4 特定参加者は、施行日において、その備える振替口座簿の顧客又は質権者のために前項の規定により開設した口座に、その顧客口座簿に記載又は記録がされていた当該顧客又は当該質権者に係る旧保振法第 15 条第 2 項に掲げる事項、旧保振法第 37 条の規定により記載又は記録がされていた事項及び法第 129 条第 3 項第 6 号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
- 5 機構が特定参加者の参加者自己分の質権者として参加者口座簿に記載がされていた場合には、当該特定参加者は、規則で定めるところにより、施行日において、機構のために振替株式の振替を行うための口座を開設しなければならない。
- 6 特定参加者は、施行日において、その備える振替口座簿の機構のために前項の規定により開設した口座に、その参加者口座簿に記載がされていた機構に係る法第 129 条第 3 項第 4 号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄（以下この条において「質権欄」という。）において、機構を質権者とする同号に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。
- 7 特定参加者がその顧客の預託株券に係る株式の質権者である場合には、当該特定参加者は、施行日において、機構に対し、規則で定めるところにより、当該特定参加者を質権者とする法第 129 条第 3 項第 4 号に掲げる事項を通知しなければならない。この場合において、当該通知を受けた機構は、直ちに、当該特定参加者の質権口において、当該事項を記録する。

（特定振替株式に係る通知）

第 3 条 機構は、施行日以後、規則で定めるところにより、同意期限日までに機構に対して保管振替株券に係る株式につき法第 13 条第 1 項の同意を与えた発行者に対し、前条第

2項、第4項、第6項又は第7項後段の規定により記載し、又は記録された振替株式(以下「特定振替株式」という。)の存否、種類及び数並びにその株主を通知する。

- 2 参加者は、機構から前項の通知のために必要な事項の報告を求められたときは、規則で定めるところにより、直ちに、当該事項を報告しなければならない。

(特別口座の開設の申出)

第4条 前条第1項の通知を受けた同項の発行者(以下「特定発行者」という。)は、決済合理化法附則第8条第4項に基づき、遅滞なく、振替機関等に対し、株主(登録株式質権者及び特例登録株式質権者の質権の目的である株式の株主及び特定振替株式の株主を除く。)、当該登録株式質権者及び当該特例登録質権者のために振替株式の振替を行うための口座の開設の申出をしなければならない。

(新規記録手続)

第5条 特定発行者は、施行日以後、遅滞なく、機構に対し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 振替株式の銘柄(決済合理化法附則第8条第5項第1号に規定する銘柄をいう。

以下この条及び次条において同じ。)

(2) 前号の振替株式の株主、登録株式質権者又は特例登録株式質権者である加入者の氏名又は名称

(3) 前号の加入者のために開設された第1号の振替株式の振替を行うための口座

(4) 加入者ごとの第1号の振替株式の数(次号に掲げるものを除く。)

(5) 加入者が登録株式質権者又は特例登録株式質権者であるときは、その旨、登録株式質権者又は特例登録株式質権者の別、加入者ごとの質権の目的である第1号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数

(6) 前号の株主の氏名又は名称及び住所

(7) 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第4号及び第5号の数のうち信託財産であるものの数

(8) 第1号の振替株式が外国人保有制限銘柄である場合において、加入者が外国人等であるときはその旨

(9) 第1号の振替株式の総数及び株式の内容

(10) 新規記録(第4項に規定する記載又は記録をいう。以下この条において同じ。)をすべき日として機構が規則で定める日

(11) その他機構が定める事項

- 2 前項の通知があった場合には、機構は、同項第2号の加入者の直近上位機関でないときは、その直近下位機関であって同号の加入者の上位機関であるものに対し、規則で定めるところにより、同項各号(第9号を除く。)に掲げる事項を通知する。

- 3 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 4 第1項又は第2項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関等は、第1項第10号の新規記録をすべき日において、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める記載又は記録をしなければならない。
- （1）当該振替機関等が第1項第3号の口座を開設した者である場合 次に掲げる記載又は記録
- イ 当該口座の保有欄における第1項第2号の加入者（同号の株主であるものに限る。）に係る同項第4号の数の増加の記載又は記録
 - ロ 当該口座の質権欄における第1項第2号の加入者（同号の登録株式質権者又は特例登録質権者であるものに限る。）に係る同項第5号の振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数の増加の記載又は記録
 - ハ 当該口座の質権欄における第1項第6号に掲げる事項の記載又は記録
 - ニ 当該口座における第1項第7号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録
 - ホ 当該口座における第1項第8号に掲げる事項の記載又は記録
 - ヘ 口の加入者（特例登録株式質権者であるものを除く。）に係る登録株式質権者管理簿への所要の記載又は記録
- （2）当該振替機関等が第1項第3号の口座を開設した者でない場合 その直近下位機関であって同項第2号の加入者の上位機関であるものの顧客口における当該加入者に係る同項第4号の数と同項第5号の振替株式の数を合計した数の増加の記載又は記録
- 5 機構は、機構加入者口座に前項の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替株式の発行者に対し、その旨を通知する。

（振替株式の内容の提供）

第6条 前条第1項の通知を受けた場合には、機構は、当該通知に係る振替株式の銘柄について、規則で定める方法により、加入者が同項第9号に定める事項を知ることができるようにする措置を執る。

（株券喪失登録がされた株券に係る振替株式の取扱い）

第7条 附則第5条の規定にかかわらず、特定発行者の振替株式のうち株券喪失登録がされた株券に係るものについては、規則で定めるところにより取り扱う。

（新株予約権付社債の特例）

第8条 特例新株予約権付社債（法附則第41条に規定する特例新株予約権付社債及び法附則第42条に規定する特例転換社債のうち規程第6条第5号から第7号までに掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）のうち機構が法第13条第1項に基づき特例新株

予約権付社債の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記録がされたものについては、振替新株予約権付社債とみなして、この規程の規定（第 178 条から第 181 条及び第 261 条を除く。）を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第 9 条第 1 項	振替株式等	特例新株予約権付社債
第 14 条第 1 項	振替新株予約権付社債の新規記録（第 2 条第 29 号に規定する新規記録をいう。次項及び次条第 1 項において同じ。）に関する手続	特例新株予約権付社債の銘柄情報の通知に関する手続
第 15 条第 1 項	振替新株予約権付社債の新規記録後から抹消（第 2 条第 24 号に規定する抹消をいう。次条第 3 項において同じ。）までの手続	特例新株予約権付社債の銘柄情報の通知後の手続
第 234 条第 2 項	の発行総数（償還があったもの、新株予約権の消却及び新株予約権の行使があったものの数を除く。）	について振替受入簿に記録された数の合計数（当該記録の効力が生じなかった場合における当該記録に係る数及び新株予約権の行使又は社債の償還があったものの数を除く。）
第 237 条第 1 項	の発行総数（償還があったもの、新株予約権の消却及び新株予約権の行使があったものの数を除く。）を超えること	について振替受入簿に記録された数の合計数（当該記録の効力が生じなかった場合における当該記録に係る数及び新株予約権の行使又は社債の償還があったものの数を除く。）を超えること
	第 2 号の発行総数	第 2 号の合計数
第 237 条第 1 項第 2 号	の発行総数（償還があったもの、新株予約権の消却及び新株予約権の行使があったものの数を除く。）	について振替受入簿に記録された数の合計数（当該記録の効力が生じなかった場合における当該記録に係る数及び新株予約権の行使又は社債の償還があったものの数を除く。）

第 237 条第 2 項	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記録の効力の消滅を含む。）
	により当該	により当該口座における当該
第 239 条第 2 項第 2 号	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記録の効力の発生を含む。）、移転又は消滅（振替受入簿の記録の効力の消滅を含む。）

（特例新株予約権付社債の銘柄情報の通知及び変更に関する取扱い）

第 9 条 規程第 178 条及び第 179 条の規定は、特例新株予約権付社債の銘柄情報の通知及び銘柄情報の変更の通知について準用する。この場合において、規程第 178 条第 1 項中「振替新株予約権付社債を発行する場合には」とあるのは「特例新株予約権付社債について法第 13 条第 1 項の同意を機構に対し与えた場合には」と、「振替新株予約権付社債」とあるのは「特例新株予約権付社債」と読み替えるものとする。

（振替受入簿の備付け）

第 10 条 機構は、振替受入簿（特例新株予約権付社債に係るものをいう。以下附則第 18 条まで同じ。）を備える。

（特例新株予約権付社債に係る振替受入簿の記録の申請）

第 11 条 特例新株予約権付社債（機構が法第 13 条第 1 項の規定に基づき特例新株予約権付社債の発行者の同意を得たものに限る。以下同じ。）についての権利を有する加入者（当該加入者が特例新株予約権付社債の新株予約権付社債権者である場合に限る。以下附則第 18 条まで「特例加入者」という。）は、その有する特例新株予約権付社債について、機構に対し、振替受入簿の記録の申請（以下附則第 18 条まで「移行申請」という。）をすることができる。

2 前項の移行申請は、口座管理機関がその特例加入者の委任を受け、当該特例加入者の移行申請を機構に取り次ぐ方法により行わなければならない。

3 特例加入者は、移行申請をする場合には、その直近上位機関に対し、当該申請に係る特例新株予約権付社債の社債券（弁済期が到来していない利札が欠けていないものに限る。）を提出するとともに、次に掲げる事項を示さなければならない。

- （ 1 ）特例新株予約権付社債の銘柄及び数
- （ 2 ）特例新株予約権付社債の社債券の番号
- （ 3 ）特例加入者の氏名又は名称及び住所

(4) 特例加入者の口座

(5) その他特例加入者の直近上位機関の定める事項

- 4 第 2 項の場合において、同項の直近上位機関が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、同項各号に掲げる事項を示して、移行申請の取次ぎを委託しなければならない。
- 5 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合について準用する。
- 6 直接口座管理機関は、その特例加入者から移行申請の取次ぎの委託を受けたとき又はその直近下位機関から第 4 項(前項において準用する場合を含む。)の委託を受けたときは、機構に対し、規則で定めるところにより、第 3 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項その他の規則で定める事項を示し、当該申請を取り次がなければならない。
- 7 前 3 項の規定にかかわらず、特例加入者の直近上位機関は、その上位機関が認めたときは、機構に対し、直接、移行申請の取次ぎを行うことができる。この場合において、当該直近上位機関は、機構に対し、規則で定めるところにより、第 3 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項その他の規則で定める事項を示し、当該申請を取り次がなければならない。
- 8 前項の場合において、当該直近上位機関が間接口座管理機関であるときは、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関の定める事項を通知しなければならない。
- 9 前項の規定は、同項(この項において準用する場合を含む。)の通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合について準用する。
- 10 機構は、施行日前日までに機構に預託された特例新株予約権付社債に係る社債券については、施行日に特例新株予約権付社債の社債券の提出が行われ、特例加入者より移行申請がなされたものとみなす。

(機構による特例新株予約権付社債に係る振替受入簿への記録及び通知)

第 12 条 機構は、前条第 6 項又は第 7 項の取次ぎを受けた場合には、同条第 3 項第 1 号から第 3 号までに定める事項及び当該申請に係る振替受入簿への記録をする年月日を振替受入簿に記録する。この場合において、機構は、特例新株予約権付社債の発行者に対し、振替受入簿への記録を行った旨を通知する。

(特例新株予約権付社債に係る振替受入簿の記録の停止期間)

第 13 条 機構は、必要があると認める場合には、特例新株予約権付社債に係る振替受入簿の記録をすることができない日を定めることができる。この場合において、機構は、あらかじめ、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、その旨を通知する。

(特例新株予約権付社債に係る振替口座簿への記載又は記録及び通知)

第 14 条 機構は、附則第 12 条の規定により振替受入簿への記録をした場合において、機構が附則第 11 条第 3 項第 4 号の口座を開設した者であるときは、当該申請に係る特例新株予約権付社債の銘柄について、その備える振替口座簿における当該申請に係る特例加入者の自己口において、当該申請に基づく増加の記録をする。

2 機構は、附則第 12 条の規定により振替受入簿への記録をした場合において、機構が附則第 11 条第 3 項第 4 号の口座を開設した者でないときは、当該申請の取次ぎに係る特例新株予約権付社債の銘柄について、その備える振替口座簿における当該取次ぎに係る特例加入者の上位機関である直近下位機関の顧客口において、当該申請に基づく増加の記録をする。この場合において、機構は、当該直近下位機関に対し、次に掲げる事項を通知する。

(1) 特例新株予約権付社債の銘柄及び数

(2) その他規則で定める事項

3 前 2 項の規定は、前項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(特例新株予約権付社債に係る振替受入簿の記録の抹消)

第 15 条 特例加入者は、その有する特例新株予約権付社債について移行申請をする権限を有しない者の申請により振替受入簿の記録がされた場合において、当該特例新株予約権付社債について規程第 190 条の一部抹消の申請が行われているときは、機構に対し、当該特例新株予約権付社債に係る振替受入簿の記録の抹消の申請をすることができる。

2 機構は、前項の一部抹消の申請による抹消が行われた場合には、当該申請に係る特例新株予約権付社債について、振替受入簿の記録を抹消する。この場合において、機構は、当該記録に係る特例新株予約権付社債の発行者に対し、振替受入簿の記録が抹消された旨を通知する。

(特例新株予約権付社債に係る振替受入簿の閲覧等)

第 16 条 特例新株予約権付社債の新株予約権付社債権者及び発行者は、振替受入簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

2 特例新株予約権付社債の新株予約権付社債権者及び発行者が機構に対して前項の請求をする場合には、規則で定めるところにより行わなければならない。

(特例新株予約権付社債の内容の提供)

第 17 条 機構は、特例新株予約権付社債の発行者から、附則第 9 条において準用する規程第 178 条第 1 項の通知を受けた場合には、機構は、当該通知に係る特例新株予約権付社債の銘柄について、規則で定める方法により、特例加入者が法附則第 41 条第 2 項において読み替えて準用する第 17 条第 1 項各号に掲げる事項その他規則で定める事項を知る

ことができるようにする措置を執る。

- 2 前項の特例新株予約権付社債が、法附則第 42 条に規定する特例転換社債の場合には、同項中「法附則第 41 条第 2 項において読み替えて準用する第 17 条第 1 項各号に掲げる事項」は、「法附則第 42 条第 3 項において読み替えて準用する第 17 条第 1 項各号に掲げる事項」と読み替えるものとする。

(特例新株予約権付社債に係る発行者の同意に関する公告)

第 18 条 機構は、特例新株予約権付社債について法第 13 条第 1 項に基づく発行者の同意を得た場合には、法附則第 41 条第 2 項において準用する第 18 条に基づき、規則で定める方法により公告をする。

(施行日において振替投資口となる振替投資口の新規記録手続)

第 19 条 決済合理化法附則第 15 条第 1 項の発行者が、その投資口(施行日前日に機構が保管振替機関として取り扱うものに限る。)について、法第 228 条第 1 項において準用する第 131 条第 1 項の通知をする場合には、規程第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 3 章第 2 節の規定にかかわらず、規則で定める方法により新規記録手続を行う。

(施行日において振替優先出資となる振替優先出資の新規記録手続)

第 20 条 決済合理化法附則第 15 条第 1 項の発行者が、その優先出資(施行日前日に機構が保管振替機関として取り扱うものに限る。)について、法 235 条第 1 項において準用する第 131 条第 1 項の通知をする場合には、規程第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 3 章第 2 節の規定にかかわらず、規則で定める方法により新規記録手続を行う。

(投資信託受益権の特例)

第 21 条 特例投資信託受益権(法附則第 32 条第 1 項に規定する投資信託の受益権(投資信託契約において分割又は併合の定めのあるものを除く。))のうち規程第 6 条第 1 項第 10 号に掲げるものをいう。以下同じ。)のうち機構が法第 13 条第 1 項の規定に基づき特例投資信託受益権の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記載又は記録がされたものについては、振替投資信託受益権とみなして、この規程の規定(第 275 条及び第 285 条を除く。)を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

第 9 条第 1 項	振替株式等	特例投資信託受益権
第 280 条第 1 項	の総発行口数(償還済み又は交換済みの口数を除き、追加設定により新規記録さ	について振替受入簿に記載がされた口数の合計口数(当該記録の効力が生じな

	れた口数を加える。)	かった場合における当該記録に係る口数及び償還済み又は交換済みの口数を除き、追加設定により新規記録された口数を加える。)
第 280 条第 2 項	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記録の効力の発生を含む。）移転又は消滅（振替受入簿の記録の効力の消滅を含む。）
	により当該	により当該口座における当該
第 282 条第 1 項	の総発行口数（償還済み又は交換済みの口数を除き、追加設定により新規記録された口数を加える。)	について振替受入簿に記録がされた口数の合計口数（当該記録の効力が生じなかった場合における当該記録に係る口数及び償還済み又は交換済みの口数を除き、追加設定により新規記録された口数を加える。)
第 282 条第 2 項第 2 号	発生、移転又は消滅	発生（振替受入簿の記録の効力の発生を含む。）移転又は消滅（振替受入簿の記録の効力の消滅を含む。）

（特例投資信託の銘柄情報に係る発行者からの通知）

第 22 条 第 275 条の規定は、特例投資信託受益権の発行者が法第 13 条第 1 項の同意を機構に対し与えた場合について準用する。この場合において、規程第 275 条の規定中、「振替投資信託受益権」とあるのは「特例投資信託受益権」と、「新たに振替投資信託受益権について信託を設定する場合であって、当該振替投資信託受益権が投資信託契約締結当初に係るものであるときは」とあるのは「特例投資信託受益権について法第 13 条第 1 項の同意を機構に対し与えた場合には」と読み替えるものとする。

（振替受入簿の備付け）

第 23 条 機構は、振替受入簿（特例投資信託受益権に係るものをいう。以下附則第 31 条まで同じ。）を備える。

(特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録の申請)

第 24 条 特例投資信託受益権 (機構が法第 13 条第 1 項の規定に基づき特例投資信託受益権の発行者の同意を得たものに限る。以下同じ。) についての権利を有する加入者 (当該加入者が特例投資信託受益権の投資信託受益権者である場合に限る。以下附則第 31 条まで「特例加入者」という。) は、その有する特例投資信託受益権について、機構に対し、振替受入簿の記録の申請 (以下附則第 31 条まで「移行申請」という。) をすることができる。

2 前項の移行申請は、口座管理機関がその特例加入者の委任を受け、当該特例加入者の移行申請を機構に取り次ぐ方法により行わなければならない。

3 特例加入者は、移行申請をする場合には、その直近上位機関に対し、当該申請に係る特例投資信託受益権の受益証券 (投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 7 項に規定する受益証券をいう。以下同じ。) を提出するとともに、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 特例投資信託受益権の銘柄及び口数
- (2) 特例投資信託受益権の受益証券の番号
- (3) 特例加入者の氏名又は名称及び住所
- (4) 特例加入者の口座
- (5) その他特例加入者の直近上位機関の定める事項

4 第 2 項の場合において、同項の直近上位機関が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、同項各号に掲げる事項を示して、移行申請の取次ぎを委託しなければならない。

5 前項の規定は、同項 (この項において準用する場合を含む。) の委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合について準用する。

6 直接口座管理機関は、その特例加入者から移行申請の取次ぎの委託を受けたとき又はその直近下位機関から第 4 項 (前項において準用する場合を含む。) の委託を受けたときは、機構に対し、規則で定めるところにより、第 3 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項その他の規則で定める事項を示し、当該申請を取り次がなければならない。

7 前 3 項の規定にかかわらず、特例加入者の直近上位機関は、その上位機関が認めるときは、機構に対し、直接、移行申請の取次ぎを行うことができる。この場合において、当該直近上位機関は、機構に対し、規則で定めるところにより、第 3 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項その他の規則で定める事項を示し、当該申請を取り次がなければならない。

8 前項の場合において、当該直近上位機関が間接口座管理機関であるときは、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関の定める事項を通知しなければならない。

9 前項の規定は、同項 (この項において準用する場合を含む。) の通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合について準用する。

10 第2項から前項までの規定は、機構が規則で定める場合には、適用しない。

(機構による特例投資信託受益権に係る振替受入簿への記録及び通知)

第25条 機構は、前条第6項又は第7項の取次ぎを受けた場合には、同条第3項第1号から第3号までに定める事項及び当該申請に係る振替受入簿への記録をする年月日を振替受入簿に記録する。この場合において、機構は、特例投資信託受益権の発行者に対し、振替受入簿への記録を行った旨を通知する。

(特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録の停止期間)

第26条 機構は、必要があると認める場合には、特例投資信託受益権に係る振替受入簿への記録をすることができない日を定めることができる。この場合において、機構は、あらかじめ、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、その旨を通知する。

(特例投資信託受益権に係る振替口座簿への記載又は記録及び通知)

第27条 機構は、附則第25条の規定により振替受入簿への記録をした場合において、機構が附則第24条第3項第4号の口座を開設した者であるときは、当該申請に係る特例投資信託受益権の銘柄について、その備える振替口座簿における当該申請に係る特例加入者の自己口において、当該申請に基づく増加の記録をする。

2 機構は、附則第25条の規定により振替受入簿への記録をした場合において、機構が附則第24条第3項第4号の口座を開設した者でないときは、当該申請に係る特例投資信託受益権の銘柄について、その備える振替口座簿における当該申請に係る特例加入者の上位機関である直近下位機関の顧客口において、当該取次ぎに基づく増加の記録をする。この場合において、機構は、当該直近下位機関に対し、次に掲げる事項を通知する。

(1) 当該特例投資信託受益権の銘柄及び口数

(2) その他規則で定める事項

3 前2項の規定は、前項(この項において準用する場合を含む。)の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

(特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録の抹消)

第28条 特例加入者は、その有する特例投資信託受益権について移行申請をする権限を有しない者の申請により振替受入簿への記録がされた場合において、当該特例投資信託受益権について規程第278条において読み替えて準用する規程第190条第1項の一部抹消の申請が行われているときは、機構に対し、当該特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録の抹消の申請をすることができる。

2 機構は、前項の一部抹消の申請による抹消が行われた場合には、当該申請に係る特例投資信託受益権について、振替受入簿の記録を抹消する。この場合において、機構は、

当該記録に係る特例投資信託受益権の発行者に対し、振替受入簿の記録が抹消された旨を通知する。

(特例投資信託受益権に係る振替受入簿の閲覧等)

第 29 条 特例投資信託受益権の受益者及び発行者は、振替受入簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。

2 特例投資信託受益権の受益者及び発行者が機構に対して前項の請求をする場合には、規則で定めるところにより行わなければならない。

(特例投資信託受益権の内容の提供)

第 30 条 機構は、特例投資信託受益権の発行者から附則第 22 条において準用する規程第 275 条の通知を受けた場合には、当該通知に係る特例投資信託受益権の銘柄について、規則で定める方法により、特例加入者が法附則第 32 条第 2 項において読み替えて準用する第 17 条第 1 項各号に掲げる事項その他の規則で定める事項を知ることができるようにする措置を執る。

(特例投資信託受益権に係る発行者の同意に関する公告)

第 31 条 機構は、特例投資信託受益権について法第 13 条第 1 項に基づく発行者の同意を得た場合には、法附則第 32 条において準用する第 18 条に基づき、規則で定める方法によりその旨を公告する。

第 32 条 施行日前に機構が作成した参加者口座簿及び参加者が作成した顧客口座簿については、規程第 2 条第 18 号の振替口座簿とみなして規程第 17 条及び第 287 条(第 3 項及び第 5 項を除く。)の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

振替口座簿	参加者口座簿又は顧客口座簿
加入者	参加者又は顧客
その直近上位機関	自らの口座が開設されていた機構又は参加者
直近上位機関	機構又は参加者

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 17 条	振替機関等	機構又は参加者
第 287 条第 1 項	その直近上位機関	自らの口座が開設されていた機構又は参加者
	直近上位機関	機構又は参加者

	当該口座につき利害関係を有する者として政令（法第277条に規定する政令をいう。）で定めるもの（以下「利害関係人」という。）についても、正当な理由があるときは、	参加者口座簿に記載された質権者若しくは顧客（以下「参加者口座簿に記載された質権者等」という。）又は顧客口座簿に記載若しくは記録された質権者についても、利害関係を有する部分に限り、
第287条第2項	利害関係人	参加者口座簿に記載された質権者等又は顧客口座簿に記載又は記録がされた質権者
	口座管理機関	参加者
	機構加入者口座又は加入者に係る口座	参加者口座又は顧客口座
第287条第4項	機構加入者	参加者
	利害関係人	参加者口座簿に記載された質権者等

（機構名義失念株式に係る特別口座開設等の請求の取次ぎ）

第33条 旧保振法第29条第1項（同法第39条の2及び39条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づき、機構が名義書換の請求を行った機構名義の株式であって、決済合理化法附則第8条第5項又は法第131条第1項の通知（法第228条第1項及び第235条第1項において準用する第131条第1項の通知を含む。）により機構の特別口座に記載又は記録がされた株式につき、法第133条第2項（法第228条第1項及び第235条第1項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の発行者に対する機構との共同請求を行おうとする者は、当該者が当該株式に係る株券の交付を受けた参加者である機構加入者（当該参加者が間接口座管理機関又は加入者となっている場合には、当該間接口座管理機関又は加入者の上位機関である機構加入者）を経由して、機構に対し、当該請求に係る協力を依頼しなければならない。

2 前項の規定は、同項の株式につき、当該株式の取得者等が、社債、株式等の振替に関する命令（平成14年内閣府・法務省令第5号。以下「命令」という。）第18条第2号（同命令第46条及び第47条で準用する場合を含む。）で定める場合として、法第133条第2項の発行者に対する請求を行うに際し、その取次ぎを機構に依頼する場合について準用する。

3 前2項の依頼の方法については、機構が別に定めるところにより行う。

(その他の経過措置)

第 34 条 この附則に規定するもののほか、この規程の実施に関し必要な経過措置は、機構が別に定める。

株式等の振替に関する業務規程施行規則

制定 平成 20 年 8 月 15 日

目次

第 1 章 総則

第 1 節 用語（第 1 条）

第 2 節 機構取扱対象株式等（第 2 条 - 第 5 条）

第 3 節 発行者の決定事項等の通知（第 6 条）

第 4 節 指定株主名簿管理人等、発行代理人、支払代理人及び資金決済会社（第 7 条 -
第 10 条）

第 5 節 機構加入者及び口座管理機関

第 1 款 機構による口座開設手続等（第 11 条 - 第 14 条）

第 2 款 口座管理機関による口座開設手続等（第 15 条）

第 3 款 間接口座管理機関に係る機構の承認（第 16 条・第 17 条）

第 6 節 加入者情報に関する取扱い（第 18 条 - 第 33 条）

第 7 節 電磁的方法による通知又は請求等（第 34 条・第 35 条）

第 2 章 振替株式の振替等に関する取扱い

第 1 節 振替口座簿とその記録事項等（第 36 条・第 37 条）

第 2 節 新規記録手続

第 1 款 口座通知の取次ぎ（第 38 条 - 第 42 条）

第 2 款 新規記録手続

第 1 目 取扱開始時の新規記録手続（第 43 条 - 第 45 条）

第 2 目 振替株式の発行時の新規記録手続（第 46 条 - 第 50 条）

第 3 節 振替手続

第 1 款 振替の申請及び振替口座簿への記録等（第 51 条・第 52 条）

第 2 款 機構における振替手続の特例（第 53 条 - 第 74 条）

第 3 款 振替の制限の取扱い（第 75 条）

第 4 節 取得請求権付株式の取得請求に係る手続（第 76 条 - 第 81 条）

第 5 節 単元未満株式の買取請求及び売渡請求に係る手続

第 1 款 単元未満株式の買取請求に係る手続（第 82 条 - 第 89 条）

第 2 款 単元未満株式の売渡請求に係る手続（第 90 条 - 第 97 条）

第 6 節 抹消手続

第 1 款 一部抹消手続（第 98 条 - 第 102 条）

第 2 款 全部抹消手続（第 103 条 - 第 105 条）

第 7 節 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の取得に係る手続（第 106 条 - 第
120 条）

第 8 節 株式の併合に係る手続（第 121 条 - 第 128 条）

- 第9節 株式の分割に係る手続（第129条 - 第137条）
 - 第10節 株式無償割当てに係る手続（第138条 - 第140条）
 - 第11節 会社の組織再編に係る手続
 - 第1款 合併、株式交換又は株式移転に係る手続（第141条 - 第154条）
 - 第2款 会社分割に係る手続（第155条 - 第164条）
 - 第12節 株主名簿に記載又は記録をすべき事項に関する申出等に関する取扱い
 - 第1款 特別株主の申出（第165条 - 第168条）
 - 第2款 特別株主の申出の簡略化の取扱い（第169条 - 第171条）
 - 第3款 登録株式質権者となるべき旨の申出（第172条 - 第175条）
 - 第4款 信託財産名義の取扱い（第176条 - 第179条）
 - 第13節 振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続（第180条・第181条）
 - 第14節 総株主通知に係る手続
 - 第1款 総株主通知（第182条 - 第197条）
 - 第2款 外国人保有制限銘柄に関する名義書換拒否結果の通知（第198条）
 - 第15節 個別株主通知に係る手続（第199条 - 第212条）
 - 第16節 発行者による情報提供請求に関する取扱い（第213条 - 第224条）
 - 第17節 担保株式に関する取扱い（第225条）
 - 第18節 外国人保有制限銘柄についての期中公表に関する取扱い（第226条・第227条）
 - 第19節 配当金に関する取扱い（第228条 - 第235条）
 - 第20節 振替株式の取扱廃止時の取扱い（第236条）
 - 第21節 振替株式の内容の提供（第237条）
- 第3章 振替新株予約権付社債の振替等に関する取扱い
- 第1節 振替口座簿とその記録事項等（第238条・第239条）
 - 第2節 銘柄情報の通知及び変更に関する取扱い（第240条）
 - 第3節 新規記録手続（第241条 - 第243条）
 - 第4節 振替手続
 - 第1款 振替の申請及び振替口座簿への記録等（第244条・第245条）
 - 第2款 機構における振替手続の特例（第246条 - 第262条）
 - 第3款 振替の制限の取扱い（第263条）
 - 第5節 抹消手続
 - 第1款 一部抹消手続（第264条 - 第266条）
 - 第2款 全部抹消手続（第267条 - 第269条）
 - 第6節 元利金支払いに係る手続（第270条 - 第280条）
 - 第7節 繰上償還に係る手続（第281条 - 第283条）

- 第 8 節 振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に係る手続（第 284 条 - 第 286 条）
 - 第 9 節 取得条項付新株予約権付社債の取得に係る手続（第 287 条 - 第 300 条）
 - 第 10 節 新株予約権付社債無償割当てに係る手続（第 301 条 - 第 303 条）
 - 第 11 節 新株予約権付社債の承継に係る手続（第 304 条 - 第 316 条）
 - 第 12 節 信託財産名義の取扱い（第 317 条）
 - 第 13 節 振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続（第 318 条・第 319 条）
 - 第 14 節 総新株予約権付社債権者通知に係る手続（第 320 条 - 第 330 条）
 - 第 15 節 担保新株予約権付社債に関する取扱い（第 331 条）
 - 第 16 節 社債権者集会における議決権行使等のための証明書の取扱い（第 332 条 - 第 334 条）
 - 第 17 節 振替新株予約権付社債の取扱廃止時の取扱い（第 335 条 - 第 337 条）
 - 第 18 節 振替新株予約権付社債の内容の提供（第 338 条）
 - 第 4 章 振替新株予約権の振替等に関する取扱い
 - 第 1 節 振替株式に係る規定の準用（第 339 条・第 340 条）
 - 第 2 節 振替新株予約権付社債に係る規定の準用（第 341 条・第 342 条）
 - 第 3 節 振替新株予約権の行使期間満了に伴う抹消手続（第 343 条）
 - 第 4 節 振替新株予約権の行使に係る手続（第 344 条 - 第 347 条）
 - 第 5 節 新株予約権無償割当てに係る手続（第 348 条 - 第 350 条）
 - 第 5 章 振替投資口の振替等に関する取扱い（第 351 条）
 - 第 6 章 協同組織金融機関の振替優先出資の振替等に関する取扱い（第 352 条）
 - 第 7 章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い（第 353 条 - 第 357 条）
 - 第 8 章 雑則（第 358 条・第 359 条）
- 附則

第 1 章 総則

第 1 節 用語

（用語）

- 第 1 条 この規則において、株式等の振替に関する業務規程（以下「規程」という。）の用語と同一の用語は、同一の意味を持つものとする。
- 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - （ 1 ） 加入者口座コード 株式等振替制度において加入者の口座を特定するための次号の口座管理機関コード、第 3 号の顧客口所在コード及び第 4 号の加入者口座番号から

構成される機構が定めるコードをいう。

- (2) 口座管理機関コード 株式等振替制度において機構が機構加入者又は間接口座管理機関ごとに定めるコードをいう。
- (3) 顧客口座所在コード 株式等振替制度において機構が直接口座管理機関のために開設した顧客口座である区分口座又は間接口座管理機関がその直近上位機関から開設を受けた顧客口座ごとに定めるコードをいう。
- (4) 加入者口座番号 株式等振替制度において機構又は口座管理機関がその加入者のために開設した口座ごとに付番する番号をいう。
- (5) 株主等照会コード 株式等振替制度において通知株主等その他機構が定める者の氏名又は名称及び住所を特定するための機構が定めるコードをいう。
- (6) 銘柄コード 株式等振替制度において振替株式等の銘柄及び新旧の別を特定するための機構が銘柄及び新旧の別ごとに定めるコードをいう。
- (7) 機構加入者コード 株式等振替制度において機構加入者口座を特定するための機構が機構加入者口座の区分口座ごとに定めるコードをいう。
- (8) 代理人コード 株式等振替制度において発行代理人又は支払代理人を特定するための機構が発行代理人又は支払代理人ごとに定めるコードをいう。
- (9) 資金決済会社コード 株式等振替制度において資金決済会社を特定するための日銀ネットにおける資金決済会社の金融機関等コード及び店舗コードから構成される機構が定めるコードをいう。
- (10) 株主名簿管理人コード 株式等振替制度において株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人を特定するための機構が株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人ごとに定めるコードをいう。

第2節 機構取扱対象株式等

(総額買取型新株予約権等の要件)

第2条 規程第6条第1号、第3号、第5号、第8号及び第9号に規定する規則で定める要件は、金融商品取引所による上場承認が行われていることとする。

2 規程第6条第10号に規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- (1) 金融商品取引所による上場承認が行われていること。
- (2) 投資信託契約において分割又は併合の定めがないこと。
- (3) 投資信託約款において、当該投資信託受益権の全部について法の規定の適用を受けるとする旨を定めたものであること。
- (4) 国内において、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて設定される投資信託受益権であること。
- (5) 最低発行単位の口数が1口であること。

- 3 規程第6条第2号及び第7号に規定する規則で定める要件は、当該フェニックス銘柄の発行者がすでに当該銘柄に係る同意書(第3条第1項に規定する同意書をいう。)を機構に提出している場合において、その取扱いを行うときまでに、規程、この規則及び機構が定める業務処理の方法に従うことを約諾する所定の書面を機構に提出していることとする。
- 4 規程第6条第4号及び第6号に規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。
 - (1) 新株予約権の目的である株式が振替株式であること。
 - (2) 発行する新株予約権の総数が口座管理機関又は当該口座管理機関の企業集団に属する法人(当該口座管理機関の親会社若しくは子会社又は当該口座管理機関、当該口座管理機関の親会社及び子会社が所有する議決権を合わせた場合に議決権の過半数を占める会社その他の当該口座管理機関の親会社及び子会社がその経営を支配している法人をいう。以下同じ。)に割り当てられるものであること。
 - (3) 割当てを受けた口座管理機関又は当該口座管理機関の企業集団に属する法人が新株予約権を行使し、かつ、当該行使により新たに取得する振替株式を不特定多数の者に売却することを目的としているものであること。
 - (4) 第2号において発行者が発行する新株予約権が口座管理機関の企業集団に属する法人に割り当てられる場合には、当該口座管理機関が当該法人の代理人として当該新株予約権に係る手続を行うものであること。
 - (5) 国内で発行されるものであること。

(同意書)

第3条 機構取扱対象株式等の発行者は、規程第7条第1項の同意をする場合には、機構に対し、次の各号に掲げる事項(第4号及び第5号については株式、投資口、協同組織金融機関の優先出資又は投資信託受益権についての同意の場合に限り、第6号については新株予約権又は新株予約権付社債についての同意の場合に限る。)を記載した所定の書面(以下「同意書」という。)を提出しなければならない。

- (1) 登記上の商号又は名称
- (2) 登記上の本店又は主たる事務所の所在地
- (3) 登記上の代表者の役職名及び氏名
- (4) 機構に同意を与える株式等の銘柄
- (5) 前号の銘柄について、機構が法に基づきその株式等振替業において機構の定める取扱開始日から取り扱うことについて同意する旨
- (6) 発行者が発行する新株予約権又は新株予約権付社債(発行の決定において、当該決定に基づき発行する新株予約権又は新株予約権付社債の全部について法の規定の適用を受けることとする旨を定めたものに限る。)のすべてについて、機構が法に基づき

その株式等振替業において機構の定める取扱開始日から取り扱うことについて同意する旨

(7) この同意書を提出した日以後、機構が定める業務規程その他の規則及び機構が講ずる必要な措置に従うことを約諾する旨

(8) この同意書を提出した日以後、機構が定める業務処理の方法に従うことを約諾する旨

(9) 第4号の株式等又は第6号の新株予約権若しくは新株予約権付社債(総額買取型新株予約権及び総額買取型新株予約権付社債を除く。)について金融商品取引所による上場日の変更又は上場承認の取消しがあつた場合には、直ちにその旨を機構に通知する旨

(10) その他機構が定める事項

2 前項の同意書には、次の各号に掲げる同意を与える株式等の種類に応じて、当該各号に定める書類を添付するものとする。ただし、第1号イから八までに掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

(1) 株式

イ 代表者の印鑑証明書

ロ 定款

ハ 株式取扱規則

ニ 次に掲げる事項を記載した所定の書面

(イ) 登記上の商号又は名称

(ロ) 登記上の本店又は主たる事務所の所在地

(ハ) 登記上の代表者の役職名及び氏名

(ニ) 代表者に代わって機構との間の手続きを行う代理人(以下この節において「代表者代理人」という。)の役職名及び氏名(代表者代理人を選任する場合に限る。)

(ホ) 発行者が代理人として選任した株主名簿管理人(指定株主名簿管理人等である者に限る。)の商号又は名称

(ヘ) 情報取扱責任者(機構に対する通知又は機構が行う照会に対する報告その他機構との間の連絡を掌る者をいう。以下この節において同じ。)の役職名及び氏名

(ト) 会社分端数(規程第82条(同第92条第2項、第103条及び第106条において読み替えて準用する場合を含む。)、第88条、第90条又は第97条の各条に規定する調整株式数のうち一に満たない端数の合計数(その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)をいう。)の記録先口座

(チ) 単元未満株式の売渡請求に係る売渡代金を入金すべき金融機関預金口座

(リ) 同意しようとする株式の内容及び新規記録する株式数

(ヌ) 同意しようとする株式の証券コード(証券コード協議会が定める証券コードをいう。以下同じ。)

- (ル) 同意しようとする株式が外国人保有制限銘柄であるときはその旨
- (ヲ) その他機構が定める事項
- ホ 同意する銘柄の株式について機構が取扱いを開始すると同時に、当該銘柄の振替株式を発行するときは、当該発行に関する機構が定める事項を記した書面
- ヘ 所定の Target 保振サイト(第 34 条第 1 項第 1 号ホに規定する Target 保振サイトをいう。以下第 6 節まで同じ。)の利用申込書(すでに Target 保振サイトを利用している場合を除く。)
- ト その他機構が定める書類
- (2) 新株予約権
 - イ 代表者の印鑑証明書
 - ロ 目論見書(金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 2 条第 10 項に規定する目論見書をいう。以下この条において同じ。)
 - ハ 次に掲げる事項を記載した所定の書面
 - (イ) 登記上の商号又は名称
 - (ロ) 登記上の本店又は主たる事務所の所在地
 - (ハ) 登記上の代表者の役職名及び氏名
 - (ニ) 代表者代理人の役職名及び氏名(代表者代理人を選任する場合に限る。)
 - (ホ) その他機構が定める事項
 - ニ その他機構が定める書面
- (3) 新株予約権付社債
 - イ 代表者の印鑑証明書
 - ロ 当該新株予約権付社債に係る社債管理委託契約書
 - ハ 目論見書
 - ニ 次に掲げる事項を記載した所定の書面
 - (イ) 登記上の商号又は名称
 - (ロ) 登記上の本店又は主たる事務所の所在地
 - (ハ) 登記上の代表者の役職名及び氏名
 - (ニ) 代表者代理人の役職名及び氏名(代表者代理人を選任する場合に限る。)
 - (ホ) 発行代理人の商号又は名称
 - (ヘ) 支払代理人の商号又は名称
 - (ト) その他機構が定める事項
 - ホ その他機構が定める書類
- (4) 投資口
 - イ 代表者の印鑑証明書
 - ロ 規約
 - ハ 投資口取扱規則

二 次に掲げる事項を記載した書面

- (イ) 登記上の商号
- (ロ) 登記上の本店所在地
- (ハ) 登記上の代表者の役職名及び氏名
- (ニ) 代表者代理人の役職名及び氏名(代表者代理人を選任する場合に限る。)
- (ホ) 発行者が代理人として選任した投資主名簿等管理人(指定株主名簿管理人等である者に限る。)の商号又は名称
- (ヘ) 情報取扱責任者の役職名及び氏名
- (ト) 投資法人分端数(規程第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 88 条、第 90 条又は第 97 条の各条に規定する調整投資口数のうち一に満たない端数の合計数(その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)をいう。)の記録先口座
- (チ) 同意しようとする投資口の内容及び新規記録する投資口口数
- (リ) 同意しようとする投資口の証券コード
- (ヌ) その他機構が定める事項

ホ 機構が取扱いを開始すると同時に振替投資口を発行するときは、その発行に関する機構が定める事項を記した書面

ヘ 所定の Target 保振サイトの利用申込書(すでに Target 保振サイトを利用している場合を除く。)

ト その他機構が定める書類

(5) 協同組織金融機関の優先出資

イ 代表者の印鑑証明書

ロ 定款

ハ 優先出資取扱規則

二 次に掲げる事項を記載した書面

- (イ) 登記上の名称
- (ロ) 登記上の主たる事務所の所在地
- (ハ) 登記上の代表者の役職名及び氏名
- (ニ) 代表者代理人の役職名及び氏名(代表者代理人を選任する場合に限る。)
- (ホ) 発行者が代理人として選任した優先出資者名簿管理人(指定株主名簿管理人等である者に限る。)の商号又は名称
- (ヘ) 情報取扱責任者の役職名及び氏名
- (ト) 協同組織金融機関分端数(規程第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 90 条又は第 97 条の各条に規定する調整優先出資金数のうち一に満たない端数の合計数(その数に一に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)をいう。)の記録先口座

- (チ) 同意しようとする優先出資の内容及び新規記録する優先出資口数
- (リ) 同意しようとする優先出資の証券コード
- (ヌ) その他機構が定める事項
- ホ 機構が取扱いを開始すると同時に振替優先出資を発行するときは、その発行に関する機構が定める事項を記した書面
- ヘ 所定の Target 保振サイトの利用申込書（すでに Target 保振サイトを利用している場合を除く。）
- ト その他機構が定める書面
- (6) 投資信託受益権
 - イ 代表者の印鑑証明書
 - ロ 投資信託約款
- ハ 次に掲げる事項を記載した所定の書面
 - (イ) 登記上の商号又は名称
 - (ロ) 登記上の本店又は主たる事務所の所在地
 - (ハ) 登記上の代表者の役職名及び氏名
 - (ニ) 委託者の商号又は名称
 - (ホ) 受託者の商号又は名称
 - (ヘ) 受託者が受益者登録に係る事務を他の者に委託している場合には、その旨及び当該他の者の商号又は名称
 - (ト) 情報取扱責任者の役職名及び氏名
 - (チ) 同意しようとする投資信託受益権の内容及び新規記録する投資信託受益権口数
 - (リ) 同意しようとする投資信託受益権の証券コード
 - (ヌ) その他機構が定める事項
- ニ 機構が取扱いを開始すると同時に振替投資信託受益権を発行するときは、その発行に関する機構が定める事項を記した書面
- ホ 所定の Target 保振サイトの利用申込書（すでに Target 保振サイトを利用している場合を除く。）
- ヘ その他機構が定める書類

(機構加入者及び間接口座管理機関への通知事項)

第4条 規程第8条第2号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 取扱いをする機構取扱対象株式等の銘柄コード
- (2) 前条第2項各号に掲げる事項のうち単元未満株式の売渡請求に係る売渡代金を入金すべき金融機関預金口座その他の機構が必要と認める事項
- (3) その他機構が定める事項

2 規程第 10 条第 2 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 取扱いを廃止する機構取扱対象株式等の銘柄コード
- (2) その他機構が定める事項

(株式等の取扱いの廃止の事由)

第 5 条 規程第 9 条第 1 項に規定する規則で定める事由は、上場日前に機構が取扱いを開始した上場する予定の株式等について、内閣総理大臣による承認(金融商品取引法第 122 条第 1 項に規定する承認をいう。) の取消しがあった場合とする。

2 規程第 9 条第 1 項に規定する規則で定める日は、原則として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 機構取扱対象株式等に該当しなくなった直前において規程第 6 条第 1 号、第 3 号、第 5 号又は第 8 号から第 10 号までに掲げるもの(上場する予定のものを除く。) であったもの 金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場における売買に係る最終売買決済日の翌営業日
- (2) 機構取扱対象株式等に該当しなくなった直前において規程第 6 条第 2 号又は第 7 号に掲げるものであったもの 日本証券業協会が指定する店頭取引に係る最終売買決済日の翌営業日
- (3) 機構取扱対象株式等に該当しなくなった直前において規程第 6 条第 1 号若しくは第 8 号から第 10 号までに掲げるもの(上場する予定のものに限る。) 又は同条第 4 号若しくは第 6 号に掲げるものであったもの 機構取扱対象株式等に該当しなくなった日

3 特定の銘柄の振替株式又は振替新株予約権付社債(規程第 6 条第 2 号及び第 7 号に掲げるものに限る。) について、各暦年において、機構における年間振替件数(以下「振替件数」という。) が日本証券業協会の定める件数未満となった場合には、機構は、同協会に対し、その旨を通知する。

4 前項の通知に係る暦年の次の暦年において振替件数が日本証券業協会の定める件数以上となった場合には、機構は、同協会に対し、その旨を通知する。

第 3 節 発行者の決定事項等の通知

(発行者の決定事項等の通知における通知事項)

第 6 条 規程第 12 条第 1 項に規定する規則で定める事項は、別表 1 に定める事項とする。

2 規程第 12 条第 1 項に規定する通知は、別表 1 に定める時期にするものとする。

第 4 節 指定株主名簿管理人等、発行代理人、支払代理人及び資金決済会社

(株主名簿管理人等の申請事項)

第7条 規程第13条第1項の規定により指定株式名簿管理人等としての申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の書面(以下「指定株主名簿管理人等指定申請書」という。)を機構に提出しなければならない。

- (1) 登記上の商号又は名称
- (2) 登記上の本店又は主たる事務所の所在地
- (3) 登記上の代表者の役職名及び氏名
- (4) 指定株主名簿管理人等としての指定を申請する旨
- (5) 機構が定める業務規程その他の規則及び機構が講ずる必要な措置に従うことを約諾する旨
- (6) 機構が定める業務処理の方法に従うことを約諾する旨
- (7) その他機構が定める事項

2 前項の指定株主名簿管理人等指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号及び第2号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

- (1) 代表者の印鑑証明書
- (2) 登記事項証明書
- (3) 次に掲げる事項を記載した所定の書面
 - イ 登記上の商号又は名称
 - ロ 登記上の本店又は主たる事務所の所在地
 - ハ 登記上の代表者の役職名及び氏名
 - ニ 代表者代理人の役職名及び氏名(代表者代理人を選任する場合に限る。)
 - ホ 業務責任者(機構との間の株式等振替業に係る業務を掌る者をいう。)兼情報取扱責任者(以下この章において単に「業務責任者」という。)及び業務担当者(機構との間の株式等振替業に係る業務を行う者をいう。以下この節において同じ。)の役職名及び氏名
 - ヘ その他機構が定める事項
- (4) その他機構が定める書類

3 機構は、規程第13条第3項又は第9項の場合において、指定株主名簿管理人等の株主名簿管理人コードを公表する。

4 規程第13条第8項に規定する規則で定める事項は、株主名簿管理人コードとする。

(発行代理人の申請事項)

第8条 規程第14条第1項の規定により発行代理人としての申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の書面(以下「発行代理人指定申請書」という。)を機構に提出しなければならない。

- (1) 登記上の商号又は名称
 - (2) 登記上の本店又は主たる事務所の所在地
 - (3) 登記上の代表者の役職名及び氏名
 - (4) 発行代理人としての指定を申請する旨
 - (5) 機構が定める業務規程その他の規則及び機構が講ずる必要な措置に従うことを約諾する旨
 - (6) 機構が定める業務処理の方法に従うことを約諾する旨
 - (7) その他機構が定める事項
- 2 前項の発行代理人指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。
- (1) 代表者の印鑑証明書
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 次に掲げる事項を記載した所定の書面
 - イ 登記上の商号又は名称
 - ロ 登記上の本店又は主たる事務所の所在地
 - ハ 登記上の代表者の役職名及び氏名
 - ニ 代表者代理人の役職名及び氏名（代表者代理人を選任する場合に限る。）
 - ホ 業務責任者及び業務担当者の役職名及び氏名
 - ヘ その他機構が定める事項
 - (4) その他機構が定める書類
- 3 機構は、規程第 14 条第 3 項又は第 9 項の場合において、発行代理人の代理人コードを公表する。
- 4 規程第 13 条第 8 項に規定する規則で定める事項は、代理人コードとする。

(支払代理人の申請事項)

第 9 条 規程第 15 条第 1 項の規定により支払代理人としての申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の書面（以下「支払代理人指定申請書」という。）を機構に提出しなければならない。

- (1) 登記上の商号又は名称
- (2) 登記上の本店又は主たる事務所の所在地
- (3) 登記上の代表者の役職名及び氏名
- (4) 支払代理人としての指定を申請する旨
- (5) 機構が定める業務規程その他の規則及び機構が講ずる必要な措置に従うことを約諾する旨
- (6) 機構が定める業務処理の方法に従うことを約諾する旨

- (7) その他機構が定める事項
- 2 前項の支払代理人指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。
- (1) 代表者の印鑑証明書
- (2) 登記事項証明書
- (3) 次に掲げる事項を記載した所定の書面
- イ 登記上の商号又は名称
 - ロ 登記上の本店又は主たる事務所の所在地
 - ハ 登記上の代表者の役職名及び氏名
 - ニ 代表者代理人の役職名及び氏名（代表者代理人を選任する場合に限る。）
 - ホ 業務責任者及び業務担当者の役職名及び氏名
 - ヘ その他機構が定める事項
- (4) その他機構が定める書類
- 3 機構は、規程第 15 条第 3 項又は第 9 項の場合において、支払代理人の代理人コードを公表する。
- 4 規程第 15 条第 8 項に規定する規則で定める事項は、代理人コードとする。

(資金決済会社の申請事項)

- 第 10 条 規程第 16 条第 1 項の規定により資金決済会社としての登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の書面（以下「資金決済会社登録申請書」という。）を機構に提出しなければならない。
- (1) 登記上の商号又は名称
- (2) 登記上の本店又は主たる事務所の所在地
- (3) 登記上の代表者の役職名及び氏名
- (4) 資金決済会社としての登録を申請する旨
- (5) 機構が定める業務規程その他の規則及び機構が講ずる必要な措置に従うことを約諾する旨
- (6) 機構が定める業務処理の方法に従うことを約諾する旨
- (7) その他機構が定める事項
- 2 前項の資金決済会社登録申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第 1 号及び第 2 号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。
- (1) 代表者の印鑑証明書
- (2) 登記事項証明書
- (3) 次に掲げる事項を記載した所定の書面

- イ 登記上の商号又は名称
 - ロ 登記上の本店又は主たる事務所の所在地
 - ハ 登記上の代表者の役職名及び氏名
 - ニ 代表者代理人の役職名及び氏名（代表者代理人を選任する場合に限る。）
 - ホ 業務責任者及び業務担当者の役職名及び氏名
 - ヘ 日銀ネットにおける金融機関等コード及び店舗コード
 - ト その他機構が定める事項
 - (4) その他機構が定める書類
- 3 機構は、規程第 16 条第 2 項又は第 12 項の場合において、資金決済会社の資金決済会社コードを公表する。
- 4 規程第 16 条第 11 項に規定する規則で定める事項は、資金決済会社コードとする。

第 5 節 機構加入者及び口座管理機関

第 1 款 機構による口座開設手続等

（機構加入者口座の開設申請の手続）

第 11 条 機構加入申請者は、規程第 18 条第 1 項の口座開設の申請に際し、次に掲げる事項を記載した所定の書面（以下「口座開設申請書」という。）を機構に提出しなければならない。

- (1) 登記上の商号又は名称
 - (2) 登記上の本店又は主たる事務所の所在地
 - (3) 登記上の代表者の役職名及び氏名
 - (4) 口座の開設を申請する旨
 - (5) 申請する口座の口座種別、属性区分及び利用目的
 - (6) 前号の口座の口座種別が自己口である場合には、当該口座から担保専用口への振替を行うか否かの別
 - (7) 第 5 号の口座の属性区分が担保専用口である場合であって、当該担保専用口に記録がされた振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、規程第 120 条第 2 項（同第 271 条第 1 項及び第 272 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する委託を行うときは、その旨
 - (8) 第 5 号の口座の属性区分が信託口である場合であって、信託財産名義の取扱いの包括的な申出を行うときは、その旨
 - (9) その他機構の定める事項
- 2 前項の口座開設申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略す

ることができる。

- (1) 代表者の印鑑証明書
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 次に掲げる事項を約諾する所定の書面
 - イ 機構が定める業務規程その他の規則及び機構が講ずる必要な措置に従うこと
 - ロ 機構が定める業務処理の方法に従うこと
 - (4) 機構加入者になることができる者であることを証する書類
 - (5) 次に掲げる事項を記載した所定の書面
 - イ 登記上の商号又は名称
 - ロ 登記上の本店又は主たる事務所の所在地
 - ハ 登記上の代表者の役職名及び氏名
 - ニ 代表者代理人の役職名及び氏名（代表者代理人を選任する場合に限る。）
 - ホ 業務責任者及び業務担当者の役職名及び氏名
 - ヘ 機構加入申請者が外国人保有制限銘柄の外国人等であるときは、その旨
 - ト 機構加入申請者が、機構との間の事務を当該機構加入申請者に代わって行う者（以下「事務代行者」という。）を定めることを機構に認められた場合には、当該事務代行者の商号又は名称、所在地及び事務代行の範囲並びに当該事務代行者の当該事務に係る責任者及び担当者の役職名及び氏名
 - チ 発行者が規程第 156 条第 1 項の情報の提供の請求を行う場合の手数料率（機構加入申請者が口座管理機関となる場合に限る。）
 - リ 株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領を受託しないときは、その旨
 - ヌ 使用する資金決済会社の商号又は名称及び資金決済会社コード
 - ル その他機構が定める事項
 - (6) 所定の Target 保振サイトの利用申込書（すでに Target 保振サイトを利用している場合を除く。）
 - (7) その他機構が定める書類
- 3 機構加入申請者が規程第 19 条第 3 項の申請を行うときは、第 1 項の口座開設申請書にその旨及び申請の内容を記載するものとする。
- 4 規程第 18 条第 4 項に規定する規則で定める書類は、第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 4 条に規定する書類とする。ただし、機構が認める場合には、その提出を省略することができる。
- 5 規程第 18 条第 5 項に規定する規則で定める事項は、当該機構加入者口座に係る次に掲げる事項とする。
- (1) 機構加入者コード
 - (2) 加入者口座コード
 - (3) 口座開設日

- (4) 機構加入者口座の属性区分及び利用目的
 - (5) その他機構が定める事項
- 6 規程第 18 条第 6 項に規定する規則で定める事項は、当該機構加入者口座に係る次に掲げる事項とする。
- (1) 機構加入者の商号又は名称
 - (2) 機構加入者コード
 - (3) 口座開設日
 - (4) 機構加入者口座の属性区分及び利用目的
 - (5) その他機構が定める事項

(区分口座の取扱い)

第 12 条 規程第 19 条第 3 項の規定により申請することができる区分口座は、別表 2 に定めるものとする。

(区分口座の開設申請の手続)

第 13 条 規則第 19 条第 4 項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる事項を記載した所定の書面 (以下「区分口座開設申請書」という。) とする。

- (1) 登記上の商号又は名称
- (2) 登記上の本店又は主たる事務所の所在地
- (3) 登記上の代表者の役職名及び氏名
- (4) 区分口座の開設を申請する旨
- (5) 申請する区分口座の口座種別、属性区分及び利用目的
- (6) 前号の口座の口座種別が自己口である場合には、当該口座から担保専用口への振替を行うか否かの別
- (7) 第 5 号の口座の属性区分が担保専用口である場合であって、当該担保専用口に記録がされた振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、規程第 120 条第 2 項 (同第 271 条第 1 項及び第 272 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。) に規定する委託を行うときは、その旨
- (8) 第 5 号の口座の属性区分が信託口である場合であって、信託財産名義の取扱いの包括的な申出を行うときは、その旨
- (9) その他機構が定める事項

(機構加入者口座の廃止申請の手続)

第 14 条 規程第 21 条第 1 項の規定により機構加入者口座の廃止を申請しようとする機構加入者は、所定の口座廃止申請の書面を機構に提出しなければならない。

- 2 機構加入者口座又は区分口座に係る加入者口座コードが振替機関等の備える振替口座

簿中の口座に質権株式、質権投資口、質権優先出資、質権新株予約権又は質権新株予約権付社債に係る株主、投資主、優先出資者、新株予約権者若しくは新株予約権付社債権者の加入者口座コードとして記載若しくは記録がされているとき（当該質権株式、質権投資口、質権優先出資、質権新株予約権又は質権新株予約権付社債について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出、担保新株予約権の届出又は担保新株予約権付社債の届出がされている場合に限る。）又は振替機関等の備える特別株主管理簿中、特別投資主管理簿中若しくは特別優先出資者管理簿中に担保株式に係る特別株主、担保投資口に係る特別投資主若しくは担保優先出資に係る特別優先出資者の加入者口座コードとして記載若しくは記録がされているとき（当該担保株式、担保投資口又は担保優先出資について担保株式の届出、担保投資口の届出又は担保優先出資の届出がされている場合に限る。）は、機構加入者は当該機構加入者口座又は当該区分口座の廃止の申請をすることができない。

- 3 口座廃止予定日前までに、規程第 21 条第 3 項に規定する他の加入者の口座へ振り替えるための手続が完了せず、口座廃止日の前営業日の振替業務終了時に当該口座廃止予定日に係る機構加入者口座に振替株式等が記録されている場合には、機構は、機構加入者による当該手続が完了した後に、速やかに当該機構加入者口座を廃止する。
- 4 機構加入者と他の機構加入者が吸収合併をする場合には、吸収合併消滅会社となる機構加入者は、機構に対し、所定の合併による機構加入者口座廃止申請書を提出しなければならない。
- 5 前項に規定する場合において、吸収合併消滅会社となる機構加入者は、吸収合併の効力発生日において当該機構加入者の機構加入者口座に記録されている振替株式等を移管するための吸収合併存続会社である機構加入者の機構加入者口座を指定しなければならない。
- 6 第 1 項の機構加入者は、廃止しようとする区分口座が顧客口（属性区分）又は外国人株式記録口である場合には、口座廃止予定日前までに、その加入者又は下位機関の加入者の口座（当該顧客口に係るものに限る。）が廃止されたことを確認しなければならない。
- 7 前項の規定は、廃止しようとする区分口座が信託財産名義通知信託口である場合について準用する。
- 8 規程第 21 条第 7 項に規定する規則で定める事項は、廃止する機構加入者口座の機構加入者コードとする。

第 2 款 口座管理機関による口座開設手続等

（口座管理機関による口座の開設申請の手続）

第 15 条 規程第 24 条第 3 項に規定する規則で定める場合は、開設する口座が特別口座である場合とする。

第3款 間接口座管理機関に係る機構の承認

(間接口座管理機関の承認に関する事項)

第16条 間接口座管理機関承認申請者は、規程第26条第1項の申請に際し、次に掲げる事項を記載した所定の書面(以下「間接口座管理機関承認申請書」という。)を機構に提出しなければならない。

- (1) 登記上の商号又は名称
- (2) 登記上の本店又は主たる事務所の所在地
- (3) 登記上の代表者の役職名及び氏名
- (4) 間接口座管理機関としての承認を申請する旨
- (5) その他機構が定める事項

2 前項の間接口座管理機関承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類については、機構が認める場合には、その添付を省略することができる。

- (1) 代表者の印鑑証明書
- (2) 登記事項証明書
- (3) 次に掲げる事項を約諾する所定の書面
 - イ 機構が定める業務規程その他の規則及び機構が講ずる必要な措置に従うこと
 - ロ 機構が定める業務処理の方法に従うこと
- (4) 法第44条第1項各号に掲げる者であることを証する書類
- (5) 次に掲げる事項を記載した書面
 - イ 登記上の商号又は名称
 - ロ 登記上の本店又は主たる事務所の所在地
 - ハ 登記上の代表者の役職名及び氏名
 - ニ 代表者代理人の役職名及び氏名(代表者代理人を選任する場合に限る。)
 - ホ 業務責任者及び業務担当者の役職名及び氏名
 - ヘ 発行者が規程第156条第1項の情報の提供の請求を行う場合の手数料率
 - ト 株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領を受託しないときは、その旨
 - チ その他機構が定める事項
- (6) 所定のTarget保振サイトの利用申込書(すでにTarget保振サイトを利用している場合を除く。)
- (7) その他機構が定める書類

3 間接口座管理機関承認申請者が法第44条第1項第13号に掲げる者であるときは、規程第26条第1項の申請に際し、当該申請者の所在地法に照らして、機構と当該申請者との間で次に掲げる合意が有効であることを確認し、次に掲げる合意と異なる主張は一切

行わず、そのような主張を行う権利を放棄することを約諾しなければならない。

(1) 機構と当該申請者との間の権利義務についての準拠法は、日本法とすること。

(2) 機構と当該申請者との間の権利義務について紛議が生じた場合の争訟については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とすること。ただし、機構は、管轄が認められる国外の裁判所において当該申請者に対し訴訟を提起することを妨げられないこと。

4 前項の場合においては、当該申請者の事務処理に関する事項の説明書並びに第2項第1号及び第2号に掲げる書類に代えて本国の本店等に係る登記事項証明書又はこれに準ずる書面、代表者の資格及び署名を証する公正証書又はこれに準ずる書面及び当該申請者の財務状況を記した所定の書面を機構に提出しなければならない。ただし、機構が認める場合には、その提出を省略することができる。

5 規程第26条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 承認の日(次項において「承認日」という。)

(2) 間接口座管理機関承認申請者の口座管理機関コード及び顧客口所在コード

(3) その他機構が定める事項

6 規程第26条第4項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 間接口座管理機関の商号又は名称

(2) 承認日

(3) 当該間接口座管理機関の口座管理機関コード及び顧客口所在コード

(4) その他機構が定める事項

(間接口座管理機関の承認の取消申請の手続)

第17条 規程第28条第1項の規定により間接口座管理機関の承認の取消しを申請しようとする間接口座管理機関は、所定の間接口座管理機関承認取消申請の書面を機構に提出しなければならない。

2 規程第28条第6項に規定する規則で定める事項は、承認を取り消す間接口座管理機関の口座管理機関コード及び顧客口所在コードとする。

第6節 加入者情報に関する取扱い

(加入者情報の通知期限)

第18条 規程第31条第1項に規定する規則で定める期限は、原則として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

(1) 直接口座管理機関の加入者に係る加入者情報 直接口座管理機関が当該加入者のために開設した口座に初めて振替株式等の数の記載又は記録をした日から起算して5営業日目の日まで

(2) 間接口座管理機関の加入者に係る加入者情報 間接口座管理機関が当該加入者の

ために開設した口座に初めて振替株式等の数の記載又は記録をした日から起算して5営業日に当該間接口座管理機関の上位機関(機構を除く。)の数に応じて1営業日を加算した日まで

2 前項の規定にかかわらず、口座管理機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる日までに、機構に対し、該当する加入者に係る加入者情報を通知しなければならない。

(1) 加入者から発行者に対する口座通知の取次ぎの請求を受けたとき 当該請求に基づいて機構に対する口座通知の取次ぎを行う日

(2) 加入者から質権その他の担保権の設定のために、他の口座管理機関の加入者の口座への振替の申請を受けたとき 当該振替の申請に基づいて機構に対する振替請求を行う日

(3) 加入者から個別株主通知、個別投資主通知又は個別優先出資者通知の申出の取次ぎの請求を受けたとき 当該請求に基づいて機構に対して個別株主通知、個別投資主通知又は個別優先出資者通知の申出の取次ぎを行う日

(4) 加入者の口座を振替先口座とする振替が行われることとなったとき 振替日

(5) 加入者の口座に数の記載又は記録がある振替株式等の銘柄について株主確定日、投資主確定日、優先出資者確定日、新株予約権者確定日、新株予約権付社債権者確定日又は信託の計算期間終了日(規程第283条第1項の信託の計算期間終了日をいう。以下同じ。)が到来することとなったとき 株主確定日、投資主確定日、優先出資者確定日、新株予約権者確定日、新株予約権付社債権者確定日又は信託の計算期間終了日の前営業日

(6) 加入者から発行者に対する配当金振込指定の取次ぎの請求を受けたとき 当該請求に基づいて機構に対して配当金振込指定の取次ぎを行う日

3 規程第31条第1項に規定する規則で定める場合は、同項第2号に掲げる事項について、口座管理機関が加入者からその届出を受けていない場合とする。

(加入者情報の通知事項)

第19条 規程第31条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、同項第1号の加入者又は当該加入者の口座に係る次に掲げる事項とする。

(1) 加入者口座コード

(2) 当該口座が特別口座であるか否かの別

(3) 当該加入者の住所が日本国内に所在するものであるときは、当該加入者から届出を受けた郵便番号

(加入者情報の標準化)

第20条 口座管理機関は、規程第31条第1項に規定する機構に対する加入者情報の通知

に際し、機構が定めるところにより、当該加入者情報を標準化しなければならない。

(加入者情報登録済通知)

第 21 条 機構は、規程第 31 条第 5 項に規定する加入者情報の登録を行った場合には、当該加入者情報の通知を行った口座管理機関に対し、その旨及び加入者情報として通知された内容を通知する。

2 前項の通知は、加入者情報の通知を行った口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関である直接口座管理機関を通じて行う。この場合において、当該直接口座管理機関は、直ちに、当該間接口座管理機関又は当該間接口座管理機関の上位機関である直近下位機関に対し、機構から通知を受けた内容を通知しなければならない。

3 前項の規定は、同項の通知(この項において準用する場合を含む。)を受けた間接口座管理機関が加入者情報の通知を行った間接口座管理機関でない場合の当該通知を受けた間接口座管理機関について準用する。

(加入者情報の確認依頼)

第 22 条 機構は、規程第 31 条第 6 項に規定する名寄せに際し、必要と認めるときは、加入者口座情報に係る加入者の口座を開設する口座管理機関に対し、加入者からの届出内容について所要の確認を依頼することができる。

2 前項の依頼は、加入者口座情報に係る加入者の口座を開設する口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関である直接口座管理機関を通じて行う。この場合において、当該直接口座管理機関は、直ちに、当該間接口座管理機関又は当該間接口座管理機関の上位機関である直近下位機関に対し、機構から通知を受けた内容を通知しなければならない。

3 前項の規定は、同項の通知(この項において準用する場合を含む。)を受けた間接口座管理機関が加入者情報の通知を行った間接口座管理機関でない場合の当該通知を受けた間接口座管理機関について準用する。

4 第 1 項の依頼を受けた口座管理機関は、速やかに、機構に対し、確認の結果を報告しなければならない。

5 間接口座管理機関は、機構に対する前項の報告を、その直近上位機関を通じて行わなければならない。

6 前項の報告を受けた口座管理機関は、直ちに、その直近上位機関に対し、同項の規定により報告を受けた事項を報告しなければならない。

7 前項の規定(この項において準用する場合を含む。)は、同項の報告を受けた口座管理機関について準用する。

(加入者情報の変更に係る通知期限)

第 23 条 規程第 32 条第 1 項に規定する規則で定める期限は、原則として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 直接口座管理機関の加入者に係る加入者情報 直接口座管理機関が当該加入者から加入者情報の変更に係る事項の届出を受けた日から起算して 5 営業日目の日まで
- (2) 間接口座管理機関の加入者に係る加入者情報 間接口座管理機関が当該加入者から加入者情報の変更に係る事項の届出を受けた日から起算して 5 営業日に当該間接口座管理機関の上位機関（機構を除く。）の数に応じて 1 営業日を加算した日まで

2 第 18 条第 2 項の規定は、加入者情報の変更に係る通知について準用する。

（加入者情報の標準化）

第 24 条 第 20 条の規定は、前条第 1 項の加入者情報の変更に係る通知について準用する。

（加入者情報変更済通知）

第 25 条 機構は、規程第 32 条第 3 項の加入者口座情報の更新を行った場合には、当該加入者口座情報に係る加入者情報の変更の通知を行った口座管理機関に対し、その旨及び加入者情報の変更として通知された内容を通知する。

2 第 21 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の加入者情報の変更の通知を行った口座管理機関が間接口座管理機関である場合について準用する。

（加入者情報の確認依頼）

第 26 条 第 22 条の規定は、規程第 32 条第 3 項に規定する名寄せについて準用する。

（加入者口座コードの変更の通知）

第 27 条 口座管理機関は、その加入者の加入者口座コードの変更を要する事情が生じた場合には、速やかに、機構に対し、その旨、変更前及び変更後の加入者口座コード並びに変更の適用日を通知しなければならない。

2 間接口座管理機関は、機構に対する前項の通知を、その直近上位機関を通じて行わなければならない。

3 前項の通知を受けた口座管理機関は、直ちに、その直近上位機関に対し、同項の規定により通知を受けた内容を通知しなければならない。

4 前項の規定（この項において準用する場合を含む。）は、同項の通知を受けた口座管理機関について準用する。

5 機構は、直接口座管理機関から第 1 項又は第 3 項（前項において準用する場合を含む。）の通知を受けたときは、加入者情報登録簿、振替口座簿、特別株主管理簿、特別投資主管理簿、特別優先出資者管理簿、登録株式質権者管理簿、登録投資口質権者管理簿、登録優先出資質権者管理簿、担保株式届出記録簿、担保投資口届出記録簿、担保優先出資

届出記録簿、担保新株予約権届出記録簿及び担保新株予約権付社債届出記録簿における通知を受けた変更前の加入者口座コードの記録に係るコードについて通知を受けた変更後の加入者口座コードへの変更の記録をする。

(加入者口座情報の削除)

第 28 条 口座管理機関は、加入者の口座を廃止するときその他必要と認めるときは、機構に対し、加入者口座情報の削除を請求することができる。

2 規程第 31 条第 2 項から第 5 項までの規定及び第 25 条の規定は、前項の加入者口座情報の削除を請求する場合について準用する。

3 機構は、第 1 項の請求を受けた場合であって、当該加入者口座情報に係る加入者口座コードが振替機関等の備える振替口座簿中の口座に質権株式に係る株主、質権投資口に係る投資主、質権優先出資に係る優先出資者、質権新株予約権に係る新株予約権者又は質権新株予約権付社債に係る新株予約権付社債権者の加入者口座コードとして記載又は記録がされているとき(当該質権株式、質権投資口、質権優先出資、質権新株予約権又は質権新株予約権付社債について担保株式の届出、担保投資口の届出、担保優先出資の届出、担保新株予約権の届出又は担保新株予約権付社債の届出がされている場合に限る。)又は振替機関等の備える特別株主管理簿中、特別投資主管理簿中又は特別優先出資者管理簿中に担保株式に係る特別株主、担保投資口に係る特別投資主又は担保優先出資に係る特別優先出資者の加入者口座コードとして記載又は記録がされているとき(当該担保株式について担保株式の届出、担保投資口の届出又は担保優先出資の届出がされている場合に限る。)は、同項の請求はなかったものとして取り扱う。

4 前項の取扱いを行う場合には、機構は、第 1 項の請求をした口座管理機関に対し、その旨を通知する。

(代理人等の届出内容の標準化)

第 29 条 第 20 条の規定は、振替機関等の行う代理人等の届出について準用する。

(代理人等の届出内容の変更の届出)

第 30 条 規程第 33 条の規定は、振替機関等が、その加入者から同条第 2 項各号に掲げる届出の内容の変更に係る発行者への届出の取次ぎの請求を受けた場合について準用する。

(共有代表者の届出事項)

第 31 条 規程第 33 条第 3 項第 1 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 届出の取次ぎを請求した加入者の氏名又は名称及び住所

- (2) 共有代表者の氏名又は名称及び住所
- (3) 共有代表者が法人であるときは、その代表者の役職名及び氏名
- (4) その他機構が定める事項

(代理人の届出事項)

第 32 条 規程第 33 条第 3 項第 2 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 届出の取次ぎを請求した加入者の氏名又は名称及び住所
- (2) 代理人の氏名又は名称及び住所
- (3) 代理人が法人であるときは、その代表者の役職名及び氏名
- (4) その他機構が定める事項

(国内連絡先の届出事項)

第 33 条 規程第 33 条第 3 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 届出の取次ぎを請求した加入者の氏名又は名称及び住所
- (2) 国内連絡先の氏名又は名称及び住所
- (3) 国内連絡先が法人であるときは、その代表者の役職名及び氏名
- (4) その他機構が定める事項

第 7 節 電磁的方法による通知又は請求等

(機構からの通知等に係る電磁的方法)

第 34 条 規程第 34 条第 1 項に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 規程第 34 条第 1 項第 1 号の通知 次に掲げる方法

イ 機構加入者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、払込取扱銀行又は受託会社の事務所又は機構が認めた場所に設置する機構が提供する統合 Web 機能を利用するための端末装置 (以下「統合 Web 端末」という。) への出力

ロ 振替株式等の発行者 (株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人が選任されている場合には株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人)、機構加入者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、払込取扱銀行又は受託会社のコンピュータ・システムと機構のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法のうち、そのデータをファイルとして伝送する方式であって機構が適当と認めるもの (以下「ファイル伝送」という。)

ハ ファイル伝送以外の、振替株式等の発行者 (株主名簿管理人、投資主名簿等管理

人又は優先出資者名簿管理人が選任されている場合には、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人)、機構加入者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、払込取扱銀行又は受託会社のコンピュータ・システムと機構のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法であって機構が適当と認めるもの(以下「オンライン・リアルタイム接続」という。)

ニ 振替株式等の発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人が選任されている場合には、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人)、機構加入者又は受託会社の事務所又は機構が認めた場所に設置する機構が提供する加入者情報の通知その他の機能を利用するための端末装置(以下「加入者情報Web端末」という。)への出力

ホ 株式会社東京証券取引所が運用するTargetシステムのうち振替株式等の発行者、機構加入者又は間接口座管理機関が電磁的方法によりアクセスすることによって通知の受領、通知の発出その他の機構が提供する機能を利用するための保振サイトと称するもの(以下「Target保振サイト」という。)を通じて通知をする方法(以下「Target保振サイト接続」という。)

(2) 規程第34条第1項第2号の通知 次に掲げる方法

イ 統合Web端末への出力

ロ ファイル伝送

ハ オンライン・リアルタイム接続

ニ インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用し、機構の使用に係る電子計算機に備えられた情報の内容を電気通信回線を通じて通知をする方法(以下「インターネット接続」という。)

(3) 規程第34条第1項第3号の通知 Target保振サイト接続

(4) 規程第34条第1項第4号の請求、通知、報告、申請、届出又は資料の提供 次に掲げる方法

イ 統合Web端末への入力

ロ ファイル伝送

ハ オンライン・リアルタイム接続

ニ 加入者情報Web端末への入力

ホ Target保振サイト接続

(5) 規程第34条第5項の通知

イ 統合Web端末への入力

ロ ファイル伝送

ハ オンライン・リアルタイム接続

ニ インターネット接続に係る端末装置への入力

2 前項各号に掲げる方法によるデータ授受の時間は、別表3のデータの種別の区分に応

じ、同表に定めるところによる。

(障害発生時の取扱い)

第 35 条 前条に規定する方法による情報の授受ができない状況又は困難な状況にあると認める場合には、次の各号に掲げる障害の発生状況の区分に応じ、当該各号に定める方法により規程第 34 条第 1 項各号に掲げる通知、請求、報告、届出又は資料の提出を行うものとする。

(1) 統合 Web 端末、ファイル伝送、オンライン・リアルタイム接続又は加入者情報 Web 端末による方法の全部又は一部の障害 機構があらかじめ定める様式の電磁的媒体による入出力

(2) Target 保振サイト接続又はインターネットに接続による方法の障害 電磁的媒体、ファクシミリ又は書面による通知又は提出

2 前項に規定する場合には、機構は、速やかにその旨を、ファクシミリその他の手段により機構加入者に通知する。

第 2 章 振替株式等の振替等に関する取扱い

第 1 節 振替口座簿とその記録事項等

(加入者口座コードの記載又は記録)

第 36 条 規程第 37 条第 2 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、同号の株主の加入者口座コードとする。

2 規程第 37 条第 2 項第 11 号に規定する規則で定める者は、同号の権利の移転を受けた加入者と同一の者とする。

3 規程第 37 条第 2 項第 12 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 同項第 1 号の加入者の加入者口座コード

(2) 同項第 2 号の振替株式の銘柄コード

4 規程第 37 条第 3 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、同項第 2 号の振替株式の銘柄コードとする。

5 規程第 37 条第 4 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、同項第 2 号の振替株式の銘柄コードとする。

(機構加入者による信託の記録等の申請方法)

第 37 条 機構加入者が機構に対して信託の記録の申請を行う場合には、規程第 39 条第 2 項各号に掲げる事項の提示は、次に掲げる事項の提示により行うものとする。

(1) 同条第 2 項第 1 号の受託者の口座の機構加入者コード

- (2) 同項第 2 号の振替株式の銘柄コード及び数
- 2 機構加入者が機構に対して信託の記録の抹消の申請を行う場合には、規程第 40 条第 2 項各号に掲げる事項の提示は、次に掲げる事項の提示により行うものとする。
 - (1) 同条第 2 項第 1 号の受託者の口座の機構加入者コード
 - (2) 同項第 2 号の振替株式の銘柄コード及び数

第 2 節 新規記録手続

第 1 款 口座通知の取次ぎ

- (口座通知の取次ぎの請求を要しない場合)
- 第 38 条 規程第 42 条第 1 項に規定する規則で定める場合は、直近上位機関を経由しないものとしても株式等振替業の適正かつ円滑な運営を害するおそれがないと機構が認める場合とする。
- 2 規程第 42 条第 2 項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 株主に株式の割当てを受ける権利を与えることにより会社法第 199 条第 1 項の募集が行われる場合であって、特別口座以外の口座を有する加入者が募集株式の引受けの申込みをするとき
 - (2) その他規程第 42 条第 2 項の通知をしないものとしても株式等振替業の適正かつ円滑な運営を害するおそれがないと機構が認める場合

- (口座通知の取次ぎの請求に際して示す事項)
- 第 39 条 規程第 43 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 同項第 1 号の加入者が登録株式質権者又は特例登録株式質権者であるときは、特例登録株式質又は登録株式質の別、口座通知に係る振替株式の株主の加入者口座コード及び株主ごとの数
- (2) 同号の加入者の株主名簿に記載又は記録がされている氏名又は名称及び住所と口座管理機関に届け出たそれが異なるときは、株主名簿に記載又は記録がされている氏名又は名称及び住所
- (3) 同号の加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び同項第 3 号の数のうち信託財産であるものの数
- (4) 同項第 2 号の口座に係る加入者口座コード
- (5) 同項第 3 号の振替株式の銘柄コード
- (6) 取扱開始時のための口座通知の取次ぎの請求である旨
- (7) その他機構が定める事項

2 機構加入者が機構に対して口座通知の取次ぎの請求をする場合には、規程第 43 条第 1 項各号に掲げる事項の提示は、次に掲げる事項の提示により行うものとする。

- (1) 同項第 2 号の口座の機構加入者コード
- (2) 同項第 3 号の振替株式の数
- (3) 前項各号に掲げる事項

(口座通知の取次ぎ)

第 40 条 規程第 44 条第 4 項に規定する同第 43 条第 1 項各号に掲げる事項の通知は、次に掲げる事項の通知により行うものとする。

- (1) 同第 49 条第 4 項第 2 号の規定により増加の記録をすべき顧客口の機構加入者コード
- (2) 同第 43 条第 1 項第 3 号の振替株式の数
- (3) 前条第 1 項各号に掲げる事項

2 規程第 44 条第 5 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 同条第 4 項の規定により直接口座管理機関が機構に対し通知した事項又は同第 43 条第 1 項の加入者が機構加入者である場合において同項の規定により当該機構加入者が機構に対し示した事項
- (2) 株式等リファレンスナンバー（各種の取次ぎにおいて授受した情報を特定するために機構が付番する番号をいう。以下この章において同じ。）
- (3) 口座通知をする加入者の氏名又は名称及び住所（加入者情報登録簿に登録されているものに限る。）
- (4) 前号の加入者の株主等照会コード
- (5) 第 3 号の加入者が登録株式質権者であるときは、株主の氏名又は名称及び住所（加入者情報登録簿に登録されているものに限る。）
- (6) 前号の株主の株主等照会コード
- (7) 新規記録すべき銘柄が外国人保有制限銘柄であって加入者が外国人等であるときは、その旨
- (8) その他機構が定める事項

(発行者による確認)

第 41 条 発行者は、規程第 45 条第 1 項に規定する確認及び機構に対する通知については、原則として、同第 44 条第 5 項の通知を受けた日に行わなければならない。

2 規程第 45 条第 1 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 株式等リファレンスナンバー
- (2) 通知を受けた事項と発行者が把握している通知を受けるべき事項の一致又は不一致の別

- (3) 新規記録予定日
- (4) 第 2 号の内容が不一致の場合には、不一致の理由
- (5) その他機構が定める事項

(特別口座の開設)

第 42 条 規程第 47 条に規定する規則で定める場合は、同第 42 条第 1 項の規定に基づく口座通知の場合とする。

2 規程第 47 条に規定する規則で定める日は、機構が定める口座通知の取次ぎの最終日とする。

第 2 款 新規記録手続

第 1 目 取扱開始時の新規記録手続

(取扱開始時の新規記録通知をする時期)

第 43 条 規程第 49 条第 1 項の通知は、特に機構が認める場合を除き、新規記録をすべき日 (同項第 10 号の新規記録をすべき日をいう。以下この目において同じ。) の前営業日から起算して 2 営業日前までにするものとする。

(新規記録通知事項)

第 44 条 規程第 49 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号及び第 8 号に掲げる事項の通知は、次に掲げる事項の通知により行うものとする。

- (1) 同条第 1 項第 1 号の振替株式の銘柄コード
- (2) 同項第 2 号の加入者の加入者口座コード及び株主等照会コード
- (3) 前号の加入者が登録株式質権者又は特例登録株式質権者であるときは、株主の加入者口座コード

2 規程第 49 条第 1 項第 11 号に規定する規則で定める事項は、取扱開始時の新規記録である旨とする。

3 規程第 49 条第 2 項に規定する通知は、原則として、新規記録をすべき日の前営業日にするものとする。

4 規程第 49 条第 1 項第 2 号の加入者が次に掲げる条件をすべて満たすものについては、同条第 2 項に規定する機構が通知する事項は、同条第 1 項第 1 号の振替株式の銘柄コード、同項第 10 号の新規記録をすべき日、取扱開始時の新規記録である旨及び当該条件を満たすすべての加入者についての同項第 4 号及び第 5 号の数の合計数とする。

- (1) 当該加入者が同第 43 条第 1 項の口座通知の取次ぎの請求をした者であること。
- (2) 当該口座通知について同第 45 条第 1 項の規定による確認 (第 41 条第 2 項第 2 号

の内容が一致であるものに限る。)がされていること。

- 5 規程第 49 条第 4 項に規定する記載又は記録は、同条第 1 項第 10 号の新規記録をすべき日の業務開始時に行うものとする。

(株券喪失登録抹消時の新規記録)

第 45 条 振替株式の発行者は、成立後同意に係る振替株式のうち株券喪失登録がされた株券に係るものについては、登録抹消日(会社法第 230 条第 1 項に規定する登録抹消日をいう。)まで、規程第 49 条第 1 項の通知をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、振替株式の発行者は、同項の登録抹消日が会社法第 230 条第 1 項第 2 号の日である場合には、その前営業日に規程第 49 条第 1 項の通知をすることができるものとする。この場合において、当該通知により同条第 4 項に規定する記載又は記録をすることができない事実が発生した場合には、直ちに、機構に対し、その旨を通知しなければならない。

第 2 目 振替株式の発行時の新規記録手続

(新規記録の種類)

第 46 条 この目において「新規記録の種類」とは、次に掲げるものに該当する場合に、その旨をいう。

- (1) 募集株式を発行する場合(株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合を除く。次号において同じ。)であって新規記録をすべき日が当該募集株式の払込期日であるとき
- (2) 募集株式を発行する場合であって新規記録をすべき日が当該募集株式の払込期日後であるとき
- (3) 消滅会社等の株式が振替株式でない場合において、新設会社等が新設合併等の際して振替株式を発行しようとするとき
- (4) 消滅会社等の株式が振替株式でない場合において、存続会社等が吸収合併等の際して振替株式を発行しようとするとき
- (5) 新設分割会社の株式が振替株式でない場合において、新設分割設立会社が新設分割の際して振替株式を発行しようとするとき
- (6) 吸収分割会社の株式が振替株式でない場合において、吸収分割承継会社が吸収分割の際して振替株式を発行しようとするとき
- (7) 発行者が振替株式でない取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式又は取得条項付新株予約権若しくは取得条項付新株予約権付社債の全部を取得するのと引換えに当該株主又は新株予約権者に対して振替株式を発行しようとするとき
- (8) 発行者が振替株式でない取得請求付株式の取得請求をした株主に対して振替株式

を発行しようとするとき

- (9) 発行者が振替新株予約権でない新株予約権の行使をした新株予約権者に対して振替株式を発行しようとするとき
- (10) 発行者が振替株式でない株式の株主に対して振替株式を割り当てる株式無償割当てにより振替株式を発行しようとするとき
- (11) 発行者が前各号以外の事由により振替株式を発行しようとするとき

(新規記録通知をする時期)

第47条 規程第51条第1項の新規記録通知は、機構が特に認める場合を除き、新規記録をすべき日(同項第10号の新規記録をすべき日をいう。以下この条、次条及び第49条において同じ。)の前営業日から起算して2営業日前までにするものとする。この場合において、当該新規記録をすべき日は、発行する振替株式と引換えにする金銭の払込みの期日(以下「払込期日」という。)又は発行する振替株式の発行の効力が生ずる日より前の日とすることはできない。

(新規記録通知事項)

第48条 規程第51条第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる事項の通知は、次条に規定する場合を除き、次に掲げる事項の通知により行うものとする。

- (1) 同条第1項第1号の振替株式の銘柄コード
- (2) 同項第2号の加入者の加入者口座コード及び株主等照会コード
- (3) 前号の加入者が登録株式質権者又は特例登録株式質権者であるときは、株主の加入者口座コード

2 規程第51条第1項第11号に規定する規則で定める事項は、次条に規定する場合を除き、次に掲げる事項とする。

- (1) 新規記録の種類
- (2) 発行する振替株式の払込期日又は発行の効力が生ずる日
- (3) その他機構が定める事項

3 規程第51条第2項の通知は、原則として、新規記録をすべき日の前営業日にするものとする。

4 規程第51条第1項第2号の加入者が次に掲げる条件をすべて満たすものについては、同条第2項に規定する機構が通知する事項は、同条第1項第1号の振替株式の銘柄コード、同項第10号の新規記録をすべき日、第2項第1号の新規記録の種類及び当該条件を満たすすべての加入者についての規程第51条第1項第4号及び第5号の数の合計数とする。

- (1) 当該加入者が同第43条第1項の口座通知の取次ぎの請求をした者であること。
- (2) 当該口座通知について同第45条第1項の規定による確認(第41条第2項第2号

の内容が一致であるものに限る。)がされていること。

5 規程第 51 条第 4 項に規定する記載又は記録は、次の各号に掲げる新規記録の種類区分に応じ、当該各号に定める時に行うものとする。

(1) 第 46 条第 1 号、第 3 号及び第 5 号に掲げる場合 新規記録をすべき日の振替業務終了時

(2) 同条第 2 号、第 4 号及び第 6 号から第 11 号までに掲げる場合 新規記録をすべき日の業務開始時

(株主有償割当増資)

第 49 条 募集株式を発行する場合であって株主に株式の割当てを受ける権利を与えるとき(以下「株主有償割当増資」という。)は、規程第 51 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項の通知は、次に掲げる事項の通知により行うものとする。

(1) 同項第 1 号の振替株式の銘柄コード

(2) 同項第 2 号の加入者の加入者口座コード(同第 43 条第 1 項の口座通知の取次ぎの請求を行った加入者に係るものに限る。)又は株主等照会コード(同項の口座通知の取次ぎの請求を行っていない加入者に係るものに限る。)

2 前項に規定する場合には、規程第 51 条第 1 項第 11 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。この場合において、同項第 10 号の新規記録すべき日は、第 2 号の日とすることはできない。

(1) 株主有償割当増資である旨

(2) 発行する振替株式の払込期日

(3) その他機構が定める事項

3 機構は、規程第 51 条第 1 項の新規記録通知において同項第 3 号の口座が第 1 項第 2 号の株主等照会コードにより通知されたときは、当該株主等照会コードに係る加入者の口座(株主有償割当増資に係る割当ての基準日において当該新規記録通知における規程第 51 条第 1 項第 1 号の銘柄と同一の銘柄を記載又は記録している口座(特別口座を除く。))に限る。)を規程第 51 条第 1 項第 3 号の口座(以下この条において「割当口座」という。)として定める。

4 割当口座が複数あるときは、割当口座ごとに記載又は記録をすべき数は、当該加入者についての規程第 51 条第 1 項第 4 号の数を株主有償割当増資に係る割当ての基準日における当該加入者の各割当口座の保有欄に記載又は記録がされた同項第 1 号の銘柄の振替株式の数により按分して算出した数とする。

5 第 1 項に規定する場合には、規程第 51 条第 4 項に規定する記載又は記録は、新規記録をすべき日の業務開始時に行うものとする。

(発行時 D V P 方式の要件等)

- 第 50 条 規程第 52 条第 1 項に規定する規則で定める要件は、次に掲げるものとする。
- (1) 発行時 D V P 引受証券会社、発行時 D V P 払込取扱銀行及び株主名簿管理人が機構の決済照合利用者（機構が行う株式その他の有価証券及びこれに関連する取引の決済条件の照合及び情報の送受信に関する業務を処理するシステム（以下「決済照合システム」という。以下同じ。））について機構がその利用を承認した者をいう。以下同じ。）であること。
 - (2) 発行時 D V P 方式に係る日本銀行における資金決済を行う者が資金決済会社であること。
 - (3) 発行時 D V P 引受証券会社の資金決済会社と発行時 D V P 払込取扱銀行が同一の者でないこと。
- 2 規程第 52 条第 2 項に規定する通知は、機構の決済照合システムを利用して行うものとする。
- 3 規程第 52 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 当該募集株式の銘柄コード
 - (2) 払込金額
 - (3) 払込期日
 - (4) 当該募集株式の発行者の株主名簿管理人の株主名簿管理人コード
 - (5) 当該払込みにおける発行時 D V P 払込取扱銀行の資金決済会社コード
 - (6) 当該払込みにおける発行時 D V P 引受証券会社の新規記録すべき口座に係る機構加入者コード
 - (7) 発行時 D V P 引受証券会社の資金決済会社の資金決済会社コード
 - (8) 引受株式数
 - (9) その他機構が定める事項
- 4 規程第 52 条第 10 項、同項第 4 号、同条第 11 項及び同条第 15 項に規定する規則で定める事項は、前項各号に掲げる事項とする。

第 3 節 振替手続

第 1 款 振替の申請及び振替口座簿への記録等

(振替申請事項)

- 第 51 条 規程第 53 条第 3 項第 4 号の振替先口座は、その加入者口座コードにより示すものとする。
- 2 規程第 53 条第 3 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、同号の株主の加入者口座コードとする。
- 3 規程第 53 条第 5 項第 4 号八に規定する規則で定める事項は、同号口の株主の加入者口

座コード及び当該株主が外国人保有制限銘柄の直接外国人であるときはその旨とする。

(振替先口座等の照会に対する回答事項)

第52条 規程第56条第6項又は第7項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 振替元口座に係る加入者口座コード
- (2) 振替先口座に係る加入者口座コード
- (3) 前号の加入者口座コードに係る加入者口座情報の機構への登録の有無
- (4) 第1号の口座の加入者の氏名又は名称
- (5) 同号の口座が特別口座である場合にはその旨(同条第6項の場合に限る。)
- (6) 第2号の口座の加入者の氏名又は名称
- (7) 第1号の口座に係る加入者口座コードを株主の加入者口座コードとする担保株式の届出の有無(同条第6項の場合に限る。)
- (8) その他機構が定める事項

第2款 機構における振替手続の特例

(機構への振替請求手続)

第53条 規程第57条第1項に規定する規則で定める振替請求は、別表4に定めるものとし、その処理時限その他の取扱いは、振替請求の種類に応じ、同表に定めるところによるものとする。ただし、発行者がその株主に振替株式を交付しようとする場合であって機構が特に認めるときは、機構が別に定める方法により振替請求を行うことができるものとする。

2 機構加入者は、機構が定めるところにより、決済照合システムによる決済条件の照合結果により直接に機構へ振替請求をすることができるものとする。

(信託口から除かれるもの)

第54条 規程第57条第5項に規定する規則で定めるものは、信託財産名義通知信託口とする。

(特別株主となるべき加入者の通知)

第55条 規程第57条第5項に規定する特別株主となるべき加入者の通知は、別表4に規定する「振替請求(譲渡担保)」において担保権の設定又は転担保権の設定である旨及び特別株主となるべき者の加入者口座コードを示すことによる通知とする。

(登録株式質権者となるべき旨の通知)

第 56 条 規程第 57 条第 6 項に規定する登録株式質権者となるべき旨の通知は、別表 4 に規定する「振替請求(質権)」において質権の設定又は転質権の設定である旨及び登録株式質となるべき旨を示すことによる通知とする。

(担保株式の届出の処理)

第 57 条 規程第 57 条第 7 項に規定する規則で定める事項は、別表 4 に規定する「振替請求(質権)」において質権の設定若しくは転質権の設定である旨又は「振替請求(譲渡担保)」において担保権の設定若しくは転担保権の設定である旨が示された場合の振替通知事項とする。

(振替口座簿等への記録時期)

第 58 条 規程第 57 条第 8 項に規定する記録及び通知は、別表 4 に定める時期に行うものとする。

(機構加入者が行うべき措置)

第 59 条 規程第 57 条第 9 項に規定する規則で定める措置は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

- (1) 同条第 5 項の特別株主の申出をする意思がなかった場合 機構に対する当該特別株主の申出の解除の申出
- (2) 同条第 6 項の登録株式質権者となるべき旨の申出をする意思がなかった場合 機構に対する当該登録株式質権者となるべき旨の申出の解除の申出

(振替の一時停止又は解除の申告)

第 60 条 規程第 58 条に規定する規則で定めるものは、別表 4 に定める「前日振替請求(質権)」、「当日振替請求(質権)」、「前日振替請求(譲渡担保)」、「当日振替請求(譲渡担保)」、「前日残高調整請求」、「当日残高調整請求」、「受入予定証券引渡完了請求」、「前日証券担保指定・同解除請求」、「当日証券担保指定・同解除請求」、「取得請求権付株式取得・振替請求」及び「単元未満株式買取・振替請求」以外の振替請求とする。

2 機構加入者は、別表 4 に定める「前日振替請求」、「当日振替請求」、「先日付一般振替請求 - 連動」又は「当日一般振替請求 - 連動」に係る振替の処理を一時停止する措置(以下この条において「振替の一時停止」という。)の申告又は当該振替の一時停止の解除時刻の指定をしようとする場合には、機構に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

- (1) 「前日振替請求」又は「当日振替請求」と同時に当該申告又は指定をしようとする場合 当該申告又は指定をする旨を明らかにして当該振替請求をする方法として機構の定めるもの

(2)「前日振替請求」後又は「当日振替請求」後に当該申告又は指定(振替日において当該振替請求に係る振替が振替未了(別表4に定める振替未了をいう。以下この節において同じ。)の状態となっているもの(以下この節において「振替未了分」という。)に係るものに限る。)をしようとする場合 当該申告又は指定をする旨を明らかにして振替の一時停止の申告をする方法として機構の定めるもの

(3)「先日付一般振替請求 - 連動」後又は「当日一般振替請求 - 連動」後に当該申告又は指定(振替日に当該申告又は指定をしようとする場合には、振替未了分に係るものに限る。)をしようとする場合 機構の定めるところにより当該申告又は指定をする旨を明らかにして振替の一時停止の申告をする方法

- 3 機構加入者は、振替の一時停止の解除(前項の指定による場合を除く。以下この項において同じ。)を受けようとする場合は、機構に対し、機構の定めるところにより一時停止の解除の申告をしなければならない。

(指定金融商品取引清算機関)

第61条 規程第59条に規定する規則で指定する者は、次に掲げる者とする。

- (1)株式会社日本証券クリアリング機構(以下「日本証券クリアリング」という。)
(2)株式会社ほふりクリアリング(以下「ほふりクリアリング」という。)

(日本証券クリアリングからの振替請求)

第62条 日本証券クリアリングが規程第59条の規定による渡方現物清算参加者(日本証券クリアリングの清算参加者のうち日本証券クリアリングの業務方法書に規定する現物清算資格を有する者(以下「現物清算参加者」という。))であり、かつ、振替株式の渡方になった機構加入者をいう。以下同じ。)の機構加入者口座から日本証券クリアリングの機構加入者口座への振替請求及び日本証券クリアリングの機構加入者口座から受方現物清算参加者(現物清算参加者のうち振替株式の受方になった機構加入者をいう。以下同じ。)の機構加入者口座への振替請求をする方法は、機構が別に定める。

- 2 日本証券クリアリングがDVP決済(日本証券クリアリングから受方現物清算参加者への有価証券の引渡しを、当該受方現物清算参加者から日本証券クリアリングに引き渡された有価証券及び金銭の額等の範囲内に限って行う方式による決済として日本証券クリアリングが定めたものをいう。以下同じ。)のために前項に規定する日本証券クリアリングの機構加入者口座から受方現物清算参加者の機構加入者口座への振替請求をする場合には、当該振替請求について、日本証券クリアリングが定めるところに従って計算される振替限度内に限ってその全部又は一部の振替を行う旨の条件を付することができる。
- 3 日本証券クリアリングは、前項に規定する場合には、機構に対し、機構が定めるところにより、当該振替請求の処理のために必要な情報を提供するものとする。

(日本証券クリアリングの渡方現物清算参加者による振替の一時停止又は解除の申告)

第 63 条 渡方現物清算参加者は、前条第 1 項に規定する振替請求について、当該振替請求に係る振替の処理を一時停止する措置(以下この条及び次条において「振替の一時停止」という。)の申告又は当該振替の一時停止の解除時刻の指定をしようとする場合には、機構に対し、振替日前日又は振替日に、当該申告又は指定(振替日に当該申告又は指定をしようとする場合には、当該振替請求に係る振替が未了の状態となっているものに限る。)をする旨を明らかにして振替の一時停止の申告をする方法として機構の定めるものにより行わなければならない。

2 渡方現物清算参加者は、振替の一時停止の解除(前項の指定による場合を除く。以下この項において同じ。)を受けようとする場合は、機構に対し、機構の定めるところにより一時停止の解除の申告をしなければならない。

(日本証券クリアリングの振替請求に基づく振替等)

第 64 条 機構は、日本証券クリアリングから規程第 59 条の振替請求を受けた場合には、次の各号に掲げる振替請求の区分に応じ、当該各号に定める時に、渡方現物清算参加者、受方現物清算参加者及び日本証券クリアリングの機構加入者口座に当該振替請求に係る所要の記録をする。

(1) 別表 4 に定める「前日 D V P 振替請求(市場取引)」 振替日の業務開始時

(2) 別表 4 に定める「当日 D V P 振替請求(市場取引)」 振替請求の受付後直ちに

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に定める時において当該振替請求に係る減少の記録をすべき口座についての口座残高不足等のために当該振替請求における振替数のうち振り替えられなかった数がある場合又は振替の一時停止の申告を受けている場合には、振替日に限り、当該口座に振替可能な残高が発生した時又は一時停止の申告が解除された時に、渡方現物清算参加者、受方現物清算参加者及び日本クリアリングの機構加入者口座に当該振替請求に係る所要の記録をする。

(ほふりクリアリングからの D V P 振替請求)

第 65 条 ほふりクリアリングが規程第 59 条の規定により渡方 D V P 参加者(ほふりクリアリングの業務方法書の定めるところに従い清算参加者の資格を有する者(以下「D V P 参加者」という。))のうち次項に規定する清算対象取引において振替株式の渡方となる機構加入者をいう。以下同じ。)の機構加入者口座からほふりクリアリングの機構加入者口座(以下この節において「D V P 口座」という。)への振替請求(以下この節において「D V P 振替請求」という。)をする方法は、機構が別に定める。

2 ほふりクリアリングは、D V P 振替請求をする場合には、当該 D V P 振替請求について、振替実行条件(D V P 振替請求に係る清算対象取引(ほふりクリアリングが対象取引としてその業務方法書において定めるものをいう。以下同じ。))に起因する債務の引受

けに係る条件としてほふりクリアリングがその業務方法書に定めるものをいう。以下同じ。)を充足した場合に振替を行う旨の条件を付すことができる。

- 3 ほふりクリアリングは、前項に規定する場合には、機構が定めるところに従い、機構に対し、当該DVP振替請求に基づく処理のために必要な情報を提供するものとする。

(ほふりクリアリングの渡方DVP参加者による振替の一時停止又は解除の申告)

第66条 渡方DVP参加者は、DVP振替請求について、当該振替請求に係る振替の処理を一時停止する措置(以下この条及び次条において「振替の一時停止」という。)の申告又は当該振替の一時停止の解除時刻の指定をしようとする場合には、機構に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

(1) DVP振替請求と同時に当該申告又は指定をしようとする場合 当該申告又は指定をする旨を明らかにしてほふりクリアリングを経由して振替の一時停止の申告をする方法として機構の定めるもの

(2) DVP振替請求後に当該申告又は指定(振替日に当該申告又は指定をしようとする場合には、振替未了分に係るものに限る。)をしようとする場合 当該申告又は指定をする旨を明らかにして振替の一時停止の申告をする方法として機構の定めるもの

- 2 渡方DVP参加者は、振替の一時停止の解除(前項の指定による場合を除く。以下この項において同じ。)を受けようとする場合は、機構に対し、機構の定めるところにより一時停止の解除の申告をしなければならない。

(DVP振替請求に基づく振替等)

第67条 機構は、ほふりクリアリングからDVP振替請求を受けた場合には、次に掲げる処理をする。

(1) 別表4に定める「先日付DVP振替請求」及び「当日DVP振替請求」(振替日の午前9時前に機構が受けたものに限る。)については振替日の業務開始時に、「当日DVP振替請求」(振替日の午前9時以後に機構が受けたものに限る。)については直ちに、渡方DVP参加者の機構加入者口座及びDVP口座に減少の記録及び増加の記録をする。

(2) 前号の規定にかかわらず、当該DVP振替請求に係る振替実行条件が充足されていない場合には、振替実行条件が充足された時に当該機構加入者口座及びDVP口座に減少の記録及び増加の記録をする。

- 2 機構は、前項第2号に規定するDVP振替請求について振替日の午後2時までに振替実行条件が充足されなかったときは、当該DVP振替請求はなかったものとして取り扱う。

(担保指定証券に係る振替)

第 68 条 D V P 参加者は、その機構加入者口座に記録されている振替株式について、ほふりクリアリングへの担保（以下この節において「担保指定証券」という。）の差入れを目的とした振替の申請をする場合には、振替日の前営業日又は当日に、別表 4 に定める「前日証券担保指定請求」又は「当日証券担保指定請求」を機構にしなければならない。

2 ほふりクリアリングは、前項の請求により D V P 口座に担保指定証券として記録された振替株式について、前項の D V P 参加者からの請求に基づく返還を目的とした D V P 参加者の機構加入者口座への振替の申請をする場合には、振替日の前営業日又は当日に、振替請求として、別表 4 に定める「前日証券担保指定解除請求」又は「当日証券担保指定解除請求」を機構にしなければならない。

（証券振替の完了に係る振替）

第 69 条 ほふりクリアリングは、清算対象取引の決済に係る振替株式の引渡しのための振替の請求をする場合には、機構が定める方法により、D V P 口座に記録されている振替株式について、受方 D V P 参加者（D V P 参加者のうち清算対象取引において振替株式の受方となる参加者をいう。以下同じ。）の参加者口座への当日振替請求を機構にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、ほふりクリアリングは、清算対象取引の決済に係る振替株式の引渡しのための振替の申請を受方 D V P 参加者からのほふりクリアリングへの請求に基づきする場合には、振替請求として、別表 4 に定める「受入予定証券引渡完了請求」を機構にしなければならない。

（振替対象証券残高間の振替）

第 70 条 ほふりクリアリングは、D V P 参加者が D V P 振替請求を機構に行う際に、併せて、D V P 口座から当該 D V P 振替請求に係る渡方 D V P 参加者の機構加入者口座への振替の申請をする場合には、機構の定める方法により、所定の振替請求を機構にしなければならない。

2 ほふりクリアリングは、D V P 参加者が他の機構加入者（ほふりクリアリングを除く。）の口座への振替請求を行った際に、併せて、D V P 口座から当該 D V P 参加者の機構加入者口座への振替の申請をする場合には、機構の定める方法により、所定の振替請求を機構にしなければならない。

3 ほふりクリアリングは、前 2 項に規定する振替請求を行う場合には、当該振替請求につき、ほふりクリアリングが定める条件が充足されたときに、ほふりクリアリングが定めるところに従って計算される振替限度内に限り、機構の備える振替口座簿に当該 D V P 振替請求に係る所要の記録を行う直前に、前 2 項に規定する振替請求に係る所要の記録をする旨の条件を付すことができる。この場合において、ほふりクリアリングは、当該振替請求に基づく振替のために必要な情報を、機構が別に定めるところに従い、機構

に対して提供するものとする。

- 4 機構は、ほふりクリアリングから第1項後段又は第2項後段の振替請求を受けた場合には、前項の規定により当該振替請求に付された条件に従い、機構の備える振替口座簿中のDVP口座及び振替先のDVP参加者の機構加入者口座に係る所要の記録をする。この場合において、機構は、当該振替請求について当該条件が充足されていないときは、振替未了として取り扱い、振替未了分について機構が別に定める時刻までに当該条件が充足されなかったときは、当該振替請求はなかったものとして取り扱う。

(区分管理証券)

第71条 機構加入者は、機構に対し、その機構加入者口座(信託口、質権口及び質権信託口を除く。)に記録されている特定の銘柄の振替株式(保有口に記録されているものうち特別株主の申出がされているもの及び信託の記録がされているものを除く。以下この条において同じ。)について、区分管理証券(当該口座に記録されている振替株式のうち、振替請求(当該振替請求により減少の記録がされる機構加入者口座の機構加入者が指定金融商品取引清算機関であるものを除く。)に基づき減少の記録をする対象としない振替株式をいう。以下この節において同じ。)の指定の申請(以下「区分管理証券指定申請」という。)及び当該指定の解除の申請(以下この節において「区分管理証券指定解除申請」という。)をすることができる。

- 2 区分管理証券指定申請は、指定をしようとする日(以下この節において「指定日」という。)の前営業日又は当日にしなければならない。
- 3 区分管理証券指定解除申請は、解除をしようとする日(以下この節において「指定解除日」という。)の前営業日又は当日にしなければならない。
- 4 機構は、機構加入者による区分管理証券指定申請を受けた場合には、指定日前営業日の区分管理証券指定申請については指定日の業務開始時に、指定日当日の区分管理証券指定申請については当該申請を受け付けた時に、機構加入者口座において区分管理証券の指定の処理を行い、申請をした機構加入者に対し、その旨を通知する。ただし、区分管理証券指定申請の処理時において当該口座に特定の銘柄の振替株式の指定すべき数の記録がない場合には、当該口座に指定すべき数の残高が発生した時に処理を行うこと(以下この節において当該処理を行うことを「指定未了」という。)とし、指定未了となっている申請分について指定日当日の振替業務終了時まで指定すべき数の残高が発生しなかったときは、当該区分管理証券指定申請はなかったものとする(以下この節において当該申請をなかったものとするを「指定不能」という。)
- 5 機構は、機構加入者による区分管理証券指定解除申請を受けたときは、機構加入者口座において区分管理証券の指定の解除の処理を行い、申請をした機構加入者に対し、その旨を通知する。
- 6 機構は、指定日前日の区分管理証券指定申請について第4項の規定により指定未了と

して取り扱った場合には、当該申請をした機構加入者に対し、指定日の業務開始時に指定未了の処理の明細を通知する。

- 7 機構は、区分管理証券指定申請について第4項の規定により指定不能として取り扱った場合には、当該申請をした機構加入者に対し、指定日の振替業務終了時に指定不能の処理の明細を通知する。
- 8 機構は、特定の銘柄の振替株式に係る振替制限日においては、当該銘柄の振替株式について区分管理証券の指定又は解除をしないものとする。
- 9 機構加入者は、特定の銘柄の振替株式に係る振替制限日の前営業日までに、当該銘柄の振替株式に係る区分管理証券の全部について、区分管理証券解除申請をしなければならない。

(保留残高)

第72条 機構加入者は、機構に対し、その機構加入者口座(信託口、質権口及び質権信託口を除く。)に記録されている又は第4項に規定する処理が行われた後に記録される振替株式(区分管理証券並びに保有口に記録されているもののうち特別株主の申出がされているもの及び信託の記録がされているものを除く。)について、振替請求に基づき減少の記録をする対象としない振替株式の総数(以下この節において「保留残高」という。)の設定(保留残高の変更を含む。以下同じ。)の申請(以下この節において「保留残高設定申請」という。)又は当該設定の解除の申請(以下この節において「保留残高設定解除申請」という。)をすることができる。

- 2 保留残高設定申請は、保留残高の設定をしようとする日(以下この節において「保留設定日」という。)の前営業日又は当日にしなければならない。
- 3 保留残高設定解除申請は、保留残高の解除をしようとする日(以下この節において「設定解除日」という。)の前営業日又は当日にしなければならない。
- 4 機構は、機構加入者による保留残高設定申請を受けた場合には、保留設定日前営業日の保留残高設定申請については保留設定日の業務開始時及びそれ以降に発生した口座残高について、保留設定日当日の保留残高設定申請については当該申請を受け付けた時点及びそれ以降に発生した口座残高について、当該申請において指定された数量までを保留残高の対象となる口座残高(以下この節において「実保留残高」という。)とする処理を行う。
- 5 機構は、機構加入者による保留残高設定解除申請を受けた場合には、設定解除日前営業日の保留残高設定解除申請については保留設定日の業務開始時に、設定解除日当日の保留残高設定解除申請については当該請求を受け付けた後直ちに、保留残高の設定の解除をし、解除時点における実保留残高を振替請求に基づき減少の記録をする対象とする処理を行う。
- 6 機構は、保留残高設定申請に基づき保留残高の設定の処理を行った場合には、当該申

請をした機構加入者に対し、保留設定日の前営業日における申請分については保留設定日の業務開始時に、保留設定日の当日における申請分については当該処理を行った後直ちに、その旨を通知する。

- 7 機構は、保留残高設定解除申請に基づき保留残高の解除の処理を行った場合には、当該申請をした機構加入者に対し、設定解除日の前営業日における申請分については設定解除日の業務開始時に、設定解除日の当日における申請分については当該処理を行った後直ちに、その旨を通知する。
- 8 機構は、特定の銘柄の振替株式に係る振替制限日においては、当該銘柄の振替株式について保留残高の設定又は解除をしないものとする。
- 9 機構加入者は、特定の銘柄の振替株式に係る振替制限日の前営業日までに、当該銘柄に係る保留残高の設定の全部について、保留残高設定解除申請をしなければならない。

(保留残高に係るDVP参加者の特例)

第73条 機構は、DVP参加者(ほふりクリアリング業務方法書第8条第1項に規定するDVP参加者をいう。以下同じ。)から保留残高設定申請を受けた場合には、前条第4項に規定する保留残高に係る処理を行うときに、ほふりクリアリングの業務方法書の定めるところにより、併せて、DVP口座における口座残高(当該DVP参加者の保留残高設定申請に係る分としてほふりクリアリングが定める残高の範囲に限る。)について、当該申請に係る保留残高と同数の保留残高に係る処理を行う。

- 2 前項に規定する場合において、機構加入者の一の機構加入者口座における実保留残高については、DVP口座における当該口座分の口座残高に係る実保留残高及び当該DVP参加者の当該口座における実保留残高は合算してそれぞれの実保留残高として取り扱い、DVP口座における当該口座分の口座残高及び当該DVP参加者の当該口座の間における一方から他方への振替については実保留残高を振替に係る口座残高の対象として当該振替請求に基づき振り替えるべき口座残高として取り扱う。

(プール残高の指定及び解除)

第74条 機構は、DVP参加者による次の各号に掲げる申請を受けた場合であって、当該各号に定める条件が充足されていないことに起因して振替未了又は指定未了(以下この節において「振替未了等」という。)として取り扱うものがあるときは、当該条件が充足されたときに、当該申請を受けた順に当該申請に係る振替又は指定の処理を行うために、振替対象証券残高から控除すべき残高(以下この節において「プール残高」という。)を機構加入者口座ごとに指定する。

- (1) 振替の申請(DVP振替請求により行われるものに限る。) 当該振替の申請に付された振替実行条件のうち振替対象証券残高に関するもの以外の条件
- (2) 振替の申請(前号に掲げるものを除く。)又は区分管理証券指定申請 当該申請が

行われた際に、併せて行われた機構に対する所定の振替の申請に付された条件のうち、振替対象証券残高に関するもの以外の条件

- 2 DVP参加者は、前項各号に掲げる申請のうち同項の規定によりプール残高の指定を受けたもの以外の申請について当該各号に規定する振替対象証券残高に関する条件を充足させるためにプール残高の解除をしようとする場合には、同項各号に掲げる申請に係る振替日又は指定日にプール残高の解除の申請（以下この節において「プール残高解除申請」という。）をしなければならない。
- 3 機構は、プール残高解除申請を受けた場合には、直ちに、当該プール残高解除申請に係る第1項各号に掲げる申請について、同項の規定により指定したプール残高の指定の解除に係る処理を行う。

第3款 振替の制限の取扱い

（振替を制限する日の取扱い）

第75条 規程第60条第1項に規定する特定の銘柄の振替株式の振替制限日として機構が定める日は、次に掲げる日とする。

- (1) 機構加入者が当該銘柄について新株式数申告をする日
 - (2) 前号の新株式数申告が新設合併又は株式移転に係るものである場合（新設合併又は株式移転における割当比率が一であって新株式数申告をすることを要しない場合を含む。）には、前号に掲げる日の翌日から新設合併効力発生日又は株式移転効力発生日までの各日（新設合併消滅会社又は株式移転完全子会社の振替株式に限る。）
 - (3) 取扱開始日から記録開始日の前日までの各日
 - (4) その他振替をしないことが必要と機構が認める日
- 2 規程第60条第2項に規定する規則で定める場合は、振替をすることがやむを得ないものとして機構があらかじめ認める事由に係る振替制限日（前項第2号及び第3号の日を除く。）の正午までの振替の申請又は通知の場合とする。

第4節 取得請求権付株式の取得請求に係る手続

（取得請求権付株式の取得請求の取次ぎ要件）

第76条 規程第61条第1項に規定する規則で定める要件は、取得請求の取次ぎの請求をした加入者の加入者口座情報について、すでに規程第31条第5項の登録がされていることとする。

（取得請求権付株式の取得請求の取次ぎの請求において示すべき事項）

第77条 規程第61条第2項第3号に規定する規則で定める事項は、取得の対価として金

銭が交付される場合において、次に掲げる事項とする。

- (1) 金銭の受取方法（金融機関預金口座への振込みによる受取り、株式会社ゆうちょ銀行の簡易払による受取り又は登録配当金受領口座による受取りの別をいう。第 83 条において同じ。）
 - (2) 前号の受取方法が金融機関預金口座への振込みによる受取りの場合には、振込みを受ける金融機関預金口座の金融機関番号、店番号、預金種別、口座番号及び口座名義人の氏名又は名称
- 2 規程第 61 条第 2 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、同項第 1 号の加入者の電話番号とする。
 - 3 機構加入者が機構に対して規程第 61 条第 1 項の取得請求の取次ぎの請求をする場合には、次の各号に掲げる事項の提示は、当該各号に定めるものの提示により行うものとする。
 - (1) 同条第 2 項第 1 号に掲げる事項 取得請求に係る振替株式が記録されている機構加入者口座の加入者口座コード
 - (2) 同項第 2 号に掲げる事項 同号の振替株式の銘柄コード及び数
 - 4 規程第 61 条第 6 項の通知は、原則として、同項の請求又は委託を受けた日に行うものとする。
 - 5 規程第 61 条第 6 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 加入者の加入者口座コード
 - (2) 同条第 2 項第 2 号の振替株式の銘柄コード及び数
 - (3) 第 1 項各号及び第 2 項に規定する事項
 - 6 規程第 63 条第 7 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 前項各号に掲げる事項
 - (2) 同項第 1 号の加入者の株主等照会コード
 - (3) 同項第 1 号の加入者の氏名又は名称及び住所
 - (4) その他機構が定める事項

(発行者による振替日等の通知の取扱い)

第 78 条 規程第 62 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事項の通知は、次に掲げる事項の通知により行うものとする。

- (1) 同項第 1 号の加入者の加入者口座コード
 - (2) 同項第 3 号の振替株式の銘柄コード及び数
- 2 規程第 62 条第 1 項に規定する機構に対する通知は、原則として、同第 61 条第 7 項の通知を受けた日の翌営業日にするものとする。この場合において、同第 62 条第 1 項第 5 号の振替日は、同第 61 条第 7 項の通知を受けた日から起算して 5 営業日目の日とする。
 - 3 規程第 62 条第 1 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 同項第 1 号の加入者の株主等照会コード
 - (2) その他機構が定める事項
- 4 規程第 62 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 第 1 項各号に掲げる事項
 - (2) 規程第 62 条第 1 項第 2 号及び第 5 号に掲げる事項
 - (3) 同項第 4 号の発行者の口座に係る加入者口座コード
 - (4) その他機構が定める事項

(取得に係る振替の実行時期)

第 79 条 規程第 63 条第 1 項に規定する記載又は記録は、同項の振替日の業務開始時に行うものとする。

(取得の対価の交付)

第 80 条 規程第 63 条第 2 項に規定する取得の対価が振替株式、振替新株予約権付社債又は振替新株予約権である場合には、機構の定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知又は申請をしなければならない。

- (1) 取得の対価の交付に際して、振替株式、振替新株予約権付社債又は振替新株予約権を発行する場合 規程第 51 条第 1 項(同第 262 条において読み替えて準用する場合を含む。) の新規記録通知又は同第 180 条第 1 項の新規記録通知
 - (2) 取得の対価の交付に際して、自己の振替株式、振替新株予約権付社債又は振替新株予約権を移転する場合 規程第 53 条第 1 項の振替の申請又は同第 182 条第 1 項(同第 263 条において読み替えて準用する場合を含む。) の振替の申請
- 2 前項に規定する場合には、同項各号に掲げる通知又は申請は、原則として、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める日を規程第 62 条第 1 項第 5 号に規定する振替日と同日とするものでなければならない。
- (1) 前項第 1 号に掲げる場合 規程第 51 条第 1 項第 10 号 (同第 262 条において読み替えて準用する場合を含む。) の新規記録すべき日 (振替株式又は振替新株予約権を交付する場合に限る。) 又は加入者の振替新株予約権付社債が新規記録される日 (振替新株予約権付社債を交付する場合に限る。)
 - (2) 同項第 2 号に掲げる場合 規程第 53 条第 3 項第 7 号の振替日又は同第 182 条第 3 項第 7 号 (同第 263 条において読み替えて準用する場合を含む。) の振替日

(取次停止期間)

第 81 条 規程第 64 条に規定する取得請求の取次ぎをしない日は、次に掲げる日とする。

- (1) 株主確定日の前営業日から起算して 3 営業日前の日から株主確定日までの各日
- (2) その他必要があると機構が認める日

第5節 単元未満株式の買取請求及び売渡請求に係る手続

第1款 単元未満株式の買取請求に係る手続

(単元未満株式の買取請求の取次ぎの要件)

第82条 規程第65条第1項第2号へに規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該買取請求をした振替株式の株主に対する株式無償割当て
 - (2) 当該買取請求をした振替株式が取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である場合における発行者による全部の取得
 - (3) 当該買取請求をした振替株式の株主に対する規程第102条第1項又は同第105条第1項に規定する人的分割類似行為
 - (4) その他機構が必要と認める行為
- 2 規程第65条第1項第2号へに規定する規則で定める日は、金融商品取引所における権利付売買の最終日(前項第1号又は第2号の場合に限る。)又は金融商品取引所における上場廃止日の前営業日(同項第3号の場合に限る。)とする。
- 3 規程第65条第1項第3号に規定する規則で定める要件は、買取請求の取次ぎの請求をした加入者の加入者口座情報について、すでに規程第31条第5項の登録がされていることとする。

(買取請求の取次ぎの請求において示すべき事項)

第83条 規程第65条第2項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 金銭の受取方法
 - (2) 前号の受取方法が金融機関預金口座への振込みによる受取りの場合には、振込みを受ける金融機関預金口座の金融機関番号、店番号、預金種別、口座番号及び口座名義人の氏名又は名称
- 2 規程第65条第2項第4号に規定する規則で定める事項は、同項第1号の加入者の電話番号とする。
- 3 機構加入者が機構に対して規程第65条第1項の買取請求の取次ぎの請求をする場合には、次の各号に掲げる事項の提示は、当該各号に定めるものの提示により行うものとする。
- (1) 同条第2項第1号に掲げる事項 買取請求に係る振替株式が記録されている機構加入者口座の加入者口座コード
 - (2) 同項第2号に掲げる事項 同号の振替株式の銘柄コード及び数

- 4 規程第 65 条第 6 項の通知は、原則として、同項の請求又は委託を受けた日に行うものとする。
- 5 規程第 65 条第 6 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 加入者の加入者口座コード
 - (2) 同条第 2 項第 2 号の振替株式の銘柄コード及び数
 - (3) 第 1 項各号及び第 2 項に規定する事項
- 6 規程第 65 条第 7 項に規定する発行者への通知は、原則として、直接口座管理機関又は機構加入者から同項の通知又は請求を受けた日に行うものとする。
- 7 規程第 65 条第 7 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 第 5 項各号に掲げる事項
 - (2) 同項第 1 号の加入者の株主等照会コード
 - (3) 同号の加入者の氏名又は名称及び住所
 - (4) その他機構が定める事項

(発行者による買取価格等の通知事項)

- 第 84 条 規程第 66 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項の通知は、次に掲げる事項の通知により行うものとする。
- (1) 加入者の加入者口座コード
 - (2) 同項第 2 号の振替株式の銘柄コード及び数
- 2 規程第 66 条第 1 項の通知は、原則として、同項の買取価格が決定した日の翌営業日にするものとする。この場合において、原則として、同項第 4 号の振替日は当該買取価格が決定した日の翌営業日から起算して 4 営業日目の日とする。
- 3 規程第 66 条第 1 項第 5 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 加入者の株主等照会コード
 - (2) その他機構が定める事項
- 4 規程第 66 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 第 1 項各号に掲げる事項
 - (2) 規程第 66 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項
 - (3) 同項第 4 号の発行者の口座に係る加入者口座コード
 - (4) その他機構が定める事項

(買取りに係る振替の実行時期)

- 第 85 条 規程第 67 条第 1 項に規定する振替は、原則として、同項の振替日の業務開始時に行うものとする。

(買取り代金の支払い)

第 86 条 規程第 67 条第 2 項に規定する買取りの代金の支払いは、第 83 条第 1 項各号に掲げる事項に従って行うものとする。

(買取請求の撤回の申出の承諾等の通知時期)

第 87 条 規程第 68 条第 1 項に規定する通知は、原則として、同項に規定する日の翌営業日に行うものとする。

(買取請求の撤回の申出の承諾等の通知事項)

第 88 条 規程第 68 条第 1 項に規定する規則で定める事項は、第 84 条第 1 項各号及び同条第 3 項各号に掲げる事項 (規程第 66 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項を除く。) とする。

2 規程第 68 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、第 84 条第 4 項各号に掲げる事項 (規程第 66 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項を除く。) とする。

(取次停止期間)

第 89 条 規程第 69 条に規定する買取請求の取次ぎをしない日は、次に掲げる日とする。

- (1) 株主確定日の前営業日から起算して 3 営業日前の日から株主確定日までの各日
- (2) その他必要があると機構が認める日

第 2 款 単元未満株式の売渡請求に係る手続

(単元未満株式の売渡請求の取次ぎの要件)

第 90 条 規程第 70 条第 1 項第 2 号へに規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該売渡請求をした振替株式の株主に対する株式無償割当て
- (2) 当該売渡請求をした振替株式が取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である場合における発行者による全部の取得
- (3) 当該売渡請求をした振替株式の株主に対する規程第 102 条第 1 項又は同第 105 条第 1 項に規定する人的分割類似行為
- (4) その他機構が必要と認める行為

2 規程第 70 条第 1 項第 2 号へに規定する規則で定める日は、金融商品取引所における権利付売買の最終日 (前項第 1 号又は第 2 号の場合に限る。) 又は金融商品取引所における上場廃止日の前営業日 (同項第 3 号の場合に限る。) とする。

3 規程第 70 条第 1 項第 3 号に規定する規則で定める要件は、売渡請求の取次ぎの請求をした加入者の加入者口座情報について、すでに規程第 31 条第 5 項の登録がされていることとする。

(売渡請求の取次ぎの請求において示すべき事項)

第 91 条 規程第 70 条第 2 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、同項第 1 号の加入者の電話番号とする。

2 機構加入者が機構に対して規程第 70 条第 1 項の売渡請求の取次ぎの請求をする場合には、次の各号に掲げる事項の提示は、当該各号に定めるものの提示により行うものとする。

(1) 同条第 2 項第 1 号に掲げる事項 売渡請求に係る振替株式が記録されている機構加入者口座の加入者口座コード

(2) 同項第 2 号に掲げる事項 同号の振替株式の銘柄コード及び数

3 規程第 70 条第 7 項の通知は、原則として、同項の請求又は委託を受けた日に行うものとする。

4 規程第 70 条第 7 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 加入者の加入者口座コード

(2) 同条第 2 項第 2 号の振替株式の銘柄コード及び数

(3) 第 1 項に規定する事項

5 規程第 70 条第 8 項に規定する発行者への通知は、原則として、直接口座管理機関又は機構加入者から同項の通知又は請求を受けた日に行うものとする。

6 規程第 70 条第 8 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第 4 項各号に掲げる事項

(2) 同項第 1 号の加入者の株主等照会コード

(3) 同号の加入者の氏名又は名称及び住所

(4) その他機構が定める事項

(発行者による売渡価格等の通知事項)

第 92 条 規程第 71 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項の通知は、次に掲げる事項の通知により行うものとする。

(1) 加入者の加入者口座コード

(2) 同項第 2 号の振替株式の銘柄コード及び数

2 規程第 71 条第 1 項の通知は、原則として、同項の売渡価格が決定した日の翌営業日にするものとする。この場合において、原則として、同項第 4 号の日は当該売渡価格が決定した日の翌営業日から起算して 3 営業日目の日とし、同項第 5 号の日は当該売渡価格が決定した日の翌営業日から起算して 5 営業日目の日とする。

3 規程第 71 条第 1 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 同項第 1 号の加入者の株主等照会コード

(2) その他機構が定める事項

4 規程第 71 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第 1 項各号に掲げる事項
- (2) 規程第 71 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項
- (3) その他機構が定める事項

(売渡しに係る代金の支払い)

第 93 条 規程第 72 条第 1 項に規定する売渡代金の総額の支払いは、規程第 8 条第 2 号の規定により通知した当該銘柄の発行者の単元未満株式の売渡請求に係る売渡代金を入金すべき金融機関預金口座への振込みにより行うものとする。

(売渡しに係る振替の実行時期)

第 94 条 規程第 72 条第 2 項に規定する振替は、原則として、同項の振替日の業務開始時に行うものとする。

(売渡請求の撤回の申出の承諾等の通知時期)

第 95 条 規程第 73 条第 1 項の通知は、原則として、同項に規定する日の翌営業日に行うものとする。

(買取請求の撤回の申出の承諾等の通知事項)

第 96 条 規程第 73 条第 1 項に規定する規則で定める事項は、第 92 条第 1 項各号及び第 3 項各号に掲げる事項 (規程第 71 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項を除く。) とする。

2 規程第 73 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、第 92 条第 4 項各号に掲げる事項 (規程第 71 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項を除く。) とする。

(取次停止期間)

第 97 条 規程第 74 条に規定する売渡請求の取次ぎをしない日は、次に掲げる日とする。

- (1) 株主確定日の前営業日から起算して 10 営業日前の日から株主確定日までの各日
- (2) 発行者が売渡請求の受付停止期間を設けた場合には、原則として、当該受付停止期間の始期の前営業日から終期の 2 営業日前の日までの各日
- (3) その他必要があると機構が認める日

第 6 節 抹消手続

第 1 款 一部抹消手続

(一部抹消の申請をする場合)

第98条 規程第75条第1項に規定する規則で定める場合は、規程第86条及び同第95条に規定する場合とする。

(一部抹消の通知をする日)

第99条 規程第75条第2項に規定する規則で定める日は、同条第1項第2号の一部抹消する日の前営業日から起算して2営業日前の日とする。

(一部抹消の通知の通知事項)

第100条 規程第75条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 同条第1項第1号の振替株式の銘柄コード
- (2) 同項第2号及び第4号に掲げる事項
- (3) 同項第3号の一部抹消口座に係る加入者口座コード
- (4) その他機構が定める事項

(機構加入者による一部抹消の申請の特例)

第101条 機構加入者は、規程第75条第1項の一部抹消の申請を同条第2項の通知により行うものとする。

(一部抹消の記載又は記録をする時期)

第102条 規程第76条第1項に規定する減少の記載又は記録は、一部抹消する日の業務開始時に行うものとする。

第2款 全部抹消手続

(全部抹消の通知)

第103条 規程第77条第1項の通知は、同第12条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第77条第1項第2号の全部抹消する日の2週間前までにしなければならない。

(全部抹消の通知の通知事項)

第104条 規程第77条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、全部抹消する事由が取得条項付株式の全部の取得(取得の対価が振替株式等でない場合に限る。)である場合の取得の対価その他の機構が定める事項とする。

(全部抹消の記載又は記録をする時期)

第 105 条 規程第 77 条第 3 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）に規定するは記録の抹消は、同項の全部抹消する日の業務開始時に行うものとする。

第 7 節 取得条項付株式又は全部取得条項付株式の取得に係る手続

（全部取得の通知の通知方法等）

第 106 条 規程第 80 条第 1 項及び第 23 項に規定する規則で定める場合は、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式が外国人保有制限銘柄の場合とする。

2 規程第 80 条第 1 項の通知は、同第 12 条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第 80 条第 1 項第 3 号の全部抹消する日の 2 週間前までにしなければならない。

（発行者の通知事項）

第 107 条 規程第 80 条第 1 項第 9 号に規定する規則で定める事項は、同項第 8 号の口座が機構加入者の自己口である場合に、所定の振替申請書により振替の申請を行う旨とする。

（機構の通知事項）

第 108 条 規程第 80 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （ 1 ）取得対象銘柄及び取得対価銘柄の銘柄コード
- （ 2 ）同条第 1 項各号（同項第 7 号を除く。）に掲げる事項（同項第 6 号に掲げる事項については、同号の口座を開設する口座管理機関に対する通知に限る。）

（対価交付比率の特例）

第 109 条 規程第 80 条第 5 項第 1 号に規定する規則で定める場合は、当該振替株式の数のうち発行者の自己株式である振替株式の数の場合とする。

2 規程第 80 条第 5 項第 1 号に規定する規則で定める比率は零とする。

（直近上位機関への通知事項）

第 110 条 規程第 80 条第 7 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （ 1 ）同項第 1 号の加入者の口座に係る加入者口座コード
- （ 2 ）同項第 2 号の取得対価銘柄に係る取得対象銘柄の記載又は記録がされていた口座に係る加入者口座コード
- （ 3 ）取得対象銘柄の銘柄コード

(直近下位機関への通知事項)

第 111 条 規程第 80 条第 10 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 同項第 1 号の加入者の口座に係る加入者口座コード
- (2) 同項第 2 号の増加の記載又は記録をすべき数の取得対価銘柄に係る取得対象銘柄の記載又は記録がされていた口座に係る加入者口座コード
- (3) 取得対象銘柄の銘柄コード

(新株式数申告の方法)

第 112 条 規程第 80 条第 15 項に規定する新株式数申告においては、同項第 3 号の数のうち信託の記録がされるべき数がある場合には、それ以外の数と区分して通知するものとする。

- 2 規程第 80 条第 15 項第 1 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 当該顧客口の機構加入者コード
 - (2) 取得対象銘柄の銘柄コード
- 3 規程第 80 条第 15 項第 2 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 第 4 号の口座に係る当該機構加入者の顧客口の機構加入者コード
 - (2) 取得対象銘柄の銘柄コード
 - (3) 取得対価銘柄の記載又は記録をすべき口座の加入者の加入者口座コード
 - (4) 前号の取得対価銘柄に係る取得対象銘柄の記載又は記録がされていた口座に係る加入者口座コード
- 4 規程第 80 条第 15 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 当該担保専用口の機構加入者コード及び加入者口座コード
 - (2) 取得対象銘柄の銘柄コード
 - (3) 取得対価銘柄の記載又は記録をすべき口座の加入者の加入者口座コード
- 5 規程第 80 条第 15 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 当該信託財産名義通知信託口の機構加入者コード
 - (2) 取得対象銘柄の銘柄コード

(通知する時期)

第 113 条 規程第 80 条第 17 項に規定する直接口座管理機関への通知は、全部抹消する日に行うものとする。

(全部抹消する時期)

第 114 条 規程第 80 条第 20 項に規定する措置及び同条第 21 項に規定する措置は、全部抹消する日の業務開始時に行うものとする。

(自己の振替株式を移転しようとする場合の取扱い)

第 115 条 規程第 81 条第 1 項に規定する振替の申請は、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式の全部を取得するのと引換えに当該株主に対して振替株式を交付するに際し、取得対価銘柄である自己の振替株式を移転しようとするための振替の申請である旨を明らかにしてするものとする。この場合において、振替先口座の提示は省略することができる。

- 2 規程第 81 条第 2 項第 1 号に掲げる事項の通知は、同号の振替株式の銘柄コードの通知により行うものとする。
- 3 規程第 81 条第 2 項に規定する規則で定める日は、同項の振替日の前営業日から起算して 2 営業日前の日とする。
- 4 規程第 81 条第 7 項に規定する減少の記載又は記録は、同項の振替日の業務開始時に行うものとする。

(調整株式数の記載又は記録)

第 116 条 規程第 82 条第 1 項の通知は、同項の振替株式についての記載又は記録の全部の抹消に係る総株主通知を行う日にするものとする。

- 2 規程第 82 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、調整株式数についての効力発生日とする。
- 3 機構は、規程第 82 条第 1 項の通知をする場合には、同時に、同項の全部抹消する日において口座に増加の記載又は記録がされた数について、当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に通知する。
- 4 規程第 82 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の通知を受けた口座管理機関が同項の口座を開設した者でないときについて準用する。
- 5 第 3 項又は前項の規定により通知を受けた口座管理機関は、全部抹消する日においてその加入者の口座に増加の記載又は記録をした数と通知を受けた数に相違がある場合には、通知を受けた内容に従って振替口座簿の記載又は記録の訂正その他の所要の措置を執らなければならない。

(調整株式数の記載又は記録をすべき口座)

第 117 条 規程第 82 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める口座は、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座とする。

- 2 規程第 82 条第 2 項第 2 号に規定する規則で定める口座は、発行者からあらかじめ届出を受けた第 3 条第 2 項第 1 号ニ (ト) の口座とする。

(調整株式数の記載又は記録をする時期)

第118条 規程第82条第5項に規定する増加の記載又は記録及び同条第6項に規定する措置は、調整株式数記録日の業務開始時に行うものとする。

(株券喪失登録がされた株券に係る振替株式についての取扱い)

第119条 規程第83条に規定する新規記録通知又は振替の申請における新規記録すべき日又は振替日は、当該株券喪失登録の抹消日の翌営業日以後の日とするものとする。

(振替新株予約権又は振替新株予約権付社債を交付する場合)

第120条 規程第85条第2項の規定により、振替新株予約権を交付する場合について同条第1項の規定を準用する場合において、同項の規定中「第51条第1項第3号」とあるのは、「第262条において読み替えて準用する第51条第1項第3号」と読み替えるものとする。

2 規程第85条第2項の規定により、振替新株予約権付社債を交付する場合について同条第1項の規定を準用する場合において、同項の規定中「第51条第1項第3号」とあるのは、「第180条第1項第3号」と読み替えるものとする。

3 前項の場合において、規程第180条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

4 第2項の場合において、規程第180条第5項の規定中「前項の通知」とあるのは、「第1項の通知」と読み替えるものとする。

第8節 株式の併合に係る手続

(振替株式の併合の通知の通知方法)

第121条 規程第87条第1項の通知は、同第12条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第87条第1項第3号の株式併合効力発生日の2週間前までにしなければならない。

(発行者の通知事項)

第122条 規程第87条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、株式の併合に係る手続の日程とする。

(機構の通知事項)

第123条 規程第87条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 株式併合銘柄の銘柄コード

(2) 同条第1項各号に掲げる事項

(新株式数申告の方法)

第 124 条 規程第 87 条第 7 項に規定する新株式数申告においては、同項第 2 号の数のうち信託の記録がされるべき数がある場合には、それ以外の数と区分して通知するものとする。

2 規程第 87 条第 7 項第 1 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該顧客口の機構加入者コード

(2) 株式併合銘柄の銘柄コード

3 規程第 87 条第 7 項第 2 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該担保専用口の機構加入者コード

(2) 株式併合銘柄の銘柄コード

4 規程第 87 条第 7 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該信託財産名義通知信託口の機構加入者コード

(2) 株式併合銘柄の銘柄コード

(減少の記載又は記録をする時期)

第 125 条 規程第 87 条第 10 項に規定する措置及び同条第 11 項に規定する措置は、株式併合効力発生日の業務開始時に行うものとする。

(調整株式数の記載又は記録)

第 126 条 規程第 88 条第 1 項の通知は、株式の併合に係る総株主通知を行う日にするものとする。

2 規程第 88 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、調整株式数についての効力発生日とする。

3 機構は、規程第 88 条第 1 項の通知をする場合には、同時に、同項の株式併合効力発生日における規程第 87 条第 10 項又は第 11 項の規定による減少の記載又は記録がされた後に口座に記載又は記録がされている数について、当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に通知する。

4 規程第 88 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の通知を受けた口座管理機関が同項の口座を開設した者でないときについて準用する。

5 第 3 項又は前項の規定により通知を受けた口座管理機関は、株式併合効力発生日においてその加入者の口座に規程第 87 条第 10 項又は第 11 項の規定による減少の記載又は記録がされた後に口座に記載又は記録がされていた数と通知を受けた数に相違がある場合には、通知を受けた内容に従って振替口座簿の記載又は記録の訂正その他の所要の措置を執らなければならない。

(調整株式数の記載又は記録をすべき口座)

第 127 条 規程第 88 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める口座は、口座管理機関コード

が最も大きい口座管理機関が開設する口座とする。

- 2 規程第 88 条第 2 項第 2 号に規定する規則で定める口座は、発行者からあらかじめ届出を受けた第 3 条第 2 項第 1 号二（ト）の口座とする。

（調整株式数の記載又は記録をする時期）

第 128 条 規程第 88 条第 5 項に規定する増加の記載又は記録及び同条第 6 項に規定する措置は、調整株式数記録日の業務開始時に行うものとする。

第 9 節 株式の分割に係る手続

（振替株式の分割の通知の通知方法）

第 129 条 規程第 89 条第 1 項の通知は、同第 12 条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第 89 条第 1 項第 3 号の株式分割効力発生日の 2 週間前までにしなければならない。

（発行者の通知事項）

第 130 条 規程第 89 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、株式の分割に係る手続の日程とする。

（機構の通知事項）

第 131 条 規程第 89 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （ 1 ）株式分割銘柄の銘柄コード
- （ 2 ）同条第 1 項各号に掲げる事項

（新株式数申告の方法）

第 132 条 規程第 89 条第 7 項に規定する新株式数申告においては、同項第 2 号の数のうち信託の記録がされるべき数がある場合には、それ以外の数と区分して通知するものとする。

- 2 規程第 89 条第 7 項第 1 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （ 1 ）当該顧客口の機構加入者コード
- （ 2 ）株式分割銘柄の銘柄コード

- 3 規程第 89 条第 7 項第 2 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （ 1 ）当該担保専用口の機構加入者コード
- （ 2 ）株式分割銘柄の銘柄コード

- 4 規程第 89 条第 7 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （ 1 ）当該信託財産名義通知信託口の機構加入者コード

(2) 株式分割銘柄の銘柄コード

(増加の記載又は記録をする時期)

第 133 条 規程第 89 条第 10 項に規定する措置及び同条第 11 項に規定する措置は、株式分割効力発生日の業務開始時に行うものとする。

(調整株式数の記載又は記録)

第 134 条 規程第 90 条第 1 項の通知は、株式の分割に係る総株主通知を行う日にするものとする。

2 規程第 90 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、調整株式数についての効力発生日とする。

3 機構は、規程第 90 条第 1 項の通知をする場合には、同時に、同項の株式分割効力発生日における規程第 89 条第 10 項又は第 11 項の規定による増加の記載又は記録がされた後に口座に記載又は記録がされている数について、当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に通知する。

4 規程第 90 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の通知を受けた口座管理機関が同項の口座を開設した者でないときについて準用する。

5 第 3 項又は前項の規定により通知を受けた口座管理機関は、株式分割効力発生日においてその加入者の口座に規程第 89 条第 10 項又は第 11 項の規定による増加の記載又は記録がされた後に口座に記載又は記録がされていた数と通知を受けた数に相違がある場合には、通知を受けた内容に従って振替口座簿の記載又は記録の訂正その他の所要の措置を執らなければならない。

(調整株式数の記載又は記録をすべき口座)

第 135 条 規程第 90 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める口座は、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座とする。

2 規程第 90 条第 2 項第 2 号に規定する規則で定める口座は、発行者からあらかじめ届出を受けた第 3 条第 2 項第 1 号ニ(ト)の口座とする。

(調整株式数の記載又は記録をする時期)

第 136 条 規程第 90 条第 5 項に規定する増加の記載又は記録及び同条第 6 項に規定する措置は、調整株式数記録日の業務開始時に行うものとする。

(株券喪失登録がされた株券に係る振替株式についての取扱い)

第 137 条 規程第 91 条に規定する新規記録通知における新規記録すべき日は、当該株券喪失登録の抹消日の翌営業日以後の日とするものとする。

第 10 節 株式無償割当てに係る手続

(振替株式無償割当ての通知の通知方法)

第 138 条 規程 92 条第 1 項に規定する規則で定める場合は、当該振替株式が外国人保有制限銘柄である場合とする。

2 規程第 92 条第 1 項の通知は、同第 12 条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第 92 条第 1 項第 3 号の基準日の 2 週間前までにしなければならない。

(発行者の通知事項)

第 139 条 規程第 92 条第 1 項第 9 号に規定する規則で定める事項は、株式無償割当てに係る手続の日程とする。

(株式無償割当てについて準用する規程の規定の読替え等)

第 140 条 規程第 92 条第 2 項において株式無償割当てについて同第 80 条第 2 項から第 22 項まで、同第 81 条から第 83 条までの規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 80 条第 22 項	記録の抹消及び増加の記録	増加の記録
第 81 条第 1 項	前条	第 92 条
第 83 条	第 80 条第 1 項前段	第 92 条第 1 項前段

2 第 106 条から第 118 条までの規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式	株式無償割当てを受ける振替株式
規程第 80 条	規程第 92 条第 2 項において読み替えて準用する第 80 条
規程第 81 条	規程第 92 条第 2 項において読み替えて準用する第 81 条
規程第 82 条	規程第 92 条第 2 項において読み替えて準用する第 82 条
取得対象銘柄	対象銘柄
取得対価銘柄	割当銘柄

全部抹消する日	株式無償割当ての効力発生日
同第 80 条第 1 項第 3 号の全部抹消する日	株式無償割当ての基準日
全部を取得するのと引換えに当該株主	株主
記載又は記録の全部の抹消	株式無償割当ての基準日

- 3 第 119 条の規定は、第 1 項に規定する場合について準用する。この場合において、同条の規定中「当該株券喪失登録日の抹消日の翌営業日以後の日」とあるのは、「株式無償割当ての効力発生日以後の日」と読み替えるものとする。

第 11 節 会社の組織再編に係る手続

第 1 款 合併、株式交換又は株式移転に係る手続

(吸収合併等又は新設合併等の通知の通知方法)

第 141 条 規程第 94 条第 1 項の通知は、同第 12 条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第 94 条第 1 項第 4 号の合併等効力発生日の 2 週間前までにしなければならない。

(発行者の通知事項)

第 142 条 規程第 94 条第 1 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、吸収合併等又は新設合併等に係る手続の日程とする。

(機構の通知事項)

第 143 条 規程第 94 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 合併等対価銘柄の銘柄コード
- (2) 消滅会社等銘柄の銘柄コード
- (3) 同条第 1 項各号に掲げる事項
- (4) その他機構が定める事項

(対価交付比率の特例)

第 144 条 規程第 94 条第 5 項第 1 号に規定する規則で定める場合は、当該振替株式の数のうち発行者の自己株式その他の合併等対価銘柄を割り当てない振替株式の数の場合とする。

- 2 規程第 94 条第 5 項第 1 号に規定する規則で定める比率は零とする。

(新株式数申告の方法)

第 145 条 規程第 94 条第 7 項に規定する新株式数申告においては、同項第 2 号の数のうち

信託の記録がされるべき数がある場合には、それ以外の数と区分して通知するものとする。

- 2 規程第 94 条第 7 項第 1 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 当該顧客口の機構加入者コード
 - (2) 消滅会社等銘柄の銘柄コード
- 3 規程第 94 条第 7 項第 2 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 当該担保専用口の機構加入者コード
 - (2) 消滅会社等銘柄の銘柄コード
- 4 規程第 94 条第 7 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 当該信託財産名義通知信託口の機構加入者コード
 - (2) 消滅会社等銘柄の銘柄コード

(抹消及び増加の記載又は記録をする時期)

第 146 条 規程第 94 条第 10 項に規定する措置及び同条第 11 項に規定する措置は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時に行うものとする。

- (1) 吸収合併又は株式交換の場合 同項の合併等効力発生日の業務開始時
- (2) 新設合併又は株式移転の場合 同項の合併等効力発生日の振替業務終了時

(自己の振替株式を移転しようとする場合の取扱い)

第 147 条 規程第 95 条に規定する一部抹消の通知においては、合併等対価銘柄を同第 75 条第 1 項第 1 号の銘柄、移転しようとする数を同号の数及び合併等効力発生日を同項第 2 号の一部抹消する日とするものとする。

(親会社の振替株式を移転しようとする場合の取扱い)

第 148 条 規程第 96 条第 1 項に規定する振替の申請は、自己の有する合併等対価銘柄である親会社の発行する振替株式を移転しようとするための振替の申請である旨を明らかにしてするものとする。

- 2 規程第 96 条第 2 項第 1 号の銘柄の通知は、その銘柄コードの通知により行うものとする。
- 3 規程第 96 条第 2 項に規定する規則で定める日は、同項の振替日の前営業日から起算して 2 営業日前の日とする。
- 4 規程第 96 条第 2 項第 5 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 同項第 1 号の振替株式の銘柄コード
 - (2) 同項第 4 号の口座に係る加入者口座コード
 - (3) その他機構が定める事項
- 5 規程第 96 条第 7 項に規定する減少の記載又は記録は、同項の振替日の業務開始時に行

うものとする。

(調整株式数の記載又は記録)

第149条 規程第97条第1項の通知は、合併等効力発生日に係る総株主通知を行う日にするものとする。

2 規程第97条第1項第4号に規定する規則で定める事項は、調整株式数についての効力発生日とする。

(調整株式数の記載又は記録をすべき口座)

第150条 規程第97条第2項第1号に規定する規則で定める口座は、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座とする。

2 規程第97条第2項第2号に規定する規則で定める口座は、発行者からあらかじめ届出を受けた第3条第2項第1号ニ(ト)の口座とする。

(調整株式数の記載又は記録をする時期)

第151条 規程第97条第5項に規定する増加の記載又は記録は、同項の調整株式数記録日の業務開始時に行うものとする。

2 規程第97条第6項に規定する措置は、同項の調整株式数記録日の業務開始時に行うものとする。

3 機構は、規程第97条第1項の通知をする場合には、同時に、同項の全部抹消する日において口座に増加の記載又は記録がされた数について、当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に通知する。

4 規程第97条第3項及び第4項の規定は、前項の通知を受けた口座管理機関が同項の口座を開設した者でないときについて準用する。

5 第3項又は前項の規定により通知を受けた口座管理機関は、全部抹消する日においてその加入者の口座に増加の記載又は記録をした数と通知を受けた数に相違がある場合には、通知を受けた内容に従って振替口座簿の記載又は記録の訂正その他の所要の措置を執らなければならない。

(株券喪失登録がされた株券に係る振替株式についての取扱い)

第152条 規程第98条に規定する新規記録通知又は振替の申請における新規記録すべき日又は振替日は、当該株券喪失登録の抹消日の翌営業日以後の日とするものとする。

(振替新株予約権又は振替新株予約権付社債を交付する場合)

第153条 規程第99条第3項の規定により、振替新株予約権を交付する場合について同条第1項の規定を準用する場合において、同項の規定中「第51条第1項第3号」とあるの

は、「第 262 条において準用する第 51 条第 1 項第 3 号」と読み替えるものとする。

- 2 規程第 99 条第 3 項の規定により、振替新株予約権付社債を交付する場合について同条第 1 項の規定を準用する場合において、同項の規定中「第 51 条第 1 項第 3 号」とあるのは、「第 180 条第 1 項第 3 号」と読み替えるものとする。
- 3 前項の場合において、規程第 180 条第 2 項から第 4 項までの規定は、適用しない。
- 4 第 2 項の場合において、規程第 180 条第 5 項の規定中「前項の通知」とあるのは、「第 1 項の通知」と読み替えるものとする。

(吸収合併等又は新設合併等に伴う全部抹消の通知の通知方法)

第 154 条 規程第 101 条の全部抹消の通知は、同第 12 条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第 101 条の合併等効力発生日の 2 週間前までにしなければならない。

第 2 款 会社分割に係る手続

(吸収分割の通知の通知方法)

第 155 条 規程第 102 条第 1 項及び第 2 項の通知は、同第 12 条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第 102 条第 1 項第 2 号の吸収分割効力発生日の 2 週間前までにしなければならない。

(発行者の通知事項)

第 156 条 規程第 102 条第 1 項第 5 号及び第 2 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、吸収分割に係る手続の日程とする。

(機構の通知事項)

第 157 条 規程第 102 条第 3 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 吸収分割承継会社銘柄の銘柄コード
- (2) 吸収分割会社銘柄の銘柄コード
- (3) 同条第 2 項各号 (第 5 号を除く。) に掲げる事項

(振替の処理)

第 158 条 規程第 102 条第 2 項第 5 号及び同条第 8 項に規定する規則で定める振替は、振替機関等が同条第 9 項の規定によりその備える振替口座簿における減少若しくは増加の記載若しくは記録又は通知を行う振替とする。

(吸収分割について準用する規程の規定の読替え)

第 159 条 規程第 102 条第 9 項において吸収分割について同第 80 条第 5 項から第 22 項までの規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 80 条第 20 項第 1 号イ	取得対象銘柄である振替株式の全部についての記載又は記録の抹消	第 21 項第 1 号口、同号八、同項第 3 号口、同項第 4 号口及び同号八に掲げる数の合計数の吸収分割承継会社銘柄である振替株式についての減少の記載又は記録（加入者の口座が第 102 条第 1 項第 4 号の吸収分割会社の口座（以下この条及び次条において「吸収分割会社口座」という。）である場合に限る。）及び吸収分割会社銘柄である振替株式の全部についての記載又は記録の抹消（人的分割類似行為により吸収分割会社銘柄である振替株式の全部の取得が行われる場合に限る。）
第 80 条第 20 項第 2 号イ	取得対象銘柄である振替株式の全部についての記載又は記録の抹消	前号イの減少の記載又は記録をした数の吸収分割承継会社銘柄である振替株式についての減少の記載又は記録（加入者の口座が吸収分割会社口座に係る顧客口である場合に限る。）及び吸収分割会社銘柄である振替株式の全部についての記載又は記録の抹消（人的分割類似行為により吸収分割会社

		銘柄である振替株式の全部の取得が行われる場合に限る。)
第 80 条第 21 項第 1 号イ、 第 2 号及び第 3 号イ	取得対象銘柄である振替株式の全部についての記録の抹消	第 21 項第 1 号ロ、同号ハ、同項第 3 号ロ、同項第 4 号ロ及び同号ハに掲げる数の合計数の吸収分割承継会社銘柄である振替株式についての減少の記録（機構加入者の口座が吸収分割会社口座である場合に限る。）及び吸収分割会社銘柄である振替株式の全部についての記録の抹消（人的分割類似行為により吸収分割会社銘柄である振替株式の全部の取得が行われる場合に限る。）
第 80 条第 21 項第 4 号イ	取得対象銘柄である振替株式の全部についての記録の抹消	第 20 項第 1 号イの減少の記載又は記録をした数の吸収分割承継会社銘柄である振替株式についての減少の記録（機構加入者の口座が吸収分割会社口座に係る顧客口座である場合に限る。）及び吸収分割会社銘柄である振替株式の全部についての記録の抹消（人的分割類似行為により吸収分割会社銘柄である振替株式の全部の取得が行われる場合に限る。）

- 2 規程第 103 条において吸収分割について同第 82 条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 82 条第 1 項	第 80 条	第 103 条において読み替えて準用する第 80 条
第 82 条第 2 項	前項の記載又は記録の抹消をした日の前営業日	前項の記載若しくは記録の抹消をした日の前営業日又は吸収分割の基準日
第 82 条第 6 項	機構は、規則で定めるところにより、調整株式数記録日において、次に掲げる措置を執る。	機構は、規則で定めるところにより、調整株式数記録日において、次に掲げる措置を執るとともに、吸収分割会社口座又は当該口座に係る顧客口座である機構加入者口座において第 1 号及び第 2 号に掲げる数の合計数の吸収分割承継会社銘柄である振替株式についての減少の記録をする。
第 82 条第 7 項	機構は、機構加入者口座に前項の増加の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替株式の発行者に対し、その旨を通知する。	機構は、機構加入者口座に前項の増加の記録及び減少の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替株式の発行者に対し、その旨及び吸収分割会社口座の加入者口座コード（減少の記録をした機構加入者口座の機構加入者に限る。）を通知する。この場合において、減少の記録をした旨の通知を受けた機構加入者は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。第 2 号の通知を受けた口座管理機関も同様とする。

		<p>(1) 当該機構加入者が吸収分割会社口座を開設した者であるときは、当該口座における通知を受けた減少の記録がされた数についての減少の記載又は記録</p> <p>(2) 当該機構加入者が吸収分割会社口座を開設した者でないときは、その者又はその者の上位機関である直近下位機関の顧客口における通知を受けた減少の記録がされた数についての減少の記載又は記録及び当該直近下位機関への当該減少の記載又は記録をした数及び吸収分割会社口座の加入者口座コードの通知</p>
--	--	--

- 3 規程第104条第1項において吸収分割について同第83条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
第51条第1項の新規記録通知(振替株式を発行する場合に限る。)又は振替の申請(振替株式を移転する場合に限る。)	振替の申請

- 4 規程第104条第2項において吸収分割について同第85条第1項及び同条第3項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第85条第3項	前項	第1項

- 5 第106条から第118条まで(第115条を除く。)の規定は、第1項及び第2項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式	吸収分割会社の振替株式
規程第80条	規程第102条第9項において読み替え

	て準用する規程第 80 条
規程第 82 条	規程第 103 条において読み替えて準用する規程第 82 条
取得対象銘柄	吸収分割会社銘柄
取得対価銘柄	吸収分割承継会社銘柄
全部抹消する日	吸収分割効力発生日
同第 80 条第 1 項第 3 号の全部抹消する日	吸収分割の基準日又は全部抹消する日
記載又は記録の全部の抹消	吸収分割の基準日又は記載若しくは記録の全部の抹消

(新設分割の通知の通知方法)

第 160 条 規程第 105 条第 1 項の通知は、同第 12 条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第 105 条第 1 項第 3 号の新設分割効力発生日の 2 週間前までにしなければならない。

(発行者の通知事項)

第 161 条 規程第 105 条第 1 項第 8 号に規定する規則で定める事項は、新設分割に係る手続の日程とする。

(機構の通知事項)

第 162 条 規程第 105 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 新設分割設立会社銘柄の銘柄コード
- (2) 新設分割会社銘柄の銘柄コード
- (3) 同条第 1 項各号 (第 5 号及び第 7 号を除く。) に掲げる事項

(振替の方法)

第 163 条 規程第 105 条第 1 項第 7 号及び同条第 6 項に規定する規則で定める振替は、振替機関等が同条第 7 項の規定によりその備える振替口座簿における減少若しくは増加の記載若しくは記録又は通知を行う振替とする。

(新設分割について準用する規程の規定の読替え)

第 164 条 規程第 105 条第 7 項において新設分割について同第 80 条第 5 項から第 22 項までの規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 80 条第 20 項第 1 号イ	取得対象銘柄である振替	第 21 項第 1 号ロ、同号ハ、

	株式の全部についての記載又は記録の抹消	同項第3号口、同項第4号口及び同号八に掲げる数の合計数の新設分割設立会社銘柄である振替株式についての減少の記載又は記録（加入者の口座が第105条第1項第4号の新設分割会社の口座（以下この条及び次条において「新設吸収分割会社口座」という。）である場合に限る。）及び新設分割会社銘柄である振替株式の全部についての記載又は記録の抹消（人的分割類似行為により新設分割会社銘柄である振替株式の全部の取得が行われる場合に限る。）
第80条第20項第2号イ	取得対象銘柄である振替株式の全部についての記載又は記録の抹消	前号イの減少の記載又は記録をした数の新設分割設立会社銘柄である振替株式についての減少の記載又は記録（加入者の口座が新設分割会社口座に係る顧客口である場合に限る。）及び新設分割会社銘柄である振替株式の全部についての記載又は記録の抹消（人的分割類似行為により新設分割会社銘柄である振替株式の全部の取得が行われる場合に限る。）
第80条第21項第1号イ、第2号及び第3号イ	取得対象銘柄である振替株式の全部についての記	第21項第1号口、同号八、同項第3号口、同項第4

	録の抹消	号口及び同号八に掲げる数の合計数の新設分割設立会社銘柄である振替株式についての減少の記録（機構加入者の口座が新設分割会社口座である場合に限る。）及び新設分割会社銘柄である振替株式の全部についての記録の抹消（人的分割類似行為により新設分割会社銘柄である振替株式の全部の取得が行われる場合に限る。）
第 80 条第 21 項第 4 号イ	取得対象銘柄である振替株式の全部についての記録の抹消	第 20 項第 1 号イの減少の記載又は記録をした数の新設分割設立会社銘柄である振替株式についての減少の記録（機構加入者の口座が吸収分割会社口座に係る顧客口である場合に限る。）及び新設分割会社銘柄である振替株式の全部についての記録の抹消（人的分割類似行為により新設分割会社銘柄である振替株式の全部の取得が行われる場合に限る。）

2 規程第 106 条において新設分割について同第 82 条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 82 条第 1 項	第 80 条	第 106 条において読み替えて準用する第 80 条
第 82 条第 2 項	前項の記載又は記録の抹消をした日の前営業日	前項の記載若しくは記録の抹消をした日の前営業

		日又は新設分割の基準日
第 82 条第 6 項	機構は、規則で定めるところにより、調整株式数記録日において、次に掲げる措置を執る。	機構は、規則で定めるところにより、調整株式数記録日において、次に掲げる措置を執るとともに、新設分割会社口座又は当該口座に係る顧客口座である機構加入者口座において第 1 号及び第 2 号に掲げる数の合計数の新設分割設立会社銘柄である振替株式についての減少の記録をする。
第 82 条第 7 項	機構は、機構加入者口座に前項の増加の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替株式の発行者に対し、その旨を通知する。	機構は、機構加入者口座に前項の増加の記録及び減少の記録をしたときは、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替株式の発行者に対し、その旨及び新設分割会社口座の加入者口座コード（減少の記録をした機構加入者口座の機構加入者に限る。）を通知する。この場合において、減少の記録をした旨の通知を受けた機構加入者は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。第 2 号の通知を受けた口座管理機関も同様とする。 （ 1 ）当該機構加入者が新設分割会社口座を開設した者であるときは、当該口座における通知を受けた減少の記録がされた

		数についての減少の記載 又は記録 (2) 当該機構加入者が 新設分割会社口座を開設 した者でないときは、そ の者又はその者の上位機 関である直近下位機関の 顧客口における通知を受 けた減少の記録がされた 数についての減少の記載 又は記録及び当該直近下 位機関への当該減少の記 載又は記録をした数及び 新設分割会社口座の加入 者口座コードの通知
--	--	---

- 3 規程第107条第1項において新設分割について同第83条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替えられる字句	読み替える字句
第51条第1項の新規記録通知(振替株式を発行する場合に限る。)又は振替の申請(振替株式を移転する場合に限る。)	振替の申請

- 4 規程第107条第2項において吸収分割について同第85条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第85条第3項	前項	第1項

- 5 第106条から第118条まで(第115条を除く。)の規定は、第1項及び第2項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式	新設分割会社の振替株式
規程第80条	規程第105条第7項において読み替えて準用する規程第80条
規程第82条	規程第106条において読み替えて準用する規程第82条
取得対象銘柄	新設分割会社銘柄
取得対価銘柄	新設分割設立会社銘柄

全部抹消する日	新設分割効力発生日
同第 80 条第 1 項第 3 号の全部抹消する日	新設分割の基準日又は全部抹消する日
記載又は記録の全部の抹消	新設分割の基準日又は記載若しくは記録の全部の抹消

第 12 節 株主名簿に記載又は記録をすべき事項に関する申出等に関する取扱い

(特別株主管理簿の記載又は記録事項)

第 165 条 規程第 110 条第 9 号に規定する規則で定める事項は、同条第 4 号の特別株主の加入者口座コードとする。

(特別株主の申出における申出事項)

第 166 条 規程第 111 条第 2 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、同号の特別株主の加入者口座コードとする。

(特別株主の申出内容の変更の申出における申出事項)

第 167 条 規程第 112 条第 2 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、同号の特別株主の加入者口座コードとする。

(機構加入者による特別株主の申出)

第 168 条 機構加入者が機構に対して特別株主の申出又は特別株主の申出内容の変更の申出をする場合には、規程第 111 条第 2 項第 1 項から第 4 項までに掲げる事項の提示又は同第 112 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項の提示は、次に掲げる事項の提示により行うものとする。

- (1) 特別株主の申出又は特別株主の申出内容の変更の申出を行う振替株式についての記録がされている機構加入者口座の機構加入者コード
- (2) 特別株主の申出又は特別株主の申出内容の変更の申出を行う振替株式の銘柄コード及び数
- (3) 前号の振替株式の特別株主の加入者口座コード

第 2 款 特別株主の申出の簡略化の取扱い

(申出省略機構加入者による特別株主管理事務委託状況の報告)

第 169 条 規程第 120 条第 1 項に規定する報告は、報告をする日の前営業日の振替業務終了時においてその担保専用口に記録がされている振替株式について行うものとする。

2 規程第 120 条第 1 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申出省略機構加入者の担保専用口の機構加入者コード
- (2) 担保専用口に記録されている振替株式の銘柄コード
- (3) 委託先機構加入者の機構加入者口座の機構加入者コード
- (4) 第 1 号の申出省略機構加入者が前号の委託先機構加入者に特別株主管理事務の委託をする第 2 号の銘柄の振替株式の数
- (5) その他機構が定める事項

(申出省略機構加入者及び委託先機構加入者による担保受入れ及び担保差入れ状況の報告)

第 170 条 規程第 121 条第 1 項及び第 2 項に規定する報告は、報告をする日の前営業日の振替業務終了時における担保受入れ及び担保差入れの状況について行うものとする。

(機構加入者による報告の修正)

第 171 条 機構加入者による規程第 122 条第 3 項に規定する報告の修正は、機構から同項の通知を受けた当日に行うものとする。

第 3 款 登録株式質権者となるべき旨の申出

(登録株式質権者管理簿の記載又は記録事項)

第 172 条 規程第 125 条第 3 号に規定する規則で定める事項は、同号の株主の加入者口座コードとする。

2 規程第 125 条第 5 号に規定する規則で定める事項は、同条第 4 号の登録株式質権者の加入者口座コードとする。

(登録株式質権者となるべき旨の申出における申出事項)

第 173 条 規程第 126 条第 2 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、同号の株主の加入者口座コードとする。

2 規程第 126 条第 2 項第 5 号に規定する規則で定める事項は、同項第 4 号の登録株式質権者の加入者口座コードとする。

(登録株式質権者となるべき旨の申出内容の変更の申出における申出事項)

第 174 条 規程第 127 条第 2 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、同号の株主の加入者口座コードとする。

2 規程第 127 条第 2 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、同項第 4 号の登録株式質権者の加入者口座コードとする。

(機構加入者による登録株式質権者となるべき旨の申出)

第 175 条 機構加入者が機構に対して登録株式質権者となるべき旨の申出又は登録株式質権者となるべき旨の申出内容の変更の申出をする場合には、規程第 126 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項の提示又は同第 127 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項の提示は、次に掲げる事項の提示により行うものとする。

(1) 登録株式質権者となるべき旨の申出又は登録株式質権者となるべき旨の申出内容の変更の申出を行う振替株式についての記録がされている機構加入者口座の機構加入者コード

(2) 登録株式質権者となるべき旨の申出又は登録株式質権者となるべき旨の申出内容の変更の申出を行う振替株式の銘柄コード及び数

(3) 前号の振替株式の株主の加入者口座コード

2 前項に規定する場合には、機構加入者は、規程第 126 条第 2 項第 4 号又は同第 127 条第 2 項第 4 号に掲げる事項については、書面により機構に提示しなければならない。

第 4 款 信託財産名義の取扱い

(信託財産名義管理簿の記載又は記録事項)

第 176 条 規程第 133 条第 1 号に規定する規則で定める事項は、同号の信託口に係る機構加入者コードとする。

2 規程第 133 条第 5 号に規定する規則で定める事項は、同条第 2 号の信託財産名義に係る加入者口座コード及び同条第 3 号の振替株式の銘柄コードとする。

(信託財産名義の取扱いの申出における申出事項)

第 177 条 規程第 134 条第 1 項第 1 号に規定する規則で定める事項は、同号の信託口に係る機構加入者コードとする。

2 規程第 134 条第 1 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、同号の信託財産名義に係る加入者口座コードとする。

3 規程第 134 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、同項第 2 号の振替株式の銘柄コード及び当該振替株式について同項第 1 号の信託口に増加の記録がされた日とする。

(信託財産名義に係る加入者情報の通知方法)

第 178 条 規程第 134 条第 2 項の申請は、所定の書面により行うものとする。

(信託財産名義の取扱いの申出内容の変更の申出における申出事項)

第 179 条 規程第 135 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める事項は、同号の信託口に係

る機構加入者コードとする。

- 2 規程第 135 条第 2 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、同号の信託財産名義に係る加入者口座コードとする。
- 3 規程第 135 条第 2 項第 5 号に規定する規則で定める事項は、同項第 2 号の振替株式の銘柄コードとする。

第 13 節 振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続

(発行総数と振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合)

第 180 条 発行者は、規程第 138 条第 4 項に規定する確認において当該振替株式の発行総数との不整合が生じていることが判明した場合には、直ちに、機構に対し、その旨を連絡しなければならない。

(機構加入者における振替口座簿に記載又は記録をすべき数等についての照合等)

第 181 条 機構加入者は、規程第 139 条第 2 項に規定する確認において、その備える振替口座簿に記載又は記録がされている振替株式の数との不整合が生じていることが判明した場合には、直ちに、機構に対し、その旨を連絡しなければならない。

- 2 前項の規定は、間接口座管理機関とその直近上位機関による規程第 140 条に規定する確認において不整合が生じていることが判明した場合の当該間接口座管理機関について準用する。

第 14 節 総株主通知に係る手続

第 1 款 総株主通知

(総株主通知の通知日)

第 182 条 機構は、規程第 144 条又は第 151 条第 1 項の請求に基づく総株主通知を、すべての直接口座管理機関から同第 148 条第 1 項に規定する総株主報告を受けた日の翌営業日に行う。

(総株主通知日程案内の通知時期)

第 183 条 機構は、規程第 146 条第 1 項の総株主通知日程案内の通知を、原則として、株主確定日の前営業日から起算して 7 営業日前の日に行う。

- 2 別表 3 にかかわらず、機構は、必要と認めるときは、総株主通知日程案内を、Target 保振サイトにより通知することができる。

(総株主通知日程案内の通知事項)

第 184 条 規程第 146 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 規程第 147 条の通知の通知日
- (2) 総株主報告の機構に対する報告期限
- (3) 発行者に対する総株主通知の通知日
- (4) 株主確定日が取得条項付株式の全部取得、株式の分割、株式の併合、株式無償割当て、新株予約権無償割当て(会社法第 277 条に規定する新株予約権無償割当てをいう。以下同じ。) 株主有償割当増資、合併、株式交換、株式移転又は会社分割に係るものであるときは、次に掲げる事項
 - イ 直接口座管理機関に対する規程第 82 条第 1 項(同第 92 条第 2 項及び第 106 条において準用する場合を含む。) の通知、同第 88 条第 1 項の通知、同第 90 条第 1 項の通知又は同第 97 条第 1 項の通知の通知日
 - ロ 調整株式数記録日
 - ハ 取得対価銘柄、株式併合銘柄、株式分割銘柄、割当銘柄又は合併等対価銘柄の銘柄コード
 - ニ 取得条項付株式の全部取得、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株主有償割当増資、合併、株式交換、株式移転又は会社分割の別
 - ホ 対価交付比率、減少比率、増加比率又は割当比率
 - ヘ 規程第 80 条第 1 項第 2 号の効力発生日、株式併合効力発生日、株式分割効力発生日、株式無償割当て効力発生日、合併等効力発生日、吸収分割効力発生日又は新設分割効力発生日
 - ト 登記日(新設合併、株式移転又は規程第 105 条第 1 項の新設分割の場合に限る。)
- (5) その他機構が必要と認める事項

(総株主報告対象株式数通知の通知日等)

第 185 条 規程第 147 条の通知は、株主確定日の翌営業日に行うものとする。

- 2 規程第 147 条の通知において、同条第 2 号に掲げる事項の通知は、その銘柄コードの通知により行うものとする。
- 3 規程第 147 条の通知において、同条第 3 号に掲げる事項の通知は、その機構加入者コードにより行うものとする。

(総株主報告の方法)

第 186 条 直接口座管理機関は、規程第 148 条第 1 項の報告(同第 149 条第 2 項に掲げる事項の報告を除く。) を株主確定日の翌営業日から起算して 2 営業日目の日までにしなければならない。

- 2 規程第 148 条第 1 項の報告において、同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項の報告又は同項第 4 号に掲げる口座の報告は、同項第 1 号及び第 2 号の通知株主等である株主又は同項第 4 号に掲げる口座に係る加入者口座コードの報告により行うものとする。
- 3 規程第 148 条第 1 項の報告において、同項第 3 号に掲げる銘柄の報告は、その銘柄コードの報告により行うものとする。

(口座の報告を要しない場合)

第 187 条 規程第 148 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める場合は、委託先機構加入者である直接口座管理機関が、申出省略機構加入者から再委託を受けた特別株主管理事務に係る特別株主が当該直接口座管理機関又はその下位機関の加入者であるときに、特別株主管理簿に準ずる帳簿の記載又は記録に基づいて報告を行う場合とする。

(総株主報告事項)

第 188 条 規程第 148 条第 1 項第 5 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 規程第 148 条第 1 項第 4 号の口座の加入者が登録株式質権者となるべき旨の申出を行っている場合には、その旨
 - (2) 規程第 148 条第 1 項第 4 号に規定する場合には、その原因が質入れであるか又はその他の担保差入れであるかの別
 - (3) 第 1 号の場合において、同号の加入者が転質権者である場合であって、転質をした質権者が登録株式質権者であるときは、その氏名又は名称及び住所並びに当該転質をした登録株式質権者の加入者口座コード
- 2 前項第 3 号に掲げる事項の報告は、機構が別に定めるところにより行う。

(総株主通知の方法)

第 189 条 機構は、規程第 149 条第 1 項の通知において、次条第 1 項第 1 号の株主又は同項第 5 号の登録株式質権者となるべき旨の申出をした者が、前回の総株主通知に係る通知株主等であった場合には、同項第 1 号、第 5 号及び第 8 号に掲げる事項の通知を省略する。

- 2 機構は、規程第 149 条第 1 項の通知において、次に掲げる事項の通知は、機構が別に定めるところにより行う。
 - (1) 次条第 1 項第 1 号の株主の氏名又は名称が、機構が別に定める文字数を超える場合の当該株主の氏名又は名称
 - (2) 次条第 1 項第 1 号の株主の有する振替株式が複数の者の共有に属する場合の同号の株主の住所及び当該株主の住所が日本国内に所在するものであるときの同項第 9 号の郵便番号(同項第 8 号イの届出の取次ぎの対象となった代表者に係るものを除く。)

- (3) 総株主通知対象銘柄である振替株式が外国人保有制限銘柄である場合において、次条第 1 項第 1 号の株主が間接外国人に該当する旨
- (4) 次条第 1 項第 5 号の登録株式質権者となるべき旨の申出がある場合において、転質をした登録株式質権者があるときの当該転質をした登録株式質権者の氏名又は名称及び住所並びに当該転質をした登録株式質権者の株主等照会コード

(総株主通知事項)

第 190 条 規程第 149 条第 1 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 通知株主等である株主の氏名又は名称及び住所
 - (2) 前号の株主の株主等照会コード
 - (3) 株主確定日において第 1 号の株主の有する総株主通知対象銘柄の銘柄コード及び数
 - (4) 登録株式質権者となるべき旨の申出がある場合には、その旨
 - (5) 前号の場合には、登録株式質権者となるべき旨の申出をした者の氏名又は名称及び住所
 - (6) 前号の登録株式質権者となるべき旨の申出をした者の株主等照会コード
 - (7) 総株主通知対象銘柄である振替株式が外国人保有制限銘柄であるときは、第 1 号の株主が外国人等に該当するか否かの別
 - (8) 第 1 号の株主から規程第 33 条第 1 項の代理人等の届出の取次ぎの請求を受けているときは、次に掲げる事項
 - イ 加入者の口座が共有に属する場合の代表者の届出の取次ぎ 代表者の役職名及び氏名
 - ロ 代理人等の届出の取次ぎ 代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときは、その代表者の役職名及び氏名
 - ハ 加入者が非居住者である場合の国内連絡先の指定又は変更に係る届出 (前ロの代理人の選任に代えて行うものに限る。) の取次ぎ 国内連絡先の住所
 - (9) 第 1 号、第 5 号又は前号ロ若しくはハに規定する住所が日本国内に所在するものであるときは、その郵便番号
 - (10) 通知株主等である株主又は登録株式質権者が法人である場合には、代表者の役職名及び氏名
 - (11) その他機構が定める事項
- 2 規程第 149 条第 1 項の通知を受けた発行者は、前項第 7 号に掲げる事項について通知を受けた内容が誤りであると認めるときは、機構に対し、加入者口座情報の修正の依頼をしなければならない。
- 3 規程第 32 条第 3 項から第 7 項までの規定は、機構が発行者から前項の依頼を受けたときについて準用する。

(発行者に対抗することができないものの数の通知の方法)

第 191 条 規程第 149 条第 2 項の通知は、機構が別に定めるところにより行う。

(株主情報の変更情報の通知事項)

第 192 条 規程第 150 条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 通知株主等の氏名又は名称
- (2) 通知株主等の住所
- (3) 総株主通知対象銘柄が外国人保有制限銘柄であるときは、通知株主等が直接外国人であるか否かの別
- (4) 代理人等の届出に係る第 190 条第 1 項第 8 号イ及びロに掲げる事項
- (5) 第 190 条第 1 項第 1 号、第 5 号又は第 8 号ロ若しくはハに規定する住所が日本国内に所在するものであるときは、その郵便番号
- (6) その他機構が定める事項

(株主情報の変更情報の通知の方法)

第 193 条 規程第 150 条に規定する通知は、機構が口座管理機関から規程第 31 条第 1 項の加入者情報の通知、同第 32 条第 1 項の加入者情報の変更に係る事項の通知又は同第 33 条第 6 項の通知を受け、加入者口座情報の登録又は更新を行った日の翌営業日に行う。

(株主等照会コード変更通知)

第 194 条 規程第 150 条及び前条の規定は、機構が通知株主等の株主等照会コードを変更した場合について準用する。

(発行者による総株主通知請求の方法)

第 195 条 振替株式の発行者は、規程第 151 条第 1 項の総株主通知請求を行う場合には、機構に対し、株主確定日とする日の前営業日を起算日として 9 営業日前の日までに行わなければならない。

2 振替株式の発行者は、その事業年度が 6 か月を超える場合において、当該事業年度の期間を 3 か月ごとに区分した各期間 (以下「四半期会計期間」という。) の末日を株主確定日とする総株主通知請求を、当該四半期会計期間の末日 (規程第 144 条各号に該当する日を除く。) が到来する都度行おうとするときは、あらかじめ、その旨、株主確定日とする四半期会計期間の末日、総株主通知請求を行う理由その他の機構が定める事項を機構に対して届け出ることにより、株主確定日ごとの総株主通知請求に代えることができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、前項に規定する届出は、事業年度の開始の前日 (取扱開

始日の属する事業年度にあっては、当該取扱開始日まで)に行わなければならない。

(総株主通知請求の際の通知事項)

第 196 条 規程第 151 条第 2 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、発行者に正当な理由が認められない場合として機構が定めるものに該当する事情が存在するか否かの別とする。

(株主確定日として指定することができない期間)

第 197 条 規程第 152 条に規定する規則で定める期間は、7 営業日とする。

第 2 款 外国人保有制限銘柄に関する名義書換拒否結果の通知

(外国人保有制限銘柄に関する名義書換拒否結果の通知)

第 198 条 規程第 153 条第 1 項の名義書換拒否結果の通知は、総株主通知に基づく株主名簿への記載若しくは記録又は記載若しくは記録の拒否(次項において「名義書換拒否」という。)の処理が終了した後、速やかに行うものとする。

2 規程第 153 条第 1 項の名義書換拒否結果の通知において、次の各号に掲げる事項の通知は、当該各号に定めるものにより行うものとする。

(1) 同項第 1 号に規定する事項 その銘柄コード

(2) 同項第 3 号に規定する事項 名義書換拒否対象株主の株主等照会コード

3 規程第 153 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、同条第 1 項第 3 号の株主の加入者口座コード並びに同項第 1 号及び第 4 号から第 7 号(同項第 5 号及び第 6 号に掲げるものについては、当該加入者口座コードに係る数として機構が定めるものに限る。)までに掲げる事項とする。

第 15 節 個別株主通知に係る手続

(個別株主通知の申出時に提示すべき事項)

第 199 条 規程第 154 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 加入者の氏名又は名称及び住所

(2) 直近上位機関が加入者のために開設した一の口座に記載又は記録がされた個別株主通知対象銘柄である振替株式の数のみを個別株主通知の対象とする場合には、その旨及びその理由

(機構加入者による申出)

第 200 条 機構加入者は、個別株主通知の申出を行うときは、あらかじめ、その旨、個別

株主通知の申出を行う日並びに機構が当該機構加入者のために開設した一の機構加入者口座(自己口であるものに限る。)に記録がされた個別株主通知対象銘柄である振替株式の数のみを個別株主通知の対象とする場合には、その旨及びその理由を書面により機構に通知しなければならない。

2 機構加入者は、個別株主通知の申出を行う場合には、機構に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

(1) 当該機構加入者の氏名又は名称及び住所

(2) 受付番号

(3) 個別株主通知対象銘柄

(4) 機構が当該機構加入者のために開設した一の機構加入者口座(自己口であるものに限る。)に記録がされた個別株主通知対象銘柄である振替株式の数のみを個別株主通知の対象とする場合には、その旨

(5) その他機構が定める事項

3 前項第1号に規定する事項の通知は、当該機構加入者の機構加入者コードにより行うものとする。

(受付票の記載事項)

第201条 規程第154条第4項第6号に規定する規則で定める事項は、第199条第2号に掲げる事項とする。

(機構に対する申出の取次ぎの方法)

第202条 規程第154条第5項に規定する規則で定める事項は、申出受付機関が加入者のために開設した一の口座に記載又は記録がされた個別株主通知対象銘柄である振替株式の数のみを個別株主通知の対象とする場合の、その理由とする。

2 規程第154条第7項の通知は、原則として、同項の委託又は請求を受けた日に行うものとする。

3 規程第154条第7項に規定する規則で定める事項は、申出株主の直近上位機関が当該申出株主のために開設した一の口座に記載又は記録がされた個別株主通知対象銘柄の数のみを個別株主通知の対象とする場合の、その旨とする。

4 規程第154条第7項の通知において、次の各号に掲げる事項の通知は、当該各号に定めるものにより行うものとする。

(1) 申出株主の氏名又は名称及び住所 当該申出株主の加入者口座コード

(2) 申出受付機関の名称 当該申出受付機関の口座管理機関コード

(3) 個別株主通知対象銘柄 当該個別株主通知対象銘柄の銘柄コード

(報告依頼先機関を特定しない場合等)

第 203 条 規程第 154 条第 8 項に規定する規則で定める場合は、同項の直接口座管理機関から前条第 3 項の事項の通知を受けた場合又は同項の機構加入者から第 200 条第 2 項第 4 号の事項の通知があった場合とする。

2 規程第 154 条第 8 項第 1 号に規定する規則で定めるものは、前条第 4 項第 1 号の加入者口座コードに係る同項の申出株主の口座とする。

(通知対象期間)

第 204 条 規程第 154 条第 8 項第 1 号に規定する規則で定める期間は、申出受付日の前日から起算して 6 か月と 14 日前の日から申出受付日の前日までとする。

(報告依頼の方法)

第 205 条 規程第 154 条第 9 項の通知において、次の各号に掲げる事項は、当該各号に定めるものにより行うものとする。

- (1) 同項第 1 号の個別株主通知対象銘柄 当該個別株主通知対象銘柄の銘柄コード
- (2) 同項第 2 号の申出株主 当該申出株主の加入者口座コード
- (3) 同項第 3 号の対象口座 当該対象口座に係る加入者口座コード

2 規程第 154 条第 9 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申出受付日
- (2) 受付番号

(個別株主報告事項)

第 206 条 規程第 154 条第 13 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申出株主の氏名又は名称及び住所
- (2) 個別株主通知対象銘柄
- (3) 申出受付日
- (4) 受付番号
- (5) 対象口座
- (6) 対象日
- (7) 対象日における個別株主通知対象銘柄である振替株式の数の増加又は減少の別及びその数
- (8) 対象日における個別株主報告対象銘柄である振替株式の数
- (9) 振替口座簿又は信託財産名義管理簿に増加の記載又は記録が行われた日と株式の取得の効力発生日が異なるものがあるときは、その旨、効力発生日及び記載又は記録が行われた日と効力発生日が異なるものの数

(個別株主報告事項の通知の取扱い)

第 207 条 規程第 154 条第 16 項に規定する機構加入者による通知において、次の各号に掲げる事項の通知は、当該各号に定めるものにより行うものとする。

- (1) 申出株主の氏名又は名称及び住所 当該申出株主の加入者口座コード
- (2) 個別株主通知対象銘柄 当該個別株主通知対象銘柄の銘柄コード
- (3) 対象口座 当該対象口座の加入者口座コード

(個別株主通知事項の通知の取扱い)

第 208 条 規程第 154 条第 19 項の通知において、同項第 1 号に掲げる事項の通知は、同号の個別株主通知対象銘柄の銘柄コードにより行うものとする。

(個別株主通知による通知事項)

第 209 条 規程第 154 条第 19 項第 8 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申出株主の株主等照会コード
 - (2) 個別株主通知対象銘柄が外国人保有制限銘柄である場合には、申出株主が外国人等に該当するか否かの別
 - (3) 申出株主の直近上位機関が当該申出株主のために開設した一の口座に記載又は記録がされた個別株主通知対象銘柄である振替株式の数のみを個別株主通知の対象とした場合の、その旨
 - (4) 申出株主から規程第 33 条第 1 項の代理人等の届出の取次ぎの請求を受けているときは、次に掲げる事項
 - イ 加入者の口座が共有に属する場合の代表者の届出の取次ぎ 代表者の役職名及び氏名
 - ロ 代理人の届出の取次ぎ 代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときは、その代表者の役職名及び氏名
 - ハ 加入者が非居住者である場合の国内連絡先の指定又は変更に係る届出 (前ロの代理人の選任に代えて行うものに限る。) の取次ぎ 国内連絡先の住所
 - (5) 規程第 154 条第 19 項第 2 号又は前号ロ若しくはハに規定する住所が日本国内に所在するものであるときは、その郵便番号
 - (6) その他機構が定める事項
- 2 第 189 条第 2 項の規定は、規程第 154 条第 19 項の通知について準用する。
- 3 規程第 154 条第 19 項の通知を受けた発行者は、第 1 項第 2 号に掲げる事項について通知を受けた内容が誤りであると認めるときは、機構に対し、加入者口座情報の修正の依頼をしなければならない。
- 4 規程第 32 条第 3 項から第 7 項までの規程は、機構が発行者から前項の依頼を受けたときについて準用する。

(発行者に対抗することができないものの数の通知の方法)

第 210 条 規程第 154 条第 20 項前段の通知は、機構が定める方法により行う。

(個別株主通知を行った旨の通知の対象とならない者)

第 211 条 規程第 155 条第 1 項に規定する規則で定める者は、同第 154 条第 8 項第 1 号に規定する通知対象期間を通じて、申出株主の有する個別株主通知対象銘柄の数の記載又は記録がない旨を報告した者とする。

(個別株主報告事項の通知方法)

第 212 条 第 207 条の規定は、規程第 155 条第 1 項の通知について準用する。

第 16 節 発行者による情報提供請求に関する取扱い

(部分情報の提供に係る請求の対象)

第 213 条 規程第 156 条第 2 項第 2 号に規定する規則で定める事項は、同第 37 条第 2 項第 6 号に掲げる事項とする。

(全部情報の提供に係る請求の方法)

第 214 条 規程第 157 条第 1 項の通知において、同項第 1 号に掲げる事項の通知は、同号の対象銘柄の銘柄コードの通知により行うものとする。

2 規程第 157 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める事項は、対象加入者の株主等照会コード (直前の総株主通知における通知株主等又は直前の総株主通知後の個別株主通知における申出株主に係るものに限る。第 220 条第 2 項において同じ。) とする。

3 規程第 157 条第 1 項第 5 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 発行者に正当な理由が認められない場合として機構が定めるものに該当する事情が存在するか否かの別

(2) 規程第 157 条第 13 項の通知の受領の方法

(全部情報の提供の請求において対象加入者の一部指定が可能な場合)

第 215 条 規程第 157 条第 2 項に規定する規則で定める理由は、株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要があるときとする。

2 規程第 157 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める内容とする。

(1) 対象加入者が日本国内に居住する自然人であるとき そのカナ氏名又はその姓(カナにより表記されたものを含む。)

(2) 対象加入者が内国法人（日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。）であるとき 法人の種別を示す表記を除いた名称（カナにより表記されたものを含む。）

(3) 対象加入者の住所が日本国内のものであるとき 住所地の都道府県名及び市区郡町村名

（全部情報の提供に係る請求の取次ぎの取扱い）

第 216 条 規程第 157 条第 4 項の通知において、次の各号に掲げる事項の通知は、当該各号に定めるものにより行うものとする。

(1) 同項第 1 号に掲げる事項 同号の対象銘柄の銘柄コード

(2) 同項第 2 号に掲げる事項 同号の対象加入者の加入者口座コード

(3) 同項第 3 号に掲げる事項 同号の対象口座の加入者口座コード

2 規程第 159 条第 4 項第 7 号に規定する規則で定める事項は、機構が発行者の請求を特定するために採番する受付番号とする。

（振替口座簿記録事項全部情報の報告事項）

第 217 条 規程第 157 条第 7 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 対象銘柄

(2) 対象加入者の氏名又は名称及び住所

(3) 対象口座

(4) 対象日における対象銘柄である振替株式の数の増加又は減少の別及びその数

(5) 対象日における対象銘柄である振替株式の数

(6) 請求対象期間

(7) 振替口座簿又は信託財産名義管理簿に増加の記載又は記録が行われた日と株式の取得の効力発生日が異なるものがあるときは、その旨、効力発生日及び当該記載又は記録が行われた日と効力発生日が異なるものの数

(8) 前条第 2 項に規定する受付番号

（機構に対する振替口座簿記録事項全部情報の通知の取扱い）

第 218 条 規程第 157 条第 10 項に規定する機構加入者による通知において、次の各号に掲げる事項の通知は、当該各号に定めるものにより行うものとする。

(1) 前条第 1 号に掲げる事項 対象銘柄の銘柄コード

(2) 同条第 2 号に掲げる事項 対象加入者の加入者口座コード

(3) 同条第 3 号に掲げる事項 対象口座に係る加入者口座コード

（発行者に対する振替口座簿記録事項全部情報の通知の取扱い）

第 219 条 規程第 157 条第 13 項の通知は、第 214 条第 3 項第 2 号の受領の方法により行う。

2 規程第 157 条第 13 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 対象銘柄が外国人保有制限銘柄であるときは、対象加入者が外国人等に該当するか否かの別

(2) 振替口座簿又は信託財産名義管理簿に増加の記載又は記録が行われた日と株式の取得の効力発生日が異なるものがあるときは、その旨、効力発生日及び当該記載又は記録が行われた日と効力発生日が異なるものの数

3 第 189 条第 2 項の規定は、規程第 157 条第 13 項の通知について準用する。

(部分情報の提供に係る請求の方法)

第 220 条 規程第 158 条第 1 項の通知において、同項第 1 号に掲げる事項の通知は、同号の対象銘柄の銘柄コードにより行うものとする。

2 規程第 158 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める事項は、対象加入者の株主等照会コードとする。

3 規程 158 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、第 214 条第 3 項第 1 号に掲げる事項とする。

(部分情報の提供の請求において対象加入者の一部指定が可能な場合)

第 221 条 規程第 158 条第 2 項に規定する規則で定める理由は、第 215 条第 1 項に規定する理由とする。

2 規程第 158 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、第 215 条第 2 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める内容とする。

(部分情報の提供に係る請求の取次ぎの取扱い)

第 222 条 規程第 158 条第 4 項の通知において、次の各号に掲げる事項の通知は、当該各号に定めるものにより行うものとする。

(1) 同項第 1 号に掲げる事項 同号の対象銘柄の銘柄コード

(2) 同項第 2 号に掲げる事項 同号の対象加入者の加入者口座コード

(3) 同項第 3 号に掲げる事項 同号の対象口座の加入者口座コード

2 規程第 158 条第 4 項第 5 号に規定する規則で定める事項は、機構が発行者の請求を特定するために採番する受付番号とする。

(機構に対する振替口座簿記録事項部分情報の通知の取扱い)

第 223 条 規程第 158 条第 5 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 対象銘柄

(2) 対象加入者の氏名又は名称及び住所

- (3) 対象口座
 - (4) 対象日における対象銘柄である振替株式の数
 - (5) 前条第 2 項に規定する受付番号
- 2 機構加入者が規程第 158 条第 5 項の通知を行う場合において、次の各号に掲げる事項の通知は、当該各号に定めるものにより行うものとする。
- (1) 前項第 1 号に掲げる事項 対象銘柄の銘柄コード
 - (2) 同項第 2 号に掲げる事項 対象加入者の加入者口座コード
 - (3) 同項第 3 号に掲げる事項 対象口座に係る加入者口座コード

(発行者に対する振替口座簿記録事項部分情報の通知の取扱い)

第 224 条 規程第 158 条第 7 項第 5 号に規定する規則で定める事項は、対象銘柄が外国人保有制限銘柄であるときの対象加入者が外国人等に該当するか否かの別とする。

2 第 189 条第 2 項の規定は、規程第 158 条第 7 項の通知について準用する。

第 17 節 担保株式等に関する取扱い

(担保株式の届出事項)

第 225 条 規程第 159 条第 2 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 振替元口座の加入者口座コード (担保株式の届出をする加入者が当該振替元口座の加入者である場合を除く。)
 - (2) 振替先口座の加入者口座コード (担保株式の届出をする加入者が当該振替先口座の加入者である場合を除く。)
 - (3) 担保株式の株主である加入者に係る加入者口座コード (振替元口座の加入者が担保株式の株主である場合を除く。)
 - (4) その他機構が定める事項
- 2 機構加入者が規程第 159 条第 1 項の届出をする場合において、次の各号に掲げる事項は、当該各号に定めるものにより示すものとする。この場合において、前項第 1 号から第 3 号までの規定は、機構加入者が行う届出には適用しない。
- (1) 規程第 159 条第 2 項第 1 号に掲げる事項 振替元口座の加入者口座コード
 - (2) 同項第 2 号に掲げる事項 振替先口座の加入者口座コード
 - (3) 同項第 3 号に掲げる事項 担保株式の株主である加入者に係る加入者口座コード
 - (4) 同項第 4 号に掲げる事項 担保株式の銘柄の銘柄コード
- 3 前項の規定は、規程第 159 条第 6 項の規定に基づいて直接口座管理機関が行う同項の通知について準用する。

第 18 節 外国人保有制限銘柄についての期中公表に関する取扱い

(外国人直接保有比率等の公表方法)

第 226 条 規程第 164 条第 1 項の公表は、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用し、機構の使用に係る電子計算機に備えられた情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供する方法によるものとする。

2 規程第 164 条第 1 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 外国人保有制限銘柄の銘柄
- (2) 前号の銘柄の銘柄コード
- (3) 第 1 号の銘柄の振替株式についての機構の備える振替口座簿に記載されている数
- (4) 同号の銘柄についての外国人直接保有株式総数
- (5) 前号の数の第 3 号の数に対する割合
- (6) その他機構が定める事項

(直接口座管理機関による報告)

第 227 条 規程第 165 条第 1 項に規定する規則で定める者は、申出省略機構加入者(同第 119 条の規定に基づいて特別株主管理事務を他の機構加入者に再委託しているときは、委託先機構加入者)であって直接口座管理機関でないものとする。

2 規程第 165 条第 1 項に規定する規則で定める当該銘柄の振替株式の数は、特別株主管理簿に準ずる帳簿に記載又は記録がされている当該銘柄の振替株式の数とする。

第 19 節 配当金に関する取扱い

(株式数比例配分方式の取扱いに関する申請)

第 228 条 規程第 166 条第 1 項及び第 7 項の届出は、書面により行わなければならない。

2 規程第 166 条第 1 項に規定する規則で定めるものは、会社法第 453 条の剰余金の配当その他機構が定めるものをいう。

3 規程第 166 条第 2 項第 2 号に規定する規則で定める事項は、口座管理機関配当金受領口座に係る金融機関の名称、金融機関番号、店名、店番号、預金種別、口座番号及び口座名義人の氏名又は名称とする。

4 規程第 166 条第 4 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 株式数比例配分方式非取扱機関の名称
- (2) 株式数比例配分方式非取扱機関の口座管理機関コード
- (3) 規程第 166 条第 1 項の届出に係る顧客口の機構加入者コード又は顧客口所在コード
- (4) 機構が規程第 166 条第 1 項又は第 7 項の届出を受理した日

- 5 規程第 166 条第 7 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 規程第 166 条第 6 項に規定する再委託を行う旨
 - (2) 再委託先の名称
 - (3) 再委託先の住所
 - (4) 再委託先が他の口座管理機関である場合には、その旨
 - (5) 口座管理機関配当金受領口座に代わる再委託先の金融機関預金口座に係る金融機関の名称、金融機関番号、店名、店番号、預金種別、口座番号及び口座名義人の氏名又は名称
 - (6) その他機構が定める事項

(株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座の利用可否に係る届出の方法)

第 229 条 規程第 167 条第 1 項の届出は、書面により行わなければならない。

2 規程第 167 条第 2 項の通知は、Target 保振サイトにより行う。

(配当金振込指定の取次ぎ事項)

第 230 条 規程第 168 条第 3 項第 2 号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- (1) 振込先口座が金融機関預金口座である場合 次に掲げる事項
 - イ 振込先口座に係る金融機関の名称、店名、預金種別及び口座番号
 - ロ 振込先口座の口座名義人の氏名又は名称
 - ハ その他機構が定める事項
 - (2) 振込先口座が株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座である場合 次に掲げる事項
 - イ 通帳記号
 - ロ 通帳番号
 - ハ 通帳名義人の氏名又は名称
 - ニ その他機構が定める事項
- 2 規程第 168 条第 3 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、登録配当金受領口座として指定する金融機関預金口座についての前項第 1 号に掲げる事項とする。
- 3 規程第 168 条第 4 項により機構加入者が同条第 1 項の配当金振込指定の取次ぎの請求をする場合(配当金振込指定の単純取次ぎを請求する場合に限る。)において、次の各号に掲げる事項の通知は、当該各号に定めるものにより行うものとする。
- (1) 同条第 3 項第 1 号に掲げる事項 機構加入者口座に係る加入者口座コード
 - (2) 第 1 項第 1 号イの金融機関の名称及び店名 金融機関番号及び店番号
- 4 規程第 168 条第 8 項に規定する規則で定める場合は、加入者が他の加入者に対して担保株式の差入れを行っている場合であって、当該担保株式に係る株主の情報として、加

入者の口座に係る加入者口座コードが利用されている場合とする。

- 5 規程第 168 条第 11 項の通知において、次の各号に掲げる事項の通知は、当該各号に定めるものにより行うものとする。
 - (1) 同項第 1 号に掲げる事項 同号の銘柄の銘柄コード
 - (2) 同項第 2 号に掲げる事項 同号の加入者に係る加入者口座コード
- 6 規程第 168 条第 11 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる配当金振込指定の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 配当金振込指定の単純取次ぎ 振込先口座に係る第 1 項各号に掲げる事項
 - (2) 登録配当金受領口座方式 登録配当金受領口座方式に係る第 1 項第 1 号に掲げる事項
- 7 規程第 168 条第 11 項の通知において、第 1 項第 1 号イの金融機関の名称及び店名の通知は、その金融機関番号及び店番号の通知により行うものとする。
- 8 規程第 168 条第 11 項第 5 号に規定する規則で定める事項は、振込先口座の名義人が加入者本人であるか否かの別その他の機構が定める事項とする。

(発行者への通知の時期等)

- 第 231 条 規程第 168 条第 12 項の発行者に対する通知の時期は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。
- (1) 配当金振込指定の単純取次ぎ 機構が直接口座管理機関から規程第 168 条第 11 項の通知又は機構加入者から同条第 1 項の配当金振込指定の取次ぎの請求を受けた日の翌営業日
 - (2) 登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式 規程第 149 条の規定による総株主通知又は同第 150 条の規定による通知を行う日
- 2 規程第 168 条第 12 項第 2 号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる配当金振込指定の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 配当金振込指定の単純取次ぎ 振込先口座に係る前条第 1 項各号に掲げる事項
 - (2) 登録配当金受領口座方式 登録配当金受領口座に係る前条第 1 項第 1 号に掲げる事項
 - 3 規程第 168 条第 12 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 配当金振込指定を行う加入者に係る株主等照会コード
 - (2) 配当金振込指定の対象となる銘柄の銘柄コード
 - (3) 配当金振込指定を行う加入者から規程第 33 条第 1 項の代理人等の届出の取次ぎの請求を受けているときは、次のイ及びロに掲げる区分に応じてそれぞれに掲げる事項
イ 法人又は加入者の口座が共有に属する場合の代表者の届出の取次ぎ 代表者の役職名及び氏名
ロ 代理人の届出の取次ぎ 代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であ

るときは、その代表者の役職名及び氏名

(4) その他機構が定める事項

(配当金支払予定額の通知期限)

第 232 条 規程第 170 条第 1 項に規定する規則で定める日は、発行者の定める配当金支払開始日の 4 営業日前の日とする。

2 規程第 170 条第 1 項の通知において、次の各号に掲げる事項の通知は、当該各号に定めるものにより行うものとする。

(1) 同項第 2 号に掲げる事項 同号の銘柄の銘柄コード

(2) 同項第 3 号に掲げる事項 同号の株主の株主等照会コード

(配当金受払予定額の算出)

第 233 条 機構は、規程第 170 条第 2 項の配当金受払予定額の算出に際しては、同条第 1 項第 3 号の株主の口座 (配当に係る基準日において配当金の支払いの対象となる銘柄を記載又は記録していたもの又は当該株主が他の加入者に対して担保株式の差入れを行っていた場合であって、当該担保株式に係る株主の情報として、当該株主の口座に係る加入者口座コードが利用されていたものに限る。) を株式数比例配分方式を利用して配当金を受領する株主の口座 (次項において「配分口座」という。) として定める。

2 一の株主について前項の配分口座が複数あるときは、当該株主に係る配当金支払予定額を配当に係る基準日における当該加入者の各配分口座に係る振替株式の数により按分して算出した額を配分口座の直近上位機関の顧客口ごとに合計した金額を配当金受払予定額とする。

3 規程第 170 条第 2 項において、同項第 2 号に掲げる事項の通知は、同号の銘柄の銘柄コードにより行うものとする。

(配当金受払予定額に関する通知事項)

第 234 条 規程第 170 条第 2 項第 3 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 金融機関番号、店番号、預金種別及び口座番号

(2) 口座名義人の氏名又は名称

2 規程第 170 条第 2 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 株主の氏名又は名称及び住所

(2) 株主の受領すべき配当金の口座管理機関配当金受領口座ごとの金額

3 前項第 1 号に掲げる事項の通知は、同号の株主の株主等照会コードにより行うものとする。

(配当金入金予定額データの通知日)

第 235 条 規程第 170 条第 3 項の規則で定める日は、配当金支払開始日の 3 営業日前の日とする。

2 規程第 170 条第 3 項の通知において、次の各号に掲げる事項の通知は、当該各号に定めるものにより行うものとする。

(1) 同項第 2 号に掲げる事項 同号の銘柄の銘柄コード

(2) 同項第 3 号に掲げる事項 同号の株主の加入者口座コード

3 規程第 170 条第 3 項第 6 号の規則で定める事項は、同項第 3 号の株主の保有する振替株式が担保株式として他の加入者の口座に記載又は記録されている場合の当該他の加入者の口座の加入者口座コードとする。

第 20 節 振替株式の取扱廃止時の取扱い

(取扱廃止時の記載又は記録を抹消する時期)

第 236 条 規程第 171 条に規定する記載又は記録の抹消は、取扱廃止日の業務開始時に行うものとする。

第 21 節 振替株式の内容の提供

(振替株式の内容の提供方法)

第 237 条 規程第 172 条に規定する規則で定める方法は、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用し、機構の使用に係る電子計算機に備えられた情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供する方法によるものとする。

2 規程第 172 条第 3 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 同第 52 条第 10 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事項

(2) 同項第 1 号の振替株式に係る株式の内容

第 3 章 振替新株予約権付社債の振替等に関する取扱い

第 1 節 振替口座簿とその記録事項等

(加入者口座コードの記載又は記録)

第 238 条 規程第 173 条第 2 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、同号の新株予約権付社債権者の加入者口座コードとする。

2 規程第 173 条第 2 項第 10 号に規定する規則で定める者は、同号の権利の移転を受けた加入者と同一の者とする。

3 規程第 173 条第 2 項第 11 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 同項第 1 号の加入者の加入者口座コード
- (2) 同項第 2 号の振替新株予約権付社債の銘柄コード
- 4 規程第 173 条第 3 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、同項第 2 号の振替新株予約権付社債の銘柄コードとする。
- 5 規程第 173 条第 4 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、同項第 2 号の振替新株予約権付社債の銘柄コードとする。

(機構加入者による信託の記録等の申請方法)

第 239 条 機構加入者が機構に対して信託の記録の申請を行う場合には、規程第 175 条第 2 項各号に掲げる事項の提示は、次に掲げる事項の提示により行うものとする。

- (1) 同項第 1 号の受託者の口座の機構加入者コード
- (2) 同項第 2 号の振替新株予約権付社債の銘柄コード及び数
- 2 機構加入者が機構に対して信託の記録の抹消の申請を行う場合には、規程第 176 条第 2 項各号に掲げる事項の提示は、次に掲げる事項の提示により行うものとする。
 - (1) 同項第 1 号の受託者の口座の機構加入者コード
 - (2) 同項第 2 号の振替新株予約権付社債の銘柄コード及び数

第 2 節 銘柄情報に関する取扱い

(銘柄情報の通知事項)

第 240 条 規程第 178 条第 1 項に規定する通知は、次に掲げる日に行うものとする。

- (1) 振替新株予約権付社債が上場新株予約権付社債 (規程第 6 条第 5 号に掲げる新株予約権付社債をいう。以下この章において同じ。) に該当する場合 (第 3 号に該当する場合を除く。) 発行者が当該振替新株予約権付社債の発行条件を決定した日 (以下この章において「条件決定日」という。) の翌営業日
- (2) 振替新株予約権付社債が総額買取型新株予約権付社債に該当する場合 (次号に該当する場合を除く。) 条件決定日の翌営業日 (発行者が当該振替新株予約権付社債の発行を決定した日 (以下この章において「発行決議日」という。) に発行条件を決定した場合には、当該発行決議日の翌営業日から起算して 5 営業日後の日)
- (3) 振替新株予約権付社債が規程第 218 条第 1 項第 4 号の取得対価銘柄、同第 223 条第 1 項第 2 号の割当銘柄又は同第 225 条第 1 項第 1 号の合併等対価銘柄として、発行者が加入者に対して交付するものに該当する場合 機構が別に定める日
- 2 規程第 178 条第 1 項第 15 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 振替新株予約権付社債の銘柄コード
 - (2) 振替新株予約権付社債の ISIN コード (国際標準化機構が定めた規格 IS06166 に基づく証券系コードであって、証券コード協議会がその権限に基づき体系的に付番して

いるものをいう。以下この章において同じ。)

- (3) 発行者の略称
- (4) 振替新株予約権付社債の銘柄の回号
- (5) 上場新株予約権付社債に該当するか否かの別及び上場新株予約権付社債に該当する場合には、上場されている金融商品取引所
- (6) 振替新株予約権付社債に保証が付されているときは、その旨及びその内容
- (7) 振替新株予約権付社債が担保付社債信託法(明治38年法律第52号)第24条第2項において準用する同条第1項の担保付社債その他の担保権の設定がされたものであるときは、その旨及びその内容(担保付社債であるときは、同法第24条第1項第1号から第4号までに掲げる事項を含む。)
- (8) 振替新株予約権付社債に劣後特約が付されているときは、その旨
- (9) 振替新株予約権付社債に責任財産限定特約が付されているときは、その旨
- (10) 振替新株予約権付社債に会社法第676条第11号に掲げる事項の定めがあるときは、その旨
- (11) 発行代理人の代理人コード
- (12) 支払代理人の代理人コード
- (13) 資金決済会社コード(振替新株予約権付社債の発行者が資金決済会社を定めた場合における当該資金決済会社のものに限る。)
- (14) 振替新株予約権付社債が機構関与銘柄であるか機構非関与銘柄であるかの別
- (15) 個別承認方式の採用の有無(振替新株予約権付社債が機構関与銘柄である場合に限る。)
- (16) 償還期日、繰上償還期日又は利払期日が規程第4条に規定する休業日に該当する場合の取扱いに関する事項
- (17) 償還期日直前の利払期日における利払いの有無
- (18) 1円あたりの利子額(振替新株予約権付社債の銘柄の発行条件に従って、1円単位の利金計算により得られた値(小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にあっては、これを切捨てるものとする。))をいう。以下この章において同じ。)
- (19) 振替新株予約権付社債がコールオプションの付されたものであるときは、コールオプションの行使に伴う繰上償還に係る事項
- (20) 振替新株予約権付社債がプットオプションの付されたものであるときは、プットオプションの行使に伴う繰上償還に係る事項
- (21) 繰上償還期日
- (22) 繰上償還に係る償還価額
- (23) 新株予約権の行使価額
- (24) 行使請求受付場所
- (25) 振替新株予約権付社債に取得条項が付されているときは、その旨

- (26) 取得条項に係る取得日
 - (27) 取得対価の種類
 - (28) その他機構が定める事項
- 3 規程第 178 条第 1 項の規定により銘柄情報の通知をした発行代理人は、機構に対し、第 1 項各号に規定する日に振替新株予約権付社債に係る発行要項（振替新株予約権付社債の銘柄に関する発行条件を記載するものをいう。以下この章において同じ。）を提出しなければならない。

第 3 節 新規記録手続

（取扱開始時の新規記録通知をする時期）

第 241 条 規程第 180 条第 1 項に規定する通知は、発行代理人が機構から同第 178 条第 2 項の通知を受けた日の翌営業日から払込期日の 2 営業日前までに行うものとする。

（新規記録通知事項）

第 242 条 規程第 180 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項の通知は、次に掲げる事項の通知により行うものとする。

- (1) 当該発行に係る振替新株予約権付社債の銘柄コード
 - (2) 引受証券会社の新規記録すべき口座に係る機構加入者コード
 - (3) 送信者リファレンスナンバー（通知を特定するための所定の番号をいう。以下この章において同じ。）
- 2 規程第 180 条第 1 項第 9 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 前項各号に掲げる事項
 - (2) 払込期日
 - (3) その他機構が定める事項
- 3 規程第 180 条第 2 項の通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間に行うものとする。
- (1) 新規記録する銘柄が上場新株予約権付社債の場合 募集開始日から発行代理人が同第 180 条第 1 項に規定する新規記録通知を機構に通知する日の前営業日まで
 - (2) 新規記録する銘柄が総額買取型新株予約権付社債の場合 機構から同第 178 条第 2 項の通知を受けた日の翌営業日から発行代理人が同第 180 条第 1 項の新規記録通知を機構に通知する日の前営業日まで
- 4 規程第 180 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項の通知は、次に掲げる事項の通知により行うものとする。
- (1) 当該発行に係る振替新株予約権付社債の銘柄コード
 - (2) 送信者リファレンスナンバー

- 5 規程第 180 条第 3 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 払込期日
 - (2) 当該新株予約権付社債の発行代理人の代理人コード
 - (3) 引受証券会社の新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード
 - (4) その他機構が定める事項
- 6 規程第 180 条第 4 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 当該発行に係る新株予約権付社債の銘柄コード
 - (2) その他機構が定める事項

(発行時 D V P 方式の要件等)

- 第 243 条 規程第 181 条第 1 項に規定する規則で定める要件は、次に掲げるものとする。
- (1) 発行時 D V P 引受証券会社及び発行代理人が機構の決済照合利用者であること。
 - (2) 発行時 D V P 方式に係る日本銀行における資金決済を行う者が資金決済会社であること。
 - (3) 発行時 D V P 引受証券会社の資金決済会社と発行代理人の資金決済会社が同一の者でないこと。
- 2 規程第 181 条第 2 項に規定する通知は、機構の決済照合システムを利用して行うものとする。
- 3 規程第 181 条第 2 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 当該発行に係る振替新株予約権付社債の銘柄コード
 - (2) 払込みすべき金額
 - (3) 払込期日
 - (4) 当該新株予約権付社債の発行代理人の代理人コード
 - (5) 発行代理人の資金決済会社の資金決済会社コード
 - (6) 引受証券会社の新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード
 - (7) 引受証券会社の資金決済会社の資金決済会社コード
 - (8) 送信者リファレンスナンバー
 - (9) その他機構が定める事項
- 4 規程第 181 条第 8 項、第 9 項及び第 13 項に規定する規則で定める事項は、前項各号に掲げる事項とする。

第 4 節 振替手続

第 1 款 振替の申請及び振替口座簿への記録等

(振替申請事項)

第 244 条 規程第 182 条第 3 項第 4 号の振替先口座は、その加入者口座コードにより示すものとする。

2 規程第 182 条第 3 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、同号の新株予約権付社債権者の加入者口座コードとする。

3 規程第 182 条第 4 項第 4 号八に規定する規則で定める事項は、同号口の新株予約権付社債権者の加入者口座コードとする。

(振替先口座等の照会に対する回答事項)

第 245 条 規程第 185 条第 6 項及び第 7 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 振替元口座に係る加入者口座コード

(2) 振替先口座に係る加入者口座コード

(3) 前号の加入者口座コードに係る加入者口座情報の機構への登録の有無

(4) 第 1 号の口座の加入者の氏名又は名称

(5) 同号の口座が特別口座である場合にはその旨 (同条第 6 項の場合に限る。)

(6) 第 2 号の口座の加入者の氏名又は名称

(7) 第 1 号の口座に係る加入者口座コードを新株予約権付社債権者の加入者口座コードとする担保株式の届出の有無 (同条第 6 項の場合に限る。)

(8) その他機構が定める事項

第 2 款 機構における振替手続の特例

(機構への振替請求手続)

第 246 条 規程第 186 条第 1 項に規定する規則で定める振替請求は別表 4 に定めるものとし、その処理時限その他の取扱いは、同表に定めるところによるものとする。

2 機構加入者は、機構が定めるところにより、決済照合システムによる決済条件の照合結果により直接に機構へ振替請求することができるものとする。

(担保新株予約権付社債の届出の処理)

第 247 条 規程第 186 条第 5 項に規定する規則で定める事項は、別表 4 に規定する「振替請求(質権)」において質権の設定又は転質権の設定である旨が示された場合の振替通知事項とする。

(振替口座簿への記録時期)

第 248 条 規程第 186 条第 6 項に規定する記録及び通知は、別表 4 に定める時期に行うものとする。

(振替の一時停止又は解除の申告)

第 249 条 第 187 条に規定する規則で定めるものは、別表 4 に定める「前日振替請求(質権)」、「当日振替請求(質権)」、「前日残高調整請求」、「当日残高調整請求」、「受入予定証券引渡完了請求」、「前日証券担保指定・同解除請求」及び「当日証券担保指定・同解除請求」以外の振替請求とする。

2 機構加入者は、別表 4 に定める「前日振替請求」、「当日振替請求」、「先日付一般振替請求 - 連動」又は「当日一般振替請求 - 連動」に係る振替の処理を一時停止する措置(以下この条において「振替の一時停止」という。)の申告又は当該振替の一時停止の解除時刻の指定をしようとする場合には、機構に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

(1) 「前日振替請求」又は「当日振替請求」と同時に当該申告又は指定をしようとする場合 当該申告又は指定をする旨を明らかにして当該振替請求をする方法として機構の定めるもの

(2) 「前日振替請求」後又は「当日振替請求」後に当該申告又は指定(振替日において当該振替請求に係る振替が振替未了(別表 4 に定める振替未了をいう。以下この節において同じ。)状態となっているもの(以下この節において「振替未了分」という。)に係るものに限る。)をしようとする場合 当該申告又は指定をする旨を明らかにして振替の一時停止の申告をする方法として機構の定めるもの

(3) 「先日付一般振替請求 - 連動」後又は「当日一般振替請求 - 連動」後に当該申告又は指定(振替日に当該申告又は指定をしようとする場合には、振替未了分に係るものに限る。)をしようとする場合 機構の定めるところにより当該申告又は指定をする旨を明らかにして振替の一時停止の申告をする方法

3 機構加入者は、振替の一時停止の解除(前項の指定による場合を除く。以下この項において同じ。)を受けようとする場合は、機構に対し、機構の定めるところにより一時停止の解除の申告をしなければならない。

(日本証券クリアリングからの振替請求)

第 250 条 日本証券クリアリングが規程第 188 条の規定による渡方現物清算参加者の機構加入者口座から日本証券クリアリングの機構加入者口座への振替請求及び日本証券クリアリングの機構加入者口座から受方現物清算参加者の機構加入者口座への振替請求をする方法は、機構が別に定める。

2 日本証券クリアリングが D V P 決済のために前項に規定する日本証券クリアリングの機構加入者口座から受方現物清算参加者の機構加入者口座への振替請求をする場合には、当該振替請求について、日本証券クリアリングが定めるところに従って計算される振替限度内に限ってその全部又は一部の振替を行う旨の条件を付すことができる。

- 3 日本証券クリアリングは、前項に規定する場合には、機構が定めるところにより、機構に対し、当該振替請求の処理のために必要な情報を提供するものとする。

(日本証券クリアリングの渡方現物清算参加者による振替の一時停止又は解除の申告)

第 251 条 渡方現物清算参加者は、前条第 1 項に規定する振替請求について、当該振替請求に係る振替の処理を一時停止する措置(以下この条及び次条において「振替の一時停止」という。)の申告又は当該振替の一時停止の解除時刻の指定をしようとする場合には、機構に対し、振替日前日又は振替日に、当該申告又は指定(振替日に当該申告又は指定をしようとする場合には、当該振替請求に係る振替が未了の状態となっているものに限る。)をする旨を明らかにして振替の一時停止の申告をする方法として機構の定めるものにより行わなければならない。

- 2 渡方現物清算参加者は、振替の一時停止の解除(前項の指定による場合を除く。以下この項において同じ。)を受けようとする場合は、機構に対し、機構の定めるところにより一時停止の解除の申告をしなければならない。

(日本証券クリアリングの振替請求に基づく振替等)

第 252 条 機構は、日本証券クリアリングから規程第 188 条の振替請求を受けた場合には、次の各号に掲げる振替請求の区分に応じ、当該各号に定める時に、渡方現物清算参加者、受方現物清算参加者及び日本証券クリアリングの機構加入者口座に当該振替請求に係る所要の記録をする。

(1) 別表 4 に定める「前日 D V P 振替請求(市場取引)」 振替日の業務開始時

(2) 別表 4 に定める「当日 D V P 振替請求(市場取引)」 振替請求の受付後直ちに

- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に定めるときにおいて当該振替請求に係る減少の記録をすべき口座についての口座残高不足等のために当該振替請求における振替数のうち振り替えられなかった数がある場合又は振替の一時停止の申告を受けている場合には、振替日に限り、当該口座に振替可能な残高が発生した時又は一時停止の申告が解除された時に、渡方現物清算参加者、受方現物清算参加者及び日本証券クリアリングの機構加入者口座に当該振替請求に係る所要の記録をする。

(ほふりクリアリングからの D V P 振替請求)

第 253 条 ほふりクリアリングが規程第 188 条の規定により渡方 D V P 参加者の機構加入者口座からほふりクリアリングの機構加入者口座(以下この節において「D V P 口座」という。)への振替請求(以下この節において「D V P 振替請求」という。)をする方法は、機構が別に定める。

- 2 ほふりクリアリングは、D V P 振替請求をする場合には、当該 D V P 振替請求について、振替実行条件を充足した場合に振替を行う旨の条件を付すことができる。

- 3 ほふりクリアリングは、前項に規定する場合には、機構が定めるところに従い、機構に対し、当該DVP振替請求に基づく処理のために必要な情報を提供するものとする。

(ほふりクリアリングの渡方DVP参加者による振替の一時停止又は解除の申告)

第254条 渡方DVP参加者は、DVP振替請求について、当該振替請求に係る振替の処理を一時停止する措置(以下この条及び次条において「振替の一時停止」という。)の申告又は当該振替の一時停止の解除時刻の指定をしようとする場合には、機構に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行わなければならない。

(1) DVP振替請求と同時に当該申告又は指定をしようとする場合 当該申告又は指定をする旨を明らかにしてほふりクリアリングを経由して振替の一時停止の申告をする方法として機構の定めるもの

(2) DVP振替請求後に当該申告又は指定(振替日に当該申告又は指定をしようとする場合には、振替未了分に係るものに限る。)をしようとする場合 当該申告又は指定をする旨を明らかにして振替の一時停止の申告をする方法として機構の定めるもの

- 2 渡方DVP参加者は、振替の一時停止の解除(前項の指定による場合を除く。以下この項において同じ。)を受けようとする場合は、機構に対し、機構の定めるところにより一時停止の解除の申告をしなければならない。

(DVP振替請求に基づく振替等)

第255条 機構は、ほふりクリアリングからDVP振替請求を受けた場合には、次に掲げる処理をする。

(1) 別表4に定める「先日付DVP振替請求」及び「当日DVP振替請求」(振替日の午前9時前に機構が受けたものに限る。)については振替日の業務開始時に、「当日DVP振替請求」(振替日の午前9時以後に機構が受けたものに限る。)については直ちに、渡方DVP参加者の機構加入者口座及びほふりクリアリングの機構加入者口座及びDVP口座に減少の記録及び増加の記録をする。

(2) 前号の規定にかかわらず、当該DVP振替請求に係る振替実行条件が充足されていない場合には、振替実行条件が充足された時に当該機構加入者口座及びDVP口座に減少の記録及び増加の記録をする。

- 2 機構は、前項第2号に規定するDVP振替請求について振替日の午後2時までに振替実行条件が充足されなかったときは、当該DVP振替請求はなかったものとして取り扱う。

(担保指定証券に係る振替)

第256条 DVP参加者は、その機構加入者口座に記録されている振替新株予約権付社債について、ほふりクリアリングへの担保(以下この節において「担保指定証券」という。)

の差入れを目的とした振替の申請をする場合には、振替日の前営業日又は当日に、別表4に定める「前日証券担保指定請求」又は「当日証券担保指定請求」を機構にしなければならない。

- 2 ほふりクリアリングは、前項の請求によりDVP口座に担保指定証券として記録された振替新株予約権付社債について、前項のDVP参加者からの請求に基づく返還を目的としたDVP参加者の機構加入者口座への振替の申請をする場合には、振替日の前営業日又は当日に、振替請求として、別表4に定める「前日証券担保指定解除請求」又は「当日証券担保指定解除請求」を機構にしなければならない。

(証券振替の完了に係る振替)

第257条 ほふりクリアリングは、清算対象取引の決済に係る振替新株予約権付社債の引渡しのための振替の請求をする場合には、機構が定める方法により、DVP口座に記録されている振替新株予約権付社債について、受方DVP参加者の参加者口座への当日振替請求を機構にしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、ほふりクリアリングは、清算対象取引の決済に係る振替新株予約権付社債の引渡しのための振替の申請を受方DVP参加者からのほふりクリアリングへの請求に基づきする場合には、振替請求として、別表4に定める「受入予定証券引渡完了請求」を機構にしなければならない。

(振替対象証券残高間の振替)

第258条 ほふりクリアリングは、DVP参加者がDVP振替請求を機構に行う際に、併せて、DVP口座から当該DVP振替請求に係る渡方DVP参加者の機構加入者口座への振替の申請をする場合には、機構の定める方法により、所定の振替請求を機構にしなければならない。

- 2 ほふりクリアリングは、DVP参加者が他の機構加入者(ほふりクリアリングを除く。)の口座への振替請求を行った際に、併せて、DVP口座から当該DVP参加者の機構加入者口座への振替の申請をする場合には、機構の定める方法により、所定の振替請求を機構にしなければならない。
- 3 ほふりクリアリングは、前2項に規定する振替請求を行う場合には、当該振替請求につき、ほふりクリアリングが定める条件が充足されたときに、ほふりクリアリングが定めるところに従って計算される振替限度内に限り、機構の備える振替口座簿に当該DVP振替請求に係る所要の記録を行う直前に、前2項に規定する振替請求に係る所要の記録をする旨の条件を付すことができる。この場合において、ほふりクリアリングは、当該振替請求に基づく振替のために必要な情報を、機構が別に定めるところに従い、機構に対して提供するものとする。
- 4 機構は、ほふりクリアリングから第1項後段又は第2項後段の振替請求を受けた場合

には、前項の規定により当該振替請求に付された条件に従い、機構の備える振替口座簿中のDVP口座及び振替先のDVP参加者の機構加入者口座に係る所要の記録をする。この場合において、機構は、当該振替請求について当該条件が充足されていないときは、振替未了として取り扱い、振替未了分について機構が別に定める時刻までに当該条件が充足されなかったときは、当該振替請求はなかったものとして取り扱う。

(区分管理証券)

第259条 機構加入者は、機構に対し、その機構加入者口座(信託口、質権口及び質権信託口を除く。)に記録されている特定の銘柄の振替新株予約権付社債(保有口に記録されているもののうち信託の記録がされているものを除く。以下この条において同じ。)について、区分管理証券(当該口座に記録されている振替新株予約権付社債のうち、振替請求(当該振替請求により減少の記録がされる機構加入者口座の機構加入者が指定金融商品取引清算機関であるものを除く。)に基づき減少の記録をする対象としない振替新株予約権付社債をいう。以下この条において同じ。)の指定の申請(以下この節において「区分管理証券指定申請」という。)及び当該指定の解除の申請(以下この節において「区分管理証券指定解除申請」という。)をすることができる。

- 2 区分管理証券指定申請は、指定をしようとする日(以下この節において「指定日」という。)の前営業日又は当日にしなければならない。
- 3 区分管理証券指定解除申請は、解除をしようとする日(以下この節において「指定解除日」という。)の前営業日又は当日にしなければならない。
- 4 機構は、機構加入者による区分管理証券指定申請を受けた場合には、指定日前営業日の区分管理証券指定申請については指定日の業務開始時に、指定日当日の区分管理証券指定申請については当該申請を受け付けた時に、機構加入者口座において区分管理証券の指定の処理を行い、申請をした機構加入者に対し、その旨を通知する。ただし、区分管理証券指定申請の処理時において当該口座に特定の銘柄の振替新株予約権付社債の指定すべき数の記録がない場合には、当該口座に指定すべき数の残高が発生した時に処理を行うこと(以下この節において当該処理を行うことを「指定未了」という。)とし、指定未了となっている申請分について指定日当日の振替業務終了時まで指定すべき数の残高が発生しなかったときは、当該区分管理証券指定申請はなかったものとする(以下この節において当該申請をなかったものとするを「指定不能」という。)
- 5 機構は、機構加入者による区分管理証券指定解除申請を受けたときは、機構加入者口座において区分管理証券の指定の解除の処理を行い、申請をした機構加入者に対し、その旨を通知する。
- 6 機構は、指定日前日の区分管理証券指定申請について第4項の規定により指定未了として取り扱った場合には、当該申請をした機構加入者に対し、指定日の業務開始時に指定未了の処理の明細を通知する。

- 7 機構は、区分管理証券指定申請について第4項の規定により指定不能として取り扱った場合には、当該申請をした機構加入者に対し、指定日の振替業務終了時に指定不能の処理の明細を通知する。
- 8 機構は、特定の銘柄の振替新株予約権付社債に係る振替制限日においては、当該銘柄の振替新株予約権付社債について区分管理証券の指定又は解除をしないものとする。
- 9 機構加入者は、特定の銘柄の振替新株予約権付社債に係る振替制限日の前営業日までに、当該銘柄の振替新株予約権付社債に係る区分管理証券の全部について、区分管理証券解除申請をしなければならない。

(保留残高)

- 第260条 機構加入者は、機構に対し、その機構加入者口座(信託口、質権口及び質権信託口を除く。)に記録されている又は第4項に規定する処理が行われた後に記録される振替新株予約権付社債(区分管理指定証券及び保有口に記録されているもののうち信託の記録がされているものを除く。)について、振替請求に基づき減少の記録をする対象としない振替新株予約権付社債の総数(以下この節において「保留残高」という。)の設定(保留残高の変更を含む。以下この条において同じ。)の申請(以下この節において「保留残高指定申請」という。)又は当該設定の解除の申請(以下この節において「保留残高指定解除申請」という。)をすることができる。
- 2 保留残高指定申請は、保留残高の設定をしようとする日(以下この節において「保留設定日」という。)の前営業日又は当日にしなければならない。
 - 3 保留残高指定解除申請は、保留残高の解除をしようとする日(以下この節において「設定解除日」という。)の前営業日又は当日にしなければならない。
 - 4 機構は、機構加入者による保留残高指定申請を受けた場合には、保留設定日前営業日の保留残高指定申請については保留設定日の業務開始時及びそれ以降に発生した口座残高について、保留設定日当日の保留残高指定申請については当該申請を受け付けた時点及びそれ以降に発生した口座残高について、当該申請において指定された数量までを保留残高の対象となる口座残高(以下この節において「実保留残高」という。)とする処理を行う。
 - 5 機構は、機構加入者による保留残高指定解除申請を受けた場合には、設定解除日前営業日の保留残高指定解除申請については保留設定日の業務開始時に、設定解除日当日の保留残高指定解除申請については当該請求を受け付けた後直ちに、保留残高の設定の解除をし、解除時点における実保留残高を振替請求に基づき減少の記録をする対象とする処理を行う。
 - 6 機構は、保留残高指定申請に基づき保留残高の設定の処理を行った場合には、当該申請をした機構加入者に対し、保留設定日の前営業日における申請分については保留設定日の業務開始時に、保留設定日の当日における申請分については当該処理を行った後直

ちに、その旨を通知する。

- 7 機構は、保留残高指定解除申請に基づき保留残高の解除の処理を行った場合には、当該申請をした機構加入者に対し、設定解除日の前営業日における申請分については設定解除日の業務開始時に、設定解除日の当日における申請分については当該処理を行った後直ちに、その旨を通知する。
- 8 機構は、特定の銘柄の振替新株予約権付社債に係る振替制限日においては、当該銘柄の振替新株予約権付社債について保留残高の設定又は解除をしないものとする。
- 9 機構加入者は、特定の銘柄の振替新株予約権付社債に係る振替制限日の前営業日までに、当該銘柄に係る保留残高の設定の全部について、保留残高指定解除申請をしなければならない。

(保留残高に係る D V P 参加者の特例)

第 261 条 機構は、D V P 参加者から保留残高指定申請を受けた場合には、前条第 4 項に規定する保留残高に係る処理を行うときに、ほふりクリアリングの業務方法書の定めるところにより、併せて、D V P 口座における口座残高 (当該 D V P 参加者の保留残高指定申請に係る分としてほふりクリアリングが定める残高の範囲に限る。) について、当該申請に係る保留残高と同数の保留残高に係る処理を行う。

- 2 前項に規定する場合において、機構加入者の一の機構加入者口座における実保留残高はついで、D V P 口座における当該口座分の口座残高に係る実保留残高及び当該 D V P 参加者の当該口座における実保留残高は合算してそれぞれの実保留残高として取り扱い、D V P 口座における当該口座分の口座残高及び当該 D V P 参加者の当該口座の間における一方から他方への振替については実保留残高を振替に係る口座残高の対象として当該振替請求に基づき振り替えるべき口座残高として取り扱う。

(プール残高の指定及び解除)

第 262 条 機構は、D V P 参加者による次の各号に掲げる申請を受けた場合であって、当該各号に定める条件が充足されていないことに起因して振替未了又は指定未了 (以下この条において「振替未了等」という。) として取り扱うものがあるときは、当該条件が充足されたときに、当該申請を受けた順に当該申請に係る振替又は指定の処理を行うために、振替対象証券残高から控除すべき残高 (以下この条において「プール残高」という。) を口座ごとに指定する。

- (1) 振替の申請 (D V P 振替請求により行われるものに限る。) 当該振替の申請に付された振替実行条件のうち振替対象証券残高に関するもの以外の条件
- (2) 振替の申請 (前号に掲げるものを除く。) 又は区分管理証券指定申請 当該申請が行われた際に、併せて行われた機構に対する所定の振替の申請に付された条件のうち、振替対象証券残高に関するもの以外の条件

- 2 DVP参加者は、前項各号に掲げる申請のうち同項の規定によりプール残高の指定を受けたもの以外の申請について当該各号に規定する振替対象証券残高に関する条件を充足させるためにプール残高の解除をしようとする場合には、同項各号に掲げる申請に係る振替日又は指定日にプール残高の解除の申請（以下この条において「プール残高解除申請」という。）をしなければならない。
- 3 機構は、プール残高解除申請を受けた場合には、直ちに、当該プール残高解除申請に係る第1項各号に掲げる申請について、同項の規定により指定したプール残高の指定の解除に係る処理を行う。

第3款 振替の制限の取扱い

（振替を制限する日の取扱い）

第263条 規程第189条第1項に規定する特定の銘柄の振替新株予約権付社債の振替制限日として機構が定める日は、次に掲げる日とする。

- （1）機構加入者が当該銘柄について新株予約権付社債数申告をする日
 - （2）前号の新株予約権付社債数申告が新設合併又は株式移転に係るものである場合には、前号に掲げる日の翌日から新設合併効力発生日又は株式移転効力発生日までの各日（新設合併消滅会社又は株式移転完全子会社の振替新株予約権付社債に限る。）
 - （3）元利払期日の前営業日
 - （4）満期償還日
 - （5）繰上償還日（プットオプションが付されている銘柄を有する加入者がプットオプションを行使していない場合を除く。）
 - （6）その他振替をしないことが必要と機構が認める日
- 2 規程第189条第2項に規定する規則で定める場合は、振替をすることがやむを得ないものとして機構があらかじめ認める事由に係る振替制限日（前項第2号から第5号までに掲げる日を除く。）の正午までの振替の申請又は通知の場合とする。

第5節 抹消手続

第1款 一部抹消手続

（一部抹消の申請をする場合）

第264条 規程第190条第1項に規定する規則で定める場合は、同第194条第1項、第209条第2項及び第211条に規定する場合とする。

（一部抹消通知の通知事項）

第 265 条 直接口座管理機関は、規程第 190 条第 4 項に規定する通知を行うに際して、次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 同条第 1 項第 1 号の振替新株予約権付社債の銘柄コード
- (2) 同項第 2 号及び第 4 号に掲げる事項
- (3) 同項第 3 号の一部抹消口座に係る加入者口座コード
- (4) その他機関が定める事項

2 機関加入者が規程第 190 条第 1 項の申請をする場合において機関に示すべき事項は、前項各号に掲げる事項とする。

(一部抹消の記載又は記録をする時期)

第 266 条 規程第 191 条第 1 項に規定する減少の記載又は記録は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期に行うものとする。

- (1) 同第 194 条第 1 項又は第 209 条第 2 項に規定する一部抹消の申請の場合 機関が同第 204 条第 3 項の通知又は同第 205 条第 1 項の通知を受けたとき
- (2) 同第 211 条に規定する一部抹消の申請の場合 次のイ又はロの区分に応じ、イ又はロに定める時期

イ 機関が直接口座管理機関から同第 190 条第 4 項の通知を受けた日又は機関加入者から同条第 1 項の申請を受けた日の翌営業日が同項第 2 号の一部抹消する日である場合 一部抹消する日の業務開始時

ロ 機関が直接口座管理機関から同第 190 条第 4 項の通知を受けた日又は機関加入者から同条第 1 項の申請を受けた日が同項第 2 号の一部抹消する日である場合 機関が当該通知又は申請を受けた後直ちに

第 2 款 全部抹消手続

(全部抹消の通知)

第 267 条 規程第 192 条第 1 項の通知は、同第 12 条の通知その他機関の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第 192 条第 1 項第 2 号の全部抹消する日の 2 週間前までにしなければならない。

(全部抹消の通知の通知事項)

第 268 条 規程第 192 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、全部抹消する事由が取得条項付新株予約権付社債の全部の取得 (取得の対価が振替株式等でない場合に限る。) である場合の取得の対価その他の機関が定める事項とする。

(全部抹消の記載又は記録をする日)

第 269 条 規程第 192 条第 3 項に規定する記載又は記録の抹消は、同項の全部抹消する日の業務開始時に行うものとする。

第 6 節 元利金支払いに係る手続

(日程案内の通知事項)

第 270 条 規程第 196 条第 2 号に掲げる事項の通知は、元利払期日が到来する振替新株予約権付社債の銘柄コードの通知により行うものとする。

2 規程第 196 条第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 同第 197 条の通知の取扱期間
- (2) 同第 198 条の通知の取扱期間
- (3) その他機構が定める事項

(担保受入れに係る申告に係る通知事項)

第 271 条 規程第 197 条の通知は、元利払期日から起算して 4 営業日前の日及び 3 営業日前の日に行うものとする。

2 規程第 197 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項の通知は、次に掲げる事項の通知により行うものとする。

- (1) 担保として受け入れている振替新株予約権付社債の銘柄コード
- (2) 担保受入機構加入者の機構加入者コード
- (3) 担保受入機構加入者に担保を差し入れた他の加入者 (当該他の加入者が機構加入者である場合に限る。) の機構加入者コード
- (4) 担保受入機構加入者に担保を差し入れた他の加入者 (当該他の加入者が機構加入者でない場合に限る。) の上位機関である直接口座管理機関の機構加入者コード

(元利払対象残高の通知に係る通知事項)

第 272 条 規程第 198 条第 1 号及び第 2 号に掲げる事項の通知は、次に掲げる事項の通知により行うものとする。

- (1) 機構加入者コード
- (2) 振替新株予約権付社債の銘柄コード

(課税情報申告に係る通知事項)

第 273 条 規程第 199 条第 1 項の通知は、元利払期日の前営業日に行うものとする。

2 規程第 199 条第 1 項第 1 号に掲げる事項の通知は、課税情報申告の対象となる振替新株予約権付社債が記録された機構加入者口座の機構加入者コードの通知により行うものとする。

3 規程第 199 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の通知は、振替新株予約権付社債の銘柄コードの通知により行うものとする。

(元利金請求額の通知に係る通知事項)

第 274 条 規程第 200 条第 1 号から第 3 号までに掲げる事項の通知は、次に掲げる事項の通知により行うものとする。

- (1) 元利払が支払われる振替新株予約権付社債の銘柄コード
- (2) 支払代理人の代理人コード
- (3) 支払代理人の資金決済会社の資金決済会社コード
- (4) 機構加入者コード
- (5) 機構加入者の資金決済会社の資金決済会社コード

2 規程第 200 条第 5 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 国税額
- (2) その他機構が定める事項

(元利金の支払方法の変更に係る通知事項)

第 275 条 規程第 201 条の通知は、元利払期日の前営業日に行うものとする。

2 規程第 201 条第 2 号に規定する個別承認方式に変更する銘柄の通知は、銘柄の名称及び銘柄コードの通知により行うものとする。

(元利金の支払方法を変更した場合の通知事項)

第 276 条 規程第 202 条第 2 号に規定する個別承認方式に変更された銘柄の通知は、銘柄コードの通知により行うものとする。

(利金の額の算出方法)

第 277 条 規程第 204 条第 1 項に規定する元利金の支払いに係る利金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(1円に満たない端数が生じた場合は切捨てる。)とする。

- (1) 発行者から支払代理人への支払い 振替新株予約権付社債の発行総額(償還済みの額を除く。)に当該新株予約権付社債の1円あたりの利子額を乗じて得た額
- (2) 支払代理人から機構加入者への支払い 機構加入者の口座に記載又は記録がされた振替新株予約権付社債の額に当該新株予約権付社債の1円あたりの利子額を乗じて得た額
- (3) 口座管理機関から加入者への支払い 加入者ごとの振替新株予約権付社債の額に当該振替新株予約権付社債の1円あたりの利子額を乗じて得た額

(権利の放棄)

- 第 278 条 発行者は、前条第 2 号及び第 3 号の規定により加入者にその自己分の利金として支払われた額の総額又は発行要項の定めに従い算出した利金の総額が同条第 1 号に規定する額（以下「発行者支払利金総額」という。）に満たない場合であって、その差額について支払代理人又は加入者に対して返還を請求する権利を取得したときは、当該権利を放棄する。
- 2 口座管理機関は、規程第 25 条に規定する契約（以下「口座開設契約」という。）に付随して、前項の規定による権利放棄の意思表示をその加入者のために受領する権限及び当該権限を上位機関に再委任する権限を当該加入者から取得する。
 - 3 前項の規定により授権を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、当該間接口座管理機関は、口座開設契約に付随して、授権を受けた権限並びに第 1 項の規定による権利放棄の意思表示を自己のために受領する権限及び当該権限を上位機関に再委任する権限を直近上位機関に授権する。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。
 - 4 前 2 項の規定により授権を受けた口座管理機関が機構加入者である場合には、当該機構加入者は、機構加入者口座を開設する際に機構との間で締結する契約（以下「機構加入者口座開設契約」という。）に付随して、授権を受けた権限及び第 1 項の規定による権利放棄の意思表示を自己のために受領する権限を機構に授権する。
 - 5 支払代理人は、第 1 項の規定による権利放棄の意思表示を自己のために受領する権限を機構に授権する。
 - 6 加入者は、前条第 2 号に規定する額の総額が発行者支払利金総額又は発行要項の定めに従い算出した利金の総額に満たない場合であって、その差額について発行者又は支払代理人に対して返還を請求する権利を取得したときは、当該権利を放棄する。
 - 7 発行者及び支払代理人は、前項の規定による権利放棄の意思表示を自己のために受領する権限及び当該権限を下位機関に対して再委任する権限を機構に授権する。この場合において、機構は、機構加入者口座開設契約に付随して、授権を受けた権限を機構加入者に授権する。
 - 8 前項の規定により授権を受けた口座管理機関は、その加入者が口座管理機関である場合は、口座開設契約に付随して、授権を受けた権限を当該口座管理機関に授権する。当該口座管理機関において、その加入者が口座管理機関である場合も同様とする。
 - 9 口座管理機関の加入者は、当該口座管理機関が前条第 3 号の規定により支払った額の総額が前条第 2 号又は第 3 号の規定により当該口座管理機関にその加入者の利金として支払われた額に満たない場合であって、その差額について当該口座管理機関に対して返還する請求する権利を取得したときは、当該権利を放棄する。
 - 10 直接口座管理機関は、その加入者が口座管理機関である場合には、口座開設契約に付随して、前項の規定による権利放棄の意思表示を自己のために受領する権限及び当該権

限を下位機関に対して再委任する権限を当該口座管理機関に授権する。

- 11 前項の規定により授権を受けた口座管理機関は、その加入者が口座管理機関である場合には、口座開設契約に付随して、授権を受けた権限並びに第9項の規定による権利放棄の意思表示を自己のために受領する権限及び当該権限を下位機関に再委任する権限を当該口座管理機関に授権する。当該口座管理機関において、その加入者が口座管理機関である場合も同様とする。

(振替新株予約権付社債の抹消に係る通知事項)

第279条 規程第204条第4項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 決済番号
- (2) 機構加入者コード
- (3) 機構加入者の資金決済会社の資金決済会社コード
- (4) 銘柄コード
- (5) 株主名簿管理人コード
- (6) 支払代理人の代理人コード
- (7) 支払代理人の資金決済会社の資金決済会社コード
- (8) 抹消日
- (9) 抹消する新株予約権付社債の金額
- (10) その他機構が定める事項

(機構非関与銘柄に係る元利金の支払い)

第280条 規程第205条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の通知は、次に掲げる事項の通知により行うものとする。

- (1) 元利金が支払われた振替新株予約権付社債の銘柄コード
- (2) 機構加入者の口座管理機関コード

2 規程第205条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 機構加入者コード
- (2) 抹消した振替新株予約権付社債の銘柄コード
- (3) 支払代理人の代理人コード
- (4) 株主名簿管理人コード
- (5) 抹消日
- (6) 機構加入者の資金決済会社の資金決済会社コード
- (7) 支払代理人の資金決済会社の資金決済会社コード
- (8) その他機構が定める事項

第7節 繰上償還に係る手続

(コールオプションの行使に係る通知事項)

第 281 条 規程第 206 条第 1 項 1 号に掲げる事項の通知は、振替新株予約権付社債の銘柄コード及び ISIN コードの通知により行うものとする。

2 規程第 206 条第 1 項第 5 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 1 円あたりの利子額

(2) その他機構が定める事項

3 規程第 206 条第 2 項に規定する事項の通知は、Target 保振サイトその他により行うものとする。

(プットオプションの決定に係る通知事項)

第 282 条 規程第 208 条第 1 項 1 号に掲げる事項の通知は、振替新株予約権付社債の銘柄コード及び ISIN コードの通知により行うものとする。

2 規程第 208 条第 2 項に規定する事項の通知は、Target 保振サイトその他により行うものとする。

(プットオプションの行使の取次ぎに係る通知事項)

第 283 条 規程第 209 条第 3 項及び第 6 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 機構加入者コード

(2) プットオプションの行使に係る振替新株予約権付社債の銘柄コード

(3) プットオプションの行使に係る振替新株予約権付社債の金額

(4) その他機構が定める事項

2 規程第 209 条第 7 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 支払代理人の代理人コード

(2) プットオプションの行使に係る振替新株予約権付社債の銘柄コード

(3) プットオプションの行使に係る振替新株予約権付社債の金額

(4) その他機構が定める事項

第 8 節 振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に係る手続

(振替新株予約権付社債の新株予約権行使の取次ぎに係る通知事項)

第 284 条 規程第 212 条第 3 項及び第 6 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 機構加入者コード

(2) 新株予約権行使に係る振替新株予約権付社債の銘柄コード

- (3) 新株予約権行使に係る振替新株予約権付社債の金額
 - (4) 新株予約権行使をした加入者の加入者口座コード
 - (5) 単元未満株式同時買取請求の有無
 - (6) 単元未満株式の買取代金、端数償還金及び調整金の振込先の金融機関預金口座に関する次に掲げる事項
 - イ 金融機関番号、店番号、預金種別及び口座番号
 - ロ 口座名義人の氏名又は名称
 - (7) その他機構が定める事項
- 2 規程第 212 条第 7 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 前項第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号に掲げる事項
 - (2) 新株予約権行使請求をした加入者の株主等照会コード
 - (3) その他機構が定める事項

(取次停止期間の取扱い)

第 285 条 規程第 213 条に規定する新株予約権行使請求を取り次がない日として機構が定める日は、次に掲げる日とする。

- (1) 新株予約権行使により交付される振替株式に係る株主確定日及びその前営業日
- (2) 元利払期日の前営業日
- (3) その他機構が必要であると認めた日

(新株予約権行使により交付される振替株式の記載又は記録に係る通知事項)

第 286 条 規程第 214 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項の通知は、次に掲げる事項の通知により行うものとする。

- (1) 加入者の株主等照会コード
 - (2) 振替株式の銘柄コード
- 2 規程第 214 条第 1 項第 10 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 新株予約権行使請求に基づく新規記録である旨
 - (2) その他機構が定める事項
- 3 規程第 214 条第 1 項の通知は、機構から同第 212 条第 7 項の通知を受けた日の翌営業日に行うものとする。
- 4 規程第 214 条第 3 項の通知は、機構が同条第 1 項の通知を受けた日の翌営業日に行うものとする。
- 5 規程第 214 条第 3 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 加入者の加入者口座コード
 - (2) 振替株式の銘柄コード
 - (3) 交付される振替株式の数

(4) その他機構が定める事項

- 6 規程第 214 条第 9 項第 1 号八に規定する規則で定める記載又は記録は、法第 130 条第 2 項第 1 号ホに掲げる事項の記載又は記録とする。
- 7 規程第 214 条第 9 項及び第 10 項に規定する記載又は記録は、機構が同第 212 条第 7 項の通知を受けた日の 2 営業日後の日に行うものとする。

第 9 節 取得条項付新株予約権付社債の取得に係る手続

(全部取得の通知の通知方法等)

第 287 条 規程第 218 条第 1 項の通知は、同第 12 条の通知その他の機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第 218 条第 1 項第 3 号の全部抹消する日の 2 週間前までにしなければならない。

(発行者の通知事項)

- 第 288 条 規程第 218 条第 1 項第 9 号に規定する規則で定める事項は、同項第 8 号の口座が機構加入者の自己口である場合に、所定の振替申請書により振替の申請を行う旨とする。
- 2 規程第 218 条第 2 項に規定する銘柄情報の通知は、第 240 条第 1 項第 3 号に規定する日に行うものとする。

(機構の通知事項)

- 第 289 条 規程第 218 条第 3 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 同条第 1 項各号 (同項第 7 号に掲げる事項を除く。) に掲げる事項 (同項第 6 号に掲げる事項については、同号の口座を開設する口座管理機関に対する通知に限る。)
 - (2) 取得対象銘柄及び取得対価銘柄の銘柄コード

(対価交付比率の特例)

- 第 290 条 規程第 218 条第 6 項第 1 号に規定する規則で定める場合は、当該振替新株予約権付社債の数のうち発行者の自己新株予約権付社債である振替新株予約権付社債の数の場合とする。
- 2 規程第 218 条第 6 項第 1 号に規定する規則で定める比率は零とする。

(直近上位機関への通知事項)

- 第 291 条 規程第 218 条第 8 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 同項第 1 号の加入者の口座に係る加入者口座コード

(2) 同項第 2 号の取得対価銘柄に係る取得対象銘柄の記載又は記録がされていた口座に係る加入者口座コード

(3) 取得対象銘柄の銘柄コード

(直近下位機関への通知事項)

第 292 条 規程第 218 条第 11 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 同項第 1 号の加入者の口座に係る加入者口座コード

(2) 同項第 2 号の増加の記載又は記録をすべき数の取得対価銘柄に係る取得対象銘柄の記載又は記録がされていた口座に係る加入者口座コード

(3) 取得対象銘柄の銘柄コード

(新株予約権付社債数申告の方法)

第 293 条 規程第 218 条第 16 項第 1 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該顧客口の機構加入者コード

(2) 取得対象銘柄の銘柄コード

2 規程第 218 条第 16 項第 2 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該顧客口の機構加入者コード

(2) 取得対象銘柄の銘柄コード

(3) 取得対価銘柄の記載又は記録をすべき口座の加入者の加入者口座コード

(4) 前号の取得対価銘柄の取得対象銘柄が記載又は記録がされていた口座に係る加入者口座コード

3 規程第 218 条第 16 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 当該信託財産名義通知信託口の機構加入者コード

(2) 取得対象銘柄の銘柄コード

(通知する時期)

第 294 条 規程第 218 条第 18 項に規定する直接口座管理機関への通知は、全部抹消する日に行うものとする。

(全部抹消する時期)

第 295 条 規程第 218 条第 21 項に規定する措置及び同条第 22 項に規定する措置は、全部抹消する日の業務開始時に行うものとする。

(自己の振替新株予約権付社債を移転しようとする場合の取扱い)

第 296 条 規程第 219 条第 1 項に規定する振替の申請は、取得条項付新株予約権付社債である振替新株予約権付社債の全部を取得するのと引換えに当該新株予約権付社債権者に対して振替新株予約権付社債を交付するに際し、取得対価銘柄である自己の振替新株予約権付社債を移転しようとするための振替の申請である旨を明らかにしてするものとする。この場合において、振替先口座の提示は省略することができる。

2 規程第 219 条第 2 項第 1 号に掲げる事項の通知は、当該銘柄の銘柄コードの通知により行うものとする。

3 規程第 219 条第 2 項に規定する規則で定める日は、同項の振替日の前営業日から起算して 2 営業日前の日とする。

4 規程第 219 条第 7 項に規定する減少の記載又は記録は、同項の振替日の業務開始時に行うものとする。

(調整新株予約権付社債数の記載又は記録)

第 297 条 規程第 220 条の第 1 項の通知は、同項の振替新株予約権付社債についての記載又は記録の全部の抹消に係る総新株予約権付社債権者通知を行う日にするものとする。

2 規程第 220 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、調整新株予約権付社債数についての効力発生日とする。

3 機構は、規程第 220 条第 1 項の通知をする場合には、同時に、同項の全部抹消する日において口座に増加の記載又は記録がされた数について、当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に通知する。

4 規程第 220 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の通知を受けた口座管理機関が同項の口座を開設した者でないときについて準用する。

5 第 3 項又は前項の規定により通知を受けた口座管理機関は、全部抹消する日においてその加入者の口座に増加の記載又は記録をした数と通知を受けた数に相違がある場合には、通知を受けた内容に従って振替口座簿の記載又は記録の訂正その他の所要の措置を執らなければならない。

(調整新株予約権付社債数の記載又は記録をすべき口座)

第 298 条 規程第 220 条第 2 項に規定する規則で定める口座は、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座とする。

(調整新株予約権付社債数の記載又は記録をする時期)

第 299 条 第 220 条第 5 項に規定する増加の記載又は記録及び同条第 6 項に規定する措置は、調整新株予約権付社債数記録日の業務開始時に行うものとする。

(振替新株予約権又は振替新株予約権付社債を交付する場合)

第 300 条 規程第 222 条第 1 項の規定により振替新株予約権付社債を交付する場合について、規程第 180 条第 2 項から第 4 項までの規定は、適用しない。

- 2 前項の場合において、規程第 180 条第 5 項の規定中「前項の通知」とあるのは、「第 1 項の通知」と読み替えるものとする。
- 3 規程第 222 条第 2 項の規定により振替株式を交付する場合について同条第 1 項の規定を準用する場合において、同項の規定中「第 180 条第 1 項第 3 号」とあるのは、「第 51 条第 1 項第 3 号」と読み替えるものとする。
- 4 規程第 222 条第 2 項の規定により振替新株予約権を交付する場合について同条第 1 項の規定を準用する場合において、同項の規定中「第 180 条第 1 項第 3 号」とあるのは、「第 262 条において読み替えて準用する第 51 条第 1 項第 3 号」と読み替えるものとする。

第 10 節 新株予約権付社債無償割当てに係る手続

(振替新株予約権付社債の無償割当ての通知の通知方法)

第 301 条 規程第 223 条第 1 項に規定する規則で定める場合は、当該振替株式が外国人保有制限銘柄である場合とする。

- 2 規程第 223 条第 1 項の通知は、同第 12 条に規定する通知その他の機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第 223 条第 1 項第 3 号の基準日の 2 週間前までにしなければならない。

(発行者の通知事項)

第 302 条 規程第 223 条第 1 項第 9 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 新株予約権付社債無償割当てに係る手続の日程
- (2) その他機構が定める事項

- 2 規程第 223 条第 2 項に規定する銘柄情報の通知は、第 240 条第 1 項第 3 号に規定する日に行うものとする。

(新株予約権付社債無償割当てについて準用する規定の読替え等)

第 303 条 規程第 223 条第 3 項において新株予約権付社債無償割当てについて同第 80 条第 2 項から第 22 項まで、第 81 条、第 82 条及び第 83 条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 80 条第 5 項、第 13 項、第 15 項、第 20 項及び第	全部抹消する日の前営業日	新株予約権付社債無償割当ての基準日

21 項	全部抹消する日において	新株予約権付社債無償割当ての効力発生日において
第 80 条第 15 項	第 131 条	第 230 条
	第 134 条第 1 項	第 232 条第 2 項において読み替えて準用する第 134 条第 1 項
第 80 条第 22 項	記録の抹消及び増加の記録	増加の記録
第 81 条第 1 項	前条	第 223 条
	全部抹消する日	新株予約権付社債無償割当ての基準日
	取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式の全部を取得するのと引換えにその株主に対して振替株式を交付するに際し、	新株予約権付社債無償割当てによりその株主に対して振替新株予約権付社債を交付するに際し、
	第 53 条	第 182 条
第 82 条第 1 項	第 80 条第 20 項第 1 号イ及び同項第 2 号イ並びに同条第 21 項第 1 号イ、第 2 号、第 3 号イ及び第 4 号イの振替株式についての記載又は記録の全部の抹消に係る総株主報告	第 223 条第 1 項第 3 号の新株予約権付社債無償割当ての基準日に係る総株主報告
	第 80 条第 20 項又は第 21 項の規定により全部抹消する日において	第 223 条第 3 項において読み替えて準用する第 80 条第 20 項又は第 21 項の規定により新株予約権付社債無償割当ての効力発生日において
第 83 条	第 80 条第 1 項前段	第 223 条第 1 項前段
	第 51 条第 1 項の新規記録通知（振替株式を発行する場合に限る。）又は振替の申請（振替株式を移転する場合	第 180 条第 1 項の新規記録通知（振替新株予約権付社債を発行する場合に限る。）又は振替の申請

	に限る。)	(振替新株予約権付社債を移転する場合に限る。)
--	-------	-------------------------

- 2 前項の規定により、振替新株予約権付社債を発行する場合について規程第 83 条の規定を読み替えて準用する場合において、同第 180 条第 2 項から第 4 項までの規定は、適用しない。
- 3 前項の場合において、規程第 180 条第 5 項の規定中「前項の通知」とあるのは、「第 1 項の通知」と読み替えるものとする。
- 4 第 106 条から第 119 条(第 117 条第 2 項を除く。)までの規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

取得対象銘柄	対象銘柄
取得対価銘柄	割当銘柄
新株式数申告	新株予約権付社債数申告
調整株式数	調整新株予約権付社債数
全部抹消する日	新株予約権付社債無償割当ての効力発生日

- 5 第 106 条から第 119 条までの規定を準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 115 条第 1 項	取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式の全部を取得すると引換えに当該株主に対して振替株式を交付するに際し、	新株予約権付社債無償割当てによりその株主に対して振替新株予約権付社債を交付するに際し、
	自己の振替株式	自己の振替新株予約権付社債
第 116 条第 1 項	振替株式についての記載又は記録の全部の抹消に係る総株主通知	新株予約権付社債無償割当ての基準日に係る総株主通知

第 11 節 新株予約権付社債の承継に係る手続

(承継の通知の通知方法等)

- 第 304 条 規程第 225 条第 1 項の通知は、同第 12 条の通知その他の機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第 225 条第 1 項第 4 号の合併等効力発生日の 2 週間前までにしなければならない。

(発行者の通知事項)

第 305 条 規程第 225 条第 1 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 新株予約権付社債の承継に係る手続の日程
- (2) その他機構が定める事項

2 規程第 225 条第 2 項に規定する銘柄情報の通知は、第 240 条第 1 項第 3 号に規定する日に行うものとする。

(機構の通知事項)

第 306 条 規程第 225 条第 3 項に規定する規則で定める事項は、消滅会社等銘柄及び合併等対価銘柄の銘柄コードとする。

(直近上位機関への通知事項)

第 307 条 規程第 225 条第 8 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 同項第 1 号の加入者の口座に係る加入者口座コード
- (2) 同項第 2 号の増加の記載又は記録をすべき数の合併等対価銘柄に係る消滅会社等銘柄の記載又は記録がされていた口座に係る加入者口座コード
- (3) 消滅会社等銘柄の銘柄コード

(直近下位機関への通知事項)

第 308 条 規程第 225 条第 11 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 同項第 1 号の加入者の口座に係る加入者口座コード
- (2) 同項第 2 号の増加の記載又は記録をすべき数の合併等対価銘柄に係る消滅会社等銘柄の記載又は記録がされていた口座に係る加入者口座コード
- (3) 消滅会社等銘柄の銘柄コード

(新株予約権付社債数申告の方法)

第 309 条 規程第 225 条第 16 項第 1 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該顧客口の機構加入者コード
- (2) 消滅会社等銘柄の銘柄コード

2 規程第 225 条第 16 項第 2 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第 4 号の口座に係る当該機構加入者の顧客口の機構加入者コード

- (2) 消滅会社等銘柄の銘柄コード
 - (3) 合併等対価銘柄の記載又は記録をすべき口座の加入者の加入者口座コード
 - (4) 前号の合併等対価銘柄に係る消滅会社等銘柄の記載又は記録がされていた口座に係る加入者口座コード
- 3 規程第 225 条第 16 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 当該信託財産名義通知信託口の機構加入者コード
 - (2) 消滅会社等銘柄の銘柄コード

(通知する時期)

第 310 条 規程第 225 条第 18 項に規定する直接口座管理機関への通知は、合併等効力発生日に行うものとする。

(全部抹消する時期)

第 311 条 規程第 225 条第 21 項に規定する措置及び同条第 22 項に規定する措置は、合併等効力発生日の業務開始時に行うものとする。

(自己の振替新株予約権付社債を移転しようとする場合の取扱い)

第 312 条 規程第 226 条第 1 項に規定する振替の申請は、消滅会社等の新株予約権付社債権者に対して振替新株予約権付社債を交付するに際し、合併等対価銘柄である自己の振替新株予約権付社債を移転しようとするための振替の申請である旨を明らかにしてするものとする。この場合において、振替先口座の提示は省略することができる。

- 2 規程第 226 条第 2 項第 1 号に掲げる事項の通知は、当該銘柄の銘柄コードの通知により行うものとする。
- 3 規程第 226 条第 2 項に規定する規則で定める日は、同項の振替日の前営業日から起算して 2 営業日前の日とする。
- 4 規程第 226 条第 7 項に規定する減少の記載又は記録は、同項の振替日の業務開始時に行うものとする。

(調整新株予約権付社債数の記載又は記録)

第 313 条 規程第 227 条第 1 項の通知は、同項の振替新株予約権付社債についての記載又は記録の全部の抹消に係る総新株予約権付社債権者通知を行う日にするものとする。

- 2 規程第 227 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、調整新株予約権付社債数についての効力発生日とする。
- 3 機構は、規程第 227 条第 1 項の通知をする場合には、同時に、同項の全部抹消する日において口座に増加の記載又は記録がされた数について、当該口座を開設する口座管理機関又はその上位機関である直接口座管理機関に通知する。

- 4 規程第 227 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の通知を受けた口座管理機関が同項の口座を開設した者でないときについて準用する。
- 5 第 3 項又は前項の規定により通知を受けた口座管理機関は、合併等効力発生日においてその加入者の口座に増加の記載又は記録をした数と通知を受けた数に相違がある場合には、通知を受けた内容に従って振替口座簿の記載又は記録の訂正その他の所要の措置を執らなければならない。

(調整新株予約権付社債数の記載又は記録をすべき口座)

第 314 条 規程第 227 条第 2 項に規定する規則で定める口座は、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座とする。

(調整新株予約権付社債数の記載又は記録をする時期)

第 315 条 規程第 227 条第 5 項に規定する増加の記載又は記録及び同条第 6 項に規定する措置は、調整新株予約権付社債数記録日の業務開始時に行うものとする。

(全部抹消の通知の通知方法)

第 316 条 規程第 229 条の全部抹消の通知は、同第 12 条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。この場合において、当該通知は、同第 229 条の合併等効力発生日の 2 週間前までにしなければならない。

第 12 節 信託財産名義の取扱い

(信託財産名義管理簿の記載又は記録事項)

第 317 条 規程第 232 条第 1 項第 1 号に規定する規則で定める事項は、同号の信託口に係る機構加入者コードとする。

- 2 規程第 232 条第 1 項第 5 号に規定する規則で定める事項は、同項第 2 号の信託財産名義に係る加入者口座コードとする。

第 13 節 振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続

(発行総数と振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合)

第 318 条 発行者は、規程第 234 条第 2 項に規定する確認において当該振替新株予約権付社債の発行総数との不整合が生じていることが判明した場合には、直ちに、機構に対し、その旨を連絡しなければならない。

(機構加入者における振替口座簿に記載又は記録をすべき数等についての照合)

第 319 条 機構加入者は、規程第 235 条第 2 項に規定する確認において、その備える振替口座簿に記載又は記録がされている振替新株予約権付社債の数との不整合が生じていることが判明した場合には、直ちに、機構に対し、その旨を通知しなければならない。

2 前項の規定は、間接口座管理機関とその直近上位機関が規程第 236 条に規定する確認において不整合が生じていることが判明した場合の当該間接口座管理機関について準用する。

第 14 節 総新株予約権付社債権者通知に係る手続

(総新株予約権付社債権者通知の通知日)

第 320 条 機構は、規程第 240 条又は第 246 条第 1 項の請求に基づく総新株予約権付社債権者通知を、すべての直接口座管理機関からの同第 244 条第 1 項に規定する総新株予約権付社債権者報告を受けた日の翌営業日に行う。

(総新株予約権付社債権者通知日程案内の通知時期)

第 321 条 機構は、規程第 242 条第 1 項の総新株予約権付社債権者通知日程案内の通知を、原則として、新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して 7 営業日前の日に行う。

2 別表 3 にかかわらず、機構は、必要と認めるときは、総新株予約権付社債権者通知日程案内を、Target 保振サイトにより通知することができる。

(総新株予約権付社債権者通知日程案内の通知事項)

第 322 条 規程第 242 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 規程第 243 条の通知の通知日

(2) 総新株予約権付社債権者報告の機構に対する報告期限

(3) 発行者に対する総新株予約権付社債権者通知の通知日

(4) 新株予約権付社債権者確定日が取得条項付新株予約権付社債の全部取得又は新株予約権付社債の承継に係るものであるときは、次に掲げる事項

イ 直接口座管理機関に対する規程第 220 条第 1 項の通知又は同第 227 条第 1 項の通知の通知日

ロ 調整新株予約権付社債数記録日

ハ 取得対価銘柄又は合併等対価銘柄の銘柄コード

ニ 取得条項付新株予約権付社債の全部取得又は新株予約権付社債の承継の別

ホ 対価交付比率又は割当比率

ヘ 規程第 218 条第 1 項第 2 号の効力発生日又は合併等効力発生日

ト 登記日（新設合併、株式移転又は新設分割の際の新株予約権付社債の承継の場合に限る。）

（５）その他機構が必要と認める事項

（総新株予約権付社債権者報告対象社債数通知日等）

第 323 条 規程第 243 条の通知は、新株予約権付社債権者確定日の翌営業日に行うものとする。

2 規程第 243 条の通知において、同条第 2 号に掲げる事項の通知は、その銘柄コードの通知により行うものとする。

3 規程第 243 条の通知において、同条第 3 号に掲げる事項の通知は、その機構加入者コードの通知により行うものとする。

（総新株予約権付社債権者報告の方法）

第 324 条 直接口座管理機関は、規程第 244 条第 1 項の報告（同第 245 条第 2 項に掲げる事項の報告を除く。）を新株予約権付社債権者確定日の翌営業日から起算して 2 営業日目の日までにしなければならない。

2 規程第 244 条第 1 項の報告において、同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項の報告又は同項第 4 号に掲げる口座の報告は、同項第 1 号及び第 2 号の通知新株予約権付社債権者である新株予約権付社債権者又は同項第 4 号に掲げる口座に係る加入者口座コードの報告により行うものとする。

3 規程第 244 条第 1 項の総新株予約権付社債権者報告において、同項第 3 号に掲げる銘柄の報告は、その銘柄コードの報告により行うものとする。

（総新株予約権付社債権者通知の方法）

第 325 条 機構は、規程第 245 条第 1 項の通知において、次に掲げる事項の通知は、機構が別に定めるところにより行う。

（１）次条第 1 項第 1 号の新株予約権付社債権者の氏名又は名称が、機構が別に定める文字数を超える場合の当該新株予約権付社債権者の氏名又は名称

（２）次条第 1 項第 1 号の新株予約権付社債権者の有する振替新株予約権付社債が複数の者の共有に属する場合の同号の新株予約権付社債権者の住所及び当該新株予約権付社債権者の住所が日本国内に所在するものであるときの同項第 6 号の郵便番号（同項第 5 号イの届出の取次ぎの対象となった代表者に係るものを除く。）

（３）総新株予約権付社債権者通知対象銘柄である振替新株予約権付社債の新株予約権の目的である振替株式が外国人保有制限銘柄である場合において、次条第 1 項第 1 号の新株予約権付社債権者が間接外国人に該当する旨

(総新株予約権付社債権者通知事項)

第 326 条 規程第 245 条第 1 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 通知新株予約権付社債権者である新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 前号の新株予約権付社債権者の株主等照会コード
 - (3) 新株予約権付社債権者確定日において第 1 号の新株予約権付社債権者の有する総新株予約権付社債権者通知対象銘柄の銘柄コード及び数
 - (4) 総新株予約権付社債権者通知対象銘柄である振替新株予約権付社債の新株予約権の目的である振替株式が外国人保有制限銘柄であるときは、第 1 号の新株予約権付社債権者が外国人等に該当するか否かの別
 - (5) 第 1 号の新株予約権付社債権者から規程第 33 条第 1 項の代理人等の届出の取次ぎの請求を受けているときは、次に掲げる事項
 - イ 法人又は加入者の口座が共有に属する場合の代表者の届出の取次ぎ 代表者の役職名及び氏名
 - ロ 代理人等の届出の取次ぎ 代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときは、その代表者の役職名及び氏名
 - ハ 加入者が非居住者である場合の国内連絡先の指定又は変更に係る届出 (前口の代理人の選任に代えて行うものに限る。) の取次ぎ 国内連絡先の住所
 - (6) 第 1 号及び前号若しくはハに規定する住所が日本国内のものであるときは、その郵便番号
 - (7) 通知新株予約権付社債権者が法人である場合には、代表者の役職名及び氏名
 - (8) その他機構が定める事項
- 2 規程第 245 条第 1 項の通知を受けた発行者は、前項第 4 号に掲げる事項について通知を受けた内容が誤りであると認めるときは、機構に対し、加入者口座情報の修正の依頼をしなければならない。
- 3 規程第 32 条第 3 項から第 7 項までの規定は、機構が発行者から前項の依頼を受けたときについて準用する。

(発行者に対抗することができないものの数の通知の方法)

第 327 条 規程第 245 条第 2 項の通知は、機構が別に定めるところにより行う。

(発行者による総新株予約権付社債権者通知請求の方法)

第 328 条 振替新株予約権付社債の発行者は、規程第 246 条第 1 項の総新株予約権付社債権者通知請求を行う場合には、機構に対し、新株予約権付社債権者確定日とする日の前営業日を起算日として 9 営業日前の日までに行わなければならない。

(総新株予約権付社債権者通知請求の際の通知事項)

第 329 条 規程第 246 条第 2 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、発行者に正当な理由が認められない場合として機構が定めるものに該当する事情が存在するか否かの別とする。

(新株予約権付社債権者確定日として指定することができない期間)

第 330 条 規程第 247 条に規定する規則で定める期間は、7 営業日とする。

第 15 節 担保新株予約権付社債に関する取扱い

(担保新株予約権付社債の届出事項)

第 331 条 規程第 248 条第 2 項第 6 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 振替元口座の加入者口座コード(担保新株予約権付社債の届出をする加入者が当該振替元口座の加入者である場合を除く。)
- (2) 振替先口座の加入者口座コード(担保新株予約権付社債の届出をする加入者が当該振替先口座の加入者である場合を除く。)
- (3) 担保新株予約権付社債の新株予約権付社債権者である加入者に係る加入者口座コード(振替元口座の加入者が担保新株予約権付社債の新株予約権付社債権者である場合を除く。)

(4) その他機構が定める事項

2 機構加入者が規程第 248 条第 1 項の届出をする場合において、次の各号に掲げる事項は、当該各号に定めるものにより示すものとする。

- (1) 規程第 248 条第 2 項第 1 号に掲げる事項 振替元口座の加入者口座コード
- (2) 同項第 2 号に掲げる事項 振替先口座の加入者口座コード
- (3) 同項第 3 号に掲げる事項 担保新株予約権付社債の新株予約権付社債権者である加入者に係る加入者口座コード
- (4) 同項第 4 号に掲げる事項 担保新株予約権付社債の銘柄の銘柄コード

3 前項の規定は、規程第 248 条第 6 項の規定に基づいて直接口座管理機関が行う同項の通知について準用する。

第 16 節 社債権者集会における議決権行使等のための証明書の取扱い

(社債権者集会における議決権行使等のための証明書の交付の請求)

第 332 条 規程第 253 条第 3 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 同項第 2 号の銘柄の銘柄コード

- (2) 同項第 3 号の口座の加入者口座コード
- (3) 当該証明書の対象となる機構加入者口座の機構加入者コード
- 2 規程第 253 条第 3 項の請求は、機構の定める書面により行うものとする。

- (証明書の対象となった振替新株予約権付社債の取扱い)
- 第 333 条 規程第 254 条第 4 項に規定する規則で定める事項は、当該証明書の対象となつた機構加入者口座に係る機構加入者コードとする。
- 2 規程第 254 条第 4 項の通知は、機構の定める書面により行うものとする。

- (証明書の返還に係る取扱い)
- 第 334 条 規程第 255 条第 4 項に規定する規則で定める事項は、当該証明書の対象となつた機構加入者口座に係る機構加入者コードとする。
- 2 規程第 255 条第 4 項の通知は、機構の定める書面により行うものとする。

第 17 節 振替新株予約権付社債の取扱廃止時の取扱い

- (新株予約権付社債券の発行請求の取次ぎ)
- 第 335 条 機構加入者が規程第 256 条第 3 項の規定により新株予約権付社債券の発行請求の取次ぎの請求をする場合には、同条第 6 項の通知と併せて行うものとする。
- 2 規程第 256 条第 3 項第 4 号及び第 6 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 同条第 3 項第 3 号の機構加入者の名称及び住所
 - (2) 取扱いを廃止する銘柄の銘柄コード
 - (3) 第 1 号の機構加入者ごとの新株予約権付社債券の発行請求の取次ぎ総額
 - (4) その他機構が定める事項
 - 3 規程第 256 条第 6 項の通知は、直接口座管理機関ごとにその加入者からの発行請求の取次ぎの請求を取りまとめたうえで、機構が定める日までにを行うものとする。
 - 4 規程第 256 条第 6 項の通知は、機構の定める書面により行わなければならない。

- (新株予約権付社債券の発行請求の取次ぎ請求をしなかった新株予約権付社債権者に係る情報の通知)
- 第 336 条 規程第 258 条第 1 項第 4 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 同項第 1 号の加入者の加入者口座コード
 - (2) その他機構が定める事項
 - 2 直接口座管理機関が規程第 258 条第 5 項の通知を行う場合には、同第 256 条第 6 項の

通知と併せて行うものとする。

- 3 規程第 258 条第 5 項の通知は、機構の定める書面により行わなければならない。
- 4 機構が規程第 258 条第 6 項の通知を行う場合には、同第 256 条第 7 項の通知に併せて行うものとする。

(振替新株予約権付社債の取扱廃止に際し発行者から新株予約権付社債券が交付されない場合の新株予約権付社債権者に係る情報の通知)

第 337 条 機構は、規程第 259 条第 1 項に規定する通知を、すべての直接口座管理機関からの同条第 7 項に規定する報告を受けた日の翌営業日に行う。

- 2 機構は、規程第 259 条第 3 項の新株予約権付社債権者情報の通知に係る日程案内の通知を、原則として、新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して 7 営業日前の日に行う。
- 3 別表 3 にかかわらず、機構は、必要と認めるときは、新株予約権付社債権者情報の通知に係る日程案内を、Target 保振サイトにより通知することができる。
- 4 規程第 259 条第 3 項第 3 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 同条第 6 項の通知の通知日
 - (2) 新株予約権付社債権者情報の報告の機構に対する報告期限
 - (3) 発行者に対する新株予約権付社債権者情報の通知の通知日
 - (4) その他機構が必要と認める事項
- 5 規程第 259 条第 6 項の通知は、新株予約権付社債権者確定日の翌営業日に行うものとする。
- 6 規程第 259 条第 6 項の通知において、同項第 2 号に掲げる事項の通知は、その銘柄コードの通知により行うものとする。
- 7 規程第 259 条第 6 項の通知において、同項第 3 号に掲げる事項の通知はその機構加入者コードの通知により行うものとする。
- 8 直接口座管理機関は、規程第 259 条第 7 項の新株予約権付社債権者情報の報告を新株予約権付社債権者確定日の翌営業日から起算して 2 営業日目の日までに行わなければならない。
- 9 規程第 259 条第 7 項の新株予約権付社債権者情報の報告において、同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項の報告又は同項第 4 号に掲げる口座の報告は、同項第 1 号及び第 2 号の通知新株予約権付社債権者である新株予約権付社債権者又は同項第 4 号に掲げる口座に係る加入者口座コードの報告により行うものとする。
- 10 規程第 259 条第 7 項の新株予約権付社債権者情報の報告において、同項第 3 号に掲げる銘柄の報告は、その銘柄コードの報告により行うものとする。
- 11 規程第 259 条第 7 項の報告において、次に掲げる事項の報告は、機構が定めるところにより行う。

- (1) 次項第 1 号の新株予約権付社債権者の氏名又は名称が、機構が別に定める文字数を超える場合の当該新株予約権付社債権者の氏名又は名称
 - (2) 同号の新株予約権付社債権者の有する振替新株予約権付社債が複数の者の共有に属する場合の同項第 1 号の新株予約権付社債権者の住所及び当該新株予約権付社債権者の住所が日本国内に所在するものであるときの同項第 6 号の郵便番号（同項第 5 号イの届出の取次ぎの対象となった代表者に係るものを除く。）
 - (3) 新株予約権付社債権者情報の通知対象銘柄である振替新株予約権付社債の新株予約権の目的である振替株式が外国人保有制限銘柄である場合において、同項第 1 号の新株予約権付社債権者が間接外国人に該当する旨
- 12 規程第 259 条第 9 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 通知新株予約権付社債権者である新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所
 - (2) 前号の新株予約権付社債権者の株主等照会コード
 - (3) 新株予約権付社債権者確定日において第 1 号の新株予約権付社債権者の有する新株予約権付社債権者情報の通知対象銘柄の銘柄コード及び数
 - (4) 新株予約権付社債権者情報の通知対象銘柄である振替新株予約権付社債の新株予約権の目的である振替株式が外国人保有制限銘柄であるときは、第 1 号の新株予約権付社債権者が外国人等に該当するか否かの別
 - (5) 第 1 号の新株予約権付社債権者から規程第 33 条第 1 項の代理人等の届出の取次ぎの請求を受けているときは、次に掲げる事項
 - イ 法人又は加入者の口座が共有に属する場合の代表者の届出の取次ぎ 代表者の役職名及び氏名
 - ロ 代理人等の届出の取次ぎ 代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときは、その代表者の役職名及び氏名
 - (6) 第 1 号及び前号ロに規定する住所が日本国内のものであるときは、その郵便番号
 - (7) その他機構が定める事項
- 13 規程第 259 条第 9 項の通知を受けた発行者は、前項第 4 号に掲げる事項について通知を受けた内容が誤りであると認めるときは、機構に対し、加入者情報の修正の依頼をしなければならない。
- 14 規程第 32 条第 3 項から第 7 項までの規定は、機構が発行者から前項の依頼を受けたときについて準用する。
- 15 規程第 259 条第 10 項の通知は、機構が別に定めるところにより行う。

第 18 節 振替新株予約権付社債の内容の提供

(振替新株予約権付社債の内容の提供)

第 338 条 規程第 261 条に規定する規則で定める方法は、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用し、機構の使用に係る電子計算機に備えられた情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供する方法によるものとする。

2 規程第 261 条第 2 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 規程第 181 条第 8 項第 1 号及び第 3 号に掲げる事項
- (2) 同項第 1 号の振替新株予約権付社債に係る新株予約権付社債の内容

第 4 章 振替新株予約権の振替等に関する取扱い

第 1 節 振替株式に係る規定の準用

(振替新株予約権について準用する規程の規定の読替え)

第 339 条 規程第 262 条において振替新株予約権について同第 3 章第 2 節第 1 款、同節第 2 款第 2 目 (同第 54 条を除く。) 同章第 6 節第 1 款、同章第 8 節及び同章第 15 節の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる語句	読み替える語句
第 42 条第 1 項	法第 131 条第 1 項第 2 号	法第 167 条第 1 項第 2 号
第 42 条第 2 項	法第 150 条第 1 項、第 4 項 若しくは第 6 項又は第 156 条第 3 項	法第 184 条第 3 項又は第 4 項
第 43 条第 1 項第 3 号	第 49 条第 1 項第 10 号又は 第 51 条第 1 項第 10 号	第 262 条において読み替え て準用する第 51 条第 1 項第 10 号
第 46 条第 1 項	第 44 条第 1 項	第 262 条において読み替え て準用する第 44 条第 1 項
第 46 条第 2 項	成立後同意 (法第 130 条第 1 項に規定する成立後同意 をいう。以下同じ。) に係る 法第 131 条第 1 項第 2 号	法第 167 条第 1 項第 2 号
第 47 条	株主、登録株式質権者 (会 社法第 152 条第 1 項の登録 株式質権者をいう。以下同 じ。) 又は特例登録株式質権 者 (会社法第 218 条第 5 項 の規定による請求により請 求により同法第 148 条各号	新株予約権者、質権者 (会 社法第 267 条第 1 項の質権 者をいう。以下この章にお いて同じ。)

	に掲げる事項が株主名簿に記載され、又は記録された者をいう。以下同じ。)	
	法第 131 条第 3 項	法第 167 条第 3 項
第 51 条第 1 項第 8 号	第 1 号の振替株式	第 1 号の振替新株予約権の新株予約権の目的である振替株式
第 51 条第 7 項	第 39 条第 1 項	第 263 条において読み替えて準用する第 175 条第 1 項
第 75 条第 1 項	振替株式の発行者は、 法第 134 条第 1 項	加入者は、 法第 170 条第 1 項
第 141 条第 1 項	法第 144 条 消却された振替株式の数を除く。	法第 178 条 消却され、又は行使された振替新株予約権の数を除く。
第 141 条第 1 項第 2 号	消却された振替株式の数及び発行者が法 159 条第 1 項の規程により同項の通知をすることができない振替株式の数を除く。	消却され、又は行使された振替新株予約権の数を除く。
第 141 条第 2 項	法第 144 条	法第 178 条
第 143 条第 1 項及び第 2 項	第 141 条	第 262 条において読み替えて準用する第 141 条

(準用規定)

第 340 条 第 2 章第 2 節第 1 款 (第 38 条第 1 項第 1 号を除く。)、第 2 款第 2 目 (第 49 条及び第 50 条を除く。)、及び第 6 節第 1 款の規定は、振替新株予約権について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

登録株式質権者又は特例登録株式質権者	質権者
登録株式質権者	質権者
株主	新株予約権者
株式	新株予約権

2 第 2 章の規定を準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規程中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 39 条第 1 項第 1 号	登録株式質権者又は特例登録株式質権者であるときは、特例登録株式質又は登録株式質の別、	質権者であるときは、
第 39 条第 1 項第 2 号	株主名簿に記載又は記録がされている	発行者が知っている
第 40 条第 2 項第 7 号	新規記録すべき銘柄が外国人保有制限銘柄であって加入者が外国人等であるとき	新規記録すべき銘柄の新株予約権の目的である振替株式が外国人保有制限銘柄であって加入者が外国人等であるとき
第 47 条	前営業日から起算して 2 営業日前	前営業日
第 48 条第 5 項	規程第 51 条第 4 項に規定する記載又は記録は、次の各号に掲げる新規記録の種類に応じ、当該各号に定める時に行うものとする。 (1) 第 46 条第 1 号、第 3 号及び第 5 号に掲げる場合 新規記録をすべき日の振替業務終了時 (2) 同条第 2 号、第 4 号及び第 6 号から 9 号までに掲げる場合 新規記録をすべき日の業務開始時	規程第 262 条において読み替えて準用する規程第 51 条第 4 項に規定する記載又は記録は、発行する振替新株予約権の新規記録をすべき日の振替業務終了時に行うものとする。
第 98 条	規程第 86 条及び同第 95 条	規程第 262 条において読み替えて準用する同第 86 条

第 2 節 振替新株予約権付社債に係る規定の準用

(振替新株予約権について準用する規程の規定の読替え)

第 341 条 規程第 263 条において振替新株予約権について同第 4 章第 1 節、同章第 4 節、第 5 節第 2 款、第 10 節 (同第 218 条第 2 項を除く。)、第 12 節 (同第 225 条第 2 項を除く。)、第 13 節、第 14 節、第 16 節、第 17 節、第 19 節及び第 20 節の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
------------	-----------	---------

第 173 条第 2 項	法第 194 条第 3 項第 2 号	法第 165 条第 3 項第 2 号
	この章及び第 288 条	この章
第 175 条第 1 項	第 173 条	第 263 条において読み替えて準用する第 173 条
第 182 条第 4 項第 3 号	法第 194 条第 5 項第 2 号	法第 165 条第 5 項第 2 号
第 183 条第 1 項及び第 2 項並びに第 186 条第 4 項	第 186 条	第 263 条において読み替えて準用する第 186 条
第 184 条第 2 項、第 5 項及び第 186 条第 1 項	第 182 条	第 263 条において読み替えて準用する第 182 条
第 186 条第 3 項	第 183 条	第 263 条において読み替えて準用する第 183 条
	第 184 条	第 263 条において読み替えて準用する第 184 条
	第 174 条	第 263 条において読み替えて準用する第 174 条
第 186 条第 4 項	第 176 条	第 263 条において読み替えて準用する第 176 条
第 186 条第 5 項	第 248 条	第 263 条において読み替えて準用する第 248 条
第 217 条第 1 項及び第 222 条第 1 項	第 180 条	第 262 条において読み替えて準用する第 51 条
第 218 条第 1 項及び第 225 条第 1 項	第 180 条及び第 192 条	第 262 条において読み替えて準用する第 51 条及び第 263 条において読み替えて準用する第 192 条
第 218 条第 6 項、第 220 条第 2 項、第 225 条第 6 項及び第 227 条第 2 項	各社債の金額	新株予約権 1 個
第 218 条第 16 項	第 230 条	第 263 条において読み替えて準用する第 230 条
	第 232 条	第 263 条において読み替えて準用する第 232 条
第 218 条第 24 項	第 220 条	第 263 条において読み替えて準用する第 220 条
第 219 条第 1 項及び第 226 条第 1 項	第 182 条	第 263 条において読み替えて準用する第 182 条

第 220 条第 1 項	第 218 条	第 263 条において読み替えて準用する第 218 条
第 227 条第 1 項	第 225 条	第 263 条において読み替えて準用する第 225 条
第 229 条	第 192 条	第 263 条において読み替えて準用する第 192 条
第 230 条	第 233 条	第 263 条において読み替えて準用する第 233 条
第 234 条第 2 項	償還があったもの、新株予約権の消却及び新株予約権の行使があったものの数を除く。	新株予約権の消却及び新株予約権の行使があったものの数を除く。
第 240 条	第 218 条	第 263 条において読み替えて準用する第 218 条
	法第 218 条第 1 項	法第 186 条第 1 項
第 245 条第 2 項	法第 212 条第 1 項又は第 213 条第 1 項	法第 181 条第 1 項又は第 182 条第 1 項
第 246 条第 1 項	法第 218 条第 5 項	法第 186 条第 5 項
第 246 条第 3 項	第 241 条	第 263 条において読み替えて準用する第 241 条
第 256 条第 1 項	法第 193 条第 2 項	法第 164 条第 2 項
第 258 条第 2 項	第 256 条	第 263 条において読み替えて準用する第 256 条
	社債券	新株予約権証券
第 259 条第 10 項	法第 212 条第 1 項又は第 213 条第 1 項	法第 181 条第 1 項又は第 182 条第 1 項
第 261 条	(1) 第 180 条第 1 項の通知 同項第 7 号に掲げる事項 (2) 第 181 条第 12 項の通知 同条第 2 項の新規記録情報その他規則で定める事項 (3) 第 218 条第 1 項の通知 同項第 7 号に掲げる事項	(1) 第 262 条において読み替えて準用する第 51 条第 1 項の通知 同項第 9 号に掲げる事項 (2) 第 263 条において読み替えて準用する第 218 条第 1 項の通知 同項第 7 号に掲げる事項 (3) 第 263 条において読み替えて準用する第 223 条

	(4) 第 223 条第 1 項の通知 同項第 7 号に掲げる事項 (5) 第 225 条第 1 項の通知 同項第 5 号に掲げる事項	第 1 項の通知 同項第 5 号に掲げる事項 (4) 第 269 条第 1 項の通知 同項第 7 号に掲げる事項
--	--	---

(準用規定)

第 342 条 第 3 章の規定(第 2 節、第 3 節、第 5 節、第 6 節から第 8 節まで、第 10 節、第 11 節及び第 16 節を除く。)は、振替新株予約権について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

新株予約権付社債	新株予約権
新株予約権付社債の新株予約権の目的	新株予約権の目的
振替新株予約権付社債	振替新株予約権
質権新株予約権付社債	質権新株予約権
新株予約権付社債権者	新株予約権者
新株予約権付社債券	新株予約権証券
新株予約権付社債数申告	新株予約権数申告
取得条項付新株予約権付社債	取得条項付新株予約権
自己新株予約権付社債	自己新株予約権
調整新株予約権付社債	調整新株予約権
総新株予約権付社債権者通知	総新株予約権者通知
総新株予約権付社債権者通知対象銘柄	総新株予約権者通知対象銘柄
新株予約権付社債権者確定日	新株予約権者確定日
総新株予約権付社債権者通知請求	総新株予約権者通知請求
担保新株予約権付社債	担保新株予約権

2 第 3 章の規定を準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規程中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 263 条第 1 項	(3) 元利払期日の前営業日 (4) 満期償還日 (5) 繰上償還日(プットオプションが付されている銘柄を有する加入者がプットオプションを行使していない場合を除く。)	(3) その他振替をしないことが必要と機構で認める日
--------------	---	----------------------------

	(6) その他振替をしないことが必要と機構で認める日	
第 263 条第 2 項	前項第 2 号から第 5 号までの日を除く。	前項第 2 号の日を除く。

第 3 節 新株予約権の行使期間満了に伴う抹消手続

(新株予約権の行使期間満了に伴う抹消手続)

第 343 条 規程第 264 条の抹消は、新株予約権の行使期間満了日の振替業務終了時に行うものとする。

第 4 節 新株予約権の行使に関する取扱い

(振替新株予約権の新株予約権行使の取次ぎに係る通知事項)

第 344 条 規程第 265 条第 4 項及び第 7 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 機構加入者コード
 - (2) 新株予約権行使に係る振替新株予約権の銘柄コード
 - (3) 新株予約権行使に係る振替新株予約権の数
 - (4) 新株予約権行使をした加入者の加入者口座コード
 - (5) 払込日
 - (6) 払込金額
 - (7) その他機構が定める事項
- 2 規程第 265 条第 8 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 新株予約権行使に係る銘柄コード
 - (2) 振替新株予約権の数
 - (3) 新株予約権行使請求をした加入者の株主等照会コード
 - (4) 払込金額
 - (5) その他機構が定める事項

(取次停止期間の取扱い)

第 345 条 規程第 266 条に規定する新株予約権行使請求を取り次がない日として機構が定める日は、次に掲げる日とする。

- (1) 新株予約権行使により交付される振替株式に係る株主確定日から起算して 3 営業日前の日から株主確定日まで
- (2) その他機構が必要であると認めた日

(払込金の振込時期)

第 346 条 規程第 267 条第 1 項に規定する払込金の振込みは、機構加入者が機構に対し同第 265 条第 1 項の請求又は同条第 7 項の通知をした日の翌営業日の午前中に行うものとする。

(新株予約権行使により交付される振替株式の記載又は記録に係る通知事項)

第 347 条 規程第 268 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項の通知は、次に掲げる事項の通知により行うものとする。

(1) 加入者の株主等照会コード

(2) 振替株式の銘柄コード

2 規程第 268 条第 1 項の通知は、機構が同第 265 条第 8 項の通知又は請求を受けた日から起算して 3 営業日後の日に行うものとする。

3 規程第 268 条第 3 項の通知は、機構が同条第 1 項の通知を受けた日の翌営業日に行うものとする。

4 規程第 268 条第 3 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 加入者の加入者口座コード

(2) 振替株式の銘柄コード

(3) その他機構が定める事項

5 規程第 268 条第 9 項に規定する記載又は記録は、機構が同第 265 条第 8 項の通知又は請求を受けた日から起算して 4 営業日後の日に行うものとする。

6 規定第 268 条第 9 項第 1 号八に規定する規則で定める記載又は記録は、法第 130 条第 2 項第 1 号ホに掲げる事項の記載又は記録とする。

第 5 節 新株予約権無償割当てに係る手続

(振替新株予約権無償割当ての通知の方法)

第 348 条 規程第 269 条第 1 項に規定する規則で定める場合は、当該振替株式が外国人保有制限銘柄である場合とする。

2 規程第 269 条第 1 項の通知は、同第 12 条に規定する通知その他の機構の定める方法により行うものとする。

(発行者の通知事項)

第 349 条 規程第 269 条第 1 項第 9 号に規定する規則で定める事項は、新株予約権無償割当てに係る手続の日程とする。

(新株予約権無償割当てについて準用する規定の読替え等)

第 350 条 規程第 269 条第 2 項において新株予約権無償割当てについて同第 80 条第 2 項から第 22 項まで、第 81 条、第 82 条及び第 83 条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 80 条第 5 項、第 13 項、 第 15 項、第 20 項及び第 21 項	全部抹消する日の前営業日	新株予約権無償割当ての 基準日
	全部抹消する日において	新株予約権無償割当ての 効力発生日において
第 80 条第 15 項	第 131 条	第 263 条において読み替え て準用する第 232 条第 2 項 において読み替えて準用 する第 134 条第 1 項
	第 134 条第 1 項	第 263 条において読み替え て準用する第 232 条第 1 項
第 80 条第 22 項	記録の抹消及び増加の記録	増加の記録
第 81 条第 1 項	前条	第 269 条
	全部抹消する日	新株予約権無償割当ての 基準日
	取得条項付株式又は全部取 得条項付種類株式である振 替株式の全部を取得するの と引換えにその株主に対し て振替株式を交付するに際 し、	新株予約権無償割当てに よりその株主に対して振 替新株予約権を交付する に際し、
第 53 条	第 263 条において読み替え て準用する第 182 条	
第 83 条	第 51 条第 1 項の新規記録通 知(振替株式を発行する場 合に限る。)又は振替の申請 (振替株式を移転する場 合に限る。)	第 262 条において読み替え て準用する第 51 条第 1 項 の新規記録通知(振替新株 予約権を発行する場合に 限る。)又は振替の申請(振 替新株予約権を移転する 場合に限る。)

2 第 106 条から第 119 条(第 117 条第 2 項を除く。)までの規定は、前項に規定する場合

について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

取得対象銘柄	対象銘柄
取得対価銘柄	割当銘柄
新株式数申告	新株予約権数申告
全部抹消する日	新株予約権無償割当ての効力発生日
調整株式数	調整新株予約権数

- 3 第 106 条から第 119 条までの規定を準用する場合において、第 115 条第 1 項中「取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式の全部を取得するのと引換えに当該株主に対して振替株式を交付するに際し」とあるのは、「新株予約権無償割当てによりその株主に対して振替新株予約権を交付するに際し」と読み替えるものとする。

第 5 章 振替投資口の振替等に関する取扱い

(振替株式についての規定の準用)

第 351 条 規程第 271 条第 1 項において振替投資口について同第 3 章の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 46 条第 1 項	第 44 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 44 条
第 49 条第 6 項及び第 57 条第 3 項	第 159 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 159 条
第 51 条第 7 項及び第 57 条第 3 項	第 39 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 39 条
第 55 条第 2 項及び第 5 項	第 53 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 53 条
第 57 条第 3 項及び第 4 項	第 54 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 54 条
第 57 条第 3 項	第 55 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 55 条
第 57 条第 3 項	第 40 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 40 条
第 57 条第 6 項及び第 128 条第 1 項	第 125 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 125 条
第 87 条第 9 項、第 89 条第 9 項及び第 94 条第 9 項	第 117 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 117 条

項		
第 91 条	第 89 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 89 条
第 91 条、第 94 条第 1 項、第 98 条、第 99 条、第 128 条第 2 項及び第 172 条	第 51 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 51 条
第 97 条及び第 98 条	第 94 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 94 条
第 101 条、第 113 条第 3 項、第 128 条第 4 項、第 136 条第 3 項及び第 144 条第 1 項	第 77 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 77 条
第 113 条第 1 項	第 111 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 111 条
	第 110 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 110 条
第 115 条第 2 項	第 159 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 159 条
第 117 条	第 119 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 119 条
第 122 条	第 120 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 120 条
第 128 条	第 126 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 126 条
第 128 条第 2 項及び第 172 条	第 49 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 49 条
第 136 条第 1 項及び第 137 条第 1 項	第 134 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 134 条
第 136 条第 1 項	第 133 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 133 条
第 143 条	第 141 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 141 条
第 154 条第 8 項	第 160 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 160 条
第 156 条	第 158 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 158 条

第 161 条第 2 項	第 159 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 159 条
第 163 条	第 147 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 147 条
第 172 条	第 52 条	第 271 条第 1 項において読み替えて準用する第 52 条

- 2 第 2 章の規定は、規程第 271 条において振替投資口について同第 3 章の規定を準用する場合について準用する。

第 6 章 協同組織金融機関の振替優先出資の振替等に関する取扱い

(振替株式についての規定の準用)

- 第 352 条 規程第 272 条第 1 項において振替優先出資について同第 3 章の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 43 条第 1 項	第 49 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 49 条
第 46 条第 1 項	第 44 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 44 条
第 49 条第 4 項及び第 51 条第 4 項	第 128 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 128 条
第 49 条第 6 項及び第 51 条第 8 項	第 159 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 159 条
第 51 条第 7 項及び第 57 条第 3 項	第 39 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 39 条
第 55 条第 2 項及び第 5 項	第 53 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 53 条
第 57 条第 3 項及び第 4 項	第 54 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 54 条
第 57 条第 3 項	第 55 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 55 条
第 57 条第 4 項	第 40 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 40 条
第 57 条第 6 項及び第 128 条第 1 項	第 125 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 125 条
第 86 条及び第 95 条	第 75 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 75 条

		み替えて準用する第 75 条
第 89 条第 9 項及び第 94 条第 9 項	第 117 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 117 条
第 91 条	第 89 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 89 条
第 91 条、第 94 条第 1 項、第 98 条、第 99 条、第 128 条第 2 項及び第 172 条	第 51 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 51 条
第 97 条及び第 98 条	第 94 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 94 条
第 101 条、第 113 条第 3 項、第 128 条第 4 項、第 136 条第 3 項及び第 144 条第 1 項	第 77 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 77 条
第 113 条第 1 項	第 111 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 111 条
	第 110 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 110 条
第 115 条第 2 項	第 159 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 159 条
第 117 条	第 119 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 119 条
第 122 条	第 120 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 120 条
第 128 条	第 126 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 126 条
第 128 条第 2 項及び第 172 条	第 49 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 49 条
第 136 条第 1 項及び第 137 条第 1 項	第 134 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 134 条
第 136 条第 1 項	第 133 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 133 条
第 143 条	第 141 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 141 条
第 154 条第 8 項	第 160 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 160 条

第 156 条	第 158 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 158 条
第 161 条第 2 項	第 159 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 159 条
第 163 条	第 147 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 147 条
第 172 条	第 52 条	第 272 条第 1 項において読み替えて準用する第 52 条

2 第 2 章の規定は、規程第 272 条において振替優先出資について同第 3 章の規定を準用する場合について準用する。

第 7 章 振替投資信託受益権の振替等に関する取扱い

(銘柄情報に係る通知)

第 353 条 規程第 275 条の通知は、同第 12 条の通知その他機構の定める方法により行うものとする。

2 規程第 275 条第 17 号に規定する規則で定める事項は、当初一口あたり元本の額とする。

(新規記録通知の通知事項)

第 354 条 規程 276 条において読み替えて準用する第 51 条第 2 項第 2 号に規定する規則で定める事項は、同号の機構加入者の機構加入者コードとする。

(振替株式についての規定の準用)

第 355 条 第 2 章の規定は、規程第 276 条、第 277 条及び第 279 条において振替投資信託受益権について同第 51 条、同第 3 章第 3 節及び同章第 14 節の規定を読み替えて準用する場合について準用する。

(受益者登録の請求の取次ぎ方法)

第 356 条 規程第 283 条第 1 項の受益者登録の請求の取次ぎは、同第 1 章第 16 節第 1 款の総株主通知に準じた方法により行うものとする。

(振替投資信託受益権の内容の公示方法等)

第 357 条 規程第 285 条に規定する規則で定める方法は、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用し、機構の使用に係る電子計算機に備えられた情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供する方法によるものとする。

- 2 規程第 285 条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 振替投資信託受益権の銘柄及び銘柄コード
 - (2) 投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び投資信託受益権の総口数
 - (3) 受託者の商号
 - (4) 委託者指図型投資信託にあっては委託者の商号
 - (5) 最低発行単位口数
 - (6) 委託者非指図型投資信託にあっては、合同して運用する元本の総額及びこれに相当する口数
 - (7) 公募、適格機関投資家私募又は一般投資家私募の別
 - (8) 元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権については、追加信託をすることができる元本の限度額
 - (9) 信託契約期間
 - (10) 信託の元本の償還の時期
 - (11) 信託の収益の分配の時期
 - (12) 信託の元本の償還及び収益の分配の場所
 - (13) 受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払いの方法及び時期
 - (14) 委託者又は受託者が運用の指図に係る権限を委託する場合には、当該委託者又は受託者がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称及び所在の場所
 - (15) 委託者又は受託者が運用の指図に係る権限を委託する場合における委託に係る費用
 - (16) 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合における当該委託の内容
 - (17) 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取又は償還の価額が当該信託の元本を下回る場合においても当該価額を超える価額によっては買取又は償還を行うことはない旨の表示
- イ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 13 条第 2 号イに規定する公社債投資信託
- ロ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 13 条第 2 号ロに規定する親投資信託
- ハ 前イ及びロに掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの
- (18) 上場投資信託受益権の総発行口数
 - (19) その他機構が定める事項

第 8 章 雑則

(口座振替等の処理順位)

第 358 条 機構は、同一銘柄に係る次の各号に掲げる処理については、当該各号に定めるところにより行う。

(1) 一の営業日の業務開始時における別表 5 に掲げる処理、業務開始後における振替未了(第 60 条第 2 項第 2 号(第 351 条第 2 項、第 352 条第 2 項及び第 355 条において準用する場合を含む。))又は第 249 条第 2 項第 2 号(第 342 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。))に規定する振替未了をいう。この条において同じ。)となっている「前日振替請求」、「前日残高調整請求」、「先日付一般振替請求 - 連動」及び「先日付 D V P 振替請求」並びに業務開始後における指定未了(第 71 条第 4 項(第 351 条第 2 項、第 352 条第 2 項及び第 355 条において準用する場合を含む。))又は第 259 条第 4 項(第 342 条第 1 項において読み替えて準用する場合を含む。))に規定する指定未了をいう。この条において同じ。)となっている「前日区分管理証券指定・同解除請求」及び「前日残高保留指定・同解除請求」 別表 5 に定める処理順位で行う。

(2) 前号の営業日に係る「当日振替請求」、「当日残高調整請求」、「当日一般振替請求 - 連動」及び「当日 D V P 振替請求」 同号に規定する振替未了となっている請求及び指定未了となっている請求の処理を終了した後、機構が受け付けた順位で処理をする。

2 前項の規定にかかわらず、機構は、振替実行条件が充足されていないことに起因して振替未了として取り扱っている振替請求については、当該請求について振替未了として取り扱った順位で処理をする。

(振替口座簿記録事項情報提供請求の方法)

第 359 条 機構加入者が機構に対して規程第 287 条第 1 項の請求を行うときは、原則として、第 34 条第 1 項第 4 号ホに規定する方法により行うものとする。

2 規程第 287 条第 4 項の利害関係人が機構に対して同条第 1 項の請求を行うときは、機構に対して所定の請求書を提出しなければならない。

附則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、決済合理化法附則第 1 条本文に規定する同法施行の日から施行する。

(振替口座簿への転記手続)

第 2 条 規程附則第 2 条第 1 項に規定する規則で定める手続については、規程第 18 条(同

条第3項及び第5項を除く。)を準用する。

- 2 規程附則第2条第3項及び第5項の手続については、規程第1章第5節第3款の規定(同第24条第1項から第3項までの規定を除く。)を準用する。
- 3 規程附則第3条第7項に規定する機構に対する通知は、規程第57条第1項の振替請求により行う。

(特定振替株式に係る通知方法)

第3条 規程附則第3条第1項に規定する特定振替株式に係る通知の方法は、機構が別に定める。

- 2 規程附則第3条第2項に規定する報告は、書面により行わなければならない。

(新規記録通知をする時期等)

第4条 規程附則第5条第1項に規定する通知は、特に機構が定める場合を除き、施行日から起算して13営業日目の日にするものとする。

- 2 規程附則第5条第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる事項の通知は、第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項の通知により行うものとする。
- 3 規程附則第5条第1項第10号の新規記録をすべき日は、特に機構が定める場合を除き、施行日から起算して15営業日目の日とする。
- 4 規程附則第5条第1項第11号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 当該振替株式の銘柄コード
 - (2) 同附則第5条第1項第2号の加入者の加入者口座コード
 - (3) 前号の加入者の株主等照会コード
 - (4) 第2号の加入者が登録株式質権者又は特例登録株式質権者であるときは、株主の加入者口座コード
 - (5) 施行日
 - (6) その他機構が定める事項
- 5 規程附則第5条第2項に規定する通知は、特に機構が定める場合を除き、施行日から起算して14営業日目の日にするものとする。
- 6 規程附則第5条第4項に規定する記載又は記録は、新規記録をすべき日の業務開始時に行うものとする。
- 7 第4項第5号の規定により特定発行者が機構に通知する施行日は、規則第48条第2項第2号に定める発行する振替株式の発行の効力が生ずる日とみなす。

(振替株式の内容の提供方法)

第5条 規程附則第6条に規定する規則で定める方法は、インターネットに接続された自

動公衆送信装置を使用し、機構の使用に係る電子計算機に備えられた情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供する方法によるものとする。

(株券喪失登録抹消時の新規記録)

第6条 規則第45条の規定は、特定発行者の振替株式のうち株券喪失登録がされた株券に係るものについて準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

振替株式の発行者	特定発行者
成立後同意に係る振替株式	その振替株式
規程第49条第1項	規程附則第5条第1項

(新株予約権付社債の特例)

第7条 特例新株予約権付社債のうち機構が法第13条第1項に基づき特例新株予約権付社債の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記録又は記載がなされたものについては、振替新株予約権付社債とみなして規則の規定(第337条を除く。)を適用する。

(特例新株予約権付社債の銘柄情報の通知事項)

第8条 規程附則第9条において準用する規程第178条第1項の通知は、機構が別途定める日に行うものとする。

第9条 規則第240条第2項の規定は、特例新株予約権付社債の銘柄情報の通知事項について準用する。この場合において、同条第2項の規定中「振替新株予約権付社債」とあるのは、「特例新株予約権付社債」と読み替えるものとする。

2 特例新株予約権付社債の発行者が、前項の通知を行う場合には、特例新株予約権付社債の銘柄である旨も併せて通知しなければならない。

(特例新株予約権付社債に係る振替受入簿の記録又は記載の申請)

第10条 規程附則第11条第6項及び第7項の申請の取次ぎを行う場合には、あらかじめ、次に掲げる事項について機構と調整したうえで行わなければならない。

- (1) 移行申請日
- (2) 移行申請に係る特例新株予約権付社債券の枚数
- (3) その他機構が定める事項

2 規程附則第11条第6項及び第7項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 同条第3項の特例新株予約権付社債の銘柄コード

- (2) 特例新株予約権付社債の受入先である機構加入者の機構加入者コード
- (3) その他機構が定める事項

(機構による特例新株予約権付社債に係る振替受入簿への記録及び通知)

第 11 条 規程附則第 12 条の通知は、振替受入簿への記録を行った特例新株予約権付社債に係る社債券を発行者に提出することにより行う。

(特例新株予約権付社債に係る振替受入簿の記録又は記載の停止期間)

第 12 条 規程附則第 13 条に規定する特例新株予約権付社債に係る振替受入簿の記録をすることができない日は、次に掲げる日とする。

- (1) 特例新株予約権付社債に係る元利払期日の 5 営業日前の日から元利払期日の前営業日までの各日
- (2) その他必要があると機構が認める日

(特例新株予約権付社債に係る振替口座簿への記録又は記載及び通知)

第 13 条 規程附則第 14 条第 2 項第 2 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 機構加入者コード
- (2) 振替受入簿受入日
- (3) その他機構が定める事項

(特例新株予約権付社債の振替受入簿の閲覧等の方法)

第 14 条 特例新株予約権付社債の特例新株予約権付社債権者及び発行者が、規程附則第 16 条第 1 項の請求を行うときは、所定の請求書を機構に提出しなければならない。

2 前項の請求を行うときは、特例新株予約権付社債の特例新株予約権付社債権者又はその発行者であることを証する書面を提示しなければならない。

(特例新株予約権付社債の内容の提供)

第 15 条 規程附則第 17 条に規定する規則で定める方法は、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用し、機構の使用に係る電子計算機に備えられた情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供する方法によるものとする。

第 16 条 規程附則第 17 条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特例新株予約権付社債の残存総数
- (2) 新株予約権行使価額
- (3) 新株予約権の残存総数

(4) その他発行後に変更があった事項で機構が必要と認める事項

2 特例新株予約権付社債の発行者は、機構が定める日までに前項各号に掲げる事項を所定の書面により通知しなければならない。

(特例新株予約権付社債に係る発行者の同意に関する公告方法)

第 17 条 機構が規程附則第 18 条の規定により行なう公告は、命令附則第 5 条第 3 項で準用する同条第 1 項に定める方法によるものとする。

(施行日において振替投資口となる振替投資口の新規記録手続)

第 18 条 決済合理化法附則第 17 条により施行日において預託投資証券に係る投資口を取得した実質投資主又は同法附則第 15 条第 4 項により投資主名簿に記載された登録投資口質権者は、法第 228 条第 1 項で準用する第 131 条第 1 項第 2 号の通知を、同法附則第 14 条第 1 項又は第 15 条第 2 項の通知により行う。

2 発行者は、投資主又は登録投資口質権者から前項の通知を受けなかった場合には、特別口座の開設の申出(法第 228 条第 1 項で準用する第 131 条第 3 項本文の申出をいう。)をしなければならない。ただし、当該投資主又は登録投資主質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

3 発行者は、機構に対し、振替投資口について、機構の定めるところにより次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 振替投資口の銘柄

(2) 前号の振替投資口の投資主、登録投資口質権者又は特例登録投資口質権者である加入者の氏名又は名称

(3) 前号の加入者のために開設された第 1 号の振替投資口の振替を行うための口座

(4) 加入者ごとの第 1 号の振替投資口の数(次号に掲げるものを除く。)

(5) 加入者が登録投資口質権者又は特例登録投資口質権者であるときは、その旨、加入者ごとの質権の目的である第 1 号の振替投資口の数及び当該数のうち投資主ごとの数

(6) 前号の投資主の氏名又は名称及び住所

(7) 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第 4 号及び第 5 号の数のうち信託財産であるものの数

(8) 第 1 号の振替投資口の総数及び投資口の内容

(9) 新規記録(第 7 項各号に掲げる記載又は記録をいう。以下この条において同じ。)をすべき日として機構の定める日

(10) 新規記録の種類その他機構の定める事項

4 規程附則第 2 条の規定は、第 1 項の規定による通知を行った投資主及び登録投資口質権者の振替投資口に関する振替機関等における振替口座簿への記載又は記録について

準用する。

- 5 第3項の通知があった場合には、機構は、同項第2号の加入者の直近上位機関でないときは、その直近下位機関であって同号の加入者の上位機関であるものに対し、機構の定めるところにより、同項各号（第8号を除く。）に掲げる事項を通知する。
- 6 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 7 第3項又は第5項（前項で準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関等は、第3項第9号の新規記録をすべき日において、機構の定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める記載又は記録をしなければならない。
 - (1) 当該振替機関等が第3項第3号の口座を開設した者である場合 次に掲げる記載又は記録
 - イ 当該口座の保有欄における第3項第2号の加入者（同号の投資主であるものに限る。）に係る同項第4号の数の増加の記載又は記録
 - ロ 当該口座の質権欄における第3項第2号の加入者（同号の登録投資口質権者であるものに限る。）に係る同項第5号の振替投資口の数及び当該数のうち投資主ごとの数の増加の記載又は記録
 - ハ 当該口座の質権欄における第3項第6号に掲げる事項の記載又は記録
 - ニ 当該口座における第3項第7号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録
 - ホ 口の加入者に係る登録投資口質権者管理簿への所要の記載又は記録
 - (2) 当該振替機関等が第3項第3号の口座を開設した者でない場合 その直近下位機関であって同項第2号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口における当該加入者に係る同項第4号の数と同項第5号の振替投資口の数を合計した数の増加の記載又は記録
- 8 機構は、機構加入者口座に前項の記録をしたときは、機構の定めるところにより、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替投資口の発行者に対し、その旨を通知する。

（公示催告手続が行われている投資証券に係る振替投資口の取扱い）

第19条 施行日において公示催告手続（非訟事件手続法第142条に規定する公示催告手続をいう。）が行われている投資証券に係る投資口については、規程附則第7条の規定を準用する。

（施行日において振替優先出資となる振替優先出資の新規記録手続）

第20条 決済合理化法附則第21条により施行日において預託優先出資証券に係る優先出資を取得した実質優先出資者又は同法附則第19条第4項により優先出資者名簿に記載された登録優先出資質権者は、法第235条第1項で準用する第131条第1項第2号の通

知を、同法附則第 18 条第 1 項又は第 19 条第 2 項の通知により行う。

- 2 発行者は、優先出資者又は登録優先出資質権者から前項の通知を受けなかった場合には、特別口座の開設の申出（法第 235 条第 1 項で準用する第 131 条第 3 項本文の申出をいう。）をしなければならない。ただし、当該優先出資者又は登録優先出資質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。
- 3 発行者は、機構に対し、振替優先出資について、機構の定めるところにより次に掲げる事項を通知しなければならない。
 - (1) 振替優先出資の銘柄
 - (2) 前号の振替優先出資の優先出資者、登録優先出資質権者又は特例登録優先出資質権者である加入者の氏名又は名称
 - (3) 前号の加入者のために開設された第 1 号の振替優先出資の振替を行うための口座
 - (4) 加入者ごとの第 1 号の振替優先出資の数（次号に掲げるものを除く。）
 - (5) 加入者が登録優先出資質権者又は特例登録優先出資質権者であるときは、その旨、加入者ごとの質権の目的である第 1 号の振替優先出資の数及び当該数のうち優先出資主ごとの数
 - (6) 前号の優先出資者の氏名又は名称及び住所
 - (7) 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに第 4 号及び第 5 号の数のうち信託財産であるものの数
 - (8) 第 1 号の振替優先出資の総数及び優先出資の内容
 - (9) 新規記録（第 7 項各号に掲げる記載又は記録をいう。以下この条において同じ。）をすべき日として機構の定める日
 - (10) 新規記録の種類その他機構の定める事項
- 4 規程附則第 2 条の規定は、第 1 項の規定による通知を行った優先出資者及び質権者の振替優先出資に関する振替機関等における振替口座簿への記載又は記録について準用する。
- 5 第 3 項の通知があった場合には、機構は、第 3 項第 2 号の加入者の直近上位機関でないときは、その直近下位機関であって同号の加入者の上位機関であるものに対し、機構の定めるところにより、同項各号（第 8 号を除く。）に掲げる事項を通知する。
- 6 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の通知があった場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。
- 7 第 3 項又は第 5 項（前項で準用する場合を含む。）の通知を受けた振替機関等は、第 3 項第 9 号の新規記録をすべき日において、機構の定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める記載又は記録をしなければならない。
 - (1) 当該振替機関等が第 3 項第 3 号の口座を開設した者である場合 次に掲げる記載又は記録
 - イ 当該口座の保有欄における第 3 項第 2 号の加入者（同号の優先出資者であるもの

- に限る。)に係る同項第4号の数の増加の記載又は記録
- ロ 当該口座の質権欄における第3項第2号の加入者(同号の登録優先出資質権者であるものに限る。)に係る同項第5号の振替優先出資の数及び当該数のうち優先出資者ごとの数の増加の記載又は記録
 - ハ 当該口座の質権欄における第3項第6号に掲げる事項の記載又は記録
 - ニ 当該口座における第3項第7号の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録
 - ホ ロの加入者に係る登録優先出資質権者管理簿への所要の記載又は記録
- (2) 当該振替機関等が第3項第3号の口座を開設した者でない場合 その直近下位機関であって同項第2号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口における当該加入者に係る同項第4号の数と同項第5号の振替優先出資の数を合計した数の増加の記載又は記録
- 8 機構は、機構加入者口座に前項の記録をしたときは、機構の定めるところにより、当該機構加入者口座の機構加入者及び振替株式の発行者に対し、その旨を通知する。

(喪失登録が行われている優先出資証券に係る振替優先出資の取扱い)

第21条 施行日において優先出資証券喪失登録(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第31条第2項において読み替えて準用する会社法第223条の優先出資証券喪失登録をいう。)が行われている優先出資証券に係る優先出資については、規程附則第7条の規定を準用する。

(投資信託受益権の特例)

第22条 特例投資信託受益権のうち機構が法第13条第1項の規定に基づき特例投資信託受益権の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記録がされたものについては、振替投資信託受益権とみなして、この規則の規定(第354条及び第357条を除く。)を適用する。

(特例投資信託受益権の銘柄情報の通知事項)

第23条 規則第353条第2項の規定は、規程附則第22条において準用する規程第275条第17号に規定する通知事項について準用する。

2 特例投資信託受益権の発行者は、規程附則第22条において準用する規程第275条の通知を行う場合には、特例投資信託受益権の銘柄である旨も併せて通知しなければならない。

(特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録又は記載の申請方法)

第24条 規程附則第24条第6項及び第7項の申請の取次ぎを行う場合には、あらかじめ、

次に掲げる事項について機構と調整したうえで行なわなければならない。

- (1) 移行申請日
 - (2) 移行申請に係る特例投資信託受益権の受益証券の枚数
 - (3) その他機構が定める事項
- 2 規程附則第 24 条第 6 項及び第 7 項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 同条第 3 項の特例投資信託受益権の銘柄コード
 - (2) 特例投資信託受益権の受入先である機構加入者の機構加入者コード
 - (3) その他機構が定める事項
- 3 規程附則第 24 条第 10 項に規定する規則で定める場合は、法附則第 33 条に基づき、特例投資信託受益権の発行者が、特例加入者から当該申請をすることについて授権を受け、当該特例加入者に代わってこれを行う場合とする。

(機構による特例投資信託受益権に係る振替受入簿への記録及び通知)

第 25 条 規程附則第 25 条の通知は、振替受入簿への記録を行った特例投資信託受益権に係る受益証券を発行者に提出することにより行う。

(特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録又は記載の停止期間)

第 26 条 規程附則第 26 条に規定する特例投資信託受益権に係る振替受入簿の記録をすることができない日は、次に掲げる日とする。

- (1) 特例投資信託受益権に係る信託の計算期間終了日
- (2) その他必要があると機構が認める日

(特例投資信託受益権に係る振替口座簿の記録又は記載及び通知事項)

第 27 条 規程附則第 27 条第 2 項第 2 号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 機構加入者コード
- (2) 振替受入簿受入日
- (3) その他機構が定める事項

(特例投資信託受益権の振替受入簿の閲覧等の方法)

第 28 条 特例投資信託受益権の受益者及び発行者が、規程附則第 29 条第 1 項の請求を行うときは、所定の請求書を機構に提出しなければならない。

2 前項の請求を行うときは、特例投資信託受益権の受益者又はその発行者であることを証する書面を提示しなければならない。

(特例投資信託受益権の内容の公示方法等)

第 29 条 規則第 357 条第 1 項の規定は、規程附則第 30 条に規定する規則で定める方法について準用する。

2 規則第 357 条第 2 項の規定は、規程附則第 30 条に規定する規則で定める事項について準用する。この場合において、規則第 357 条第 2 項の規定中「振替投資信託受益権」とあるのは「特例投資信託受益権」と読み替えるものとする。

(特例投資信託受益権に係る発行者の同意に関する公告方法)

第 30 条 機構が規程附則第 31 条の規定により行う公告は、命令附則第 5 条第 3 項で準用する同条第 1 項に定める方法により行うものとする。

別表 1

1. 株式の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(1) 募集株式の募集事項の決定をした場合(募集株式が振替株式である場合に限る。)	募集株式の募集をする会社	取締役会決議後速やかに
(2) 取得条項付株式の内容として会社が別に定める日の到来を一定事由の発効日とする定め(会社法第107条第2項第3号ロ又は第108条第2項第6号イ)がある場合において取得すべき日を決定した場合又は会社法第107条第2項第3号イの事由が生じた場合であって、当該取得条項付株式の全部を取得するとき(取得条項付株式が振替株式である場合又は取得条項付株式が振替株式でなく取得の対価が振替株式であって対価の交付に際して発行又は移転する場合に限る。)	取得条項付株式の取得をする会社	取締役会決議後速やかに 又は会社法第107条第2項第3号イの事由が生じた後直ちに
(3) 取得条項付株式の一部を取得する定め(会社法第107条第2項第3号ハ又は第108条第2項第6号イ)がある場合における取得すべき株式を決定した場合又は会社法第107条第2項第3号イの事由が生じた場合(取得の対価が振替株式であって対価の交付に際して発行又は移転する場合に限る。)	取得条項付株式の取得をする会社	取締役会決議後速やかに 又は会社法第107条第2項第3号イの事由が生じた後直ちに
(4) 全部取得条項付種類株式の取得を決定した場合(全部取得条項付種類株式が振替株式である場合又は全部取得条項付種類株式が振替株式でなく取得の対価が振替株式であって対価の交付に際して発行又は移転する場合に限る。)	全部取得条項付種類株式の取得をする会社	取締役会決議後速やかに
(5) 自己株式の消却を決定した場合(自己株式が振替株式である場合に限る。)	自己株式の消却をする会社	取締役会決議後速やかに
(6) 株式の併合を決定した場合(併合する株式が振替株式である場合に限る。)	株式併合をする会社	取締役会決議後速やかに
(7) 株式の分割を決定した場合(分割する株式が振替株式である場合に限る。)	株式分割をする会社	取締役会決議後速やかに
(8) 株式無償割当てを決定した場合(株式無償割当てを受ける株式が振替株式である場合又は株式無償割当てを受ける株式が振替株式でなく株式無償割当	株式無償割当てをする会社	取締役会決議後速やかに

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
てする銘柄が振替株式であって株式無償割当てに際して発行又は移転する場合に限る。)		
(9) 吸収合併契約の内容を決定した場合	吸収合併消滅会社となる会社	取締役会決議後速やかに
	吸収合併存続会社となる会社 (吸収合併消滅会社の株式が振替株式でない場合であって吸収合併消滅会社の株主に対し振替株式を発行する場合、又は吸収合併存続会社が吸収合併に際して自己株式を移転しようとする場合に限る。)	取締役会決議後速やかに
(10) 新設合併契約の内容を決定した場合	新設合併消滅会社となる会社	取締役会決議後速やかに
(11) 吸収分割契約の内容を決定した場合 (交付する吸収分割承継会社の株式が振替株式である場合又は吸収分割会社が人的分割類似行為を行う場合に限る。)	吸収分割承継会社となる会社 (吸収分割に際して吸収分割承継会社銘柄を発行する場合に限る。)	取締役会決議後速やかに
	吸収分割会社となる会社 (人的分割類似行為を行う場合に限る。)	取締役会決議後速やかに
(12) 新設分割計画の内容を決定した場合 (交付する新設分割設立会社の株式が振替株式である場合又は新設分割会社が人的分割類似行為を行う場合に限る。)	新設分割会社となる会社	取締役会決議後速やかに
(13) 株式交換契約の内容を決定した場合	株式交換完全子会社となる会社	取締役会決議後速やかに
	株式交換完全親会社となる会社 (株式交換完全子会社の株式が振替株式でない場合であって株式交換完全子会社の株主に対し振替株式を発行する場合、又は株式交換	取締役会決議後速やかに

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
	完全親会社が株式交換に際して自己株式を移転する場合に限る。)	
(14) 株式移転計画の内容を決定した場合	株式移転完全子会社となる会社	取締役会決議後速やかに
(15) 定款又は株式取扱規則の変更を決定した場合	振替株式を発行する会社	取締役会決議後速やかに
(16) 基準日を設定した場合(振替株式に係る基準日となる場合に限る。)	振替株式を発行する会社	取締役会決議後速やかに
(17) 単元未満株式の売渡請求又は取得請求権付株式の取得請求に応じることができないこととなった場合又は応じることができることとなった場合	振替株式を発行する会社	単元未満株式の売渡請求又は取得請求権付株式の取得請求に応じることができないこととなったとき又は応じることができることとなったとき速やかに
(18) 外国人保有制限銘柄となった場合又は外国人保有制限銘柄でなくなった場合	外国人保有制限銘柄を発行する会社	外国人保有制限銘柄となることが判明したとき又は外国人保有制限銘柄でなくなることが判明したとき速やかに
(19) 機構に対する届出事項に変更が生じた場合	振替株式を発行する会社	届出事項に変更が生じたこととなったとき速やかに
(20) 金融商品取引所への上場廃止又は日本証券業協会による指定の取消しの原因となる事実が発生した場合((9)から(11)まで、(13)及び(14)に掲げる場合によるものを除く。)	振替株式を発行する会社	上場廃止の原因となる事実が発生したとき速やかに
(21) 振替株式の無効事由等に関する次に掲げる事実が発生した場合 イ 会社法第210条に規定する株式の発行をやめることの請求があったとき	振替株式を発行する会社	左記の事実が発生したとき速やかに

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
口 振替株式に係る行為の無効の訴え（会社法第 828 条）があったとき ハ 新株発行不存在の訴え（会社法第 829 条）があったとき		
(22) その他機構が別に定める場合	振替株式を発行する会社	機構が別に定めるとき

2. 新株予約権社債の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(1) 募集新株予約権付社債の募集事項の決定をした場合（募集新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合に限る。）及び、その他の事由により振替新株予約権付社債が発行される場合	新株予約権付社債を発行する会社の発行代理人又は支払代理人	会社が振替新株予約権付社債の発行条件を決定した日の翌営業日
	新株予約権付社債を発行する会社	発行決議後、速やかに
(2) 取得条項付新株予約権付社債の内容として会社が別に定める日の到来を一定事由の発効日とする定め（会社法第 236 条第 1 項第 7 号口）がある場合において取得すべき日を決定した場合又は会社法第 236 条第 1 項第 7 号イの事由が生じた場合であって、当該取得条項付新株予約権付社債の全部を取得するとき（取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合又は取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債でなく取得の対価が振替株式等であって対価の交付に際して発行又は移転する場合に限る。）	取得条項付新株予約権付社債の取得をする会社	取締役会決議後速やかに又は会社法第 236 条第 1 項第 7 号イの事由が生じた後直ちに
(3) 取得条項付新株予約権付社債の一部を取得する定め（会社法第 236 条第 1 項第 7 号ハ）がある場合における取得すべき新株予約権付社債を決定した場合又は会社法第 236 条第 1 項第 7 号イの事由が生じた場合（取得の対価が振替株式等であって対価の交付に際して発行又は移転する場合に限る。）	取得条項付新株予約権付社債の取得をする会社	取締役会決議後速やかに又は会社法第 236 条第 1 項第 7 号イの事由が生じた後直ちに
(4) 振替新株予約権付社債の買入消却の実施を決定した場合	買入消却をする会社	買入消却決定後速やかに
(5) 合併、株式交換、株式移転又は会社分割（以下この欄において「合併等」という。）により新株予約権付社債を承継する場合	合併等により新株予約権付社債を承継（抹消）する会社	取締役会決議後速やかに

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
	合併等により承継後の新株予約権付社債を交付する会社	取締役会決議後速やかに
(6) 吸収合併契約の内容を決定した場合(合併の対価として振替新株予約権付社債の発行を決定した場合に限る。)	吸収合併消滅会社である会社	取締役会決議後速やかに
	吸収合併存続会社である会社	取締役会決議後速やかに
(7) 新設合併契約の内容を決定した場合(合併の対価として振替新株予約権付社債の発行を決定した場合に限る。)	新設合併消滅会社である会社	取締役会決議後速やかに
(8) 吸収分割契約の内容を決定した場合(交付する吸収分割承継会社の新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合又は吸収分割に際して吸収分割会社が吸収分割承継会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権付社債を分割会社株主に交付する場合に限る。)	吸収分割承継会社である会社(吸収分割に際して吸収分割承継会社の振替新株予約権付社債を発行する場合に限る。)	取締役会決議後速やかに
	吸収分割会社である会社(吸収分割に際して吸収分割会社が吸収分割承継会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権付社債を分割会社株主に交付する場合に限る。)	取締役会決議後速やかに
(9) 新設分割計画の内容を決定した場合(交付する新設分割設立会社の新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合又は吸収分割に際して新設分割会社が新設設立会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権付社債を新設分割会社株主に交付する場合に限る。)	新設分割会社である会社	取締役会決議後速やかに
(10) 株式交換契約の内容を決定した場合(株式交換の対価として振替新株予約権付社債の発行を決定した場合)	株式交換完全子会社である会社	取締役会決議後速やかに
	株式交換完全親会社である会社	取締役会決議後速やかに
(11) 株式移転計画の内容を決定した場合(株式移転の対価として振替新株予約権付社債の発行を決定した場合)	株式移転完全子会社である会社	取締役会決議後速やかに
(12) コールオプション行使に伴う繰上償還を決定した場合	コールオプション行使に伴い繰上	コールオプションの行使

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
	償還をする会社の支払代理人	決定後速やかに
(13) 新株予約権付社債の無償割当てを決定した場合	新株予約権の無償割当てをする会社	取締役会決議後速やかに
(14) 社債権者集会の召集をする場合	社債権者集会の召集対象となる新株予約権付社債を発行する会社	会社が社債権者集会の召集を決定する場合は、決定後速やかに、社債管理者又は社債権者が社債権者集会の召集をする場合は、会社が社債権者集会の召集を知った後速やかに
(15) 社債管理委託契約の変更をする場合	社債管理委託契約を変更する会社	社債管理委託契約の変更決定後速やかに
(16) 財務代理人の設置又は変更をする場合	財務代理人を設置又は変更する会社	財務代理人の設置又は変更の決定後速やかに
(17) 総額買取型新株予約権付社債の割当先を決定した場合	総額買取型新株予約権付社債を発行する会社	決定後速やかに
(18) 決算期変更に伴う新株予約権行使における調整措置を行う場合	決算期変更に伴い調整措置を行う会社	決算期変更に伴う調整措置の決定後速やかに
(19) 振替新株予約権付社債について期限の利益を喪失した場合	期限の利益を喪失した新株予約権付社債を発行する会社	期限の利益の喪失後速やかに
(20) 振替新株予約権付社債契約に特約された社債権者又は発行者の権利行使に係る条件の成否の確定	振替新株予約権付社債を発行する会社	条件の成否の確定がした後速やかに
(21) 振替新株予約権付社債に係る新株予約権の全部が行使された場合	振替新株予約権付社債を発行する会社	新株予約権の全部が行使された後速やかに
(22) 金融商品取引所への上場廃止又は日本証券業協会における指定の取消しの	振替新株予約権付社債を発行する	上場廃止となった日以降

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
原因となる事実が発生した場合（総額買取型新株予約権付社債を除く。）	会社	速やかに
(23) 機構に対する届出事項に変更が生じた場合	振替新株予約権付社債を発行する会社	変更が生じたとき速やかに
(24) その他機構が別に定める場合	振替新株予約権付社債を発行する会社	機構が別に定めるとき

3. 新株予約権の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(1) 新株予約権の無償割当てを決定した場合	新株予約権の無償割当てを決定した会社	取締役会決議後速やかに
(2) 総額買取型新株予約権の発行を決定した場合（発行する新株予約権が振替新株予約権である場合に限る。）	発行を決定した会社	発行決定後速やかに
(3) 取得条項付新株予約権の内容として会社が別に定める日の到来を一定事由の発効日とする定め（会社法第236条第1項第7号ロ）がある場合において取得すべき日を決定した場合又は会社法第236条第1項第7号イの事由が生じた場合であって、当該取得条項付新株予約権の全部を取得するとき（取得条項付新株予約権が振替新株予約権である場合又は取得条項付新株予約権が振替新株予約権でなく取得の対価が振替株式等であって対価の交付に際して発行又は移転する場合に限る。）	取得条項付新株予約権の取得をする会社	取締役会決議後速やかに又は会社法第236条第1項第7号イの事由が生じた後直ちに
(4) 取得条項付新株予約権の一部を取得する定め（会社法第236条第1項第7号ハ）がある場合における取得すべき新株予約権を決定した場合又は会社法第236条第1項第7号イの事由が生じた場合（取得の対価が振替株式等であって対価の交付に際して発行又は移転する場合に限る。）	取得条項付新株予約権の取得をする会社	取締役会決議後速やかに又は会社法第236条第1項第7号イの事由が生じた後直ちに
(5) 自己新株予約権の消却を決定した場合（自己新株予約権が振替新株予約権	自己新株予約権の消却をする会社	取締役会決議後速やかに

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
である場合に限る。)		
(6) 合併、株式交換、株式移転又は会社分割 (以下この欄において「合併等」という。) により新株予約権を承継する場合	合併等により新株予約権を承継 (抹消) する会社	取締役会決議後速やかに
	合併等により承継後の新株予約権を交付する会社	取締役会決議後速やかに
(7) 吸収合併契約の内容を決定した場合 (合併の対価として振替新株予約権付社債の発行を決定した場合)	吸収合併消滅会社である会社	取締役会決議後速やかに
	吸収合併存続会社である会社	取締役会決議後速やかに
(8) 新設合併契約の内容を決定した場合 (合併の対価として振替新株予約権付社債の発行を決定した場合)	新設合併消滅会社である会社	取締役会決議後速やかに
(9) 吸収分割契約の内容を決定した場合 (交付する吸収分割承継会社の新株予約権が振替新株予約権である場合又は吸収分割に際して吸収分割会社が吸収分割承継会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権を分割会社株主に交付する場合に限る。)	吸収分割承継会社である会社 (吸収分割に際して吸収分割承継会社の振替新株予約権を発行する場合に限る。)	取締役会決議後速やかに
	吸収分割会社である会社 (吸収分割に際して吸収分割会社が吸収分割承継会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権を分割会社株主に交付する場合に限る。)	取締役会決議後速やかに
(10) 新設分割会社の内容を決定した場合 (交付する新設分割会社の新株予約権が振替新株予約権である場合又は吸収分割に際して新設分割会社が新設設立会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権付社債を新設分割会社株主に交付する場合に限る。)	新設分割会社である会社	取締役会決議後速やかに
(11) 株式交換契約の内容を決定した場合 (株式交換の対価として振替新株予約	株式交換完全子会社である会社	取締役会決議後速やかに

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
権付社債の発行を決定した場合に限る。)		
	株式交換完全親会社である会社	取締役会決議後速やかに
(12) 株式移転計画の内容を決定した場合(株式移転の対価として振替新株予約権付社債の発行を決定した場合に限る。)	株式移転完全子会社である会社	取締役会決議後速やかに
(13) 新株予約権の全部が行使された場合	振替新株予約権を発行する会社	新株予約権の全部が行使された後速やかに
(14) 金融商品取引所への上場廃止の原因となる事実の発生(総額買取型新株予約権を除く。)	振替新株予約権を発行する会社	上場廃止となった日以降速やかに
(15) 機構に対する届出事項に変更が生じた場合	振替新株予約権を発行する会社	変更が生じたとき速やかに
(16) その他機構が別に定める場合	振替新株予約権を発行する会社	機構が別に定めるとき

4. 投資口の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(1) 募集投資口の募集事項の決定をした場合	募集投資口の募集をする投資法人	役員会承認後速やかに
(2) 投資口の併合を決定した場合	投資口の併合をする投資法人	役員会承認後速やかに
(3) 投資口の分割を決定した場合	投資口の分割をする投資法人	役員会承認後速やかに
(4) 吸収合併契約の内容を決定した場合	吸収合併消滅法人となる投資法人	役員会承認後速やかに
	吸収合併存続法人となる投資法人	役員会承認後速やかに
(5) 新設合併契約の内容を決定した場合	新設合併消滅法人となる投資法人	役員会承認後速やかに
(6) 規約又は投資口取扱規則の変更を決定した場合	振替投資口を発行する投資法人	役員会承認後速やかに
(7) 基準日を設定した場合	振替投資口を発行する投資法人	役員会承認後速やかに
(8) 機構に対する届出事項に変更が生じた場合	振替投資口を発行する投資法人	届出事項に変更が生じることとなったとき速やかに

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
		に
(9) 金融商品取引所への上場廃止の原因となる事実が発生した場合 ((4) 及び (5) の場合によるものを除く。)	振替投資口を発行する投資法人	上場廃止の原因となる事実が発生したとき速やかに
(10) 振替投資口の無効事由等に関する次に掲げる事実が発生した場合 イ 振替投資口に係る行為の無効の訴え(投資信託及び投資法人に関する法律第 150 条において読み替えて準用する会社法第 828 条の訴えをいう。)があったとき ロ 新投資口発行不存在の訴え(投資信託及び投資法人に関する法律第 84 条第 3 項において読み替えて準用する会社法第 829 条の訴えをいう。)があったとき	振替投資口を発行する投資法人	左記の事実が発生したとき速やかに
(11) その他機構が別に定める場合	振替投資口を発行する投資法人	機構が別に定めるとき

5 . 協同組織金融機関の優先出資の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(1) 募集優先出資の募集事項の決定をした場合(募集優先出資が振替優先出資となる場合に限る。)	募集優先出資の募集をする協同組織金融機関	理事会決議後速やかに
(2) 自己優先出資の消却を決定した場合(自己優先出資が振替優先出資である場合に限る。)	自己優先出資の消却をする協同組織金融機関	理事会決議後速やかに
(3) 優先出資の分割を決定した場合(分割する優先出資が振替優先出資である場合に限る。)	優先出資の分割をする協同組織金融機関	理事会決議後速やかに
(4) 吸収合併契約の内容を決定した場合	消滅協同組織金融機関となる協同組織金融機関	理事会決議後速やかに
	存続協同組織金融機関となる協同	理事会決議後速やかに

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
	組織金融機関	
(5) 新設合併契約の内容を決定した場合	消滅協同組織金融機関となる協同組織金融機関	理事会決議後速やかに
(6) 定款又は優先出資取扱規則の変更を決定した場合	振替優先出資を発行する協同組織金融機関	理事会決議後速やかに
(7) 基準日を設定した場合	振替優先出資を発行する協同組織金融機関	理事会決議後速やかに
(8) 機構に対する届出事項に変更が生じた場合	振替優先出資を発行する協同組織金融機関	届出事項に変更が生じることとなったとき速やかに
(9) 金融商品取引所への上場廃止の原因となる事実が発生した場合((4)及び(5)の場合によるものを除く。)	振替優先出資を発行する協同組織金融機関	上場廃止の原因となる事実が発生したとき速やかに
(10) 振替優先出資の無効事由等に関する次に掲げる事実が発生した場合 イ 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第14条第1項において読み替えて準用する会社法第210条による優先出資の発行をやめることの請求があったとき ロ 振替優先出資に係る行為の無効の訴え(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第14条第3項において読み替えて準用する会社法第828条の訴えをいう。)があったとき ハ 新優先出資発行不存在の訴え(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第14条第4項において読み替えて準用する会社法第829条の訴えをいう。)があったとき	振替優先出資を発行する協同組織金融機関	左記の事実が発生したとき速やかに
(11) その他機構が別に定める場合	振替優先出資を発行する協同組織金融機関	機構が別に定めるとき

6．投資信託受益権の発行者の場合

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期
(1) 振替投資信託受益権の発行を決定した場合	振替投資信託受益権の発行者	決定後速やかに
(2) 発行者の業務の廃止若しくは合併又は投資信託契約に係る事業譲渡を決定した場合	振替投資信託受益権の発行者	決定後速やかに
(3) 投資信託約款の変更を決定した場合	振替投資信託受益権の発行者	決定後速やかに
(4) 機構に対する届出事項に変更が生じた場合	振替投資信託受益権の発行者	届出事項に変更が生じることとなったとき速やかに
(5) 金融商品取引所への上場廃止の原因となる事実が発生した場合 ((2) に掲げる場合によるものを除く。)	振替投資信託受益権の発行者	上場廃止の原因となる事実が発生したとき速やかに
(6) 振替投資信託受益権に関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行ったとき ((1) から (5) までに掲げる場合を除く。)	振替投資信託受益権の発行者	決議又は決定後速やかに
(7) その他機構が別に定める場合	振替投資信託受益権の発行者	機構が別に定めるとき

(注)

各通知すべき場合に係る通知すべき事項及び添付すべき書類その他の必要な事項は、機構が別に定める。

以 上

別表 2

区分口座コード	口座種別	属性区分
00	自己口	保有口
01～19		保有口
20～39		信託口
40～49		保有口、担保専用口又は信託口
50～59	予備（無指定）	
60～69	顧客口	顧客口
70～79		顧客口
80～89		顧客口又は外国人株式記録口
90～97	自己口又は顧客口	保有口又は顧客口若しくは外国人株式記録口
98	自己口	質権口

(注)

- この表において「区分口座コード」とは、株式等振替制度において機構加入者口座の区分口座を特定するためのコードをいい、機構加入者コードの下2桁を構成する。
- 表中の区分口座のコードと口座種別及び属性区分との対応は、原則的なものである。

以上

別表 3

1 統合Web端末

(1) 入力

機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
前日信託財産表示・同抹消請求	午前9時から午後4時まで	規程第39条第6項、同第40条第4項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第175条第6項、同第176条第4項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	信託の記録又はその抹消をする日の前営業日に入力
当日信託財産表示・同抹消請求	午前9時から午後3時30分まで	同上	信託の記録又はその抹消をする日の当日に入力
DVP先日付新規記録申請 <決済照合システム連動>	午前7時から午後9時まで	規程第52条第2項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第181条第2項	決済照合システム(画面/ファイル)への所要の入力が可能な時間は払込期日の前営業日の午後8時まで
前日振替請求	午前9時から午後4時まで	規程第57条第1項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第186条第1項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	振替日の前営業日に入力
当日振替請求	午前9時から午後3時30分まで	同上	振替日の当日に入力
前日振替請求(質権)	午前9時から午後4時まで	同上	振替日の前営業日に入力
当日振替請求(質権)	午前9時から午後3時30分まで	同上	振替日の当日に入力
前日振替請求(譲渡担保)	午前9時から午後4時まで	規程第57条第1項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)	振替日の前営業日に入力
当日振替請求(譲渡担保)	午前9時から午後3時30分まで	同上	振替日の当日に入力
前日残高調整請求	午前9時から午後4時まで	規程第57条第1項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第186条第1項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	振替日の前営業日に入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
当日残高調整請求	午前9時から午後3時30分まで	同上	振替日の当日に入力
先日付一般振替請求 - 連動 <決済照合システム連動>	前々営業日までの午前7時から午後10時まで及び前営業日の午前7時から午後8時まで	規程第57条第1項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、規則第53条第2項(同第5章から第7章までにおいて準用する場合を含む。)、規程第186条第1項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第246条第2項(同第4章において準用する場合を含む。)	決済照合システム(画面/ファイル)への所要の入力が可能な時間は振替日の前営業日の午後8時まで
当日一般振替請求 - 連動 <決済照合システム連動>	前営業日の午後8時から午後10時まで及び当日の午前7時から午後3時20分まで	同上	決済照合システム(画面/ファイル)への所要の入力が可能な時間は振替日の前営業日午後8時から振替日当日午後3時まで
振替一時停止申告(市場取引)	午前9時から午後4時まで	規程第58条(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、規則第63条第1項(同第5章から第7章までにおいて準用する場合を含む。)、規程第187条(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第251条第1項(同第4章において準用する場合を含む。)	振替日の前営業日に入力
一時停止申告・同解除申告	午前9時から午後3時30分まで	規程第58条(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第187条(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	振替日の当日に入力
当日DVP振替請求(市場取引)	午前9時から午後3時30分まで	規程第59条(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、規則第62条第1項(同第5章から第7章までにおいて準用する場合を含む。)、規程第188条(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第250条第1項(同第4章において準用する場合を含む。)	振替日の当日に入力
先日付DVP振替請求 <決済照合システム連動>	前々営業日までの午前7時から午後10時まで及び前営業日の午前7	規程第57条第1項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、規	決済照合システム(画面/ファイル)への所要の入力が可能な時間は振替日の前営業日の午後8時まで(ほ

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
	時から午後 8 時まで	則第 53 条第 2 項（同第 5 章から第 7 章までにおいて準用する場合を含む。）同第 65 条第 1 項（同第 5 章から第 7 章までにおいて準用する場合を含む。）規程第 186 第 1 項（同第 5 章において読み替えて準用する場合を含む。）規則第 246 条第 2 項、同第 253 条第 1 項（同第 4 章において準用する場合を含む。）	ふりクリアリングによる先日付 D V P 振替請求に連動)
当日 D V P 振替請求 <決済照合システム連動>	前営業日の午後 8 時から午後 10 時まで及び当日の午前 7 時から午後 1 時 50 分まで	同上	決済照合システム（画面/ファイル）への所要の入力が可能な時間は振替日の前営業日午後 8 時から振替日当日午後 1 時 50 分まで（ほふりクリアリングによる当日 D V P 振替請求に連動）
前日証券担保指定・同解除請求	午前 9 時から午後 4 時まで	規則第 68 条（同第 5 章から第 7 章までにおいて準用する場合を含む。）同第 256 条（同第 4 章において準用する場合を含む。）	指定日又は指定解除日の前営業日に入力
当日証券担保指定・同解除請求	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	同上	指定日又は指定解除日の当日に入力
前日区分管理証券指定・同解除請求	午前 9 時から午後 4 時まで	規則第 71 条第 1 項（同第 5 章から第 7 章までにおいて準用する場合を含む。）同第 259 条第 1 項（同第 4 章において準用する場合を含む。）	指定日の前営業日に入力
当日区分管理証券指定・同解除請求	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	同上	指定日の当日に入力
前日残高保留指定・同解除請求	午前 9 時から午後 4 時まで	規則第 72 条第 1 項（同第 5 章から第 7 章までにおいて準用する場合を含む。）同第 260 条第 1 項（同第 4 章において準用する場合を含む。）	保留設定日の前営業日に入力
当日残高保留指定・同解除請求	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	同上	保留設定日の当日に入力
受入予定証券引渡完了請求	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	-	受入予定証券の引渡しの請求をする日の当日に入力
プール残高解放請求	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	規則第 74 条第 2 項（同第 5 章から第 7 章までにおいて準用する場合を含む。）同第 262 条第 2 項（同第 4 章において準用する場合を含む。）	請求する日の当日に入力
取得請求権付株式取得・振替請求	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	規程第 61 条第 3 項又は第 6 項	取次ぎを委託・請求する日の当日に入力
単元未満株式買取・振替請求	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	規程第 65 条第 3 項又は第 6 項	取次ぎを委託・請求する日の当日に入力
単元未満株式売渡請求	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	規程第 70 条第 4 項又は第 7 項	取次ぎを委託・請求する日の当日に入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
新株式数申告	午前9時から午後4時まで	規程第80条第15項(同第92条第2項、同第102条第9項、同第223条第3項及び第269条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)、同第87条第7項、同第89条第7項、同第94条第7項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第218条第16項、同第225条第16項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	規程各条に定める日に入力
特別株主の申出	午前9時から午後3時30分まで	規程第115条第1項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)	申出をする日の当日に入力
担保訂正申告	午前9時から午後0時まで	規程第122条第3項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)	規則第171条に定める日に入力
特別株主管理事務委託状況訂正申告	午前9時から午後0時まで	同上	規則第171条に定める日に入力
登録株式質権者の申出	午前9時から午後3時30分まで	規程第130条(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	申出をする日の当日に入力
担保株式の届出	午前9時から午後4時まで	規程第159条第3項又は第6項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第248条第3項又は第6項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	届出をする日の当日に入力
資金振替済通知(抹消)	午前9時から午後3時30分まで	規程第205条第1項	規程第205条に定める時に入力
前日買入消却請求	午前9時から午後4時まで	規程第211条に基づく同第190条第4項又は第5項	買入消却をする日の前営業日に入力
当日買入消却請求	午前9時から午後3時30分まで	同上	買入消却をする日の当日に入力
新株予約権付社債行使・抹消請求	午前9時から午後3時30分まで	規程第212条第3項又は第6項	取次ぎを委託・請求する日の当日に入力
プットオプション行使請求	午前9時から午後3時30分まで	規程第209条第3項又は第6項	取次ぎを委託・請求する日の当日に入力
新株予約権行使・抹消請求	午前9時から午後3時30分まで	規程第265条第4項又は第7項	取次ぎを委託・請求する日の当日に入力
前日抹消請求(ETF)	午前9時から午後4時まで	規程第278条	抹消すべき日の前営業日に入力
当日抹消請求(ETF)	午前9時から午後3時30分まで	同上	抹消すべき日の当日に入力
加入者口座コード変更請求	午前9時から午後4時まで	-	特定の加入者の加入者口座コードを同一加入者の他の加入者口座コードに置き換えるための請求

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
質権口座加入者口座コード変更請求	午前9時から午後4時まで	-	機構加入者の質権口に記録された株主の加入者口座コードを同一加入者の他の加入者口座コードに置き換えるための請求

発行・支払代理人からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
新規記録情報通知	午前9時から午後3時30分まで	規程第180条第1項	規則第241条に定める日に入力
資金振替済通知（新規記録）	午前9時から午後3時30分まで	規程第180条第4項	規程第180条第4項に定める時に入力
新規記録情報承認データ（決済照合システム）	午前7時から午後9時まで	規程第181条第4項	-

発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人）からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
新規記録情報承認データ（決済照合システム）	午前7時から午後9時まで	規程第52条第4項（同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。）	決済照合システムへの所要の入力が可能な時間は払込期日の前営業日の午後8時まで

払込取扱銀行からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
新規記録情報承認データ（決済照合システム）	午前7時から午後9時まで	規程第52条第7項（同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。）	決済照合システムへの所要の入力が可能な時間は払込期日の前営業日の午後8時まで

振替投資信託受益権の発行者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
新規記録通知データ（ETF）	午前9時から午後3時30分まで	規程第276条	-

（2）出力

機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
口座通知・新規記録状況一覧	午前7時から午後8時まで	-	口座通知の取次ぎの請求に係る処理の現在の進捗状況を通知

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
新規記録情報承認結果通知（決済照合システム）	午前7時から午後9時まで	規程第52条第5項、第6項、第8項又は第9項（同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。）第181条第5項又は第6項	-
決済照合結果通知（決済照合システム）	午前7時から午後10時まで	規程第52条第10項（同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。）同第181条第5項又は第6項	-
発行口記録情報一覧	午前7時から午後8時まで	規程第52条第10項（同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。）又は第181条第8項	-
発行口記録情報詳細	午前7時から午後8時まで	同上	-
証券口座処理明細	午前7時から午後8時まで	規程第57条第8項（第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。）又は第186条第6項	-
処理明細詳細	午前7時から午後8時まで	同上	-
蓄積メッセージ一覧	午前7時から午後8時まで	-	発行口記録情報通知、新規記録済通知、振替済通知、抹消済通知その他
権利行使等状況一覧	午前7時から午後8時まで	-	権利行使の取次ぎの請求に係る処理の現在の進捗状況を通知
権利行使等状況詳細	午前7時から午後8時まで	-	同上
総株主通知提出日程案内	午前7時から午後8時まで	規程第146条第1項（同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。）	-
総株主通知提出対象銘柄	午前7時から午後8時まで	同上	-
増減資等の内容（株式）	午前7時から午後8時まで	同上	-
総新株予約権付社債権者通知提出日程案内	午前7時から午後8時まで	規程第242条第1項（同5章において読み替えて準用する場合を含む。）	-
総新株予約権付社債権者通知提出対象銘柄	午前7時から午後8時まで	同上	-
増減資等の内容（新株予約権付社債）	午前7時から午後8時まで	同上	-
総株主報告株数	午前7時から午後8時まで	規程第147条（同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。）	-

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
総株主予約権付社債権者報告数量	午前7時から午後8時まで	規程第243条(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	-
担保突合不一致データ	午前7時から午後8時まで	規程第122条第1項第3号(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	-
特別株主管理事務委託状況報告不一致データ	午前7時から午後8時まで	同上	-
総株主報告株数訂正状況	午前9時から午後8時まで	-	総株主報告株数の訂正状況を通知
特別株主管理事務委託状況訂正申告入力内容照会	午前9時から午後8時まで	-	特別株主管理事務委託状況報告の訂正状況を通知
担保訂正申告入力内容照会	午前9時から午後8時まで	-	担保受入れ状況報告の訂正状況を通知
銘柄情報通知(CB)	午前7時から午後8時まで	規程第178条第2項及び同第179条第2項	-

発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人)への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
発行口記録情報一覧	午前7時から午後8時まで	規程第52条第10項	-
発行口記録情報詳細	午前7時から午後8時まで	同上	-
蓄積メッセージ一覧	午前7時から午後8時まで	-	発行口記録情報通知、新規記録済通知、抹消済通知その他

発行・支払代理人への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
発行口記録情報一覧(DVP方式)	午前7時から午後8時まで	規程第181条第7項	-
発行口記録情報詳細(DVP方式)	午前7時から午後8時まで	同上	-
発行口記録情報一覧(非DVP方式)	午前9時から午後3時30分まで	規程第180条第3項	-
発行口記録情報詳細(非DVP方式)	午前9時から午後3時30分まで	同上	-
蓄積メッセージ一覧	午前7時から午後8時まで	-	発行口記録情報通知、新規記録済通知その他
新規記録情報(決済照合システム)	午前7時から午後8時まで	規程第181条第3項	-
決済照合結果通知(決済照合システム)	午前7時から午後10時まで	規程第181条第8項	-
元利払日程通知(CB)	午前7時から午後8時まで	規程第196条	-
元利払対象残高データ(CB)	午前7時から午後8時まで	規程第198条	-
元金請求データ(CB)	午前7時から午後8時まで	規程第200条	-

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
元金請求内容確定通知（ＣＢ）	午前 7 時から午後 8 時まで	規程第 200 条	-
元金請求データ（ＣＢ）(再計算)	午前 7 時から午後 8 時まで	規程第 203 条	-
プットオプション行使請求取次データ	午後 6 時から午後 8 時まで	規程第 209 条第 3 項又は第 6 項	-
蓄積メッセージ一覧	午前 7 時から午後 8 時まで	-	抹消済通知その他
口座処理結果ファイル（代理人用）(残高)	午前 7 時から午後 8 時まで	-	口座処理結果を通知
口座処理結果ファイル（代理人用）(処理明細 1・2)	午前 7 時から午後 8 時まで	-	同上

振替投資信託受益権の発行者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
蓄積メッセージ一覧（新規記録済通知）	午前 7 時から午後 8 時まで	規程第 276 条において読み替えて準用する第 51 条第 5 項	-
蓄積メッセージ一覧（抹消済通知）	午前 7 時から午後 8 時まで	規程第 278 条において読み替えて準用する第 191 条第 2 項	-

資金決済会社又は払込取扱銀行への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
決済照合結果通知（決済照合システム）	午前 7 時から午後 10 時まで	規程第 52 条第 9 項（同第 6 章及び第 7 章において読み替えて準用する場合を含む。）	-
資金決済情報（新規記録）	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	規程第 52 条第 11 項（同第 6 章及び第 7 章において読み替えて準用する場合を含む。）第 181 条第 9 項	-
蓄積メッセージ一覧	午前 9 時から午後 8 時まで	-	資金決済情報の通知等

2 ファイル伝送

(1) 入力

機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
口座通知データ	午前 3 時から午後 8 時まで	規程第 43 条第 2 項、同第 44 条第 4 項（同第 5 章において読み替えて準用する場合を含む。）	-

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
前日振替請求	午前3時から午後8時まで	規程第57条第1項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第186条第1項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	振替日の前営業日に入力
前日振替請求(質権)	午前3時から午後8時まで	同上	同上
前日振替請求(譲渡担保)	午前3時から午後8時まで	同上	同上
前日残高調整請求	午前3時から午後8時まで	同上	同上
前日証券担保指定・同解除請求	午前3時から午後8時まで	規則第68条(同第5章から第7章までにおいて準用する場合を含む。)、同第256条(同第4章において準用する場合を含む。)	指定日又は指定解除日の前営業日に入力
前日信託財産表示・同抹消請求	午前3時から午後8時まで	規程第39条第6項、同第40条第4項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第175条第6項、同第176条第4項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	信託の記録又はその抹消をする日の前営業日に入力
前日区分管理証券指定・同解除請求	午前3時から午後8時まで	規則第71条第1項(同第5章から第7章までにおいて準用する場合を含む。)、同第259条第1項(同第4章において準用する場合を含む。)	指定日の前営業日に入力
前日残高保留指定請求	午前3時から午後8時まで	規則第72条第1項(同第5章から第7章までにおいて準用する場合を含む。)、同第260条第1項(同第4章において準用する場合を含む。)	保留設定日の前営業日に入力
前日DVP振替請求(市場取引)	午前3時から午後8時まで	規程第59条(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、規則第62条(同第5章から第7章までにおいて準用する場合を含む。)、規程第188条(第5章において読み替えて準用する場合を含む。)、規則第250条第1項(同第4章において準用する場合を含む。)	振替日の前営業日に入力
振替一時停止申告(市場取引)	午前3時から午後8時まで	規程第58条(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第187	振替日の前営業日に入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
		条(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	
取得請求権付株式取得・振替請求	午前3時から午後3時30分まで	規程第61条第3項又は第6項	取次ぎを委託・請求する日の当日に inputs
単元未済株式買取・振替請求	午前3時から午後3時30分まで	規程第65条第3項又は第6項	取次ぎを委託・請求する日の当日に inputs
単元未済株式売渡請求	午前3時から午後3時30分まで	規程第70条第4項又は第7項	取次ぎを委託・請求する日の当日に inputs
新株予約権付社債行使・抹消請求	午前3時から午後3時30分まで	規程第212条第3項又は第6項	取次ぎを委託・請求する日の当日に inputs
新株予約権行使・抹消請求	午前3時から午後3時30分まで	規程第265条第4項又は第7項	取次ぎを委託・請求する日の当日に inputs
前日抹消請求(ETF)	午前3時から午後8時まで	規程第278条	抹消すべき日の前営業日に inputs
前日買入消却請求	午前3時から午後8時まで	規程第211条に基づく同第190条第4項又は第5項	買入消却をする日の前営業日に inputs
加入者別担保受入データ	午後4時から午後8時まで	規程第197条	規則第271条に定める日に inputs
課税情報申告データ(CB)	午前3時から午前10時まで	規程第199条第1項	規則第273条第1項に定める日に inputs
プットオプション行使請求	午前3時から午後3時30分まで	規程第212条第3項又は第6項	取次ぎを委託・請求する日の当日に inputs
加入者情報データ(新規登録)	午前3時から午後4時まで	規程第31条	規則第18条に定める日までに inputs
加入者情報データ(変更)	午前3時から午後4時まで	規程第32条	規則第23条に定める日までに inputs
加入者情報データ(削除)	午前3時から午後4時まで	規則第28条	-
加入者情報データ(加入者口座コード変更通知)	午前3時から午後4時まで	規則第27条	-
加入者情報確認結果報告データ	午前3時から午後4時まで	規則第22条	-
新株式数申告	午前3時から午後8時まで	規程第80条第15項(同第92条第2項、同第102条第9項、同第223条第3項及び第269条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)、同第87条第7項、同第89条第7項、同第94条第7項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第218条第16項、同第225条第16項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	規程各条に定める日に inputs
総株主報告データ	午前3時から午後8時まで	規程第148条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	規則第186条第1項に定める日に inputs
総新株予約権付社債権者報告データ	午前3時から午後8時まで	規程第244条第1項(同第5章において読み替	規則第324条第1項に定める日に inputs

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
		えて準用する場合を含む。)	
特別株主管理事務委託状況報告データ	午前3時から午前9時まで	規程第120条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	毎営業日に入力
担保受入れデータ	午前3時から午前9時まで	規程第121条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	毎営業日に入力
担保差入れデータ	午前3時から午前9時まで	規程第121条第1項又は第2項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	毎営業日に入力
個別株主通知の申出取次ぎデータ	午前3時から午後8時まで	規程第154条第3項又は第7項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	-
個別株主報告データ	午前3時から午後8時まで	規程第154条第16項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	報告期限日までに入力
配当金振込指定取次ぎデータ	午前3時から午後8時まで	規程第168条第4項又は第11項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	-
振替口座簿記録事項報告データ	午前3時から午後8時まで	規程第157条第10項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	報告期限日までに入力
外国人直接保有株式数合計データ	午前3時から午後8時まで	規程第165条第1項	毎営業日に入力

発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人)からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
口座通知情報確認結果データ	午後3時から午後2時まで	規程第45条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	規則第41条第1項に定める日に入力
新規記録通知データ	午前3時から午後8時まで	規程第49条第1項又は同第51条第1項(同第5章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第214条第1項、同第268条第1項	規則第43条、第47条、第286条第3項、第347条第2項に定める日に入力
取得請求権付株式振替日データ	午前3時から午後8時まで	規程第62条第1項	規則第78条第2項に定める日に入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
単元未満株式買取日データ	午前3時から午後8時まで	規程第66条第1項	規則第84条第2項に定める日に入力
単元未満株式売渡代金入金依頼データ	午前3時から午後8時まで	規程第71条第1項	規則第92条第2項に定める日に入力
一部抹消通知データ	午前3時から午後8時まで	規程第75条第2項(第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	規則第99条に定める日に入力
リコンサイル用残高データ	午前3時から午後8時まで	規程第138条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	毎営業日に入力
情報提供請求(全部情報)データ	午前3時から午後8時まで	規程第157条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	請求をする日に入力
配当金支払予定額データ(源泉徴収税額控除後)	午前3時から午後8時まで	規程第170条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	規則第232条に定める日に入力
登録配当金振込先口座変更データ	午前3時から午後4時まで	-	登録配当金振込先口座の変更に関する事項を通知
名義書換拒否対象株主報告データ	午前3時から午後8時まで	規程第153条第1項	-
外国人等更新依頼データ	午前3時から午後4時まで	規則第190条第2項、同第209条第3項	-

発行・支払代理人からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
口座通知情報確認結果データ	午前3時から午後8時まで	規程第262条において読み替えて準用する第45条第1項	規則第41条第1項に定める日に入力
銘柄情報(CB)	午前3時から午前12時30分まで	規程第178条第1項、同第179条第1項	規則第240条第1項に定める日に入力

(2) 出力

機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
口座通知データ受付通知/エラー通知	午前3時から午後2時まで	-	受付完了又は受付不能の通知
口座通知情報確認結果データ	午前5時から午後8時まで	規程第45条第2項(同第5章から第7章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)	-
新規記録通知情報データ	午前3時から午後8時まで	規程第49条第2項、同第51条第2項(同第5章から第7章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)	規則第44条第3項、第48条第3項に定める日に出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
新規記録通知情報（新株予約権付社債）データ	午前 3 時から午後 8 時まで	規程第 214 条第 3 項	規則第 286 条第 3 項に定める日に出力
新規記録通知情報（新株予約権）データ	午前 3 時から午後 8 時まで	規程第 268 条第 3 項	規則第 347 条第 3 項に定める日に出力
帳票ファイル	午前 3 時から午後 8 時まで	-	口座処理の結果を出力
残高確認データ	午後 4 時 30 分から午後 8 時まで	規程第 139 条第 1 項（同第 6 章から第 8 章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。）同第 235 条第 1 項（同第 5 章において読み替えて準用する場合を含む。）	毎営業日に出力
取得請求権付株式取得・振替請求受付通知 / エラー通知	午語 6 時から午後 8 時まで	-	受付完了又は受付不能の通知
取得請求権付株式振替日データ通知	午前 3 時から午後 8 時まで	規程第 62 条第 2 項	-
単元未満株式買取・振替請求受付通知 / エラー通知	午後 6 時から午後 8 時まで	-	受付完了又は受付不能の通知
単元未満株式買取日データ通知	午前 3 時から午後 8 時まで	規程第 66 条第 2 項	
単元未満株式売渡請求受付通知 / エラー通知	午語 6 時から午後 8 時まで	-	受付完了又は受付不能の通知
単元未満株式売渡代金入金依頼データ通知	午前 3 時から午後 8 時まで	規程第 71 条第 2 項	-
権利行使等取次不能データ通知	午前 3 時から午後 8 時まで	-	権利行使等取次不能となったデータの通知
新株予約権行使・抹消請求受付通知 / エラー通知	午語 6 時から午後 8 時まで	-	受付完了又は受付不能の通知
新株予約権付社債行使・抹消請求受付通知 / エラー通知	午語 6 時から午後 8 時まで	-	受付完了又は受付不能の通知
一部抹消通知情報データ（機構加入者用）	午前 3 時から午後 8 時まで	規程第 75 条第 3 項（同第 5 章から第 7 章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。）	-
元利払日程通知（C B）	午前 3 時から午後 8 時まで	規程第 196 条	-
加入者別担保受入れデータ（C B）入力処理内容通知	午後 4 時から午後 8 時まで	-	規程第 197 条の通知の内容確認用の通知
元利払対象残高データ（C B）	午前 3 時から午後 8 時まで	規程第 198 条	
課税情報申告データ（C B）入力処理内容通知	午前 3 時から午前 10 時まで	-	規程第 199 条の通知の内容確認用の通知
元利金請求データ（C B）	午後 1 時から午後 3 時 30 分まで	規程第 200 条	-
元利金請求内容確定通知（C B）	午後 4 時から午後 5 時まで	規程第 200 条	-
元利金請求データ（C B）（再計算）	午後 1 時から午後 3 時 30 分まで	規程第 203 条	-
プットオプション行使請求受付通知 / エラー通知	午後 6 時から午後 8 時まで	-	受付完了又は受付不能の通知
加入者情報エラー通知データ	午前 3 時から午後 8 時まで	-	加入者情報の登録、変更又は削除の受付不能の通知（規則第 28 条第 4 項の通知を含む。）
加入者情報登録済通知データ	午前 3 時から午後 8 時まで	規則第 21 条第 1 項	-

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
加入者情報更新済通知データ	午前3時から午後8時まで	規程第32条第4項	-
加入者情報変更済通知データ	午前3時から午後8時まで	規則第25条第1項	-
加入者口座コード変更済通知データ	午前3時から午後8時まで	-	加入者口座コード変更の処理済の通知
加入者情報削除登録済通知データ	午前3時から午後8時まで	-	加入者情報の削除登録の通知
加入者情報確認依頼通知データ	午前3時から午後8時まで	規則第22条第1項	-
加入者口座情報削除可能通知データ	午前3時から午後8時まで	-	加入者情報の削除の請求であって規則第28条第3項の取扱いがされたものについて削除可能となった場合のその旨の通知
総株主通知日程案内	午前3時から午後8時まで	規程第146条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	規則第183条第1項定める日に出力
登録済加入者データ	午前3時から午後8時まで	-	総株主通知日程案内の通知後に加入者情報の登録を行った加入者について通知
総株主報告対象株式数通知	午前3時から午後8時まで	規程第147条(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	規則第185条第1項に定める日に出力
総株主報告データ入力処理内容通知	午前3時から午後8時まで	-	受付完了又は受付不能の通知
加入者情報未提出エラーデータ	午前3時から午後8時まで	-	加入者情報が未提出のデータの通知
総株主報告未提出エラーデータ	午前3時から午後8時まで	-	総株主報告が未提出のデータの通知
通知日程延期通知データ	午前3時から午後8時まで	-	通知日程延期の通知
配分明細通知データ	午前3時から午後8時まで	規程第82条第1項(同第92条第2項、同第103条、第223条第3項及び第269条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)、同第88条第1項、同第90条第1項、同第97条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第220条第1項、同第227条第1項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	規則第116条第1項、同第126条第1項、同第134条第1項、同第149条第1項、同第297条、同第313条第1項に定める日に出力
総新株予約権付社債権者報告対象社債数通知	午前3時から午後8時まで	規程第243条第1項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	規則第323条第1項に定める日に出力
総新株予約権付社債権者報告データ入力処理内容通知	午前3時から午後8時まで	-	受付完了又は受付不能の通知
担保データ入力処理内容通知	午前3時から午後8時まで	-	受付完了又は受付不能の通知

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
担保突合不一致データ	午前3時から午後8時まで	規程第122条第1項第3号(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	毎営業日に出力
特別株主管理事務委託状況突合不一致データ	午前3時から午後8時まで	同上	毎営業日に出力
特別株主管理事務委託対象株式数データ	午前3時から午後8時まで	規程第122条第1項第2号	毎営業日に出力
特別株主管理事務報告委託分通知データ	午前3時から午後8時まで	規程第122条第1項第4号	毎営業日に出力
名義書換拒否加入者通知	午前3時から午後8時まで	規程第153条第2項	-
個別株主報告依頼データ	午前3時から午後8時まで	規程第154条第9項	-
個別株主通知予定日データ	午前3時から午後8時まで	規程第154条第10項	-
個別株主報告データ入力処理内容通知	午前3時から午後8時まで	-	受付完了又は受付不能の通知
個別株主通知済データ	午前3時から午後8時まで	規程第155条第1項	規程第155条第1項に定める日に出力
個別株主報告データ未了通知	午前3時から午後8時まで	-	個別株主報告データ未了の通知
加入者情報未提出エラーデータ	午前3時から午後8時まで	-	加入者情報が未提出のデータの通知
個別株主通知の申出取次ぎデータ入力処理内容通知	午前3時から午後8時まで	-	受付完了又は受付不能の通知
情報提供請求(全部情報)取次ぎデータ	午前3時から午後8時まで	規程第157条第4項	-
振替口座簿記録事項報告データ入力処理内容通知	午前3時から午後8時まで	-	受付完了又は受付不能の通知
振替口座簿記録事項報告データ未了通知	午前3時から午後8時まで	-	振替口座簿記録事項報告データ未了の通知
間接外国人区分更新済データ	午前3時から午後8時まで	規則第190条第3項、同第209条第4項	-
配当金入金予定額明細データ	午前3時から午後8時まで	規程第170条第3項	-
配当金振込指定取次ぎデータ入力処理内容通知	午前3時から午後8時まで	-	受付完了又は受付不能の通知
配当金振込指定取次ぎデータ結果通知	午前3時から午後8時まで	-	配当金振込指定取次ぎデータの処理結果の通知
外国人直接保有株式数合計データ入力処理内容通知	午前3時から午後8時まで	-	受付完了又は受付不能の通知
銘柄情報通知(CB)	午前3時から午後8時まで	規程第178条第2項、同第179条第2項	

発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人)への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
口座通知情報データ	午前3時から午後2時まで	規程第44条第5項(同第5章から第7章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)	-
入力処理内容通知(口座通知情報確認結果データ)	午前3時から午後8時まで	-	受付完了又は受付不能の通知

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
取得請求権付株式取得・振替請求	午後6時から午後8時まで	規程第61条第7項	
入力処理内容通知(取得請求権付株式振替日データ)	午前3時から午後8時まで	-	受付完了又は受付不能の通知
単元未満株式買取・振替請求取次データ	午後6時から午後8時まで	規程第65条第7項	
入力処理内容通知(単元未満株式買取日データ)	午前3時から午後8時まで	-	受付完了又は受付不能の通知
単元未満株式売渡請求取次データ	午後6時から午後8時まで	規程第70条第8項	
入力処理内容通知(単元未満株式売渡代金入金依頼データ)	午前3時から午後8時まで	-	受付完了又は受付不能の通知
権利行使等取次不能データ	午前3時から午後8時まで	-	権利行使等取次不能となったデータの通知
新株予約権付社債行使・抹消請求取次データ	午前6時から午後8時まで	規程第212条第7項	-
新株予約権行使・抹消請求取次データ	午前6時から午後8時まで	規程第265条第8項	-
入力処理内容通知(一部抹消通知データ)	午前3時から午後8時まで	-	受付完了又は受付不能の通知
一部抹消通知情報データ(TA用)	午前3時から午後8時まで	規程第76条第2項	-
口座処理結果(TA用)(残高)	午前3時から午後8時まで	-	口座処理の結果を通知
口座処理結果(TA用)(処理明細1・2)	午前3時から午後8時まで	-	同上
口座処理結果(TA用)(エラーデータ一覧)	午前3時から午後8時まで	-	同上
入力処理内容通知(リコンサイル用残高データ)	午前3時から午後8時まで	-	受付完了又は受付不能の通知
総株主通知日程案内	午前3時から午後8時まで	規程第146条第1項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	規則第183条第1項に定める日に出力
総株主通知データ(株主情報)	午前3時から午後8時まで	規程第149条第1項	規則第182条に定める日に出力
総株主通知データ(株式数情報)	午前3時から午後8時まで	同上	同上
通知日程延期通知データ	午前3時から午後8時まで	-	通知日程延期の通知
株主情報変更通知データ	午前3時から午後8時まで	-	株主情報変更の通知
株主等照会コード変更通知データ	午前3時から午後8時まで	-	株主等照会コード変更の通知
株主等照会コード変更通知データ(株主情報)	午前3時から午後8時まで	-	株主等照会コード変更の通知
名義書換拒否対象株主報告データ入力処理内容通知	午前3時から午後8時まで	-	受付完了又は受付不能の通知
名義書換拒否対象株主エラー通知	午前3時から午後8時まで	-	名義書換拒否対象株主データのエラーの通知
総新株予約権付社債権者通知日程案内	午前3時から午後8時まで	規程第242条第1項	規則第321条第1項に定める日に出力
総新株予約権付社債権者通知データ(新株予約権付社債数情報)	午前3時から午後8時まで	規程第245条第1項	規則第320条に定める日に出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
総新株予約権付社債権者通知データ(新株予約権付社債権者情報)	午前3時から午後8時まで	同上	同上
個別株主通知データ(株主情報)	午前3時から午後8時まで	規程第154条第19項	-
個別株主通知データ(株式数情報)	午前3時から午後8時まで	同上	-
情報提供請求(全部情報)データ入力処理内容通知	午前3時から午後8時まで	-	受付完了又は受付不能の通知
振替口座簿記録事項提供予定日データ	午前3時から午後8時まで	-	振替口座簿記録事項提供の予定日の通知
振替口座簿記録事項通知データ	午前3時から午後8時まで	規程第157条第13項	-
情報提供延期通知データ	午前3時から午後8時まで	-	情報提供延期の通知
配当金振込指定データ	午前3時から午後8時まで	規程第168条第12項	規則第231条第1項に定める日に出力
配当金受払予定額データ	午前3時から午後8時まで	規程第170条第2項	-
配当金受払予定額明細データ	午前3時から午後8時まで	同上	-
配当金支払予定額データ入力処理内容通知	午前3時から午後8時まで	-	受付完了又は受付不能の通知
登録配当金振込先口座変更データ入力処理内容通知	午前3時から午後8時まで	-	受付完了又は受付不能の通知
外国人等更新依頼データ入力処理内容通知	午前3時から午後8時まで	-	受付完了又は受付不能の通知
外国人等更新依頼エラー通知データ	午前3時から午後8時まで	-	外国人等更新依頼のエラーの通知
銘柄情報(CB)	午前3時から午後8時まで	規程第178条第2項、同第179条第2項	-

発行・支払代理人への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
銘柄情報通知(CB)	午前3時から午後8時まで	規程第178条第2項、同第179条第2項	-
口座処理結果ファイル(代理人用)(残高)	午前3時から午後8時まで	-	口座処理の結果の通知
口座処理結果ファイル(代理人用)(処理明細1・2)	午前3時から午後8時まで	-	同上
元利払日程通知(CB)	午前3時から午後8時まで	規程第196条	-
元利払対象残高の通知(CB)	午前3時から午後8時まで	規程第198条	-
元利金請求データ(CB)	午後1時から午後3時30分まで	規程第200条	-
元利請求内容確定通知(CB)	午後4時から午後5時まで	規程第200条	-
元利金請求データ(CB)(再計算)	午前3時から午後8時まで	規程第203条	-
プットオプション行使請求取次ぎデータ(新株予約権付社債数情報)	午前3時から午後3時30分まで	規程第209条第7項	-

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
総新株予約権付社債権者通知データ(新株予約権付社債権者情報)	午前3時から午後8時まで	規程第245条第1項	規則第320条に定める日に出力
銘柄情報(CB)	午前3時から午後8時まで	規程第178条第2項、同第179条第2項	-

3 オンラインリアルタイム接続

(1) 入力

機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
当日信託財産表示・同解除請求	午前9時から午後3時30分まで	規程第39条第6項、同第40条第4項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第175条第6項、同第176条第4項(同0第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	信託の記録又はその抹消をする日の当日に入力
当日振替請求	午前9時から午後3時30分まで	規程第57条第1項(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第186条第1項(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	振替日の当日に入力
当日振替請求(質権)	午前9時から午後3時30分まで	同上	同上
当日振替請求(譲渡担保)	午前9時から午後3時30分まで	同上	同上
当日残高調整請求	午前9時から午後3時30分まで	同上	同上
当日証券担保指定証券・同解除請求	午前9時から午後3時30分まで	規則第68条(同第5章から第7章までにおいて準用する場合を含む。)、同第256条(同第4章において準用する場合を含む。)	指定日又は指定解除日の当日に入力
一時停止・同解除申告	午前9時から午後3時30分まで	規程第58条(同第6章から第8章までにおいて読み替えて準用する場合を含む。)、同第187条(同第5章において読み替えて準用する場合を含む。)	振替日の当日に入力
当日区分管理証券指定・同解除請求	午前9時から午後3時30分まで	規則第71条第1項(同第5章から第7章までにおいて準用する場合を含む。)、同第259条第	指定日の当日に入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
		1 項 (同第 4 章において準用する場合を含む。)	
当日残高保留指定・同解除請求	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	規則第 72 条第 1 項 (同第 5 章から第 7 章までにおいて準用する場合を含む。)、同第 260 条第 1 項 (同第 4 章において準用する場合を含む。)	保留設定日の当日に入力
受入予定証券引渡完了請求	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	-	受入予定証券の引渡しを請求をする日の当日に入力
プール残高解放請求	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	規則第 74 条第 2 項 (同第 5 章から第 7 章までにおいて準用する場合を含む。)、同第 262 条第 2 項 (同第 4 章において準用する場合を含む。)	請求をする日に入力
資金振替済通知 (抹消)	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	規程第 205 条第 1 項	規程第 205 条に定める時に入力
当日買入消却請求	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	規程第 211 条に基づく同第 190 条第 4 項又は第 5 項	買入消却をする日の前営業日に入力

発行代理人からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
新規記録情報通知	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	規程第 180 条第 1 項	規則第 241 条に定める日に入力
資金振替済通知 (新規記録)	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	規程第 180 条第 4 項	規程第 180 条第 4 項に定める時に入力

(2) 出力

機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
受付済通知、エラー通知、訂正済通知、振替済通知、振替実行済通知、振替未了通知、振替完了通知、振替未了理由変更通知、処理済通知、処理済通知 (更新情報付)、不能通知	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	-	振替済の通知等の通知
発行口記録情報通知 (DVP 方式)	午前 7 時から午後 3 時 30 分まで	規程第 52 条第 10 項 (同第 6 章及び第 7 章において読み替えて準用する場合を含む。)、同第 181 条第 8 項	規程第 52 条第 10 項に定める時に出力
発行口記録情報通知 (非 DVP 方式)	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	規程第 180 条第 3 項	規程第 180 条第 3 項に定める時に出力
新規記録済通知	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	規程第 52 条第 15 項 (同第 6 章及び第 7 章にお	-

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
		いて読み替えて準用する場合を含む。) 同第180条第6項、同第181条第13項	
抹消済通知	午前9時から午後3時30分まで	規程第205条第2項(同第207条及び第210条において準用する場合を含む。)	-

発行者(株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人)への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
発行口記録情報通知	午前7時から午後3時30分まで	規程第52条第10項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	-
新規記録済通知	午前9時から午後3時30分まで	規程第52条第15項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。)	-

発行・支払代理人への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
受付済通知、エラー通知、訂正済通知	午前9時から午後3時30分まで	-	受付済の通知等の通知
発行口記録情報通知(DVP方式)	午前7時から午後3時30分まで	規程第181条第8項	-
発行口記録情報通知(非DVP方式)	午前9時から午後3時30分まで	規程第180条第3項	-
新規記録済通知	午前9時から午後3時30分まで	規程第180条第6項、同第181条第13項	-

振替投資信託受益権の発行者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
新規記録済通知	午前9時から午後3時30分まで	規程第276条において読み替えて準用する第51条第5項	-
抹消済通知	午前9時から午後3時30分まで	規程第278条において読み替えて準用する第191条第2項	-

資金決済会社及び払込取扱銀行への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
資金決済情報通知(新規記録)	午前7時から午後8時まで	規程第52条第11項(同第6章及び第7章において読み替えて準用する場合を含む。) 同第181条第9項	-

資金決済情報通知（元利払い）	午前 9 時から午後 3 時 30 分まで	規程第 200 条	-
----------------	-----------------------	-----------	---

4 加入者情報 Web 端末

(1) 入力

機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
加入者情報登録・変更	午前 8 時 30 分から午後 4 時まで	規程第 31 条、同第 32 条	規則第 18 条、同第 23 条に定める日までに入力
加入者情報削除	午前 8 時 30 分から午後 4 時まで	規則第 28 条	削除の請求をする日に入力
振替先口座照会	午前 8 時 30 分から午後 4 時まで	規程第 56 条	照会する日の当日に入力
個別株主報告データ	午前 8 時 30 分から午後 4 時まで	規程第 154 条第 16 項（同第 6 章及び第 7 章において読み替えて準用する場合を含む。）	報告期限日までに入力
振替口座簿記録事項報告データ	午前 8 時 30 分から午後 4 時まで	規程第 157 条第 10 項（同第 6 章及び第 7 章において読み替えて準用する場合を含む。）	報告期限日までに入力
対象加入者保有株式数報告データ	午前 8 時 30 分から午後 4 時まで	規程第 158 条第 5 項	規程第 158 条第 5 項に定める日に入力

発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人）からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
情報提供請求（全部情報）データ	午前 8 時 30 分から午後 4 時まで	規程第 157 条第 1 項（同第 6 章及び第 7 章において読み替えて準用する場合を含む。）	請求をする日に入力
情報提供請求（部分情報）	午前 8 時 30 分から午後 4 時まで	規程第 158 条第 1 項（同第 6 章及び第 7 章において読み替えて準用する場合を含む。）	請求をする日に入力

(2) 出力

機構加入者への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
加入者情報照会	午前 8 時 30 分から午後 4 時まで	-	-
振替先口座照会	午前 8 時 30 分から午後 4 時まで	規程第 56 条第 1 項から第 4 項まで及び第 6 項	-

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
被照会状況の問合せ	午前 8 時 30 分から午後 4 時まで	規程第 56 条第 7 項	-
配当金振込指定取次ぎ履歴照会	午前 8 時 30 分から午後 4 時まで	-	-
情報提供請求(部分情報)取次ぎデータ	午前 8 時 30 分から午後 4 時まで	規程第 158 条第 4 項	-

発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人が選任されているときは株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人）への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
対象加入者保有株式数通知データ	午前 8 時 30 分から午後 4 時まで	規程第 158 条第 7 項	-

5 Target 保振サイト接続

(1) 入力

発行者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
発行者の決定事項等の通知	午前 0 時から午後 12 時まで	規程第 12 条	-

機構加入者からの入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
振替口座簿記録事項証明書交付請求・情報提供請求	午前 0 時から午後 12 時まで	規程第 287 条第 4 項	-
変更事項の届出等	午前 0 時から午後 12 時まで	規程第 20 条第 1 項等	間接口座管理機関も対象

(2) 出力

機構加入者及び間接口座管理機関への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
機構報	午前 0 時から午後 12 時まで	規程第 8 条第 2 号等	-
機構加入者通知その他	午前 0 時から午後 12 時まで	規程第 3 条第 2 項等	-

6 インターネット接続

(1) 入力

発行・支払代理人による入力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
銘柄情報 (CB)	午前 3 時から午前 12 時 30 分まで	規程第 178 条第 1 項	代理人専用 Web

(2) 出力

資金決済会社への出力

データの種別	データ授受の時間	規程又は規則	備考
元利払日程通知 (CB)	午前 3 時から午後 8 時まで	規程第 196 条	資金決済会社専用 Web
元利金請求データ (CB)	午前 3 時から午後 8 時まで	規程第 205 条	同上
元利金請求内容画定通知 (CB)	午前 3 時から午後 8 時まで	規程第 207 条	同上
元利金請求データ (CB)	午前 3 時から午後 8 時まで	規程第 208 条	同上

以上

別表 4

振替請求の種類	処理時限	振替未了又は振替不能の別	一時停止の申告の可否	備考
前日振替請求	振替日の業務開始時	振替未了	可	-
当日振替請求	振替請求の受付後直ちに	振替未了	可	-
前日振替請求（質権）	振替日の業務開始時	振替不能	否	請求の際に質権設定又は転質権設定である旨が示された場合には、振替先欄が質権欄である振替の申請又は振替通知事項の通知として取り扱う。
当日振替請求（質権）	振替請求の受付後直ちに	振替不能	否	同上
前日振替請求（譲渡担保）	振替日の業務開始時	振替不能	否	-
当日振替請求（譲渡担保）	振替請求受付後直ちに	振替不能	否	-
前日残高調整請求	振替日の業務開始時	振替不能	否	同一機構加入者の区分口座間の振替を行う場合のみ使用可能
当日残高調整請求	振替請求の受付後直ちに	振替未了	可	同上
先日付一般振替請求 - 連動 <決済照合システム連動>	振替日の業務開始時	振替未了	可	-
当日一般振替請求 - 連動 <決済照合システム連動>	振替請求の受付後直ちに	振替未了	可	-
先日付DVP振替請求 <決済照合システム連動>	振替日の業務開始時	第67条等に規定	可	ほぶりクリアリングのみ請求可能(決済照合システムへの入力にはDVP参加者が行う。)
当日DVP振替請求 <決済照合システム連動>	振替請求の受付後直ちに	第67条等に規定	可	同上
受入予定証券引渡完了請求	振替請求の受付後直ちに	振替不能	否	DVP参加者とほぶりクリアリングとの間の受入予定証券に係る振替にのみ利用

振替請求の種類	処理時限	振替未了又は振替不能の別	一時停止の申告の可否	備考
前日DVP振替請求(市場取引)	振替日の業務開始時	第64条等に規定	可	日本証券クリアリングのみ請求可能
当日DVP振替請求(市場取引)	振替請求の受付後直ちに	第64条等に規定	可	日本証券クリアリングのみ請求可能
前日証券担保指定・同解除請求	振替日の業務開始時	振替不能	否	DVP参加者とほふりクリアリングとの間の担保指定証券に係る振替にのみ使用
当日証券担保指定・同解除請求	振替請求の受付後直ちに	振替不能	否	同上
取得請求権付株式取得・振替請求	振替日の業務開始時	(事前残高確保)	否	取得請求権付株式の取得請求に伴う振替にのみ使用
単元未満株式買取・振替請求	振替日の業務開始時	(事前残高確保)	否	単元未満株式の買取請求に伴う振替にのみ使用

(注)

- この表において「振替未了」とは、処理時限欄に記載されている時刻において、各振替請求(前日DVP振替請求(市場取引)及び当日DVP振替請求(市場取引)を除く。)により減少の記録をすべき機構加入者口座に減少の記録をすべき数の記録がない場合、当該振替請求が一時停止となっている場合又は当該振替請求の振替実行条件が満たされていない場合には、当該数の記録が発生したとき、当該一時停止が解除されたとき又は当該振替実行条件が充足されたときに機構加入者口座に当該振替請求に係る減少の記録及び増加の記録をする処理のことをいう。振替日においては、振替未了状態となっているものに限り、振替請求の訂正又は撤回をすることができる。
- この表において「振替不能」とは、処理時限欄に記載されている時刻において、各振替請求により減少の記録をすべき機構加入者口座に減少の記録をすべき数の記録がない場合には、当該振替請求はなかったものとして扱う処理のことをいう。
- 振替未了又は振替不能の別欄が「振替未了」となっている種類の振替請求(前日DVP振替請求(市場取引)及び当日DVP振替請求(市場取引)を除く。)については、午後3時30分までに減少の記録をすべき機構加入者口座に減少の記録をすべき数の記録が発生しなかったとき、一時停止が解除されなかったとき又は振替実行条件が満たされなかったときは、振替不能として取り扱う。
- 振替未了又は振替不能の別欄において「振替未了」となっている種類の振替請求においても、減少の記録をすべき機構加入者口座が信託口の場合又は信託財産表示がされている分を指定した振替請求の場合には、振替不能として取り扱う。

以上

別表 5

処理順位	処理種別
1	全部抹消の処理
2	新株式数申告および調整株式数に係る記録の処理
3	新規記録の処理
4	保留残高の設定又は解除の処理
5	前日振替請求（質権）に係る振替の処理
6	前日振替請求（譲渡担保）に係る振替の処理
7	単元未満株式の買取請求および取得請求権付株式の取得請求に係る振替の処理
8	新株予約権行使に伴う自己株充当に係る抹消の処理
9	一部抹消の処理
10	前日残高調整請求に係る振替の処理
11	区分管理指定証券の指定又は解除の処理
12	前日DVP振替請求（市場取引）の処理
13	信託財産表示請求・同抹消請求の処理
14	先日付一般振替請求 - 連動に係る振替の処理
15	前日振替請求に係る振替の処理
16	担保指定証券に係る振替の処理
17	先日付DVP振替請求に係る振替の処理

（注）

- 1 同一処理種別内で複数の請求が競合する場合には、原則として受付順とする。
- 2 入力媒体が異なる等の理由により、受付順位が明確にならない場合は、次の順位による。
 ファイル伝送により受理したデータ
 統合Web端末により受理したデータ

以 上

株式等振替制度に係る手数料に関する規則

制定 平成 20 年 8 月 15 日

(目的)

第 1 条 この規則は、株式等の振替に関する業務規程（以下「規程」という。）第 286 条の規定に基づき、振替株式等の発行者、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社、払込取扱銀行及び機構に対し規程第 287 条第 1 項の規定に基づく請求を行う者（機構加入者の利害関係人に限る。）以下「徴収対象者」という。）が、機構に納入する手数料に関し、必要な事項を定める。

(用語)

第 2 条 この規則において、規程又は株式等の振替に関する業務規程施行規則の用語と同一の用語は、同一の意味を持つものとする。

(手数料)

第 3 条 徴収対象者は、別表に定める手数料（別表に定める手数料項目ごとに算出された金額の合計額をいう。）を機構が別に定めるところにより、機構に納入しなければならない。この場合において、当該手数料には、消費税及び地方消費税の相当額を加算するものとする。

(納入時期)

第 4 条 前条に規定する手数料の納入時期は、次の各号に掲げる徴収対象者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 振替株式等の発行者

前年 12 月から 5 月までの 6 か月分については 6 月の最終営業日まで、6 月から 11 月までの 6 か月分については 12 月の最終営業日まで

(2) 株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社、払込取扱銀行

当月分について翌月の最終営業日まで

(3) 機構に対し規程第 287 条第 1 項の規定に基づく請求を行う者（機構加入者の利害関係人に限る。）

機構が別に指定する日まで

(遅延損害金)

第 5 条 機構は、徴収対象者が前条に規定する納入時期までに手数料を納入しなかった場合には、未納入金額 100 円につき 1 日 4 銭の割合による遅延損害金を当該徴収対象者から徴収することができる。

附 則

- 1 この規則は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）附則第 1 条本文に規定する同法施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 規程附則第 2 条における参加者が、施行日において機構加入者口座の開設を受ける場合の口座開設金は、別表の 1 . にかかわらず、当該機構加入者口座のうち、施行日前日において株券等に関する業務規程第 18 条に基づき開設されていた区分口座と同一性を有しない区分口座（別に機構が定める場合を除き、機構加入者コードが株券等に関する業務規程施行規則第 9 条第 2 項に定める参加者コードと異なる区分口座をいう。）の数に 30 万円を乗じた額とする。
- 3 施行日に行われる振替のうち、前日振替請求又は前日残高調整請求により行われたもの（同一機構加入者の区分口座間の振替に係るものに限る。）については、別表の 1 . に定める振替手数料は適用しない。
- 4 規程附則第 5 条、第 19 条及び第 20 条に基づく新規記録については、別表の 2 . に定める新規記録手数料は適用しない。
- 5 規程附則第 16 条及び第 29 条に規定する振替受入簿謄本又は抄本の交付の請求を行った者は、当該謄本又は抄本 1 通につき 500 円（1 通の枚数が 10 枚を超えるものについては、10 枚を超えた枚数 1 枚につき 10 円を加算する。）を支払うものとする。
- 6 規程附則第 32 条に規定する参加者口座簿の写しの交付請求については、別表の 1 . に定める振替口座簿記録事項証明書交付手数料を準用する。
- 7 施行日前に支払われた元利金に係る元利金支払内容証明書の交付の請求を行った者は、当該証明書 1 通につき 500 円（1 通の枚数が 10 枚を超えるものについては、10 枚を超えた枚数 1 枚につき 10 円を加算する。）を支払うものとする。

株式等振替制度に係る手数料表

1. 機構加入者に対する手数料

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率
振替手数料	振替株式	(1) 一般振替（次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。）の場合 a 株式等の振替に関する業務規程施行規則（以下「規則」という。）第 53 条に規定する振替請求に基づく振替（次の b 及び c の振替を除く。）においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者 b 規則第 65 条第 1 項に規定する DVP 振替請求に基づく振替においては、渡方 DVP 参加者 c 規則第 69 条に規定する振替請求又は同規則第 70 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する振替請求（当該振替請求に DVP 口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。）に基づく振替においては、受方 DVP 参加者	<p>当月の振替件数（ただし、次の 、 及び に該当するものを除く。）</p> <p>当月の振替件数のうち、6,000 件に月間の営業日数を乗じた件数を超える部分</p> <p>1 件につき 180 円</p> <p>当月の振替件数のうち、500 件に月間の営業日数を乗じた件数以下の部分</p> <p>1 件につき の料率の 50%</p> <p>当月の振替件数のうち、単元未満振替（振替 1 件における振替株数が当該銘柄の単元株式数を下回る場合における振替をいう。）に係る振替件数の部分（ただし、前又は に該当しないものに限る。）</p> <p>1 件につき の料率の 50%</p>
		(2) 区分口座間振替等（次の a から c の振替をいう。）の場合 a 規則第 53 条に規定する振替請求に基づく振替（同一機構加入者の区分口座間の振替に限る。）においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者 b 規則第 68 条に規定する担保指定証券に係る振替請求に基づく振替においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者 c 規則第 70 条第 2 項に規定する振替対象証券残高間に係る振替請求（当該振替請求に DVP 口座の担保指定証券残高	振替 1 件につき 18 円

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
		<p>が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替又は指定申請が、他の機構加入者の機構加入者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者</p>		
		<p>(3) 日本証券クリアリングの決済に係る振替 日本証券クリアリング</p>	<p>当月の振替件数(ただし、次の及びに該当するものを除く。) 当月の振替件数のうち、4,000件に月間の営業日数を乗じた件数を超える部分 当月の振替件数のうち、500件に月間の営業日数を乗じた件数以下の部分</p>	<p>1件につき 90円 1件につき 料率の50% 1件につき 料率の50%</p>
	<p>振替新株予約権 付社債 振替新株予約権</p>	<p>(1) 一般振替(次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。)の場合</p> <p>a 規則第246条(同規則第342条において準用する場合を含む。以下この区分において同じ。)に規定する振替請求に基づく振替(次のb及びcの振替を除く。)においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者</p> <p>b 規則第253条第1項に規定するDVP振替請求に基づく振替においては、渡方DVP参加者</p> <p>c 規則第257条に規定する振替請求又は同規則第258条第1項若しくは第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。)に基づく振替においては、受方DVP参加者</p>	<p>振替 1件につき 200円</p>	

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率
		<p>(2) 区分口座間振替等（次のaからcの振替をいう。）の場合</p> <p>a 規則第 246 条に規定する振替請求に基づく振替（同一機構加入者の区分口座間の振替に限る。）においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者</p> <p>b 規則第 256 条に規定する担保指定証券に係る振替請求に基づく振替においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者</p> <p>c 規則第 258 条第 2 項に規定する振替対象証券残高間に係る振替請求（当該振替請求に DVP 口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替又は指定請求が、他の機構加入者の機構加入者口座への振替請求でない場合に限る。）に基づく振替においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者</p>	振替 1 件につき 20 円
		(3) 日本証券クリアリングの決済に係る振替 日本証券クリアリング	振替 1 件につき 100 円
	振替投資口 振替優先出資 振替投資信託受 益権	<p>(1) 一般振替（次の(2)及び(3)の振替以外の振替をいう。）の場合</p> <p>a 規則第 351 条、第 352 条及び第 355 条においてそれぞれ準用する（以下この区分において同じ。）同規則第 53 条に規定する振替請求に基づく振替（次の b 及び c の振替を除く。）においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者</p> <p>b 規則第 65 条第 1 項に規定する DVP 振替請求に基づく振替においては、渡方 DVP 参加者</p> <p>c 規則第 69 条に規定する振替請求又は同</p>	振替 1 件につき 180 円

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率
		規則第70条第1項若しくは第2項に規定する振替請求(当該振替請求にDVP口座の受入予定証券残高が充当される場合に限る。)に基づく振替においては、受方DVP参加者	
		(2) 区分口座間振替等(次のaからcの振替をいう。)の場合 a 規則第53条に規定する振替請求に基づく振替(同一機構加入者の区分口座間の振替に限る。)においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者 b 規則第68条に規定する担保指定証券に係る振替請求に基づく振替においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者 c 規則第70条第2項に規定する振替対象証券残高間に係る振替請求(当該振替請求にDVP口座の担保指定証券残高が充当される場合であり、かつ、当該振替請求の原因となる振替又は指定請求が、他の機構加入者の機構加入者口座への振替請求でない場合に限る。)に基づく振替においては、渡方機構加入者及び受方機構加入者	振替 1件につき 18円
		(3) 日本証券クリアリングの決済に係る振替 日本証券クリアリング	振替 1件につき 90円
口座管理手数料			
機構加入者口座数比例部分	共通	機構加入者	区分口座 1口座につき 月額1万円
口座残高比例部分	振替株式	口座残高を有する機構加入者	月平均口座残高(当該月の機構加入者であった各営業日における全ての区分口座に係る残高の合計額を利用営業日数(当該月の機構加入者であった日数をいう。以下同じ。)で除した数をいう。以下同じ。)について 1単元につき 月額

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率
			50万単元以下の部分 0.40円 50万単元超 150万単元以下の部分 0.28円 150万単元超 300万単元以下の部分 0.24円 300万単元超 500万単元以下の部分 0.20円 500万単元超 700万単元以下の部分 0.16円 700万単元超 1,000万単元以下の部分 0.12円 1,000万単元超 2,000万単元以下の部分 0.08円 2,000万単元超 3,000万単元以下の部分 0.04円 3,000万単元超 5,000万単元以下の部分 0.02円 5,000万単元超の部分 0.01円
		担保専用口に口座残高を有する機構加入者	担保専用口の月平均口座残高について 1単元につき 月額0.02円
		外国人株式記録口に口座残高を有する機構加入者	外国人株式記録口に記録された外国人保有制限銘柄の月平均口座残高について 1単元につき 月額0.04円
	振替新株予約権付社債	口座残高を有する機構加入者	月平均口座残高について 40万振替単位以下の部分 1.0円 40万振替単位超 100万振替単位以下の部分 0.9円 100万振替単位超の部分 0.8円
	振替新株予約権	口座残高を有する機構加入者	月平均口座残高について 40万振替単位以下の部分 1.0円 40万振替単位超 100万振替単位以下の部分 0.9円 100万振替単位超の部分 0.8円
	振替投資口	口座残高を有する機構加入者	月平均口座残高について 50万口以下の部分 0.40円 50万口超 150万口以下の部分 0.28円 150万口超 300万口以下の部分 0.24円 300万口超 500万口以下の部分 0.20円 500万口超 700万口以下の部分 0.16円 700万口超 1,000万口以下の部分 0.12円 1,000万口超 2,000万口以下の部分 0.08円 2,000万口超 3,000万口以下の部分 0.04円 3,000万口超 5,000万口以下の部分 0.02円 5,000万口超の部分 0.01円
		担保専用口に口座残高を有する機構加入者	担保専用口の月平均口座残高について 1口につき 月額0.02円

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率		
	振替優先出資	口座残高を有する機構加入者	月平均口座残高について 50万円以下の部分 50万円超 150万円以下の部分 150万円超 300万円以下の部分 300万円超 500万円以下の部分 500万円超 700万円以下の部分 700万円超 1,000万円以下の部分 1,000万円超 2,000万円以下の部分 2,000万円超 3,000万円以下の部分 3,000万円超 5,000万円以下の部分 5,000万円超の部分	1口につき 月額 0.40円 0.28円 0.24円 0.20円 0.16円 0.12円 0.08円 0.04円 0.02円 0.01円	
		担保専用口に口座残高を有する機構加入者	担保専用口の月平均口座残高について	1口につき 月額0.02円	
	振替投資信託受益権	口座残高を有する機構加入者	月平均口座残高について 5万円以下の部分 5万円超 15万円以下の部分 15万円超 30万円以下の部分 30万円超 50万円以下の部分 50万円超 70万円以下の部分 70万円超 100万円以下の部分 100万円超 200万円以下の部分 200万円超 300万円以下の部分 300万円超の部分	1口につき 月額 0.40円 0.28円 0.24円 0.20円 0.16円 0.12円 0.08円 0.04円 0.02円	
		担保専用口に口座残高を有する機構加入者	担保専用口の月平均口座残高について	1口につき 月額0.02円	
	加入者口座数比例部分	共通	加入者の口座を開設する機構加入者	月平均加入者口座数（当該月の機構加入者であった各営業日における当該機構加入者が開設する加入者の口座の数の合計額を利用営業日数で除した数をいう。）について 10万口座以下の部分 10万口座超 100万口座以下の部分 100万口座超の部分	1口座につき 月額 4円 3円 2円
	口座開設金	共通	機構加入者口座の開設を受けた機構加入者	新たに機構加入者となったとき	100万円
新たに機構加入者となった者が、2以上の区分口座の開設を受けるとき、1を超える区分口座について				1口座につき 30万円	

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
			既に機構加入者である者が、開設を受ける区分口座について	1口座につき 30万円
抹消手数料	共通	抹消または買入消却に係る請求を行った機構加入者	請求 1件につき 200円	
口座照会手数料	共通	振替先口座等の照会を行う機構加入者	照会 1件につき 100円	
		振替先口座等の照会結果または被照会状況に係るデータのダウンロードを行う機構加入者	ダウンロード 1件につき 100円	
各種取次等手数料				
各種取次に係る手数料	振替株式 振替新株予約権 付社債 振替新株予約権 振替投資口 振替優先出資	次の(1)から(9)に掲げる取次ぎの請求を行う機構加入者 (1) 口座通知の取次ぎ (2) 取得請求権付株式の取得請求の取次ぎ (3) 単元未満株式の買取請求の取次ぎ (4) 単元未満株式の売渡請求の取次ぎ (5) 配当金振込指定の取次ぎ (6) 振替新株予約権付社債のプットオプション行使請求の取次ぎ (7) 振替新株予約権付社債の新株予約権行使請求の取次ぎ (8) 振替新株予約権の新株予約権行使請求の取次ぎ (9) 機構名義失念株式に係る特別口座開設請求の取次ぎ	取次ぎの請求 1件につき 300円 ただし、振替新株予約権の新株予約権行使請求の取次ぎにあつては、当該新株予約権の目的である振替株式1単元(1単元に満たない数は切り上げる。)につき60円を、振替新株予約権付社債の新株予約権行使請求の取次ぎにあつては、各社債の金額1円につき0.00006円を加算する。	
個別移行手数料	振替新株予約権 付社債 振替投資信託受益権	個別移行の申請(規程附則第11条第1項(同条第10項により申請がなされたものとみなされるものを除く。)同規程附則第24条第1項に規定する移行申請をいう。)の取次ぎを行った機構加入者	新株予約権付社債券又は上場投資信託受益証券 1枚につき 500円	
各種証明書交付手数料				
振替口座簿記録事項証明書交付手数料	共通	振替口座簿記録事項証明書の交付及び振替口座簿記録事項に係る情報の提供を受けた機構加入者	Target 保振サイトによる提供の場合	請求 1件につき 500円
			書面による交付の場合	証明書 1通につき 500円 ただし、1通の枚数が10枚を超えるものについては、10枚を超えた枚数1枚につき10円

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
				を加算する。 また、送付1件につき、1,000円を加算する。
社債権者集会用 証明書交付手数料	振替新株予約権 付社債	社債権者集会用証明書の交付を受けた機構加入者	証明書 1通につき 500円 ただし、1通の枚数が10枚を超えるものについては、10枚を超えた枚数1枚につき10円を加算する。	
元金請求内容 情報及び決済予 定額情報提供手 数料	振替新株予約権 付社債	元金請求内容情報及び決済予定額情報ファイルの提供及び元金制球内容情報及び決済予定額情報確認書の交付を受けた機構加入者並びに支払代理人	元金請求内容情報及び決済予定額情報をファイルにて提供する場合	1ファイルにつき 500円
			元金請求内容情報及び決済予定額情報を確認書にて交付する場合	確認書 1通につき 500円 ただし、1通の枚数が10枚を超えるものについては、10枚を超えた枚数1枚につき10円を加算する。

- (注) 1. 日本証券クリアリングの決済に係る振替に関する振替手数料は、規則第62条第1項に規定する渡方現物清算参加者の機構加入者口座から日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)への振替及び日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)から同項に規定する受方現物清算参加者の機構加入者口座への振替について、渡方現物清算参加者においては渡方現物清算参加者の機構加入者口座から日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、受方現物清算参加者においては日本証券クリアリングの機構加入者口座(決済口)から受方現物清算参加者の機構加入者口座への振替における渡方及び受方に係る振替件数を、当該渡方現物清算参加者又は受方現物清算参加者となった機構加入者ごとに集計した上で徴収料率を適用して算出した額の合計額とする(振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口及び振替優先出資、振替上場投資信託受益権の算出において同じ。)
2. 振替手数料について、当月中に新たに機構加入者となった場合又は機構加入者でなくなった場合の営業日数については、当該月の機構加入者であった期間の営業日数とする。
3. 当月中に新たに機構加入者となった場合又は機構加入者でなくなった場合の口座管理手数料については、各徴収料率を適用して算出した額に、利用営業日数を乗じて当該月の営業日数で除した額とする。
4. 既に機構加入者である者が、当月中に区分口座の開設を受けた場合又は区分口座の一部を廃止した場合の口座管理手数料の機構加入者口座数比例部分については、各営業日における区分口座数の合計数を当該月の営業日数で除した数に徴収料率を適用して算出した額とする。
5. 振替株式における口座管理手数料の口座残高比例部分については、単元株制度を採用していない銘柄については、1株を1単元とみなして適用する。
6. DVP口座に係る口座管理手数料の口座残高比例部分については、受入予定証券の月平均残高を受方DVP参加者の月平均口座残高に、担保指定証券の月平均残高を当該担保指定証券の差入れを行ったDVP参加者の月平均口座残高にそれぞれ加算して得た数に、各徴収料率を適用して算出した額から、各DVP参加者の月平均口座残高について計算した口座管理手数料における口座残高比例部分の手数料相当額を控除した額の合計額とする。
7. 振替新株予約権付社債及び振替新株予約権における口座管理手数料の口座残高比例部分の算出に係る振替単位とは、振替新株予約権付社債については各社債の金額、振替新株予約権については新株予約権の数をいう。
8. 振替投資口、振替優先出資及び振替投資信託受益権における口座管理手数料の口座残高比例部分の算出に際しての口座残高については、金融商品取引所が定めた売買単位が1口以外の銘柄の場合には、当該銘柄の口座残高を当該売買単位の口数で除した数とする。

9. 口座管理手数料の加入者口座数比例部分における加入者の口座の数とは、機構の備える加入者情報登録簿に登録された機構加入者の加入者及び当該機構加入者の下位機関の加入者に係る加入者口座情報（当該機構加入者が信託財産名義の取扱いの申出をしている場合における信託財産名義に係る加入者口座情報を含む。）の数をいう。
10. 抹消手数料については、振替株式又は振替新株予約権の消却に係る一部抹消、振替新株予約権付社債の買入消却に係る一部抹消及び振替投資信託受益権の交換に係る一部抹消等を対象とする。
11. 各種取次等手数料のうち、単元未満株式の買取請求の取次ぎに係る手数料については、振替新株予約権付社債の新株予約権行使請求と同時に行う単元未満株式の買取請求の取次ぎについては、徴収対象としない。
12. 各種取次等手数料のうち、単元未満株式の買取請求の取次ぎ及び単元未満株式の売渡請求の取次ぎに係る手数料については、機構が取り次いだ請求のうち、会社が無効としたものについては、徴収対象としない。
13. 個別移行手数料については、規程附則第 11 条第 7 項の規定により、特例加入者の直近上位機関が機構に対し、直接、移行申請の取次ぎを行った場合には、当該直近上位機関の上位機関である機構加入者を徴収対象者とする。
14. 振替口座簿記録事項証明書、社債権者集会用証明書並びに元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書については、同一日に同一の種類（振替口座簿記録事項証明書の場合は、内訳を含む。）の交付請求を行ったものを 1 通（振替口座簿記録事項証明書の Target 保振サイトによる提供は 1 件）とする。

2. 発行者に対する手数料

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
振替制度利用料	振替株式 振替投資口 振替優先出資	取扱銘柄の発行者	取扱銘柄 1銘柄につき 月額 47,000円	
			当月末までに到来した最終の株主確定日等(株主確定日、投資主確定日及び優先出資者確定日をいう。)に係る総株主通知等(総株主通知、総投資主通知及び総優先出資者通知をいう。以下同じ。)における株主等(株主、投資主及び優先出資者をいう。以下同じ。)の数について	株主等 1人につき 月額
		2万人以下の部分	4.0円	
		2万人超10万人以下の部分	2.8円	
		10万人超の部分	1.2円	
振替新株予約権 付社債 振替新株予約権	取扱銘柄の発行者	取扱銘柄 1銘柄につき 月額 10,000円		
		月平均機構取扱残高(当該月の取扱いを行っていた各営業日における機構取扱残高の合計額を取扱営業日数(当該月の銘柄の取扱いを行っていた営業日数をいう。以下同じ。)で除した額をいう。)について	1振替単位につき 月額	
		1万振替単位以下の部分	0.8円	
		1万振替単位超5万振替単位以下の部分	0.5円	
		5万振替単位超の部分	0.3円	
振替投資信託受 益権	取扱銘柄の発行者	取扱銘柄 1銘柄につき 月額 22,000円		
		当月末までに到来した最終の計算期間終了日に係る受益者登録の取次ぎにおける受益者数について	受益者 1人につき 月額	
		2万人以下の部分	2.0円	
		2万人超10万人以下の部分	1.4円	
		10万人超の部分	0.6円	
新規記録手数料	共通	新規記録に係る取扱銘柄の発行者	同一日における同一の種類の新規記録について	1件につき
			2万件以下の部分	200円
			2万件超10万件以下の部分	140円
			10万件超の部分	60円
銘柄情報公示手数料	共通	銘柄内容の提供の対象となった取扱銘柄の発行者	銘柄内容の提供 1件につき 200円	
個別株主通知手数料	振替株式 振替投資口 振替優先出資	機構から個別株主通知等(個別株主通知、個別投資主通知及び個別優先出資者通知をいう。以下同じ。)を受けた発行者	月間の同一銘柄に係る個別株主通知等について	1件につき
			40件以下の部分	1,000円
			40件超の部分	500円
情報提供請求手数料				

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
情報提供請求取次手数料	振替株式 振替投資口 振替優先出資	情報提供請求を行った発行者	ファイル伝送による請求の場合	取次ぎ 1件につき 300円
			加入者情報 Web 端末による請求の場合 株主等照会コードを指定した場合 氏名又は名称及び住所の全部を指定した場合 氏名又は名称及び住所の一部を指定した場合	1件につき 1,000円 1,500円 3,000円
情報提供手数料	振替株式 振替投資口 振替優先出資	機構から機構に備える振替口座簿に記録された情報の提供を受けた発行者	提供 1件につき 500円	
			ただし、 請求対象期間が1日を超える場合には、1日を超える日数1日につき 10円 書面による交付の場合で10枚を超える場合には、10枚を超える枚数1枚につき 10円 をそれぞれ加算する。	
総株主通知等手数料	振替株式 振替投資口 振替優先出資	総株主通知等の請求を行った発行者	請求 1回につき 40万円	
			総株主通知等における株主等の数について 2万人以下の部分 2万人超10万人以下の部分 10万人超の部分	株主等 1人につき 30円 21円 9円
	振替新株予約権付社債	総新株予約権付社債権者通知を受けた発行者	1回につき 12万円	
			総新株予約権付社債権者通知における新株予約権付社債権者の数について 1,000人以下の部分 1,000人超5,000人以下の部分 5,000人超の部分	新株予約権付社債権者 1人につき 10円 7円 3円
振替新株予約権	総新株予約権者通知を受けた発行者	1回につき 12万円		
		総新株予約権者通知における新株予約権者の数について 1,000人以下の部分 1,000人超5,000人以下の部分 5,000人超の部分	新株予約権者 1人につき 10円 7円 3円	
外国人保有比率等期中公表手数料	振替株式	外国人保有制限銘柄の発行者	外国人保有制限銘柄 1銘柄につき 月額2万円	

(注) 1. 発行者に対する手数料については、月ごとに算出する。

2. 発行者に対する手数料については、同一の発行者が複数の銘柄を発行している場合は、銘柄ごとに算出する。

- 3．月中に取扱開始又は取扱廃止があった場合の振替制度利用料については、各徴収料率を適用して算出した額に、取扱営業日数を乗じて当該月の営業日数で除した額とする。
- 4．振替株式、振替投資口及び振替優先出資における振替制度利用料の算出に係る総株主通知等における株主等の数は、取扱開始から当月末までに株主確定日等が到来していない場合には、別に定めるところによる。
- 5．振替新株予約権付社債及び振替新株予約権における振替制度利用料の振替単位とは、振替新株予約権付社債については各社債の金額、振替新株予約権については新株予約権の数をいう。
- 6．新規記録手数料における新規記録の件数とは、新規記録を行う対象となる加入者の口座（自己口であるものに限る。）の数をいう。
- 7．新規記録手数料については、振替新株予約権付社債及び振替新株予約権の新株予約権の行使に対して自己株式の交付を行う場合を含むものとする。
- 8．新規記録手数料については、新株式数申告を伴うものは、徴収対象としない。
- 9．情報提供手数料については、書面による交付の場合には、その送付に係る実費相当額を加算する。
- 10．振替株式、振替投資口及び振替優先出資における総株主通知等手数料については、規程第 151 条第 1 項（同規程第 271 条及び第 272 条において準用する場合を含む。）における正当な理由がある場合の総株主通知等の請求について対象とする。ただし、規則第 195 条第 2 項（同規則第 351 条及び第 352 条において準用する場合を含む。）に定める、発行者が四半期会計期間の末日ごとに総株主通知等の請求をする旨をあらかじめ機構に通知した場合の当該総株主通知等については、総株主通知等手数料の対象外とする。
- 11．月中に外国人保有制限銘柄となった場合又は外国人保有制限銘柄でなくなった場合の外国人保有比率等期中公表手数料については、徴収料率を適用して算出した額に、外国人保有制限銘柄であった営業日数を乗じて当該月の営業日数で除した額とする。

3. その他の徴収対象者に対する手数料

手数料項目	区分	徴収対象者	徴収料率	
間接口座管理機関定額負担金	共通	機構より承認を得た間接口座管理機関	間接口座管理機関の承認について 1件につき 30万円	
システム接続準備手数料	共通	機構とシステム接続（統合 Web 端末、ファイル伝送又はオンラインリアルタイム接続をいう。）をする者及び資金決済専用 WEB により元利金の受領に係る資金決済情報を入手する者（ただし、機構加入者として接続する場合は除く。）	システム接続の開始について 1社につき 5万円	
システム接続手数料	共通	機構とファイル伝送又はオンラインリアルタイム接続をする者及び資金決済専用 WEB により元利金の受領に係る資金決済情報を入手する者（ただし、機構加入者として接続する場合又は払込取扱銀行のみとして接続する場合は除く。）	1社につき 月額 1万円	
端末接続料	共通			
統合 Web 端末接続料		統合 Web 端末の利用者	業務担当ユーザ ID 数について 5 以下の部分 5 超 10 以下の部分 10 超の部分	1 ID につき 月額 1万円 5,000円 1,000円
加入者情報 Web 端末接続料		加入者情報 Web 端末の利用者	業務担当ユーザ ID 数について 5 以下の部分 5 超 10 以下の部分 10 超の部分	1 ID につき 月額 1万円 5,000円 1,000円
振替口座簿記録事項証明書交付手数料	共通	振替口座簿記録事項証明書の請求を行った利害関係人	証明書 1通につき 500円 ただし、1通の枚数が10枚を超えるものについては、10枚を超えた枚数1枚につき10円を加算する。	

(注) 1. 月中にシステム接続の開始又は停止若しくは中止があった場合のシステム接続手数料については、徴収料率に接続営業日数(当該月のシステム接続をしていた営業日数をいう。)を乗じて当該月の営業日数で除した額とする。

2. 統合 Web 端末接続料及び加入者情報 Web 端末接続料については、各営業日における業務担当ユーザ ID 数に各徴収料率を適用して算出した額の合計額を、当該月の営業日数で除した額とする。

大幅な株式分割等が行われた銘柄に関する株式等振替制度に係る手数料に関する規則の特例

制定 平成 20 年 8 月 15 日

(目的)

第 1 条 この特例は、大幅な株式分割等が行われた銘柄に関し、株式等振替制度に係る手数料に関する規則（以下「規則」という。）の特例を定める。

(用語)

第 2 条 この特例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 分割比率 株式の分割において、分割後の発行済株式の総数を分割前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。
- (2) 割当比率 株式無償割当てにおいて、割当て後の発行済株式の総数を割当て前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。
- (3) 併合比率 株式の併合において、併合後の発行済株式の総数を併合前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。
- (4) 単元株式数の変更比率 単元株式数の変更において、変更前の単元株式数を変更後の単元株式数で除して得た数をいう。
- (5) 分割等による調整率 平成 13 年 10 月 1 日以降行われた株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又は単元株式数の変更（金融商品取引所に上場（日本証券業協会が証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）による改正前の証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 67 条第 2 項に規定する店頭売買有価証券市場を閉鎖した日前における同協会への登録を含む。）される前に行われたものを除く。）について、それぞれ行われる都度算出された分割比率、割当比率、併合比率又は単元株式数の変更比率をそれぞれ乗じて得た数をいう。
- (6) 特例銘柄 分割等による調整率が 10 以上である株式の銘柄をいう。

(口座管理手数料の算出方法)

第 3 条 規則別表に定める口座管理手数料の算出に際しての特例銘柄に係る口座残高は、10 を分割等による調整率で除して得た数を乗じて算出するものとする。

(分割等による調整率の変更日)

第4条 新たに分割等が行われた場合の調整率の変更は、当該分割等の効力発生日に行うこととする。

附 則

この特例は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）附則第1条本文に規定する同法施行の日から施行する。

株式等振替システムの利用に関する規則

制定 平成 20 年 8 月 15 日

(目的)

第 1 条 この規則は、株式等の振替に関する業務規程（以下「規程」という。）第 292 条の規定に基づき、振替株式等の発行者（株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人が選任されている場合には株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人） 機構加入者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、払込取扱銀行及び受託会社（以下「利用者」という。）が、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が行う株式等の振替に関する業務に係る利用者の業務の処理に、機構の株式等振替制度に係るシステム（以下「機構システム」という。）を利用することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において利用者の機構システムの利用とは、株式等の振替に関する業務規程及び株式等の振替に関する業務規程施行規則の規定に基づき利用者が行う業務の処理における次の各号に掲げる方法による機構との間のデータ授受をいう。

- (1) 利用者の事務所又は機構が認めた場所に利用者が設置する機構が提供する統合 Web 機能を利用するための端末装置（以下「統合 Web 端末」という。）からの入出力
- (2) 利用者のコンピュータ・システム（以下「利用者システム」という。）によるデータ授受の方法のうち、そのデータをファイルとして伝送する方式であってこの規則に定めるところによるもの（以下「ファイル伝送」という。）
- (3) ファイル伝送以外の利用者システムによるデータ授受の方法であってこの規則に定めるところによるもの（以下「オンライン・リアルタイム接続」という。）
- (4) 利用者の事務所又は機構が認めた場所に利用者が設置する機構が提供する加入者情報の通知その他の機能を利用するための端末装置（以下「加入者情報 Web 端末」という。）からの入出力
- (5) 利用者によるこの規則に定めるところにより作成する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体の機構への提出
- (6) インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用し、機構の使用に係る電子計算機に備えられた情報の内容を電気通信回線を通じて通知をする方法及び利用者が設置する当該通知を受信するための端末装置（以下「インターネット端末」という。）からの入力（以下「インターネット接続」という。）

(統合 Web 端末及び加入者情報 Web 端末)

第 3 条 利用者は、業務の処理を統合 Web 端末又は加入者情報 Web 端末（以下「統合

Web端末等」という。)からの入出力により行う場合には、所定の届出書を機構に提出するものとする。この場合において、当該統合Web端末等が、利用者が業務の処理を委託している者(以下「計算会社等」という。)の端末であるときは、当該届出書にその旨を記載するものとする。

- 2 統合Web端末等と機構システムとを接続する回線設備の開設は、前項の届出書の記載に基づいて、利用者が行うものとする。
- 3 第1項後段の場合において、発生した事故等については、それぞれの間で解決するものとする。

(統合Web端末等による計算会社等とのデータ授受)

第4条 利用者が利用する統合Web端末等が計算会社等の統合Web端末等である場合には、当該計算会社等の統合Web端末等と機構システムとの間で授受したデータは、当該計算会社等に業務を委託した利用者の統合Web端末等と機構システムとの間で授受したものとして取り扱う。

(統合Web端末等の運用等)

- 第5条 利用者は、機構が定める接続仕様書及び操作要領等の定めに従い、善良な管理者の注意をもって統合Web端末等による事務の処理及び統合Web端末等の取扱いを行うものとする。
- 2 利用者は、統合Web端末等の接続仕様に、やむを得ない理由により変更の必要が生じ、機構からその旨の申入れがあったときは、機構の指示に従ってこれに対応するものとする。
 - 3 利用者は、統合Web端末等に障害が生じた場合には、速やかに機構に連絡するものとする。

(統合Web端末等に係る費用負担)

第6条 株式等振替制度に係る手数料に関する規則に定める手数料のほか、統合Web端末等の使用に係る端末料(統合Web端末等の設置及び保守に係る費用をいう。)電力料及び消耗品等の費用並びに統合Web端末等と機構システムとを接続する回線設備に係る費用(回線使用料及び敷設工事負担金等をいう。以下同じ。)は、利用者の負担とする。

(回線接続)

第7条 利用者は、利用者システムと機構システムとの間につき、ファイル伝送又はオンライン・リアルタイム接続(以下「ファイル伝送等」という。)に係る通信回線の接続(以下「回線接続」という。)をする場合には、所定の届出書を機構に提出するものとする。

この場合において、回線接続する利用者システムが、計算会社等のシステムであるときは、当該届出書にその旨を記載するものとする。

- 2 回線接続に係る回線設備の開設は、機構の定めるところに従い、利用者が行うものとする。

(回線接続による計算会社等とのデータ授受)

第8条 回線接続する利用者システムが計算会社等のシステムである場合には、当該回線接続を介したファイル伝送等により計算会社等のシステムと機構システムとの間で授受したデータは、当該計算会社等に業務を委託した利用者の利用者システムと機構システムとの間で授受したものとして取り扱う。

(回線接続の運用等)

第9条 利用者は、回線接続及びファイル伝送等による事務の処理につき、機構が定める接続仕様書及び運用要領の定めに従い行うものとし、これらに関する事務を、善良な管理者の注意をもって取り扱うものとする。

- 2 利用者は、回線接続の接続仕様に、やむを得ない理由により変更の必要が生じ、機構からその旨の申入れがあったときは、機構の指示に従ってこれに対応するものとする。
- 3 利用者は、ファイル伝送等による事務の処理につき、機構と取決めを行い、その内容を記載した届出書を機構に提出するものとする。
- 4 第5条第3項の規定は、回線接続に障害が発生した場合（ファイル伝送等によるデータ授受ができない状態になった場合で、その原因が明らかでないときを含む。）について準用する。

(回線接続に係る費用負担)

第10条 株式等振替制度に係る手数料に関する規則に定める手数料のほか、回線接続のための回線設備に係る費用は、利用者の負担とする。

(電磁的方法による記録に係る記録媒体の作成等)

第11条 第2条第5号に掲げる電磁的方法による記録に係る記録媒体の作成は、機構が定める接続仕様書によるものとする。

- 2 前項に規定する電磁的方法による記録に係る記録媒体の作成及びその機構への提出を計算会社等に委託する利用者は、所定の届出書を機構に提出するものとする。
- 3 前項の場合において、電磁的方法による記録に係る記録媒体の作成及び提出についての責任は、当該利用者が負うものとする。

(電磁的方法による記録に係る記録媒体の調達)

第 12 条 利用者が機構に提出する電磁的方法による記録に係る記録媒体は、利用者が調達するものとする。

(インターネット接続)

第 13 条 利用者は、業務の処理をインターネット接続により行う場合には、所定の届出書を機構に提出するものとする。この場合において、インターネット端末が計算会社等のインターネット端末であるときは、当該届出書にその旨を記載するものとする。

2 インターネット接続に係る回線設備の開設は、前項の届出書の記載に基づいて、利用者が行うものとする。

3 第 1 項後段の場合において、発生した事故等については、それぞれの間で解決するものとする。

(インターネット接続による計算会社等とのデータ授受)

第 14 条 利用者が利用するインターネット端末が計算会社等のインターネット端末である場合には、当該計算会社等のインターネット端末と機構システムとの間で授受したデータは、当該計算会社等に業務を委託した利用者のインターネット端末と機構システムとの間で授受したものとして取り扱う。

(インターネット接続の運用等)

第 15 条 利用者は、機構が定める接続仕様書及び操作要領等の定めに従い、善良な管理者の注意をもってインターネット接続による事務の処理を行うものとする。

2 利用者は、インターネット接続の接続仕様に、やむを得ない理由により変更の必要が生じ、機構からその旨の申入れがあったときは、機構の指示に従ってこれに対応するものとする。

3 利用者は、インターネット接続に障害が生じた場合は、速やかに機構に連絡するものとする。

(インターネット接続に係る費用負担)

第 16 条 株式等振替制度に係る手数料に関する規則に定める手数料のほか、インターネット接続に係る端末料(インターネット端末の設置及び保守に係る費用をいう。)、電力料及び消耗品等の費用並びにインターネット端末と機構システムとを接続する回線設備に係る費用(回線使用料及び敷設工事負担金等をいう。以下同じ。)は、利用者の負担とする。

(各種テストへの協力)

第 17 条 利用者は、機構からあらかじめ通知して、統合 Web 端末等と機構システムとの

間、回線接続を介した利用者システムと機構システムとの間又はインターネット端末と機構システムとの間の連動確認テストへの参加を求められた場合には、異議なくこれに協力するものとする。これらのテスト以外に機構から各種のテストへの参加を求められた場合についても、同様とする。

- 2 前項の連動確認テスト及び各種のテストに要する費用のうち利用者側の費用は、当該利用者の負担とする。

(遵守義務)

第 18 条 利用者の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、機構システムの利用によって知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 利用者は、機構の承認を得ないで、機構システムの仕様を第三者に開示し又は自己の業務に利用してはならない。

- 3 第 3 条第 1 項後段の規定により業務の処理に係る入出力を行う統合 Web 端末等が計算会社等の統合 Web 端末等である利用者、第 7 条第 1 項後段の規定により回線接続する利用者システムが計算会社等のシステムである利用者、第 11 条第 2 項の規定により電磁的方法による記録に係る記録媒体の作成及び提出を計算会社等に委託する利用者並びに第 13 条第 1 項後段の規定により業務の処理に係る通知の受信及び入力を行うインターネット端末が計算会社等のインターネット端末である利用者は、当該計算会社等に前 2 項の規定を遵守させるものとする。

- 4 利用者は、この規則に基づき機構に提出した届出書の内容に変更が生じることとなったときは、あらかじめ機構に届け出るものとする。

附 則

この規則は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）附則第 1 条本文に規定する同法施行の日から施行する。

株券等に関する業務規程等を廃止する規則

制定 平成 20 年 8 月 15 日

次に掲げる業務規程は、廃止する。

- (1) 株券等に関する業務規程(平成 14 年 6 月 17 日通知)(以下「旧規程」という。)
- (2) 上場投資信託受益権に関する業務規程(平成 19 年 8 月 10 日通知)

附 則

- 1 この規則は、株券等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 88 号)附則第 1 条本文に規定する同法施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 旧規程第 1 章、第 19 条、第 19 条の 2、第 20 条、第 23 条の 2、第 23 条の 3 及び第 112 条並びに旧規程第 88 条、第 98 条及び第 100 条において準用する旧規程第 74 条第 1 項及び第 2 項並びに旧規程第 75 条第 1 項の規定は、保管振替業が終了するまでの間、なおその効力を有する。
- 3 旧規程第 24 条第 6 項及び第 7 項並びに旧規程第 26 条(これらの規定を旧規程第 88 条、第 98 条及び第 100 条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する参加者口座簿に係る取扱い並びに旧規程第 30 条第 5 項及び第 6 項並びに旧規程第 32 条に規定する顧客口座簿に係る取扱いについては、なお従前の例による。
- 4 旧規程第 27 条(旧規程第 88 条、第 98 条及び第 100 条において準用する場合を含む。)に規定する参加者口座簿の写しの交付請求については、株式等の振替に関する業務規程の定めるところによる。
- 5 旧規程第 33 条(旧規程第 88 条、第 98 条及び第 100 条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する顧客口座簿の写しの交付請求については、なお従前の例による。
- 6 旧規程第 36 条第 5 項に規定する偽造株券に係る参加者から機構への通知については、保管振替業が終了するまでの間、なお従前の例による。
- 7 施行日前に預託株券の株式につき、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式(会社法第 171 条第 1 項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。)の取得、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て(同法第 185 条に規定する株式無償割当てをいう。)会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付があった場合の、旧規程第 40 条(旧規程第 98 条及び第 100 条において準用する場合を含む。)の規定によるその新たに交付された株式に係る手続については、なお従前の例による。
- 8 旧規程第 57 条第 2 項から第 4 項までに規定する機構が施行日前に預託株券につき機構を株主として名義書換請求をした場合における会社から機構への通知については、保管振替業が終了するまでの間、なお従前の例による。
- 9 施行日後初めて到来する営業日における旧規程第 59 条(旧規程第 88 条、第 98

- 条及び第 100 条において準用する場合を含む。)の規定による口座残高の通知については、なお従前の例による。
- 10 旧規程第 61 条から第 65 条(これらの規定を旧規程第 88 条、第 98 条及び第 100 条において準用する場合を含む。)までに規定する機構及び参加者が行う預託株券の不足の補てんについては、なお従前の例による。
 - 11 施行日前に旧規程第 81 条各号の事由が生じた銘柄に係る旧規程第 81 条(旧規程第 98 条及び第 100 条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する実質株主の報告、旧規程第 82 条に規定する実質株主の通知及び旧規程第 83 条に規定する実質株主の氏名及び住所等の通知の方法については、なお従前の例による。
 - 12 施行日前に実質株主による株主の権利の行使があるときにおける旧規程第 85 条に規定する実質株主でなくなった旨等の通知については、なお従前の例による。
 - 13 旧規程第 86 条(旧規程第 98 条及び第 100 条において準用する場合を含む。)の規定による実質株主の申出に関する帳簿の取扱いについては、なお従前の例による。
 - 14 施行日前の預託株券、預託新株予約権付社債券、預託投資証券、預託優先出資証券に係る旧規程第 111 条に規定する手数料については、なお従前の例による。
 - 15 旧規程第 114 条に規定する機構の参加者に対する免責の適用については、なお従前の例による。
 - 16 旧規程附則第 3 項から第 10 項までの規定の適用については、なお従前の例による。
 - 17 旧規程の平成 20 年 1 月 4 日改正附則第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、なお従前の例による。なお、この場合においては、同附則第 3 項中「上場投資信託受益権に関する業務規程」とあるのは「株式等の振替に関する業務規程」とする。
 - 18 施行日前の上場投資信託受益権に係る上場投資信託受益権に関する業務規程第 46 条に規定する手数料については、なお従前の例による。
 - 19 機構は、この附則に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な事項につき規則を定め、又は必要な措置を講ずることができる。

株券等に関する業務規程施行規則等を廃止する規則

制定 平成 20 年 8 月 15 日

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 株券等に関する業務規程施行規則 (平成 14 年 6 月 17 日通知)(以下「旧規則」という。)
- (2) 証券保管振替システムの利用に関する規則 (平成 14 年 6 月 17 日通知)
- (3) 上場投資信託受益権に関する業務規程施行規則 (平成 19 年 8 月 10 日通知)

附 則

- 1 この規則は、株券等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律 (平成 16 年法律第 88 号) 附則第 1 条本文に規定する同法施行の日から施行する。
- 2 旧規則第 1 章、第 10 条 (第 1 項第 1 号から第 4 号まで、第 7 号、第 8 号、第 10 号までの規定を除く。) 及び第 12 条の規定は、保管振替業が終了するまでの間、なおその効力を有する。
- 3 旧規則第 17 条 (旧規則第 76 条、第 96 条及び第 98 条において準用する場合を含む。) に規定する参加者自己分と顧客預託分の別の通知については、別に機構が定める期間、なお従前の例による。
- 4 旧規則第 74 条 (旧規則第 96 条及び第 98 条において準用する場合を含む。) に規定する抹消・減少の証明に係る手続については、なお従前の例による。この場合において、同規則中「実質株主から」とあるのは「実質株主 (施行日前日において実質株主であった株主を含む。) から」とする。
- 5 旧規則第 93 条及び第 94 条に規定する元利金支払の取扱いについては、なお従前の例による。
- 6 旧規則附則第 2 項から第 4 項までの規定の適用については、なお従前の例による。
- 7 旧規則の平成 20 年 1 月 4 日改正附則第 2 項の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、同項中「上場投資信託受益権に関する業務規程施行規則」とあるのは、「株券の振替に関する業務規程施行規則」とする。

株券等に関する手数料及びその料率等を廃止する規則

制定 平成 20 年 8 月 15 日

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 株券等に関する手数料及びその料率 (平成 14 年 6 月 17 日通知)
- (2) 大幅な株式分割等が行われた株券に係る手数料の料率の特例 (平成 16 年 8 月 1 日通知)
- (3) 新設区分口座を振替先とする区分口座間振替に係る手数料の特例 (平成 19 年 2 月 23 日通知)
- (4) 上場投資信託受益権に関する手数料及びその料率 (平成 19 年 11 月 5 日通知)

附 則

- 1 この規則は、株券等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律 (平成 16 年法律第 88 号) 附則第 1 条本文に規定する同法施行の日 (以下「施行日」という。) から施行する。
- 2 株券等に関する手数料及びその料率に定める保管手数料については、施行日の属する月の初日から施行日の前日までの間の各日が全て休業日に当たる場合には、当該休業日の保管手数料を徴収しない。

株券等に関する業務規程の一部改正について

1. 株券等に関する業務規程(平成14年6月17日通知)

(下線部分変更)

新	旧
<p>(参加者口座簿上の質権口座の開設)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 第1項から第3項までの規定は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。)附則第10条の規定に基づき、機構に対し、株券(当該株券に係る株式について参加者が株主であるものに限る。以下この項において同じ。)を預託しようとする質権者について準用する。この場合において、第1項中「参加者自己分について質権を取得する者」とあるのは「株券を預託しようとする質権者」と、「質権を設定する者とともに、機構に対し」とあるのは「機構に対し」とそれぞれ読み替え、第2項中「質権を取得する者」とあるのは「株券を預託しようとする質権者」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(参加者口座簿上の質権口座の開設)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(顧客からの株券の預託等)</p> <p>第36条 参加者は、顧客から機構に預託する株券の預託を受けた場合(参加者が、<u>決済合理化法附則第11条に基づき株券を機構に預託する場合を含む。</u>)は、当該株券を精査、確認した後、顧客口座簿に所要の記載又は記録をしなければならない。</p>	<p>(顧客からの株券の預託等)</p> <p>第36条 参加者は、顧客から機構に預託する株券の預託を受けた場合は、当該株券を精査、確認した後、顧客口座簿に所要の記載又は記録をしなければならない。</p>
<p>2～5 (略)</p> <p><u>6 参加者は、第3項の規定にかかわらず、決済合理化法附則第10条の規定に基づき、顧客から当該顧客を質権者とする株券の預託を受けることができる。</u></p>	<p>2～5 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p>(参加者からの株券の預託等)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 機構は、第2項の規定にかかわらず、決済合理化法附則第10条の規定に基づき、参加者が当該参加者を質権者とする株券(当該株券に係る株主が他の参加者であるものに限る。)の預託をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該預託を受けることができる。</u></p>	<p>(参加者からの株券の預託等)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>(新株式の交付の場合における通知等)</p> <p>第40条 預託株券の株式につき、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式(会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。以下同じ。)の取得、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て(同法第185条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。)会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付があった場合は、その新たに交付された株式について、機構は、会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。次項において同じ。)から実質株主(法第30条第1項の規定による預託株券の共有者をいう。以下同じ。)の氏名及び住所、株式の種類及び株式数(株券の追加発行による株式の分割及び株式無償割当てに際しては、預託株券の株式の数(株式無償割当ての場合は自己株式に係る株式の数を控除した数)を含む。)並びに株式取得の年月日の通知を受けるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(預託日の制限)</p> <p>第53条 機構は、次に掲げる日は、株券の預託を受けないことができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を参加者に通知するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>会社が決済合理化法の施行日(決済合理化法附則第1条本文の「施行日」をいう。)前にその株式(種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式)に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更の決議をした場合(当該決議について当該会社が定めた定款の変更がその効力を生ずる日が決済合理化法の施行日以前である場合に限る。)において、当該定款の変更がその効力を生ずる日の前日</u></p> <p><u>2 機構は、決済合理化法の施行日の2週間前の日から施行日の前日までの間、株券の預託を受けないものとする。この場合において、機構は、あらかじめその旨を参加者に通知するものとする。</u></p>	<p>(新株式の交付の場合における通知等)</p> <p>第40条 預託株券の株式につき、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式(会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。以下同じ。)の取得、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て(同法第185条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。)会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付があった場合は、その新たに交付された株式について、機構は、会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。次項において同じ。)から実質株主(法第30条第1項の規定による預託株券の共有者をいう。以下同じ。)の氏名及び住所、株式の種類及び株式数(株券の追加発行による株式の分割及び株式無償割当てに際しては、預託株券の株式の数(株式無償割当ての場合は自己株式に係る株式の数を控除した数)を含む。)並びに株式取得の年月日の通知を受けるものとする。<u>この場合において、実質株主の氏名及び住所の通知については、第83条第1項の実質株主管理番号による。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(預託日の制限)</p> <p>第53条 機構は、次に掲げる日は、株券の預託を受けないことができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を参加者に通知するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p>(交付日の制限)</p> <p>第 77 条 機構は、第 53 条第 1 項の規定により株券の預託を受けないものとした日は、株券の交付をしないものとする。この場合において、機構は、あらかじめその旨を参加者等に通知するものとする。</p> <p><u>2 機構は、決済合理化法の施行日の 2 週間前の日から施行日の前日までの間、株券の交付をしないものとする。この場合において、機構は、あらかじめその旨を参加者等に通知するものとする。</u></p> <p>(実質株主の報告)</p> <p>第 81 条 参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第 31 条第 4 項又は決済合理化法附則第 3 条第 3 項若しくは同法附則第 6 条第 3 項の規定に基づき、機構に対し、当該各号に定める実質株主 (当該参加者が顧客預託分として預託した株券の株式に係るものに限る。) について、銘柄ごとに、氏名及び住所並びに株式数その他規則で定める事項を機構に報告しなければならない。この場合において、参加者は、当該株式に係る顧客 (施行規則第 10 条第 2 項に規定する場合において、顧客から他の者が実質株主である旨の申出があったときは、その者) を実質株主として報告しなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p><u>(4) 会社が決済合理化法の施行日前にその株式 (種類株式発行会社にあつては、全部の種類株式。次号において同じ。) に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更の決議をしたとき (当該決議について当該会社が定めた定款の変更がその効力を生ずる日が決済合理化法の施行日以前である場合に限る。) 、</u> <u>当該定款の変更がその効力を生ずる日の前日の実質株主</u></p> <p><u>(5) 決済合理化法の施行日において株券を発行する旨の定款の定めを設けている会社について、決済合理化法の施行日が到来したとき。</u> <u>決済合理化法の施行日の前日の実質株主</u></p> <p>(実質株主の通知)</p> <p>第 82 条 機構は、前条各号のいずれかに該当した場合は、法第 31 条第 1 項又は決済合理化法附則第 3 条第 2 項若しくは同法附則第 6 条第 2 項の規定に基づき、会社 (株主名簿管理人を置く</p>	<p>(交付日の制限)</p> <p>第 77 条 機構は、第 53 条の規定により株券の預託を受けないものとした日は、株券の交付をしないものとする。この場合において、機構は、あらかじめその旨を参加者等に通知するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(実質株主の報告)</p> <p>第 81 条 参加者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第 31 条第 4 項の規定に基づき、機構に対し、当該各号に定める実質株主 (当該参加者が顧客預託分として預託した株券の株式に係るものに限る。) について、銘柄ごとに、氏名及び住所並びに株式数を機構に報告しなければならない。この場合において、参加者は、当該株式に係る顧客 (施行規則第 10 条第 2 項に規定する場合において、顧客から他の者が実質株主である旨の申出があったときは、その者) を実質株主として報告しなければならない。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(実質株主の通知)</p> <p>第 82 条 機構は、前条各号のいずれかに該当した場合は、法第 31 条第 1 項の規定に基づき、会社 (株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この節において同じ。) に対</p>

新	旧
<p>場合は、当該株主名簿管理人。以下この節において同じ。) に対し、当該各号に定める実質株主について、銘柄ごとに、氏名及び住所並びに株式数その他規則で定める事項を、速やかに会社に対し通知するものとする。この場合において、機構は、参加者が自己分として預託した株券の株式に係る実質株主についてはその参加者(施行規則第10条第1項に規定する場合において、参加者から他の者が実質株主である旨の申出があったときは、その者)を、参加者が顧客預託分として預託した株券の株式に係る実質株主については前条の規定により参加者から報告を受けた者を、実質株主として通知する。</p> <p>(実質株主の氏名・住所の通知等の方法)</p> <p>第83条 参加者が第81条の規定により機構に対してする実質株主の報告(以下「実質株主報告」という。)のうち実質株主の氏名及び住所その他規則で定める事項については、参加者が実質株主ごとに付した番号(以下「実質株主管理番号」という。)によるものとする。</p> <p>2 参加者は、前条の規定により機構が会社に対してする実質株主の通知(以下「実質株主通知」という。)に係る第81条各号の日の前営業日までに、実質株主管理番号並びにその実質株主管理番号に係る実質株主の氏名及び住所その他の機構が定める事項を機構に通知するものとする。</p> <p>3 機構は、前項の規定により参加者から実質株主として通知された者が、当該参加者又は他の参加者から実質株主として報告されている者と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る第81条の規定によって報告された株式数を合算した株式数によって、前条の実質株主通知を行うものとする。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第88条 前章第1節の規定(第25条第4項、第36条第4項から第6項、第38条第3項及び第4項、第1款第4目、第6目及び第7目並びに第57条、第58条、第72条、第74条第3項、第75条第2項及び第77条から第78条の2までの規定を除く。)は、新株予約権付社債券について準用する。ただし、第9条第4号に規定</p>	<p>し、当該各号に定める実質株主について、銘柄ごとに、氏名及び住所並びに株式数を、速やかに会社に対し通知するものとする。この場合において、機構は、参加者が自己分として預託した株券の株式に係る実質株主についてはその参加者(施行規則第10条第1項に規定する場合において、参加者から他の者が実質株主である旨の申出があったときは、その者)を、参加者が顧客預託分として預託した株券の株式に係る実質株主については前条の規定により参加者から報告を受けた者を、実質株主として通知する。</p> <p>(実質株主の氏名・住所の通知等の方法)</p> <p>第83条 参加者が第81条の規定により機構に対してする実質株主の報告(以下「実質株主報告」という。)及び機構が前条の規定により会社に対してする実質株主の通知(以下「実質株主通知」という。)のうち実質株主の氏名及び住所については、参加者又は機構が実質株主ごとに付した番号(以下「実質株主管理番号」という。)によるものとする。</p> <p>2 機構は、前条の規定により実質株主通知をする日までに、実質株主管理番号並びにその実質株主管理番号に係る実質株主の氏名及び住所を会社に届け出るものとする。</p> <p>3 機構は、必要があると認める場合は、規則で定めるところにより、前項の届出を、参加者をして行わせることができる。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第88条 前章第1節の規定(第36条第4項及び第5項、第38条第3項、第1款第4目、第6目及び第7目並びに第57条、第58条、第72条、第74条第3項、第75条第2項及び第77条から第78条の2までの規定を除く。)は、新株予約権付社債券について準用する。ただし、第9条第4号に規定する新株予約権付社債券に</p>

新	旧
<p>する新株予約権付社債券については、第 41 条から第 44 条まで及び第 48 条を除く。</p> <p>2 (略)</p>	<p>については、第 41 条から第 44 条まで及び第 48 条を除く。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(預託日、振替日及び交付日の制限)</p>	<p>(預託日、振替日及び交付日の制限)</p>
<p>第 90 条 (略)</p>	<p>第 90 条 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p><u>4 機構は、決済合理化法の施行日の 2 週間前の日から施行日の前日までの間、機構が別に定める場合を除き、新株予約権付社債券の預託を受けないものとする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p><u>5 機構は、前項の定める期間、機構が別に定める場合を除き、新株予約権付社債券の交付をしないものとする。</u></p>	
<p><u>6 前 5 項の場合において、機構は、あらかじめその旨を参加者等に通知するものとする。</u></p>	<p><u>4 前 3 項の場合において、機構は、あらかじめその旨を参加者等に通知するものとする。</u></p>
<p>(預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使)</p>	<p>(預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使)</p>
<p>第 92 条 (略)</p>	<p>第 92 条 (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 第 40 条の規定は第 1 項の規定による新株予約権の行使により新たに株式が交付された場合について、第 86 条の規定は第 2 項後段及び前項の規定により顧客又は参加者から他の者が実質株主となるべき者である旨の申出があった場合について準用する。</p>	<p>4 第 40 条の規定は第 1 項の規定による新株予約権の行使により新たに株式が交付された場合について、<u>第 83 条の規定は前 2 項の規定による実質株主となるべき者に係る報告及び通知について、第 86 条の規定は第 2 項後段及び前項の規定により顧客又は参加者から他の者が実質株主となるべき者である旨の申出があった場合について準用する。</u></p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>(準用規定)</p>	<p>(準用規定)</p>
<p>第 98 条 第 4 章の規定(<u>第 25 条第 4 項、第 36 条第 4 項から第 6 項、第 38 条第 3 項及び第 4 項、第 1 節第 1 款第 6 目、第 53 条第 1 項第 3 号及び第 5 号、第 57 条(第 1 項を除く。)</u>第 74 条第 3 項、第 75 条第 2 項、第 78 条、第 78 条の 2 <u>並びに第 81 条第 3 号及び第 4 号</u>の規定を除く。)は、投資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」とあるのは、「<u>実質投資主</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>第 98 条 第 4 章の規定(<u>第 36 条第 4 項及び第 5 項、第 38 条第 3 項、第 1 節第 1 款第 6 目並びに第 53 条第 2 号、第 57 条(第 1 項を除く。)</u>第 74 条第 3 項、第 75 条第 2 項、第 78 条、第 78 条の 2 <u>及び第 81 条第 3 号</u>の規定を除く。)は、投資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「<u>実質株主</u>」とあるのは、「<u>実質投資主</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(準用規定)</p>	<p>(準用規定)</p>
<p>第 100 条 第 4 章の規定(<u>第 25 条第 4 項、第 36 条第 5 項及び第 6 項、第 38 条第 4 項、第 1 節第</u></p>	<p>第 100 条 第 4 章の規定(第 36 条第 5 項、第 1 節第 1 款第 6 目<u>並びに第 57 条(第 1 項を除</u></p>

新	旧
<p>1 款第 6 目、第 53 条第 1 項第 5 号、第 57 条（第 1 項を除く。）第 74 条第 3 項、第 75 条第 2 項、第 78 条、第 78 条の 2 並びに第 81 条第 4 号の規定を除く。）は、協同組織金融機関の優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」とあるのは、「実質優先出資者」と読み替えるものとする。</p> <p>2（略）</p>	<p>く。）第 74 条第 3 項、第 75 条第 2 項、第 78 条及び第 78 条の 2 の規定を除く。）は、協同組織金融機関の優先出資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」とあるのは、「実質優先出資者」と読み替えるものとする。</p> <p>2（略）</p>

2. 附則

- 1 この改正規定は、平成 20 年 10 月 27 日から施行する。ただし、第 83 条第 2 項の規定は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 機構が、改正前第 40 条第 1 項による会社からの通知を受けていない場合には、改正後第 40 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 参加者は、第 83 条第 2 項の規定の施行前においても、改正後第 83 条第 2 項の規定の例により通知を行うことができる。この場合において、機構は、当該通知が第 83 条第 2 項の規定の施行の日に通知されたものとみなす。
- 4 改正前第 83 条第 3 項の規定により、参加者が、その参加者口座（区分口座を開設している場合には当該区分口座。以下この項において同じ。）に株式数が記載された株式に係る実質株主（以下この項において「参加者口座に係る実質株主」という。）について、改正前同条第 2 項の届出を会社に対して行っていた場合には、当該参加者口座に係る実質株主についての実質株主管理番号並びにその実質株主管理番号に係る実質株主の氏名及び住所の取扱いについては、改正後同条第 2 項の規定によるほか、なお従前の例による。
- 5 決済合理化法附則第 15 条第 1 項の場合において、参加者は、機構に対し、機構が別に定める方法により決済合理化法の施行日の前日の顧客預託分に係る質権者に関する事項（法第 39 条の 2 において準用する法第 15 条第 2 項に掲げる事項をいう。）を報告する。この場合において、機構は、会社に対し、機構が別に定める方法により決済合理化法の施行日の前日の顧客の預託分に係る質権者に関する事項及び参加者自己分に係る質権者に関する事項（法第 39 条の 2 において準用する法第 17 条第 2 項に掲げる事項）を通知する。
- 6 決済合理化法附則第 19 条第 1 項の場合において、参加者は、機構に対し、機構が別に定める方法により決済合理化法の施行日の前日の顧客預託分に係る質権者に関する事項（法第 39 条の 5 において準用する法第 15 条第 2 項に掲げる事項をいう。）を報告する。この場合において、機構は、会社に対し、機構が別に定める方法により決済合理化法の施行日の前日の顧客の預託分に係る質権者に関する事項及び参加者自己分に係る質権者に関する事項（法第 39 条の 5 において準用する法第 17 条第 2 項に掲げる事項）を通知する。

株券等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株券等に関する業務規程施行規則（平成 14 年 6 月 17 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（電磁的方法による情報提供） 第 2 条 規程第 6 条第 1 項に規定する規則で定める電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。 (1)～(4) (略) <u>(5) 参加者の事務所又は機構が認めた場所に参加者が設置する機構が提供する業務規程第 83 条第 2 項に定める通知をするための端末装置からの入出力</u> 2 前項第 1 号から第 5 号まで（第 4 号を除く。）に掲げる方法によるデータ授受の時間及びその制限は、別表 1 のデータの種別の区分に応じ、同表の時間及び備考の欄に定めるところによるものとする。</p>	<p>（電磁的方法による情報提供） 第 2 条 規程第 6 条第 1 項に規定する規則で定める電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。 (1)～(4) (略) （新設） 2 前項第 1 号から第 3 号までに掲げる方法によるデータ授受の時間及びその制限は、別表 1 のデータの種別の区分に応じ、同表の時間及び備考の欄に定めるところによるものとする。</p>
<p>（質権口座の開設を申請できる者） 第 18 条 規程第 25 条第 1 項及び第 4 項の規定により参加者口座簿上の質権口座の開設を申請できる者は、次に掲げる者とする。 (1)～(3) (略)</p>	<p>（質権口座の開設を申請できる者） 第 18 条 規程第 25 条第 1 項の規定により参加者口座簿上の質権口座の開設を申請できる者は、次に掲げる者とする。 (1)～(3) (略)</p>
<p>（質権口座開設申請の手続） 第 19 条 (略) 2～4 (略) 5 <u>第 1 項及び第 2 項の規定は、規程第 25 条第 4 項の規定により、機構に対し、株券を預託しようとする質権者について準用する。この場合において、同項中「質権を取得する者」とあるのは「質権者」と、「質権を設定するものとともに機構に対し」とあるのは、「機構に対し」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p>	<p>（質権口座開設申請の手続） 第 19 条 (略) 2～4 (略) （新設）</p>
<p>（新株式の交付の場合における配分明細データ） 第 25 条 機構は、規程第 40 条第 1 項に掲げる場合に係る権利確定日等の翌日から起算して 10 営業日目の日（会社が株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付の場合にあっては、機構が別に定める日とする。）までに、会社から同項の通知を、機構が定める方法により受けものとする。ただし、預託株券の株式について会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付による新株式の数が預託株券</p>	<p>（新株式の交付の場合における配分明細データ） 第 25 条 機構は、株券発行日の 3 営業日前の日までに、会社から規程第 40 条第 1 項の通知の内容のデータ（以下「配分明細データ」という。）の通知を、コンピュータ・システムからデータをファイルとして伝送する方式のうち機構が適当と認める方法（第 67 条において「会社・機構間ファイル伝送」という。）により受けものとする。ただし、預託株券の株式について会社の合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける新株の引受権を与えてする株式</p>

新	旧
<p>の株式の数と同数である場合は、この限りでない。</p> <p>2 機構は、<u>前項の会社からの通知に基づき、実質株主の口座に記載又は記録すべき新株式の数を、権利確定日等の翌日から起算して11営業日目</u>の日（<u>会社が株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えてする株式の交付の場合にあっては、機構が別に定める日とする。</u>）に<u>規程第40条第1項の通知の内容のデータ（以下「配分明細データ」という。）</u>を参加者に通知する。この場合において、機構は、参加者口座簿への記載日を通知するものとし、参加者は、当該記載日に、顧客口座簿への記載又は記録に要する事項について、顧客口座簿に所要の記載又は記録をしなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（株式の併合等における参加者口座簿等の記載又は記録の変更）</p> <p>第26条 預託株券の株式について株式の併合若しくは分割又は株式無償割当て（以下この条において「株式の併合又は分割等」という。）があった場合の参加者口座簿及び顧客口座簿の記載又は記録の変更等については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 参加者は、原則として、<u>機構が会社から前条第1項の通知を受けることとなる場合は、あらかじめ参加者自己分及び顧客分の預託株式数（株式無償割当ての場合は自己株式に係る株式の数を控除した預託株式数）を確定し、実質株主ごとの預託株式数に当該併合又は分割等の比率を乗じて算出した株式数（以下「新預託株式数」という。）の総数を、当該併合又は分割等の効力発生日の前営業日に機構に申告しなければならない。</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) <u>機構は、前条第1項の会社からの通知を受領した場合は、前号の規定により参加者口座簿に記載した株式数と会社からの通知による確定株式数を照合し、剰余の株式数があるときは所要の記載を行う。</u></p> <p>(4) 参加者は、<u>前条第2項に規定する配分明細データを受領した場合は、第2号の規定により顧客口</u></p>	<p>の交付による新株式の数が預託株券の株式の数と同数であることにより、<u>会社が配分明細データを機構に通知しない場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 機構は、<u>前項の配分明細データを参加者ごとに編集し、参加者口座簿の記載日の前営業日に参加者に通知する。</u>この場合において、機構は、参加者口座簿への記載日を通知するものとし、参加者は、当該記載日に、顧客口座簿への記載又は記録に要する事項について、顧客口座簿に所要の記載又は記録をしなければならない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（株式の併合等における参加者口座簿等の記載又は記録の変更）</p> <p>第26条 預託株券の株式について株式の併合若しくは分割又は株式無償割当て（以下この条において「株式の併合又は分割等」という。）があった場合の参加者口座簿及び顧客口座簿の記載又は記録の変更等については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 参加者は、原則として、<u>機構が株券発行日の3営業日前の日までに配分明細データを受けることとなる場合は、あらかじめ参加者自己分及び顧客分の預託株式数（株式無償割当ての場合は自己株式に係る株式の数を控除した預託株式数）を確定し、実質株主ごとの預託株式数に当該併合又は分割等の比率を乗じて算出した株式数（以下「新預託株式数」という。）の総数を、当該併合又は分割等の効力発生日の前営業日に機構に申告しなければならない。</u></p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) <u>機構及び参加者は、前条に規定する配分明細データを受領した場合は、前号の規定により参加者口座簿又は顧客口座簿に記載し、又は記録した株式数と配分明細データによる確定株式数を照合し、剰余の株式数があるときは所要の記載又は記録を行わなければならない。</u></p> <p>（新設）</p>

新	旧
<p>座簿に記載し、又は記録した株式数と配分明細データによる確定株式数を照合し、剰余の株式数があるときは所要の記載又は記録を行わなければならない。</p> <p>(預託を制限する日の取扱い) 第38条 規程第53条第1項第4号に規定する「機構が必要があると認める日」は、原則として効力発生日の前営業日とする。</p> <p>2 参加者は、やむを得ない事由に基づく場合で機構があらかじめ認めるときに限り、規程第53条第1項の規定により機構が株券の預託を受けないものとした日の正午まで株券を預託することができる。</p> <p>(交付を制限する日の取扱い) 第61条 参加者等は、やむを得ない事由に基づく場合で機構があらかじめ認めるときに限り、規程第77条第1項の規定により機構が株券の交付をしないものとした日の正午までに残高が発生したのものについて株券の交付を受けることができる。</p> <p>(単元未満株式の買取請求の取次ぎ) 第62条 (略) 2～6 (略) 7 <u>前項前段の規定は、単元未満株式の買取請求に係る買取りが、施行日の前日(当該日が休業日に当たる場合には、その前営業日)の4営業日前の日までに執行されなかった場合に準用する。この場合において、機構は、参加者の口座に当該執行されなかった株式数に係る所要の記載を行う。</u></p> <p>第62条の3 (略) 2～4 5 <u>機構は、施行日(当該日が休業日に当たる場合には、その前営業日)の13営業日前の日から施行日前日までの期間につき、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの受付を停止する。</u></p> <p>(参加者自己分の預託株券に係る実質株主報告) 第64条 (略) 2 <u>参加者は、機構が当該参加者のために付した実質株主管理番号により前項の報告をするものとする。</u></p>	<p>(預託を制限する日の取扱い) 第38条 規程第53条第4号に規定する「機構が必要があると認める日」は、原則として効力発生日の前営業日とする。</p> <p>2 参加者は、やむを得ない事由に基づく場合で機構があらかじめ認めるときに限り、規程第53条の規定により機構が株券の預託を受けないものとした日の正午まで株券を預託することができる。</p> <p>(交付を制限する日の取扱い) 第61条 参加者等は、やむを得ない事由に基づく場合で機構があらかじめ認めるときに限り、規程第77条の規定により機構が株券の交付をしないものとした日の正午までに残高が発生したのものについて株券の交付を受けることができる。</p> <p>(単元未満株式の買取請求の取次ぎ) 第62条 (略) 2～6 (略) (新設)</p> <p>第62条の3 (略) 2～4 (略) (新設)</p> <p>(参加者自己分の預託株券に係る実質株主報告) 第64条 (略) (新設)</p>

新	旧
<p>(参加者の報告事項等)</p> <p>第 64 条の 2 規程第 81 条並びに第 83 条第 1 項及び第 2 項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 参加者コード</p> <p>(2) 実質株主管理番号及びチェックデジット</p> <p>(3) 実質株主が自然人である場合には、その生年月日</p> <p>(4) 実質株主が法人である場合には、代表者の役職名及び氏名</p> <p>(5) 実質株主が外国人保有制限銘柄(放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 52 条の 8 第 1 項に規定する一般放送事業者(同法第 2 条第 3 号の 5 に規定する委託放送事業者を含む。以下この条において同じ。)若しくは同法第 52 条の 32 第 1 項に規定する認定放送持株会社、航空法(昭和 27 年法律第 231 号)第 120 条の 2 第 1 項に規定する本邦航空運送事業者若しくは同項に規定するその持株会社等又は日本電信電話株式会社(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和 59 年法律第 85 号)第 1 条に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この条において同じ。)が発行する取扱株券をいう。以下この条において同じ。)の外国人等(外国人保有制限銘柄の発行者が放送法第 52 条の 8 第 1 項に規定する一般放送事業者若しくは同法第 52 条の 32 第 1 項に規定する認定放送持株会社である場合の同法第 52 条の 8 第 1 項(同法第 52 条の 28 第 1 項において読み替えて適用する場合を含む。)若しくは同法第 52 条の 32 第 1 項に規定する外国人等、発行者が航空法第 120 条の 2 第 1 項に規定する本邦航空運送事業者又は同項に規定する持株会社等である場合における同項に規定する外国人等又は発行者が日本電信電話株式会社である場合における日本電信電話株式会社等に関する法律第 6 条第 1 項各号に掲げる者をいう。以下この条において同じ。)であるか否かの別</p> <p>(6) その他機構が定める事項</p> <p>2 規程第 82 条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 実質株主が法人であるときは、その代表者の役職名及び氏名</p> <p>(2) 実質株主が外国人保有制限銘柄の外国人等であるか否かの別</p> <p>(3) その他機構が定める事項</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>(実質株主の報告内容)</p> <p>第 65 条 参加者は、実質株主報告を行う場合は、当該実質株主報告に係る権利確定日等の翌営業日から起算して 4 営業日目の日に機構に次に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1) 実質株主データ イ～ハ ニ 前回報告株式数(ただし、参加者が第 66 条第 1 項に規定する担保受入参加者又は担保差入参加者に該当しないときは、<u>前回報告株式数の報告を省略することができる。</u>)</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(実質株主通知)</p> <p>第67条 機構は、第65条の規定により参加者から報告された実質株主報告の内容を当該参加者の口座残高等と照合するとともに、銘柄ごとに編集し、<u>第64条の2第2項に掲げる事項(直近の実質株主通知のときにおいて、実質株主として通知された者に係るものを除く。)</u>とあわせて、<u>実質株主通知に係る権利確定日等の翌営業日から起算して11営業日目の日に、コンピュータ・システムからデータをファイルとして伝送する方式のうち機構が適当と認める方法(第84条において「会社・機構間ファイル伝送」という。)</u>により会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この節において同じ。)に通知する。</p> <p>(削る)</p>	<p>(実質株主の報告内容)</p> <p>第 65 条 参加者は、実質株主報告を行う場合は、当該実質株主報告に係る権利確定日等の翌営業日から起算して 4 営業日目の日に機構に次に掲げる事項を報告しなければならない。</p> <p>(1) 実質株主データ イ～ハ ニ 前回報告株式数</p> <p>ホ・ヘ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(実質株主通知)</p> <p>第 67 条 機構は、第 65 条の規定により参加者から報告された実質株主報告の内容を当該参加者の口座残高等と照合するとともに、銘柄ごとに編集し、<u>当該実質株主通知に係る権利確定日等の翌営業日から起算して 6 営業日目の日に会社・機構間ファイル伝送により会社(株主名簿管理人を置く場合は、当該株主名簿管理人。以下この節において同じ。)</u>に通知する。</p> <p>(実質株主票)</p> <p>第68条 <u>規程第83条第2項に規定する届出は、実質株主票により行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する実質株主票は、次に掲げる事項を記載し、会社に対する実質株主の届出印を押印した所定の様式のものとする。</u></p> <p>(1) <u>会社名</u> (2) <u>参加者名</u> (3) <u>参加者コード</u> (4) <u>実質株主管理番号及びチェックデジット</u> (5) <u>実質株主の氏名及び住所</u> (6) <u>その他機構が定める事項</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、実質株主票は、その原票を複写し又は原票を基に機械により作成することができる。この場合において、複写したも</u></p>

新	旧
<p>(実質株主の氏名又は住所の変更等の取扱い)</p> <p>第69条 参加者は、<u>実質株主から規程第83条第2項に基づいて機構に通知した第64条の2第1項各号に規定する事項について変更届の提出を受けた場合は、速やかに、機構に対し、その内容を通知しなければならない。</u></p>	<p><u>の又は機械により作成したものが、鮮明で原票と同一のものと認められるものに限る。</u></p> <p><u>4 参加者は、実質株主票（実質株主名簿に記載され、又は記録されている実質株主に係るものを除く。）を、実質株主通知に係る権利確定日等までに、随時、会社に届け出なければならない。</u></p> <p><u>5 前項の規定にかかわらず、参加者は、機構が認めた場合は、第2項に掲げる事項及び会社に対する実質株主の印影を、通信回線を利用し、又は磁気テープ等に収録して提出することにより実質株主票の届出を行うことができる（実質株主名簿に記載され、又は記録されている実質株主に係るものを除く。）。</u>この場合において、参加者は、<u>当該実質株主票を、実質株主通知に係る権利確定日等までに、随時、会社に届け出るものとする。</u></p> <p><u>6 参加者は、実質株主票の届出に際しては、次に掲げる事項を記載した実質株主票送付明細表を添付又は送付するものとする。ただし、前項の規定により届け出る場合において、機構が認めたときは、当該事項について、通信回線を利用し、又は磁気テープ等に収録して実質株主票送付明細表を提出することができる。</u></p> <p>(1) <u>会社名</u> (2) <u>銘柄名及び銘柄コード</u> (3) <u>参加者名及び参加者コード</u> (4) <u>実質株主管理番号及びチェックデジット</u> (5) <u>預託株式数</u> (6) <u>実質株主の氏名</u> (7) <u>その他機構が定める事項</u></p> <p>(実質株主票の記載事項の変更届の取扱い)</p> <p>第69条 参加者は、<u>実質株主から実質株主票の記載事項について変更届の提出を受けた場合は、会社に対し、次に定めるところにより通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>新規に提出した実質株主票（実質株主名簿に記載され、又は記録されていない実質株主に係るものをいう。）の記載事項に変更があった場合</u></p> <p>イ <u>参加者が会社へ通知する事項</u></p> <p>(I) <u>実質株主の氏名</u> (II) <u>実質株主の住所、郵便番号</u> (III) <u>実質株主管理番号及びチェックデジット</u></p> <p>(二) <u>届出印</u> ロ <u>会社への通知方法</u></p>

新	旧
<p>2 <u>機構は、前項の規定による通知が、実質株主通知に係る権利確定日等の翌日以降に行われたときは、会社に対し、その内容（第64条の2第2項に規定する事項に限る。）の通知を行うものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、参加者が実質株主のために付番した実質株主管理番号を変更した場合に準用する。この場合において機構は、前項に基づく会社への通知を行わない。</u></p> <p>（法定代理人届等の取扱い） 第70条 参加者は、実質株主について法定代理人等の選任若しくは変更又は終了に係る届出書等</p>	<p><u>参加者は、変更後の実質株主票及び実質株主票送付明細表を会社へ提出する。ただし、支店等の統廃合により、実質株主管理番号の変更が多数となる場合は、実質株主票及び実質株主票送付明細表に代え、変更内容を記載した実質株主票送付明細表を提出することができる。</u></p> <p>ハ <u>提出の時期</u> <u>参加者は、前口に規定する書類を当該実質株主通知に係る権利確定日等までに随時提出するものとする。</u></p> <p>(2) <u>実質株主通知に係る権利確定日等の翌日以降に実質株主票の記載事項に変更があった場合</u></p> <p>イ <u>参加者が会社へ通知する事項</u></p> <p>(イ) <u>実質株主の氏名</u> (ロ) <u>実質株主の住所、郵便番号</u> (ハ) <u>実質株主管理番号及びチェックデジット</u></p> <p>(二) <u>実質株主の氏名と併せて届出印を変更する場合の届出印</u></p> <p>ロ <u>会社への通知方法</u> <u>変更分である旨を表示した実質株主票（氏名の変更と併せて届出印を変更する場合を除き届出印を押印しない。）及び「通知後の変更届」と表示した実質株主票送付明細表を前(1)口とは別に作成し、会社へ提出する。ただし、支店等の統廃合により、実質株主管理番号の変更が多数となる場合は、実質株主票及び実質株主票送付明細表に代え、変更内容を記載した実質株主票送付明細表（「通知後の変更届」と表示したもの）を提出することができる。</u></p> <p>ハ <u>提出の時期</u> <u>参加者は、実質株主から変更届を受けた都度、会社へ提出するものとする。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（法定代理人届等の取扱い） 第70条 参加者は、実質株主について法定代理人の選任若しくは変更又は終了に係る届出書等の提</p>

新	旧
<p>の提出を受けた場合は、<u>速やかに、機構に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>参加者コード</u> (2) <u>実質株主管理番号及びチェックデジット</u> (3) <u>法定代理人等の氏名及び住所</u> (4) <u>法定代理人等が法人であるときは、その代表者の役職及び氏名</u> (5) <u>法定代理人等の代理権の範囲に制限がある場合には、その旨</u></p> <p>2 <u>機構は、規程第82条の規定に基づく通知の際に、あわせて前項第3号から第5号までに掲げる事項を会社に通知する。</u></p> <p>3 <u>前条第2項の規定は、第1項の規定による通知が、実質株主通知に係る権利確定日等の翌日以降に行われた場合に準用する。</u></p> <p>(実質株主でなくなった者等の通知) 第73条 会社は、法第31条第5項の規定による請求を機構に対し行う場合は、所定の実質株主の抹消・減少通知請求書を提出するものとする。この場合において、株主としての権利行使の申出をした実質株主が複数の参加者に預託していることを知っているときは、該当する参加者ごとに当該請求書を提出するものとする。</p> <p>2 機構は、会社から前項の請求を受けた場合は、<u>前項の実質株主が直近の実質株主通知時に預託している参加者に対し、原則として当日中(当該請求が午後3時以降の場合は、翌営業日)に所定の実質株主の抹消・減少通知依頼書により、規程第85条第1項の報告を求める。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>(準用規定) 第76条 前章第1節(第19条第5項、第22条第3項から第7項まで、第24条、第24条の2、第1款第3目から第6目まで、第39条の2、第40条の2第1号、第4号、第7号、第9号及び第10号、第2款第2目、第59条、第60条第2項及び第3項、第60条の2、第60条の3、第3款第2目及び第3目並びに第62条の7及び第62条の9を除く。)の規定は、新株予約権付社債券について準用する。</p> <p>(預託日及び振替日の制限) 第82条 (略)</p>	<p>出を受けた場合は、<u>当該届出書等に所定の事項を記載して会社へ提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の届出書等には、実質株主票その他必要な書面を添付するものとする。</u></p> <p>3 <u>前条の規定は、法定代理人等の実質株主票の記載事項に変更があった場合に準用する。</u></p> <p>(実質株主でなくなった者等の通知) 第73条 会社は、法第31条第5項の規定による請求を機構に対し行う場合は、所定の実質株主の抹消・減少通知請求書を提出するものとする。この場合において、株主としての権利行使の申出をした実質株主が複数の参加者に預託しているときは、該当する参加者ごとに当該請求書を提出するものとする。</p> <p>2 機構は、会社から前項の請求を受けた場合は、<u>該当する参加者に対し、原則として当日中(当該請求が午後3時以降の場合は、翌営業日)に所定の実質株主の抹消・減少通知依頼書により、規程第85条第1項の報告を求める。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>(準用規定) 第76条 前章第1節(第22条第3項から第7項まで、第24条、第24条の2、第1款第3目から第6目まで、第39条の2、第40条の2第1号、第4号、第7号、第9号及び第10号、第2款第2目、第59条、第60条第2項及び第3項、第60条の2、第60条の3、第3款第2目及び第3目並びに第62条の7及び第62条の9を除く。)の規定は、新株予約権付社債券について準用する。</p> <p>(預託日及び振替日の制限) 第82条 (略)</p>

新	旧
<p>2 <u>規程第 90 条第 4 項前段に規定する機構が別に定める場合とは、規程第 88 条の 3 第 1 項に規定する新株予約権付社債の承継に関し存続会社等の新株予約権付社債券を預託する場合をいう。</u></p> <p>3 <u>規程第 90 条第 5 項に規定する機構が別に定める場合とは、次に掲げる場合をいう。</u></p> <p>(1) <u>規程第 88 条の 3 第 1 項に規定する新株予約権付社債の承継に関し新株予約権付社債券を消滅会社等に提出する場合</u></p> <p>(2) <u>規程第 92 条に規定する預託新株予約権付社債に係る新株予約権の行使に関し新株予約権付社債券を交付する場合</u></p> <p>(3) <u>規程第 92 条の 3 に規定する取得条項付新株予約権付社債の全部取得に関し新株予約権付社債券を交付する場合</u></p> <p>(4) <u>規程第 95 条第 2 項に規定する新株予約権付社債の償還金の請求に関し新株予約権付社債券を交付する場合</u></p> <p>(5) <u>規程第 90 条第 4 項の定める期間に償還期日が到来する新株予約権付社債券を交付する場合</u></p> <p>(預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使の取次ぎ)</p> <p>第 83 条 (略)</p> <p>2 参加者は、参加者自己分の預託新株予約権付社債券について新株予約権の行使を申し出る場合又は前項の規定による新株予約権の行使の申出を取り次ぐ場合は、機構に対し所定の前日交付請求書(新株予約権の行使申出用)を午後 3 時 30 分までに機構へ提出して新株予約権付社債券の交付請求をすると同時に所定の新株予約権の行使申出書、<u>第 85 条に規定する実質株主票(実質株主名簿に記載され、又は記録されている実質株主に係るものを除く。)</u>及びその他必要な書類(以下「新株予約権の行使申出書等」という。)を機構に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 機構は、次に掲げる日は、預託新株予約権付社債券の新株予約権の行使の取次ぎの受付を停止する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>施行日前日の 5 営業日前の日から施行日の前営業日まで</u></p> <p>5 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(預託新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使の取次ぎ)</p> <p>第 83 条 (略)</p> <p>2 参加者は、参加者自己分の預託新株予約権付社債券について新株予約権の行使を申し出る場合又は前項の規定による新株予約権の行使の申出を取り次ぐ場合は、機構に対し所定の前日交付請求書(新株予約権の行使申出用)を午後 3 時 30 分までに機構へ提出して新株予約権付社債券の交付請求をすると同時に所定の新株予約権の行使申出書、<u>実質株主票(実質株主名簿に記載され、又は記録されている実質株主に係るものを除く。)</u>及びその他必要な書類(以下「新株予約権の行使申出書等」という。)を機構に提出しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 機構は、次に掲げる日は、預託新株予約権付社債券の新株予約権の行使の取次ぎの受付を停止する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>5 (略)</p>

新	旧
<p>(取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う 預託新株予約権付社債券等の提出)</p> <p>第83条の2 (略)</p> <p>2 参加者は、取得条項付新株予約権付社債の全部 取得に伴い、参加者自己分の預託新株予約権付社 債券の提出を機構に委託する場合又は前項の規 定による顧客からの預託新株予約権付社債券の 提出を機構に委託する場合には、機構に対し所定 の前日交付請求書(新株予約権の行使申出用)を 機構が定める時間までに提出して、新株予約権付 社債券の交付請求をすると同時に第85条に規定 する実質株主票(実質株主名簿に記載され、又は 記録されている実質株主に係るものを含む。)及 び参加者自己分又は顧客ごとの預託新株予約権 付社債の金額等必要な情報を記載した書面(以下 「取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴 う提出書類」という。)を機構に提出しなければ ならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(株式発行の配分明細データ)</p> <p>第84条 機構は、第83条第3項又は第83条の2第3 項の規定により会社に新株予約権付社債券、新株予 約権の行使請求申出書及び取得条項付新株予約権 付社債の全部取得に伴う提出書類を提出した日か ら起算して3営業日目の日の正午までに、会社から 規程第92条第4項及び規程第92条の3第5項にお いて準用する規程第40条第1項の通知の内容のデー タ(以下「株式発行通知書データ」という。)の 通知を、<u>会社・機構間ファイル伝送</u>により受けるも のとする。ただし、第83条の2第3項の規定により 会社に取得条項付新株予約権付社債の全部取得に 伴う提出書類を提出した場合であって、規程第92条 の3第3項の規定により通知された株主となるべ き者の数が多いこと等の理由により、会社が3営業 日目の日の正午までに、株式発行通知書データを送 信することができないと認められるときは、機構が 別に定める日までに通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(実質株主票)</p> <p>第85条 規程第92条第2項の規定による参加者に</p>	<p>(取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴う 預託新株予約権付社債券等の提出)</p> <p>第83条の2 (略)</p> <p>2 参加者は、取得条項付新株予約権付社債の全部 取得に伴い、参加者自己分の預託新株予約権付社 債券の提出を機構に委託する場合又は前項の規 定による顧客からの預託新株予約権付社債券の 提出を機構に委託する場合には、機構に対し所定 の前日交付請求書(新株予約権の行使申出用)を 機構が定める時間までに提出して、新株予約権付 社債券の交付請求をすると同時に実質株主票(実 質株主名簿に記載され、又は記録されている実質 株主に係るものを含む。)及び参加者自己分又は 顧客ごとの預託新株予約権付社債の金額等必要 な情報を記載した書面(以下「取得条項付新株予 約権付社債の全部取得に伴う提出書類」という。) を機構に提出しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(株式発行の配分明細データ)</p> <p>第84条 機構は、第83条第3項又は第83条の2第3 項の規定により会社に新株予約権付社債券、新株 予約権の行使請求申出書及び取得条項付新株予 約権付社債の全部取得に伴う提出書類を提出し た日から起算して3営業日目の日の正午までに、 会社から規程第92条第4項及び規程第92条の3 第5項において準用する規程第40条第1項の通 知の内容のデータ(以下「株式発行通知書データ」 という。)の通知を、<u>コンピュータ・システムか らデータをファイルとして伝送する方式のうち 機構が適当と認める方法</u>により受けるものとし る。ただし、第83条の2第3項の規定により会社 に取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴 う提出書類を提出した場合であって、規程第92条 の3第3項の規定により通知された株主となる べき者の数が多いこと等の理由により、会社が3 営業日目の日の正午までに、株式発行通知書デー タを送信することができないと認められるとき は、機構が別に定める日までに通知するものとし る。</p> <p>2 (略)</p> <p>(実質株主票)</p> <p>第85条 規程第92条第4項において準用する規程</p>

新			旧		
<p>よる報告及び同条第3項の規定による会社に対する通知並びに規程第92条の3第2項の規定による参加者による報告及び同条第3項の規定による会社に対する通知は、実質株主票により行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(単元未満株式の買取請求の取次ぎ)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2 機構は、次の各号に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、前条第1項に規定する単元未満株式の買取請求の取次ぎの受付を停止する。</p> <p>(1) 権利確定日等(規程第81条各号に定める実質株主が、当該各号において特定されるとき又は日をいう。以下同じ。)がある場合 取引所取引等における権利付最終日の前営業日から権利確定日等の2営業日前の日(規程第81条第4号及び第5号の場合においては権利確定日等)までの期間</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前項前段の規定は、単元未満株式の買取請求に係る買取りが、施行日の前日(当該日が休業日に当たる場合には、その前営業日)の4営業日前の日までに執行されなかった場合に準用する。この場合において、機構は、参加者の口座に当該未執行株式数に係る所要の記載を行う。</p> <p>(投資証券の場合の読替え)</p> <p>第95条 投資証券について規程第98条第1項の規定により規程第4章の規定を準用する場合は、これらの規定中「会社法第124条第1項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第77条の3第2項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。</p>			<p>第83条第2項及び規程第92条の3第4項に規定する届出は、実質株主票により行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(単元未満株式の買取請求の取次ぎ)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2 機構は、次の各号に掲げる場合は、原則として当該各号に定める期間につき、前条第1項に規定する単元未満株式の買取請求の取次ぎの受付を停止する。</p> <p>(1) 権利確定日等(規程第81条各号に定める実質株主が、当該各号において特定されるとき又は日をいう。以下同じ。)がある場合 取引所取引等における権利付最終日の前営業日から権利確定日等の2営業日前の日までの期間</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(投資証券の場合の読替え)</p> <p>第95条 投資証券について規程第98条第1項の規定により規程第4章の規定を準用する場合は、これらの規定中「会社法第124条第1項」とあるのは「投資信託及び投資法人に関する法律第77条の3第2項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。</p>		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)			(略)		
第77条	第53条第1項	第98条第1項において準用する第53条第1項第1号、第2号又	第77条	第53条	第98条第1項において準用する第53条第1号又は第3号

新			旧		
第 81 条		は第 4 号	第 81 条		第 1 号又は第 2 号
	次の各号	第 1 号、第 2 号 又は第 5 号		次の各号	第 1 号又は第 2 号
	法第 31 条第 4 項又は決済合理化法附則第 3 条第 3 項若しくは同法附則第 6 条第 3 項	法第 39 条の 2 で準用する法 31 条第 4 項又は決済合理化法附則第 14 条第 1 項		(新設)	
	施行規則第 10 条第 2 項	施行規則第 12 条において準用する施行規則第 10 条第 2 項		(新設)	
	(略)			(略)	
	決済合理化法の施行日において株券を発行する旨の定款の定めを設けている会社について、決済合理化法の施行日が到来したとき。	決済合理化法の施行日が到来したとき。	(新設)		
	(略)		(略)		
第 82 条	前条各号	第 98 条第 1 項において準用する前条各号(第 3 号及び第 4 号を除く。)	第 82 条	前条各号	第 98 条第 1 項において準用する前条第 1 号又は第 2 号
	法第 31 条第 1 項又は決済合理化法附則第 3 条第 2 項若しくは同法附則第 6 条第 2 項	法第 39 条の 2 で準用する法 31 条第 1 項又は決済合理化法附則第 14 条第 1 項		(新設)	
	(略)			(略)	
	前条	第 98 条第 1 項において準用する前条各号(第 3 号及び第 4 号を除く。)	前条	第 98 条第 1 項において準用する前条第 1 号又は第 2 号	
第 83 条	第 81 条	第 98 条第 1 項において準用する第 81 条各号(第 3 号及び第 4 号	第 83 条	第 81 条	第 98 条において準用する第 81 条第 1 号又は第 2 号

新			旧		
	第 81 条各号	を除く。) 第 98 条第 1 項に おいて準用する 第 81 条各号(第 3 号及び第 4 号 を除く。)		(新設)	
(略)			(略)		
(準用規定)			(準用規定)		
第 96 条 第 4 章(第 19 条第 5 項、第 22 条第 3 項から第 7 項まで、第 24 条、第 24 条の 2、第 27 条第 3 項から第 6 項まで、第 28 条第 3 項から第 6 項まで、第 29 条、第 1 節第 1 款第 5 目、第 39 条の 2、第 40 条の 2 第 1 号、第 9 号及び第 10 号、第 60 条の 2、第 60 条の 3、第 1 節第 3 款第 3 目並びに第 64 条の 2 第 1 項第 5 号及び第 2 項第 3 号を除く。)の規定は、投資証券について準用する。			第 96 条 第 4 章(第 22 条第 3 項から第 7 項まで、第 24 条、第 24 条の 2、第 27 条第 3 項から第 6 項まで、第 28 条第 3 項から第 6 項まで、第 29 条、第 1 節第 1 款第 5 目、第 39 条の 2、第 40 条の 2 第 1 号、第 9 号及び第 10 号、第 60 条の 2、第 60 条の 3 及び第 1 節第 3 款第 3 目を除く。)の規定は、投資証券について準用する。		
2 前項に規定するもののほか、前項の規定により準用する場合の必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。			2 前項に規定するもののほか、前項の規定により準用する場合の必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替え る規定	読み替えられる 字句	読み替える字句	読み替え る規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
(略)			(略)		
第 25 条	合併、株式交換 若しくは株式移 転による株式の 交付又は株主に 募集株式の割当 てを受ける権利 を与えてする株 式の交付による	合併による投資 口の発行による	第 25 条	合併、株式交換 若しくは株式 移転による株 式の交付又は 株主に募集株 式の割当てを 受ける新株の 引受権を与え てする株式の 交付による	合併による投資 口の発行による
(略)			(略)		
第 64 条	規程第 81 条各 号	規程第 81 条各号 (第 3 号及び第 4 号を除く。)	第 64 条	規程第 81 条各 号	規程第 81 条第 1 号又は第 2 号
(略)			(略)		
(略)			(略)		
(協同組織金融機関の優先出資証券の場合の読替			(協同組織金融機関の優先出資証券の場合の読替		

新			旧		
え) 第 97 条 協同組織金融機関の優先出資証券について規程第 100 条第 1 項の規定により規程第 4 章の規定を準用する場合は、これらの規定中「会社法第 124 条第 1 項」とあるのは「協同組織金融機関優先出資法第 26 条において準用する会社法第 124 条第 1 項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。			え) 第 97 条 協同組織金融機関の優先出資証券について規程第 100 条第 1 項の規定により規程第 4 章の規定を準用する場合は、これらの規定中「会社法第 124 条第 1 項」とあるのは「協同組織金融機関優先出資法第 26 条において準用する会社法第 124 条第 1 項」と読み替えるほか、次の表の左欄に掲げる規程の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄の字句と読み替えるものとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)			(略)		
第 77 条	第 53 条第 1 項	第 100 条第 1 項において準用する第 53 条第 1 項（第 5 号を除く。）	第 77 条	(新設)	
第 81 条	次の各号	次の各号（第 4 号を除く。）	第 81 条	(新設)	
	法第 31 条第 4 項又は決済合理化法附則第 3 条第 3 項若しくは同法附則第 6 条第 3 項	法第 39 条の 5 で準用する法 31 条第 4 項又は決済合理化法附則第 18 条第 1 項		(新設)	
	施行規則第 10 条第 2 項	施行規則第 13 条において準用する施行規則第 10 条第 2 項		(新設)	
	(略)			(略)	
	決済合理化法の施行日において株券を発行する旨の定款の定めを設けている会社について、決済合理化法の施行日が到来したとき。	決済合理化法の施行日が到来したとき。		(新設)	
	(略)			(略)	
第 82 条	前条各号	第 100 条第 1 項において準用する前条各号（第 4 号を除く。）	第 82 条	(新設)	

新			旧	
	法第 31 条第 1 項又は決済合理化法附則第 3 条第 2 項若しくは同法附則第 6 条第 2 項	法第 39 条の 5 で準用する法 31 条第 1 項又は決済合理化法附則第 18 条第 1 項		(新設)
	(略)			(略)
	前条	第 100 条第 1 項において準用する前条各号(第 4 号を除く。)		(新設)
第 83 条	第 81 条	第 100 条第 1 項において準用する第 81 条各号(第 4 号を除く。)	第 83 条	(新設)
	第 81 条各号	第 98 条第 1 項において準用する第 81 条各号(第 4 号を除く。)		(新設)
(略)			(略)	

(準用規定)

第 98 条 第 4 章(第 19 条第 5 項、第 22 条第 3 項及び第 7 項、第 24 条、第 24 条の 2、第 27 条第 3 項から第 6 項まで、第 28 条第 3 項から第 6 項まで、第 29 条、第 1 節第 1 款第 5 目、第 39 条第 2 号、第 39 条の 2、第 40 条の 2 第 9 号及び第 10 号、第 59 条、第 60 条の 2、第 60 条の 3、第 1 節第 3 款第 3 目並びに第 64 条の 2 第 1 項第 5 号及び第 2 項第 3 号を除く。)の規定は、協同組織金融機関の優先出資証券について準用する。

2 前項に規定するもののほか、前項の規定により準用する場合の必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替え る規定	読み替えられる 字句	読み替える字句
(略)		
第 25 条	合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを受ける権利	協同組織金融機関の合併又は優先出資の割当ての新優先出資の引受権を与えてする優先出資の

(準用規定)

第 98 条 第 4 章(第 22 条第 3 項及び第 7 項、第 24 条、第 24 条の 2、第 27 条第 3 項から第 6 項まで、第 28 条第 3 項から第 6 項まで、第 29 条、第 1 節第 1 款第 5 目、第 39 条第 2 号、第 39 条の 2、第 40 条の 2 第 9 号及び第 10 号、第 59 条、第 60 条の 2、第 60 条の 3 及び第 1 節第 3 款第 3 目を除く。)の規定は、協同組織金融機関の優先出資証券について準用する。

2 前項に規定するもののほか、前項の規定により準用する場合の必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替え る規定	読み替えられ る字句	読み替える字句
(略)		
第 25 条	合併、株式交換若しくは株式移転による株式の交付又は株主に募集株式の割当てを	協同組織金融機関の合併又は優先出資の割当ての新優先出資の引受権を与えてする優先出資の

新		
	を与えてする株式の交付による	発行による
(略)		
第64条	規程第81条各号	規程第81条各号(第4号を除く。)
	(略)	
(略)		

別表1

統合Web端末等によるデータの授受
株券

- 1.(略)
- 2.ファイル伝送によるデータの授受

区分	データの種別	時間	備考
1)	(略)		
参加者からの入力データ	加入者情報データ(新規登録)	午前3時から午後4時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後4時までとする。	「加入者」は「実質株主」と読み替える。
	加入者情報データ(変更)	午前3時から午後4時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日(年始営業日を除く。)は午前8時から午後4時までとする。	「加入者」は「実質株主」と読み替える。
	加入者情報データ	午前3時から午後4時まで	「加入者」は「実質株主」と読み替える。

旧		
	受ける新株の引受権を与えてする株式の交付による	発行による
(略)		
第64条	(新設)	
	(略)	
(略)		

別表1

統合Web端末等によるデータの授受
株券

- 1.(略)
- 2.ファイル伝送によるデータの授受

区分	データの種別	時間	備考
1)	(略)		
参加者からの入力データ	(新設)		
	(新設)		
	(新設)		

新				旧	
報データ (削除)	4時まで ただし、営業日の 次の休業日は、午 前3時から午前8 時までとし、休業 日の次の営業日 (年始営業日を除 く。)は午前8時か ら午後4時までと する。	者」は 「実質 株主」と 読み替 える。			
加入者情 報データ (加入者 口座コー ド変更通 知)	午前3時から午後 4時まで ただし、営業日の 次の休業日は、午 前3時から午前8 時までとし、休業 日の次の営業日 (年始営業日を除 く。)は午前8時か ら午後4時までと する。	「加入 者」は 「実質 株主」と 読み替 える。		(新設)	
加入者情 報確認結 果報告デ ータ	午前3時から午後 4時まで ただし、営業日の 次の休業日は、午 前3時から午前8 時までとし、休業 日の次の営業日 (年始営業日を除 く。)は午前8時か ら午後4時までと する。	「加入 者」は 「実質 株主」と 読み替 える。		(新設)	
総株主報 告データ	午前3時から午後 8時まで ただし、営業日の 次の休業日は、午 前3時から午前8 時までとし、休業 日の次の営業日 (年始営業日を除 く。)は午前8時か ら午後8時までと する。	「総株 主」は、 「実質 株主」と 読み替 える。		(新設)	
2) 参	(略)			2) 参	(略)
	加入者情	午前3時から午後	「加入		(新設)

新				旧	
加 者 へ の 出 力 デ ー タ	報エラー 通知デー タ	8時まで ただし、営業日の 次の休業日は、午 前3時から午前8 時までとし、休業 日の次の営業日 (年始営業日を除 く。)は午前8時か ら午後8時までと する。	者」は 「実質 株主」と 読み替 える。	加 者 へ の 出 力 デ ー タ	
	加入者情 報登録済 通知デー タ	午前3時から午後 8時まで ただし、営業日の 次の休業日は、午 前3時から午前8 時までとし、休業 日の次の営業日 (年始営業日を除 く。)は午前8時か ら午後8時までと する。	「加入 者」は 「実質 株主」と 読み替 える。		(新設)
	加入者情 報更新済 通知デー タ	午前3時から午後 8時まで ただし、営業日の 次の休業日は、午 前3時から午前8 時までとし、休業 日の次の営業日 (年始営業日を除 く。)は午前8時か ら午後時までとす る。	「加入 者」は 「実質 株主」と 読み替 える。		(新設)
	加入者情 報変更済 通知デー タ	午前3時から午後 8時まで ただし、営業日の 次の休業日は、午 前3時から午前8 時までとし、休業 日の次の営業日 (年始営業日を除 く。)は午前8時か ら午後8時までと する。	「加入 者」は 「実質 株主」と 読み替 える。		(新設)
	加入者口 座コード	午前3時から午後 8時まで	「加入 者」は		(新設)

新			旧		
変更済通知データ	ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日（年始営業日を除く。）は午前8時から午後8時までとする。	「実質株主」と読み替える。			
加入者情報削除登録済通知データ	午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日（年始営業日を除く。）は午前8時から午後8時までとする。	「加入者」は「実質株主」と読み替える。			(新設)
加入者情報確認依頼通知データ	午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日（年始営業日を除く。）は午前8時から午後8時までとする。	「加入者」は「実質株主」と読み替える。			(新設)
総株主報告対象株式数通知	権利確定日等の欲営業日から起算して3営業日目の日の午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日（年始営業日を除く。）は午前8時から午後8時までとする。	「総株主」は、「実質株主」と読み替える。			(新設)

新				旧			
	加入者情報未提出エラーデータ	権利確定日等の欲営業日から起算して5営業日目の日から10営業日目の日までの午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日（年始営業日を除く。）は午前8時から午後8時までとする。	「加入者」は「実質株主」と読み替える。		(新設)		
	配分明細通知データ	参加者口座簿記載日の前営業日の午前3時から午後8時まで ただし、営業日の次の休業日は、午前3時から午前8時までとし、休業日の次の営業日（年始営業日を除く。）は午前8時から午後8時までとする。			(新設)		
3. (略)				3. (略)			
4. 参加者の事務所又は機構が認めた場所に参加者が設置する機構が提供する業務規程第83条第2項に定める通知をするための端末装置からの入出力				(新設)			
区分	データの種別	時間	備考				
1) 参加者からの入	加入者情報登録・変更	毎営業日の午前8時30分から午後4時まで	「加入者」は「実質株主」と読み替える。				
	加入者情報削除	毎営業日の午前8時30分から午後4時まで	「加入者」は				

新				旧
カ デ ー タ		時まで	「実質株主」と読み替える。	
2) 参 加 者 か ら の 入 力 デ ー タ	加入者情報照会	毎営業日の午前8時30分から午後4時まで	「加入者」は「実質株主」と読み替える。	
~ (略)				

2. 附則

- 1 この改正規定は、平成20年10月27日から施行する。ただし、第64条の2第1項、第69条並びに第70条第1項及び第3項の規定は、平成20年9月1日から施行する。
- 2 改正後第67条の規定にかかわらず、改正規定の施行の日前に到来した権利確定日等に係る実質株主通知については、なお従前の例による。
- 3 改正後第67条の規定にかかわらず、機構は、改正規定の施行の日後最初に到来した権利確定日等に係る実質株主通知においては、すべての実質株主に係る改正後第64条の2第2項に掲げる事項を会社に対して通知する。
- 4 改正後第73条の規定にかかわらず、改正規定の施行の日前に到来した権利確定日等に係る実質株主通知によって会社に通知された実質株主につき、会社が法第31条第5項の規定による請求を行う場合の取扱いについては、改正規定の施行日後最初に到来した権利確定日等までの間、なお従前の例による。